

發刊登録番号：11-1430000-000093-10

2019 年発行

2018 年度知的財産白書

KOREAN INTELLECTUAL PROPERTY OFFICE

韓国特許庁

本仮訳は、韓国特許庁で発表した「2018年度知的財産白書(2019年5月)」をジェトロが仮訳したものです。ご利用にあたっては、原文をご確認ください。

https://www.kipo.go.kr/kpo/HtmlApp?c=3072&catmenu=m04_02_03

【免責条項】本資料で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本資料で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロは一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

目 次

第1編 知的財産政策の概観	34
第1章 知的財産分野における国内外の動向	35
第1節 知的財産分野における国内動向及び政策推進方向-----	35
1. 知的財産分野における国内動向.....	35
2. 対応策.....	38
第2節 知的財産分野の国際動向及び政策推進方向-----	40
1. 知的財産分野の国際動向.....	40
2. 対応策.....	43
第2章 2018年知的財産行政の戦略体系	45
第1節 特許庁のビジョンと推進戦略-----	45
第2節 ビジョン達成に向けた重点的な推進課題-----	47
1. 信頼される審査・審判サービスの提供.....	47
2. お金になる強い特許創出支援と保護強化.....	47
3. 優秀な知的財産の事業化促進.....	49
4. 知的財産人材養成及び国民向けサービスの改善	49
第2編 信頼される審査・審判サービスの提供	51
第1章 品質中心の審査・審判管理体系への転換 ..	52
第1節 特許・実用新案の審査分野-----	52

1. 概観	52
2. パート長中心のコミュニケーション型品質管理への転換	53
3. 特許・実用新案の迅速な権利化及び審査品質の向上	58
4. 審査支援事業の民間開放及び品質管理体系の構築	68
5. 審査官能力の強化及び審査インフラの改善	70
6. 特許審査における国際協力の強化	76
第2節 商標・デザイン審査分野	80
1. 概観	80
2. 商標・デザインの迅速な権利化及び審査品質の向上	81
3. 商標・デザイン調査分析など審査インフラの改善	86
4. 商標・デザイン分野における国際協力の強化	97
第3節 審判分野	105
1. 概観	105
2. 特許審判革新を通じた審判の迅速性・専門性・公正性の確保	109
3. 審判分野におけるグローバル協力の強化	124
第4節 審査品質診断体系の高度化	128
1. 概観	128
2. 審査品質診断制度の運営	128
3. 審査品質向上に向けた審査能力開発支援	135
第5節 出願・登録方式審査分野	138
1. 概観	138
2. 方式審査制度の運営	140
3. 方式審査の品質向上	144
第6節 審査・審判人材の専門性向上に向けた教育の強化	148
1. 概観	148
2. 実務中心の専門教育課程の運営	149

第2章 環境変化に対応する知的財産権制度の運営154

第1節 特許・実用新案分野 -----	154
1. 概観.....	154
2. 第四次産業革命に対応する特許審査制度の改善	155
3. デジタル・ネットワーク環境に適した特許保護体系改善の推進	161
第2節 商標・デザイン分野 -----	165
1. 出願人の利便性向上及び審査品質向上に向けた商標制度の改善	165
2. 出願人の利便性向上に向けたデザイン制度の改善	168

第3編 お金になる強い特許の創出支援と保護強化172

第1章 核心・標準特許の創出支援を通じた革新成

長の支援 173

第1節 知的財産権観点の政府R&D効率化支援 -----	173
1. 概観.....	173
2. 政府R&D課題発掘・企画段階における効率化支援	174
3. 政府R&D遂行段階における優秀特許創出支援	186
4. 政府R&D活用・管理段階における特許成果の総合管理	190
第2節 特許連携研究開発戦略(IP-R&D)の高度化 -----	196
1. 概観.....	196
2. IP-R&Dオーダーメイド型支援の拡大.....	197
3. IP-R&Dの裾野を広げるための民間拡散の強化	208
第3節 標準特許の創出支援 -----	211
1. 概観.....	211

2. 政府R&Dにおける標準特許確保可能性の向上 …………… 212
3. 国際標準化活動に対する標準特許戦略支援 …………… 217

第2章 国内知的財産権保護基盤の強化 …………… 220

第1節 概観 …………… 220

1. 推進背景及び概要 …………… 220
2. 推進内容及び成果 …………… 221
3. 評価及び発展方向 …………… 222

第2節 中小企業のアイデア・技術保護の強化 …………… 224

1. 政府レベルの中小企業技術奪取根絶対策の構築 …………… 224
2. 懲罰的損害賠償など特許・営業秘密侵害に対する救済の強化 …………… 226
3. 公正な競争秩序の確立に向けた不正競争防止法改正の推進 …………… 228
4. 紛争調停など代替的な紛争解決制度の活性化の推進 …………… 231
5. 営業秘密原本証明及び保護コンサルティングの支援 …………… 233
6. 社会的弱者のための公益弁理サービス支援 …………… 237

第3節 知的財産保護執行力の強化及び認識の向上 …………… 240

1. 特別司法警察を通じた知的財産保護執行の強化 …………… 240
2. 不正競争行為に対する調査・是正勧告の施行 …………… 243
3. 健全な取引秩序を確立するための特許虚偽表示の防止 …………… 245
4. 公正な商標使用体系の確立 …………… 247
5. 模倣品通報褒賞金制度の運営 …………… 249
6. 官民協力を通じた知的財産保護活動の推進 …………… 250
7. 知的財産認識向上に向けた市民運動及び広報の強化 …………… 253

第3章 海外知的財産権紛争の対応支援 …………… 257

第1節 概観 …………… 257

1. 推進背景及び概要 …………… 257

2. 推進内容及び成果	258
3. 評価及び発展方向	258
第2節 海外知的財産権の保護強化	260
1. K-ブランド保護及び現地における支援体系の強化	260
2. 韓流に便乗する外国企業に対する調査及び対応体系の構築	267
3. 海外進出企業の国際特許紛争対応能力向上	268

第4章 知的財産分野におけるグローバルリーダー

シップの強化 273

第1節 概観	273
1. 概要	273
2. 国際動向及び対応策	275
第2節 知的財産先進5カ国協力体制の強化	283
1. 特許先進5カ国特許庁(IP5)の協力体制	283
2. 商標先進5カ国特許庁(TM5)の協力体制	284
3. デザイン先進5庁(ID5)の協力体制	288
第3節 二国間及び多国間協力の積極的な推進	292
1. 主要国との特許審査協力など二国間協力の強化	292
2. 新南方・新北方ASEANなど新興市場との戦略的協力の強化	295
3. 知的財産分野の多国間交渉における能動的な対応	297
4. 環境変化による知的財産権分野の通商交渉対応	305
5. WIPO及び海外知財権教育機関との協力強化	309
第4節 グローバル特許行政情報化の先導	315
1. グローバル特許行政情報化に向けた海外協力の強化	315
2. 韓国型特許行政情報システムの海外拡散	320
3. 高品質のグローバル知的財産権コンテンツの開発及び活用事業	322

4. 国内外特許情報の活用・拡散のための特許情報博覧会の開催	323
第5節 最貧・途上国に対する知的財産シェアリングの拡大	325
1. 推進背景	325
2. 主な推進成果	325
3. 知的財産シェアリング事業の国際的拡散	327

第4編 優秀知的財産の事業化促進 329

第1章 知的財産金融の活性化及び事業化の促進 330

第1節 中小企業の知的財産金融・取引の活性化	330
1. 概観	330
2. 知的財産(IP)の価値評価及び金融支援の活性化	332
3. オン・オフライン連携を通じた知的財産取引の支援	336
4. 知的財産活用戦略支援	342
5. ファンド・オブ・ファンズ特許アカウントの運営	345
6. 国有特許活用革新方法の樹立	348
第2節 大学・公共研究機関の知的財産活用の促進	352
1. 概観	352
2. 特許経営専門家の派遣	353
3. 発明インタビュー及び公共IP活用支援	355
4. 製品単位の特許ポートフォリオの構築	357
5. 知的財産活用ネットワーク(IP-PLUG)の運営	359

第2章 知的財産基盤の強小企業の育成 361

第1節 地域の強小企業の発掘・育成	361
1. 概観	361
2. 特許バウチャー事業の導入	362

3. IP礎(デディムドル)プログラムの推進	365
4. IP翼(ナレ)プログラム	368
5. 中小企業IP即時支援サービスの提供	371
6. グローバルIPスター企業の育成	373
7. 知的財産経営認証	377
8. 知識財産プロボノ事業の推進	381
第2節 地域における知的財産インフラの構築	384
1. 概観	384
2. 地域知的財産センターの運営及びIP創造Zoneの構築	384
3. 地域における知的財産権認識の向上	388
第3節 知的財産サービス産業の育成	393
1. 概観	393
2. 知的財産サービス市場の需要拡大	394
3. 知的財産サービス業関連専門人材の養成	398

第3章 中小・ベンチャー企業の知的財産能力の強

化 403

第1節 知的財産権創出・活用インフラの強化	403
1. 中小企業特許共済制度導入の基盤構築	403
2. 知的財産税制改編の推進	405
3. 職務発明補償制度活性化の推進	407
4. 知的財産権貿易収支を基にした知的財産政策の樹立	412
第2節 知的財産政策の国家レベルでの推進	416
1. 推進背景	416
2. 推進内容及び成果	416
3. 今後の推進計画	416

第3節 知的財産権政策の強化に向けた基盤作り -----	418
1. 知的財産政策研究の強化.....	418
2. 知的財産政策研究基盤の構築.....	420

第5編 知的財産人材養成及び国民向けサービスの

改善.....	428
---------	-----

第1章 国民向け知的財産教育環境の構築..... 429

第1節 知的財産専門人材の養成 -----	429
1. 概観.....	429
2. 知的財産権に強い大学(院)の人材養成.....	430
3. 企業・大学間の産学協力プロジェクトの推進.....	441
4. 中小・中堅企業における知的財産専門人材の養成.....	453
5. 生涯教育である知的財産単位銀行制度の運営.....	459
6. 弁理士の専門性強化のための制度改善.....	463
7. 弁理士実務見習のための集合教育課程の運営.....	466
第2節 創意的な発明人材育成のためのインフラ拡大 -----	470
1. 概観.....	470
2. 発明教育の制度化及び活性化の基盤構築.....	471
3. 学生の特性別・学校のレベル別オーダーメイド型発明教育の推進.....	475
4. 優秀発明活動の学生及び教員の発掘・拡大.....	485
5. 知的財産スマート教育を活用した全国民向け知的財産常時学習の推進.....	489
第3節 発明振興イベントの開催を通じた発明活動促進及び国民の認識向上	495
1. 概観.....	495
2. 第53回「発明の日」記念式の開催.....	495
3. 2018年特許技術賞の授賞.....	498

4. 2018大韓民国知的財産大典の開催	500
5. 第1回国民安全発明チャレンジの開催	503
第4節 女性発明教育及び女性発明振興活動の展開	507
1. 概観	507
2. 女性発明の底辺拡大及び知的財産認識の向上	507
3. 女性発明の事業化支援	510

第2章 知的財産行政サービスの改善 514

第1節 特許行政情報システムの高度化	514
1. 概観	514
2. 特許行政分野別情報化中長期計画の策定	515
3. 第3世代特許ネットシステムの構築・運営	518
4. オーダーメイド型検索システムの構築・運営	525
5. 情報保護体系の強化	528
第2節 ユーザー中心のサービスシステム体制の構築	531
1. 概観	531
2. ユーザー指向的な手数料体系の改編	532
3. 顧客の意見を反映したサービス・制度の改善	532
4. 24時間電子ユーザーサービスの提供	536
第3節 特許情報DBの構築	539
1. 概観	539
2. 知的財産権データの拡充及び管理・活用	539
3. 韓国特許英文抄録の構築	547
4. 知的財産権公報の発刊	551
5. 特許文書電子化センターの運営	554
第4節 知的財産情報サービスのレベル向上	558
1. 概観	558

2. 顧客指向型の特許情報検索サービス (KIPRIS) の運営	559
3. 特許文献翻訳サービスの拡大	562
4. 知的財産情報統合検索の支援	565
5. オープンプラットフォーム方法の公共データ開放の拡大	567
6. 知的財産統計サービスの提供	572

第6編 産業財産権における出願・登録及び審査・

審判の統計状況

574

第1章 国内出願分野の状況

575

第1節 産業財産権における出願全般

575

1. 産業財産権における出願動向	575
2. 外国人による出願状況	576
3. 法人及び個人による出願状況	577
4. 女性及び学生による出願状況	578
5. 代理人有無別の出願状況	579
6. 主要国(米、日、中、ヨーロッパ)による特許出願状況	580
7. 韓国の主要国(米国、日本、中国、ヨーロッパ)に対する特許出願状況	581

第2節 権利別・産業部門別の出願

583

1. 特許・実用新案登録の出願状況	583
2. デザイン登録の出願状況	587
3. 商標登録の出願状況	588

第3節 公共機関及び大学における特許出願

590

1. 公共機関における特許出願状況	590
2. 大学における特許出願状況	591

第4節 韓国人・外国人による地域別・企業別の出願

592

1. 韓国人による出願・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 592
2. 外国人による出願・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 594

第2章 PCT、マドリード及びハーグ国際出願分野 597

- 第1節 PCT国際出願 ----- 597
1. 全世界におけるPCT国際出願状況・・・・・・・・・・・・・・・・ 597
 2. 韓国におけるPCT国際出願状況及び見通し・・・・・・・・ 599
 3. 国際調査・国際予備審査の状況及び見通し・・・・・・ 604
 4. PCT国際出願の韓国内段階への移行状況・・・・・・・・ 607
- 第2節 マドリード国際商標出願 ----- 609
1. 世界における国際商標出願状況・・・・・・・・・・・・・・・・ 609
 2. 韓国を本国官庁とした国際商標出願の状況・・・・・・ 611
 3. 韓国を指定国の官庁にした出願状況・・・・・・・・・・ 614
- 第3節 ハーグ国際デザイン登録出願 ----- 617
1. 世界における国際デザイン登録出願状況・・・・・・・・ 617
 2. 韓国を指定官庁にした国際デザイン登録出願状況・・・・ 619

第3章 登録分野・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 621

- 第1節 産業財産権全般について ----- 621
1. 産業財産権登録動向の概要・・・・・・・・・・・・・・・・ 621
 2. 2018年の登録細部状況・・・・・・・・・・・・・・・・ 621
- 第2節 年次登録の状況 ----- 631
- 第3節 存続権利の状況 ----- 632
- 第4節 マドリード国際商標登録の状況 ----- 633
- 第5節 ハーグ国際デザイン登録の状況 ----- 634

第4章 審査分野 635

第1節 総括 -----	635
第2節 特許及び実用新案の審査 -----	637
1. 特許出願の審査状況	637
2. 実用新案登録出願の審査状況	639
3. PCT国際調査及び予備審査状況	640
第3節 商標及びデザイン審査 -----	642
1. 商標登録の出願審査状況	642
2. デザイン登録出願の審査状況	645
3. 異議審査の状況	646

第5章 審判分野 648

第1節 審判請求及び処理状況 -----	648
1. 権利別の審判請求及び処理件数状況	648
2. 審判請求人別の審判請求状況	650
3. 韓国人・外国人間での当事者系の審判請求状況	651
4. 韓国企業・外国企業間での審判請求状況	652
5. 中小企業・大企業間での審判請求状況	653
6. 審判処理期間の状況	654
第2節 特許裁判所の訴訟提起及び判決状況 -----	655
第3節 最高裁判所への上告提起及び宣告状況 -----	656

付録 657

1. 歴代庁長 -----	658
2. 機構・定員・予算現況 -----	660

3. 特許庁所管の法令現況 -----	661
4. 2018年庁長のマスコミ広報活動 -----	662
5. 2018年庁長の現場における疎通活動 -----	664

表目次

<表Ⅰ-1-1>韓国における産業財産権出願の推移	35
<表Ⅰ-1-2>主要国における産業財産権の出願推移	36
<表Ⅰ-1-3>主要国PCT国際特許出願の推移	36
<表Ⅱ-1-1>審査パートの構成状況.....	56
<表Ⅱ-1-2>審査官等級別の昇級基準及び意思決定権限	60
<表Ⅱ-1-3>特許先行技術調査専門機関の指定・登録状況	68
<表Ⅱ-1-4>特許先行技術調査事業の推進実績	69
<表Ⅱ-1-5>国際出願先行技術調査専門機関の状況	70
<表Ⅱ-1-6>国際出願先行技術調査事業の推進実績	70
<表Ⅱ-1-7>特許分類付与事業の年度別推進状況	71
<表Ⅱ-1-8>審査官新技術教育事業の推進実績(2018年)	73
<表Ⅱ-1-9>国際機関(国際調査機関及び国際予備審査機関)の状況	77
<表Ⅱ-1-10>PCT国際調査の依頼状況.....	77
<表Ⅱ-1-11>韓国がPCT国際調査サービスを提供している国	78
<表Ⅱ-1-12>PPH施行対象特許庁の状況.....	79
<表Ⅱ-1-13>主要国における商標・デザイン審査処理期間の状況	81
<表Ⅱ-1-14>商標・デザイン審査品質向上推進体系	82
<表Ⅱ-1-15>2018年商標・デザイン制度研究会	84
<表Ⅱ-1-16>2018年商標・デザイン審査参考資料の発刊状況	85
<表Ⅱ-1-17>2018年度顧客満足度調査の結果	86
<表Ⅱ-1-18>商標調査分析事業の推進実績	89
<表Ⅱ-1-19>国際商標登録出願指定商品翻訳分類事業の推進実績	90

<表Ⅱ-1-20> 指定商品分類事業及び図形商標分類事業の推進実績	91
<表Ⅱ-1-21> デザイン調査分析事業の推進実績	91
<表Ⅱ-1-22> 公知デザイン審査資料の収集・整備状況	93
<表Ⅱ-1-23> デザイン審査資料の保有状況	93
<表Ⅱ-1-24> 最近5年間権利別審判請求件数の推移	106
<表Ⅱ-1-25> 最近5年間決定系・当事者系別審判請求件数の推移	106
<表Ⅱ-1-26> 知的財産権侵害訴訟件数の推移	107
<表Ⅱ-1-27> 審判官の定員と審判処理期間	108
<表Ⅱ-1-28> 2018年特許商標判例論文公募展の結果	113
<表Ⅱ-1-29> 2018年迅速・優先・一般審判の審決件数	115
<表Ⅱ-1-30> 口述審理の開催件数	117
<表Ⅱ-1-31> 審判院の審決に対する提訴率及び審決取消率の状況	123
<表Ⅱ-1-32> 審査品質診断の種類及び特徴の比較	130
<表Ⅱ-1-33> 2018年分野別方式審査の処理状況	139
<表Ⅱ-1-34> 協議方式審査のプロセス及び管理	147
<表Ⅱ-1-35> 教育訓練状況(2018年教育実績)	151
<表Ⅲ-1-1> 国家特許戦略青写真構築産業分野(2018年)	175
<表Ⅲ-1-2> 国家特許戦略青写真のDB構築状況	176
<表Ⅲ-1-3> 政府省庁研究開発課題の特許動向調査支援状況	181
<表Ⅲ-1-4> 第四次産業革命に備えた特許分析支援課題の状況	181
<表Ⅲ-1-5> 2018年研究者中心の戦略的R&D-先企画支援事業の分野別支援 状況	185
<表Ⅲ-1-6> 米国登録特許の韓・米質的水準の比較	186
<表Ⅲ-1-7> 政府R&D優秀特許創出支援事業	187

<表Ⅲ-1-8> 契約年度別技術移転契約件数の状況	192
<表Ⅲ-1-9> 2013～2017年権利主体別の政府R&D国内出願特許の状況	193
<表Ⅲ-1-10> 大学・公共研の年次別移転特許数	193
<表Ⅲ-1-11> IP-R&D戦略支援事業の成果.....	202
<表Ⅲ-1-12> 2018年グローバル技術革新IP戦略開発課題の類型別支援内容20 4	
<表Ⅲ-1-13> 2018年グローバル技術革新IP戦略開発事業の実績	206
<表Ⅲ-1-14> 国際標準化機構 (ISO、IEC、ITU) に登録された標準特許の状 況 (2018. 12)	213
<表Ⅲ-1-15> 2018年R&D標準特許創出支援事業の推進成果	215
<表Ⅲ-1-16> 2018年国際標準案特許戦略化事業の推進成果	216
<表Ⅲ-1-17> 2018年標準特許後続管理事業の推進成果	216
<表Ⅲ-1-18> 2018年標準制定特許対応支援の推進成果	218
<表Ⅲ-2-1> 技術流出の状況.....	234
<表Ⅲ-2-2> 2018年度営業秘密保護支援事業の実績	235
<表Ⅲ-2-3> 2018年審判・訴訟の支援実績 (支援類型別)	238
<表Ⅲ-2-4> 2018年審判・訴訟の支援実績 (支援対象別)	238
<表Ⅲ-2-5> 2018年相談及び書類作成の支援実績 (支援類型別)	239
<表Ⅲ-2-6> 2018年相談及び書類作成の支援実績 (支援対象別)	239
<表Ⅲ-2-7> 模倣品取締状況.....	241
<表Ⅲ-2-8> 主要品目別の取締状況 (2018).....	241
<表Ⅲ-2-9> 類型別褒賞金の支給状況 (2012～2018)	250
<表Ⅲ-3-1> 2018年IP-DESK支援状況.....	262
<表Ⅲ-3-2> 海外知的財産権保護ガイドブックの発刊状況	270

<表Ⅲ-3-3>国際知的財産権紛争予防コンサルティングの優秀事例	271
<表Ⅲ-4-1>TM5の主要協力事業	286
<表Ⅲ-4-2>ID5の主要協力事業	290
<表Ⅲ-4-3>FTA協定の主要内容	307
<表Ⅲ-4-4>2018年国際セミナー及び外国人向け教育の運営状況	314
<表Ⅳ-1-1>特許技術事業化評価支援の実績	333
<表Ⅳ-1-2>特許技術金融連携評価支援の実績	334
<表Ⅳ-1-3>発明の評価機関指定状況	335
<表Ⅳ-1-4>権利別の知的財産取引実績	339
<表Ⅳ-1-5>類型別の知的財産取引実績	339
<表Ⅳ-1-6>機関類型別特許分析評価システムの年間契約実績	340
<表Ⅳ-1-7>機関類型別特許分析評価システムの利用実績	341
<表Ⅳ-1-8>知的財産活用戦略支援実績の細部状況	343
<表Ⅳ-1-9>知的財産活用戦略支援事業の活用率	344
<表Ⅳ-1-10>年度別国有特許権の保有状況	349
<表Ⅳ-1-11>年度別国有特許権の実施状況	350
<表Ⅳ-1-12>年度別国有特許補償金の支給状況	351
<表Ⅳ-1-13>2018年度発明インタビューの支援実績	356
<表Ⅳ-2-1>スタートアップ特許バウチャー事業のIPサービスメニュー	364
<表Ⅳ-2-2>企業生滅行政統計	368
<表Ⅳ-2-3>主要国新生企業の1年/5年生存率	369
<表Ⅳ-2-4>2017～2018年IP翼(ナレ)プログラムの知的財産権出願支援件数	370
<表Ⅳ-2-5>2017～2018年IP翼(ナレ)企業事業資金の確保状況	370

<表Ⅳ-2-6>2018年IP翼(ナレ)プログラムコンサルティングの満足度...	371
<表Ⅳ-2-7>2018年度中小企業IP即時支援サービス	372
<表Ⅳ-2-8>支援対象の選定状況	374
<表Ⅳ-2-9>2018年度グローバルIPスター企業の支援実績	375
<表Ⅳ-2-10>グローバルIPスター企業の支援成果	376
<表Ⅳ-2-11>知的財産経営認証の実績	379
<表Ⅳ-2-12>知的財産経営認証の審査項目	379
<表Ⅳ-2-13>2018年度知的財産プロボノの分野別状況	383
<表Ⅳ-2-14>地域知的財産センターの設置運営状況	387
<表Ⅳ-2-5>2018年地域知的財産フェスティバル	389
<表Ⅳ-2-16>資格検定試験の施行状況	396
<表Ⅳ-3-1>発明振興法改正案の特許共済制度の主要内容	405
<表Ⅳ-3-2>韓国における法人の特許出願の推移	408
<表Ⅳ-3-3>職務発明補償優秀企業に対するインセンティブ状況	410
<表Ⅳ-3-4>国内企業の職務発明制度の導入比率	411
<表Ⅳ-3-5>年度別知的財産権の貿易収支	413
<表Ⅳ-3-6>政策研究の推進プロセス及び運営	419
<表Ⅳ-3-7>2018年知的財産政策研究テーマ	419
<表Ⅳ-3-8>2018年フォーラム、シンポジウムなどの開催内容	423
<表Ⅳ-3-9>大学(院)生知的財産優秀論文公募展の受付状況	424
<表Ⅳ-3-10>2018年知的財産基礎研究の主要内容	426
<表Ⅴ-1-1>知的財産教育先導大学の運営結果	432
<表Ⅴ-1-2>知的財産専門学位課程の運営状況	435

<表V-1-3>大学における知的財産教授教育(短期集中課程)の状況	438
<表V-1-4>大学における知的財産教授教育プログラム	438
<表V-1-5>競合部門別の書面審査基準	442
<表V-1-6>競合部門別の最終審査基準	443
<表V-1-7>2018年の授賞内訳	444
<表V-1-8>参加及び受賞状況	446
<表V-1-9>最多受賞大学及び最多応募大学	446
<表V-1-10>D2Bデザインフェアの審査手続き	448
<表V-1-11>2018年D2Bデザインフェアの受賞者現況	448
<表V-1-12>大会の主要日程及びプロセス	451
<表V-1-13>大学創意発明大会の出品状況	452
<表V-1-14>2018年大学創意発明大会における優秀発明受賞作の状況	452
<表V-1-15>訪問による知的財産オーダーメイド型教育のプロセス	456
<表V-1-16>2018年海外知的財産実務人材養成課程の運営状況	456
<表V-1-17>2018年中小企業支援機関連携のIP教育推進状況	458
<表V-1-18>知的財産単位銀行制度の知的財産一般科目	461
<表V-1-19>知的財産単位銀行制度の法学科目	461
<表V-1-20>知的財産単位銀行制度の理工系基礎科目	462
<表V-1-21>知的財産単位銀行制度の研究開発・経営に関する科目	462
<表V-1-22>教育課程への反映状況	472
<表V-1-23>発明教師認証制度における等級別の認証基準	474
<表V-1-24>年度別発明教育センターの設置状況	476
<表V-1-25>発明教育センターの利用者状況	476

<表V-1-26> 主要発明(英才)教育プログラムの教材	479
<表V-1-27> 発明英才教育の状況.....	481
<表V-1-28> 教師研修の状況.....	481
<表V-1-29> 次世代英才起業家教育院の教育課程	482
<表V-1-30> 2018年の企業連携職務発明プログラムの参加状況	484
<表V-1-31> 優秀発明学生及び教員の発掘・拡大活動	485
<表V-1-32> 大韓民国学生発明展示会の出品件数	487
<表V-1-33> 大韓民国学生創意力チャンピオン大会の参加チーム数	488
<表V-1-34> YIP(青少年発明家プログラム)の状況	488
<表V-1-35> 知的財産スマート教育の対象別運営状況	493
<表V-1-36> 特許技術賞の施行日程.....	499
<表V-2-1> 特許ネットシステムの稼動時間	522
<表V-2-2> 電算装備の運用状況.....	524
<表V-2-3> 2008年～2018年検索システム高度化推進の経過	525
<表V-2-4> 過去5年間の特許顧客満足度推移	535
<表V-2-5> 24時間電子ユーザーサービスの段階別開通時期	537
<表V-2-6> 2018年に完了した主要改善事項	537
<表V-2-7> 特許及び実用新案検索DBの構築状況	541
<表V-2-8> デザイン検索DBの構築状況.....	543
<表V-2-9> 商標検索DBの構築状況.....	544
<表V-2-10> 2018年度教育及び広報状況.....	546
<表V-2-11> 年度別データ品質の正確度.....	547
<表V-2-12> 2018年度データ管理業務処理の状況	547

<表V-2-13> 韓国特許英文抄録のDB構築状況(2018年12月末基準)	549
<表V-2-14> 韓国特許英文抄録の国内外配布機関の状況(2018年12月末基準)	549
<表V-2-15> 過去5年間の韓国特許英文抄録の検索状況(2018年12月末基準)	550
<表V-2-16> 各国における韓国特許英文抄録の活用状況	551
<表V-2-17> 2018年度の公報発刊件数	552
<表V-2-18> インターネット公報のメーリングサービス加入者及びメール配信件数	552
<表V-2-19> KIPRISの利用状況	562
<表V-2-20> モバイル検索サービスの利用状況	562
<表V-2-21> 翻訳サービスの提供状況	563
<表V-2-22> 翻訳辞書の構築状況	564
<表V-2-23> 海外特許文献の引用文献活用推移	564
<表V-2-24> 知的財産情報統合サービス(IPIS)の連携状況	566
<表V-2-25> 機関協業後続支援プログラム	569
<表V-2-26> IP情報活用生態系作りに向けた官・民協力活動	570
<表VI-1-1> 過去5年間の権利別出願状況	575
<表VI-1-2> 韓国人・外国人別の出願状況	577
<表VI-1-3> 法人、個人別の出願状況	578
<表VI-1-4> 女性及び学生による出願状況	579
<表VI-1-5> 代理人有無別の出願件数	579
<表VI-1-6> 主要国による過去5年間の特許出願状況	580
<表VI-1-7> 過去5年間の韓国の主要国への特許出願状況	581

<表VI-1-8>産業部門別の特許、実用新案登録出願状況	583
<表VI-1-9>デザイン部門別のデザイン登録出願状況	588
<表VI-1-10>NICE分類別の商標登録出願状況	589
<表VI-1-11>公共機関における特許出願状況	590
<表VI-1-12>公共機関における特許最多出願順位	590
<表VI-1-13>大学における特許出願状況.....	591
<表VI-1-14>大学における特許最多出願順位	591
<表VI-1-15>韓国人による地域別出願状況	592
<表VI-1-16>国内10位圏内の最多出願企業の出願状況	594
<表VI-1-17>外国(法)人による国籍別出願状況	595
<表VI-1-18>外国人による10位圏内最多出願企業別の出願状況	596
<表VI-2-1>韓国におけるPCT国際出願件数	600
<表VI-2-2>個人対法人におけるPCT国際出願状況	602
<表VI-2-3>媒体別のPCT国際出願状況.....	603
<表VI-2-4>言語別のPCT国際出願状況.....	604
<表VI-2-5>PCT国際調査使用写本の受付状況	605
<表VI-2-6>PCT国際予備審査の請求状況.....	606
<表VI-2-7>PCT国際調査機関の指定状況.....	606
<表VI-2-8>PCT国際出願の韓国国内段階(指定官庁)への移行件数	607
<表VI-2-9>年度別の韓国における国際商標電子出願状況	612
<表VI-2-10>年度別の韓国を指定した国際デザイン登録出願状況(デザイン件数 基準).....	619
<表VI-2-11>2018年海外国別の韓国指定状況(デザイン件数基準)	620
<表VI-3-1>過去5年間の登録状況.....	621

<表VI-3-2>2018年の産業部門別特許・実用新案設定登録状況	622
<表VI-3-3>2018年の物品群別デザイン登録状況	623
<表VI-3-4>2018年の部門別商標登録状況.....	623
<表VI-3-5>2018年の個人・法人別登録状況	624
<表VI-3-6>過去5年間の個人・法人別登録状況	625
<表VI-3-7>2018年の代理人有無別登録状況	626
<表VI-3-8>過去5年間の韓国人・外国人による登録状況	627
<表VI-3-9>2018年の市・道別登録状況.....	628
<表VI-3-10>2018年の外国人による国別登録状況	629
<表VI-3-11>2018年の韓国内最多登録法人の状況	630
<表VI-3-12>過去5年間の権利別年次登録状況	631
<表VI-3-13>2018年現在の存続権利状況.....	632
<表VI-3-14>2018年の国別国際商標(マドリッド)登録状況	633
<表VI-3-15>2018年の国別国際デザイン(ハーグ)登録状況	634
<表VI-4-1>権利別の審査処理状況.....	635
<表VI-4-2>特許の1次審査処理状況.....	637
<表VI-4-3>特許審査の終結処理状況.....	638
<表VI-4-4>実用新案の1次審査処理状況.....	639
<表VI-4-5>実用新案の審査終結処理状況.....	640
<表VI-4-6>PCT国際調査及び予備審査状況	640
<表VI-4-7>商標登録出願の1次審査処理状況	642
<表VI-4-8>商標登録出願審査の終結処理状況	643
<表VI-4-9>国際商標登録出願の1次審査処理状況	643

<表VI-4-10> 国際商標登録出願の審査終結処理状況	644
<表VI-4-11> デザイン登録出願の1次審査処理状況	645
<表VI-4-12> デザイン登録出願の審査終結処理状況	645
<表VI-4-13> 異議申立件数、異議申立率及び異議認容率	646
<表VI-5-1> 権利別の審判請求状況.....	648
<表VI-5-2> 権利別の審判処理及び審査前置登録状況	649
<表VI-5-3> 審判請求別の審判請求状況.....	650
<表VI-5-4> 韓国人・外国人間での当事者系審判請求状況	651
<表VI-5-5> 韓国企業・外国企業間での審判請求状況	653
<表VI-5-6> 中小企業・大企業間での審判請求状況	654
<表VI-5-7> 年度別の審判処理期間状況.....	654
<表VI-5-8> 特許裁判所の訴訟提起及び判決状況	655
<表VI-5-9> 最高裁判所への上告提起及び宣告状況	656

目次

<図Ⅰ-1-1> GDP対比内国人の特許出願件数(2017)	37
<図Ⅰ-1-2> 第四次産業革命分野における標準特許状況(2017)	37
<図Ⅰ-1-3> 企業流出の被害状況	37
<図Ⅰ-1-4> 大企業と中小企業の技術保護能力	37
<図Ⅰ-1-5> 主要国の創業理由	38
<図Ⅰ-1-6> 創業企業の5年生存率	38
<図Ⅰ-2-1> 2018年業務推進方向	45
<図Ⅱ-1-1> 迅速審判の標準プロセス	115
<図Ⅱ-1-2> 当事者系口述審理が行われる審判廷	117
<図Ⅱ-1-3> 特許審判院の遠隔映像口述審理システム	118
<図Ⅱ-1-4> 正規診断業務の流れ図	131
<図Ⅱ-1-5> 2018年大田地方裁判所登記課担当者との懇談会	143
<図Ⅱ-1-6> 2018年国際出願上・下半期説明会	144
<図Ⅱ-1-7> ビデオ面談システムの構成	159
<図Ⅲ-1-1> 国家研究開発の段階別特許情報活用支援状況(2018)	174
<図Ⅲ-1-2> 国家特許戦略青写真の構築活用5段階推進プロセス	176
<図Ⅲ-1-3> ユーザーオーダーメイド型オンライン特許分析サービス(例示)	177
<図Ⅲ-1-4> 特許技術動向調査事業の推進沿革	178
<図Ⅲ-1-5> 国家研究開発プロセスによる特許動向調査の支援体系	180
<図Ⅲ-1-6> 特許技術動向調査事業のR&D省庁の活用事例	181
<図Ⅲ-1-7> 政府R&D特許技術動向調査事業の成果分析	182

<図Ⅲ-1-8>研究者中心の戦略的R&D—先企画支援事業の支援内容	184
<図Ⅲ-1-9>研究者中心の戦略的R&D—先企画支援事業の推進体系	184
<図Ⅲ-1-10>政府R&D優秀特許創出支援事業の支援内容及びプロセス ...	189
<図Ⅲ-1-11>2013～2017年政府R&D特許成果に対する主要分析結果	191
<図Ⅲ-1-12>米・中貿易規制手段などの戦略的な変化	196
<図Ⅲ-1-13>主要国における第四次産業革命関連知的財産戦略の推進動向	198
<図Ⅲ-1-14>製品と技術に対するパラダイムシフト	199
<図Ⅲ-1-15>知財権中心の技術獲得戦略樹立プロセス	200
<図Ⅲ-1-16>知財権連携研究開発戦略支援における個別課題別の進行プロセス	200
<図Ⅲ-1-17>支援類型別の戦略樹立プロセス	205
<図Ⅲ-1-18>標準特許創出支援事業の政府レベルでの推進体系	214
<図Ⅲ-2-1>国家別知的財産権保護の順位	221
<図Ⅲ-2-2>営業秘密保護コンサルティング及び保護管理システム	235
<図Ⅲ-2-3>営業秘密原本証明制度	236
<図Ⅲ-2-4>模倣品取締のマスコミ報道	242
<図Ⅲ-2-5>商品形態模倣行為の調査・是正勧告(2017.12.4.)	245
<図Ⅲ-2-6>不正目的出願人の管理体系	248
<図Ⅲ-2-7>模倣品流通防止協議会の活動	253
<図Ⅲ-2-8>2018知財権保護消費者キャンペーン協議会の活動	255
<図Ⅲ-3-1>アリババ韓国ブランド商品識別セミナー(2018.8.)	262
<図Ⅲ-3-2>中国内商標ブローカーへの対応プロセス	265
<図Ⅲ-3-3>商標ブローカー根絶推進広報活動	266

<図Ⅲ-4-1>WIPO総会での基調演説.....	298
<図Ⅲ-4-2>2018年知的財産教育分野における国際協力	312
<図Ⅲ-4-3>2018年適正技術開発事業の成果	326
<図Ⅲ-4-4>2018年ブランド開発事業の成果	327
<図Ⅳ-1-1>知的財産取引情報システム(国家知的財産取引プラットフォーム)のホームページ.....	338
<図Ⅳ-1-2>IP製品革新マニュアル教材.....	345
<図Ⅳ-1-3>年度別大学・公共機関における特許出願件数の推移	352
<図Ⅳ-1-4>「特許経営専門家派遣事業」の優秀事例	354
<図Ⅳ-1-5>特許ポートフォリオ構築・移転モデル	357
<図Ⅳ-1-6>特許ポートフォリオ構築・移転及び事業化支援のプロセス .	358
<図Ⅳ-1-7>知的財産活用ネットワーク(IPプラグ)	359
<図Ⅳ-1-8>省庁間の技術移転・事業化の協業体系	360
<図Ⅳ-2-1>スタートアップ特許バウチャー事業の推進体系	363
<図Ⅳ-2-2>IP礎(デディムドル)プログラムの進行プロセス	367
<図Ⅳ-2-3>知的財産経営認証オンラインシステム	378
<図Ⅳ-2-4>知的財産プロボノのCI.....	381
<図Ⅳ-2-5>知的財産プロボノの構造図.....	382
<図Ⅳ-2-6>地域知的財産センターの状況.....	386
<図Ⅳ-2-7>資格制度の機能.....	395
<図Ⅳ-2-8>日本特許情報フェア&コンファレンス	396
<図Ⅳ-2-9>中国特許コンファレンス.....	396
<図Ⅳ-2-10>米国特許情報ユーザーコンファレンス	397
<図Ⅳ-2-11>EPO特許情報コンファレンス.....	397

<図IV-2-12> 第8回知的財産情報サービスShow&Fair	397
<図IV-2-13> 知的財産サービス採用連携教育のプロセス	399
<図IV-2-14> 研修生選抜の優先順位.....	399
<図IV-2-15> 2018IPサービスアカデミー.....	400
<図IV-2-16> 採用連携プロセス.....	400
<図IV-2-17> 採用連携教育の満足度.....	401
<図IV-3-1> 職務発明制度のメカニズム.....	409
<図IV-3-2> 職務発明補償優秀企業の認証プロセス	410
<図IV-3-3> 職務発明制度説明会.....	411
<図IV-3-4> 職務発明制度広報館の運営.....	411
<図IV-3-5> 知的財産動向の収集・普及の流れ図	422
<図IV-3-6> 知的財産専門図書館.....	425
<図V-1-1> 大学(院)における知的財産教育の履修体系	431
<図V-1-2> 2018年の大賞(はしごととして利用可能なトラック積載箱の羽、 左)及び金賞(ビビンバスプーン器、右)受賞作	449
<図V-1-3> KAIST・POSTECHの次世代英才起業家教育院の教育体系	483
<図V-1-4> 特許庁長官(国務総理代行)の授賞	497
<図V-1-5> 記念映像の上映.....	497
<図V-1-6> 2018年今年の発明王授賞.....	497
<図V-1-7> ブリッジ公演.....	497
<図V-1-8> 2018年上半期受賞作の試演.....	500
<図V-1-9> 2018年上半期授賞式.....	500
<図V-1-10> 2018年下半期受賞作の試演.....	500
<図V-1-11> 2018年下半期授賞式.....	500

<図V-1-12>大韓民国知的財産大典の開催	502
<図V-1-13>知的財産トレンド館の展示全景	502
<図V-1-14>授賞式の授与場面	502
<図V-1-15>商標デザイン権展の展示全景	502
<図V-1-16>知的財産の説明会場	503
<図V-1-17>ソウル展授賞式の全景	503
<図V-1-18>国民安全発明チャレンジの最優秀受賞作	505
<図V-1-19>大韓民国女性発明品博覧会	511
<図V-1-20>大韓民国世界女性発明フォーラム	511
<図V-2-1>特許情報システムインフラの構成図	523
<図V-2-2>過去6年間の提案公募件数及び採択率の推移	534
<図V-2-3>韓国特許英文抄録の構成項目	548
<図V-2-4>種類別の公報発刊件数	553
<図V-2-5>年度別公報発刊の動き	554
<図V-2-6>電子化処理工程フロー	555
<図V-2-7>年度別の電子化処理期間及びエラー率の状況	556
<図V-2-8>年度別の訪問型特許情報検索・電子出願教育の教育回数・受 講者数	556
<図V-2-9>モバイルKIPRISの画面	562
<図V-2-10>知的財産情報統合サービス(IPIS)の連携拡大	566
<図V-2-11>KIPRIS ^{Plus} (Plus.kipris.or.kr)の概要	568
<図V-2-12>知的財産(IP)データギフト制度	569
<図VI-1-1>過去5年間の権利別出願推移	576
<図VI-1-2>代理人有無別の出願推移	580

<図VI-1-3>2018年韓国人による地域別出願推移	593
<図VI-2-1>全世界におけるPCT国際出願状況	598
<図VI-2-2>2018年の全世界PCT最多出願国の順位	598
<図VI-2-3>2018年の全世界PCT最多出願企業の順位	599
<図VI-2-4>韓国におけるPCT国際出願状況	600
<図VI-2-5>2018年の国内最多出願法人(企業)別のPCT国際出願状況	601
<図VI-2-6>PCT国内段階(指定官庁)移行状況	608
<図VI-2-7>年度別の世界国際商標出願状況	609
<図VI-2-8>2018年世界マドリッド国際商標10位圏内最多出願国の状況	610
<図VI-2-9>年度別の世界国際商標登録状況	610
<図VI-2-10>2018年の世界10位圏内の指定国状況	611
<図VI-2-11>年度別の韓国における国際商標出願状況	612
<図VI-2-12>2018年の韓国における出願人10位圏内の指定国状況	613
<図VI-2-13>2018年の韓国における10位圏内の国際商標最多出願企業状況	614
4	
<図VI-2-14>年度別の外国人が韓国を指定した国際商標登録の出願状況	614
<図VI-2-15>2018年の韓国を指定した10位圏内締約国の状況	615
<図VI-2-16>2018年の韓国を指定した10位圏内外国最多出願企業の状況	616
<図VI-2-17>年度別の世界ハーグ国際デザイン出願状況	617
<図VI-2-18>年度別の世界ハーグ国際出願デザイン件数の状況	618
<図VI-2-19>2018年の世界ハーグ国際出願10位圏内の最多出願国(国際出願件数 基準).....	618
<図VI-2-20>2018年ハーグ国際出願10位圏内の最多出願国(デザイン件数 基準).....	619

<図VI-5-1>権利別の審判請求状況.....	649
<図VI-5-2>年度別の審判処理状況.....	650

第1編 知的財産政策の概観

第1章 知的財産分野における国内外の動向

第1節 知的財産分野における国内動向及び政策推進方向

企画調整官 企画財政担当官 行政事務官 キム・ヒョナ

1. 知的財産分野における国内動向

グローバル金融危機以降、低成長が続くとともに少子高齢化・格差問題などが成長潜在力の低下につながっているにもかかわらず、しばらく国内における産業財産権の出願は全般的に増加傾向にあった。

2018年特許、実用新案、商標、デザインなど産業財産権の出願は計480,245件で2017年457,245件に比べて4.9%増加し、特許の場合前年比2.5%増の209,992件が出願され、世界4位の水準を維持し、商標出願は200,341件で前年比9.5%大幅増加した。

これは第四次産業革命という巨大な技術革命を目の前にしている企業が戦略的に生き残るため研究開発(R&D)など未来志向な投資を通じて新技術とブランドを前面に打ち出して市場を先取りしようとする動きの結果とみられる。

<表 I-1-1> 韓国における産業財産権出願の推移

(件、()は前年同期比増加率%)

区分	特許		実用新案		商標		デザイン		合計	
2013年	204,589	(8.3)	10,968	(△11.7)	159,217	(12.0)	66,940	(6.0)	441,714	(8.6)
2014年	210,292	(2.8)	9,184	(△16.3)	160,663	(0.9)	64,413	(△3.8)	444,552	(0.6)
2015年	213,694	(1.6)	8,711	(△5.2)	185,443	(15.4)	67,954	(5.5)	475,802	(7.0)
2016年	208,830	(△2.3)	7,767	(△10.8)	181,606	(△2.1)	65,659	(△3.4)	463,862	(△2.5)
2017年	204,775	(△1.9)	6,809	(△12.3)	182,918	(0.7)	63,451	(△3.4)	457,955	(△1.3)
2018年	209,992	(2.5)	6,232	(△8.5)	200,341	(9.5)	63,680	(0.4)	480,245	(4.9)

*PCT、マドリード、ハーグなど国際出願(指定官庁・指定国基準)を含む

韓国特許庁が受け付けたPCT¹国際出願も2018年は17,017件で2017年に比べて8.0%大幅増加し、出願件数において米国、中国、日本、ドイツの次に多かった。これは第四次産業革命時代に適したグローバル競争力の確保に向けて海外で特許権を確保するために韓国の企業、研究所、大学が絶えず努力していることを示している。

<表 I-1-2> 主要国における産業財産権の出願推移
(千件、前年比増加率%)

区分	2015年	2016年	2017年	増加率
中国	5,675	7,159	9,446	(31.9)
米国	1,003	1,042	1,098	(5.4)
日本	501	517	545	(5.4)
韓国	476	464	455	(△1.9)
ドイツ	161	162	164	(1.2)

* 出処：WIPO IP Statistics

<表 I-1-3> 主要国PCT国際特許出願の推移
(件、前年比増加率%)

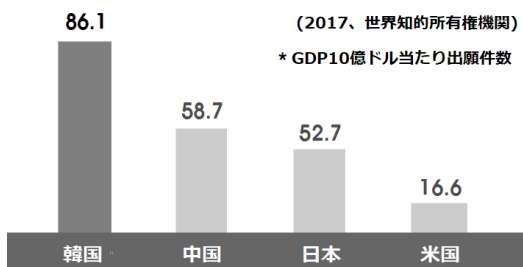
区分	2016年	2017年	2018年	増加率
米国	56,595	56,624	55,981	(△1.1)
中国	43,168	48,882	53,340	(9.1)
日本	45,239	48,208	49,703	(3.1)
ドイツ	18,315	18,982	19,750	(4.0)
韓国	15,560	15,763	17,017	(8.0)

* 出処：WIPO PCT Yearly Review

このように韓国知的財産の量的な指標は世界的なレベルであるものの、質的水準は主要競争国に比べると不十分である。2017年度GDP対比内国人の特許出願件数は世界1位で、R&D投資増加によって創出能力は大きく伸びたものの、このような量的成長にもかかわらず付加価値創出効果の高い源泉技術と核心・標準特許の不足によって知的財産権使用料の収支は持続的な赤字を記録している。

¹ Patent Cooperation Treaty(特許協力条約)：特許または実用新案の海外出願プロセスを統一して簡素化するために発効した多国間条約

<図 I-1-1> GDP対比内国人の特許出願件数(2017)

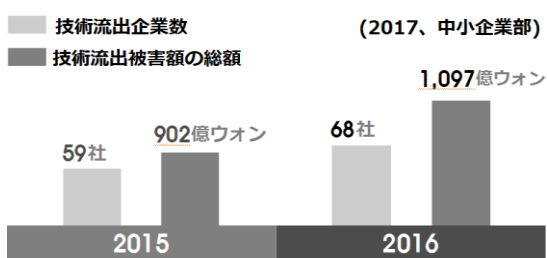


<図 I-1-2> 第四次産業革命分野における標準特許状況(2017)

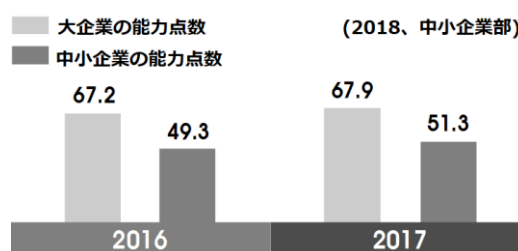


また、多様な取引過程で中小・ベンチャー企業のアイデア及び技術奪取被害が発生し、知的財産を基にする革新企業の成長を妨害している。模倣品に対する国民認識の不足、特許侵害に対する低い損害賠償額などによって2015年には59社902億ウォン、2016年には1,097億ウォンの技術流出被害が発生するなど、アイデア・技術に対する保護は不十分な状況である。特に、技術保護能力点数は51.3点で67.9点の大企業に比べて技術奪取などの被害に脆弱であることがわかる。

<図 I-1-3> 企業流出の被害状況

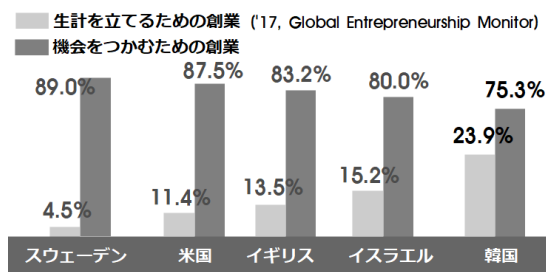


<図 I-1-4> 大企業と中小企業の技術保護能力

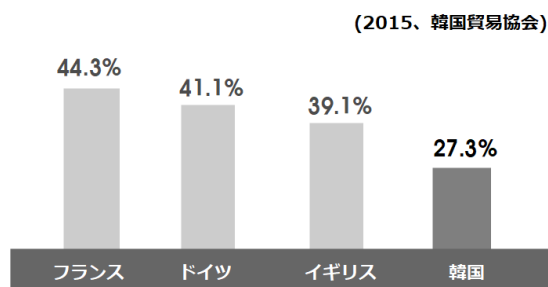


一方、全産業平均の1.5倍以上の高い雇用誘発効果を持つ知的財産サービス業は小さい市場規模及び専門人材の不足などで成長に限界があり、雇用創出効果があまり大きく現れていない。また、優れた特許を保有しているにもかかわらず不動産や信用度の不足によって資金確保に悩んでいる中小・ベンチャー企業の競争力を高め、IP基盤の革新的な創業を促すためにはIP金融支援の活性化が急がれる。

＜図 I -1-5＞主要国の創業理由



＜図 I -1-6＞創業企業の5年生存率



2. 対応策

このような国内外の政策環境に積極的に対応するため、知的財産の創出・保護・活用好循環プラットフォームの構築に向けた政府の取り組みが急がれる。まず、企業の強い特許確保を支援するためには、高品質の審査・審判サービスの提供が優先であるため、審査・審判官の専門性強化と審査支援事業の効率化のみならず第四次産業革命時代の到来、安全・災難に対する関心の増加などのように急変しつつある環境の変化に応じる制度的なバックアップも必要である。

核心・源泉技術の開発とそれに基づく知的財産権を確保するためには全研究開発過程において知的財産権情報を活用してR&D戦略が樹立できるよう政府の支援が求められる。また、確保された知的財産を基に経済的・産業的に高い付加価値を創り出すためには知的財産金融支援のみならず、事業化と取引活性化に向けた対策も必要である。

また、国内外における知的財産保護の実効性を高めるために最近増加傾向にあるアイデア奪取行為など不正競争行為に対する保護執行を強化し、特別司法警察組織及び制度整備を通じて知的財産侵害犯罪に対する迅速かつ正確な捜査基盤を構築する必要がある。韓国輸出企業の知的財産権が海外で保護を受けられるよう海外現地での支援体系を強化し、韓流知的財産権保護と紛争対応コンサルティングも活性化する必要がある。その他にも先進国のみならずUAE、新南方国家などとの協力を強化し、韓国企業の海外進出に向けた基盤を整える必要がある。

このように個人と韓国企業の知的財産が効率的に創出・保護・活用され、経済的な付加価値と新しい雇用を生み出すことで、第四次産業革命時代における革新成長エンジンになれるよう、政府の持続的な取り組みが求められる。

第2節 知的財産分野の国際動向及び政策推進方向

産業財産保護協力局 国際協力課 行政事務官 イ・ヘミン

1. 知的財産分野の国際動向

国家レベルで知的財産戦略を推進している国は韓国だけではない。米国、日本、中国など主要国も知的財産を国家競争力を強化するための鍵の一つとして認識し、知的財産制度を改善している。

米国は「2010-2015知的財産戦略計画」、「2014-2018知的財産戦略計画」に続いて「2018-2022知的財産戦略計画」を発表・履行している。知的財産で米国と世界をリードするというビジョンの下で、i)高品質で迅速な特許・商標審査、ii)信頼できるとともに予測可能な知財権を作るための審判、iii)知的財産政策の樹立と知的財産保護の向上、iv)知的財産情報と教育を全世界に普及することで米国の革新、競争力及び雇用拡大を誘導するという目的の達成を目指している。

日本は2015年から安倍総理出席の中で毎年知的財産推進計画を発表している。2018年安倍総理は革新によって世界が劇的に変化しつつある中で知的財産の重要性が増しているため、時代の変化に先立って対応して新しい価値を構想することで最先端の知的財産立国を成していくというビジョンを発表した。計画の主な内容としては、中小・ベンチャー企業に対する支援強化、創造性豊かな人材の養成、高品質の農水産物及びコンテンツの海外進出、コンテンツを活用して観光と消費財輸出を促進する国家ブランド戦略であるCool Japan戦略の強化を提示した。特に、安倍総理は2018年計画を発表する当時、特に関連人材養成の重要性を強調した。

中国は2018年習近平国家主席がボアオ・アジア・フォーラムで知的財産権の保護は中国の経済競争力を高める最高の方法と言及するなど、国家レベルでの知的財産保護政策を展開している。これは米中貿易摩擦の原因と指摘される外国企業に対する知財権保護環境を改善するとともに、自国企業の知財権創出成果をうまく活用するために

は知財権保護環境の改善が欠かせないという認識から始まったものと見られる。年間特許出願が150万件を突破し、知的財産累積融資金額が1,000億元を突破するなど、知的財産権大国となった中国が知的財産強国としてステップアップするための過程と解釈できる。

ヨーロッパでは欧州統一特許制度(Unitary Patent System)の議論が進んでいる。協定発効のためには特許出願件数基準で加盟国のうち上位3カ国であるイギリス・ドイツ・フランスを含む12カ国以上の批准が求められるが、2018年4月イギリスが欧州統一特許裁判所協定(UPC Agreement)に対する批准書を寄託したことで、2018年末基準でイギリスとフランスを含め計16カ国が批准手続きを終えた。当初欧州統一特許裁判所準備委員会は2018年末には協定が発効するものと予測していたが、ドイツの批准が遅れるなど発効時点が引き続き延期されているため、欧州統一特許裁判所準備委員会ではまだ具体的な発効時点は明らかにしていない。

国家競争力の強化に向けた知的財産制度の改善に主要国が積極的に取り組んでいることを受け、知財権をめぐる貿易環境は過去よりさらに複雑になっている。過去には先進国が途上国の知的財産保護を強化するため、支援と圧力を交互に行行使する、比較的単純な構図に止まっていた。しかし、最近では新興国の技術及び産業発展が加速化したことで、知財権関連の国際会議は以前よりさらに複雑になりつつある。特に、最近知的財産権侵害などの理由で触発した米中貿易摩擦は知財権が貿易戦争における武器として活用されたことから、国際的に知財権保護を強化する傾向にあるということを確認する事例として評価される。

先進国間または単一国内での特許紛争も複雑になっている。特に、特許を直接実施せずライセンスや訴訟をビジネスモデルとして採択している非実施特許企業(NPE, Non-Practicing Entities またはパテントトロール)の出現はこのようなグローバル特許紛争の量産を招く要因となっている。

グローバル知的財産環境を自国に有利な方向に持っていかこうとする国家間の競争はあらゆる場所で展開されている。先進国は知財権の取得を容易にしつつ、その保護の

強度は高めようとしている。一方、途上国は基本的に勝者総取り方式の構造である知財権制度の限界を補完するため、「開発アジェンダ」を国際知財権制度枠組みの中に取り込もうと必死になっている。また、途上国が伝統的に強い分野である伝統知識と遺伝資源の保護強化に向けた取り組みも強化している。

一方、全世界の全体出願のうち約40%が複数国家に共通出願される重複出願であると推算されたことを受け、主要国は審査滞積問題を国家間協力で解決するために動き始めている。2006年に初めて導入された特許審査ハイウェイ (Patent Prosecution Highway、PPH) 制度はこのような国家間審査協力の努力が具体的な成果につながった代表例である。2018年基準で韓国は米国、日本、中国を含む29カ国の特許庁と特許審査ハイウェイを実施している。特許審査ハイウェイは韓国で特許登録を受けた後、同じ特許を外国で出願する場合、他の正規出願に比べて優先的に審査が受けられるようにすることで韓国企業が海外でより速やかに特許登録が受けられる道を切り開くものであり、一日でも早く権利の安定性を確保しようとする企業の立場からすると非常に有用な制度と評価できる。

国家間審査協力の必要性はIP5²という知的財産G5体制の発足ももたらした。世界出願のうち韓国を含めて米国、日本、中国、ヨーロッパの5大国家(地域)が占める割合は90%に達している。5カ国知財権協力の成果が実質的に世界知財権規範を左右する影響力を持つようになったのである。

2007年米国のハワイで5カ国の特許長官が史上初の会合を開いて以来、2018年米国ニューオーリンズで開かれた第11回IP5特許長官会合に至るまで、5カ国は合意された基盤課題を中心に審査協力と特許制度の調和に向けた協力を続けている。主な成果として、IP5審査官の間で審査進行情報が一目で確認できる審査履歴情報確認システム(OPD; One Portal Dossier)を2013年に開通し、2015年にはこれを一般に公開した。また、IP5国家間審査協力の取組の一環として2014年からIP5-PPHを施行してIP5国家間では共通書式と要件で特許審査ハイウェイ(PPH)制度が利用できるようにした。2016

² Intellectual Property 5(先進5カ国特許庁)：知的財産分野のG5を意味し、韓国・米国・日本・中国・ヨーロッパの5庁を指す。

年にはPCT国際段階で一つの出願を5庁が共同審査するPCT協力審査(CS&E, collaborative search and examination)を試験的に施行することに合意し、2018年7月1日から施行している。IP5協力は審査協力を通じた審査負担の軽減という当初の目的を超え、知的財産権制度の調和と国際的な知的財産権システムの改善へとその協力範囲が拡大しており、今後国際知的財産権システムの発展に更に大きな意味を持つと見られる。

2. 対応策

このような知財権分野の国際動向に対応し、韓国を知的財産模範国家として位置づけるためには積極的な国際協力が必要である。

韓国政府の知財権関連国際協力の方向は大きく以下のとおりである。

まず、海外で韓国企業がより簡単に、より迅速に知財権を取得できるように外国政府とその協力を強化する必要がある。海外知財権は韓国企業が現地で競争力を維持し、競争相手を排除する上で必須となる欠かせない安全弁である。知的財産インフラが整えられている国家は審査協力を高度化して相互審査結果を活用する体制を構築し、これを通じて韓国企業が迅速で予測可能な知財権を確保できるように取り組む予定である。一方、知的財産インフラがまだ整えられていない国家とは韓国の審査結果を活用または認定する方向で協力を展開し、審査処理期間が数年から10年まで長期的にかかると見られる地域で韓国企業が速やかに権利を取得できるよう支援する予定である。

取得した知財権が現地で安全に保護されるよう支援する努力も必要である。特に、執行当局の権限が強い新興国では官一官協力の重要性がさらに増すことになる。知財権侵害に対応できる強いネットワークを現地で構築することが必要であり、これを支援するIP-Deskの設置拡大も求められる。

グローバル知財権規範の形成に積極的に参加することも重要である。グローバル知的財産制度の改善議論に積極的に参加することで韓国国民が便利かつ安定的に海外知財権の獲得が可能になるよう、その手続きを改善していく必要がある。知的財産先進

5庁の集まりであるIP5・TM5・ID5³などを始め、WIPO、WTO、APEC⁴など各種フォーラムを通じて進められている国際知財権規範の議論過程に積極的に参加することで、グローバル知的財産システムが韓国ユーザーに有利な方向に改善できるようにする必要がある。また、情報化協力を通じて特許庁間、特許庁とユーザー間の情報交流基盤を拡大し、知財権に対するユーザーアクセシビリティを高め、特許庁の業務効率を高めなければならない。

最後に、知的財産分野における行政韓流の拡散にも力を入れる必要がある。これはこれまで韓国が蓄積してきた特許行政高度化経験を新興国と途上国に伝授することで、責任ある知財権先進国家としての義務を果たし、該当圏域における知財権の先進化を導くことで、グローバル知財権環境の改善にも貢献できる。

このような活動を円滑に推進するためには内部・外部の国際協力能力を高める一方、知財権分野における国際協力の全般的な方向も定期的に点検する必要がある。

知財権分野における韓国の国際的な位置づけは他の如何なる分野よりも高い。このような位置づけは単純に特許出願で世界第4位ということで維持できるものではない。むしろこれまで民間と公共部門でその能力を高め、グローバル知財権制度の先進化に向けて地道に取り組んできたことが根本的な要因であると言える。そうであれば今後行くべき道は同じであろう。知財権能力を民間と公共部門で持続的に高められるように関連インフラを整え、高い能力を基にユーザーに優しい国際知財権環境を構築してこそ、現在より高まった「知財権韓国」としての国際的なプレゼンスが担保できるであろう。

³ Trade Mark 5, Industrial Design 5 : 全世界商標・デザインの出願をリードする韓国、米国、中国、日本、ヨーロッパの商標・デザイン庁5つを指す。

⁴ Asia-Pacific Economic Cooperation (アジア太平洋経済協力) : 加盟国間の経済的・社会的・文化的な異質性を克服し、域内の持続的な経済成長に寄与することで、最終的にはア・太地域経済共同体を追求。

第2章 2018年知的財産行政の戦略体系

第1節 特許庁のビジョンと推進戦略

企画調整官 企画財政担当官 行政事務官 キム・ヒョナ

技術革新を伴う第四次産業革命時代の到来によって、世界主要国は技術主導権を確保するために知的財産政策を国家核心戦略の一つとして掲げ、知的財産を活用して持続成長を実現するために取り組むなど、グローバル知的財産競争が激化している。

知的財産の主務省庁である特許庁はこのような時代の流れに積極的に対応するため、国内外の政策環境と多様な政策顧客のニーズを反映し、「知的財産革新を通じて第四次産業革命をリードする」というビジョンを設定し、その実現に向けた推進戦略を下記のように定めた。

<図 I-2-1>2018年業務推進方向

ビジョン	知的財産の革新を通じて第四次産業革命をリードする	
目標	知的財産の創出・保護・活用の好循環プラットフォームの構築	
	推進戦略	実践課題
1	革新成長をリードする 強い知的財産の創出	①特許創出の全周期における品質管理 ②第四次産業革命分野における核心・標準特許の確保 ③公正かつ迅速な特許審判の実現
2	公正経済を支える 知的財産保護の強化	①中小・ベンチャー企業の知的財産保護の強化 ②輸出企業支援の拡大及び国際協力を主導 ③経済・社会的な知的財産格差の解消

3	<p>良質な雇用を生み出す 知的財産の事業化促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①民間中心の知的財産サービス業の育成 ②中小・ベンチャー企業の知的財産能力強化及び知的財産基盤創業の支援 ③知的財産金融・取引の活性化
4	<p>未来に備えた 知的財産基盤の構築</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①発明人材育成に向けたインフラ拡充 ②第四次産業革命に備えた知的財産法・制度の改善 ③未来技術を活用した特許行政の効率化 ④発明の奨励及び知的財産尊重ムード作り

第2節 ビジョン達成に向けた重点的な推進課題

1. 信頼される審査・審判サービスの提供

第四次産業革命時代の始まりによって企業は知的財産を利潤創出の有用な道具として認識し、市場確保、競合社の牽制などに積極的に活用している。企業の特許戦略もまた既存の量重視から質重視へと変わり、強い特許を確保するための企業の努力は更に熾烈さを増している。そこで、審査・審判品質に対する関心がいつになく高まっている状況である。

特許庁は審査品質を高めるため、既存の審査評価中心の管理体制から審査の全過程に対してコミュニケーション型品質管理を行う「パート長中心の審査品質管理体制」に全面改編した。その他にも審査・審判人材の増員と内部人材の効率化を通じて1人当たり処理件数の適正化及び品質管理強化を推進するとともに、審判の迅速性・専門性・公正性を高めるために特許審判革新方策を講じて施行した。また、産・学・研専門家の集団知性を活用する公衆審査、融合・複合技術に対する協議審査を拡大するなど多様な方式の審査サービスを通じて対内・対外協力を強化した。同時に、審査の信頼性を高めるため、海外特許庁との共同審査協力事業(CSP)の実施を追加合意するなど主要国との審査協力も拡大した。

また、急変しつつある環境の変化に先んじて対応するため、第四次産業革命核心技術分野を優先審査対象に取り入れ、第四次産業革命関連技術を活用したデザイン登録出願に対する優先審査も導入した。その他にもデジタル・ネットワーク基盤に変わった産業環境に適した特許保護体系を構築するため、SW特許保護改善策及び間接侵害規定整備策を講じ、生活安全に対する国民の関心を反映して生活用品に対する安全性審査を強化した。

2. お金になる強い特許創出支援と保護強化

持続的な韓国知的財産権貿易収支の赤字を改善するためには、競争力のある知的財

産権を創出すると同時に、創出された知的財産権が適切に保護され、経済的・産業的に高い付加価値を創り出すことが急務である。

特許庁は国家研究開発事業の質的水準と効率性を高め、第四次産業革命時代における新成長エンジンを拡大するため、政府の全研究開発過程において特許情報の活用を支援し、特許情報活用戦略の高度化を図った。特許ビッグデータを活用した特許戦略青写真構築を通じて有望技術を発掘することで未来の主導権を握ることに力を入れる一方、第四次産業革命核心分野に対するIP-R&Dを重点的に推進することで中小・中堅企業の革新型創業を促進し、企業のIP-R&D能力を強化して民間に拡散するよう支援した。同時に、標準と特許の戦略的な連携を通じて優秀なR&D成果が標準特許につながるよう支援した結果、標準特許保有件数において世界TOP5の地位を固めた。

一方、頻繁な技術流出・奪取及び特許侵害に対する低い損害賠償額などは韓国企業の技術革新に対する意欲を無くす。そこで、特許庁はそのような事態を防ぐため全省庁が合同で「中小企業技術奪取根絶対策」を樹立し、故意的な特許・営業秘密侵害行為に対する懲罰的損害賠償制度及び特許・営業秘密・デザイン特司警制度の国会通過で創業・革新生態系の好循環構造を構築した。また、国民の健康・安全関連模倣品に対する企画捜査、知財権虚偽表示に対する企画調査を実施し、中小・ベンチャー企業製品の形態模倣行為に対する調査・是正勧告及び刑事告発を施行するなど、知的財産保護執行力を高めるために取り組んだ。

一方、輸出企業の知財権を保護するため、現地支援体系も強化した。IP-Deskを通じて海外権利確保と現地での侵害調査及び紛争対応を支援し、韓流に便乗した外国企業に対して実態調査及び現地取締りを実施した。また、知的財産先進5カ国協議体(IP5)、世界知的所有権機関(WIPO)などを通じて知的財産分野の多国間協力を強化し、特にTM5-ID5長官会合の国内開催を通じて国際規範に対する議論をリードした。その他にも、新興市場との戦略的IP協力を強化及び途上国向けのシェアリング事業を通じて韓国に友好的なグローバルIP環境を構築するために力を入れた。

3. 優秀な知的財産の事業化促進

特許庁は金融委員会と共同で回収支援事業の推進及び毎年1千億ウォン以上のIP投資ファンドを立ち上げる内容を盛り込んだ「知的財産金融活性化総合対策」を発表することで、知的財産事業化促進に対する強い意志を示した。知的財産基盤の投資・融資連携とIP投資ファンド設立の拡大などを通じて中小企業の知的財産事業化資金調達を円滑にし、大学・公共研の特許技術活用促進のために特許ポートフォリオ構築を支援した。また、有望技術分野別IP-PLUGの拡大、需要基盤発明インタビューへの改善などで知的財産の取引を活性化した。その他にも、国有特許活用革新方策を講じ、国有特許を通じた中小企業の売上増大及び事業化能力の強化に取り組んだ。

また、柔軟な活動が特徴であるスタートアップ企業のために需要者中心にタイムリーな支援が可能な特許バウチャー事業を導入し、知的財産基盤の創業支援体系構築に向けたIP礎(デディムドル)及びIP翼(ナレ)プログラムを推進し、良質な雇用の創出に貢献した。輸出成長潜在力の高い企業をグローバルIPスター企業として選定・育成し、知的財産費用負担を緩和するために予算の確保、細部推進計画の樹立など特許共済事業の導入基盤を整えた。

4. 知的財産人材養成及び国民向けサービスの改善

特許庁は第四次産業革命時代に適した知的財産人材を育成するために発明教育施行計画を樹立し、他省庁及び自治体との協力の下で体系的な発明教育を実施した。全国201カ所の発明教育センターを通じて発明教育を実施し、各集団の特性に適したオーダーメイド型教育を提供している。大学の知的財産能力を強化し、自ら体系的な知的財産教育が実施できるよう、知的財産教育先導大学を指定し、産学共同型発明大会を開催することで、知的財産を兼ね備えた人材を産業界に供給することにも取り組んだ。弁理士の知的財産実務能力を強化するために集合教育を実習中心の教育で運営し、2019年の弁理士試験から施行される実務型問題を支障なく出題するための基盤を構築した。一方、知的財産スマート教育及び単位銀行制の運営を通じて全国民の知的財産常時学習を推進するためにも努力を傾けた。

また、発明者に対する士気高揚及び国民的な発明ムード拡散のために「発明の日」、
「知的財産大典」、「女性発明大会」など多様な発明イベントを開催した。2018年には国民安全に対する技術発掘の必要性を広く認識させるため、警察庁・消防庁・海洋警察庁とともに第1回国民安全チャレンジを行った。

そして、未来特許行政情報化のビジョン・方向を提示するため、庁内外専門家から意見を取り集める過程を経て次世代スマート特許ネット構築5カ年計画を構築することで、AI基盤の知能型システム世代の基盤を構築した。また、特許育成リワード制度を導入して年次特許料減免期間と減免比率を拡大することで、中小企業などが核心的に保有すべき特許権などの維持による経済的負担を減らし、第四次産業革命時代の革新成長に向けた土台を構築した。その他にも電子ユーザーサービスの改善、知的財産情報に対するアクセシビリティの拡大などユーザー中心の顧客サービス提供水準を高めることに持続的に取り組んでいる。

第2編 信頼される審査・審判サービスの提供

第1章 品質中心の審査・審判管理体系への転換

第1節 特許・実用新案の審査分野

1. 概観

特許審査企画局 特許審査企画課 技術書記官 チェ・ビョンソク

短くなる製品の寿命、知的財産権紛争の激化などで知的財産に対する迅速かつ安定的な権利の確保が必要であるという認識が世界的に広がりつつある。米国特許庁は2019年まで特許審査処理期間を10ヶ月に短縮することを発表するなど、主要先進国は審査処理期間の短縮を通じて企業の競争力確保を支援しており、そのために審査人材の増員、先行技術調査のアウトソーシング拡大など様々な方法を講じて推進している。そこで、韓国特許庁も世界最高水準の知的財産サービスを提供するため、出願された知的財産権に対する処理期間と品質の面において競争力のある審査・審判サービスを提供し、先進知的財産制度の運営、審査インフラの改善、グローバル知的財産協力の強化、世界最高水準の特許行政情報化の実現などを通じて知的財産行政機関として必要な能力を最高水準まで引上げるために努めている。

特許庁は特許出願世界第4位に相応しい審査処理期間を維持するため、審査官の増員、業務プロセスの改善、何時でも何処でも審査可能な特許行政情報システムの構築などを通じて2015年特許審査処理期間を世界的な水準である10カ月台(年末基準)に短縮し、それを維持してきた。

また、特許庁はユーザーが希望する時期に高品質の特許審査サービスを提供するために特許審査制度の改善を本格的に推進し、2008年10月1日から世界初のオーダーメイド型3トラック特許審査制度を施行した。出願人は特許戦略によって「優先審査」、「一般審査」、「遅い審査」のうち1つを選択することで、優先審査を通じて迅速に特許権を獲得して独占的な地位を先取りすることができ、遅い審査を通じて事業化のための十分な時間を確保することもできる。

最近、知的財産が経済成長の核心エンジンとして浮上し、IP金融及びIPライセンスングなどを通じて企業の資金調達手段として積極的に活用されるようになったことで、高品質知的財産の創出に対するニーズが更に高まっている。そこで、特許庁は審査官専門性の向上、現場とコミュニケーションを取る多様な協力審査、先行技術調査品質管理体系の構築などを通じて高品質の審査サービスを提供し、強い特許創出のために取り組んでいる。

このような努力の結果、外国出願人からのPCT国際調査依頼が増加し、2008年284万ドルに過ぎなかったPCT国際調査手数料収入が2017年には1,158万ドルと4倍程度増加し、アラブ首長国連邦の要請で特許審査官5人を派遣してアラブ首長国連邦の特許審査を代行するなど韓国特許庁の審査品質に対する国際的な評価もまた改善されつつある。

特に、2018年にはパート長中心の特許審査品質革新体系の構築を通じて討論と協議による審査システムを実現し、先行技術調査機関の評価管理専担機関を導入するなど高品質の特許創出に向けた特許審査の革新に力を入れた。

以上のように様々な審査サービス政策を施行した結果、国際的に競争力のある審査処理期間を維持するとともに、審査品質においても徐々に改善が行われている。しかし、不良特許による発生し得る社会的・経済的な損失を事前に遮断するとともに、市場で経済的な価値が認められる特許権を創出することで企業の競争力が高められるよう、審査官一人当たり審査処理件数の適正化、審査官の能力強化などを通じて審査品質を世界最高水準に高められるように持続的な努力が求められる。

2. パート長⁵中心のコミュニケーション型品質管理への転換

⁵ 技術分野別審査パート：審査官増加によって効果的に審査品質を管理し、類似技術分野に対する審査の一貫性と専門性を高めるため、技術分野別に6人内外の審査官をグループ化して審査パートで運営している。パート長は責任審査官以上の書記官として、審査能力が優秀で、リーダーシップを兼ね備えた者の中から審査局長が任命し、該当者がいない場合

特許審査企画局 特許審査企画課 工業事務官 ファン・インソン

イ. 推進背景及び概要

審査評価制度の運営、コミュニケーション型協力審査などを通じて審査結果に対する出願人の受容度は着実に上昇しているが、審査官間の進歩性判断基準の差異の縮小、無効にならない信頼度の確保などに対する改善ニーズは依然として存在しているため、形式的な品質を超えて実体的な品質を高めるための変化が求められた。そこで、個別審査官の責任を強調した既存のネガティブ方式の審査品質評価制度の逆機能を解消し、審査の実体的品質を高めるために「審査品質管理体系革新方策」を樹立・推進した。

ロ. 推進内容及び成果

1) 審査局/課/パート/審査官中心の審査品質革新体系の構築

イ) 品質管理体系の改編

審査パート内のコミュニケーションを強化し、自立性を高めた審査品質革新体系を構築するため、パート長を中心に審査争点事項、実体的判断事項に対する討論及び協議を通じて結論を出した。もし、審査パート内で結論が出ない場合は審査課単位の「審査品質管理協議会」で議論することで品質管理の信頼性を確保した。

一方、既存の審査評価制度を「正規診断」及び「企画診断」に改編した。正規診断は審査官個人に対する品質測定ではなく、庁の平均的な審査品質を測定し、企画診断を通じて審査品質の脆弱な部分を見つけ出し、それに対する改善策を樹立するシステムに変えた。

は首席審査官以上の事務官の中から任命する。2018年末基準で31の審査課で計133の審査パートが運営されている(PCTを除く)。

ロ)品質管理結果のフィードバック充実化

審査官別に月1件(ランダム抽出)に対してパート長がより深くレビューする「パート長深層レビュー制度」を既存の発送後評価から発送前評価に改編することで、深層レビューを通じて瑕疵を発見した場合も出願人が瑕疵が修正された通知書を受け取られるようにした。これを通じて審査結果に対する出願人の満足度を高められると期待できる。

2)管理者の品質管理能力の強化

イ)信頼されるパート長モデルの定立

審査パートの審査品質の責任を負うパート長の場合、公募手続きを通じて品質管理及び組織管理能力を総合して選抜し、審査品質管理に強みのある審判・品質評価の経歴者(審判官、審判研究官、訴訟遂行官、評価官など)が任命されるよう改編した。パート長として選ばれた後も管理能力を周期的に点検することでパート長の能力を高める一方、能力が不十分なパート長の場合は手続きを踏んで交替するなど任免の柔軟性を強化した。

また、審査パート内審査官の通知書に対する決裁を振り分け、審査パート間の決裁量の偏差も最小化することで、パート長の適正な決裁投入時間を確保するなど、審査品質管理環境を改善した。

ロ)審査課長の役割強化

審査課の総括管理者として「品質管理協議体」の運営を通じて、パート長による品質管理結果の共有及び調整、課内主要品質 이슈の発掘、品質脆弱分野及び能力改善必要審査官などに対する対応策の樹立、企画診断の提案など審査品質関連事項に対する管理の役割を強化した。

ハ) 審査局長のリーダーシップの強化

正規及び企画診断結果を基に局自体の品質水準を診断し、各審査局の技術特性に適した政策を樹立・推進し、審査課間の審査人材・物量の調整、審査分類調整に対する積極的調整者の役割を強化した。

3) 審査品質中心の成果評価

審査局/課/パート/審査官がともに審査品質を高めるために努力し、その努力度及び結果を総合して成果評価を行い、その過程及び結果に対して相互信頼できる審査文化を定着することに力を入れた。

＜表Ⅱ－1－1＞審査パートの構成状況

(2018年12月基準)

審査局	審査課	審査パート
特許 審査 企画局 (5課、 23パー ト)	エネルギー(5)	融合・複合エネルギー技術、エネルギー変換基盤技術、二次電池、光エネルギー、次世代電池
	自動車融合(4)	電池パッケージ、自動車動力伝達、自動車エンジン、自動車電子制御
	情報技術融合(5)	電子商取引、金融決済、デジタルコンテンツ、融合サービス、ソーシャルネットワークサービス
	計測分析(4)	医療計測、センサーネットワーク、光学機械、計測試験
	医療技術(5)	治療機器、診断技術、保健衛生、医療用品、医療システム
特許 審査 1局 (9課、 37パー ト)	生活家電(4)	洗濯乾燥機器、冷凍冷蔵機器、光源光学機器、空気調和機器
	事務機器(4)	印刷機器、家具、照明機器、事務用品
	住居生活(4)	衛生設備、システムサッシ、防犯システム、スポーツレジャー
	国土環境(4)	国土基盤、土木構造、水資源環境、環境施設

	住居基盤(4)	住居環境、住居冷暖房、住居安全、住居構造
	電力技術(4)	伝送線路、電動機、電力変換、電力送配電
	精密化学(4)	触媒化学、ナノ素材、セラミックス、表面処理システム
	農林水産食品(4)	食品保存、植物資源、食品製造、動物資源
	電子部品(5)	電子機器、メモリ素子、メモリ回路、電子回路、半導体素子
特許 審査 2局 (9課、 38パー ト)	加工システム(4)	複合加工、高分子加工、金属加工、データ入出力
	精密部品(4)	移送保管部品、流体機械部品、回転積層部品、印刷回路基板
	半導体(4)	エッチング工程、蒸着工程、露光工程、材料
	自動車(4)	車両フレーム、車両シャーシー、車両部品、車両空調
	高分子繊維(5)	スマート繊維、高分子合成、有機素材、高分子応用、高分子素材
	コンピュータシステム(4)	コンピュータ制御、サーチ/データベース、コンピュータインターフェース、コンピュータ応用システム
	薬品化学(4)	天然物医学、融合医学、合成医学、製剤
	通信ネットワーク(5)	通信プロトコル、伝送システム、ネットワーク制御、スイッチングネットワーク、セキュリティプロトコル
	資源再生(4)	水質浄化、汚染物分離、廃棄物処理、再生資源
特許 審査 3局 (8課、 35パー ト)	応用素材(5)	スマート素材、3Dプリント、化学素材、部品通信素材、機能性素材
	ロボット自動化(4)	工作機械、産業ロボット、制御機械、特殊加工
	次世代輸送(4)	海洋プラント、造船融合システム、陸上運送、航空宇宙システム
	バイオ(5)	バイオ応用、バイオ医薬品、バイオシステム、バイオ素材、バイオ基盤
	モバイル通信(4)	モバイル通信システム、モバイル通信端末、モバイル通信アンテナ、モバイル通信サービス
	金属(4)	材料分析、金属材料、表面処理、金属メッキ
	ディスプレイ機器(5)	画像駆動、LED素子、OLED、画像素子、画像光学

	マルチメディア放送(4)	映像圧縮、マルチメディア、放送システム、映像処理
--	--------------	--------------------------

*国際特許出願審査チームのPCT専担チームは除く

ハ. 評価及び発展方向

「審査品質管理体系革新方策」の施行によって、審査課/パート内で審査官が実体審査と関連してコミュニケーション及び協業する文化が広がり、それによって同一技術分野における特許性判断基準の偏差がやや縮まったものと見られる。

今後、審査技術分野別パートは審査人材新規採用の状況、パート別の適正人員、PCT専担制の実施による専担パート・部署の新設などを全体的に踏まえて柔軟に運営する計画であり、パート長の責任及び権限強化を通じて審査パート基盤の審査品質管理体系を確立していく計画である。

3. 特許・実用新案の迅速な権利化及び審査品質の向上

特許審査企画局 特許審査企画課 工業事務官 ファン・インソン
特許審査制度課 工業事務官 イ・ドンファン

イ. 推進背景及び概要

最近IP5体制の定着、国家間審査協力体制の拡大などにより、国家別審査結果の相互比較及び活用の機会が増えつつある。また、外国企業がPCT国際調査を韓国に依頼する件数が2006年の735件から2018年の9,651件へと大きく増加し、韓国特許庁の審査品質に対する国際社会からの関心が高まりつつある。このようなグローバル特許環境を踏まえると、韓国が知的財産強国としての地位を確固たるものにするためには特許・実用新案の速やかな権利化のみならず全世界から認められる高品質の審査サービスを提供しなければならない。

一方、国家間・企業間の特許紛争が増加し、その内容もまた複雑になるにつれ、かつて外部からの特許攻勢に防御的に対応するため消極的な特許戦略を駆使してきた企業が徐々に特許を利潤創出の有用なツールとして認識し始め、市場確保、競合社に対する牽制などに積極的に活用している。同時に、企業の特許戦略もまた従来の量中心から質中心へと変わり、国際的な競争力を備えた「強い特許」を確保するための企業の努力はさらに熾烈になりつつあり、それに伴って審査品質に対する関心もまた何時になく高まっている。

特許庁はこのような対内外的な環境変化と需要者からのニーズを踏まえて、審査政策のパラダイムを審査処理期間の短縮から世界最高水準の高品質特許審査サービスの提供に転換した。そこで審査品質を高めるための核心要素である審査人材の増員及び審査官能力強化を持続的に推進する一方、産業現場の外部専門家が審査に参加する現場コミュニケーション型協力審査の拡大、審査全段階の出願人-審査官のコミュニケーションを強化した深層面談・一括審査など出願人オーダーメイド型審査サービスの提供など様々な努力を傾けている。

特許庁のこのような努力は技術競争力を備えた強い特許の安定的な権利化を支援することで不必要な特許で引き起こる無駄な紛争による社会的な費用を減らし、さらに技術革新を通じた産業発展に寄与することにその目的があると言える。同時に、これは国内外の出願人に先進国水準の高品質の特許審査サービスを提供することで、最高知的財産行政機関としての韓国特許庁の国際的なプレゼンスを高め、今後到来するであろうグローバル特許システムの構築において韓国がリーダーとしての役割を果たせるためのものである。

ロ. 推進内容及び成果

1) 優秀審査人材の拡充及び効率的な人材管理を通じた審査能力の強化

イ) 優秀審査人材の拡充

審査処理期間を短縮し、審査品質を更に高めるための対策として、博士・技術士など外部の専門技術人材を新規審査官として採用し、特許庁の自助努力を通じて政策部署の審査官を審査部署に再配置した。2018年には30人の特許・実用新案の新規審査官を増員した。これを通じて審査請求日から1次審査までかかった特許審査処理期間10.3カ月(2018年末基準)を達成した。

ロ) 審査官等級制

審査官等級制はキャリア審査官を優遇する文化を定着させることで審査官の士気を高めると同時に審査管理の効率性を高めることを目的として2001年1月から施行された。審査官を審査経歴と審査能力によって首席審査官、責任審査官、前任審査官、審査官の4段階等級に区分し、業務生産性を高めるため等級別に意思決定権に差をつけて委任している。

具体的に首席審査官は審査経歴10年以上の者で審決・判例研究課程、審判官課程、審査指導課程などの教育課程を履修するよう義務付け、責任審査官は審査経歴7年以上の者で審査事例研究高級課程、審判訴訟制度課程などの教育課程履修を義務付けた。また、前任審査官は審査経歴が4年以上の者で審査事例研究基礎課程、先行技術調査課程などの教育課程を履修した者が昇級できるように規定した。昇級手続きの透明性を確保するため、審査局昇級審査委員会の推薦と特許庁次長を委員長とする特許庁昇級審査委員会の決定で昇級者を確定している。審査官等級別に委任された意思決定権限を見ると、首席審査官には特許登録決定と審査関連通知事項に対する独自の決裁権を委任し、責任審査官には意見提出通知などの決裁権を委任し、前任審査官には優先審査申請書の補完指示などの決裁権を委任している。

審査局内の審査官等級の状況を見ると、2018年12月基準で首席審査官が237人で28.7%、責任審査官が142人で17.2%、前任審査官が138人で16.7%、単独以下審査官は6級審査官を含めて308人で37.3%を占めている。

<表Ⅱ-1-2> 審査官等級別の昇級基準及び意思決定権限

区分	経歴	教育履修		意思決定権限
首席 審査官	審査経歴 10年以上	必修	審決・判例研究課程、審判官 課程、審査指導課程及び技術 分野教育120時間	以下を除いた全ての処分 －特・実拒絶決定（未対応拒絶 決定を除く） －補正却下決定 －方式未補正の無効処分 －特許権存続期間の延長登録 決定及び拒絶決定
責任 審査官	審査経歴 7年以上	必修	審査事例研究高級課程、審判 訴訟制度課程及び技術分野教 育110時間	意見提出通知、協議通知など
先任 審査官	審査経歴 4年以上	必修	審査事例研究基礎課程、先行 技術調査課程及び技術分野教 育100時間	優先審査申請書の補完指示、 優先審査の結果通知など

2) 審査品質能力の強化

イ) 品質関連指標中心の総合的な審査品質管理

特許庁は品質中心に政策方向を転換するため、様々な品質関連指標を審査官、パート、審査課、審査局別に点検できるよう審査品質管理カードを2016年4月から特許ネットシステムで提供している。審査品質管理カードは大きく審査段階、再審査及び審判段階、評価及び決裁段階に区分して各段階別に審査傾向を示す代表的な指標をリアルタイムで確認できるように構築された。

2018年にはこのようなシステム構築を基に四半期毎に品質関連指標の変動性を点検し、それを審査部署にフィードバックすることで審査品質を高めるために取り組んだ。審査品質は少数の指標で代弁できない定性的な性質を持っているため、多様な品質指標の変動推移分析を通じて審査の正確性及び一貫性が高められると期待している。

ロ) 先行技術検索コンペティションの開催

特許審査は限られた検索時間内に適正先行技術を検索するために効果的な検索戦略を立て、それに対する集中的な検索を行う必要がある。そこで、検索結果だけでなく、検索キーワード、検索履歴など検索過程を総合評価及び発掘して実際検索における活用性を最大化するため、2018年11月に先行技術検索コンペティションを開催した。

2018年11月に開催された先行技術検索コンペティションは1年間審査官が審査する、もしくは調査員が先行技術を検索した件のうち最も優秀と判断される件に対してノウハウを共有する方法で行われた。審査官及び調査員が各々保有している審査件または調査件の中で任意選定された件の検索戦略、検索履歴、構成対比表を提出すると、それに対して①検索戦略の適正性、②検索の充実性、③検索結果の妥当性、④検索の効率性の項目別に評価表基準に沿って評価した。評価の正確性と公正性のため、評価委員は審査課長、審査パート長、審査評価官などで構成した。

評価の結果、計24人の審査官と32人の調査員が先行技術検索履歴及び結果が優秀事例として選定され、優秀事例を共有して審査官、調査員の能力を強化するためのセミナーを実施した。

3) 現場コミュニケーション型審査協力の強化

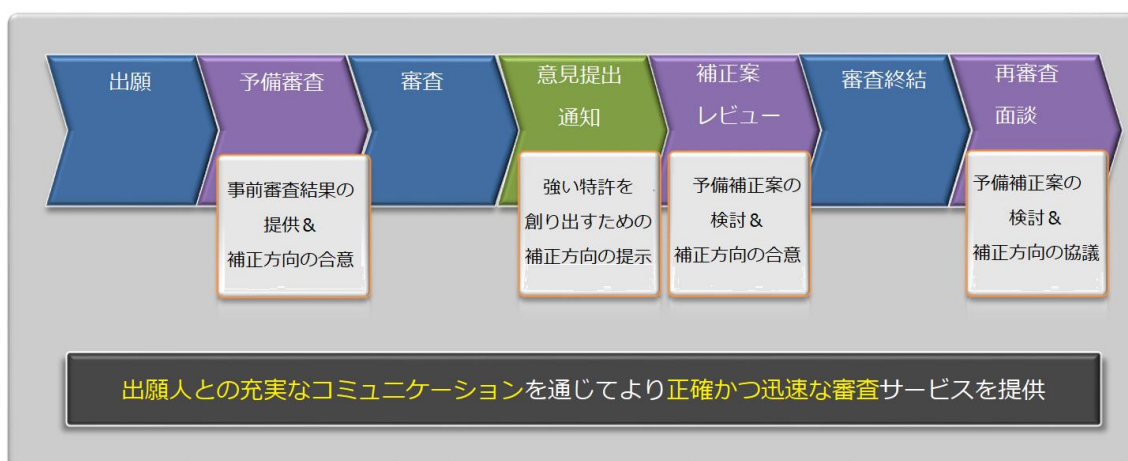
イ) 現場コミュニケーションの公衆審査

現場コミュニケーションの公衆審査は現場の技術資料及び専門家の知識を活用し、産業界の特性を審査に反映するなど、現場とのコミュニケーションを強化して審査品質の向上に貢献する制度である。

公衆審査のパイロット実施期間であった2015年には9つの生活密着型技術分野(LED照明、靴、保安など)を対象に実施し、2016年からはパイロット実施を補完して効果

を最大にするために本格施行となった。非特許文献が多い技術分野を中心に多出願人、産学研専門家、代理人などが参加する審査協議体を構成し、オン・オフラインなど多様なコミュニケーションチャンネルを稼働することで、審査協議体構成員間で深みのあるコミュニケーションを促した。2018年には審査官からの要請を受けて79件の公衆審査が行われ、そのうち提出された先行技術文献が実際審査に活用された件が35件で活用率が46.7%に達するなど、実体審査に有効活用していることがわかる。

このように公衆審査は非特許文献に対する活用率を高める上で大きく貢献した。今後第四次産業革命時代を迎えて関連産業核心技術に対する公衆審査を拡大していく予定である。



ロ) 予備審査

予備審査は審査着手前に出願人などと審査官が対面面談を通じて審査意見を交換することで正確な審査及び迅速な権利化を図るための制度である。予備審査面談を通じて出願人は拒絶理由を公式審査前に把握して対応でき、審査官は出願人と直接技術及び審査意見を交換することで正確な審査と迅速な特許権利化が可能になる。

予備審査は試験実施期間であった2014年に個人・中小企業から大きな反響を呼び、良いスタートを切った。2015年にはその対象を先行技術調査専門機関に先行技術調査

の依頼を理由とする優先審査出願から優先審査出願全体に拡大(但し、高難易度特許分類に該当する出願に限定)し、2017年には面談前に出願人に事前審査結果を提供することで面談の実効性を高め、2018年には年間240件余りの申請件数を記録した。

予備審査を利用した出願の着手登録決定率は過去3年間50%内外で6%水準である一般着手登録決定率に比べてはるかに高く、早期権利化に実質的に寄与していると思われる。また、中小企業及び個人が申請人の62%を占めていることから考えると、開発された技術を迅速に権利化することで、事業を展開している出願人にコミュニケーションがとれるきちんとした窓口としての役割を果たしていると思われる。

今後、早期権利化と審査効率性の向上という順機能を活かす方向で予備審査制度の活用を拡大していく計画である。

ハ)補正案レビュー

2015年に初めて導入された補正案レビューは審査着手後に審査官が予備補正案を予め検討し、出願人などと対面面談を通じて補正案の拒絶理由の解消状況と補正方向を議論して追加拒絶理由通知を減らすなど審査の効率性を高めた制度である。補正案レビューは審査官が拒絶理由を通知した出願のうち意見書提出期間満了日1カ月以前になる日まで補正書または補正案を記載した意見書を提出した出願全てを対象としているが、出願人などが特許路(<http://www.patent.go.kr>)ホームページ(出願申請-補正案レビュー申請)を通じて申請できる。

補正案レビューの申請件数は216件であった2015年以後急激に増えて2018年には1,750件へと8倍以上増加し、今後も申請件数が持続的に増加すると見られる。

審査官と出願人は事前に提出した補正案を基に通知された拒絶理由を解消できるかどうか検討して補正方向に対して協議することで、登録可能性が高められるというメリットがあり、国内外の出願人から既存面談制度に比べていずれもポジティブな反応を得ている。また、審査品質及び行政効率性の向上という側面でも対内的に高い評

価を得ている。

ニ)再審査面談

2017年に導入された再審査面談は再審査請求前深層面談に対する外部からの需要を反映した制度である。

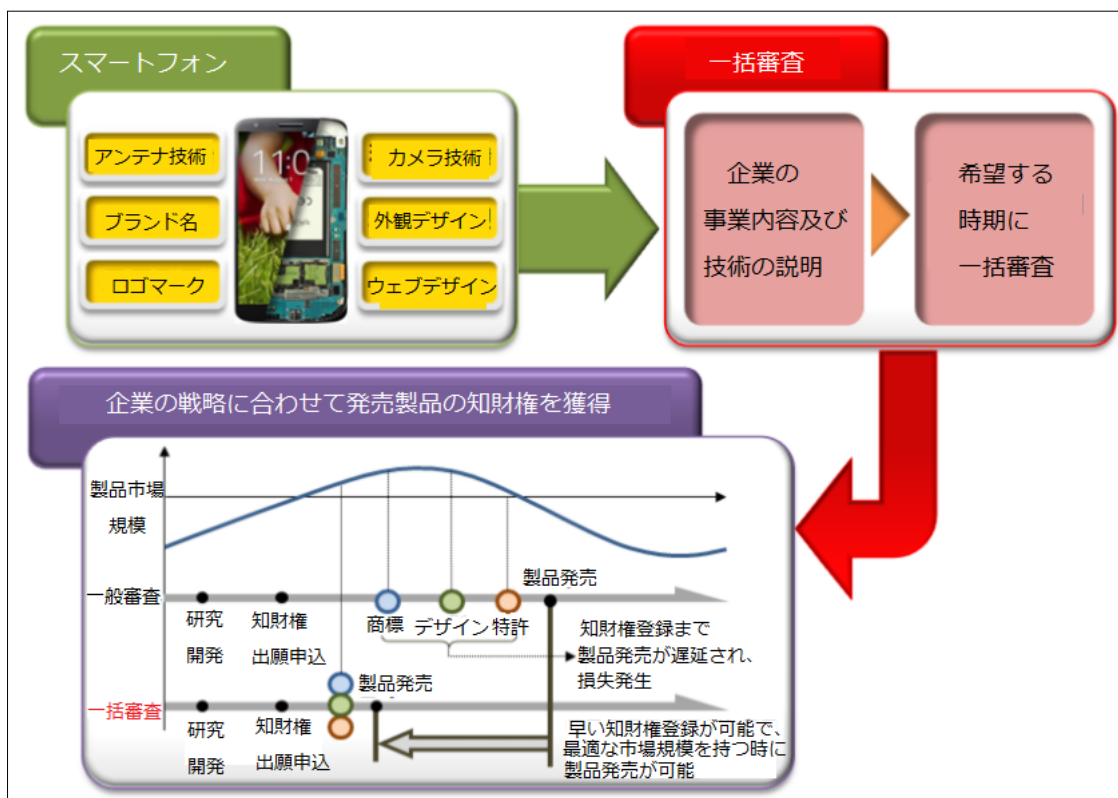
制度施行後月平均23件の申請件数(2017年基準)を記録し、2018年には月平均43件の申請件数を記録し、利用が急増している傾向にある。

再審査面談の申請と進行は補正案レビューと同様に運営されている。補正案レビューでのように出願人が補正案に対する意見を審査官から提供を受けた後、再審査の請求と同時に補正書を提出すると、再審査時に登録可能性を高めることができ、審査官は正確な理解を基に効率的な審査ができるというメリットがある。

ホ)一括審査

一括審査は一つの製品または一つの国家R&D支援事業に関連する複数の知的財産権出願を出願人が希望する時点で合わせて審査する出願戦略オーダーメイド型制度である。

一括審査の申請対象は一つの製品に関連する特許・実用新案・商標・デザイン出願であり、「実施または実施準備中の出願」、「輸出促進に直接関連する出願」、「ベンチャー企業や技術革新型中小企業の出願」、「一人創造企業技術開発事業の結果に関する出願」である。これを通じて企業は最適の市場規模を考慮した製品発売の時期などに合わせて一つの製品に対する複数の知的財産権を一括して確保できる。



また、2015年から国家R&D結果が適時に技術評価、技術移転及び事業化できるよう、同じ国家新技術開発支援事業の結果に関連する出願も一括審査申請対象として追加された。

一方、一括審査を行う前に担当審査官を対象に企業が申請出願の技術内容を事前に説明する「一括審査説明会」を開催することで、出願人と審査官の技術内容に対する円滑なコミュニケーションを通じてより正確な審査を支援する。

また、2015年から一括審査説明会の際に出願人の希望がある場合は予備審査を同時に進め、一括審査と予備審査の効果を同時に提供している。

過去3年間年平均約50件の出願に対して約10件の一括審査申請があった。一括審査1件当たり約5件の出願が関連している計算となる。今後一括審査を利用した経験のある内外関係者を対象に意見を集め、制度改善策を講じる計画である。

ハ. 評価及び発展方向

以上のように優秀な人的資源の効果的な管理、審査品質管理の強化、審査官の専門性向上などの様々な品質向上政策を施行した結果、審査処理期間の国際的な競争力を維持すると同時に、高品質の審査サービスを提供する基盤を整えることができた。

今後、審査官等級制は審査経歴と教育要件を現状に適したものにすする努力を通じて審査能力を強化する方向に改善していく予定である。

また、今後未来市場をリードしていくと見られる第四次産業革命分野を中心に産業現場の訪問を通じて現場の技術資料及び専門家知識を審査に活用する公衆審査を活性化し、融合・複合技術を中心に専門分野が異なる審査官間の協議審査を拡大するなど多様なコミュニケーションチャンネルを確保することで審査の正確性を高めていく計画である。

審査処理期間を維持しつつも審査品質を高める最も根本的な解決方法は審査人材の増員を通じた1人当たり審査処理件数の適正化である。特許庁は1人当たり処理件数を先進国並みに適正化するため、行政安全部など関係省庁との協議を通じて持続的に審査人材の増員を推進していく計画である。

現場コミュニケーション型公衆審査は外部専門家グループとのコミュニケーションを通じて審査官の検索限界を補完し、業界の現状を審査に反映するなど肯定的な効果をあげている。今後IoT、人工知能、自動運転など第4次産業関連分野に対する産業現場専門家との審査協力を強化して審査品質を持続的に高めていく計画である。

審査の全段階において国民と直接コミュニケーションをとりながら協力し、最終的には高品質特許の創出に寄与することを目指しているオーダーメイド型審査サービスは施行からわずか5年で特許顧客から認められるコミュニケーション型審査協力制度として位置づけられるようになった。

今後も出願人とのコミュニケーション・協力を通じた強い特許の創出に貢献するため、公衆審査及びオーダーメイド型審査サービスのクオリティを高め、産業現場及び特許業界現場からの声により耳を傾けることで現場と持続的にコミュニケーションをとるなど関連特許審査制度を精巧に改善していく計画である。

4. 審査支援事業の民間開放及び品質管理体系の構築

特許審査企画局	特許審査企画課	工業事務官	キム・ヒョンジン
	特許審査企画課	工業事務官	イ・ギョン Chol
	特許審査企画課	工業事務官	リュ・ジョンヒョン
国際知的財産研修院	知的財産教育課	行政事務官	イ・ジンファ

イ. 特許先行技術調査事業

特許庁は1992年から審査官の審査負担を減らすために特許審査業務の一部である先行技術調査を外部専門機関に依頼して迅速な特許審査を支援するとともに、特許審査の品質を高める事業を推進している。特許法第58条及び実用新案法第15条の規定に基づき、特許庁長は特許出願の審査において必要と認められた場合は専門機関に先行技術調査を依頼することができる。現在特許・実用新案出願の先行技術調査専門機関の指定・登録状況は以下の通りである。

<表Ⅱ-1-3> 特許先行技術調査専門機関の指定・登録状況

技術・登録年度	特許先行技術調査専門機関
1998	(財)韓国特許情報院
2005	(株)WIPS、(株)韓国IP保護技術研究所
2008	(株)IPソリューション
2017	ナラアイネット(株)、DRPソリューション(株)、(株)ミョンユ、(株)アイペックス、(株)TOTALIP、(株)KTG
2018	(株)プロキオン、(株)IPGIN

* (株)韓国IP保護技術研究所は2009年12月に自ら先行技術調査専門機関の指定取消を特許庁

に要請したため、専門機関の指定が取り消される。

2004年までは(財)韓国特許情報院が単独で本事業を行ってきたが、2005年から(株)WI PS、IPソリューション(株)など民間企業を先行技術調査専門機関として追加指定した。2017年6月には競争体制の強化を通じた調査品質の向上と民間知的財産サービス産業活性化に向けて特許法を改正し、専門機関指定制を登録制に転換した。それによって2017年以後8社の民間企業が先行技術調査専門機関として追加登録された。

特許・実用新案出願に対する先行技術調査事業は当該年度審査処理件数の一定量を対象にアウトソーシングを行っている。2018年には約368億ウォンを投入して105,589件を依頼した。

<表Ⅱ-1-4>特許先行技術調査事業の推進実績

年度	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018
審査処理件数	176,861	193,934	176,256	172,342	182,113	177,745	168,336
アウトソーシング件数	84,230	91,941	92,983	97,314	86,811	87,594	105,589
アウトソーシング比率(%)	47.6	47.4	52.8	56.5	47.7	49.3	62.7%
執行額 (百万ウォン)	23,598	25,760	27,706	31,686	31,826	32,778	36,774

*アウトソーシング比率=(アウトソーシング件数÷ 審査処理件数)×100

また、2018年には専門機関間の公正な競争環境を作るために特許法を改正し、事業管理専担機関を導入した(特許法第58条第3項)。それによって「韓国特許戦略開発院」が専担機関として指定され、専門機関が遂行する先行技術調査業務に対する管理及び評価を実施している。

さらに、専担機関の導入に合わせて「先行技術調査など特許審査支援事業管理に関する告示」(特許庁告示第2018-23号)を改正する際に、専門機関の調査品質を多様な観点から評価できる総合品質評価体系を開発するなど専門機関間の公正な競争環境作りに取り組んだ。

一方、特許庁は外国からのPCT国際調査依頼を適正期限内に処理し、PCT国際調査報告書の品質を高めるため、2009年から国際出願先行技術調査事業を推進している。現在国際出願先行技術調査専門機関の指定状況は以下の通りである。

＜表Ⅱ－1－5＞国際出願先行技術調査専門機関の状況

指定年度	国際出願先行技術調査専門機関
2009	(財)韓国特許情報院
2013	(株)WIPS、(株)KTG

国際出願先行技術調査事業は当該年度国際調査件数の一定量を対象にアウトソーシングをおこなっているが、2018年には約125億ウォンを投入して24,098件を依頼した。

＜表Ⅱ－1－6＞国際出願先行技術調査事業の推進実績

年度	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018
国際調査処理件数	29,919	34,431	30,223	28,047	28,176	25,955	24,123
アウトソーシング件数	16,063	22,890	22,528	26,503	26,697	26,084	24,098
執行額(百万ウォン)	10,390	15,382	15,931	18,338	15,358	14,461	12,497

先行技術調査のアウトソーシングは審査業務の負担を減らすと同時に効率を高め、2017年審査処理期間を10カ月台に維持することに貢献した。特許庁は審査官の審査処理負担緩和を通じた審査品質向上に向けて調査品質管理の強化及び評価体系の改善などを持続的に推進していく計画である。

5. 審査官能力の強化及び審査インフラの改善

特許審査企画局 特許審査企画課 技術書記官 ハン・ジュンソプ
 国際知的財産研修院 知的財産教育課 行政事務官 イ・ジンファ

イ. 特許分類付与事業

特許庁は内部で特許分類付与業務を行ってきたが、2001年からは特許分類の一貫性及び品質を高めるため、外部の専門機関に特許分類付与業務を依頼している。特許法第58条及び実用新案法第15条の規定に基づいて、特許庁長は特許出願の審査において必要と認められた場合、専門機関に特許分類業務を依頼することができる。

特許庁は2015年度に審査の専門性及び先行技術検索の効率性を高めるため先進特許分類(CPC、Cooperative Patent Classification)を全面導入し、審査官業務分掌及び先行技術検索において既存の国際特許分類(IPC、International Patent Classification)の代わりにCPCを使用している。

CPC導入によって新規出願される特許・実用新案文献をCPCで分類しているが、2018年に新規出願197,062件をCPCで分類した。また、効率的な先行技術検索のために既存IPC付与文献にCPC付与を行っているが、IPCが付与された全体過去文献378万件の中でCPCが既に付与された(ファミリー、審査官)文献を除く287.4万件に対してCPCで再分類(IPC→CPC)を完了(2014～2018)した。

これまで韓・米特許庁は特許分類MOUを締結(2014.6)し、CPC履行状況の共有、CPC改正及び分類品質管理などで協力し、分類費用の節減及び分類一貫性の確保のために未公開されたファミリー出願に対する分類情報を相互共有する韓・米特許分類ワークシェアリングMOUを締結(2018.11)した。

また、第四次産業革命技術と関連する特許出願の増加によって、関連特許出願審査正確性の向上及びR&D・産業政策支援の強化に向けて新特許分類体系を構築した(2017.12)。それによって、AI、ビッグデータ、自動運転、知能型ロボット、IoT、3Dプリンティング、クラウドなど7つの分野を採用し、これを優先審査の対象に含めて(2018.4)迅速な権利獲得を支援した。

<表Ⅱ-1-7>特許分類付与事業の年度別推進状況

年度	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018

新規分類	件数	214,018	219,865	231,849	234,293	224,730	196,490	197,062
	金額 (百万ウォン)	2,183	2,225	2,345	2,957	2,776	2,528	3,644
再分類	件数	38,118	31,487	126,347	231,902	821,441	1,020,254	674,421
	金額 (百万ウォン)	289	238	1,110	2,066	7,105	8,927	6,142
執行額(百万ウォン)		2,472	2,463	3,455	5,023	9,881	11,455	9,786

ロ. 審査官新技術教育事業

特許出願と関連する技術の発展及び融合化・複合化の流れに対応すると同時に審査官の技術専門性を高めることで、最終的には審査品質の向上に貢献するため、2006年4月から審査官新技術教育を施行している。

2008年には従来IT分野に限定して行われた新技術教育を機械金属建設、化学生命工学分野など全ての技術分野に教育課程を拡大し、2015年からは融合・複合技術教育、基礎理論教育を拡大することで、技術分野間の相互理解及び技術能力の強化に取り組んでいる。

これまで外部の専門機関に委託運営していた審査官新技術教育の運営体系を2018年から国際知的財産研修院が直接運営することに変更した。専門的な新技術教育プログラムの設計及び運営のために技術分野別特許出願動向及びこれまで新技術教育の状況などを考慮して新技術教育推進体系を構築した。審査官新技術教育は技術分野別最新技術動向の把握及び技術知識習得のためのオーダーメイド型正規課程、科学技術全般に対する技術セミナーである新技術教養課程及び企業・産業界とのコミュニケーション強化のための新技術Tech-Fairで構成・運営されている。2018年には計66課程で1,991人の審査官が教育に参加した。

審査官の教育ニーズによるオーダーメイド型専門教育課程及び新技術動向全般に対する知識習得のための教養課程の運営、産業界・学界などとの交流活性化に向けたTech-Fair開催などは審査官の専門技術能力を高め、技術の発展及び変化に対応するこ

とに貢献している。今後も民間技術教育機関との協力拡大、専門技術教育課程の多様化及び体系的な技術教育の提供のためにさらに取り組んでいく予定である。

<表Ⅱ-1-8> 審査官新技術教育事業の推進実績(2018年)

(単位：日、人)

課程名		教育日数	修了人数
オーダ ーメイ ド型 正規 課程	電力用半導体の基本理論と最近技術動向	3	18
	有機化学基本反応の理解と応用	2	42
	人工臓器の理解	3	29
	地盤補強技術の最新工法と研究動向	2	28
	下水、産業廃水処理技術の基礎と最近開発動向	2	26
	半導体パターン工程及びイメージセンサーの最新技術動向	3	33
	ディスプレイ新素材応用技術動向	2	34
	モバイル通信標準技術動向	2	27
	冷凍空調新技術動向	2	24
	圧力測定技術及びジャイロスコープを利用した計測システム	2	15
	3Dプリンター、産業デザイン、そしてデザインビジネス	1	9
	LED最新技術動向	2	36
	次世代半導体メモリ技術動向	2	22
	ビデオ信号処理及びHEVC標準技術	2	25
	IMO海上環境規制関連の最新技術動向	3	14
	次世代スマートファーム技術と動向	2	37
ロボット部品技術動向	2	26	

生体認証の最新技術動向	2	23
スクリーンスポーツ産業の最新技術動向	1	25
ブロックチェーンの標準化及び特許最新動向	1	34
合成生物学の理解及び未来展望	2	42
人間工学と家具	1	13
仮想現実 (VR) / 拡張現実 (AR) 技術の最新動向及び展望	2	27
デジタル光学計測の最新技術動向	2	12
5G物理層の主要技術の理解及び最新動向	2	27
食品化学に対する理解と技術開発動向	2	31
炭素ナノ新素材及び活用技術	3	66
磁気共鳴画像 (MRI) システムの理解及び最新技術動向	3	19
高分子化学の理解と未来展望	2	45
化学・農学・医薬分野有効性及び安全性評価と臨床試験の理解	3	35
ゲノム編集技術の最近動向と特許紛争	2	45
次世代EUV露光工程技術及びMOS構造の理解	2	36
次世代薬物伝達システム (DDS) の最新技術動向	2	29
流体及び水素の貯蔵と充電の最新技術動向	2	26
第四次産業革命技術の概要及び活用産業動向	2	52
情報セキュリティの最新技術動向	2	15
鉄道の最新技術開発動向	2	24
ハイブリッド掘削機及び油圧制御の最新技術動向	3	21
コンピュータグラフィックス及び音声合成の最新技術と動向	2	19

	電動式ステアリング装置及び制動装置制御技術の最新動向	2	29
	最新マンション団地の設計及び施工技術の最新動向	2	23
	電池技術の分野別新技術動向	2	27
	ディスプレイ駆動回路の最新技術動向	2	34
	第四次産業革命と金属分野最新技術動向	1	21
	5G 이슈ー分析及びセキュリティ技術動向	3	31
	最新建具技術の開発動向	1	18
	ディスプレイ光学フィルム及びホログラムの最新技術動向	2	26
	電力技術分野最新技術の理解	2	35
	自動車車台及びシャシ構造の最新技術動向	2	26
	モバイル通信標準技術動向-2	2	19
	モバイル通信5G物理層の動向	2	18
新技術 教養 講座	未来を切り開く技術	1	34
	未来を変えるAIロボット、ソフィア	1	36
	未来のTech Trend	1	42
	第四次産業革命の本質と知能化の未来	1	22
	未来の新しいリーダーシップパラダイム	1	41
	人工知能のための機械学習とディープラーニング	1	23
	家電、人工知能に出会う	1	31
	AI医師ワトソン、ヘルスケア産業をリードする	1	51
	AIチャットボットWISE iChat	1	28
	ビックデータの活用事例	1	41

	ビッグデータ時代における個人情報の保護方法	1	32
	5G技術開発の動向及び課題	1	42
	5G時代のIoTサービス	1	30
Tech	第1回新技術Tech-Fair	1	74
Fair	第2回新技術Tech-Fair	1	46
合計		120	1,991

6. 特許審査における国際協力の強化

特許審査企画局 特許審査制度課 工業事務官 カン・ヒマン

イ. PCT審査サービス

PCT審査サービスはPCT国際調査機関及び国際予備審査機関としてPCT国際調査及び国際予備審査業務を遂行するサービスである。

国際調査業務は国際出願発明と関連する先行技術を検索し、それに対する特許性を検討し、その結果を出願人に提供する業務である。また、国際予備審査業務は出願人が国際調査結果を受け取った後、特許獲得の可能性を再び判断してもらおうとする場合、出願人の請求によって予備的な審査業務を遂行し、その結果を出願人に提供する業務である。

どの特許庁が国際調査及び国際予備審査業務を行うかは管轄の国際調査機関及び国際予備審査機関(通称「国際機関」という)の中から出願人が選択することになる。

2018年末基準で計23の国際機関があり、韓国特許庁は1997年9月国際調査機関及び国際予備審査機関として指定され、1999年12月から同業務を行っている。

＜表Ⅱ－1－9＞国際機関(国際調査機関及び国際予備審査機関)の状況

<p>オーストリア(1978、1978)、ヨーロッパ特許庁(1978、1978)、日本(1978、1978)、スウェーデン(1978、1978)、ロシア(1978、1978)、米国(1978、1978)、オーストラリア(1979、1980)、中国(1992、1994)、スペイン(1993、1993)、大韓民国(1997、1999)、カナダ(2002、2004)、フィンランド(2003、2005)、ブラジル(2007、2009)、ノルディック(2006、2008)、イスラエル(2009、2012)、インド(2007、2013)、エジプト(2009、2013)、チリ(2012、2014)、ウクライナ(2013、2015)、シンガポール(2014、2015)、ビシェグラード(2015、2016)、トルコ(2016、2017)、フィリピン(2017、2019予定)</p>

* ()で前の数字は指定年度、後ろの数字は施行年度である。

* ノルディックはデンマーク、アイスランド、ノルウェーの連合特許庁であり、ビシェグラードはポーランド、ハンガリー、チェコ、スロバキアの連合特許庁である。

受理官庁は計115個であり、各受理官庁は業務を行っている22の国際機関のうち一つ以上の管轄国際機関を指定している。出願人はPCT出願を受け付けた受理官庁の管轄国際機関のうち該当PCT出願の国際調査・国際予備審査業務を行う国際機関を選択することができる。

2018年末基準で韓国を管轄国際機関として選定した受理官庁は米国、インドネシア、シンガポール、サウジアラビア、UAE、メキシコ、コロンビアなど計17カ国である。

2018年の1年間韓国は25,915件の国際調査の依頼を受け、EPO、日本、中国特許庁に続いて4番目に多い国際調査を遂行し、依頼件のうち9,651件が外国出願人のPCT出願で、これを通じて約1,175万ドルの外貨を獲得した。

一方、特許庁は国内出願人のPCT利用拡大と利便性向上のために内国人を対象とするPCT説明会を2018年4月と12月にWIPO(世界知的所有権機関)と共同で開催したが、今後も毎年同イベントを開催してPCTに対する多様な情報を出願人に提供する計画である。

＜表Ⅱ－1－10＞PCT国際調査の依頼状況

区分	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
内国	11,971	12,442	13,579	15,016	14,798	16,264
外国	17,560	17,718	14,889	12,888	10,361	9,651
計	29,531	30,160	28,468	27,904	25,159	25,915

<表Ⅱ-1-11> 韓国がPCT国際調査サービスを提供している国

フィリピン(2002)、ベトナム(2002)、インドネシア(2003)、モンゴル(2004)、シンガポール(2004)、ニュージーランド(2005)、米国(2005)、マレーシア(2006)、オーストラリア(2009)、スリランカ(2009)、タイ(2009)、チリ(2010)、ペルー(2012)、サウジアラビア(2015)、メキシコ(2016)、コロンビア(2017)

また、2018年7月から韓国特許庁はIP5(韓・米・日・中・EPO)とPCT国際調査の品質向上に向けた協力審査(PCT CS&E Collaborative Search and Examination)を施行するなど、良質のPCT国際調査サービスを持続的に提供するために取り組んでおり、PCTを通じた技術保護と出願人の利便性を高めるための改善活動もリードしていく予定である。

ロ. 特許審査業務協力(WORK SHARING)

グローバル経済の到来とともに一つの発明を複数国に出願するケースが増えていることから、共通出願に対する国際審査業務における協力の必要性が高まっている。

特許審査業務協力は他の特許庁が先に先行技術を調査・審査した結果を活用するものであり、正式な制度として定着した特許審査ハイウェイ(PPH, Patent Prosecution Highway)の他にも特許共同審査(CSP, Collaboration Search Program)など多様なパイロットプログラムが運営されている。

PPHは一つの特許庁が国内審査またはPCT国際調査を通じて特許可能と判断した出願に対し、他庁がその審査結果を活用して迅速に審査を行う制度である。特許庁は2018年基準で現在27カ国の特許庁とPPH、27カ国の特許庁とPCT-PPHを施行している(PPHとPCT-PPHを同時に施行している国家が25か国で、全体施行国数は29か国)。

＜表Ⅱ－1－12＞PPH施行対象特許庁の状況

区分	対象特許庁
PPH (27カ国 特許庁)	日本、米国、デンマーク、イギリス、カナダ、ロシア、フィンランド、ドイツ、スペイン、中国、メキシコ、シンガポール、ハンガリー、オーストリア、EPO、オーストラリア、イスラエル、スウェーデン、ノルウェー、ポルトガル、アイスランド、台湾、フィリピン、エストニア、コロンビア、ポーランド、ニュージーランド
PCT-PPH (27カ国 特許庁)	日本、米国、中国、オーストリア、ノルディック(北欧特許機構)、デンマーク、イギリス、カナダ、ロシア、フィンランド、スペイン、ハンガリー、EPO、オーストラリア、イスラエル、スウェーデン、ノルウェー、ポルトガル、アイスランド、シンガポール、ドイツ、フィリピン、エストニア、コロンビア、ポーランド、ニュージーランド、ヴィシェグラード特許機関

2015年からパイロット事業として新しく推進している審査業務協力プログラムであるCSPは特許審査着手前に複数庁の審査官が各庁の先行技術文献情報を共有することで出願人が複数の国で速やかに強い特許が取得できるよう手助けする制度である。2015年9月から韓－米CSPを施行しており、2017年11月には中国と施行に合意し了解覚書(MOU)を締結した。また、2018年7月から施行中であるPCT協力審査(CS&E)も国際的な特許審査業務協力の事例といえる。

第2節 商標・デザイン審査分野

1. 概観

商標デザイン審査局 商標審査政策課 書記官 チョ・ギュファン

商品やサービスを差別化する戦略の第一歩は商標とデザインの権利化を通じてブランドを確保することである。消費者は商品の機能と品質をブランド価値を通じて確認する傾向があり、体化されたブランドに信頼を見せ、ブランド中心の購買行動をする。企業が商標権とデザイン権を基にブランドロイヤリティを高めようとするのもそのためである。

主要国はそれぞれ高くなった商標・デザインの重要性と価値を適期に権利化するための努力を傾けている。特許庁は韓国企業と出願人に適正な審査処理期間と品質の高い審査サービスを提供するために取り組んでいる。

2018年審査処理期間は商標5.5カ月、デザイン4.9カ月を記録し、審査処理期間を5カ月内外で安定的に維持するために努力した。但し、2018年商標出願が前年に比べて大幅な増加を記録し、今後処理期間維持という課題を抱えている。デザインは2015年を起点に出願が安定傾向にあり、5カ月台の審査処理期間が維持できると見られる。

審査処理期間の適正化とともに価値のある審査品質を高めるためにも積極的に取り組んだ。パート長中心の審査品質管理体系を構築することで、品質管理においてコミュニケーションと協議を通じて品質を高めるために取り組む、パート長による深層検討を導入するなど品質管理体系の革新に取り組んだ。

規制を緩和し、出願人の利便性を高めるとともに、市場からのニーズに応えるため、商標、デザイン法制を整備する一方、フランチャイズ商標出願に対する使用意思確認制度の改善など商標審査の公正性と審査一貫性を図るための審査基準を改正・運営した。

審査システムの持続的な改善を通じて審査品質を高めるため、スマート商標システムに続いてスマートデザインシステムの構築を完了した。商標に引き続きデザイン審査システムもウェブ基盤に変わったことで、審査過程におけるミスを防止し、審査利便性が高められるようになった。

国際協力の面では商標とデザイン分野IP5協議体であるTM5/ID5年次会議をソウルで開催した。年次会議週間を「商標デザイン週間」に指定し、各種商標及びデザイン関連国際イベントを連携開催することで、特許庁主導の新規提案事業の成案を得るなどの成果をあげた。

2. 商標・デザインの迅速な権利化及び審査品質の向上

商標デザイン審査局 商標審査政策課 行政事務官 クォン・ドフン
商標審査政策課 行政事務官 キム・ワンゴン

イ. 推進背景及び概要

商標は既に使用中もしくは商品発売と同時に出願される場合が多く、デザインはほとんど製品のライフサイクルが短いため迅速な審査処理が求められるため、審査が適時に行われる必要がある。韓国を始めとする主要国は迅速な審査処理のために力を入れている。

<表Ⅱ-1-13> 主要国における商標・デザイン審査処理期間の状況

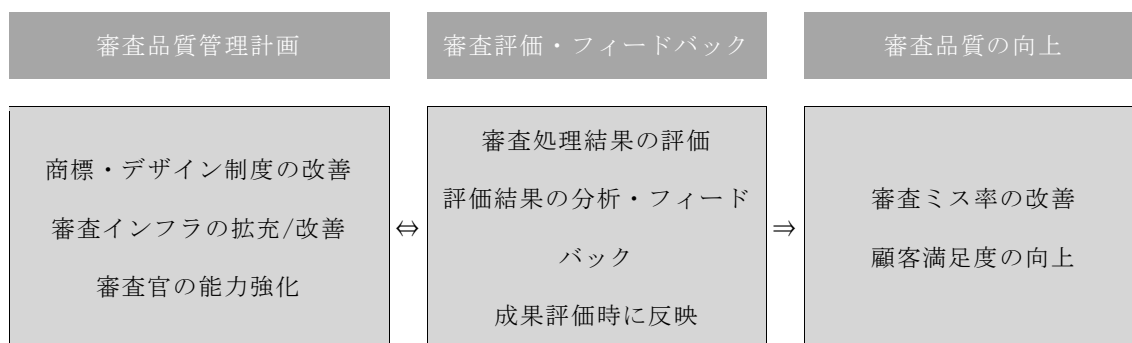
(単位：カ月)

区分	韓国(2018年)	米国(2017年)	日本(2017年)
商標	5.5	2.7	4.9
デザイン	4.9	13.3	6.1

特許庁は1人当たりの審査処理量を調節するなどの自助努力を通じて2018年商標審査処理期間の5.5カ月、デザイン審査処理期間の4.9カ月を維持し、海外主要国に後れを取らないサービスを提供している。特に、デザインの場合は主要国の中で最も速い水準の審査を実現した。

一方、審査処理期間の短縮を通じた迅速な権利化支援とともに優れた審査品質を維持するための取り組みも強化した。審査品質の向上は制度改善や審査インフラの拡充及び改善、そして審査官の審査能力の強化が調和を成した時にこそ可能になる。特許庁は2013年度にこれらの3要素を盛り込んだ「商標・デザイン品質向上戦略」を樹立して持続的に推進している。また、その後続措置として2016年度には過去5年間の商標審査統計分析を基に総合的な「審査品質管理指数」を設計してそれを成果評価に反映した。また、審査官が審査争点事例に対して議論する「審査争点・ノウハウ発表会」及び課長とパート長中心の「審査品質点検会議」を2018年度にも続けて運営するなど多方面にわたって審査品質の向上に向けて取り組んだ。

<表Ⅱ-1-14>商標・デザイン審査品質向上推進体系



ロ. 推進内容及び成果

1) 商標・デザイン制度の改善

特許庁は出願人の便宜を図るため、一部指定商品を放棄する際に放棄書を別途提出せずに納付書にのみその趣旨を記載・提出すれば済むように変更し、登録商標の表示方法に関する規定を施行規則に設けて他法令との調和を図り、登録商標表示方法ガイ

ドラインの制定に向けた根拠を作った。

そして、立体的な形状が指定商品(包装・容器を含む)の形状を表示するものと認識されず、一般的もしくはありふれた感じではないとても独特な形状の場合は識別力があるものと看做すように立体商標の識別力判断基準を改善した。また、出願人の利便性向上及び商標審査処理期間の短縮のために後出願商標が引用している先出願商標が設定登録料納付期間内に登録料を納付しなかった場合は商標法第75条に基づいて該当先出願商標を放棄したものと看做し、後出願商標を審査保留せず処理できるように改善した。

また、消費者の好みによって市場状況の変化が速いデザインの特性上、より柔軟な制度を構築するためにデザイン保護法を一部改正した。出願人の権利確保に有利になるよう新規性喪失の例外範囲を6か月から12か月に拡大し、海外出願時に個別国に優先権証明書類を書面で提出する代わりに電子的提出を可能にする関連規定を設けて便宜を図った。

2) パート長中心の審査品質管理体系の構築

品質管理体系の改編を通じた高品質審査環境作りのため、2018年6月「商標デザイン審査品質管理改善策」を樹立・施行した。既存の審査評価による品質管理から審査官/パート長/課長間コミュニケーションと協議による品質管理体系へと転換し、そのためにパート長による深層検討を新たに実施するとともに、課単位の審査品質管理協議会を毎週開催するなど審査品質向上に向けて取り組んだ。

3) 審査インフラの拡充及び改善

審査インフラの側面では迅速かつ正確な審査のために先行商標・デザイン調査分析事業、商品及びデザイン物品分類事業など審査支援事業を推進することで審査官の審査負担を減らし、審査品質向上のための基盤を整えた。

また、短期間で十分な審査人材の確保が難しい状況の中で、審査システムの高度化を通じて効率性を高めた。デザイン審査の場合、ハングルプログラム基盤の審査メモをウェブ基盤に転換し、通知書自動連動及び標準化、審査ミス自動防止システムの導入など機能改善が行われたスマートデザイン審査システムを2018年開発し、2019年1月から段階的に導入する予定である。これを通じて審査品質及び効率性の向上など体系的な品質管理が可能になると見られる。

4) 審査官能力の強化

審査品質において最も重要な要素の一つは審査処理業務を直接遂行する審査官の能力である。そこで韓国特許庁は商標及びデザイン審査官の審査能力を高めるため、審査官が参加する発表会・研究会の運営、外部専門家による講演、専門性強化教育、審査参考資料の発刊など様々な取り組みを図った。

審査争点・ノウハウ発表会は経歴の豊富な各審査官の審査処理過程で現れた審査争点の分析結果または自分だけのノウハウを発表させることで、審査官間で審査情報の共有・拡散を図るための定例品質向上活動である。また、商標・デザイン審査品質点検会議は審査課長及びパート長中心の研究会であり、審査局内で審査政策方向などを共有することで審査の一貫性を高める上で貢献している。一方、学界及び弁理士など民間専門家の講義を通じて第四次産業革命など市場の環境変化を審査に反映した。また、商標・デザイン分野の新しい政策及び制度改善課題を発掘し、制度変更事項を審査官間で共有するために商標制度研究会・デザイン制度研究会(デザインアカデミー)を2018年計10回開催した。一方、審査官の品質管理活動と研究教育活動を客観的に数値化した「審査品質管理指数」を成果評価資料として活用した。

<表Ⅱ-1-15> 2018年商標・デザイン制度研究会

日付	発表テーマ
2018. 3	新分類体系開発事業の経過及び説明
2018. 4	加盟事業分野における使用意思確認制度の適用方法及びキャラクター及びキャラクター名称の商標出願審査方法

2018. 5	諮問審査官制度の紹介
2018. 7	デザイナーの立場から見たアップルVSサムスンのデザイン特許訴訟
2018. 8	仮想通貨関連の商標出願審査方策及び地理的表示団体標章審査の改善事項
2018. 8	人工知能、3Dプリンティング、そしてデザイン権
2018. 10	デザイン審査争点事例 食品デザイン及びシリーズ商品の関連デザイン審査指針の紹介
2018. 12	商標審査基準及び商標デザイン審査事務取扱規定の一部改正案の発表
2018. 12	2019デザイン審査基準改正案の紹介 商標とデザインの出会い、そして未来
2018. 12	2019新たに変わるデザイン制度の紹介

<表Ⅱ-1-16>2018年商標・デザイン審査参考資料の発刊状況

日付	審査参考資料
2018. 1	デザイン審査基準の告示
2018. 2	商標/商品時事 審査指針/争点事例
2018. 5	商標デザイン審査争点/ノウハウ事例集
2018. 6	条文別・争点別のデザイン判例集
2018. 7	商標判例総覧
2018. 10	審査品質を高めるための審査官用分類指針書
2018. 10	デザイン保護ガイドブック
2018. 12	模倣品審査基準
2018. 12	商標審査基準
2018. 12	商標法令集

ハ. 評価及び発展方向

特許庁が独自に2018年度商標・デザイン審査品質など顧客満足度を調査した結果、商標・デザイン審査分野の総合満足度は2017年と同水準であることが分かった。顧客満足度をさらに高めるために韓国特許庁は2019年度にも審査品質管理のための主要政策課題推進計画を樹立・施行し、審査評価制度を通じた独自の審査品質水準測定と補完、そしてフィードバック体系を構築しつつ、顧客の立場から見て公正な審査処理が行われるように取り組んでいく予定である。また、審査処理期間を海外主要国レベルで安定的に維持し、国民が迅速に商標・デザイン権が確保できるよう支援していく計

画である。

<表Ⅱ-1-17>2018年度顧客満足度調査の結果

区分	総合満足度	記載事項の理解容易性	審査官の審査専門性	法適用の公正性	審査官説明の理解容易性	審査官の親切度	制度改善に向けた努力満足度
商標	77.70	79.20	80.91	82.76	79.07	81.61	79.01
デザイン	78.17	79.01	81.96	83.49	80.12	82.03	80.38

3. 商標・デザイン調査分析など審査インフラの改善

イ. 調査分析など商標・デザイン審査支援事業の展開

商標デザイン審査局 商標審査政策課 書記官 キム・ゾンス
 デザイン審査政策課 行政事務官 ミン・ジョンジュン

1) 推進背景及び概要

イ) 商標調査分析事業

特許庁は2003年から商標審査業務の一部である商標分析・検索を外部専門調査機関に委託して処理している。即ち、外部専門調査機関を通じて出願商標及び指定商品の意味と使用実態を調査・分析し、出願商標と同一・類似、もしくは関連性のある先出願・先登録商標など参考証明資料を検索・提供することで審査人材を増員することなく審査官の審査負担を減らすとともに審査の質を高めている。

ロ) 国際商標登録出願の指定商品翻訳分類事業

国際商標登録出願制度の施行を受け、韓国特許庁を指定国官庁とする国際商標登録出願の英文指定商品の翻訳と分類業務を外部専門調査機関に処理させることで、迅速

かつ効率的な国際商標審査業務を図っている。英文指定商品の翻訳は2004年から、英文指定商品の分類は2009年から専門調査機関が行っている。

本事業は国際商標登録出願書と補正書の英文指定商品の名称を韓国語に翻訳し、指定商品を分類して指定商品名が明確である場合は類似群コードを付与し、不明確である場合は未確定原因を「他類指定」、「包括名称」、「その他不明確」などで表記して商標審査に活用できるようにする事業である。

ハ)商品分類事業及び図形商標分類事業

特許庁は審査官の業務負担を減らすことで商標審査の品質を高め、適正期間内に商標審査が行われるようにするため、2009年から外部専門調査機関による商品分類事業と図形商標分類事業を始めた。

商品分類事業は出願商標の指定商品の中で特許庁に構築されている商品分類DBと一致せず自動的に類似群コードが付与されない商品を商品分類体系と商品分類基準に基づいて分類し、明確な指定商品である場合は類似群コードを付与し、不明確である場合は未確定原因を「他類指定」、「包括名称」、「その他不明確」などで表記する事業である。

図形商標分類事業は図形商標として出願された商標を図形商標分類基準に沿って分類し、適正なウィーン分類コードを与える事業である。

ニ)デザイン調査分析事業

デザイン調査分析事業は審査官の審査負担軽減、審査処理期間の短縮及び審査品質の向上のため、先行デザインの検索及び分析業務を外部専門調査機関に依頼するものであり、2008年から導入された。

ホ)デザイン物品分類事業

デザイン物品分類事業の目的はデザイン審査官が使用する検索システム上で旧韓国分類及びロカルノ国際分類による物品分類を通じて効率的な検索が可能になるよう支援することであり、2009年から外部専門機関に依頼している。また、2014年7月ハーグ協定加盟によってロカルノ国際分類⁶のサブクラス情報を付与する作業も併行することで、審査官の先行デザイン検索に貢献している。

へ) 公知デザイン審査資料整備事業

公知デザイン審査資料整備事業は刊行物、インターネット公知デザイン及び海外デザイン公報などを収集及び整備することであり、国際的な審査流れに対応するとともに高品質の審査サービスを提供するために外部専門機関に事業を委託している。特に、1998年特許庁の電子出願及び審査システムの導入をきっかけに従来文書形態で収集したものをコンピュータシステム環境下で使用できる電子イメージで構築し、2004年からはインターネット公知デザインを追加的に収集・整備している。

ト) 国際デザイン審査基盤構築事業

産業デザインの国際登録に関するハーグ協定加盟によって2014年7月から韓国特許庁を通じた国際出願及び大韓民国を指定国とする国際デザイン登録出願制度が導入された。そこで指定官庁としての国際デザイン登録出願に対する審査を支援するため、外国語出願書の翻訳及び英文指定物品に対する分類コード付与などを外部専門機関に依頼することで審査効率性を高めている。

2) 推進内容及び成果

⁶ 正式名称はデザインの国際分類制定に関するロカルノ協定 (Locarno Agreement Establishing an International Classification for Industrial Designs) であり、デザイン物品分類の国際的な統一のための協定で、スイスのロカルノでパリ条約加盟国が集まって1968年10月に採択した。2018年末現在、イギリス、フランス、イタリア、ドイツ、中国、北朝鮮など69カ国が加盟し、世界知的所有権機関(WIPO)、アフリカ知的財産機関(OAPI)、アフリカ広域知的財産機構(ARIPO)、ベネルクス知的財産機構(BOIP)及び欧州連合知的財産庁(EUIPO)などハーグ協定に加盟した団体は実質的にロカルノ分類体系を使用している。

イ) 商標調査分析事業

特許庁は2003年「(財)韓国特許情報院」を商標専門調査機関として指定して本事業を行ってきたが、競争システムの導入を通じて調査品質を高めるため2005年12月に「(株)WIPS」を商標専門調査機関として追加指定し、2015年2月にはナラアイネット(株)、(株)KTGを追加指定し、計4つの専門機関が事業を展開している。

＜表Ⅱ－1－18＞ 商標調査分析事業の推進実績

(単位：件)

区分	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
アウトソーシング件数	50,010	62,896	74,213	85,082	86,184	88,440

毎年サーチャーを対象に商標法理論及び審査実務高級教育、調査品質向上策を模索するためのワークショップ、セミナーなどを定期的実施する一方、2009年から調査報告書の活用による審査官審査実績点数の差引制度を導入して調査分析事業の効果向上を図り、2010年からは課業対象範囲を拡大して文字だけで構成された商標のみならず、文字商標の約5倍に達する図形要素が含まれた商標も商標調査分析事業の対象にして審査官の業務負担を減らすことで全体的な審査品質の向上を図った。

2012年中盤に審査処理期間の短縮に実質的な効果をもたらす改善策を講じるとともにシステムを構築するなどの準備作業を経て、2013年からは先行商標検索中心から脱して審査に必要な全ての資料を調査するよう事業を改編し、商標審査・審判の経歴者や弁理士などを活用して審査全般にわたって審査官業務を補助する専門サーチャー制度を導入した。また、経歴審査官とサーチャーを1：1でマッチングして調査分析件毎に確認・指導を行い、審査ノウハウの伝授を通じて調査品質の向上を図った。その結果、審査業務軽減率を従来15%から最高70%に上げるなど事業効率を画期的に高めた。さらに、2014年10月にはこれまで改編された事業内容を制度化し、事業を体系的に運営・管理するために既存の告示を大幅見直して「商標・デザイン専門機関の指定

及び運営と審査支援事業管理などに関する告示(特許庁告示第2014-25号)」を制定した。同時に、品質による事業管理をより強化するため審査官の主観的・形式的な既存の品質点数算出方法を改善して審査官の件別品質点数(40%)、定性的能力評価(20%)及び審査品質課の評価点数(40%)を総合して算出した総合品質点数体系を構築した。

2015年には事業物量配分委員会を構成・運営し、専門機関間の事業物量配分において客観性・透明性を図るとともに、評価結果を専門機関事業物量とサーチャーの個人成果につなげるなど品質管理を一層強化している。

ロ)国際商標登録出願指定商品翻訳分類事業

特許庁は2004年から「(財)韓国特許情報院」を通じて英文指定商品の韓国語翻訳を始め、2009年度からは「(株)WIPS」を新たに参入させて複数機関競争体制で運営している。また、事業範囲を英文指定商品の分類まで拡大することで分類業務の遅延を予防し、審査官の業務負担を減らすことで、国際商標1次審査処理期間の短縮と品質向上に貢献している。

<表Ⅱ-1-19>国際商標登録出願指定商品翻訳分類事業の推進実績

(単位：件)

区分	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
英文指定商品の翻訳 アウトソーシング件数	13,015	13,089	14,616	14,933	13,665	16,536
英文指定商品の分類 アウトソーシング件数	91,105	90,218	102,312	104,951	95,774	115,752

ハ)指定商標分類事業及び図形商標分類事業

指定商品分類事業と図形商標分類事業は2009年からスタートした。分類品質を高めると同時に事業を安定的に定着させるため、定期的に商品分類と図形分類の理論及び

実務高級教育、セミナー、分類品質点検会議、特許庁の審査官と調査機関の分類担当者間の定期的な交流などを実施して業務ノウハウを共有するとともに、審査官と分類担当者が分類結果に対して随時意見を交わすことで誤分類の発生を最小限に抑えられるように様々な努力を傾けてきた。

＜表Ⅱ－1－20＞指定商品分類事業及び図形商標分類事業の推進実績

(単位：件)

区分	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
指定商品分類 アウトソーシング件数	472,611	261,162	534,351	356,553	372,315	386,532
図形商標分類 アウトソーシング件数	48,606	51,018	76,450	64,415	68,277	69,364

ニ) デザイン調査分析事業

特許庁は2008年4月「商標・デザイン専門調査機関の指定及び運営に関する要領(特許庁告示第2008-9号)」を制定したことで、該当年度の下半期から「(財)韓国特許情報院」と「(株)WIPS」をデザイン専門調査機関として指定し、2015年にはナラアイネット(株)、(株)KTGを追加指定し、計4つの専門機関が調査分析事業を運営している。一方、デザイン専門調査機関はデザイン保護法第59条の規定に基づき、デザインに対する専門知識を有する人材と装備、セキュリティ管理能力を備えた企業(法人)を指定し、専門機関が行う事業物量は事業物量配分委員会を通じて配分している。

＜表Ⅱ－1－21＞デザイン調査分析事業の推進実績

(単位：件)

区分	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
アウトソーシ ング件数	6,445	7,334	6,514	10,228	19,980	23,868	28,519	30,061	28,608	29,208

同事業の核心は審査活用度が高められる正確な報告書の作成であり、そのためデザイン保護法に関する教育と審査官・サーチャー間の懇談会開催、審査品質向上に向けた半期別ワークショップの開催などを通じてサーチャーの業務能力を高めた。2014年10月には「商標・デザイン専門機関の指定及び運営と審査支援事業管理などに関する告示(特許庁告示第2014-25号)」を制定し、専門機関別の事業物量配分のための総合品質点数体系を構築した。総合品質点数は審査官の件別品質点数(50%)及び審査課長の抽出評価点数(50%)を算出した点数であり、これによって専門機関間の事業物量の振り分けにおける客観性・透明性を図っている。

ホ)デザイン物品分類事業

特許庁は審査官が先行デザインを効果的に検索できるようにするため、用途と機能によって固有の韓国物品分類基準を定立し、それによって出願デザインに対して物品分類コードを付与している。2016年度からは全体出願件を外部専門機関に依頼して分類の一貫性を高めている。また、分類専門官、分類員などが参加して分類争点及び改正検討事項などを議論するデザイン物品分類研究会随時開催などセミナー活動を強化している。

ヘ)公知デザイン審査資料整備事業

この事業は公知された最新デザインを審査資料として収集し、デザイン審査に活用できるようにDBを構築する事業であり、これに関する知識やデータ加工能力を備えた企業をデザイン専門調査機関として指定し、アウトソーシングを行っている。収集対象となるデザインは、第一にインターネットを通じて公開・公知されるデザイン、第二に雑誌、カタログなどを通じて公開・公知されるデザイン、第三に米国、ドイツ、日本、EUIPO、WIPOなどのデザイン登録・公開公報に収録されたデザインなど大きく3つで構成される。2012年度にはこれに加えて中国のデザイン公報と伝統文様関連のデザインも審査参考証拠資料として収集した。2013年度には韓国コンテンツ振興院との業務協約を通じて提供を受けたキャラクターデザインと韓国デザイン振興院のデザイン公知証明を通じて寄託されたデザインを審査参考証拠資料として収集・構築した。

年度別の事業実績は以下の表のとおりである。

<表Ⅱ-1-22> 公知デザイン審査資料の収集・整備状況

(単位：件)

		～2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
外国 公報	日本		28,147	25,830	23,572	25,357	30,311	24,120	30,217	27,052	25,139	24,743
	米国		22,013	22,241	21,608	22,361	28,089	19,883	25,083	31,040	26,882	27,627
	EUIPO		60,837	59,674	69,585	62,684	89,778	48,644	91,065	102,725	75,432	81,475
	WIPO		6,934	9,028	3,571	13,079	20,866	11,968	14,207	15,383	17,923	14,954
	ドイツ		19,968	24,228	22,836	30,788	52,585	45,489	33,289	43,670	37,570	41,625
	中国					41,747	23,748	45,385	37,049	51,187	101,569	99,492
	小計		137,899	141,001	141,172	196,016	245,377	195,489	230,910	271,057	284,515	289,916
実用新案		2,551	4,000	3,768	2,634	4,837	3,945	4,056	2,960	1,982	2,697	
画像デザイン		10,336	10,334	5,086	8,037	4,422	1,349	1,603	3,000	1,682	1,628	
フォント		1,534	1,530	1,500	-	575	400	450	556	483	1,093	
カタログ		185,852	166,853	23,665	20,569	24,626	37,708	24,190	34,519	31,911	29,945	
キャラクターDB						6,549	6,221	5,597	5,354	5,924	6,260	
公知証明DB						2,240	438	159	248	449	650	
インターネット公知		146,000	170,780	180,247	156,160	52,213	81,817	54,835	43,015	50,300	43,380	
合計		5,096,656	484,172	494,498	355,438	383,416	340,839	327,367	321,800	360,709	377,246	375,569

<表Ⅱ-1-23> デザイン審査資料の保有状況

(2019.2.11基準)

区分		数量	蓄積期間
国内	デザイン公報	1,556,031件	1960～
	実用新案公報	485,602件	1999～

海外	日本公報	1,445,149件	1999～
	中国公報	397,854件	2012～
	WIPO公報	226,085件	1998～
	EUIPO公報	1,061,546件	2003～
	米国公報	377,312件	2002～
	ドイツ公報	421,360件	2006～
	過去海外公報	676,892件	～1999
その他	カタログ、インターネット	4,679,370件	1980～
	画像デザイン	175,874件	2003～
	フォント	34,398件	2004～
	平面デザイン	217,493件	1960～
合計		11,754,966 件	

ト)国際デザイン審査基盤構築事業

2014年7月制度の施行に伴い、英語出願書の翻訳とともに先行デザイン検索のための韓国物品分類コードの付与をより迅速に処理するため、「(財)韓国特許情報院」と「(株)WIPS」の複数機関を競争体制でアウトソーシング事業として運営している。これによって審査官の業務負担を減らし、国際デザイン1次審査処理期間の短縮と品質向上に貢献している。

3) 評価及び発展方向

イ)商標調査分析事業

出願は持続的に増加しているものの審査人材の増員には限界がある状況の中で、本事業は審査処理期間を安定的に管理するとともに審査品質の向上を図る上でかなり貢献しているものと評価される。

特に最近5年間商標出願が毎年平均6%増加している状況の中でも1次審査処理期間を2012年8.9カ月から2018年5.5カ月へと画期的に短縮した。今後も審査処理期間を5.

0ヵ月以内に管理し、審査品質を高めるために2012年基準で全体出願件数の30%水準であるアウトソーシング物量を2018年46%まで拡大し、今後50%まで拡大していく計画である。また、調査品質を高めるためのサーチャージャー能力強化教育の実施及び品質評価の改善など品質管理努力も続けていく計画である。

ロ)国際商標登録出願指定商品の翻訳分類事業

同事業は国際商標登録出願指定商品の正確かつ迅速な翻訳及び分類を通じて、国際出願制度の施行に向けた条約である「マドリッド議定書」に明示された18カ月の審査処理期間を遵守すると同時に、指定商品審査品質を高めるために持続的な努力を傾けてきた。特に、高品質の審査のため、現在専門機関内の翻訳・分類人材に対する持続的な能力強化教育を実施しているが、今後もワークショップ、セミナー、外部委託教育など様々な努力を傾けて誤訳及び誤分類の発生を最小限に抑えるよう管理していく予定である。

ハ)指定商品分類事業及び図形商標分類事業

指定商標分類の核心は一貫性を維持しながらも正確かつ迅速な分類を通じて円滑な審査業務を支援することである。そのため分類人材の能力を強化するための理論及び実務教育を持続的に実施し、評価結果をフィードバックすることで事業品質評価と管理を強化していく計画である。また、調査機関と連携して分類業務処理プロセス別のノウハウと商品類別・図形商標分類別のノウハウを体系的に整理した指針書を活用して誤分類率をより下げていく予定である。

また、専門機関内に商品分類及び図形商標分類専門家を指定・育成し、特許庁分類担当審査官を中心に国際商品分類の改編またはウィーン分類の改編など国際商標分類環境の変化に適切に対応していく予定である。

ニ)デザイン調査分析事業

この事業はデザイン審査の一部業務である先行デザイン調査など登録可能性分析を外部の専門機関に依頼するものであり、専門性を備えた調査人材の確保と審査環境の構築及び非公開デザインなどに対する厳しい保安管理が重要である。特許庁はこのような問題点を克服するため、デザイン審査マニュアルを具体的に作成して専門機関に提供し、より体系的な教育を実施している。また、デザイン審査システム機能を改善・発展させる一方、VPN(Virtual private network、仮想私設網)と特許ネットシステムを通じたデザイン資料の伝送と専門機関の保安管理にも万全を期している。

2018年審査処理期間は4.9カ月を達成し、2018年度以後は5.0カ月を維持しつつ、審査品質を高めるため、2018年基準全体出願件数に比べて42.0%水準であるアウトソーシング規模を今後55%まで徐々に拡大する計画である。特に専門調査の拡大を通じて審査処理期間の短縮と品質向上に大きく役立てるように運営する計画であり、調査分析品質を高めるためのサーチャー能力強化プログラムの改善と総合品質点数に基づいた事業物量配分など品質管理に持続的な努力を傾ける計画である。

ホ)デザイン物品分類事業

ロカルノ協定加盟によって2015年からデザイン公報にロカルノ分類を韓国分類と並行して表記している。韓国がロカルノ協定に加盟した目的は、第一にデザインの物品分類に対する国際的な統一化流れに対応してロカルノ分類体系に転換してハーグ協定に加盟するためである。第二に、国際的に統一された分類体系によって海外デザイン権獲得の費用及び時間を節約できる。一方、デザイン物品分類業務は審査官の審査負担を減らし、分類の一貫性及び正確性を確保するために全体出願件数を外部デザイン専門機関にアウトソーシングしている。

特に、分類及び検索効率性の向上など審査品質を高めるために2016年ロカルノ分類基盤の新しい単一分類体系を開発し、2017年デザイン物品分類定義書作成事業などを推進し、2018年以降デザイン検索DB再分類事業を推進しており、2020年まで段階的な導入及び施行を予定している。

へ) 公知デザイン審査資料整備事業

本事業の核心は多様な最新公知デザイン資料を収集し、それを正確に加工及び分類して速やかに特許庁審査官に提供することである。そのためにロシア、中国など主要国のデザイン公報と最近重要度が増しているキャラクター資料を追加でDBに搭載するなどの努力を持続的に傾けていく計画である。

ト) 国際デザイン審査基盤構築事業

韓国特許庁は国際デザイン登録出願の正確かつ迅速な翻訳及び分類を通じて国際出願制度を施行するための条約である「ハーグ協定」に明示された12カ月の審査処理期間を遵守すると同時に審査品質を高めるために持続的な努力を傾けてきた。特に、正確かつ迅速な翻訳のために翻訳指針書を作成・活用することで翻訳一貫性の維持に万全を期しており、今後研究会の開催など定期的な専門機関内人材の能力強化教育を通じて誤訳、誤分類の発生を最小限に抑えるよう管理していく予定である。

4. 商標・デザイン分野における国際協力の強化

イ. 商標分野における国際協力体系の構築

商標デザイン審査局 商標審査政策課 行政事務官 ソン・キジュン

1) 推進背景及び概要

二国間協力が活発に進んでいる特許分野とは異なり、商標分野における二国間協力は相対的に進んでいなかったのが事実である。これは特許分野とは違って商標分野は国内主義原則によって先行商標に対する審査が行われるため、二国間協力を通じて得られる実益が大きくないためであった。

しかし、2000年代初め以後商標分野に対して主要国間で制度を調和させようとする

変化の動きが現れ始め、このような流れに変化の風が吹き始めた。

2) 推進内容及び成果

このような流れの変化は商標分野主要3カ国の集まりである商標3極体制(TM3)から始まった。商標3極体制の構成国である米国、日本、ヨーロッパは商標制度の調和を通じて出願人の便宜を図るため様々な事業を推進し、商標分野の国際議論をリードし始めた。

韓国は商標分野の国際議論において韓国の意見を反映させ、韓国出願人の海外出願の際の利便性を増進させるため、商標3極体制加盟に向けた多角的な外交活動を展開した。米国特許商標庁、日本特許庁、ヨーロッパ商標庁との個別的な二国間会議を通じて韓国のTM3加盟の必要性を主張し、その結果2011年5月韓国が正式会員として加盟した商標4カ庁(TM4)体制の発足に成功した。以後2012年5月中国の追加加盟によってTM5が正式に発足したことで、特許分野のIP5に匹敵する商標分野の多国間協議体が本格的に登場した。

韓国は責任のある国際社会の一員として活動し、韓国出願人の利害関係を国際議論に反映させるため、TM5ウェブサイト構築事業と審査結果比較分析事業をリードし、2013年12月にはTM5新規加盟国の中では初めてTM5年次会議の開催に成功するなどTM5活動に積極的に参加している。2015年12月にはTM5ウェブサイトを全面改編することでユーザーに優しいサイトとして再誕生し、審査結果分析事業の場合は2015年合意された研究進行方向及び研究対象を基に最終報告書を発刊するなど目に見える成果をあげた。

2015年12月には米国特許庁が主催したTM5年次会議に出席して商標分野における協力を主導した。2016年には10月中国昆山市で開催されたTM5年次会議に出席し、韓国特許庁主導事業の結果報告及び今後計画などを紹介して加盟国から大きな反響を得た。2017年にはEUIPOが主催するTM5年次会議に出席して韓国特許庁主導事業である「審査結果比較分析事業」及び「商品名称記載方法に対する情報提供事業」に対する試験ケ

ース分析結果を発表し、TM5ウェブサイト改善事項を発表して加盟国から大きな反響を呼んだ。

また、2018年TM5会議の議長国として中間会議(6月)及び年次会議(11月)を開催した。特許庁は模倣品と関連する各国の政策及び他機関との協力関係など実態を把握し、相互ベンチマーク機会の提供及び関連セミナーの開催などを新たに提案して新規事業として採択された。また、同年次会議期間の1週を「商標デザイン週間」として指定し、各種商標関連国際フォーラム、シンポジウム及びWIPOとともにマドリード国際コンファレンスなどの開催に成功した。

同時に、商標分野の先進国である米国、日本、ヨーロッパ及び中国の法制を研究し、先進国の長点を韓国の法制に反映するために個別的に二国間専門家会議も毎年開催している。専門家会議を通じて非典型商標、証明標章、地理的表示などの制度運用に対する3カ国の運用ノウハウを学ぶことができ、商標法及び審査慣行改善のための資料として活用している。また、韓国企業にとって最大の出願国である中国との定例的な実務者レベル・長官レベル会議の開催を通じて、中国の審査制度・慣行に対する情報を収集すると同時に中国進出企業の商標保護を強化するためのきっかけとして活用している。

3) 評価及び発展方向

韓国は商標分野の国際議論をリードするTM5会議に積極的に参加する予定である。特に、韓国が主導する協力事業として公式に採択された「審査結果比較分析事業」及び「模倣商標認識向上事業」を積極的に推進し、新規事業の発掘を通じて韓国特許庁が主導する事業の範囲を拡大して知的財産G5としてのプレゼンスを高めていく計画である。また、米国・日本・ヨーロッパ・中国との活発な二国間協議を通じてTM5でまだ議論されなかったテーマに対して別途議論し、韓国出願人の海外出願における利便性を高めるために積極的に取り組んでいく予定である。特に、中国での悪意的な商標先取り及び商標ブローカーによる被害問題などに積極的に対応するため、長官会合、専門家会合など定例化された二国間協力チャンネルを活用して中国内韓国企業の商標

権創出及び保護環境の改善に向けた協力事業などに積極的に取り組んでいく方針である。

ロ. デザイン分野における国際協力体系の構築

商標デザイン審査局 デザイン審査政策課 行政事務官 ソン・ウンミ

1) デザイン法条約(DLT、Design Law Treaty)

イ) 推進背景

2005年WIPOの「商標・デザイン及び地理的表示に関する常設委員会(The Standing Committee on the Law of Trademarks, Industrial Designs and Geographical Indications、SCT)」では世界各国のデザイン保護法制及び制度が相異なることから出願人の不便が大きいという点で認識を共にし、デザイン条約に関する本格的な議論を始めた。2007年から2009年まで各国の制度に対するアンケート調査と分析など基礎作業を完了し、2010年から加盟国間協議を経て条約案を取りまとめた。

この条約案は世界各国のデザイン保護法制に影響を与える可能性があるため、一部条項をめぐって各国家別に自国の利益を反映するための対立が発生し、現在もその議論が続いている。

ロ) 推進内容及び成果

デザイン法条約(DLT、Design Law Treaty)は産業デザイン出願に関する簡素化した国際規範を設けることでこの条約を履行する国家の国内法に簡素化した産業デザイン手続きを導入するものであり、商標法条約(TLT、Trademark Law Treaty)、特許分野の特許法条約(PLT、Patent Law Treaty)などに相応する条約案である。

条約案は出願内容、代理人の選任、出願日の認定要件、新規性喪失の例外、創作者

名義での出願、出願の分割、公開延期、交信用の住所、更新、期限の救済、権利回復、実施権、名義変更、名前・住所の変更など32条項で構成され、条約規則は出願手続き、権利回復、実施権、変更または訂正など17条項で構成されている。

この条項の中で出願内容、出願日の認定要件、創作者名義の出願、出願の分割、公開延期、更新など殆どの条項は既に韓国のデザイン保護法に反映されているが、代理人の選任、期限の救済、権利の回復、実施権、名前・住所変更などの条項は出願手続き上の便宜を図るために国内法の検討が求められる部分である。

条約案はほぼ完成の段階に入っているが、一部条文に対する国家間合意において難航している。2014年第32回常設委員会でアフリカグループを中心とする途上国側が伝統知識を直・間接的に表現したデザインの場合はそれに対する出處、情報などを出願書に記載して事前使用の許諾を受けるとする条文を提案した。しかし、デザイン法条約は出願を簡素化するための手続きに関する条約であるため、出願の実体的な内容を定める条文の追加は適切ではないため、韓国を始めとする先進国グループはこれを受け入れておらず、交渉の進展は足踏み状態である。

ハ) 今後の推進計画

デザイン法条約(DLT)に対する議論は先進国と途上国の間で異見があり、やや遅れている。両グループ間の意見の食い違いは当分続けて現われると見られるが、議論と妥協に向けた一連の努力は有意味な国際的な合意に達する上で欠かせない過程と言える。このような膠着状態が続いている中で、外交会議を通じて政治的な解決策を模索することには合意したものの、両グループ間の鮮明な立場の違いによって外交会議の開催すら難しい状況である。韓国は発展途上国及びアジアグループとは少し異なる立場を堅持しているが、どの形態の国際規範が韓国に有利であるかを深く考慮し、協議過程に参加する計画である。同時に、条約妥結時の対策と加盟検討のために、この条約が国内に及ぼす影響に対する法制やシステム整備などに関する多角的な検討を推進する予定である。

2) 韓・中・日及びID5の多国間協力体系

イ) 推進内容及び成果

韓国、中国及び日本は2010年から毎年「韓・中・日デザインフォーラム」を3国が順番に開催している。この行事は3国の特許庁担当者のみならず、一般人、企業人、デザイナー、知財権関連の専門家など200人余りが参加する公開フォーラムであり、3国のデザイン保護制度の主要改正内容や発展動向を共有し、3国の企業を代表する実務者が現場の声を伝える場として設けられる。

2016年度は中国で開催され、「新技術デザイン」をテーマに最近新しく登場するデジタル基盤のデザインに対する法的保護策とデザイン保護制度の在り方に対して議論した。韓国が主管した2017年度は「キャラクターデザインの保護」をテーマに3国間の情報交換と制度的調和、そして国際規範形成に貢献できる方法を模索した。日本で開催された2018年度韓・中・日デザインフォーラムではデザイン経営のためのデザイン保護に関して3国の企業と官庁がともに議論する場が設けられた。

一方、2015年にはアジア圏のみならず米国とヨーロッパが参加するデザイン分野先進5カ国協力体系(KIPO、USPTO、JP0、SIPO、EUIPO)である「ID5」が構成された。最初は商標分野先進5カ国協力体であるTM5会議で一つの分科としてデザインセッションを運営したが、デザイン保護の重要性が増してきたため、2015年独立された協議体であるID5として発足した。米国で開かれたID5創立会議ではID5の未来に関する共同ビジョンを盛り込んだ合意文を公表し、計13の共同協力課題を提案した。このうち12の協力課題が承認を得て(2016)、国家別に課題を振り分けて推進し(2017年)、2018年韓国ソウルで開催された会議で12課題のうち5つの課題を無事完了し、新たに6つの課題の推進を承認した。韓国特許庁はIDホームページ(www.id-5.org)の制作と運営を担当し、ユーザーとID5をつなぐ中心的な役割を果たしているだけでなく、2018年会議では第四次産業革命に対応する新技術デザインに関する各国の協力を強化するID5共同宣言文合意を積極的に推進するなど国際的なデザイン規範形成をリードしている。

ロ) 今後の推進計画

韓国は韓・中・日デザインフォーラムを通じて3国の堅調な協力体系を構築し、各国企業及びデザイナーにデザイン保護制度の認識を拡大するため力を入れている。同時に、デザインフォーラムは3国間制度改善事項と発展方向などに関する正確な情報を迅速に取得できる窓口として活用され、相互政策開発及び制度発展に大きく貢献すると見られる。

また、ID5協力体系の中で韓国特許庁がリードする「3Dプリンティングとデザインの保護」と「デザイン損害賠償制度研究」課題を誠実に遂行し、加盟国間協力体系をさらに発展させていく計画である。

同時に、各国との持続的な交流と共有を通じて韓・中・日・米・EUと友好的な関係を築いていく計画である。

3) 韓・日、韓・中専門家協力

イ) 推進内容及び成果

韓国特許庁は日本、中国と其々二国間専門家会議を開催している。日本のデザイン保護制度は韓国とかなり類似しているため、相互の制度を理解することが実務的にも大いに役に立つ。中国はデザイン制度の出現や発展は遅れているが、韓国との貿易量や世界デザイン出願の比重から見ると、制度変化の推移を持続的に見極める必要がある。そこで、毎年韓・日、韓・中専門家会議を開催している。

韓・日デザイン専門家会議の場合、2014年にはID5体制の構築に対する議論と「韓・日仮想デザイン共同審査結果プロジェクト」を展開し、2015年からロカルノ基盤の新規デザイン分類体系の開発及びハーグ協定加盟に関する経験を共有し、ハーグ審査実務に対して議論している。特に、2016年から日本のハーグ協定加盟を受け、両国共通審査件を抽出し、審査結果を比較・分析し、2017年には両国の審査品質を高め

るための議論を追加的に展開した。

韓・中デザイン協力も着実に続けている。2015年韓・中デザイン専門家会議では韓国の部分デザイン及び画像デザイン制度、分類政策を紹介し、デザイン分類実務を共有した。2016年には中国の部分デザイン制度の導入など専利法改正状況及びハーグ協定加盟に向けた準備状況などに対する内容を、2017年には中国の特有制度と優先権書類の電子的交換に対する内容を共有した。中国で開かれた2018年会議では家電製品の内臓インテリアと関連するデザイン保護の争点、両国のデザイン分類状況に対して議論した。

ロ)今後の推進計画

韓国はデザイン分野の国際規範を形成するため、二国間及び多国間協力会議に積極的に参加してきた。特に、ハーグ協定を通じて韓・日両国を同時に指定国として指定した国際出願件に対して「韓・日デザイン審査結果の比較プロジェクト」を定例化し、二国間の審査実務を比較・学習することに止まらず、ハーグ国際デザイン出願制度の運営上現れる不備点を相互比較・検証して改善できるよう取り組んでいる。また、韓・日両国はロカルノ分類の導入による新分類体系を開発しているが、相互の試行錯誤経験とノウハウを共有するなど引き続き協力していく計画である。

韓・中デザイン専門家会議も持続的に推進することで、出願人が両国のデザイン制度を活用する上で制度の違いによって発生する不便がないよう、制度改善に向けてさらに取り組んでいく計画である。

第3節 審判分野

1. 概観

特許審判院 審判政策課 技術書記官 ホ・ヨンハン

特許審判は産業財産権(特許権・実用新案権・デザイン権・商標権)の発生・変更・消滅及びその権利範囲に関する紛争を解決するための特別行政審判であり、一般裁判所が担当している特許侵害訴訟とは違って専門的な知識と経験が求められるため、特許庁所属の特許審判院が担当している。

このような特許審判は審査官の処分不服に不服して請求する「決定系審判」(請求人だけが存在)と既に設定された権利と関連する当事者の紛争に対する審判で当事者間の対立構図を取る「当事者系審判」(請求人と被請求人が存在)に分けられる。決定系審判には拒絶決定不服審判と訂正審判などがあり、当事者系審判には無効審判、取消審判、権利範囲確認審判などが含まれる。

審判請求件数は特許及び実用新案分野の場合、審査前置制度の廃止及び再審査請求制度の導入による影響で減少したが、2015年3月改正薬事法の施行によって本格的に請求され始めた医薬品許可一特許連携審判事件の増加で2016年は前年比23.4%増加した。しかし、許可一特許連携制度導入3年が過ぎ、関連医薬品審判事件が200件余りに安定してきた。2018年特許・実用新案分野は前年比15.8%減少した5,083件が請求された。一方、商標及びデザイン分野の場合は2014年以後年平均15.1%増加している商標取消審判の影響で2018年は前年比9.3%増加した5,068件が請求された。

全体的に審判請求件数は安定化傾向にあるが、当事者系事件は2014年以後年平均5.9%増加する傾向にあり、特許審判を通じて知的財産権関連紛争の解決を図ろうとする需要が持続的に存在していることを意味する。

＜表Ⅱ－1－24＞最近5年間権利別審判請求件数の推移

(単位：件数、前年同期比増減率)

年度		2014	2015	2016	2017	2018
審判請求 件数 (増加率)	特許	7,586	9,364	7,102	6,039	5,083
	実用新案	(△10.2%)	(23.4%)	(△24.2%)	(△15.0%)	(△15.8%)
	商標 デザイン	4,395	4,622	4,858	4,638	5,068
		(△3.8%)	(5.2%)	(5.1%)	(△4.5%)	(9.3)
	合計	11,981	13,986	11,960	10,677	10,151
		(△7.9%)	(16.7%)	(△14.5%)	(△10.7%)	(△4.9%)

＜表Ⅱ－1－25＞最近5年間決定系・当事者系別審判請求件数の推移

(単位：件数、前年同期比増減率)

年度		2014	2015	2016	2017	2018
審判請求件数 (増加率)	決定系	8,372	8,041	7,572	6,443	5,609
		(△10.6)	(△4.0)	(△5.8)	(△14.9)	(△12.9)
	当事者系	3,609	5,945	4,388	4,234	4,542
		(△1.0)	(64.7)	(△26.2)	(△3.5)	(7.3)
	合計	11,981	13,986	11,960	10,677	10,151
		(△7.9)	(16.7)	(△14.5)	(△10.7)	(△4.9)

審判請求とは別に国内民事裁判所に提起される知財権関連の侵害訴訟件数は、1審事件が380件余りで停滞している一方、2審以上の件数は増加しており、知的財産権をめぐる侵害紛争は益々激しさを増している。

また、サムスンとアップル間の特許紛争など韓国企業と外国企業間の特許紛争が益々話題となり、韓-EU(2011年7月)及び韓-米FTAの発効(2012年3月)によって知財権侵害の疑いのある物品に対する税関の水際措置が強化され、医薬品許可-特許連携制度が施行されたことで知財権の紛争は今後も持続的に増える見込まれる。

＜表Ⅱ－1－26＞知的財産権侵害訴訟件数の推移

(単位：件数、受付基準)

年度	2013	2014	2015	2016	2017
侵害1審	1,681	966	785	381	384
侵害2審	100	91	103	174	182
最高裁判所	17	17	15	26	26

* 出処：最高裁判所司法年鑑 (<http://www.scourt.go.kr>)、2017年侵害1審は著作権侵害事件(15件)を除く。

一方、韓国は2016年1月から特許侵害訴訟の1審、2審の管轄集中制度が施行された。全国58の地方裁判所及び支院が管轄していた特許侵害訴訟1審は高等裁判所が所在する全国5つの地方裁判所(ソウル中央地方裁判所の重複管轄許容)へ、特許侵害訴訟2審は特許裁判所へと管轄集中された。

特許審判院は対内外的な環境の変化と需要者からのニーズを考慮して、当事者系(権利範囲確認審判、無効審判など相手とお互い争う事件)の審判処理期間を短縮するために様々な政策を樹立・施行した。特に、一般民事裁判所の仮処分事件の平均処理期間が3～5カ月以内であることを踏まえ、2015年11月から民事裁判所の仮処分事件または本案事件などに関係する審判事件に対しては司法部が審判結果を適時に活用できるよう3カ月内に審判を終結する迅速審判プロセスを新たに設計・施行した。制度施行以後1,191件が迅速審判決定され、そのうち1,041件の審判が平均100日以内で終結した。

しかし、2015年度に急増した当事者系審判を優先的に処理した結果、2016年から連鎖的に決定系審判の処理が遅れ、全体的に審判処理期間が延びてしまった。そこで、審判院は裁判所などに紛争がある当事者系事件と長期未処理事件の処理に力を集中した。

特許審判院は迅速な審判とともに高品質の審判を目指して2016年審判部組織を専門技術審判部中心に改編し、優秀審判官の長期在職を誘導するために力を入れている。

その他にも審判制度の改善、電算インフラの拡充などを通じて高品質の審判に向けた環境作りに取り組んだ。

一方、IP5主要国は知的財産権紛争を早急に解決するための方法を模索しているが、特に日本は特許拒絶決定不服審判の処理期間を2010年24カ月から2018年12.4カ月へと12カ月程度短縮し、米国、ヨーロッパ、中国もまた特許紛争事件を処理するために審判官の増員を持続的に推進している。特に、米国の特許審判院は2011年100人から2016年272人へと審判官を大幅増員した。

一方、韓国の特許審判院は2018年に審判官1人を増員して審判官数が96人に増えたものの、依然として海外審判院に比べるとマンパワーが不足しているだけでなく、審判官1人当たり審決件数が主要国に比べて非常に高い水準である。また、口述審理を拡大施行(2009年165件→2018年530件)したことで審判官の負担が日増しに増えている点を考慮し、優先的に審判官の増員を持続的に推進するとともに、1人当たり審判処理件数もまた適正な水準に調整する必要がある。

<表Ⅱ-1-27> 審判官の定員と審判処理期間

区分		2014	2015	2016	2017	2018
審判官 (人)	特許・実用新案	66	71	71	71	72
	商標・デザイン	24	24	24	24	24
	合計	90	95	95	95	96
審判処理期間(カ月)		7.9	6.9	9.5	10.5	12.0

最後に、特許審判院の審決または審判請求書や再審請求書の却下決定を受けた者がこれに不服する場合、送達で審決または決定の謄本を受け取った日から30日以内に特許裁判所に訴訟を提起することができるが、このような審決取消訴訟の結果として特許裁判所の審決取消判決が確定されると、特許審判院はその事件を再び審理して審決または決定をしなければならない。また、特許裁判所の判決に対して不服する者は最高裁判所に上告できるが、上告は判決文が送達された日から2週間以内に提起しな

ればならない。

2018年に審決に不服して特許裁判所に提訴した比率は2017年と同水準であり(2016年15.4%→2017年11.6%→2018年11.7%)、特許裁判所で審決が取り消される比率は2017年に比べて2.9%下がった(2016年25.3%→2017年25.1%→2018年22.2%)。そして特許裁判所の判決に不服して最高裁判所に上告した比率は2018年には前年比4.5%p減少した36.5%を記録し、上告審で特許裁判所の判決を破棄した比率は2018年7.2%で前年比3.5%p増加したことが分かった。

2. 特許審判革新を通じた審判の迅速性・専門性・公正性の確保

特許審判院	審判政策課	技術書記官	カン・トング
		書記官	キム・シンヨン
		工業事務官	ユ・チョルゾン
		工業事務官	チェ・ヨンヒ
		行政事務官	キム・ミンゾン

イ. 推進背景及び概要

現在の知識基盤社会において知的財産は国家と企業、個人の競争力の鍵として浮上しつつあり、中核となる知的財産の確保有無は企業の生き残り及び国家競争力と直結している。したがって、知的財産権紛争の迅速かつ公正・正確な解決は何より優先すべき政策目標と言える。これまで特許審判院は持続的な革新活動を推進し、特に2018年を起点に審判品質を高めるための専門性の強化、迅速かつ公正な審判処理に向けた制度・実務改善など審判インフラの拡充などに大きな努力を傾けた。

ロ. 審判品質向上に向けた専門性強化関連の推進内容及び成果

1) 審判部の運営

イ)特許・実用新案分野における専門技術審判部中心の運営

2013年9月以後特許・実用新案分野の審判部は3つの専門技術審判部(機械、化学、電気)と4つの複合技術審判部で運営されたが、複合技術審判部の規模に比べて請求される複合技術審判物量が少なく、複合技術審判部が多量の専門技術審判事件を処理する現象が発生した。それによって、審判長は担当技術分野があまりにも広範囲になり、担当事件の技術把握に負担が加重する問題も発生した。

このような点を改善するため、2016年2月から4つの複合技術審判部のうち3つを専門技術審判部に変更し、各専門技術審判部に専門分野審判長と審判官を配置して技術専門性を高める一方、複合技術審判部は複合技術分野の審判事件に集中できるようにした。

ロ)優秀な審判人材の確保及び長期在職の誘導

審判官が長く在職することを奨励するため、審判官の専門職位制度を運営している。専門職位に指定されると最低4年以上審判業務を行う。2018年末現在審判官専門職位は21人で、審判官定員の22%に該当する。また、審判官在職経歴を昇進人事評価に反映して優秀な審判官が長く在職できるように人事規定を改正し、審判官の中から課長級昇進人事を断行することで長期勤続を誘導した。

ハ)審判官等級制の施行

特許審判院は豊富な経験と知識を備えた優秀な審判官を優遇するため、2009年11月に審判官等級制を導入した。この制度は審判官を審判官、先任審判官、首席審判官など3等級に区分し、等級による職務と責任を差等的に与えるものである。先任審判官は審判経歴が2年以上でなければならず、昇級に必要な専門教育課程を2つ以上履修しなければならない。また、首席審判官は先任審判官の中から審判処理実績及び品質の優れた者を任命する。審判官昇級審査委員会は一定の資格を備えた候補者の中から先任及び首席審判官の任命可否を審議・決定する。2018年には上・下半期にわたって計

2回の審判官昇級審査委員会を開催し、その結果首席審判官3人、前任審判官21人を昇級対象者として選定・任命した。

ニ) 優秀審決文の選定・共有及び成果評価への反映

特許審判院は審判品質向上を促すために四半期毎に優秀審決文を選定・褒賞し、それを成果評価に反映している。審判部別に推薦された審決文と審判官別に任意抽出された審決文候補の中から分野別の審判官評価団が優秀審決文選定委員会に上程する最終候補を選定する。優秀審決文選定委員会はこれらのうち商標・デザイン分野及び特許・実用新案分野の優秀審決文を其々選定し、それを審判部にフィードバックすることで審判品質の向上に活用した。

2) 審判官の養成及び教育課程の充実化

イ) 予備審判官養成の推進

第四次産業革命など未来に備え、優秀な審判官を要請するため、2018年に10人の審査官を審判支援人材として選抜した。審判支援人材は決定系審判事件担当審判官の指導の下で審判事件の資料収集・調査及び研究活動を担当しながら審判官業務を支援し、今後審判官になるための資質を涵養している。一方、審判品質を高めるために既存運営中であった審判品質委員会の審決取消事件の分析業務を専担し、判断基準、判例研究など審判の専門性向上に大きく貢献した。

ロ) 審判官課程OJT教育の実施

審査官に審判業務を体験させるとともに審判官の判断基準を習得させ、予備審判官としての能力を備えさせるため、国際知的財産研修院の審判官課程に2週間の特許審判院OJT課程を進行した。特許審判院OJT課程は指導審判官との1:1マッチングを通じて教育対象の審判事件を選定した後、合議要旨書の作成及び審決文作成補助を中心に行われ、指導審判官の指導の下で口述審理または技術説明会にも参加させる。本教育

は年1回運営され、審判の観点から事件を見極める経験を通じて審査官の審査品質向上に大きく貢献している。

ハ) 審判部における自主学習組織の運営及び審判院教育課程の充実化

特許審判院は自主学習セミナーなど学習方法に制限なく毎月1回以上(半期8回)各審判部が自律的に運営する審判部独自の学習組織を構築・運営している。学習実行の後は審判情報共有掲示板に登載し、審判業務における参考資料として活用させ、学習組織の運営実績を成果評価及び優秀審判部選定などの基礎資料としても活用させることで活動を活性化した。

一方、審判官の専門性を強化するために様々な教育も実施している。特許裁判所の判事及び法科大学の教授を講師として招聘し、最近特許裁判所の判例動向及び民事訴訟の実務教育を行うことで審判官の実務能力を高めた。また、特許審判院敗訴事件の敗訴原因分析結果及び最近の審決及び判決動向分析結果などに対する補修教育を実施している。

3) その他審判品質向上活動

イ) 特許裁判所及び最高裁判所判例分析集の発刊

特許審判院は知的財産紛争の1次的な解決機関として特許審判の迅速性と正確性を高めるため、特許裁判所及び最高裁判所の関連判例を分析してこれまで多様な判例集を発刊してきた。

2018年には1年間判決宣告された後に確定された特許裁判所及び最高裁判所事件に対する原告・被告の主張、審決・判決の要旨及び訴訟遂行官の検討意見まで争点を中心にまとめた決定系審決取消訴訟整理集を発刊した。

また、審査・審判に活用するため、毎年1年間の商標・デザイン判例を要約・整理

して『商標判決文要旨集』及び『デザイン判決文要旨集』を発刊している。

ロ)特許商標判例研究論文公募展

特許審判院は知的財産権関連の判例研究を通じて審判品質を高めることを目的として2007年から特許商標判例研究論文公募展を実施している。判例論文公募展は初めは特許庁の職員を対象に実施していたが、2012年から外部弁理士やロースクールに拡大し、2013年は弁護士までその対象を拡大した。2014年からは応募資格要件自体を廃止し、誰でも公募展に参加できるように変えた。2018年公募展では最優秀1件、優秀2件、奨励3件を受賞作として選定した。選定された優秀判例論文は特許庁ホームページなどに掲載、発表会の開催、「優秀論文集」の発刊を通じて庁内外の知識として共有している。

<表Ⅱ-1-28>2018年特許商標判例論文公募展の結果

等級	受賞者	所属	分野	論文テーマ
最優秀 (1件)	ソン・ド ンヨン	金属審査チーム	特許	確認対象発明が特許発明を文言侵害した場合、自由実施技術の法理適用に関する考察
優秀 (2件)	イ・サン ドン	通信ネットワーク 審査チーム	特許	侵害訴訟、権利範囲確認審判において自由実施技術の抗弁が文言侵害にも認められるかどうかの認否
	ユ・ジソ ン	商標審査2課	商標	商標類似判断における要部観察の問題点及び補完策
奨励 (2件)	チョン・ ダウン	崇実大学 大学院	商標	需要者間認識商標の判断基準：言語学を中心に
	ハン・ジ ェソン	ソウル大学 大学院	特許	権利範囲確認審判における文言侵害の場合、進歩性に基づく自由実施技術の抗弁を許容できるかどうか。

ハ. 迅速な審判処理関連の推進内容及び成果

特許審判院は審判品質を維持するとともに審判処理期間を短縮するために力を入れている。そのためには審判官を増やす必要があるが、経験と能力を持ち合わせた審判官を短期に確保するのは事実上困難である。特許審判院は限られた人的資源を効率的に運営するため、一般審判、優先審判、迅速審判の3トラック審判制度を運営している。事件の類型を区分して緊急な処理が求められる事件を先に処理し、一般的な事件に対しては当事者に十分な攻撃と防御の機会を提供することで審決の正確性を高めている。

1) 迅速・優先審判制度の運営

特許審判院は特許紛争を効率的に処理するため、審判手続きを3トラック(迅速審判、優先審判、一般審判)で管理している。

迅速審判は裁判所で侵害訴訟が係累中の権利範囲確認審判または無効審判事件と両当事者が迅速審判の同意書を提出した事件などを対象にし、優先審判は優先審査した出願に対する拒絶決定不服審判、補正却下決定に対する審判、審決取消訴訟で取り消された審判などを対象とする。

審判事件と関係する特許紛争を取り扱う裁判所・検察・貿易委員会などで審判結果を適時活用できるよう、2015年11月に迅速審判適用対象の拡大と審判処理期間の短縮を骨子とする迅速審判標準プロセスを新たに設計した。標準プロセスによれば、審判請求日より10日以内に迅速審判決定を通知し、答弁書提出期間満了日から1カ月内に口述審理を開催し、口述審理開催日から2週内に審決することを目標として定め、書類提出が遅れるなど特別な事情が発生しない限り、迅速審判決定後3カ月内に迅速に終結できる。

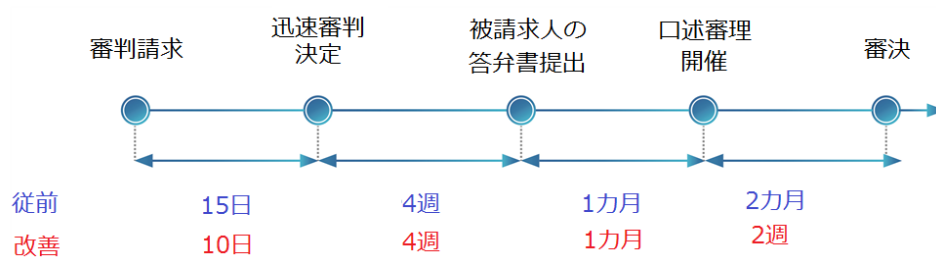
また、中小企業が紛争長期化によって負担しなければならない時間的・経済的費用を最小化するため、「中小企業創業支援法」または「1人創造企業育成に関する法律」

による支援を受けた創業初期の中小企業または1人創造企業が当事者である審判と、大企業と争う中小企業の当事者系審判を迅速審判の対象として追加した。

その結果、迅速審判の審理対象は2016年以後年間380件余りで2015年219件に比べて70%以上増え、平均審判処理期間が100日で一般審判に比べて約6カ月早く終わっている。裁判所に訴訟中もしくは検察・警察に立件された事件が90%以上で、個人または中小企業の請求比率が2018年84%を記録し、社会的弱者である個人・中小企業に大きく役立っていることが分かる。

一方、優先審判の対象は既に拒絶決定不服審判があった出願に対して取消審決後再び請求された拒絶決定不服審判、発明(考案)の名称のみ訂正する訂正審判、薬事法による再審査期間の満了日があまり残っていない審判などを優先審判の対象として追加した。また、従来権利範囲確認審判という理由だけで優先審判処理していたものを、侵害紛争の事前または予防段階で活用するために警告状などで疎明した審判にその対象を変更することで迅速な処理が求められる審判に審判資源を集中した。

<図Ⅱ-1-1>迅速審判の標準プロセス



<表Ⅱ-1-29>2018年迅速・優先・一般審判の審決件数

2018年審決	特許・実用新案	商標・デザイン	合計
迅速審判	211	139	350
優先審判	623	178	801
一般審判	4,946	4,449	9,395
合計	5,780	4,766	10,546

2) 迅速・公正な審理のための口述審理の拡大

口述審理は審判の両当事者が審判廷に出席し、審判官合議体(審判長、主審、副審)の前で口述攻防をさせる審理方式であり、透明・公正な審判進行とともに早期に争点の整理が可能であるため、審判官及び当事者の事件に対する理解を深め、迅速な処理及び審判品質の向上に寄与するという長点がある。

そこで、特許審判院は2010年から口述審理支援人材の専門性を強化し、速記者を拡充するとともに、審判廷の各種施設を確保するなど口述審理基盤を整えた。また、口述審理の運営方式を標準化し、口述審理の透明性を強化するための実質的な方法を講じて推進した。

また、遠いところに居住する審判当事者の時間及び費用負担の増加による不便を解消するため2014年には「遠隔映像口述審理システム」を導入して大田審判廷とソウル審判廷間で遠隔でも口述審理を可能にした。

(イ) 口述審理の基盤作り及び口述審理の充実化

2010年以前は口述審理のための審判廷が1室に過ぎなかったが、現在は審判廷を6室(大田5、ソウル1)まで拡充して運営している。また、口述審理支援及び調書作成のために審判事務官4人と速記録作成のための速記者4人を補充して運営している。また、2016年に5人合議体口述審理、同一権利に対する多数審判の併合事件などに対する口述審理のために多数の当事者を受け入れられる大審判廷を大田に追加開所した。特許審判手続きに口述審理を本格導入して以来、口述審理の開催件数は2009年165件に過ぎなかったが、2018年530件へと大幅増加した。

＜図Ⅱ－1－2＞当事者系口述審理が行われる審判廷



＜表Ⅱ－1－30＞口述審理の開催件数

(単位：件)

年度	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
口述審理件数	633	646	590	646	530
映像口述審理件数	105	189	248	272	291

(ロ)遠隔映像口述審理の活性化

特許審判院は首都圏に居住または勤務する絶対多数の審判当事者及び代理人が大田にある特許審判院を直接訪問することで発生し得る時間及び費用負担などの顧客の不便を解消するため、2013年「遠隔映像口述審理システム」の導入を検討した。2014年3カ月間のシステム安定化期間を経て2014年4月から特許審判院(大田)と特許庁ソウル事務所(ソウル駅三洞)の映像審判廷を専用網でつなげ、遠隔での口述審理が可能になった。また、2016年1月から遠隔映像システムを口述審理だけでなく技術説明会、審判官面談などにも活用した。遠隔映像口述審理制度は当事者及び代理人に大きな反響を呼び、2014年105件から2018年には291件の口述審理が遠隔映像方法で活性化された。

<図Ⅱ-1-3> 特許審判院の遠隔映像口述審理システム



(ハ) 顧客利便性向上など標準プロセスの構築

特許審判院のホームページにある口述審理公開傍聴予約システムを通じて審判廷で行われる口述審理を一般人、学生、審査官などが傍聴できるようにするなど、口述審理傍聴に対する案内システムを改善した。また、庁舎管理所との業務協力を通じて審判廷に出入する代理人、当事者たちの庁舎出入要件を簡素化した。

また、審判廷の秩序を維持するために非常ベルを設置し、庁舎管理所との防護官協力体系を構築することで、万が一発生し得る無秩序状態など非常事態に備えた。

そして、口述審理の速記録及び調書様式を標準化し、口述審理プロセスに慣れてい

ない審判当事者、代理人及び審判官のために口述審理進行プロセス及び口述審理シナリオを収録した『口述審理マニュアル』を2017年改正した。また、口述審理動画を製作し、代理人及び見習い弁理士などを対象に動画を用いて教育・広報することで口述審理進行プロセスに対する理解を深めた。

今後は国民がより簡単に接しやすくするため、社会的に重要な事件に対しては最高裁判所のように口述審理映像公開を検討している。

3) 迅速な審判処理に向けた制度改善の推進事項

イ) 紛争-調停連携制度

特許紛争の過程で審判の代わりに紛争解決が可能な調停・和解など代替的な紛争解決制度が設けられて最近調停申込が増加しているが、審判とは制度的に分離されているため、特許紛争の解決に必要な以上に長い時間と費用がかかる場合もある。一例として特許無効審判の場合、終結前審判取下処理率が13.4%(2018年)に過ぎない。米国の場合、無効審判制度(IPR、PGR、CBMR)導入して以来、2018年末まで審判進行中の和解比率が約29%に達している。特許審判初期段階で当事者間の合意を誘導して紛争を早期に終わらせ、審判処理期間を短縮するため、既存の産業財産権紛争調停委員会制度と審判を連携する制度の導入を推進している。

ロ) 適時提出主義の導入

現在の審判制度では請求理由、証拠提出時期に制限がなく、新しい証拠を続けて提出する方法で、故意的に審判を遅延させることに対して如何なる対応策もないのが現状である。これは訴訟期間の長期化及び審判処理の長期化につながり、最終的には中小企業など経済的弱者には相当不利に働く可能性が非常に高い。したがって、審判請求後一定期間が経過すれば証拠などの提出を審判長が制限できるように制度を改善することで、審理を促進して迅速な審判処理を可能にし、公正な競争を保証する基盤を構築するため、民事訴訟法の適時提出主義の導入を推進している。

二．審判の公正性向上関連の推進内容及び成果

特許審判院は迅速な審判処理と審判品質の向上に向けた努力とともに、公正な紛争解決基盤の構築、審判官の公正な審判業務遂行のための環境作り、外部専門家の審判参加及び審判品質評価委員会への参加など様々な方法で審判の客観性、透明性を高め、審判の公正性を高めるための努力も同時に傾けてきた。

1) 審判官倫理綱領の制定及び施行

特許審判院は2017年11月27日審判官倫理綱領を初めて制定した。



<写真>2017. 11. 27. 「特許審判院審判官倫理綱領」 宣布式

特許審判の公正性と透明性を高めるためには審判官個々人が持つべき革新価値と倫理基準に合意することが重要であるという認識の下で、内部・外部の意見収集を経て、審判官全員が一堂に会した宣布式で倫理綱領を充実に遂行すると誓った。

倫理綱領は職務の公正な遂行、職務上の秘密保持、職務の不当な利用禁止などを主な骨子としており、職務遂行に支障を来す懸念のある経済的な取引行為を禁止する内容も含まれる。特に、特許庁公務員退職者の前官礼遇に対する懸念の声が外部から持続的に提起されてきたことを受け、審判官が当事者や代理人など進行中の事件の関係者と決まった場所以外で会うことを制限した。また、同じ部署、特に同じ審判部で勤務していた退職者が弁理士として活動して2年が経過する前に代理する事件に対しては担当審判官が事件を回避するように定め、前官礼遇問題で公正性を疑われる余地を

なくした。

2) 国選代理人制度

知的財産権紛争にかかる費用及び時間は中小企業など社会的・経済的弱者にとって大きな負担であり、時には公正な競争を妨げる要因となっている。したがって、資金やマンパワーが不足している審判当事者が審判過程で十分に対応できず負けてしまうケースを防ぐため、医療給付受給者、障害者、小企業などが知的財産審判に関する代理サービスが受けられるようにする国選代理人制度の導入が必要な状況である。そこで、制度導入の法的根拠作りのための特許法改正を推進した。今後制度施行の時、国選代理人が選任された当事者には審判手数料も減免することで経済的支援効果を高める計画である。

3) 審判長と審判官の職位の民間への開放

審判長と審判官を特許庁からのみ補充することで発生し得る公正性に対する懸念を払拭し、優秀な審判人材を確保するため、2017年には民間開放型職位公募を通じて産業界と弁理業界現場での長い勤務経験と専門知識を保有する外部専門家を審判長と審判官として直接採用した。特許・実用新案分野の局長級審判長1人と課長級審判官1人、そして商標・デザイン分野の課長級審判官1人を採用し、審判長及び審判官職位の民間への開放を通じて審判の公正性を高める上で寄与すると期待される。

4) 外部専門家の審判品質委員会への参加

既存の審判品質委員会は商標・デザイン/機械/化学/電気通信の4つの分野別に開催され、委員長は該当分野の首席審判長、委員は該当分野2人、他分野2人の首席または先任審判官で構成されるが、該当分野委員の中で1人は審査課長として指定され、四半期毎に開催される。2008年までは特許裁判所の審決取消が「確定」した事件だけが評価の対象であったが、2009年からは特許裁判所が審決取消を「宣告」した事件まで評価対象に入れることで、取り消された審決が審判官に迅速に差し戻されるようにし

た。また、審判院長が主宰する最終品質委員会を新設して分野別品質委員会が1次評価した事件を再検証することで公正性及び客観性を高めた。

2017年から公正性・専門性を強化する取り組みの一貫として審判品質委員会に学界、公共機関、産業界、弁理業界など多様な分野の専門家を参加させた。これまで特許庁の内部人事のみで構成されていた委員会に外部諮問委員を持続的に参加させるよう関連規定を改正したことで、客観性と透明性をさらに強化した。

5) その他の制度改善推進事項

審判の客観性・専門性を補完するために専門審理委員制度の導入を準備している。専門審理委員制度は第四次産業革命のように技術間の垣根を越える融合・複合技術、最先端技術分野や現場の知識が必要な分野に限定して専門家の意見や諮問が十分に受けられるよう審判官を支援し、外部の専門家が審理に参加できる道を開く制度である。そこで特許審判院は審判官の個人的な専門性にだけ頼るよりは現場専門家からの意見を集め、審判の客観性が更に高められる専門審理委員制度の導入計画を樹立した。審判官の判断過程において専門審理委員として委嘱された外部専門家の諮問、争点事項に対する意見を反映させることで審判の専門性を補完するだけでなく、国民が特許審判に参加する道を開いて審判の公正性も高められると期待される。

ホ. 評価及び発展方向

特許審判院は審判品質の向上及び迅速な審判処理に向けて審判処理管理活動を強化する一方、審判インフラの改善・拡充に重点を置きながら様々な改善課題を推進した。その結果、特許審判院のプレゼンスが高まり、特許紛争において特許審判の先導的な役割の土台を構築する上で大きく貢献したと評価される。

特許審判院が審判品質向上に努力を傾けた結果、2018年の審決に不服して特許裁判所に提訴する比率は2016年以後大幅減少し(15.4%→11.7%)、特許裁判所で審決が取り消される比率は2016年以後持続的に減少する成果をあげた(25.3%→25.1%→22.

2%)。

＜表Ⅱ－1－31＞審判院の審決に対する提訴率及び審決取消率の状況

年度	2014	2015	2016	2017	2018
審決取消率(%)	25.4	24.2	25.3	25.1	22.2
提訴率(%)	14.5	13.8	15.4	11.6	11.7

特許審判院は今後も審判品質の向上と迅速な審判処理に向けて迅速・優先審判を含む3トラックの審判処理、審判官の長期在職誘導、審判品質管理活動及びフィードバックの強化など審判部を充実に運営していく計画である。

また、2018年に構築した迅速な審判処理及び高品質の審判のための研究活動強化基盤を基に、経歴審判官補習教育を最近重要判決のうち審決取消事例中心の敗訴原因分析及び討論方法中心で行うなど審判官教育を強化する計画である。

同時に、判例に対する健全な批判及び生産性のある代案の提示を通じた審判品質の向上を図るため、特許商標判例論文公募展をさらに活性化していく計画である。また、紛争-調停連携制度の導入、適時提出主義の導入などのような革新的な審判制度の改善を着実に推進し、審判事件の迅速かつ正確な処理に向けて最善を尽くす計画である。

そして、特許裁判所は特許審判院で実施される口述審理が技術争点に対して議論された内容を正確に把握できるという点で肯定的に評価しており、審判当事者からはリラックスした雰囲気の中で実物製品及び動画を利用した技術内容の把握を通じて事件の争点を明確にすることができるため、大いに役立っていると評価した。また、対内的には口述審理の拡大によって審判の迅速性及び正確性が高まっただけでなく、事実上第1審の機能を果たす特許審判院のプレゼンスを高めることにも大きく貢献している。今後特許審判院は遠隔映像口述審理システムを拡大して実施するなど顧客の不便を最小化する一方、口述審理の期日前に当事者に尋問する事項を明確に通知する争点審問書事前通知制度を活性化することで争点に対する集中審理で口述審理の効率を最

大に引き上げるなど各種制度の改善努力を持続的に傾けていく計画である。

最後に、特許審判院は法と良心にしたがって公正な審判を行っているとは自負しているが、高くなった国民の水準に適した審判の公正性を確保するためにはより努力しなければならない。そこで、特許審判院は審判官の不公正な行為を規定化した倫理綱領を制定・施行し、審判官及び審判長の職位を積極的に民間に開放することで審判官の人材構造の公正性を高めた。また、審判結果に対する評価過程にも外部専門家を参加させることで審判結果の評価に対する透明性と客観性を高める努力を傾け、国選代理人制度の導入を推進することで当事者間の不公正な審判紛争環境を改善するために努力した。今後は審判の客観性を高めるために外部専門家が参加する専門審理委員制度の導入も積極的に推進する予定である。

3. 審判分野におけるグローバル協力の強化

特許審判院 審判政策課 工業事務官 チョ・チャンジン

イ. 推進背景及び概要

知的財産権は国家と企業の競争力を左右する核心要素であり、世界各国と企業は良質の知的財産権を確保するために熾烈な競争を繰り広げている。特に、最近第四次産業革命によってより創意的なアイデアと先端融合・複合技術が浮上していることから、技術的・経済的に優位に立つための知的財産権確保競争はますます激しくなっており、グローバル知的財産権紛争も同時に増加している。

現在世界各国は知的財産権紛争を予防するとともに効率的に解決するために大きな努力を傾けており、国家間協力の必要性も増している。特に、韓国の場合は中国、日本などに韓国企業の進出が活発になり、グローバル経済においては北東アジア地域が占める比重が日増しに増加していることから、韓・中・日3国間審判分野の協力に対する必要性も大きくなった。

そこで特許審判院は中国・日本を中心に審判分野の協力を推進することで、現地に進出した韓国企業の知的財産権紛争を予防し、迅速かつ正確な紛争解決を通じて知的財産権が保護される環境を整えるために取り組んでいる。

そのため韓・中・日3国が参加する審判専門家会議、審判官交流、審判制度比較研究など多様な協力プログラムを基に3国間の審判協力を持続的に拡大している。

また、最近は中国、日本だけでなく全世界知的財産権分野をリードしている米国、EUとも新規協力チャンネルを構築し、審判協力を徐々に拡大している。

ロ. 推進内容及び成果

審判分野の国際協力は2010年「韓・日特許庁長官会合」の合意によって同年度から毎年韓国特許審判院と日本特許庁審判部が「韓・日審判専門家会議」を開催することでスタートした。韓・日両国は審判専門家会議を通じて審判制度に対する情報を相互交換して両国審判制度の違いと長・短所を分析し、自国の審判制度を改善・発展させるために取り組んでいる。

また、特許審判院は日本との二国間協力に続いて2012年「韓・中・日特許長官会合」で3国が参加する審判専門家会体の新設を提案し、翌年の2013年8月日本で韓国の特許審判院と日本特許庁の審判部、中国国家知識産権局の専利復審委員会間の「第1回韓・中・日審判専門家会議」を開催して以来、毎年3国が順次に協力会議を開催している。

一方、2013年日本で開かれた「第4回韓・日審判専門家会議」では、新規審判協力プログラムとして両国審査官が相手国の口述審理を傍聴した後に関連案件について討論する「審判官交流会議」の実施に合意した。それを受け、同年11月には日本の審判官が韓国特許庁審判院を訪問して第1回「韓・日審判官交流会議」を開催し、以後毎年交互に交流会議を実施した。しかし、2015年「韓・中・日審判官交流会議(韓国開催)」の誕生によって3国間審判協力を効率的に推進するため、2016年2月「第3回韓・

日審判官交流会議」を最後に「韓・中・日審判官交流会議」に統合した。

中国との審判分野協力は2012年「韓・中特許・商標長官会合」合意によって翌年3月北京で韓国特許審判院と中国国家知識産権局専利復審委員会間の「韓・中特許審判院長会合」を開催し、ハイレベル会合の定例化、審判官の交流、審判情報の交換などを骨子とするMOUを締結することでスタートした。以後2015年4月MOUを実行するための「韓・中審判分野業務計画(Work Plan)」に合意して本格的な二国間審判協力を始め、審判制度の比較研究、審判制度使用者セミナー、PPH(特許審査ハイウェー)審査事件の優先審判処理など多様な協力を推進している。特に2017年11月「韓・中特許長官会合」では両国の最新審判基準と審決動向を相互共有するための「主要審決文の発表・討論」を新しく推進することに合意した。

一方、特許審判院はこれまで北東アジア中心の審判協力から脱して、全世界知的財産権分野をリードしている米国、EUとの新しい審判協力にも取り組んでいる。

EUの場合、2016年にEUの特許審判を担当するヨーロッパ特許庁(EPO)の特許審判院を訪問して両機関間審判協力に対して互いに合意し、2017年実務協議を経て韓国特許庁とヨーロッパ特許庁間二国間協力業務計画によって毎年審判協力会議を通じて本格的な審判協力推進基盤を構築した。また、2018年6月ヨーロッパ商標審判院(EUIPO BoA)と定例的な商標審判協力に合意し、9月審判分野ベンチマーク協力のためにビデオコンファレンスを開催するなど商標審判分野における協力ネットワーク構築に向けた基盤を構築した。

そして、米国とは2017年11月初めて米国特許審判院(PTAB)、商標審判院(TTAB)とそれぞれ院長レベル会議を開催(米国ワシントンDC)して審判協力に相互合意した。

このような努力の結果、2018年4月特許審判院の開院20周年「知的財産国際コンファレンス」で米国、中国、日本、EUの特許審判院長が一堂に会し、審判分野における協力に向けた会議体構成に合意する実質的な成果をあげた。同行事では知財権分野の弁理士、企業など顧客を対象に各国の審判制作紹介などユーザーの目線に合わせたセ

ミナーを開催した。

ハ．評価及び発展方向

特許審判院の審判分野国際協力は2010年日本との韓・日審判専門家会議を始めに、審判官交流などを通じて両国審判院間の定期的な協力体系が構築され、中国とも2013年韓・中特許審判院間の審判協力に向けたMOU締結でハイレベル定期協議体を中心に多様な審判協力を推進している。

更に、2018年は特許審判院開院20周年を迎え、その外延を知財権先進5カ国(韓国、中国、日本、米国、EU)に拡大する礎を築いた年と評価される。外延だけでなく、審判協力の内容も審判行政協力、審判官交流協力など機関間の協力から各国の政策と制度のために必要なコンテンツを共有・討論するものへと拡大したことに大きな意味があると言える。

また、特許審判だけでなくヨーロッパ商標審判院(EUIPO BoA)、中国商標表評審委員会(TRAP)との新しい審判協力チャンネルが構築されたことで、今後韓国主導の下で知的財産権分野の主要5カ国間審判協力が活性化できるきっかけが作られた。

一方、特許審判院は今後日本、中国、EU、米国だけでなくアジア主要国とも二国間及び多国間協力を推進するために努力を傾けていく計画である。特に2019年には主要国特許審判院長会合を韓国主導で初めて開催する予定であり、これを通じて先進国との審判協力を一層強化していく予定である。

第4節 審査品質診断体系の高度化

1. 概観

審査品質担当官 技術書記官 モク・スンギョン
工業事務官 ソ・サンヨン

世界的に知的財産権の重要性が増していることから、知的財産権の出願が急増する中、審査処理期間の短縮とともに審査品質の向上に対する必要性が益々増大している。そこで、特許庁は審査の品質を高めるために審査品質を独自に測定する審査品質診断制度を運営している。

審査品質診断制度の運営を通じて特許・実用新案・商標・デザイン出願の審査業務及びPCT国際調査・国際予備審査業務が法令及び審査基準などに基づいて正しく行われているかをモニタリングすることで審査ミスを防止し、審査過程において補完が必要な部分を探し出して改善することで顧客に高品質の審査サービスを提供できる環境を構築している。

審査品質診断制度を通じた品質管理活動の他にも審査品質指標に対する統計的な品質管理など審査品質管理の多角化を図る一方、争点がある診断結果に対する検討を通じて審査官が直接判断ガイドを作成する品質プラスサービス、審査官を対象に診断結果をフィードバックする説明会及び懇談会の開催など審査官とのコミュニケーションを強化するための制度を構築することで実質的な審査品質の向上に貢献できる政策を展開している。

2. 審査品質診断制度の運営

審査品質担当官 技術書記官 モク・スンギョン
工業事務官 ソ・サンヨン

イ. 推進背景及び概要

審査品質診断制度の目的は特許・実用新案・商標・デザイン出願の審査業務及びPCT国際調査、国際予備審査業務に対する自主診断を通じて不良審査を防止し、審査業務に関する制度的な補完事項を持続的に発掘して改善することで高品質の審査サービスを提供することである。

1984年から始まった審査品質診断制度を更に発展させるため、2000年3月に「審査評価規定」を制定し、2000年8月に次長直轄の審査評価担当官（現在の審査品質担当官）を新設した。審査品質診断制度による審査診断を行うために審査品質担当官室に審査品質官が配置され、2018年12月末現在審査品質官は特許（PCTを含む）・実用新案分野13人及び商標・デザイン分野4人など計17人の審査官で構成されている。

ロ. 推進内容及び成果

1) 審査品質診断

審査品質診断は審査品質担当官室に所属している17人の審査品質官による正規診断と企画診断に分けて行われ、審査品質診断規定及び審査品質診断指針に基づいて行われる。審査品質診断の公正性及び正確性を確保するため、全診断過程において審査品質官が審査官関連情報が分からない状態で診断が行われるブラインド診断システムを運営している。

2018年上半期までは2017年と同様に登録・拒絶決定書の発送前に診断対象件を抽出して診断を行った後、診断した全ての件に対する結果を審査官に通知した。その中でミスを発見された件は、それを修正した後に登録・拒絶決定書を発送させる審査最終前診断体制を運営した。

しかし、2018年下半期には庁全体の議論を経て導き出された審査品質管理革新策を基に既存の審査最終前診断を正規診断として改編する一方、脆弱部分診断及び品質管

理支援のための企画診断を導入し、立体的な品質診断体系を構築・運営している。

<表Ⅱ-1-32> 審査品質診断の種類及び特徴の比較

区分	正規診断	企画診断
診断観点	庁全体の審査品質水準を測定	脆弱部分の点検及び品質管理支援
診断対象	審査終了後、出願人発送前に抽出	審査終了後、発送終了件から抽出
診断単位	審査パート別ランダムサンプリング	診断観点によって相異
診断結果の通知	後続措置が必要な件は通知	個別件に対する結果は未通知
診断結果の活用	診断事例の共有を通じた再発防止	改善事項の導出を通じて政策及び業務への反映

イ) 正規診断

庁全体の審査品質水準を測定するため、審査官が登録・拒絶決定書を作成した後に、出願人に発送する前の審査件を対象に電算システムを通じてランダムサンプリングし、審査品質と直接的な関連性を持つ特許要件や商標登録要件など実体的要件に対する診断とともに審査過程全般にわたる手続きの適正性に対して診断した。

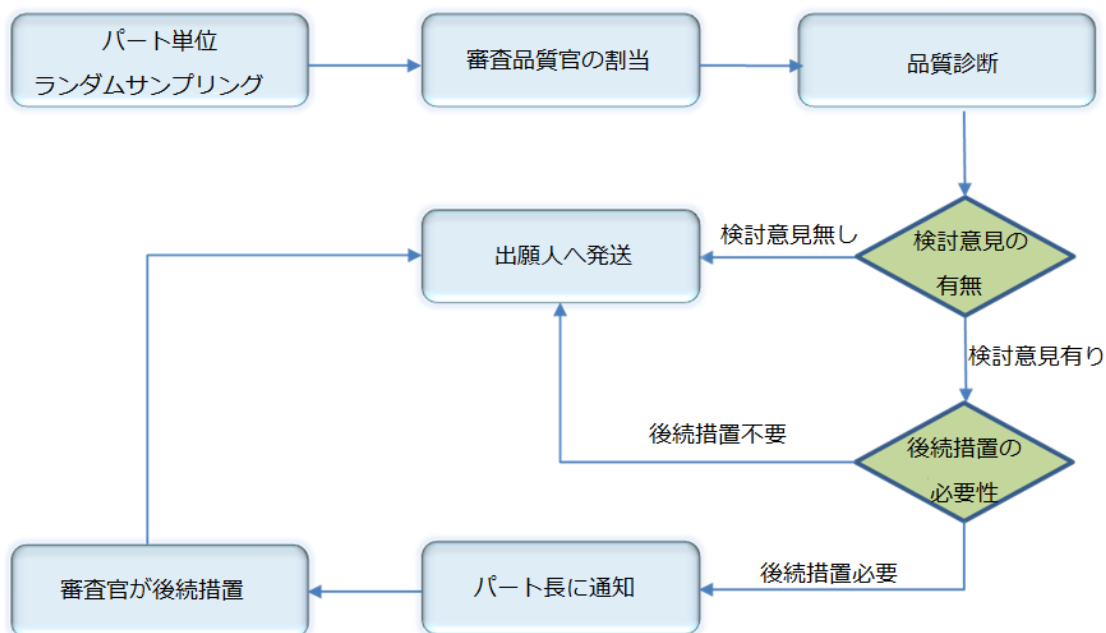
2018年上半期審査終了前の診断は抽出衡平性のために特許・実用新案分野は審査官別に3～4件、商標・デザイン分野は審査官別に24件を其々サンプリングして品質診断を行った。PCT分野は当該半期内に作成された国際調査報告書及び国際予備審査報告書を診断対象とし、国際特許出願審査チーム(PCT専担チーム)の場合は審査官1人当たり集中調査件を対象に4件をサンプリングし、PCT国際調査及び国際予備審査報告書に対して特許要件などの実体的な要件と報告書作成要件などの形式的要件に対する診断を行った。特許・実用新案分野は721人の審査官を対象に2,412件を診断し、商標・デザイン分野は157人の審査官を対象に3,414件を診断し、PCT分野は103件を診断した。

2018年下半期正規診断は審査パート人員に比例してパート当たり特許・実用新案分野は6～11件、商標・デザイン分野は40～80件をサンプリングして品質診断を行い、P

CT分野は正規診断対象にはせずに必要な場合は企画診断を実施することに変更した。特許・実用新案分野は541人の審査官を対象に1,020件を診断し、商標・デザイン分野は142人の審査官を対象に1,400件を診断した。

2018年上半期の審査終結前診断と下半期に改編された正規診断はいずれも庁レベルの審査品質水準の測定及び変化推移モニタリングのために審査終結前にランダムサンプリングして診断した後、瑕疵が発見された場合はそれを修正した後に登録・拒絶決定書を発送する方法であるという点で共通点がある。一方、正規診断はコミュニケーションと自律的な品質中心の文化を作るために診断対象件を審査パート単位でランダムサンプリングした結果、審査官別抽出件数は均等にならず、不適合・注意などのような評価等級を無くした結果、診断結果に対する審査官の受入度が高くなるなど、パート長中心の審査品質管理体系の定着に貢献した。また、瑕疵が発見された診断件は審査部署で自律的に後続措置を取るやり方に変え、さらに責任感を持って診断結果を審査に反映している。

＜図Ⅱ-1-4＞正規診断業務の流れ図



ロ) 企画診断

企画診断は脆弱部分や品質政策の運営状況把握など審査品質管理のために必要な分野に対して診断することで、より効果的で直接的な改善事項を発掘するために導入された。過去にも脆弱部分が発見された場合、企画診断と類似する方法で補充評価を限定的に実施してきたが、2018年下半期からは企画診断として区分して正規診断と同じ比重で拡大運営することで、立体的な品質診断の一つの軸として役割を果たせるようになった。企画診断は正規診断とは違って審査が終結した件を対象に抽出することを原則とし、多様な側面から審査品質が診断できるように運営している。

2018年下半期に特許・実用新案分野は3種類の企画診断対象に対して計765件、商標・デザイン分野は3種類の対象に対して計2,221件、PCT分野は1種類の対象に対して89件を診断した。各企画診断を通じて審査関連規定、電算システム、教育、業務方式などに対する改善案を導き出し、関連部署との協議の下で実務に反映できるように推進した。

特許・実用新案分野は協議審査の充実性、登録決定率の高偏差群及び分割関係の審査一貫性、深層レビューの充実性に関する企画診断を実施し、商標・デザイン分野は協議審査の充実性、商標類似判断における審査一貫性、深層検討の充実性に関して実施し、PCT分野は韓国特許庁PCT調査報告書のうち米国で未活用された件の原因分析のために企画診断を実施した。

2) 審査品質診断方法の変化

2018年下半期に実施された審査品質診断制度の改編は幾つかの変化があり、企画診断の導入だけでなく正規診断の運営方式にも多くの変化があった。審査終結件を出願人に発送する前に抽出する診断時点は変わっていないが、細部の抽出方式、診断結果を審査官に通知する方式、評価等級の付与、瑕疵が発見された件に対する処理方式などを全面改編することでコミュニケーションと自律的な品質管理を通じた品質向上に焦点を当てている。

イ) 診断対象抽出方式の変更

正規診断は審査官別均等に抽出していたものをパート長中心の品質管理体系に合わせて審査パートの人員に比例してパート単位で抽出する方式に変更した。それによって、極わずかな品質診断抽出件によって審査官個々人が評価されていたシステムから脱し、パート単位の品質をモニタリングすることで実質的にパート長による品質管理が行われるようになった。

ロ) 診断結果通知方式の変更及び評価等級の廃止

診断結果は登録または拒絶決定を変える必要がある、もしくは拒絶決定書の記載事項に修正が必要な場合など、後続措置が必要な場合に限って審査官に通知させ、審査過程に瑕疵があった場合など最終結果に影響を及ぼさない事案に対しては診断結果を通知せず、年一回発行する品質診断レポートに審査課別に企画診断の結果とともにフィードバックする方式に変更した。また、審査過程の中で瑕疵に対する不適合、注意などのように軽重によって等級を付与していたものを廃止し、不必要な対立を無くすことで診断結果に対する受入度を高め、品質向上に集中させた。

ハ) 再評価の廃止

診断結果に対する不服手段として運営されていた再評価委員会による再評価は評価等級の廃止によってこれ以上運営しないこととなった。再評価は、診断結果によって付与された等級に審査官が同意できない場合、審判官で構成される再評価委員会に再評価を申請して最終判定を受けた制度であり、審判人材の参加によって行政力の負担が大きいという批判があったが、評価等級の廃止によって自然に廃止することができた。

3) 審査品質診断の規定及び指針の改正

2018年下半期に導入された企画診断と正規診断の改編事項を反映し、既存の審査評

価規定を審査品質診断規定に変えて全部改正した。また、審査評価指針もまた診断結果の等級廃止によって不適合、注意などの表現を削除し、診断類型別診断コード付与を通じて統計的な管理が可能になるように審査品質診断指針に名称を変え、細部事項を整備した。

また、正規診断と企画診断関連規定の他にも新たに導入された審査品質診断結果レポートと関連する規定を新設し、正規診断で審査官に通知されなかった診断結果、優秀事例及び企画診断結果をすべて含む課別結果レポートを年1回審査課長に提供するように規定した。これは審査官指導、教育、決済過程の点検強化に活用され、優秀事例の伝播と共有を通じて審査官の審査品質向上に役立てるようにする計画である。

ハ．評価及び発展方向

審査品質担当官による正規評価は審査着手から最終決定に至るまで審査の全過程に対する審査品質を測定することで、審査品質管理のための基礎データを提供し、審査品質政策の方向を提示する上で欠かせない役割を果たしている。審査終結前評価体制に転換してからその趣旨を継いで正規診断は審査診断過程で発見された瑕疵を修正し、審査品質のリアルタイム測定機能を持続的に強化している。

企画診断は審査過程にある件を対象にする正規診断において点検し難い多様な観点に対して診断できるため、審査過程はもちろん出願段階、先行技術調査段階、登録後段階まで外延を拡大することができ、品質向上に大きく貢献できると期待される。それによって、企画診断の対象は審査品質担当官室が独自に選定したものの他にも審査局が必要とする部分に対する需要調査を通じて実質的な審査品質の向上に寄与できるように運営する予定である。

これまでは決まったものの中で一方的に診断が行われ、その結果のフィードバックを通じて診断結果が消極的に品質向上に反映されたが、今後は審査局と審査品質担当官の緊密な協力を通じてお互いコミュニケーションを取り、自律的に行われる双方向品質管理につながるように転換することで、より効率的かつ実質的な審査品質向上の

手段として機能するよう、審査品質診断制度をさらに発展させていく計画である。

3. 審査品質向上に向けた審査能力開発支援

審査品質担当官 技術書記官 モク・スンギョン
工業事務官 ソ・サンヨン

イ. 推進背景及び概要

審査業務は特許庁の最も基本的で重要な業務であり、迅速かつ正確な審査業務処理のためには技術分野に対する専門知識のみならず関連法令の解釈及び適用、審査基準の熟知程度、通知書の作成など審査実務に対する知識と能力が非常に重要である。

審査官の業務能力を培うためには、審査評価結果に対する分析を通じて審査基準の改善が求められる事項と審査官に対する教育が必要な事項を引き出してフィードバックする活動も重要である。

ロ. 推進内容及び成果

1) 審査局別の品質診断説明会及びその他教育課程への参加

審査品質の向上に実質的に役立つ審査品質診断事例に対する深層分析結果を共有し、審査品質診断結果に対する徹底した事後管理を持続的に実施することで、審査パート長の品質管理活動を支援する目的で、各審査局別に品質診断説明会を運営している。品質診断説明会を通じて審査品質診断制度を含め、審査品質管理制度全般に対する意見を取り集め、それを審査品質管理政策の樹立の際に積極的に反映している。

一方、国際知的財産研修院が提供する新規審査官課程、中堅審査官課程、審査指導課程、PCT課程など審査能力を高めるための職務教育課程において審査品質管理と関連する教育を実施している。また、外部調査機関の規先行技術サーチャージャー教育課程に

において特許・実用新案・PCT審査品質診断事例に対する教育を実施することで、外部先行技術サーチャーの先行技術調査能力の強化にも努めている。

2) 審査品質管理業務を支援するための審査品質関連統計指標の提供

審査課長及びパート長の審査品質管理業務を支援するため、特許・実用新案分野に対して登録率、無効審判認容率、取消差戻率、拒絶決定不服審判請求率、再審査請求率及び登録率などに対する統計指標を提供している。また、商標・デザイン分野の場合、着手公告(登録)決定率、登録決定率、無効審判認容率、拒絶決定不服審判請求率、取消差戻率、商標異議申出件数及び認容率、デザイン新規性・容易創作・拡大された先出願・先出願違反指摘率などに対する統計指標を提供している。このように多様な審査品質関連統計指標の提供を通じて、サンプル抽出による審査品質診断制度の限界を克服し、審査件全数に対する統計的管理を可能にすることで審査課長及びパート長の実質的な審査品質管理業務を支援している。

3) 内部・外部顧客との持続的なコミュニケーション努力

内部業務掲示板(KOASIS)に審査品質診断指針とともに品質診断事例及び優秀事例を法条文別・類型別に分類して月別及び半期別に掲載する一方、審査品質診断と関連する質疑・応答欄を常時運営することで、審査業務を行う審査官が必要な時はいつでも関連指針、事例及び疑問などを確認して解決できるように支援している。

2018年度には争点のある診断結果に対して審査品質官がパート長及びパート員に診断理由を説明し、争点に対して討論した後、パート長、パート員、所属課長の協議を通じて事例別判断ガイドを構築する品質プラスサービスを実施することで、今後同様な事案に対しては判断ガイドに従って処理することで、一貫性のある審査が行われるよう取り組んだ。上半期に4件、下半期に2件に対する品質プラス活動が行われ、その中で適切な判断ガイドは共有して審査官が活用できるように提供した。このように審査品質管理部署と審査部署間の活発なコミュニケーションを通じて、審査品質向上はもちろん相互共感できる品質中心文化の構築に取り組んでいる。

そして、外部顧客である多代理人と多出願人を対象に審査品質に関する独自アンケート調査を通じて不備点や改善事項を探し出し、それを審査品質診断及び品質管理の方向設定に活用した。

ハ．評価及び発展方向

品質診断説明会及び教育プログラムの運営、審査品質関連統計指標の提供、知識を共有するための内部共有サイトの活用及び品質プラスサービスを活用した審査局の直接参加など様々な活動を通じて、審査品質診断結果の単純なフィードバックを通じた自発的な改善努力だけを期待するのではなく、体系的な品質管理手段を提供することで総合的な審査品質管理体系を構築している。

今後外部顧客の審査品質に対する満足度を高めるため、アンケート調査体系を精巧化して需要者が必要とする点を正確に把握することで効果的な品質政策を講じ、審査局と審査品質担当官が相互協力して審査品質診断制度だけでなく多様な品質管理活動を展開することで、最終的には審査品質の重要性を全体構成員が共有・実践する審査品質重視文化の定着に向けて取り組んでいく計画である。

第5節 出願・登録方式審査分野

1. 概観

情報顧客支援局	出願課	行政事務官	キム・ジヘ
	登録課	行政事務官	チェ・ゾンフン
	国際出願課	行政事務官	キム・ゾング

方式審査は特許法など産業財産法令で規定している出願人・代理人の行為能力、提出された書類の記載方法及び添付書類の提出有無、手数料の納付事項など出願、登録、国際出願関連書類の形式及び手続きに対して不備なところがないか審査するものである。

これは特許要件などを審査する実体審査とは区分される概念で、このような方式審査手続きを踏ませるのは、特許など産業財産権に関して方式と手続きを統一することで特許行政を円滑に行うためである。

出願課、登録課、国際出願課では方式審査を通じて出願人が提出した書類の受理可否を決めるが、方式審査結果方式に問題がなければ出願・登録関連書類を受理し、不備なところがある場合は出願人などに補正の機会を与えている。にもかかわらず瑕疵が解消されなかった場合は該当手続きを終了する一方、重大な瑕疵がある場合は疎明機会を与えた後、出願・登録関連書類を受理せず差し戻している。

2018年出願・登録など方式審査処理件数は計221万2千件で前年比3.4%増加し、6日以内処理率は99.99%を達成した。迅速・正確な方式サービスの提供を通じて顧客満足度の向上と同時に迅速な知財権の創出に大きく貢献した。

分野別方式審査処理を見ると、まず第一に国内出願の場合全体出願件数は前年より4.9%増加し、出願方式審査処理件数は124万6千件で前年比約2.4%増加した。

これは出願件数は増加しているが、顧客便宜を図るための職権受理、積極的なサービス対応及び多件併合申込可能書類の増加など、顧客を配慮したポジティブ方式審査の提供及び出願制度の変更によって、出願1件当たり出願方式審査処理件数はやや減少していることを示す。

第二に、2018年登録方式審査の処理件数は84万7千件で前年比約5.1%増加し、そのうち新規年次登録が69万4千件、変動登録が4万5千件、その他が10万7千件である。これは産業財産権存続件数の持続的な増加による権利変動登録など申請件の増加と登録提出書類及び手続の簡素化、顧客に必要な書式の制定・改正など顧客に優しい登録制度の実現に向けて積極的に取り組んだ結果である。

第三に、特許協力条約(PCT)、マドリッド議定書、ハーグ協定による国際出願書類の方式審査処理件数は11万9千件で前年比2.6%増加した。このような増加はPCT国際出願及びマドリッド国際出願の増加に起因する。2018年PCT国際出願件は前年比25.5%増加した。にもかかわらず提出書類の瑕疵を防止するために顧客中心の国際出願環境を整え、適時性のあるコンテンツ普及など国際出願認識基盤の拡大を通じた高品質出願書類の提出を誘導することで、方式審査処理件数は出願件に比べて小幅上昇した。

今後も品質の高い知財権を創出するため、統合書式機の改善などユーザーの便宜を図るサービスの提供を通じて不備なところのない書類が提出されるよう持続的に取り組んでいく予定である。

<表Ⅱ-1-33> 2018年分野別方式審査の処理状況

(単位：件、%)

区分	2015年	2016年	2017年	2018年
国内出願	1,223,824(△8.8)	1,244,830(1.7)	1,217,248(△2.2)	1,246,103(2.4)
国際出願	112,011(3.0)	120,529(7.6)	115,747(△4.0)	119,184(2.6)
登録	730,372(2.5)	769,536(5.4)	805,511(4.7)	846,762(5.1)

合計	2,066,207(1.0)	2,122,456(3.3)	2,138,506(0.2)	2,212,049(3.4)
----	----------------	----------------	----------------	----------------

2. 方式審査制度の運営

情報顧客支援局 出願課 行政事務官 キム・ジヘ
 登録課 行政事務官 チェ・ゾンフン
 国際出願課 行政事務官 キム・ゾング

第四次産業革命の到来によってAI、IoTなど核心技術に対する知的財産の確保が企業の生き残りや国家競争力と直結するなど知財権の重要性がさらに浮き彫りになっていることから、特許庁も強くて競争力のある特許を創出するために全周期にわたる特許創出管理体系を構築している。

その一環として出願及び登録段階においても高品質の出願書が作成され、速やかに知財権が獲得できるよう、顧客志向の知的財産権関連制度を運営し、持続的な改善を通じて出願人の便宜を図っている。

イ. 出願分野の制度改善

1) 弁理士無料相談サービスの拡大実施

明細書の作成相談など出願人のサービスニーズに応えるため、顧客支援室内の大韓弁理士会所属弁理士を活用して弁理士無料相談サービスを週3回提供することで知的財産権出願及び紛争解決に積極的に乗り出している。

2) 「出願制度巡回説明会」の拡大運営

出願と顧客支援室及び国民申聞鼓(政府に対して政策提案やサービス要請が可能なインターネットコミュニケーション窓口)を通じて寄せられた出願分野の苦情を総合的に検討した結果、出願人は主に手続き、法令に困難を抱えていることが分かった。

そこで積極行政の一環として顧客の多様なニーズに応えるため、以前一部機関を対象に支援していた出願制度説明会及び相談・コンサルティングを、学校を始めとして産業団地、知財権関連機関などにまでそのサービス対象を拡大・運営した。

3) 特許顧客満足度向上に向けた高品質出願サービスの提供

特許庁は顧客を最優先とする特許行政サービスを提供するため、知的財産権関連法令改正による出願関連書式の変更事項及び特許路システムの改善事項などを反映した「出願実践ガイドブック」と「出願書式標準事例集」を制作した。これは出願人に出願関連法令改正と変更されたシステム内容を案内することで、出願人に出願書類の作成不備による不利益を未然に防ぎ、正しい書式の作成例示を提供することで、瑕疵のある書類を減らして迅速な出願サービスを提供するためのものである。

同時に、「出願方式審査指針書」を提供することで、一貫した方式審査処理基準で特許顧客に対する信頼性を確保し、その指針を公開することで出願人などに各種書類作成の際に寄与した。

その他に、中小企業が手数料減免書類の審査要件及び各種証憑書類の確認事項などを逃して損することがないように、「中小企業証明書類ハンドブック」を発刊・提供した。

ロ. 登録分野の制度改善

1) 顧客の利便性向上に向けた「特許権などの登録令及び同施行規則」の改正など

登録原簿公示機能の強化、登録申請の簡素化などのため、特許権などの権利者・利害関係者が登録変動内容が簡単に把握できるように簿記登録方法を改善し、二つ以上の権利を目的とする共同担保質権設定登録の申請手続簡素化と仮登録による本登録の場合は仮登録上の権利を侵害する登録の職権抹消根拠規定などを設けた。

そして、登録令など上位法令の改正に従って登録事務取扱規定を適時に改正することで、国民の法的安定性を高めた。

2) 顧客満足度向上に向けた持続的な登録サービスの改善

これまで登録証は紙のみで発行され、紛失・棄損などの事由で再発行を申請する時は別途の申請書の作成とともに再発行手数料を支払う必要があった。このような顧客の不便を解消するため、携帯電話などにダウンロードしていつでも使用可能で発行手数料も無料である電子登録証発行サービスを電撃導入した。登録証に権利内容確認用のQRコードを新設し、スマートフォンを通じてリアルタイムで登録内容の確認も可能にした。

顧客観点での詳細な案内及び具体的な補正方向を提示するための補正・差戻案内標準文句を改善し、産業部、中小企業部などとの協力の下で中小企業などの登録(手数料減免書類提出の簡素化を推進し、登録手続全般に関する案内用小冊子をソウル事務所・顧客サービス室などに配布し、登録手続事前案内を持続的に強化した。

これまで年次(更新)登録制度と関連する案内及び特許路サービスの利用、質疑応答などの情報が分散提供されたため、顧客が利用する上で不便を感じていたが、これを統合して内容を具体的に補強した「年次(更新)登録総合案内」ホームページを構築して顧客の利便性を高めた。

3) 対内外機関とのコミュニケーション・協力の強化

大韓弁理士会、裁判所登記所などと定例会議を開いて知的財産権の発展方法に対する意見交換などを推進し、国民を対象に法令改正説明会、アンケート調査などを行うことで登録関連業務におけるコミュニケーション及び協力を強化した。

<図Ⅱ-1-5> 2018年大田地方裁判所登記課担当者との懇談会



ハ. 国際出願分野の制度改善

1) PCT優先権書類送達申請手続の改善及びPCT出願所作成細部指針の構築

PCT国際出願の優先権主張を補正・追加する場合、該当書類を其々提出するよう規定されていたものを一つの書類で二つの手続きが進行できるように改善することで、出願人の送達申請漏れを防止し、書類提出における利便性を高めた。

また、PCT韓国語出願の際に氏名、住所などの項目に英文併記が必要であるが、はぐるのみで作成することで瑕疵が発生する問題を防止するため、PCT書式の細部指針を改正することで、正しくPCT出願書が作成できるようにした。

2) マドリード国際商標登録出願における自主補正手続の補完

海外出願人のマドリード国際商標登録出願の時、最初意見提出通知以後出願人が自主補正ができるように商標法施行規則を改正した。以前はマドリード国際商標登録出願に対する補正は意見提出通知に対する補正のみ可能であったが、別紙書式に「提出原因となった書類の受付番号記載事項」を追加し、記載方法を案内して、最初意見提出通知以降は自主補正を可能にしたことで、海外出願人の負担を減らし、円滑な出願手続になるよう取り組んだ。

3) 国際出願認識基盤の拡大

国際出願分野では国際出願における悩みを少しでも軽くするため、PCT国際出願ガイドとマドリード及びハーグ国際出願制度の広報リフレットなどを改正・発刊し、PCT、マドリード、ハーグ国際出願を統合した国際出願ニュースレターを定期的に発刊・配布するなど、最新国際出願情報を提供した。

また、上・下半期国際出願説明会及び国際出願実習教育の実施を通じて、国際出願を計画している企業を実質的にサポートした。

同時に、国際出願各分野の段階別にガイドを改正・新規発刊し、英語などで国際出願制度の理解に苦しんでいた出願人に必要な情報を提供することで、出願人の国際出願手続における顧客利便性を高めた。

今後もより便利な国際出願環境を構築するため、PCT、マドリード、ハーグ国際出願に対する適時性のあるコンテンツの普及、説明会などを実施する予定である。

<図Ⅱ-1-6>2018年国際出願上・下半期説明会



3. 方式審査の品質向上

情報顧客支援局	出願課	行政事務官	キム・ジヘ
	登録課	行政事務官	チェ・ゾンフン
	国際出願課	行政事務官	キム・ゾング

出願・登録の方式審査品質向上は結果的に迅速かつ正確な知財権創出を担保する結果につながるため、その重要性がさらに大きいと言える。出願・登録段階での方式ミスによって書類提出期日を逃したり、関連手続きが終わってしまうなど出願人の立場からすると公式的に意見を述べる機会も得られず知財権獲得が難しくなる可能性がある。

したがって、このようなケースの数を減らすとともに方式審査の信頼性を高めるため、知財権関連制度の改善、方式審査官の能力強化を通じた専門性の向上、通知書及びシステムの改善など方式審査の品質向上に向けて地道に努力している。

このような努力の結果として、出願・登録方式審査の平均処理期間は3日を超えず、国際出願もまた6日内方式審査処理を6日以内で維持している。方式審査の正確度もまた最近4年間99.97%を達成し、名実ともに世界最高の迅速・正確な方式審査サービスを提供することで特許庁のプレゼンスを高めた。

イ. 方式品質向上に向けた制度改善

1) 外国法人代理人委任状証明書類の簡素化

外国法人が国内で特許、商標などを簡単に出願できるよう、代理人を選任するための委任状証明書類提出対象を大幅に減らし、証明手続を改善することで、外国法人の国内出願における便宜を図った。

これまで出願など全ての手続において委任状に対する証明書類の提出を求めていたが、出願の取下げ、放棄など出願人に不利益を与え得る特別授権の場合のみ証明書類を提出するように定め、出願など一般手続きでは証明書類の提出を省略させることで証明書類提出対象を93%減らした。

また、特別授権に該当して証明書類提出対象である場合でも証明書類として認めて

きた公証書の他に、追加で署名権限認定書(確認書)も証明書類として認めるよう改善した。それによって、公証書制度が国別に異なり、公証書発行が困難であるもしくは発行できても時間と費用がかかって特許手続きが遅れたり、国内出願を放棄する事例を防止した。

2) 登録業務便覧の改正

方式審査基準の一貫性及び正確性を維持するため、特許法などの改正事項・新規審査処理事例・判例などを反映して登録業務便覧を改正した。登録と全職員が登録業務便覧改正に向けた講習会に毎週参加し、効率的かつ体系的な便覧改正ができた。

3) 通知書及びシステム整備

補正要求書、無効処分通知書、書類差戻理由通知書、書類差戻通知書など国民に提供する通知書の文句を出願人の立場から理解しやすいように整備し、改正法令などを反映することで需要者中心の特許行政サービスを提供した。また、産業財産権法令改正に伴って出願・登録関連システムにその内容を即時反映することで、出願人の誤認・混乱を招かないように整備し、今後も持続的に国民の立場から通知書及びシステムを整備していく予定である。

ロ. 方式審査官の専門性向上

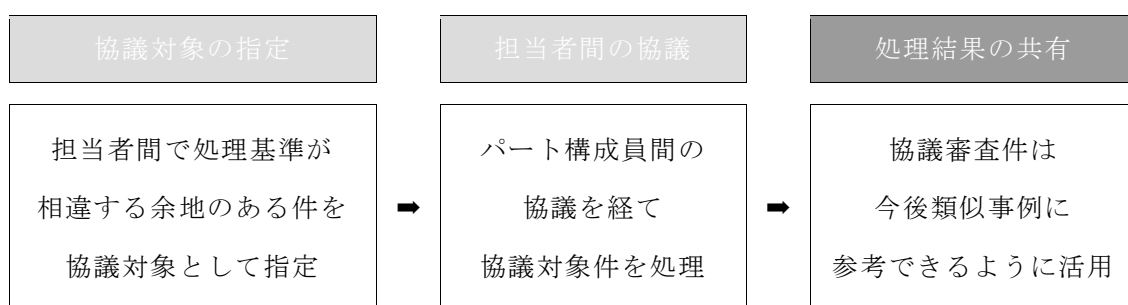
1) 出願・登録方式審査研究会の運営

産業財産権の出願・登録業務方式審査過程において出願人が間違いやすい事例、特異な事例、関連規定を綿密に確認しなければならない事例、資料として残して今後参考する必要がある事例などを中心に研究会を開催し、収集された事例に対して問題提起及び処理方法、改善事項などを議論することで、方式審査の品質向上と業務の一貫性、連続性を高め、方式審査実務に活用した。

2) 方式審査品質向上に向けた協業実施

迅速・正確な方式サービスを提供するためにパート構成員間、パート構成員-上位
 決裁者間の期間管理状況をクロスチェックさせることで担当者の不在などによる処理
 遅延を予防し、担当者間で判断が異なり得る事例に対してパート内協議審査を通じて
 その内容を共有・活用して方式審査の一貫性を高めた。

<表Ⅱ-1-34> 協議方式審査のプロセス及び管理



第6節 審査・審判人材の専門性向上に向けた教育の強化

1. 概観

国際知的財産研修院 教育企画課 施設事務官 キム・チョルホ

国際知的財産研修院は1987年開院して以来、知的財産専門家を養成するための多様かつ革新的な取り組みと努力を持続的に推進し、知識基盤社会をリードしていく人材養成において中心的な役割を果たしている。世界最高の審査・審判サービスを提供するため、実務中心の専門教育を強化することで審査・審判の能力を強化し、主要事例と判例を中心に討論を通じた実務教育と知的財産権関連法律教育など多様な課程を運営している。

まず、特許庁公務員を対象に審査・審判経歴に合わせて基本必須教育である新規審査官、中堅審査官、審判訴訟制度及び審判官課程を水準別・段階別に運営している。特に、審査・審判官の問題解決能力を高めるために事例中心の教育と討論授業を進行している。また、審査品質管理のパラダイムがパート中心にシフトしたことで、2018年から組織的な品質管理の最前線にいるパート長に相応しいリーダーとしての資質を涵養するため、パート長課程を新設・運営した。

2018年には特許・商標・デザイン審査事例研究(基礎、高級)及び審決・判例研究、特許法・商標法・デザイン保護法(理論、争点と事例)、先行技術調査、海外知的財産権制度課程など計53科目71回の正規教育課程を運営し、セクハラ予防教育、審査パート長教育など計9科目19回の特別教育課程を運営した。また、特許技術分野に対して65科目66回の新技術教育課程を運営し、1,991人の審査・審判官を参加させることで、新しく登場する技術とトレンドに対しても専門性と実務能力を強化していけるようにバックアップしている。

その他に国民を対象にした知的財産教育のため、オンライン環境を基にオーダーメイド型学習を支援する知的財産スマート教育を通じた知的財産の拡散に力を入れてい

る。また、IP-R&D分野に対する教育を強化して特許情報検索、分析及び実習、IP-R&D方法論の理解と実習などの教育を提供することで強い知的財産権の創出を支援している。

特に、知的財産学単位銀行制を通じた知的財産専門人材の養成にも力を入れ、2018年知的財産概論など14科目を7,829人が受講するなどの成果をあげた。また、2018年には建陽大と業務協約を追加締結するなど全国12校との業務協約を通じて大学との単位交流にも力を入れている。

また、国際知的財産研修院はWIPO及び海外知財権教育機関との協力強化を通じてグローバルIP専門家を養成し、知的財産シェアリング教育を大幅拡大することで途上国の知的財産専門人材育成を支援することで、知的財産先進国として国際的なプレゼンスを高めている。

2018年にはWIPO協力課程、KOICA協力課程、途上国オーダーメイド型課程など11課程、計206人の外国人教育を実施し、WIPOのIP専門家課程及び主要国特許庁の実務課程など審査に実質的に役立つ教育課程を追加発掘して参加した。

一方、国際知的財産研修院は中国知的財産研修機関との協力を通じて2018年7月中国進出韓国企業向けの中国現地知財権教育プログラムを運営し、中国特許庁、司法機関及び韓国企業間で交流できる機会を提供し、知財権紛争に効果的に対応できるように支援した。2018年8月には済州及びソウルで韓・中及び韓・日研修機関長会合を順次に開催し、中国とは相互進出企業教育の定例化及び知財権用語辞書の共同発刊などを、日本とは教育関連情報交換、e-ラーニングサイト連携を通じたコンテンツの共有などを其々議論した。また、11月には中国武漢で「韓・中・日IP研修機関長会合」を開催し、小・中学生IP教育協力、企業人及びIPサービス従事者対象教育協力、韓・中・日標準教材の開発などを議論するなど、主要国知的財産教育機関との協力関係をより固めている。

2. 実務中心の専門教育課程の運営

国際知的財産研修院 知的財産教育課 行政事務官 イ・ジンファ

イ. 推進背景及び概要

国際知的財産研修院は知的財産強国の実現をリードする知的財産専門家の養成を目標に掲げて世界最高水準の高品質審査・審判サービスを提供するため、多様な実務中心の教育課程を運営している。また、審査官の経歴に合わせた水準別の教育と各分野別の事例や討論中心の実務教育及び知財権関連の法律教育課程を運営することで、審査・審判人材の専門性を高めることに重点を置いて教育を行っている。

ロ. 推進内容及び成果

基本必須教育である新規審査官、中堅審査官及び審判官課程を経歴に合わせて水準別・段階別に運営し、各分野別(商標・デザイン、機械金属、化学生命、電気電子、情報通信)に審決・判例研究・分析、審決文作成練習など実務中心の教育と評価及び現場職務教育(OJT)を通じて審査・審判専門人材を養成している。また、審査・審判官の問題解決能力を高めるために事例中心の教育と討論中心の授業を行っている。

その他にも特許、商標、デザインの審査事例研究(基礎・高級)及び審決・判例研究、先行技術調査、海外特許制度課程、海外商標・デザイン制度課程など様々な実務中心の教育課程に優秀な審査・審判官を講師として招聘し、審査業務と直結する現場教育を実施している。一方、教授・弁護士・弁理士など外部専門家を講師として招聘するなど、基礎から高級まで水準別・分野別に問題解決能力及び審査ノウハウ教育を実施することで教育品質を高めるための努力を傾けている。

また、審査・審判官の法律専門性を高めるため、特許法を上・下課程に拡大するとともに法律教育におけるサイバー教育の全面拡大、優秀な講師の招聘など知的財産関連の法律及び制度に対する専門性を大幅に高めた。そして、法改正事項、国際協定など対内外的な環境変化に備えてグローバル知財権に対応できる中心リーダーを養成す

るために関連専門教育を拡大した。

同時に、情報セキュリティー、公職倫理教育などを通じて公職価値の基本素養を増進させ、庁内職員に対する職務能力及び特別教育課程を運営して職務に対する実務能力を高めている。審査・審判官の実務能力向上を通じて高品質の審査・審判サービスが提供できるように、審査・審判経歴、審査等級制などを考慮して経歴の豊富な職員に対する専門課程を開設し、教育内容や水準など難易度を変えて教育課程を編成・運営している。

<表Ⅱ-1-35> 教育訓練状況(2018年教育実績)

(単位：日、人)

課程名		教育日数	修了者数
基本 課程	新規審査官(49期)	20	51
	新規審査官(50期)	20	49
	中堅審査官(29期)	7	117
	審判訴訟制度(11期)	7	61
	審判官(37期)	7	41
専門 課程	審査事例研究(基礎)(8期)	2	59
	審査事例研究(高級)(8期)	3	99
	審査指導(技術)(6期)	2	61
	審査指導(行政)(6期)	2	8
	審決判例研究(18期)	3	64
	明細書及び請求範囲の解釈(9期)	2	32
	特実審査基準ハンドブック読会(1期)	2	70
	先行技術調査(14期)	3	87
	PCT審査(基礎)(15期)	2	30
	国際商標(3期)	2	29
	方式担当者能力向上(4期)	2	11

CPC分類審査(4期)	1	22
CPC分類検索(3期)	1	25
ニース商品分類の理解	2	26
デザイン物品分類の理解(2期)	1	18
産業デザイン(1期)	2	18
STN検索(3期)	2	14
特許法(理論)上(22期)	5	69
特許法(理論)下(22期)	5	69
特許法(争点と事例)(22期)	3	89
特許法(イシュー及び争点討論)(6期)	2	69
商標法(理論)上(19期)	5	69
商標法(理論)下(19期)	5	40
商標法(争点と事例)(19期)	3	78
商標法(イシュー及び争点討論)(6期)	2	29
デザイン保護法(理論)(13期)	5	54
デザイン保護法(争点と事例)(13期)	3	50
デザイン保護法(イシュー及び争点討論)(6期)	2	24
民事訴訟法(理論)(14期)	5	34
民事訴訟法(争点と事例)(14期)	3	41
民事訴訟法(イシュー及び争点討論)	2	22
民法の理解	5	32
知的財産権と民放(7期)	3	25
不正競争防止及び営業秘密保護の理解(6期)	2	39
不正競争防止及び営業秘密保護法(争点と事例)(1期)	3	26
著作権法の理解(6期)	3	53
新規公務員職務教育(8期)	5	16
新知的財産権(12期)	2	26

	知財権専門教授養成(11期)	3	13
	知財権技術の事業化	2	28
	海外特許制度の理解(3期)	2	47
	海外特許制度の理解(4期)	2	42
	海外商標・デザイン制度の理解(1期)	1	35
	文書作成能力向上(8期)	3	22
	デジタルカメラとフォトショップの理解(11期)	2	25
	第1期電子出願システム(1期)	2	19
	ハングル(6期)	3	31
	ワード(2期)	2	13
	エクセル(6期)	3	35
	パワーポイント	3	19
合計		196	2,275

ハ. 評価及び発展方向

審査官に対する経歴別教育、先行技術検索・審査事例など審査実務課程及び法律専門性を高めるための様々な知的財産権関連法律教育課程は審査・審判人材の専門性と実務能力を強化するとともに現業への適用度を高め、審査・審判品質の向上に貢献している。今後審査・審判能力の強化に向けた審査パート長課程の拡大、等級別教育課程の専門化・細分化、知的財産法律教育の細分化など深みのある教育に向けた職務専門教育をさらに発掘し、効果的な教育課程運営を通じて高品質の審査・審判サービスを提供する上で重要な役割を果たせるよう持続的に努力していく計画である。

第2章 環境変化に対応する知的財産権制度の運営

第1節 特許・実用新案分野

1. 概観

特許審査企画局 特許審査制度課 技術書記官 シン・ウォンへ

第四次産業革命時代は情報通信技術（ICT）を基に異なる分野の技術が融合して新しい価値が生まれる。知的財産においても画期的な変化が現れている。

2016年世界経済フォーラムで議論された以後、第四次産業革命はもはや国家を超えて重要な 이슈として急浮上した。韓国もまた2017年10月大統領直属第四次産業革命委員会を発足させるなど、第四次産業革命に対する総合的な国家戦略と各省庁別の具体的な実行計画を設け、関連技術力の確保と産業インフラ及び生態系作りを通じた未来社会の変化に対応できる方策を推進している。

特に、第四次産業革命推進に成功するための鍵として知的財産の役割と重要性が多方面から提起される状況であり、産業インフラ構築におけるビッグデータ、人工知能（AI）など新技術に関する特許審査基準の定立とデジタル・ネットワーク環境における知的財産権保護制度強化の必要性に対するコンセンサスが形成され、これに対応できる対策作りが急がれる。

そこで、特許庁も産業及び技術環境の変化に一步先に対応するため、特許・実用新案法令を改正し、第四次産業革命で新しく出現する技術を迅速かつ正確に保護するために審査基準を整備するなど、多角的な特許・実用新案制度の改善を推進している。

まず、特許庁は2018年4月から第四次産業革命の速い革新速度に歩調を合わせ、AI、IoT、ビッグデータなど7大第四次産業革命分野核心技術の特許権を迅速に獲得できるように優先審査対象を拡大した。また、2018年1月には審査基準改正を通じてICT基盤の第四次産業革命技術であるAI、IoT、ビッグデータ、自動運転、3Dプリンティング

分野の進歩性判断基準を整備し、関連事例を提示することで審査結果に対する予測可能性を高めた。さらに、知能化とビッグデータを特徴とするバイオヘルスケア分野新技術に対する政策研究と審査官TF結果などを反映した審査基準の改正も推進中である。

また、特許庁は第四次産業革命時代に特許権を実効的に保護するための制度改善も推進する。産業環境がデジタル・ネットワーク基盤にシフトすることから、それに適した特許保護体系を構築するため、SW特許保護改善策及び関節侵害規定整備方策を講じた。2019年には産業界からの意見などを反映して特許法の改正を推進する計画である。

同時に、2018年8月には生活安全に対する国民の目線を考慮し、生活用品の安全性審査を強化し、翻訳が不十分な外国語出願に対する審査を簡素化する内容を骨子とする審査基準改正を推進する一方、面談室の増築、ビデオ面談サービスの拡大など面談インフラを拡充することで出願人との直接的なコミュニケーションを強化した。

2. 第四次産業革命に対応する特許審査制度の改善

特許審査企画局 特許審査制度課 技術書記官 ソン・ヒョンチュ
工業事務官 イ・ドンファン

イ. 推進背景及び概要

第四次産業革命時代には知識と情報、技術が中心となるだけに、アイデアと知的財産の重要性はさらに高まりつつある。そこで、世界主要国は第四次産業革命技術分野の核心特許の確保を国家の主な競争力向上策の一つとして取り上げている。

核心特許を確保するためには正確な審査と速い権利化が必須である。そこで、特許庁は第四次産業革命に合わせて特許審査制度を改善することで産業及び技術環境の変化に先んじて対応していく計画である。

ロ. 推進内容及び成果

特許庁はまず第四次産業革命関連出願の迅速な権利化を支援するために優先審査制度を改善し、正確かつ統一性のある審査のために新しい技術分野に対する特許付与基準も同時に整備した。また、審査官と出願人とのコミュニケーションが重視されることから、急増する訪問面談を受け入れるために面談スペースを拡大するなど、コミュニケーションインフラの構築に取り組んだ。

1) 優先審査制度の改善

出願は審査請求順位によって審査するのが原則ではあるが、特許法第61条には第3者が業として特許発明を実施する、もしくは大統領令で定める特許出願として緊急に処理する必要があると認められる場合は、他の特許出願に優先して審査できると規定されており、法令で定める要件を備えた出願である場合は優先審査制度を通じて迅速に権利化できる。

特許庁は第四次産業革命関連技術が発展速度が非常に速く、技術寿命も短いために国家産業発展や公益上緊急に処理する必要があると見て、2018年4月からは第四次産業革命技術と直接関連する出願を優先審査対象に追加した。

優先審査の対象に追加された第四次産業革命関連出願は2017年完成した新特許分類体系の7大技術分野に属し、新特許分類の追加的な付与が必要である。7大技術分野はAI、IoT、ビッグデータ、3Dプリンティング、自動運転、クラウドコンピューティング及び知能型ロボットである。

第四次産業革命関連特許出願の優先審査申請の際は別途の証憑書類の提出を要せず、申請人はただ優先審査申請説明書にその出願が7大技術分野の一つに該当する技術であることを記載することで手軽に申請できる。一方、審査官は該当特許出願が新特許分類として分類されたかどうかと第四次産業革命技術と直接関連しているかどうかによって優先審査申請を認定または却下できる。

審査官の決定によって優先審査が認定された出願は特許登録までかかる期間が平均5.7カ月であり、一般審査に比べて迅速に特許権を確保できる。優先審査制度の改善によって、技術寿命は短く、発展速度は速い第四次産業革命技術の早期権利化に役立つことが期待される。

2) 第四次産業革命技術審査基準の整備

製造業的な特性を持つ発明に関する既存審査基準ではハイパーインテリジェンス・ハイパーコネクティビティを特徴とする第四次産業革命時代の革新技術保護に限界がある。そこで、特許庁は2018年1月ICT基盤の第四次産業革命の核心技術であるIoT、AI、ビッグデータ、自動運転、3Dプリンティング関連発明に対する進歩性判断基準を提示し、革新技術に対する正確な審査を取り計らった。

第四次産業革命関連の発明は主に異種技術間の融合または既存技術のハイパーインテリジェンスやハイパーコネクティビティを通じて行われるため、このような融合やハイパーインテリジェンス・ハイパーコネクティビティに格別な困難性があるかどうか、それによる作用効果の有無を見て進歩性を判断するよう基準を提示した。すなわち、モノのネットワークとのアクセスを通じて得られる情報の活用、特定課題を遂行するように学習されたモデルで得られる特有の出力情報、特定構造を持つデータによって規定される特有の情報処理によってより良い効果があると認められる場合、進歩性が肯定される方向で考慮できるようにした。

また、2018年下半期には審査官TFと政策研究などを通じてバイオヘルス分野の特許付与基準の整備を推進した。製薬・バイオ技術は研究開発に高い費用がかかるが、複製が簡単な特性があり、技術革新を促進する上で特許制度が重要な役割を果たしてきた。最近になってはバイオヘルス分野へとビッグデータ・ハイパーインテリジェンスと関連する核心技術が結集されており、その結果物に対する特許保護の必要性が高まっている状況である。

そこで、特許庁は遺伝体情報、状態情報、臨床データのようなバイオビックデータを活用し、特定薬物に感応性の高い患者群を探し出す上で、特徴のある医薬用途発明や人工知能などデジタル手段による診断技術が特許対象であることを明確にし、バイオビックデーター人工知能技術が融合された知能型新薬開発関連革新技术に対する判断基準を整備することを骨子とする改正案を設け、2019年にはこれを基に審査基準の改正を推進する計画である。

3)生活用品の安全性審査の強化

最近加湿器殺菌剤、ラドンベッドのような生活用品に対する安全性問題が社会的な 이슈になっていることから、生活安全を害し得る発明に対する審査を強化した。従来は出願発明の危害性が明白である場合のみ公衆衛生違背で拒絶理由を通知したが、2018年7月から日常生活と密接な関連のある生活用品関連出願の場合、危害性が知られた物質を含んでいて公衆衛生を害する恐れがあるものと疑われる場合でも、審査官はマスコミ報道・論文などを添付して拒絶理由を通知できるようにした。また、有害物質検索DBを構築して審査に活用することで、危害性関連審査を強化している。ただ、危害性が知られている物質であっても、生活用品ではなく産業用として使用される場合には例外とすることで、危害性議論によって産業発展に寄与できる技術の開発まで委縮する結果を招かないようにした。

4)外国語出願の翻訳品質向上方策

2015年外国語出願制度の導入以降、外国出願の不十分な翻訳による審査業務負担が増加したため、2018年8月からは翻訳が不十分な出願に対する記載不備関連審査実務を簡素化した。すなわち、外国語出願または条約優先権主張を基にした特許出願の審査において、その明細書の翻訳が不十分であるせいで審査官が原文または第1国出願明細書を探して見る必要があるくらい発明の内容が明確に把握し難い場合は、全ての拒絶理由を一括して通知する代わりに、明細書記載要件違反だけで拒絶理由を通知できるようにしたのである。これに対して出願人は通知された拒絶理由だけでなく、明細書全体にわたって翻訳が不十分な部分があるかどうかを検討して明細書などに対す

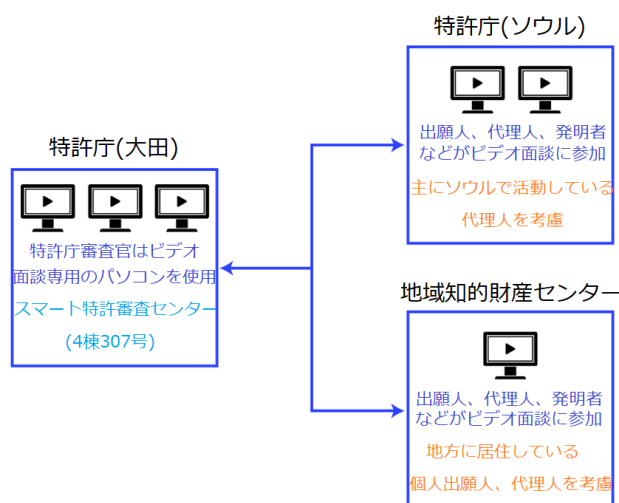
る補正機会が与えられ、必要時に誤訳訂正も可能である。 翻訳が不十分な出願に対して拒絶理由を一括通知せず、出願人に不十分な翻訳を補正できる機会を先に提供することは実体審査前に出願人が明細書の誤訳を訂正することで審査が円滑に行われるようにし、出願人には高品質の明細書を作成するように誘導できるため、審査官と出願人にとって有益な制度である。

5) 面談手続の改善と面談空間の拡充

特許庁は大田政府庁舎4棟1階顧客支援室内に計3つの面談室を先着順に運営していた。面談が殺到して面談室が足りない時は非公開情報の流出の恐れがあるにも関わらず公用空間を利用せざるを得なく、訪問者から不満の声が高かった。さらに、出願人とのコミュニケーション向上の一環として深層面談制度(予備審査、補正案レビュー、再審査面談など)が活性化したことで、訪問面談は持続的に増加して面談室不足状況が悪化した。

面談インフラ不足による出願人と審査官の不便を緩和するため、2018年9月には4棟6階休憩スペースに4つの面談室を増設し、面談室に対するサイバー予約システムを構築した。2018年12月からは一般面談のみ利用可能であった映像面談サービスを深層面談にも利用できるようにした。

<図Ⅱ-1-7> ビデオ面談システムの構成



ビデオ面談を深層面談にまで拡大することで訪問面談による出願人の負担を減らし、面談室の拡充、予約システムの導入など面談インフラを構築することで面談制度を利用する出願人と審査官の不便を緩和できると見られる

面談方式とインフラを改善することで、一般出願だけでなく第四次産業革命技術のように出願発明に対する正確な理解を基にした審査品質の向上に寄与できると期待される。

ハ．評価及び発展方向

優先審査制度は早期権利化を通じて産業と経済に寄与する対象を中心に着実に拡大されてきた。第四次産業革命の核心技術分野出願を優先審査対象に追加したことは、産業発展に寄与する核心技術に対する速やかな権利化を可能にするという点で優先審査制度の趣旨と一致しているといえる。但し、審査処理能力に限界がある状況の中で、優先審査対象の持続的な拡大は出願全般の審査処理速度の遅延につながり、これは優先審査制度の形骸化をもたらす恐れがある。第四次産業革命技術分野のように優先審査対象に新たに追加する必要がある分野を発掘すると同時に、もはや産業的な緊要性がなくなったにもかかわらず依然として優先審査対象として残っている分野は優先審査対象から除外するなど、制度全般の体質改善を通じて優先審査制度の純機能を活かせる改善方法が求められる。

IoT、人工知能、ビッグデータなど第四次産業革命の核心技術に対する進歩性判断基準を提示したことは第四次産業革命で新たに登場した技術に対して予測可能で正確な審査が行われる基盤を構築した点で望ましい対応と評価される。今後産業界及び主要国との協力の下で第四次産業革命の新技术に対して国際的に通用できる明確な特許付与基準が整備されることを期待している。

また、特許庁が特許と安全性は別物であるという既存の立場から生活用品の安全性に対する審査を強化する方向へと旋回したのは、生活安全に対する社会的な関心と特許に対する国民の認識を考慮する時、やむを得ない側面があった。すなわち、特許制

度が技術及び産業環境の変化にだけ対応するのではなく、社会的な変化にも能動的に対処する必要があることを示す事例と言える。

そして、面談制度は出願人とのコミュニケーションのための最接点に位置した制度として、産業現場と民間の声を聞くことができる大切な窓口である同時に、特許庁固有の業務である特許審査の正確性と品質向上にもプラス作用ができる有用な制度である。ただ、審査官の業務負担を踏まえると、面談制度を無制限に活性化するには限界があるため、面談の長点と審査官業務負担間のバランスを考慮し、長期的な観点から面談制度活性化方法を議論する必要がある見られる。

今後も特許庁は急速に発展する技術環境とそれによる社会的な環境の変化に素早く対処することで強い特許を創出し、それを基に産業発展に実質的に寄与できる方向に特許制度を改善していく計画である。

3. デジタル・ネットワーク環境に適した特許保護体系改善の推進

特許審査企画局 特許審査制度課 技術書記官 シン・ウォンヘ

イ. 推進背景及び概要

韓国が直面している第四次産業革命のハイパーコネクティビティ (Hyper-connectivity) 及びハイパーインテリジェンス (Hyper-intelligence) の特性を実現する核心技術はまさにソフトウェアである。第四次産業革命のエンジンとして挙げられるクラウドコンピューティング、ビッグデータ、AI、ロボット工学、3Dプリンティング、ブロックチェーンなどが全てSW技術を基にするもので、SWは産業全般の知能化、融合化をリードして全産業において高付加価値を創出する中心的な役割を果たしている。したがって世界の主要企業はSW技術に対する特許の確保に力を入れており、SW技術保護イシューも全産業に広がりつつある。

しかし、現行の韓国特許法ではSW技術に係る特許保護にやや不十分な側面がある。

他人の特許技術を無断で使用して開発したSWをCDを通じてオフラインで流通する場合は特許侵害が認められるが、同じSWをオンラインで流通(伝送)する場合は特許保護判断が不明確であるためである。したがってSW関連特許技術を正確に保護し、優秀なSW技術が開発できるようにするためにはSW流通形態(オンライン・オフライン)とは関係なくSW技術が保護できる制度改善が求められる。

一方、SWを核心とする第四次産業革命技術はデジタル・ネットワークを基盤としていたため、その実施形態も従来特許発明の実施形態とは異なる。クラウドコンピューティング、IoTなどの登場でインターネットにつながっていれば何処でもアクセス可能なサーバー群、サービスが普及しており、そのために多様なサービスが国境を越えて何処でも利用できるようになった。また、スマートフォンやスマートウォッチのようなモバイル端末だけでなく、従来はネットワークでつながっていなかった自動車や家電を含む全てのモノがインターネットにつながることで一つのハードウェアで完結しないシステムが増加しており、そのような発明を行う主体と場所も一つに止まっていない。さらに、3Dプリンターの普及によって3Dプリンティングファイルだけで家で簡単に製品が生産できるようになり、3Dプリンティングファイルの流通(伝送)が製品の流通に代わると見られる。

このようにデジタル・ネットワーク技術環境では多くの発明が一つのモノに完結しないケースが多く、個人や家庭での使用も簡単になりつつあるため、特許発明の構成要素全てを業として実施する直接侵害が成立し難くなるが、このような状況の中で合理的に対応するためには間接侵害法理を利用した解決が必要である。

しかし、現行の韓国特許法に規定されている間接侵害規定はモノによる間接侵害のみ認めており、3Dプリンティングデータ、情報データなどのデジタル手段による侵害誘発行為は制裁できないだけでなく、侵害誘発手段が特許発明の実施にのみ使用されることを要求する厳しい転用性要件によって他の技術との融合が特徴である第四次産業革命技術関連特許の権利救済には不十分な状況である。

したがって、特許庁は第四次産業革命技術が実現されるデジタル・ネットワーク環

境に適した特許保護体系を備えるため、政策研究などを通じてSW特許保護改善策及び間接被害規定の整備策を講じ、それを基に特許法の改正も推進していく計画である。

ロ. 推進内容及び成果

特許庁は政策研究の結果、産業界からの意見聴取などを基にSW特許保護改善策と間接被害規定の整備策を導き出した。

SW特許保護改善策は既にヨーロッパで適用中の法理を採用したもので、特許技術が含まれたSWのオンライン伝送保護のために「方法発明」の実施規定(第2条第3号ロ)に「使用サブスクリプション」を追加することである。

SW関連特許発明の実体は方法発明に該当し、通常は方法発明と関連する請求項が含まれているが、SWを実行するとそのような方法発明を「使用」することになるので、SWの伝送はその方法を使用するように提議または誘因する「使用サブスクリプション」に該当することになる。したがって、改善策のように方法発明の実施規定に使用サブスクリプションを追加すれば、特許技術が含まれたSWを無断伝送する場合にも特許技術を効果的に保護できるようになる。

間接侵害規定の整備方向は米国、日本、イギリス、ドイツなど主要国レベルに間接被害の認定範囲を拡大することである。現在韓国は転用性を持つ(特許発明の実施にのみ使用されることを要求)モノに対してのみ間接被害を認めているが、主要国では非転用、非モノ対象の間接被害も認めている。

整備策は現行特許法第127条の転用物対象の関節侵害規定に加えて、新しい間接侵害の類型として「特許モノの生産にのみ使用する電子的手段を情報通信網などを利用して提供する行為」、「特許発明の課題解決に不可欠なモノを生産、譲渡など実施する行為」及び「積極的に侵害を誘発する行為」を新設することで、3Dプリンティングデータ、情報データなどのようなデジタル手段による間接侵害及び転用性のない核心部品に対する間接侵害だけでなく、誘導侵害も認めることである。但し、間接侵害範

囲の拡大による産業界の負担を減らし、特許権者の無分別な適用を防止するため、新設された間接侵害類型に対しては故意性を持つ場合のみ適用される。

特許庁はデジタル・ネットワーク環境に適した特許保護体系に改善するため、2018年5月に発議された「オンライン伝送のSWに含まれた特許技術の保護に向けた特許法改正案」の国会通過を支援し、間接侵害範囲の改善に向けた特許法の改正もまた推進する計画である。

ハ．評価及び発展方向

第四次産業革命時代には産業環境がデジタル・ネットワーク環境に急速に変化していくため、特許保護体系にもそれに適した変化が必要である。特許庁が講じた改善策によれば、特許を盗用したSWのオンライン伝送と関連する特許保護の死角を無くすことができるとともに、デジタル手段による侵害誘発行為も間接侵害として制裁できるため、第四次産業革命技術の特許保護の実効性が高まると期待できる。

2016年に開催されたダボス会議では第四次産業革命が成功するためには強力かつ柔軟な知的財産が不可欠であり、知的財産を強く保護する国家から革新が生まれると展望した。したがって、デジタル・ネットワーク環境に適した特許保護体系の改善策が立法化すれば、第四次産業革命技術に対する特許保護が強化され、韓国産業の革新成長に大きく貢献できると見られる。

第2節 商標・デザイン分野

1. 出願人の利便性向上及び審査品質向上に向けた商標制度の改善

商標デザイン審査局 商標審査政策課 書記官 キム・ジュンテ
 商標審査政策課 行政事務官 キム・ジョンウン

イ. 推進背景及び概要

これまで韓国の商標法は地理的表示団体標章登録が受けられる者(出願人適格)をその地理的表示が使用できる商品を生産・製造・加工する者のみで構成された法人に限定したため、流通と販売をする法人が除外され、出願人に過剰な規制として認識される側面があった。また、商標文書電子化機関に対する是正命令及び委託取消事由を指定基準を満たさない場合のみに限定したため、秘密漏洩など保安事故発生の際に機関に対する適切な制裁措置を取る上で限界があり、委託取消の際に電子化機関に意見陳述機会を与えていなかった。そこで、2018年4月商標法を改正し、地理的表示団体標章出願人適格を緩和する一方、電子化機関の保安強化に向けた是正措置及び委託取消事由を追加した。

また、2018年7月にはこのような地理的表示団体標章の出願人適格緩和による商標法の委任事項を施行規則に反映し、電子ファイル登録証の発行(訂正発行、再発行を含む)根拠と申請手続に関する事項を具体的に規定する商標法施行規則を改正し、2018年10月には法律で上方規定された商標文書電子化機関に対する是正命令及び委託取消関連条文を整備した。同時に、商標登録出願人などが商標に関する手続きを踏むために特許庁または特許審判院に提出した書類が既に提出された書類と重複する場合には即時差し戻すようにすることで、商標登録出願人などの利便性を高め、商標文書電子化機関の指定基準などに関する規制を点検した結果を反映して規制の再検討関連条文を削除する商標法施行規則を改正した。

ロ. 商標法の改正(法律第15581号、2018. 4. 17. 公布)

1) 地理的表示団体標章出願人適格の緩和

商標法第3条第2項の「生産・製造・加工する者のみで」という文句の中から「のみで」部分を削除し、地理的表示対象商品生産者の大半が加入している農協、水協、山林組合など既存法人の出願も許容することで、別途法人設立による出願人の不便を解消し、同地域社会の影響力と組織力、資金力を持つ法人が活用できるようになり、地理的表示団体標章制度の活性化と地域経済の発展を同時に図ることができた。

2) 電子化機関の役職員が職務上知った秘密の漏洩または盗用時の是正措置及び委託取消事由の新設

電子化機関の役職員が職務上知った商標登録出願中の商標に関して秘密を漏洩もしくは盗用する場合にも、電子化機関に対する是正命令及び委託取消を可能にする規定を新設した。

3) 電子化機関の委託取消の際に電子化機関の防御権を保障するため、該当機関に意見陳述の機会を与える規定を新設した。

ハ. 商標法施行規則の改正

1) 地理的表示団体標章出願人適格の緩和(第28条、第88条)

従来は地理的表示が使用できる商品を生産・製造または加工する者のみで構成された法人が地理的表示団体標章登録を受けることができたが、今後は該当商品を流通・販売する法人も地理的表示団体標章登録が受けられるよう、出願人適格を緩和する内容で商標法が改正されたことを受け、関連条文を整備した。

2) 電子ファイル登録証導入の反映

商標権者などの便宜を図るために特許長官が商標権者に発行する商標登録証を書面だけでなく、電子文書としても発行できるように規定し、商標権などを承継した者が商標権などの移転登録後に別途登録証再発行申請書を提出せずとも登録書が再発行できるように提出書類が簡素化し、出願人の負担緩和など利便性を高めた。

3) 「電子化機関に対する秘密保持及び是正措置要求」規定と「電子化機関に対する委託取消」規定を削除し、条文を整理した。

4) 国務調整室のサンセット規制検討結果により、商標専門調査機関の指定取消及び業務停止基準関連条文、商標文書電子化機関の指定基準及び指定取消関連条文を削除した。

5) 不適法な出願書類などの差戻し対象として、同一人によって同一内容の書類が重複提出された場合を加えた。

二. 商標審査基準の改正

1) キャラクター及びキャラクター名称の商標出願審査基準の整備

周知・著名なキャラクター、キャラクター名称及び著名な人物のキャラクターの場合には商品化されることが一般的であるため、正当な権利者でない者が著名なキャラクターやキャラクター名称を模倣して出願した商標の登録が防止できるように審査基準を整備した。

2) フランチャイズ商標出願に対する使用意思確認制度の改善

加盟本部(法人)のフランチャイズ商標を法人が商標登録受けられるように誘導することで、加盟事業運営の安定性が図れるように加盟本部のフランチャイズ商標を法人の代表者など個人が出願する場合は商標使用意思を確認するように改正した。

3) 「顕著な地理的名称＋大学」結合標章の識別力判断基準の整備

顕著な地理的名称＋大学で構成された標章が大学の名称として広く使われた結果、一般需要者に大学名称として顕著に知られ、特定の大学名称として識別力の形成が認められる場合は、教育関連業種以外の異種商品・サービスに対しても識別力認定が可能になるよう改善した。

4) その他改正事項

地理的表示団体標章出願人適格を拡大し、「その他識別力のない標章及び公益上独占権を許容することが妥当でない場合」の判断基準を具体化し、異議申出に対する答弁書副本送達に関する規定を設けた。

ホ. 評価及び発展方向

今回商標法及び同施行規則の改正で出願人の便宜を図り、地域経済活性化の促進という地理的表示団体標章の趣旨にも合致するものとなった。また、電子化機関の保安強化及び行政処分への透明性・予測可能性が高まったことで、合理的な運営が可能となった。

その他にも、商標審査基準の改正を通じて周知・著名なキャラクター及びキャラクター名称の模倣出願を防止し、加盟本部(法人)のフランチャイズ商標を法人が商標登録受けられるように誘導することで商標審査の公正性を高め、地理的表示団体標章の出願人適格を拡大し、異議申出に対する答弁書副本送達に関する規定を設けて出願人の便宜を図った。

2. 出願人の利便性向上に向けたデザイン制度の改善

商標デザイン審査局	デザイン審査政策課	書記官	ナム・ソンホ
	デザイン審査政策課	行政事務官	ソン・ウンミ

イ. 推進背景及び概要

21世紀感性の時代を迎え、グローバル一流企業は革新的なデザイン、創造的なブランドイメージなど差別化されたデザインで企業の競争力を高めている。

そこで特許庁はデザイン団体、企業、学界及び弁理業界など多様な分野における意見を反映し、デザインの創作性要件を強化し、複数デザイン登録出願の要件を大幅改善する一方、類似デザイン制度を廃止して関連デザイン制度を導入する内容を骨子とするデザイン保護法全部改正案を設け、2014年7月1日から施行している。

また、2016年度にはデザイン保護法のうち出願人の利便性を高める必要があると判断される一部事項を改正し、2017年には新規性喪失例外主張期間及び時期を拡大し、2018年にはデザイン書類電子化機関の役職員に秘密保持を義務付け、優先権証明書類を書面で提出する代わりに電子的に提出するよう変えた。

ロ. デザイン保護法令の改正内容

1) 電子化機関役職員の秘密保持義務

電子化機関の役職員が職務上知った出願中の発明、商標またはデザインに関して秘密を漏洩・盗用した場合にも電子化機関に是正措置を要求できるようにし、電子化機関がそれに従わない場合には委託取消を可能にした。

2) 中国と米国へのデザイン出願時における利便性向上に向けた優先権証明書類の電子的交換サービスの開始

優先権制度は第1国に出願したデザインを根拠に他国に同じ内容のデザインを出願する場合、第1国に先に出願した日付を出願日として認定する制度であり、従来出願人は優先権を主張するために「優先権証明書類」を書面で発行してもらい、相手国の

特許庁(第2国)に提出する必要があったが、これを改善して電子的に交換するサービスを開始することで出願人の便宜を図った。

ハ. デザイン審査基準の改正

2018年にはデザイン審査基準に対して出願書作成と直接関連の多い主要要件を緩和し、特殊デザインに対する細部基準を設けることで、韓国企業がより簡単・迅速にデザイン権が確保できるように改正した。

2018年に一部改正されたデザイン審査基準を詳しく見ると以下の通りである。

第一、業界に現状を反映して部分デザイン・断面図などの図面要件を緩和した。出願人の選択の幅を広めるため、部分デザイン図面に限って写真と線図合成を許容し、部分デザインの表現に登録受けようとする部分(写真)と登録受けようしない部分(破線部)を結合して表現できるようにした。

普遍的に使用される3Dプログラムで作る断面図をすぐ出願に活用できるよう、断面図の切断面表現方法を並行斜線一つに限定せず、それに相応する方法で表現できるように規定と例示を追加した。その他に破線で裁縫線を図示する時のように破線を当然模様を表す線として認定できる場合であれば付加的なデザイン説明の記載が無くても認定するようにした。

第二、物品名称記載要件を緩和し、一式物品の物品類記載方法を整備した。「総括名称」など出願人が理解し難い用語を具体的に分かりやすく変え、形状・模様・色彩または材質を物品名称に記載するとしてもその内容が図面など出願書の記載事項と合致すればそのまま認定させるなど、物品名称に対する不必要な拒絶理由を減らした。同時に、一式物品の物品類記載基準を明確にした。

第三、図面の表現方法が異なるデザインの同一性認定基準を設けた。同一出願人が表現方法を変えて線図の図面と写真図面を同時に出願した場合、審査官が両デザイン

の同一/類似を判断できるように具体的な判断基準と例示を補完した。

第四、図面の記載不備がある優先権主張を伴う出願に対し、従来全体デザインだけで認定していた実務から、第1国庁の制度を考慮して部分または全体出願を選択して出願できるように拡大した。

一方、今回の改正ではこれまで審査基準で細部的に取り扱うことができなかった物品別特殊性を考慮すべく、フォント・食品デザインなどの一般物品と区別して取り扱う必要がある特殊性のあるデザインに対して審査官が考慮すべき事項を盛り込んだ細部的な特殊デザインの審査基準を新たに設け、2016年から施行している画像デザインの審査基準に対しても実務で浮き彫りになった不備な部分を補完・整備した。

二．評価及び発展方向

今回のデザイン保護法令の改正で市場の状況を見極めながら出願時期をフレキシブルに選択できるようにしたことで自己公知による登録拒絶を減らすなど出願人の権利確保が有利になり、第四次産業革命と関連するデザイン権の迅速な権利化が可能となった。

また、デザイン審査基準の一部改正を通じて、不要な拒絶通知を減らし、出願人が迅速にデザイン権を確保できると期待される。同時に、デザインの保護対象を拡大することで多様なデザインが保護できるようになった。

第3編 お金になる強い特許の創出支援と保護強化

第1章 核心・標準特許の創出支援を通じた革新成長の支援

第1節 知的財産権観点の政府R&D効率化支援

1. 概観

産業財産政策局 産業財産創出戦略チーム 工業事務官 パク・ジェヨン

最近第四次産業革命が本格的に到来したことで、主要国とグローバル企業は革新を具現した知的財産を競争優位を確保するための手段として活用している。革新的なアイデアは知的財産を通じて正しく補償され、新しい技術革新につながるだけに、第四次産業革命の主導権を握るためには国家研究開発事業を通じた新技術分野の高品質源泉・核心特許を先取りすることが何より重要である。

このような状況であるにもかかわらず、韓国は先進国に比べると国家研究開発事業の質的な技術革新成果は低い水準であり、研究開発の結果を技術移転・事業化などの経済的成果につなぐ知的財産管理システムもまだ不十分な状況である。

最近5年間(2014～2018年)韓国の政府研究開発予算規模は年平均2.6%増加し、2018年にはその規模が約19.7兆ウォンに達するなど量的には大きく成長した。しかし、政府研究開発特許成果の質的水準を表す政府R&D優秀特許比率⁷(5.4%)は全体優秀特許比率(21.7%)より低く、外国人(65.3%)の8.3%水準に過ぎず、政府R&D米国特許成果の優秀特許比率(8.9%)も全体米国登録特許の優秀特許比率(11.2%)に及ばないなど量的成長に似合う質的成長は達成できていない。

このように国家研究開発事業の低い質的水準と効率性を高め、第四次産業革命時代の新成長エンジンを確保するためには、政府の全研究開発過程において特許情報の活用を持続的に支援するとともに特許情報の活用戦略を高度化することが必要である。

⁷ SMART特許評価システムの9等級のうち上位3等級以内(23%)特許の比率

国家研究開発事業は課題発掘、企画、遂行、成果管理の段階に分けられるが、特許庁は特許情報を活用してその過程で核心優秀特許の創出、重複研究開発の防止など政府R&D効率化及び質的水準を高めるために取り組んでいる

課題発掘段階では国家戦略事業を選定し、核心技術を創り出すための「国家特許戦略青写真の構築・活用」、研究企画段階では特許が先占されていない方向に研究開発を誘導する「政府R&D特許技術動向調査」及び「研究者中心の戦略的R&D先企画支援」、課題遂行段階では知的財産観点から研究開発戦略を樹立する「政府R&D優秀特許創出支援」、課題完了後は「政府R&D特許成果管理」事業などを行い、政府R&D政策の樹立及び事業評価を支援している。

<図Ⅲ-1-1> 国家研究開発の段階別特許情報活用支援状況(2018)

R&D 段階	課題発掘	研究企画	課題遂行	課題完了及び事後管理
特許技術調査分析事業内容	国家特許戦略青写真の構築・活用	政府&D特許技術動向調査 研究者中心の戦略的R&D先企画支援	優秀特許創出支援 (政府 R&D 特許戦略支援)	優秀特許創出支援 (政府 R&D 特許設計支援) 政府R&D特許成果管理 (特許成果調査・分析 保有特許診断の支援)

2. 政府R&D課題発掘・企画段階における効率化支援

イ. 国家特許戦略青写真の構築・活用

産業財産政策局 産業財産創出戦略チーム 工業事務官 キム・ゾンホン

1) 推進背景及び概要

第四次産業革命に備えた国家技術競争力を高めるため、未来有望技術を発掘して集中的に投資することが求められており、先進国は既に未来主導権を確保するために政府レベルで中長期計画を立てて国家戦略事業を選定し、核心技術の導出に力を入れている。

このように第四次産業革命時代に対応するため、知的財産権観点から優秀特許の創出が可能な有望技術を発掘し、技術先取り戦略を樹立する必要がある。政府のR&D投資拡大政策の結果、特許の量的規模は世界水準に達しているものの、質的水準は相対的に不十分な水準である。源泉・核心特許の不足で知的財産貿易収支は持続的な赤字傾向にある。

現在政府R&D事業の研究開発課題発掘は専門家の主観的評価(peer review)に頼っているため、限られた専門知識と経験に頼るしかなく、未来市場及び有望産業に対する片寄った予測が発生する恐れがある。また、R&D機関の特許情報分析経験及びインフラ不足によって課題発掘段階で特許情報を活用しようとしても取り入れることが容易ではない。そこで各省庁はR&D課題発掘のための特許情報分析における知的財産専門機関である特許庁の役割を期待している。

特許庁はこのようなニーズに応え、全世界の特許情報データを分析して未来有望技術を発掘する「国家特許戦略の青写真構築事業」を企画し、2012年から推進している。

2) 推進内容及び成果

2012年バイオ、モバイル通信、ロボットの3大産業分野を始めに、2013年産業融合、素材、エネルギー、環境、2014年新再生エネルギー、LED/光、農林水産食品、部品、海上航空輸送及び2015年陸上交通、情報通信メディア、半導体、ディスプレイ、電力/原子力、製造基盤分野に対する特許DBを構築し、産業別特許同行と特許基盤R&D戦略を樹立し、政府省庁及び企業に提示した。

<表Ⅲ-1-1> 国家特許戦略青写真構築産業分野(2018年)

17大産業分野	
① ICT ② LED光 ③ 建設交通 ④ 農林水産食品 ⑤ ディ스플레이 ⑥ ロボット	
⑦ バイオ ⑧ 半導体 ⑨ 素材 ⑩ 再生エネルギー ⑪ エネルギー資源 ⑫ 電力/原子力	
⑬ 情報通信メディア ⑭ 製造基盤 ⑮ 造船/海洋 ⑯ 航空宇宙 ⑰ 環境気象	

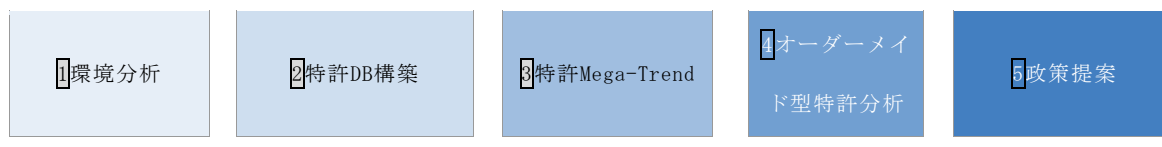
2016年からは2012～2015年まで構築した産業分野に対する技術体系を基に最新の特許データにアップデートし、2018年には人工知能など第4次産業関連技術が含まれた17大産業分野に改編し、未来成長エンジン発掘に向けた特許メガトレンド分析を推進している。

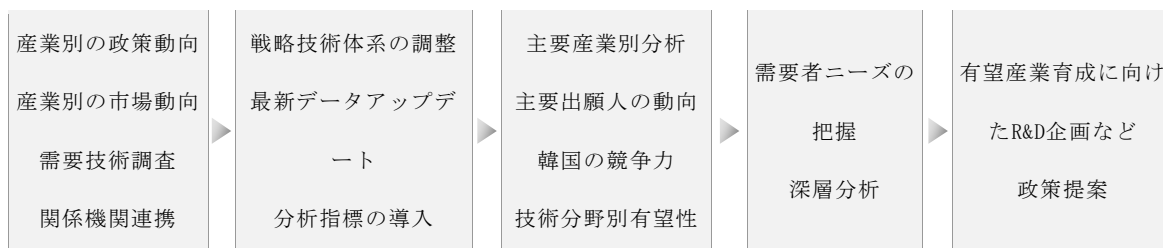
＜表Ⅲ－1－2＞国家特許戦略青写真のDB構築状況

区分	特許戦略青写真の技術体系			
	大分類	中分類	小分類	核心技術
2012～2015年の構築状況	101	355	1,276	4,160
2016年の構築状況	106	368	1,297	3,943
2017年の構築状況	107	377	1,327	4,092
2018年の構築状況	113	407	1,432	4,099

また、全産業分野に対する特許メガトレンドを基に最近 이슈となっている技術を含めて需要者からのニーズによる技術分野別特許分析情報を提供し、特許分析結果を活用して革新成長エンジンの新規候補分野(革新型ディスプレイ、未来型電池)を発掘するなど、省庁のニーズに応じたオーダーメイド型特許分析支援を続けている。

＜図Ⅲ－1－2＞国家特許戦略青写真の構築活用5段階推進プロセス





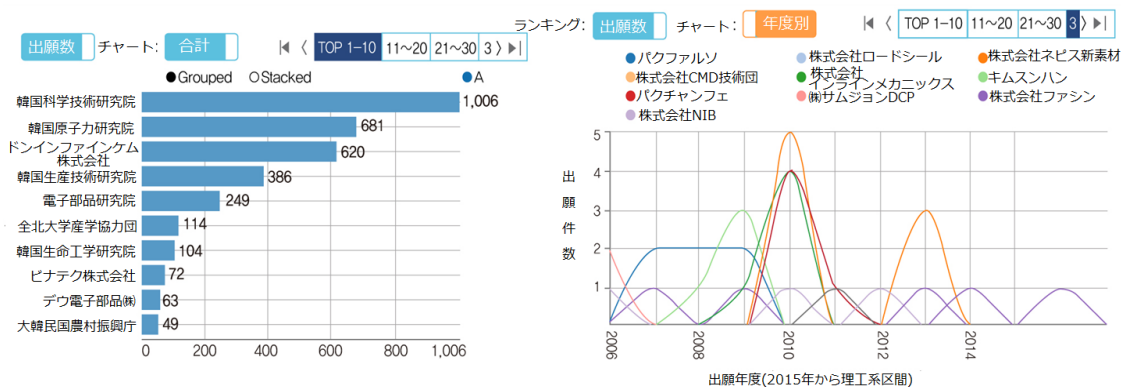
3) 評価及び発展方向

国家特許戦略青写真の構築・活用事業を通じて発刊された結果物が配布された大学・公共研究所及び民間企業の活用状況を調査した結果、相当の数がR&D企画及び産業戦略の樹立に有効活用されたことが分かった。

一方、R&D省庁及び産・学・研関係者に対する意見収集の結果、特許ビックデータ分析結果の活用を強化するためには、オンラインを通じたユーザーオーダーメイド型サービスが必要であることが分かった。

特許庁はそのために特許分析情報を適時提供し、特許分析の効率性を改善して迅速な情報提供に向けたユーザー中心のオンラインサービスを開発し、特許分析システムを改善する予定である。これを基に革新成長エンジン推進支援など政府及び民間に対する特許ビックデータ基盤の未来有望産業発掘支援を拡大する計画である。

<図Ⅲ-1-3>ユーザーオーダーメイド型オンライン特許分析サービス(例示)



ロ. 政府R&D特許技術動向調査

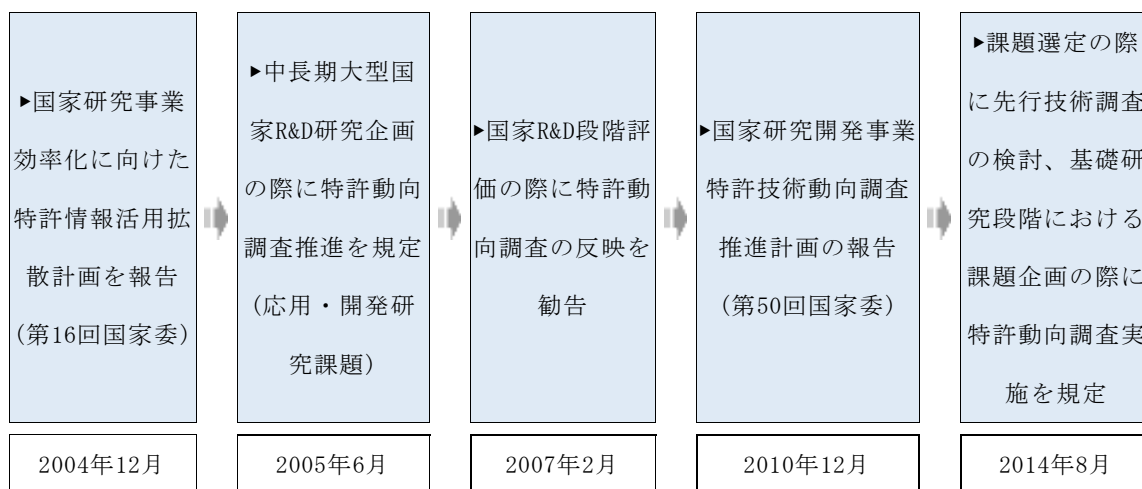
産業財産政策局 産業財産創出戦略チーム 行政事務官 チョン・ユジン

1) 推進背景及び概要

特許庁は政府予算が投じられる研究開発事業の企画段階から特許情報の積極的な活用を通じて技術がグローバル市場において競争力を持つように支援し、それを知的財産権の確保につなげて国家研究開発の質的成果を高める方法を模索してきた。

特許庁は第16回国家科学技術委員会に「国家研究開発事業の効率化に向けた特許情報活用拡散計画」（2004年12月）を報告し、その後続措置として省庁が推進する研究開発事業の課題を企画する際には特許動向調査、課題選定の過程では先行特許調査を2005年から其々支援してきた。

<図Ⅲ-1-4> 特許技術動向調査事業の推進沿革



国家研究開発事業の管理などに関する規定(大統領令)

第4条(事前調査及び企画) ② 中央行政機関の長は第1項による**事前調査または企画研究**をする場合、**国内外の特許動向**、技術動向、標準化動向及び標準特許動向(標準化動向及び標準特許動向は研究開発成果と標準化及び標準特許を連携する必要がある場合のみ該当する)を調査しなければならない。

⑦ 第6項によって科学技術情報通信部長官に提出する具体化された**事業の企画案に含まれなければならない事項**は次の各号のとおりである。

7. **国内外特許動向**、技術動向、標準化動向及び標準特許動向(第2項本文によって調査した場合のみ該当する)

第7条(研究開発課題の選定) ③ 中央行政機関の長は**研究開発課題を選定**する時には次の各号の事項を検討しなければならない。但し、第11号の場合には応用研究または開発研究段階の研究開発課題である場合に限る。

11. **公知された技術及び知的財産権存在の有無**(主管研究機関が中小企業で、総研究期間が1年以内の課題は除外する。)

第16条(研究開発成果の評価) ⑤ 第1項但し書きによる**段階評価**をする際にはその研究開発課題と関連する**国内外特許動向**、技術動向、標準化動向、標準特許動向(標準化動向及び標準特許動向は研究開発成果と標準化及び標準特許を連携する必要がある場合のみ該当する)及び事業化可能性などを調査し、その段階評価に反映できる。

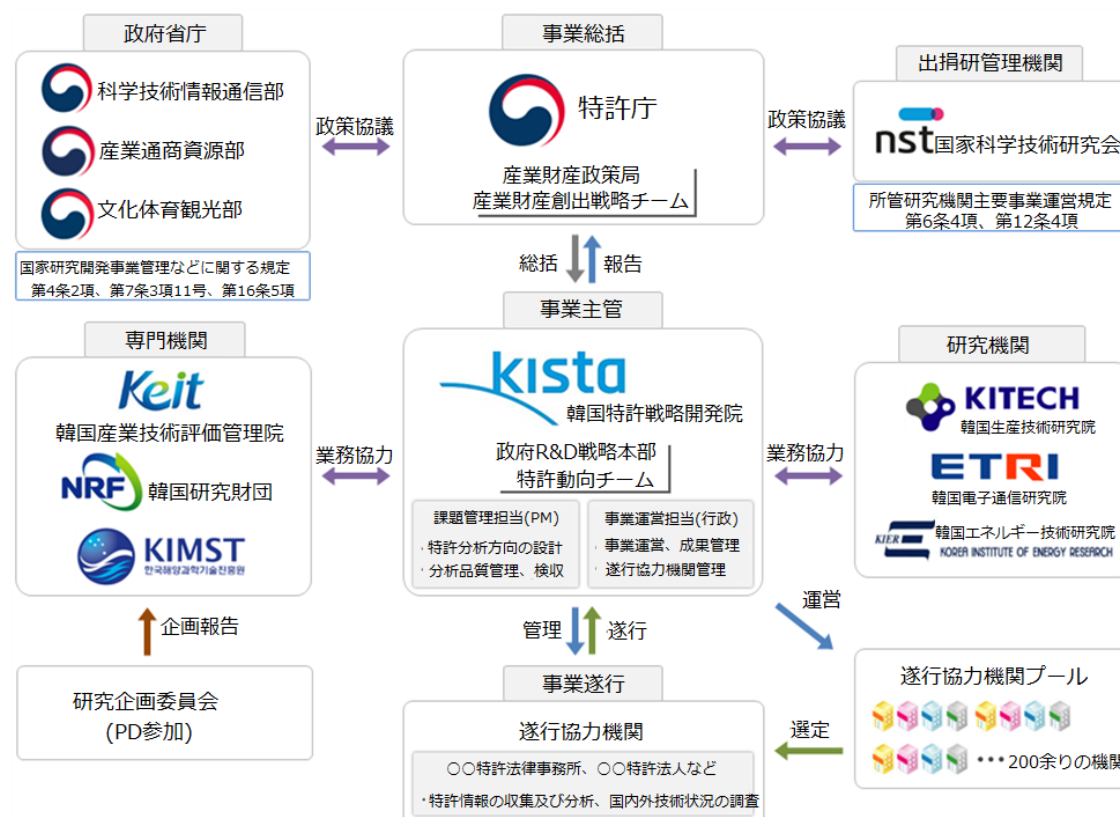
特許動向調査は科学技術情報通信部、産業通商資源部など研究開発遂行省庁が研究開発課題を企画する際に該当技術と関連する特許動向の全般及び特許確保可能性まで分析することで特許が先取られていない技術分野に研究開発を誘導することであり、先行技術調査は研究開発課題を選定する際に研究内容と同一・類似する特許の存在有無を調査して不必要な重複研究開発が行われないようにするものである。

上記のように国家研究開発課題の企画と選定の段階で行う特許動向及び先行技術調査に対して大統領令である「国家研究開発事業の管理などに関する規定」第4条第2項及び第7項、第7条第3項第11号及び第16条第5項にその内容が規定されている。

2) 推進内容及び成果

特許庁は主要研究開発省庁からのニーズを把握して特許動向調査を支援する事業及び課題を確定し、特許動向調査の結果を該当省庁に提供する。各省庁では提供された特許動向調査の結果を課題企画に反映して研究の方向を設定・変更するなど競争力のある研究課題を導出する上で活用する。

<図Ⅲ-1-5> 国家研究開発プロセスによる特許動向調査の支援体系



実際研究開発事業の企画担当者を対象に実施したアンケート調査の結果、2018年に特許動向調査の結果を課題企画に反映して方向を変更もしくはより具体化したと答えた比率が69.4%であることが分かった。

毎年主要研究開発省庁の核心課題のうち、相当の数が特許動向調査を基盤として企画されており、最近は2016年741課題、2017年623課題、2018年275課題に対して特許

動向調査を実施した。

先行技術調査の場合は2017年から民間の役割を増やすという意味で特許庁予算分担を中断し、各省庁が独自推進する方式に変わった。

<表Ⅲ-1-3> 政府省庁研究開発課題の特許動向調査支援状況

区分	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
事業予算(億ウォン)	112.8	146.5	86.4	91.5	91.5	93	93	64.3	28.8
支援R&D省庁(個)	13	16	16	16	16	16	16	16	10
特許動向調査(個)	558	694	735	703	723	751	741	623	275
先行特許調査(個)	2,777	3,730	2,914	3,182	2,491	2,078	2,372	-	-
合計	3,335	4,424	3,649	3,885	3,214	2,829	3,113	623	275

特許庁は支援予算減少傾向が続く中でも国家R&D重点分野である第四次産業革命に対応するための特許分析を優先支援し、第四次産業革命対応課題支援比率は全体支援課題に比べて2017年29.9%から2018年37.8%へと26.4%上昇、支援予算に比べて2017年28.3%から2018年35.4%へと25.1%上昇した。

<表Ⅲ-1-4> 第四次産業革命に備えた特許分析支援課題の状況

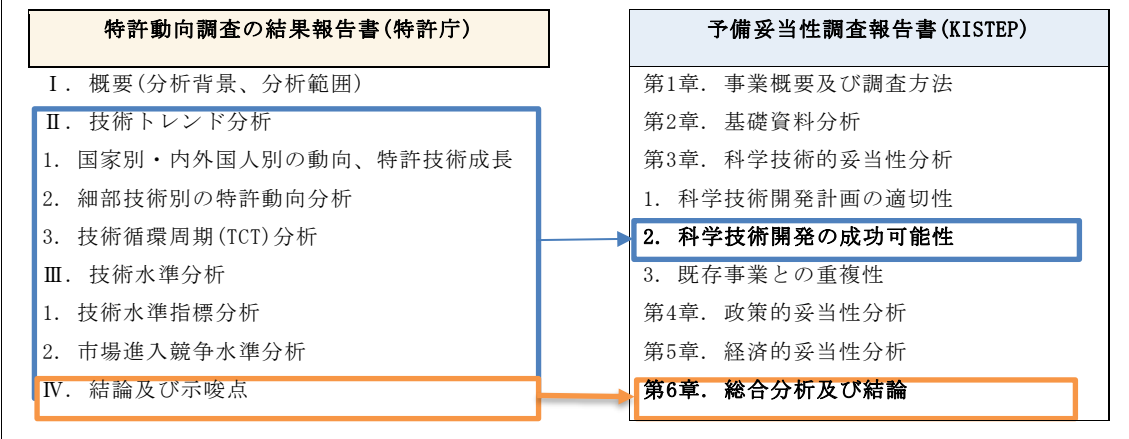
区分	2017年			2018年		
	第四次産業革命対応分野	全体	第四次産業革命の比率	第四次産業革命対応分野	全体	第四次産業革命の比率
支援課題数	186	623	29.8%	104	275	37.8%

<図Ⅲ-1-6> 特許技術動向調査事業のR&D省庁の活用事例

<代表活用事例>

- ・(支援事業) 科学技術情報通信部の国家研究開発妥当性調査事業(2018)
国家新薬パイプラインの発掘・確保事業など18の事業
- ・(支援内容) 国内外の特許出願動向及び細部技術別の技術水準・循環周期(TCT)分析など

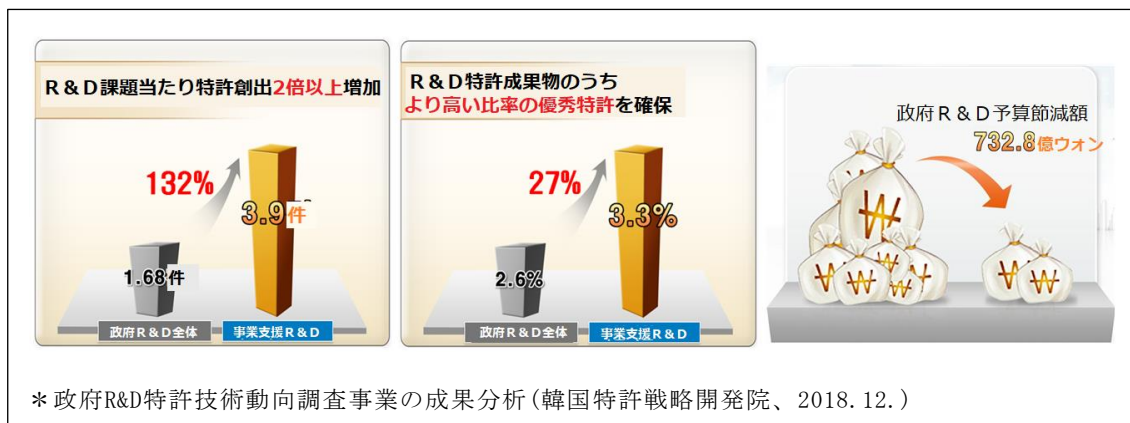
・(支援結果) 特許動向調査の分析結果を該当予備妥当性報告書に充実に反映して妥当性調査を進行



3) 評価及び発展方向

韓国特許戦略開発院が特許技術動向調査支援R&Dに対する2017年事業成果を分析した結果、732.8億ウォンの国家研究開発予算の節減効果があることが分かった。研究開発事業のうち特許動向調査の支援を受けた場合はそうでない事業に比べて1課題当たりの出願特許が132%増加し、そのうち優秀特許比率も27%増加する成果を記録した。

<図Ⅲ-1-7> 政府R&D特許技術動向調査事業の成果分析



現在「国家研究開発事業の管理などに関する規定」には応用・開発研究段階の国家

研究開発事業を新規企画する場合、特許動向調査の履行が義務づけられている。しかし、未だに企画段階で特許分析を履行しなかったり、省庁が独自に行う場合が多く、国家研究開発全般に特許能力が強化できるよう、直接・間接的な支援が持続的に行われるべきである。そこで、特許庁は研究開発の際に特許分析を行うよう促す一方、特許技術動向調査事業の予算減少に対応して2018年からR&D省庁及び専門機関の能力強化に向けた特許分析・管理能力強化支援事業も同時に推進している。

ハ．研究者中心の戦略的R&D－先企画支援事業

産業財産政策局 産業財産創出戦略チーム 行政事務官 チョン・ユジン

1) 推進背景及び概要

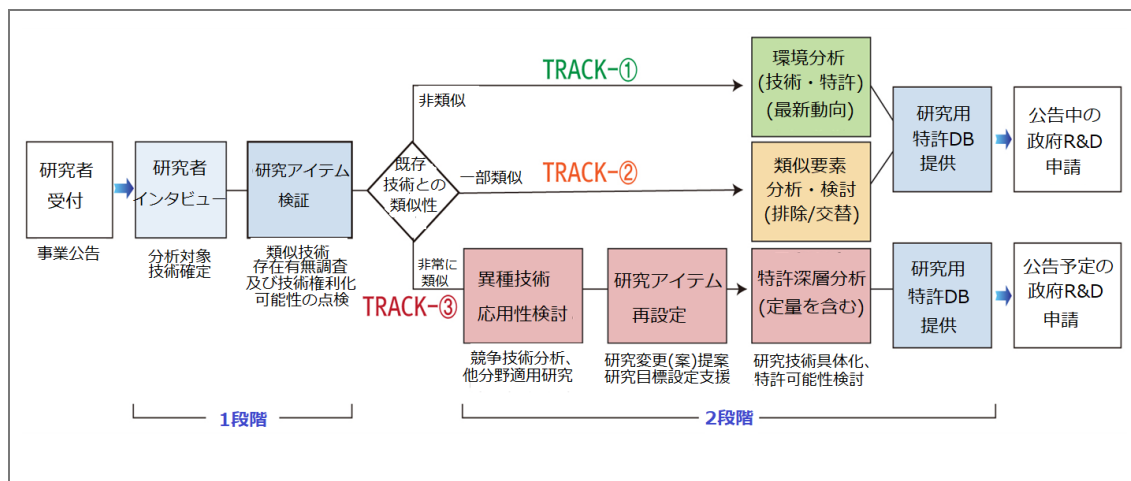
政府は人間中心R&D革新に向けた研究者主導プロセスの構築及び制度整備が盛り込まれた科学技術政策を本格推進している。

特許庁はこのような政策推進方向に合わせて政府R&D事業提案を準備中である研究者が該当技術に対する特許動向分析ができるように支援する「研究者中心の戦略的R&D－先企画支援事業」を2017年パイロット事業として始め、2018年から新規事業として施行している。この事業では研究アイテムを検証し、類似要素を分析及び検討して研究者の技術アイテムに特許要素部分を支援しているが、政府R&D事業提案予定である研究者に特許分析情報の直接提供を通じて研究技術を具体化することで研究者の研究企画効率性を高める上で寄与している。

特許庁は政府R&D事業のうち研究課題に申請書提出予定の研究者を対象に申込を受け付け、特許分析を通じた研究技術と既存技術との類似判断による研究具体化、類似要素分析及びアイテムの再設定などを研究者に提供する。このような分析は研究者との深層インタビューを通じて行われるが、研究アイテムに対する特許性の分析を通じて3つのトラックに特性化して支援する。

2) 推進内容及び成果

<図III-1-8> 研究者中心の戦略的R&D—先企画支援事業の支援内容



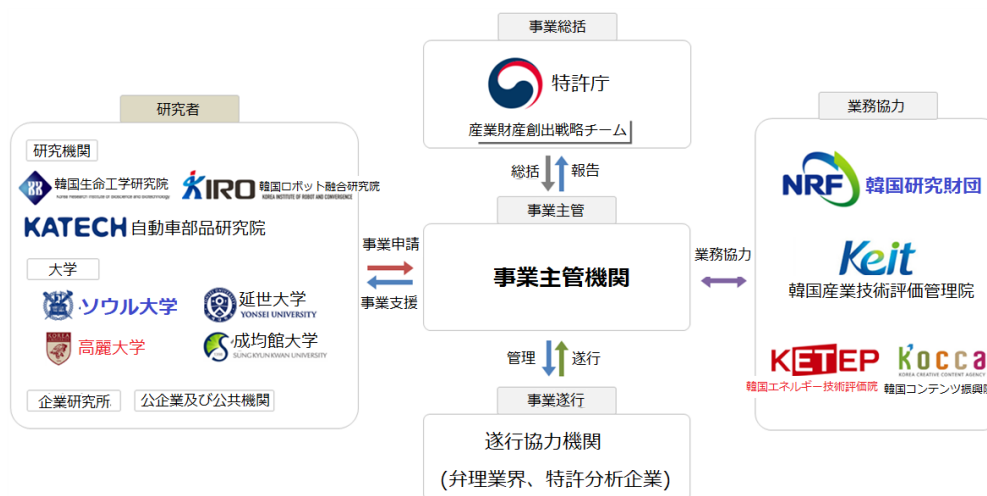
Track-① : 研究アイテムが既存の技術と類似しない場合には、最新特許動向分析を通じて研究技術基盤が強化できる資料を提供(分析期間2~4週)

Track-② : 研究アイテムが既存の技術と一部類似する場合には、類似要素の分析及び検討を通じて類似要素を排除もしくは交替できる補強資料の提供を通じて完成度の高い研究を支援(分析期間2~4週)

Track-③ : 研究アイテムが既存技術と非常に類似する場合には、他分野への適用可能性検討及びアイテム再設定など多角的な対応資料提供を通じて次回または他のR&D事業に申請できるように支援(分析期間4~8週)

研究者中心の戦略的R&D—先企画支援事業は特許分析情報を研究者に直接提供する現場密着型事業であり、研究者の立場から研究技術の弱点を補完したり、強味を更に補強することで現場中心の研究開発を支援している。

<図III-1-9> 研究者中心の戦略的R&D—先企画支援事業の推進体系



<表Ⅲ-1-5> 2018年研究者中心の戦略的R&D-先企画支援事業の分野別支援状況

区分	機関類型			技術分野				総支援課題数
	大学	研究機関	企業	機械・金属	化学・バイオ	電気電子	情報通信	
支援課題数	34	8	8	9	36	0	15	60

* 10機関には4週+4週課程で2課題ずつ重複支援

2018年度には科学技術情報通信部バイオ医療技術開発事業など政府R&D事業と連携し、研究者支援募集を行う事業連携型10課題、一般公募型50課題など計60の課題を支援した。

支援を受けた研究者は、既存技術と非常に類似した場合は異種分野技術で応用する戦略を通じて研究企画方向を切り替えたり、研究提案書に特許分析結果を直接的に反映及び補強して政府R&D事業に申請するなど、本事業の結果を十分に活用して研究提案していることが分かった。また、特許分析を通じて知った事実を基に新しい研究テーマを企画しようとする動きを見せ、研究開発拡張性の側面からも影響を与えている。

3) 評価及び発展方向

研究者中心の戦略的R&D-先企画支援事業は研究者ニーズを反映した研究現場の最適化のために特許分析内容及び提供フレームに対する現場の意見を取り集めている。また、研究者からの要請を受け、支援の際に研究課題の1年以内政府R&D申請要件を必

要な場合は6カ月以内に延長するなど、研究者が研究開発をする上で必要な事項の支援を積極的に反映した。

このような内容とともに特許庁は中長期的に各省庁の政府R&D事業との連携拡張、先企画段階の研究者支援、研究者特許能力強化教育の実施などより効果的な研究者中心の支援を計画している。

3. 政府R&D遂行段階における優秀特許創出支援

産業財産政策局 産業財産創出戦略チーム 工業事務官 パク・ジェヨン

1) 推進背景及び概要

政府R&Dで創出された国内の出願特許は最近5年間年平均8.1%増加したこと(2013年23,766件→2017年32,501件)が分かった。国内出願特許全体から政府R&D特許が占める比重も2013年11.6%から2017年15.9%に増加した。

しかし、政府R&D特許の優秀特許比率(8.9%)は米国登録特許全体の優秀特許比率平均(19.5%)と米国連邦R&D比率(11.2%)より低い水準であり、ファミリー特許国家数(2.2)も米国(平均3.8)に比べて少ないことが分かった。

政府R&Dの主要遂行主体である大学・公共研究機関(政府R&D予算の68.6%を占める)は政府R&Dで占める比重は非常に高いものの、特許の質的水準及び特許競争力はまだ不十分な状況である。

そこで、特許庁は大学・公共研究機関の政府R&D課題を対象に活用度が高く、お金になる強い特許が確保できるよう、知的財産権観点の研究開発戦略と研究結果物に対する特許設計を支援する「政府R&D優秀特許創出支援事業」を展開している。

<表Ⅲ-1-6>米国登録特許の韓・米質的水準の比較

区分		SMART ⁸ 優秀特許比率(%)	ファミリー特許国家数
韓国	韓国全体	18.7	2.6
	韓国政府R&D	8.9	2.2
米国	米国全体	16.2	4.0
	米国連邦R&D	11.2	3.4
米国登録特許平均		19.5	3.8

* 2017年度政府R&D特許成果調査・分析報告書(特許庁、韓国特許戦略開発院、2018)

2) 推進内容及び成果

「政府R&D優秀特許創出支援事業」は「政府R&D特許戦略支援事業」と「政府R&D特許設計支援事業」で構成されている。

このうち2012年からスタートした「政府R&D特許戦略支援事業」は大学・公共研究機関で行われる政府R&D課題を対象に既存特許を深層分析し、優秀特許が確保できる研究開発方向を示し、立ちはだかる障壁特許に対応するための戦略と特許ポートフォリオの構築戦略などを提供する事業であり、2018年度には78課題を支援した。

そして、研究開発の結果を特許紛争に強く活用度も高い高付加価値特許として完成するため、2016年から新たにスタートした「政府R&D特許設計支援事業」は主に研究開発完了段階にある政府R&D課題を対象に最適な国内外特許明細書の作成を支援する事業であり、2018年には84課題を支援した。

<表Ⅲ-1-7> 政府R&D優秀特許創出支援事業

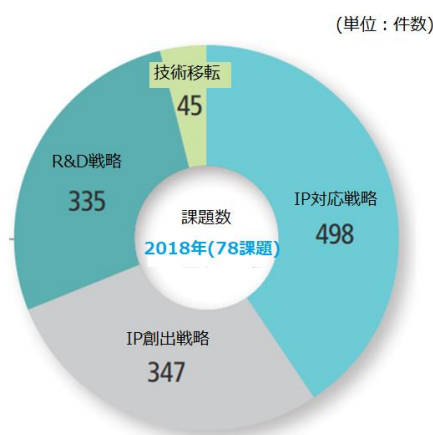
区分		2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
支援課題数		59	68	78	80	134	162	162
支援対	大学	18	6	17	16	44	39	44

⁸ SMART：韓国発明振興会のオンライン特許評価分析システムを通じて算出された指標

象 機関	公共研	34	53	46	57	82	116	116
	その他	7	9	15	7	8	7	2

* 政府R&D優秀特許創出支援事業は政府R&D特許戦略支援事業(2012～2018)と政府R&D特許設計支援事業(2016～2018)で構成

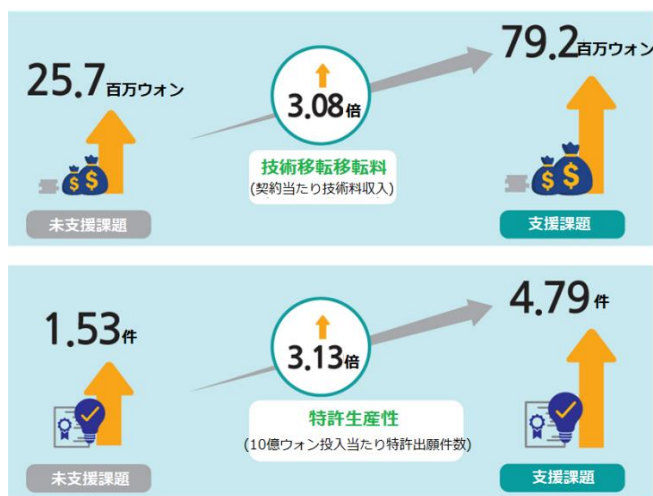
具体的な成果を見ると「2018年度政府R&D特許戦略支援事業」を通じて優秀特許が確保可能な研究開発方向に関する提案335件を支援し、特許ポートフォリオ強化に向けたIP創出戦略を347件支援し、障壁特許対応戦略を498件支援した。



< 2018年度特許戦略導出支援の結果 >

「2018年度政府R&D特許設計支援事業」では371件の技術に対する技術性・市場性・特許性を評価して等級の低い技術を排除し、最適な権利範囲を設計することで363件の特許を創出した。

最近5年間の政府R&D優秀特許創出支援事業の成果を政府R&D全体特許成果と比較分析した結果、本事業の支援を受けた政府R&Dの特許成果が支援を受けていない政府R&D特許成果に比べて特許生産性(量的成果)が高く(3.13倍)、技術移転契約当たり技術料(質的成果)も3倍水準で、事業の効果が高いことを確認した。



＜最近5年間事業成果分析の結果＞

＜図Ⅲ－1－10＞政府R&D優秀特許創出支援事業の支援内容及びプロセス



＜政府R&D特許戦略支援事業＞

＜政府R&D特許設計支援事業＞

3) 評価及び発展方向

「政府R&D優秀特許創出支援事業」は政府R&D課題を通じた特許成果を質的・量的に高めると同時に、技術移転・事業化など成果拡散に大きく貢献し、大学・公共研究機関の研究者から高い満足度を獲得した。

また、「政府R&D優秀特許創出支援事業」を通じて政府R&D特許成果を質的・量的に高めると同時に、技術移転・事業化を拡大し、大学・公共研の保有技術と企業ニーズ間のギャップを解消するため、中小企業のニーズを既に確保している大学・公共研R&

Dを通じて技術移転可能性の高い優秀特許を創出する企業オーダーメイド型IP-R&Dを拡大している。

そして、特許庁は「政府R&D優秀特許創出支援事業」を通じて第四次産業革命の加速化による知能化及び融合・複合技術分野の源泉・核心特許を早期に先取りするため、革新成長エンジンなどの国家重点分野に対する支援を拡大している。また、国家知的財産政策に合わせて国家大型R&D事業団を中心に推進している特許専担官(CPO)制度と連携してIP戦略企画、特許ポートフォリオの構築、研究者IP活動コーチング、権利化設計、事業化連携などIP活動全般に対する支援を積極的に推進している。

4. 政府R&D活用・管理段階における特許成果の総合管理

イ. 政府R&D特許成果の調査・分析

産業財産政策局 産業財産創出戦略チーム 行政事務官 ファン・スジン

1) 推進背景及び概要

政府は革新能力の蓄積と持続成長を可能にするため、政府研究開発(以下R&D)投資*を持続的に拡大してきた。

* (2003)6兆5,154億ウォン→(2018)19兆6,681億ウォン

このような政府R&D予算規模の増大によって、R&D投資及び制度革新に対する関心もまた高まっている。そこで韓国政府は益々大型化・融合化・複合化しつつある政府R&D事業に対する政府レベルの総合管理体系の構築に向けて1998年から国家科学技術審議会(旧国家科学技術委員会)を中心に毎年「国家研究開発事業調査・分析・評価」を実施している。

特許庁は成果中心の政府R&D事業評価制度を定着させるとともに、質中心の特許成果評価を支援するため、国家研究開発事業で発生した特許成果を体系的に調査・分析

している。また、分析結果を科学技術情報通信部などR&D省庁と研究管理専門機関などに提供して研究開発活動に活用させている。

2) 推進内容及び成果

政府R&D政策樹立及び事業評価を支援するとともにR&D事業の効率性を高めるため、2017年度政府R&D特許成果を省庁別、研究主体別及びR&D事業目的別など様々な角度から分析し、2013～2017年に国内及び外国に登録された政府R&D特許に対して特許分析評価システム(SMART3、韓国発明振興会)を活用して特許品質を測定・分析した。

<図Ⅲ-1-11> 2013～2017年政府R&D特許成果に対する主要分析結果

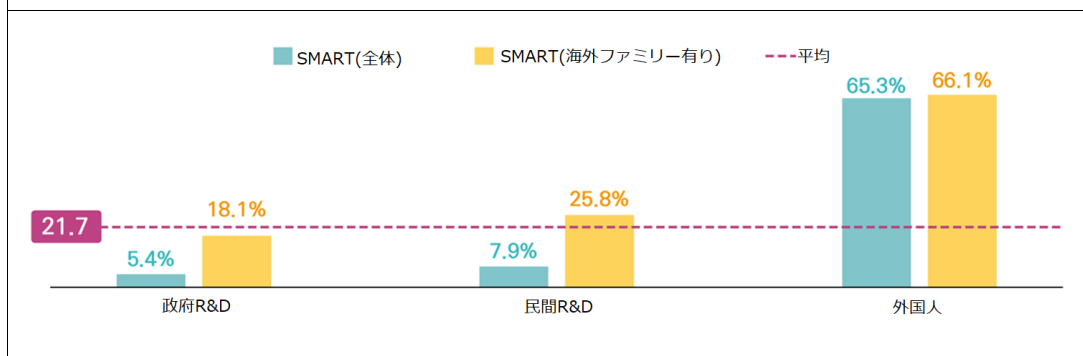
・(量的成果) 2017年国内特許出願32,501件、国内特許登録19,641件など政府R&Dで創出された特許の量的状況は最近5年以来最も高い数値を記録

<最近5年間(2013～2017年)政府R&D特許出願・登録状況>

区分	2013	2014	2015	2016	2017	合計	増加率(%)	
							前年比	年平均
出願(件)	23,766	27,005	28,192	30,807	32,501	142,271	5.5	8.1
登録(件)	14,151	15,193	14,975	16,670	19,641	80,630	17.8	8.5

・(質的成果) 海外ファミリー特許がある政府R&D特許のSMART優秀特許の比率(18.1%)は全体SMART優秀特許比率(21.7%)より低い水準である。

<国内登録特許SMART優秀特許比率>



※SMART：韓国発明振興会のオンライン特許評価分析システムを通じて算出された指標

大学・公共研が政府R&Dを通じて創出した特許を如何に活用しているかについて、

特許成果活用実態を調査・分析した結果、政府R&D特許成果の活用実績は持続的に改善していることが分かった。政府R&D特許が含まれた技術移転契約件数は最近5年間年平均19.8%ずつ持続的に増加し、2017年には3,584件の技術移転契約が締結された。2013～2017年大学・公共研で行われた技術移転の平均金額を見ると政府R&D国内特許が含まれた場合(49.8百万ウォン)が全体平均金額(30.2百万ウォン)に比べて高いことがわかった。

＜表Ⅲ－1－8＞契約年度別技術移転契約件数の状況

(単位：件、%)

区分	契約年度	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	合計	比重*	年平均増加率
総技術移転契約件		5,050	6,475	8,141	9,130	8,331	32,127	100.0	13.3
国内特許を含む契約件		2,416	3,001	4,155	4,841	4,727	19,140	51.6	18.3
政府R&D国内特許を含む契約件		1,739	2,208	3,123	3,517	3,584	14,171	38.2	19.8

*総技術移転契約件に比べての比重

3) 評価及び発展方向

不適合な政府R&D個人名義の特許出願を防止するため、関係省庁(科学技術情報通信部・R&D省庁)との協議の下で個人名義特許に対する持続的な管理及び名義取り戻し措置を推進し、国家研究開発課題への参加制限期限の強化(2年→3年以上)と事業費取戻し規定の新設など制裁規定を設ける計画である。

政府R&D事業で創出された特許を国内に出願する場合、研究課題情報を特許出願書に必ず記録するように定められているが、課題情報の正確度(2017年基準45.8%)が低い問題があった。これを改善するため、特許法施行規則を一部改正して特許出願書の書式を変更し、電子出願システムの機能も改善する予定である。また、RIPIS(特許成

果管理システム)を通じて、従来国内及び米国、ヨーロッパ、日本の登録情報のみ提供していたものを2018年にはEPOウェブサービスを通じて80カ国余りの登録情報、法的状態、ファミリー情報などを提供して海外成果管理支援を強化する計画である。

ロ. 公共機関保有特許の診断支援

産業財産政策局 産業財産創出戦略チーム 行政主事 ファン・イエウオン

1) 推進背景及び概要

政府は国家レベルの技術革新能力を強化するために持続的にR&D規模を拡大している。政府R&D事業で創出された特許成果のうち2/3が大学・公共研が創出した特許で、韓国R&Dにおいて大学・公共研は非常に重要な役割を果たしている。

<表Ⅲ-1-9> 2013～2017年権利主体別の政府R&D国内出願特許の状況

(単位：件、%)

年度 区分	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	合計	比重(%)
大学	9,026	11,371	12,944	13,475	13,871	60,687	39.2
公共研	8,039	7,670	7,963	8,400	8,223	40,295	26.0
企業など	8,444	10,183	9,855	11,815	13,405	53,702	34.7

しかし、2017年締結された大学・公共研の技術移転契約における登録年次6年以内特許の比重(国内登録特許基準)が大学87.6%、公共研75.5%を記録し、長期保有特許の移転率は極めて低いことが分かった。

<表Ⅲ-1-10> 大学・公共研の年次別移転特許数

(単位：件)

登録年次	大学		公共研	
	特許数	比重	特許数	比重
登録前	922	33.4%	1,883	32.4%
1~3年	960	34.8%	1,217	20.9%
4~6年	535	19.4%	1,290	22.2%
7~9年	238	8.6%	877	15.1%
10年以上	107	3.9%	546	9.4%
合計	2,762	100.0%	5,813	100.0%

このような現象が長期化する場合、機関は特許維持料に対する経済的負担を抱えることになり、特許活用に向けた戦略的な努力もなく権利を放棄してしまう。

そこで、特許庁は政府R&D特許成果の活用性を高めるための取り組みとして、公共機関が保有している未活用特許を分析・診断し、特許を管理・活用するための戦略をコンサルティングする公共機関保有特許診断支援事業を2016年から推進した。

2) 推進内容及び成果

特許庁は2016年パイロット事業を始めに、2018年まで計40機関を対象に保有している特許の質的優秀性と活用可能性を診断し、それによる機関レベルの総合的な特許管理・活用戦略を支援した。

2018年には需要中心の統合支援とオーダーメイド型支援に二元化(①機関パッケージ支援、②技術分野オーダーメイド型)し、15機関のオーダーメイド型診断結果を提供するために取り組んだ。

本事業は該当機関のニーズ、環境及び特許動向分析を実施する第1段階と機関の個別特許及び核心技術を診断して特許管理・活用戦略を樹立する第2段階で構成される。

第1段階では該当機関が保有する特許の出願・登録状況及び法的状態、技術移転有無などを含む特許管理状況を把握し、機関の特性を考慮した機関固有の技術体系を構築し、技術別・主要発明者別の特許動向を分析する。

第2段階では特許診断を通じて等級を付与し、核心技術分野を導出した後、深層的なトレンド分析を実施して保有特許管理・活用戦略を提示する。

これを通じて2018年には機関が保有する未活用登録特許7,815件を対象に等級診断及び深層分析を実施して特許の管理・活用戦略を樹立した。

3) 評価及び発展方向

2016～2017年事業成果を追跡した結果、計25機関(計10億ウォン投入)に提示した有望特許活用戦略で特許452件移転・技術料収入約72億ウォン、特許処分戦略で特許774件放棄・特許維持料節減約32億ウォンの効果を上げた。

また、2018年事業に参加した韓国エネルギー技術研究院は国内保有特許212件に対する処分戦略を導出し、今後特許放棄や請求項ダイエットを通じて計5億4千万ウォン以上の予算節減が期待される。

特許庁は今年も保有特許診断支援を持続的に推進し、保有特許診断分析プロセス別方法論の高度化を通じて保有特許診断支援戦略の品質水準を高める計画である。

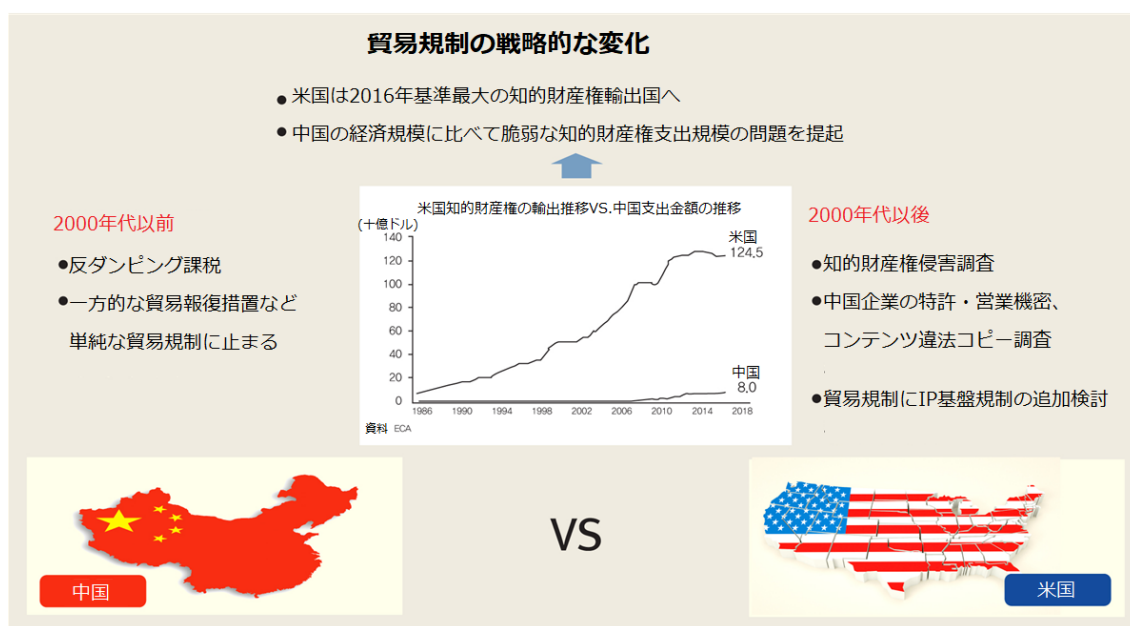
第2節 特許連携研究開発戦略(IP-R&D)の高度化

1. 概観

産業財産政策局 産業財産創出戦略チーム 工業事務官 パク・キソク

21世紀は技術とアイデア、ブランドなど無形資産が付加価値創出のエンジンになる知的財産の時代である。各国は創意的なアイデアを知的財産権として確保して未来市場を先取りすると同時に独占的な地位を構築するための競争を繰り広げ、銃声なき戦争と呼ばれる特許紛争と訴訟も熾烈になりつつある。

<図Ⅲ-1-12>米・中貿易規制手段などの戦略的な変化



パテントトロールと呼ばれる特許管理専門会社(NPEs)と製造企業間の特許訴訟が持続的に増えているだけでなく、クアルコムとアップル、サムスンとファーウェイ間の訴訟からもわかるように、グローバル企業も知的財産を武器にして市場で有利な位置を占め、収益を最大に引き上げるために攻撃的な知的財産戦略を推進している。

今やこのような特許紛争は大企業に限った話ではない。特許訴訟で提訴された国内の中小・中堅企業の状況を見ると、2015年には6件に過ぎなかったものが2018年に

は26件に増え、わずか4年で4倍水準にまで増加している。これは特許紛争の対象が普遍化し、それによって中小企業における知財権戦略が如何に重要であるのかを示している。

特許庁は韓国中小企業の知的財産競争力を強化するため、2009年からIP-R&D戦略支援事業を推進してきた。特許(IP)分析を基に産業界R&D現場で新規IP創出戦略、最適なR&D方向、IPインフラ構築などオーダーメイド型知財権コンサルティングを支援している。

今年で11年目を迎えたIP-R&D戦略支援事業はこれまで計1,700社余りの中小・中堅企業を支援し、参加企業の知的財産中心R&D戦略の樹立や特許経営認識の向上に大きく貢献してきた。また、単純に個別企業に対する支援に止まらず、韓国産業界に知財権の重要性を伝えるためにCEO・CTO懇談会、企業R&D現場訪問、優秀事例共有会、方法論コンペティションなどを通じて知的財産基盤R&Dの民間への拡散も図っている。同時に、IP-R&D大衆化における中心的な役割を果たすように民間主導の自律協議体である「知的財産革新企業協議会」を5年間運営している。

このような体系を基に2018年には知財権と連携した研究開発戦略支援、グローバル技術革新IP戦略開発など企業のR&D現場にオーダーメイド型・密着型IP-R&D支援を積極的に推進した。

2. IP-R&Dオーダーメイド型支援の拡大

イ. 知的財産権連携研究開発戦略支援

産業財産政策局 産業財産創出戦略チーム 工業事務官 パク・キソク

1) 推進背景

米国・日本など主要先進国は国家経済の付加価値を高める成長エンジンとして創意

的な知識活動を奨励している。また、その結果物の保護・活用を促進するために政府レベルの知的財産政策を推進・運用中であり、知的財産権を貿易制裁の主な手段として活用している。その例として、最近米国と中国間貿易戦争の裏には特許権侵害と不正技術移転など、知的財産権紛争が少なくない比率を占めている。

<図Ⅲ-1-13>主要国における第四次産業革命関連知的財産戦略の推進動向

<p>米国 先端分野R&D支援及び国際的なIPの保護強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 製造部門の革新に向けた先端製造パートナーシッププログラムの運営及び先端IT技術研究に集中支援 ○ 国内外における自国IP侵害防止に向けたIP保護・執行体系の強化 	<p>日本 ビックデータなど第四次産業革命に備えたIP政策の樹立</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 第四次産業革命に備えるためにデータ基盤の経済構造革新を推進する「未来投資戦略2018」発表 ○ ビックデータ、AIの活用を促進するIPシステムの構築及びIP活用促進など第四次産業革命に対応したIP政策の推進
<p>ドイツ 政府レベルの協力ネットワークに基づく革新プラットフォームの構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ プラットフォームインダストリー4.0の構築で製造部門と先端IT技術の融合及び国際標準化をリード ○ 中小企業向けIP・標準化支援プログラムの運営及びIP保護強化 	<p>中国 国家主導の下で強力な第四次産業革命に対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「製造2025」と「インターネットプラス」を革新戦略として提示し、製造業の革新と産業構造の転換を図る - 核心技術別発展計画の樹立・施行、IP創出と標準化の連携及びIP保護の強化

今日のように熾烈な知財権競争時代には強い知財権を武器とする企業だけが生き残ることができる。しかし、これまで韓国のR&Dは持続的な量的投資成長にもかかわらず質的生産性は低かった。

そこで、特許庁はR&Dの体質を改善して効率性を高めることで、韓国中小企業が未来有望技術分野の知財権を先取りできるように「知財権連携研究開発戦略支援」事業を推進した。

2) 推進内容及び成果

「知財権連携研究開発戦略支援」事業は知財権中心の技術獲得戦略という高度な方法論を適用し、特許分析を基に既存競合社の特許を回避して有望な新技術を開発する

ためのR&D方向と、それと連携した強い知財権ポートフォリオ確保戦略を韓国中小企業に提供する事業である。これは製品を「部品の結合体」と見ていた過去の見方に「特許複合体」という観点を追加的に取り入れ、研究開発の主な目的を「お金になる強い特許」の獲得及び先占とすることである。

<図Ⅲ-1-14>製品と技術に対するパラダイムシフト



知財権獲得戦略の樹立プロセスは以下のとおりである。

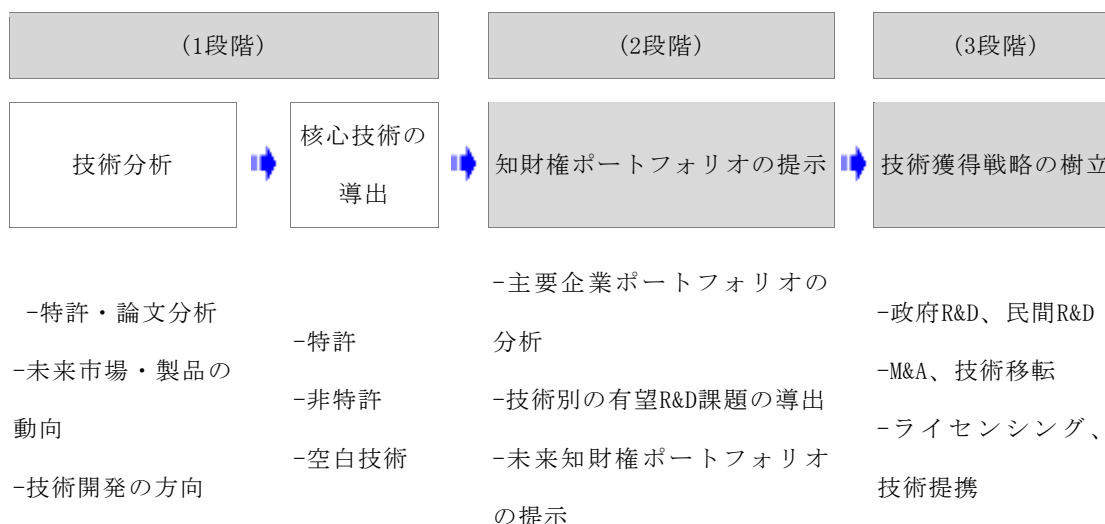
(1段階) 未来市場のニーズ、消費トレンド、技術開発及び特許動向などを調査・分析し、未来市場をリードすると思われる製品や核心・源泉技術を予測し、

(2段階) 国内企業が特許攻勢に揺れることなく特許そのもので収益を上げる上で有利な最適の「知財権ポートフォリオ」と強い特許確保型R&D課題を提示する。

(3段階) 最後に「知的財産権ポートフォリオ」を構成する個別特許獲得戦略(政府R&D、独自R&D戦略、第3企業との技術提携、クロス・ライセンスなど)を産業界など

に提供する。

<図Ⅲ-1-15> 知財権中心の技術獲得戦略樹立プロセス



知財権連携研究開発戦略支援事業の支援プロセスは環境分析、特許分析、IP-R&D戦略樹立の全3段階で構成されている。

第一、環境分析の段階では企業ニーズ及び現状把握などの自社分析を通じて戦略目標を設定し、市場及び主要競合社の分析とともに特許紛争の現状、国家政策動向など技術課題に対する総合的な環境を分析する。

第二、特許分析段階では企業保有技術に対する関連特許及び論文の定量・定性分析を実施し、それに基づいて主要核心特許を導き出す。

第三、導き出された核心特許に対応するための非侵害論理の開発及び回避設計の実施、新規IPの創出及び有望R&D課題を提示する。また、企業の事業化方向の設定、特許DBなどの特許インフラの構築を支援する。

<図Ⅲ-1-16> 知財権連携研究開発戦略支援における個別課題別の進行プロセス



2018年には計210件の中小企業課題にオーダーメイド型知財権戦略コンサルティングを提供し、韓国中小企業の第四次産業革命対応能力を高めるために8大スマート基盤技術及び9大国家戦略プロジェクトなど第四次産業革命核心分野を重点的に支援した。

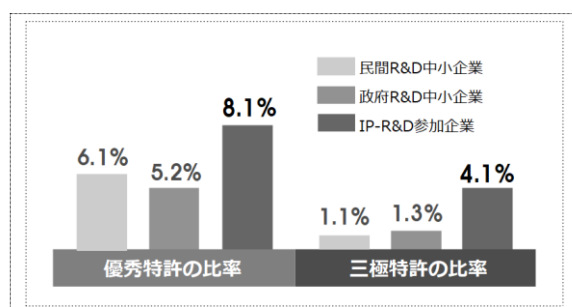
また、省庁R&Dに対するIP-R&D拡散に向けて産業部、中小企業部など主要R&D省庁との多様な共同事業を初めて推進した。

①創業企業などにR&D資金とIP-R&Dをパッケージ支援する事業、②IP-R&Dで企業共同開発が必要なR&D課題を企画する事業、③IP-R&Dでまず細部計画を樹立した後にR&D資金を支援する方法で段階別役割を分担する事業、④中大型R&D課題にIP-R&Dを必須支援し、「IP主治医」が特許戦略を後続管理する事業など省庁共同事業を通じて有望な中小企業を共同発掘・支援することで中小企業の知財権競争力を強化し、R&D効率性を最大に引き上げた。

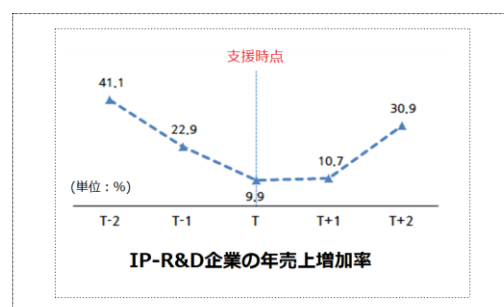
一方、IP-R&D拡散に向けて多数の企業を対象に知財権戦略を支援するパイロット事業も推進した。既存の個別IP-R&D支援が受けられなかった大多数の劣悪な中小企業も最小限の特許戦略をもって研究開発ができるよう、産業分野別中小企業群を対象にした「企業群共通核心技術IP-R&D」を産業団地の15ミニクラスターに試験的に支援した。

<表Ⅲ-1-11> IP-R&D戦略支援事業の成果

< IP-R&D特許の質的水準(2013~2017) >



< IP-R&Dの経済成果(2012~2016) >



3) 評価及び発展方向

2018年に計210社の中小企業に対する知財権連携研究開発戦略支援を通じて計526件の特許を創出し、高い特許生産効果を上げた。

IP-R&D戦略支援を受けた研究開発課題は支援を受けていない課題に比べて優秀特許比率は1.3倍、三極特許比率(米国、ヨーロッパ、日本の特許庁に同時出願された特許数)は3.7倍高いなど、事業支援による成果が非常に大きいことが分かった。

代表的な成果事例の一つである(株)ポイントエンジニアリングはアルミニウム両極酸化膜技術を基に新市場への進出を模索している中で2013年から「IP-R&D戦略支援事業」に参加した。IP-R&Dを通じて不良率を画期的に下げられる新技術を開発し、それが適用できる新市場分野を発掘して紫外線LED金属基板分野に進出した後、実際製品生産にまでつながり、年間数十億ウォンの新規売上を記録するとともに60人以上の新規雇用を創出した。また、それに満足せず再びIP-R&D事業に参加して小型・低電力ガスセンサーの開発に成功し、スマートフォン装着ガスセンサー市場にまで進出して約100

億ウォンの売上を期待するなど驚くほどの成果をあげた。

また、もう一つの成功事例を挙げると(株)Biotoxtechがある。(株)Biotoxtechは医薬品などの安全性・有効性評価の依頼を受けて代行する非臨床専門企業であり、政府R&Dを行う中で新薬候補物質の新規用途発掘に困っている状況であった。このような状況の中で、IP-R&D支援を通じて全世界特許空白領域を分析し、新しい肝疾患治療剤用途を発掘したことで最低数十億ウォンの実験費用及び時間を節約し、源泉特許まで出願するなど卓越した成果を上げた。これを通じて数十兆ウォン台のグローバル市場を先取りすることも期待できる。

これまでの成果を基に2019年度には知財権連携研究開発戦略支援事業に計210課題、147億ウォンを投じて、第四次産業革命の核心分野技術を持つ中小企業に対する支援を拡大し、新成長エンジンを発掘する予定である。

同時に、産業部、中企部など主要R&D省庁との連携・協業を強化し、IP-R&D戦略をさらに広げ、R&D支援効果を最大に引き上げる一方、企業群共通核心技術IP-R&Dを本格的に推進して産業団地ミニクラスターと創造経済革新センター特化企業群など多様な分野別企業群に知財権戦略と有望R&D課題発掘を支援する計画である。

グローバル特許競争時代において韓国経済の根幹である中小企業が生き残るためには、政府レベルの支援が切実であり、特許庁は今後もIP-R&D戦略支援を通じて多くの中小企業が優秀な研究開発成果をあげられるよう取り組んでいく計画である。

ロ. グローバル技術革新IP戦略開発事業

1) 推進背景及び概要

自由貿易協定(FTA)の締結によって経済領土が拡大したことで、技術と製品の競争力確保を通じたグローバル市場の先占が重要になっている。そこで、先進企業は核心知識の蓄積・開発・活用に集中する知的財産戦略を推進し、このようなグローバル競

争体制に効果的に対応している。また、保有する知的財産を武器として市場を先取りし、競合社を攻撃して収益を創出するなど市場における独占的な地位を確保するために努力している。

一方、最近感性を重視する消費の拡散によって製品の機能・品質など伝統的な価値よりブランド・デザインなどソフト要素に対する好奇心で商品を選ぶ傾向が現れ始めている。このような状況とともに輸出企業の海外IP紛争も特許とともにブランド・デザイン紛争まで広範囲にわたって発生しているが、対応能力の足りない中小・中堅企業にグローバル市場で競争力を持たせるためには顧客視点からの差別化されたIP総合支援が求められている。また、第四次産業革命によって高付加価値創出に向けた製品－サービスの融合が現れ始めているため、サービス分野への知財権戦略の拡大が求められている。

そこで、特許庁は2016年から特許(技術)戦略だけでなく、一つの製品を中心の製品の性能と外観、製品名が互いに調和を成してグローバルヒット商品になれるよう、特許・デザイン・ブランドの融合戦略を支援する事業を初めて展開した。2018年には技術・製品だけでなく、サービスなど顧客が体験する全ての有形・無形要素まで考慮する製品－サービス融合IP-R&Dを新たに推進するなど、新製品創出型18課題、製品高度化型20課題、製品－サービス融合型5課題など計43課題を支援した。

<表Ⅲ-1-12> 2018年グローバル技術革新IP戦略開発課題の類型別支援内容

課題 類型	細部類型	支援期 間	支援内容
製品－ サービ ス融合 型	製品－サービス 戦略(SPI)	28週 (7月)	製品関連技術(特許など)・市場・競合社分析を通じた製品特許・デザイン及びサービス方法特許、UX/UIデザイン開発戦略支援
	サービス戦略 (SI)	20週 (5月)	市場・ユーザー・競合社IP分析などを通じてサービス関連UX/UIデザイン開発及びIP戦略支援
新製品	特許＋デザイ	28週	グローバル市場で差別化された製品・サービス技術

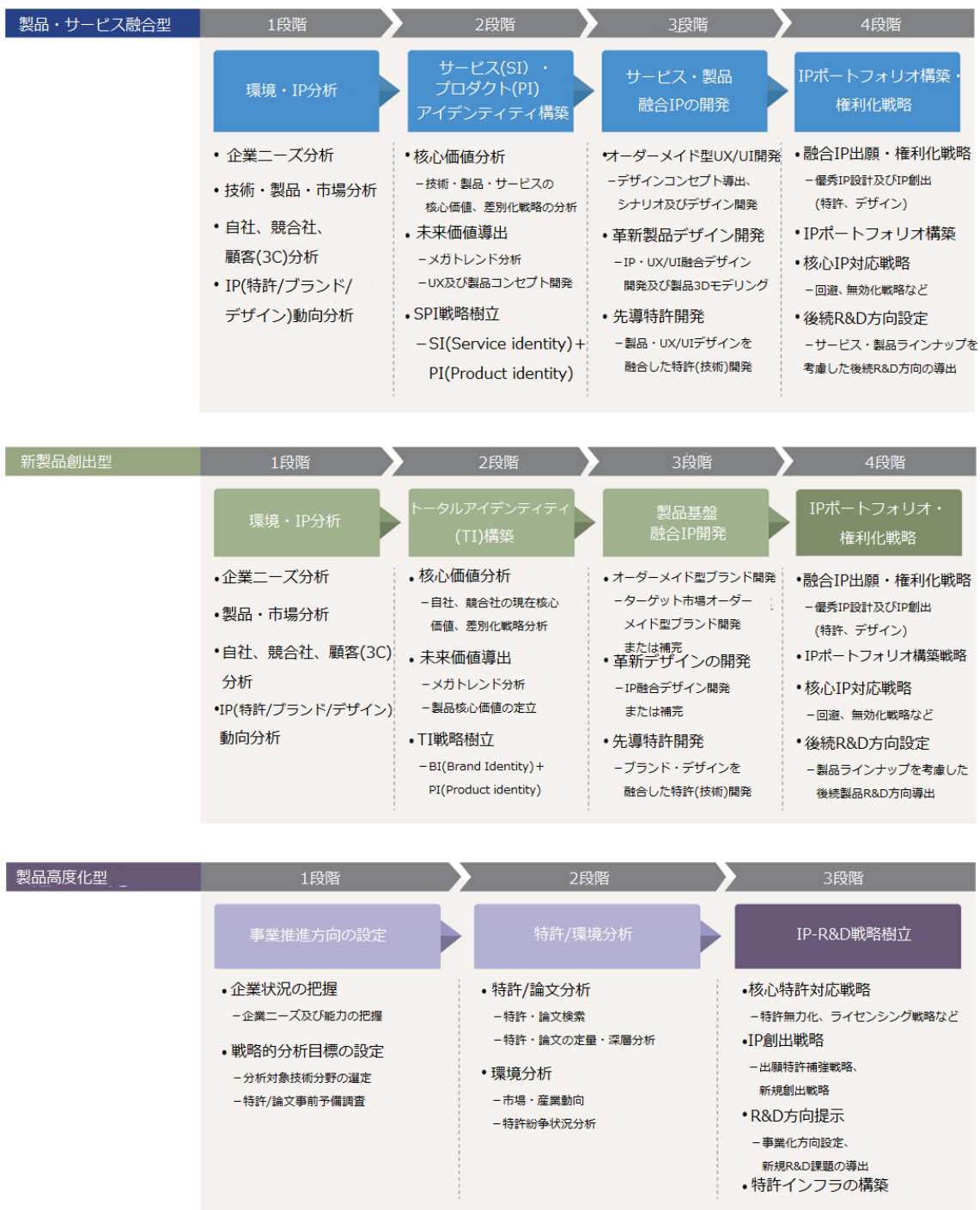
創出型	ン+ブランド (TI)開発	(7月)	を持つヒット商品・サービスを開発するための特許・デザイン・ブランドのトータルIP-R&D戦略支援
	特許+デザイン (PI)開発	20週 (5月)	製品の品質と機能が高められるデザインの開発及び特許融合戦略を樹立する特許・デザイン創出戦略支援
	特許+ブランド (BI)開発	20週 (5月)	製品の品質とブランドの認知度が高められるブランド開発及び特許戦略を樹立する特許・ブランド創出戦略支援
製品高度化型	特許(技術)開発	20週 (5月)	グローバル市場進出に向けた開発製品・サービス・技術関連のR&D方向、核心特許に対する先制対応、強いIPの先取り及びポートフォリオ構築など総合的なIP-R&D戦略支援

2) 推進内容及び成果

2018年には企業のニーズに応じて既存の新製品創出型と製品高度化型を持続的に推進し、特許・デザイン・ブランドの各パート間協業に向けたプロセス・方法論の具体化及び高度化を推進した。また、第四次産業革命核心分野の中小・中堅企業を重点的に支援し、第四次産業革命に備えてICTサービス融合を通じた高付加価値化のために製品-サービス融合型IP戦略支援を新規推進した。一方、ターゲットになる海外市場(中国など)の現地制度及び環境を考慮したオーダーメイド型IP戦略支援を推進したが、まず2018年には中国特許専門人材を活用して中国進出オーダーメイド型IP戦略2つを支援し、多数の中国特許出願を創出するなど優れた成果を挙げた。

2018年事業の主な成果として、計43課題(企業)支援を通じて116件の国内出願と53件の海外出願など計169件の知財権出願に成功した。

<図Ⅲ-1-17> 支援類型別の戦略樹立プロセス



<表Ⅲ-1-13> 2018年グローバル技術革新IP戦略開発事業の実績

＜新製品創出型戦略の提案＞

区分	IP獲得 戦略	核心IP対応 戦略	デザイン開発 戦略	ブランド開発 戦略	R&D方向戦 略提示	IPインフラ 構築戦略	合計
18社 (平均)	134(7.4)	64(3.6)	76(5.1)	56(5.6)	72(4.0)	22(1.2)	424 (26.9)

＜製品－サービス融合型戦略の提案＞

区分	IP獲得 戦略	核心IP 対応戦略	製品デザイ ン開発戦略	UX/UIデザイ ン 開発戦略	R&D方向 戦略提示	IPインフラ 構築戦略	合計
5社 (平均)	42(8.4)	10(2.0)	8(4.0)	24(4.8)	24(4.8)	2(0.4)	110 (24.4)

＜製品高度化型戦略の提案＞

区分	IP獲得戦略	核心IP対応戦 略	R&D方向提示戦 略	IPインフラ構築戦 略	合計
20社(平 均)	159(8.0)	103(5.2)	65(3.3)	39(2.0)	366(18.3)

3) 評価及び発展方法

第四次産業革命によって既存産業とICTが融合する新成長サービスが登場し、サービスの差別化が付加価値創出の核心要素として浮上したことで、サービス事業の保護とサービスアイデアを知財権として確保するための製品－サービス融合IP戦略支援を持続的に推進する必要がある。また、中国進出特化課題に引き続き、製薬・バイオ企業の新南方進出に向けたオーダーメイド型戦略支援を通じて国内企業の小規模途上国市場先取りを支援する予定である。

今後も韓国特許庁は韓国中小・中堅企業が海外知財権という武器を持って世界市場で通じるヒット商品及びサービスを創出し、グローバル強小企業として成長できるように様々なオーダーメイド型支援を続けていく計画である。

3. IP-R&Dの裾野を広げるための民間拡散の強化

産業財産政策局 産業財産創出戦略チーム 行政事務官 チョン・ユジン

イ. 推進内容及び成果

特許庁は中小・中堅企業の技術問題を解決するために企業のIP-R&D能力を強化し、インフラ構築のための様々なオーダーメイド型参加チャンネルを構築している。

IP-R&D事業に参加した企業及び産・学・研の関連団体が集まって相互コミュニケーション及び協力する民間中心の自律的な協議体である「知的財産革新企業協議会」を運営しながらIP-R&D大衆化に向けた研究と人材養成及び雇用創出のために取り組んでいる。2018年度行事ではIP-R&D支援企業の中から優れた成果を記録した9つの機関に授賞し、優秀事例を共有する有益な時間を設け、IP-R&Dの裾野を広げるためのインフラ作りにも力を入れた。

これまで特許庁は2008年～2018年まで2,302件の課題を通じて企業と大学・公共研などに「IP-R&D戦略樹立支援」コンサルティングを提供し、そこから導き出した方法論を基に研究会及び優秀事例共有会の開催、IP-R&D活用書を発刊した。

そして、民間の自律的なIP-R&D生態系作りのためにIP-R&D自律仲介システムを運営し、IP-R&Dサービスを受けようとする参加機関と協力機関間を自律的につなげ、関連情報を提供している。

2018年には政府の政策基調に合わせてIP-R&D教育を拡大し、関係機関との協業を通じた雇用創出のために特に力を入れた。また、IP-R&D戦略支援事業の参加企業や協力機関を対象にオフライン516人、オンライン1,933人など計2,449人に需要者オーダーメイド型教育を実施した。

一方、キャリアが途切れた女性を対象とする実務中心のIP-R&D教育を女性家族部傘下4つの女性再就職センターと共同で運営し、教育修了生81人のうち46人が就職に成功する成果をあげた。

また、女性科学者の雇用創出を支援するWOMAN@PLANETイベントの開催にも成功した。この日のイベントでは知的財産分野の多様な領域で働いている現職女性知的財産専門家たちが就職の方向を提示した。イベント後39人の女性求職者相談が行われ、2人が就職に成功した。

2018年に大学(院)生及び一般人を対象に新しく推進したIP-R&Dサマーキャンプを通じて現場事例中心のIP-R&D講義が行われ、その結果23人の修了生のうち5人の関連分野への就職をサポートした。

また、全国5つの知的財産先導大学と連携した大学(院)生向けのIP-R&D教育講座を開設・運営することで知的財産産業界の就職や創業に向けた活動を支援し、特許マップなど知的財産関連教育を行うために国際知的財産研修院にも講師を派遣した。

IP-R&D品質向上のために専門委員が参考できるマニュアルを新たに作成し、現場実務に容易な実習中心のIP-R&D教材もまた執筆した。増えつつある中国進出に対応するため、2017年に発刊した「中国進出企業のIP-R&D戦略マニュアル」を補完して再構成した。

ロ. 評価及び発展方策

IP-R&D方法論を拡散させるための教育が既存事業の対象範囲が参加企業や協力機関だけでなく、キャリアが途切れた女性や大学(院)生などにまで広くなり、教育後は就職のような目に見える成果をあげるなど発展しつつある。

政府の雇用創出基調に合わせて今後もIP-R&D戦略拡散に向けた実務中心の雇用創出教育を持続的に運営し、第四次産業革命時代に適用可能な創業課程連携教育を新しく

運営する予定である。

同時に2019年には企業オーダーメイド型コンサルティングであるIP-R&Dの効果をさらに高めるために産業・技術分野別特性を反映したIP-R&D方法論の高度化を推進する予定である。また、IP-R&D拡散需要に比べて支援規模が限られているため、企業・公共部門において自発的にIP-R&Dが広がるように産学研オーダーメイド型教育課程を運営し、民間拡散に向けたIP-R&D協議体もまた活性化していく計画である。

第3節 標準特許の創出支援

1. 概観

産業財産政策局 産業財産創出戦略チーム 工業事務官 パク・ジェヨン

技術融合・複合基盤の第四次産業革命時代には複数装置間の信号及び情報の交換が重要であるために国際標準の影響力が拡大し、それによって新しい市場を先取りするために標準特許の重要性が増している。特許庁は韓国産・学・研における標準特許に対する認識を高めるとともに標準特許の創出能力を強化するため、2009年から標準特許創出支援事業を推進している。

2018年には標準特許確保が有望なR&D課題発掘を拡大するため、新規予算を獲得して支援分野を2つに拡大した。次世代IoT、自動運転車分野に対する標準・特許情報を分析して有望技術(16個)を導出し、公開発表会の開催及び刊行物掲載などを通じて活用・拡散できるように取り組んだ。研究遂行段階における標準特許創出可能性を高めるため、計31課題に72件の戦略を提供することで61件の有望特許が反映された46件の標準案(寄稿文)が国際標準化機構に提案されるようにした。

また、国際標準化対応の主管省庁である科学技術情報通信部(国立電波研究院)との協力の下で、ブロックチェーン分野及び光通信分野の国際標準化が韓国産業界の利益になる方向で行われるよう関連特許を深層分析し、外国特許技術が反映された海外寄稿文に対応するための戦略と国内特許技術の国際標準化に向けた特許戦略を提供した。

中小・中堅企業の標準特許確保能力を強化するため、優秀技術を保有する企業が短期間で標準特許創出能力を確保できるように強小企業候補企業別オーダーメイド型R&D-特許-標準総合戦略を支援し、29件の特許出願を通じて本格的な標準化段階への進入のための基盤を構築した。

最新標準特許の情報を提供するため、標準化機構の標準特許DB5,000件を新規構築

して2018年累計47,000件の標準特許情報サービスを提供し、標準特許専門誌であるSEP Insideを4回発刊することで標準特許情報の拡散に取り組んだ。また、標準特許専門弁理士養成教育、標準特許認識拡散教育及び出前オーダーメイド型標準特許教育サービスなどを通じて標準特許の創出基盤を強化した。

2019年には標準化に関心のある中小企業の需要を積極的に発掘し、中小企業優遇加算制度の構築を通じて中小企業支援を強化し、標準化速度が速い事実標準化機構に対する対応能力を強化するための市場標準獲得目標の課題支援を拡大する予定である。

2. 政府R&Dにおける標準特許確保可能性の向上

産業財産政策局 産業財産創出戦略チーム 工業事務官 パク・ジェヨン

イ. 推進背景及び概要

標準は特定技術を使う時に誰でも常に同じ方法で実施できる技術規格を意味し、これまで産業発展及びユーザーの利便性向上に貢献してきた。このような標準は技術の互換性を重視するIT技術の発展と国家間の貿易が活発になるにつれ、その重要性も増している。⁹

このような環境の中でグローバル企業は市場での主導権を握るために標準と特許を戦略的に活用している。すなわち、市場性の高い標準と独占排他的な権利である特許を戦略的に結合した標準特許という新しい高付加価値特許を作り、ロイヤルティ収益を通じて世界経済の激しい競争で優位に立ち続けている。

韓国の状況を見るとGDP対比研究開発投資比重は4.55% (2017)で世界1位水準である。しかし、技術競争力の基準である技術貿易収支比率は0.72で、慢性的な技術貿易収支赤字の状況からは脱していない。技術導入額と技術輸出額は其々164.8億ドルと118.0

⁹ 1995年に締結されたWTO/TBT(貿易技術障壁)協定でWTO加盟国は国際標準を国内標準や技術基準の基礎として使わなければならない義務を付与(TBT Article 2.4参考)

億ドルで46.8億ドルの技術貿易収支の赤字が発生しており、輸出が増加すればするほど核心源泉・標準特許の不足によるロイヤリティー支払いで赤字が更に増える技術貿易不均衡が続いている。

国際標準化機構に登録された韓国の標準特許は2018年12月調査の結果、全体の9.9%で、標準特許政策支援以後約2倍の成長を記録しているが、保有率の側面ではまだ不十分である。また、標準特許は長い標準化期間とR&D、特許、標準能力の戦略的な結合によって創出されるものであるだけに、一部の大企業などを除いた大半の中小・中堅企業が確保することは難しい状況である。

＜表Ⅲ－1－14＞国際標準化機構 (ISO、IEC、ITU) に登録された標準特許の状況 (2018.12)

順位	国家	個数	比率	順位	国家	個数	比率
1	米国	4,338	24.0%	6	ドイツ	976	5.4%
2	フィンランド	3,560	19.7%	7	オランダ	792	4.4%
3	日本	2,637	14.6%	8	カナダ	522	2.9%
4	フランス	1,881	10.4%	9	スウェーデン	395	2.2%
5	大韓民国	1,788	9.9%	10	中国	272	1.5%

* 出所：韓国知的財産戦略院標準特許センター

特許庁は2009年「標準特許の戦略的な創出支援総合対策」を打ち出し、それによる専担組織を編成し、国家レベルの標準特許創出支援政策を推進している。2013年には標準特許世界4強入りに向けた中長期(2013～2017)政策として「標準特許の戦略的確報方策」を講じ、国家知的財産委員会を通じて11省庁合同で確定した。

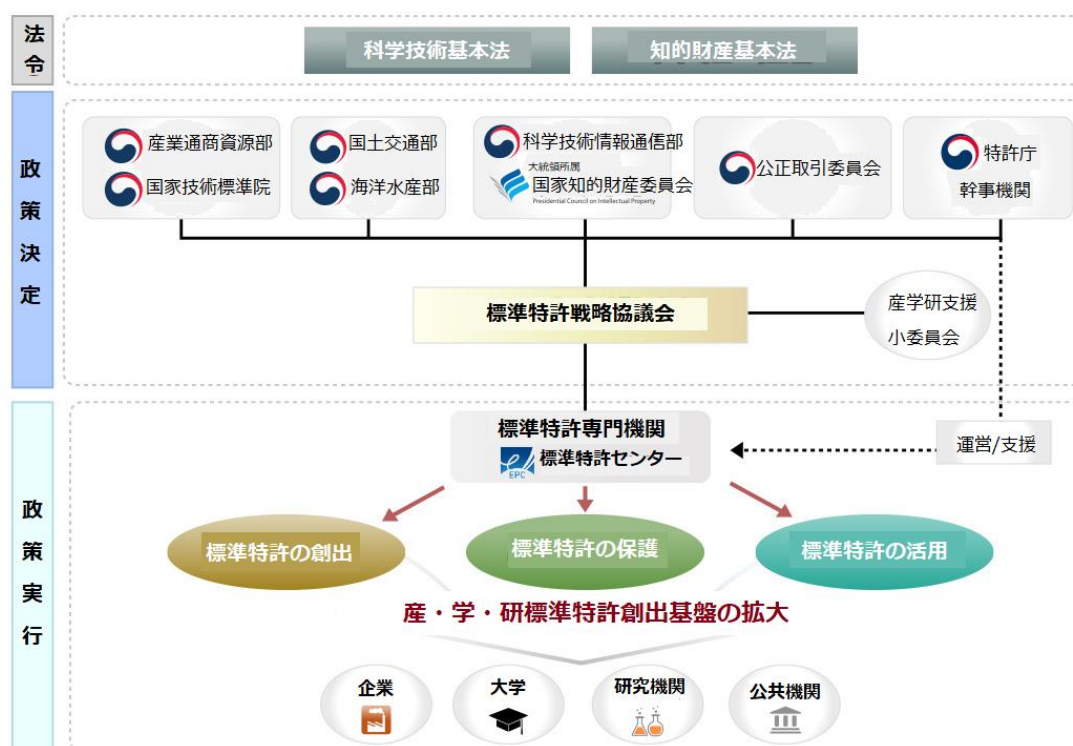
ロ. 推進内容及び成果

標準特許創出支援事業は技術互換性で市場支配力の高い標準と独占排他権である特許の連携を通じて創出される高付加価値標準特許を確保するため、「R&D－特許－標準」の相互間有機的な連携を通じて、R&D課題企画の時から国際標準案の開発、標準

化活動に至る全段階にわたって標準特許の創出を支援する事業である。

従来標準を獲得するためのR&Dの場合、R&Dに対する成果である特許と標準が相互連動されず、R&Dを通じて作られた標準案が最終国際標準として採択されても実質的な標準特許は獲得できないケースが度々発生した。したがって、本標準特許創出支援事業は標準と特許の戦略的な連携を通じて優秀なR&D成果が標準特許につながるよう支援している。

<図Ⅲ-1-18> 標準特許創出支援事業の政府レベルでの推進体系



まず、韓国の標準特許能力強化と政府R&D資源の効率的な投資という観点から、R&D課題の発掘段階から標準特許確保の可能性を考慮したR&D課題を発掘するための努力が必要である。そこで特許庁は2015年から国家戦略技術1つ分野に対する標準・特許評価を通じて標準特許戦略マップを試験的に構築し、2018年には新規予算を投入して2つ分野(次世代IoT、自動運転車)に拡大・推進した。これを通じて標準特許有望技術16個(次世代IoT分野6個、自動運転車10個)を導出し、導出された有望技術のうち韓国

の標準特許確保が急がれる19個のR&D課題(次世代IoT分野6個、自動運転車13個)を最終導出し、2019年ICT R&D事業(科学技術情報通信部)と交通分野未来技術需要調査(国土交通部)の標準特許有望課題需要として提供した。

研究遂行段階ではR&Dと国際標準化を並行推進しているR&D課題遂行機関と連携してR&D環境と国際標準環境を綿密に分析する一方、特許とR&D、標準の連携戦略を支援するが、R&Dと標準環境による細部戦略をより多様化して事業成果の向上を図った。2018年には運転者運転経験模写基盤の一般道路環境自動運転4段階(SAE)を支援する運転判断エンジンの開発など12の政府R&D課題を支援して計31件の戦略を導出し、38件の国内外特許が出願された。そのうち22件の特許が反映された17件の標準案(寄稿文)がISO/IEC JTC1¹⁰など国際標準化機構に提出された。

＜表Ⅲ－1－15＞2018年R&D標準特許創出支援事業の推進成果

連携課題	参加機関	標準化機構	①戦略	②特許		③標準
			戦略提示	国内特許出願	海外特許出願	標準案(寄稿文)提案
SDN基盤の有無線アクセス統合光ネットワーク技術開発など12課題	国民大など7つ	ISO/IEC JTC1など7つ	31件	33件	5件	17件

そして、R&Dが一定部分終了して国際標準案の開発及び国際標準反映に向けた標準化活動を目的とする国家標準化機関の標準開発課題と連携して既存の技術中心から特許中心の戦略的な標準案を開発することで、標準特許が創出できるよう支援した。2018年にはビックデータ相互運用性支援標準開発など計19の課題を支援し、標準、特許分析などを通じて41件の戦略を導出し、48件の国内外特許が出願された。そのうち39件の特許が反映された29件の標準案(寄稿文)が3GPP¹¹など国際標準化機関に提出された。

¹⁰ JTC1(JOINT TECHNICAL COMMITTEE 1) : ISO TC97(情報処理システム分野)とIEC TC83(情報機器・マイクロプロセッサシステム分野)が統合・運営される共同技術委員会

¹¹ 3GPP(3rd Generation Partnership Project) : モバイル通信関連国際標準を制定するための標準化技術協力機構

＜表Ⅲ－1－16＞2018年国際標準案特許戦略化事業の推進成果

連携課題	参加機関	標準化機構	①戦略 戦略 提示	②特許		③標準 標準案(寄稿文)提 案
				国内特許 出願	国外特許 出願	
ビックデータ相互運用 性支援標準開発など計 19の課題	ITLなど 9つ	3GPPな ど6つ	41件	40件	8件	29件

また、標準特許創出支援事業による特許成果の活用性を高めるため、支援終了後の続く標準化の進行状況及び特許対応イシューによって標準特許の地位が維持できるよう特許管理戦略を支援した。これを通じて計510件の事業特許成果及び165件の追加出願特許に対して標準整合性を確保するための権利範囲補正戦略29件を提供した。

＜表Ⅲ－1－17＞2018年標準特許後続管理事業の推進成果

後続管理の対象		標準特許化戦略支援(529件)			
特許成果	追加出願件	権利範囲の補正	海外出願戦略	仮出願権利設計	分割
510件	165件	29件	－	－	－

ハ．評価及び発展方向

2009～2010年に推進された事業は標準特許の重要性に対する国民の認識を高め、標準特許の戦略的な創出基盤を確保するための国家戦略レベルでのアプローチであった。以後、2011～2013年の標準特許創出支援事業はR&D現場及び標準開発現場に直接入り込み、実際R&Dと標準化活動を展開する研究員に標準特許創出方法論を伝播し、実際標準特許が作られる過程を経験をさせることでその基盤を拡大することに重点をおいて推進された。

2014年からは政府の全研究開発過程にわたる支援標準特許の創出成果を最大に引き上げる体系の構築を進め、2015年には標準特許有望課題を発掘するための標準特許戦略マップを試験的に推進した。2016年から国際標準化及び標準特許支援を通じて蓄積したノウハウを結集し、政府R&D標準特許の弱者である中小・中堅企業の標準特許競

争力を強化するため、関係省庁と共同で「標準特許強小企業育成方法」を設け、標準特許確保能力を短期間で内在化できるように支援するステップアップ(Step-Up)プログラムを運営することで、優れた技術を備えた韓国の中小・中堅企業を標準特許強小企業として育成できるように支援した。

このような支援を通じて2012～2017年間「標準特許創出支援事業」に参加した7つの機関が主要国際標準化機構に宣言した118件の標準特許を確保した。最近5年間「標準特許創出支援事業」を通じて創出された特許の質的成果は未支援政府課題に比べてSMART優秀特許比率は25.6%で非常に高く(未支援課題5.4%)、三極特許の比率は約22倍(22.2%対比1.0%)高かった。また、技術移転契約当たり技術料収入も12倍(298.1百万ウォン対比23.7百万ウォン)高く、事業を通じて創出された特許の質的水準と産業界における活用価値が非常に高いことが分かった。

今後中小企業ニーズの発掘及びインセンティブ加点の付与などを通じて優秀中小企業の事業参加を拡大し、標準化速度の速い市場標準獲得目標の課題支援を強化して政府R&Dの標準特許成果を高め、韓国産・学・研が新技術分野の核心標準特許を先取りできる競争力を備え、韓国が標準特許世界4強入りできるよう基盤をさらに強化していく予定である。

3. 国際標準化活動に対する標準特許戦略支援

産業財産政策局 産業財産創出戦略チーム 工業事務官 パク・ジェヨン

イ. 推進背景及び概要

これまでは国際標準化活動の際に知財権に対する検討が不十分な状態で標準が採択されたため、相当規模の特許料が発生している状況である。特に、韓国の主要輸出品目である電気電子及び情報通信技術分野の製品が技術貿易収支赤字の約76.5%を占め、主要標準技術分野別に形成された特許プールによる特許料の負担も増加している。

そこで標準制定の段階別に特許を検討することで国益を考慮した国際標準が制定されるようオーダーメイド型特許戦略を支援する「標準制定特許対応支援」を行っている。

ロ. 推進内容及び成果

2018年には光伝送網分野(科学技術情報通信部、ITU-TSG15)とブロックチェーン分野(科学技術情報通信部、ITU-T SG17)の国内対応研究班を支援したが、計37件の主要特許分析を遂行して国際標準化に積極的に対応し、各分野別関連技術を保有する国内企業の新規標準化への参加を誘導した。

<表Ⅲ-1-18>2018年標準制定特許対応支援の推進成果

技術分野	主要特許分析提供	応用特許提供	戦略樹立	戦略類型
光伝送網分野 (科学技術情報通信部、 ITU-T SG15)	16件	242件	2件	海外寄稿文関連特許対応 国内企業の標準化参加を誘導
ブロックチェーン保安 分野 (科学技術情報通信部、 ITU-T SG17)	21件	213件	2件	海外寄稿文関連特許対応 国内企業の標準化参加を誘導
戦略活用成果	<ul style="list-style-type: none"> ・(国際標準化対応)国際標準化時の分析結果を参照して韓国企業のロイヤリティー負担が予想される海外寄稿に戦略的に対応する。 ・(国内企業の標準化参加を誘導)関連技術を保有する国内企業の新規標準化参加を誘導。 			

ハ. 評価及び発展方向

2018年標準制定特許対応支援を通じて海外で主導する標準に国益が反映できるよう対応し、特に利害当事者が直接参加して能動的に対応できるよう誘導した。

今後特許支援が急がれる他の標準化研究班まで特許戦略支援範囲を拡大し、標準化能力及び国内対応環境を考慮した成果類型別支援の多角化を模索することで需要オーダーメイド型国際標準共同対応体系を構築して支援する予定である。

第2章 国内知的財産権保護基盤の強化

第1節 概観

産業財産保護協力局 産業財産保護政策課 工業事務官 チョ・サンフム

1. 推進背景及び概要

製品とサービス競争力の鍵となった知的財産権は高付加価値を創り出すことができる重要な資源として認識されている。しかし、このような知的財産権は情報通信と科学技術の発達によってより速くより簡単に世界各地に伝わり、簡単に盗用・侵害されるようになった。

韓国も例外ではなく、一例として模倣品のケースを見ると、国内模倣品市場規模は流通価額基準で約5兆2千億ウォン(国外流入2兆3千億ウォン、国内生産2兆9千億ウォン)に達している(2014年、現代経済研究院)。このように模倣品の不法流通が拡散すると正規品市場の被害が深刻になり、国家イメージにもマイナス影響を与える。






実際各国の知的財産権保護水準を示すスイス国際経営開発院(IMD)の国家別知的財産権保護順位を見ると、韓国は2018年調査対象国63カ国のうちドイツ(5位)、米国(9位)、日本(21位)より低い39位を記録した。

特に、中小企業は取引において不利な位置に立っており、知的財産権保護能力が不十分であるため、中小企業の技術流出被害が続いている。(技術流出件当たり被害金額は2015年13.7億ウォン、2016年18.9億ウォン、2017年13.1億ウォン)

天然資源に乏しい代わりに優秀人材が豊富な韓国は生まれながら知的財産に頼って製品とサービス競争力を確保し、国家競争力も確保しなければならない運命である。このような状況の中で、国内知的財産権の保護を強化することは国家レベルの重大な政策 이슈と言わざるを得ない。

＜図Ⅲ－2－1＞国家別知的財産権保護の順位

(IMD(スイス国際経営開発院)、2018)

国家					
保護順位	5位	9位	21位	39位	42位

2. 推進内容及び成果

2018年には中小ベンチャー企業部、公正取引委員会、法務部などとともに「中小企業技術奪取根絶対策」を発表(2018. 2.)し、これと関連する様々な制度改善を推進した。

まず、これまで保護の死角地帯に存在していた特許・営業秘密などの要件を備えていないアイデアとトレードドレスも保護されるよう、取引過程のアイデア奪取行為及び営業外観模倣行為を不正競争行為として規定し、それを特許庁が調査・是正勧告する内容を盛り込んだ不正競争防止法を2018年4月に改正して7月から施行した。

これまで損害賠償の水準が低く、知的財産侵害が根絶できないという指摘を受け、故意的な特許、営業秘密侵害に対する損害額の3倍まで損害賠償額を増額する懲罰的損害賠償制の導入に向けた特許法と不正競争防止法改正案が2018年12月国会を通過したことも大きな成果と言える。

懲罰賠償の他に中小企業の営業秘密保護を強化するための営業秘密構成要件の緩和、侵害類型の拡大、罰金及び懲役の上方修正などを含む不正競争防止法一部改正案も2018年12月国会を通過し、2019年7月施行予定である。

また、特許訴訟で特許侵害者に対する実施行為様態の提示を義務付けることで立証負担を緩和する特許法一部改正案も2018年12月国会を通過した。

時間と費用の面で訴訟より効率的な「産業財産権紛争調停委員会」の活動を強化し、紛争調停申込件数は2014年3件から2018年53件に大幅拡大するなど、徐々に活性化しつつある。

健全な取引秩序を確立するため、韓国知的財産保護院の「知財権虚偽表示通報センター」を通じて2018年3,301件に対して是正を完了し、女性用品・歯科に対する企画調査を実施して61件を摘発・是正措置した。また、関係団体との協力を通じて虚偽表示防止に向けたガイドラインの配布及び広報活動を展開した。

知的財産保護認識を大衆に広めるため、国内知的財産権及び産業保安コンファレンスを開催(2018.6.)し、消費者向け教育、公募展、様々な媒体を通じた広報などを推進した。

特許庁商標特別司法警察は安全・健康関連の模倣品及び大規模製造・流通事犯の取締りに集中した結果、361人を立件し、模倣品54万点余り(正規品価額約364億ウォン)を押収した。模倣品の流通形態の変化に応じてオンライン上での流通監視及び取締りを強化し、オープンマーケットにおける販売中止及び個人ショップ閉鎖件が2015年6,091件から2018年6,406件に着実に増加している。このように国内の知的財産権侵害行為に対する取締り強化及び認識向上活動を通じて対外国家信頼度の向上及び健全な商取引秩序の確立に寄与し、それによって米国貿易代表部知的財産権監視対象国から2009年以来10年連続除外され、模倣品に対する消費者認識度も2012年66.6点から2018年83.1点に改善された。

また、アイデア奪取行為に対する調査・是正勧告を初めて実施(2018.12.)し、大企業の中小企業技術奪取に警鐘を鳴らす成果をあげた。

3. 評価及び発展方向

2018年には中小企業技術奪取防止及び知財権保護強化に向けた法制度の改善、執行力の強化などを重点的に推進した。アイデア奪取とトレードドレス模倣を禁止するこ

とで、既存法制では保護し切れなかった部分の問題を解消した。そして、懲罰的損害賠償制度を導入して知的財産に正当な値を支払う文化作りの礎を構築し、営業秘密保護制度を大幅強化して技術流出根絶の基盤を整えた。また、アイデア奪取行為に対する調査・是正勧告を施行することで、中小企業の技術保護支援だけでなく、保護するための積極的な執行を開始したことに意義がある。

2019年度にはこのような政策をさらに発展させ、中小企業技術奪取と韓国企業技術の海外流出を根絶するための基盤を強化する予定である。特許侵害の被害を受けた中小企業が十分に損害賠償してもらえるように侵害者の利益全額を特許権者の損害として見做す制度の導入を推進する予定である。商標に限られた特別司法警察の業務範囲を特許、営業秘密、デザインに拡大し、技術奪取・流出犯罪を迅速かつ正確に救済する予定である。また、オンライン模倣商品の取締効率を高めるなどより精巧かつ強力な政策企画と執行で知的財産権保護の国家的な基盤を整えていく予定である。

第2節 中小企業のアイデア・技術保護の強化

1. 政府レベルの中小企業技術奪取根絶対策の構築

産業財産保護協力局 産業財産保護政策課 工業事務官 チョ・サンフム

イ. 推進背景及び概要

韓国では大企業による中小企業技術の奪取が根絶されない深刻な問題となっている。技術に対する正当な対価を支払う認識の不足と大企業－中小企業間の従属構造から起因する技術奪取は低迷する技術取引とM&Aにつながり、中小企業技術の価値に対する低い評価と技術開発の動機を阻害する結果につながる。革新的な中小企業が成長できず、革新成長を妨害するだけでなく、結果的には大企業の競争力低下にもつながり、国家経済に悪影響を与える。

これまで韓国政府は中小企業の技術を保護するために様々な対策を講じて施行したが、形だけの法・制度改善に止まり、執行機関の技術専門性不足によってその効果には限界があった。それによって持続する技術奪取問題を根絶するため、政府レベルの協業体系と現場で作動できる予防及び制裁手段を設ける必要性が提起された。

ロ. 推進内容及び成果

2018年2月特許庁、中小企業部、公正取引委員会、法務部など関係省庁は党政協議を経て「中小企業技術奪取根絶対策」を発表した。

今回の対策には中小企業の被害を救済するために懲罰的損害賠償制度を導入・強化し、刑事処罰を強化する一方、訴訟で立証責任を緩和する内容が盛り込まれた。技術専門性を持つ特許庁の調査・是正勧告権限と特別司法警察の捜査範囲を拡大し、技術奪取事件発生の際は検・警など捜査機関及び中小企業部、公正取引委員会、特許庁など関係省庁の協力の下で迅速に事件を解決する方策も講じられた。

資金繰り能力の不足などで技術奪取対応に悩んでいる中小企業を支援するため、特許審判国選代理人制度の導入、特許共済の導入、公益法務団の運営など企業支援強化方策も盛り込まれた。

そして、秘密保持協約書の締結を義務付け、技術資料が要求できる事由を最小化するなど、技術資料要求禁止原則を再定立して技術奪取を事前に防止する装置も設けられた。

政府は大・中小企業間の活発な技術取引環境を作り、技術保護優秀大企業を広報する一方、技術保護教育の強化及び技術奪取問題の深刻性に対する社会的な認識向上を通じて今回の対策が根付く環境を整え、持続的に点検・補完する予定である。

対策発表後も政府は中小企業部長官を委員長とする「中小企業技術奪取根絶TF」を構成し、2018年に会議を2回開催するなど、関係省庁間の協業と情報共有を続けている。

特に、2018年5月に開催された第1次TF会議では技術専門性を持つ特許庁が中小企業部、公正取引委員会、警察庁など他省庁が受け付けた技術事件に対して共同調査などを支援する政府レベルの協業体系を構築した。

ハ．評価及び発展方向

中小企業の不十分な訴訟対応能力、被害立証の難しさ、法制不備による保護の死角地帯などで中小企業が大企業との技術奪取関連紛争で勝利することは極めて難しいことであった。今回の対策を通じて中小企業が訴訟だけでなく、行政府からのサポートを受けて技術奪取に対応できる基盤を構築し、既存法制の死角地帯であった取引過程におけるアイデア奪取行為から保護を受けられるようになった。同時に、懲罰賠償制度の導入と立証責任の緩和で訴訟対応環境も改善された。

但し、中小企業が大企業に従属的な位置にある経済構造上、中小企業が簡単に問題を提起することは難しい状況である。したがって事後的な救済だけでなく、技術奪取が発生しないように事前予防が重要である。損害賠償と処罰を強化し、技術奪取の意志を事前に根絶することはもちろん、大企業と中小企業が相互の知的財産を保護・尊重し合い、ともに成長する知的財産生態系を構築する必要がある。また、知的財産保護に対する企業と国民の認識を拡散する努力を並行することが必要である。

2. 懲罰的損害賠償など特許・営業秘密侵害に対する救済の強化

産業財産保護協力局 産業財産保護政策課 行政事務官 イ・ヒョンウォン

イ. 推進背景及び概要

韓国は特許侵害に対する損害賠償額が先進国に比べて非常に少なく、侵害立証も困難であるため、特許侵害を助長する恐れがあるという指摘が多い。国内の研究結果によれば、韓国の特許侵害訴訟において認められた損害賠償額は約6千万ウォンで、GDPの差を考慮しても米国の65.7億ウォンの1/9水準に過ぎず、損害賠償額の算定が難しくて弁論全体の趣旨などを考慮して裁判所が職権によって算定する事例も全体判決の約60% (2009～2013年判決分析) に達している。このような環境の中では企業が技術開発を通じて合理的な利潤活動を追及することは期待できない。そこで特許庁は損害賠償額を常識水準に引き上げるとともに特許権者の立証負担を軽くするために特許法改正案を講じて2016年から多角的な検討を推進した。

ロ. 推進内容及び成果

懲罰的損害賠償の導入は庁内外からの意見聴取 (2013. 9. ～2016. 9.)、技術流出関連法令改正TF (8回)、中小企業技術保護全省庁TF (6回)、専門家懇談会 (2回) などを通じて草案を作成した。この作業には大検察庁 (幹事)、法務部、産業部、産業技術保護センター、特許庁などが参加し、同時に政策研究委託 (刑事処罰実効性の向上など不正競争防止法の改善策研究、韓国知的財産学会) を実施した。

その結果、法務部、産業部、知財委など全省庁にわたる「中小企業技術保護総合対策」を2016年4月に設け、そのフォローアップとして営業秘密に対する懲罰的損害賠償制度の導入を骨子とする不正競争防止法改正案を設けて国会に提出(2017. 1.)した。

また、侵害者が優越的地位を利用して特許権を侵害した場合、懲罰的損害賠償を可能にする改正案も発議された(2017. 8.)。

政府レベルの「中小企業技術保護総合対策」(2018. 2.)にも盛り込まれた法律案は2018年12月国会を通過して2019年7月施行を前にしている。

不正競争防止法と特許法上の懲罰的損害賠償に関する内容は以下のとおりである。

(特許法) 裁判所は特許権または専用実施権を侵害した行為が故意的なものと認められた場合には、損害として認められた金額の3倍を超えない範囲で賠償額を決めることができる。

賠償額を判断する際には次の事項を考慮しなければならない。

1. 侵害行為をした者の優越的地位の有無
2. 故意または損害発生 of 懸念を認識した程度
3. 侵害行為によって特許権者または専用実施権者が被った被害規模
4. 侵害行為によって侵害する者が得た経済的利益
5. 侵害行為の期間・回数など
6. 侵害行為による罰金
7. 侵害行為をした者の財産状態
8. 侵害行為をした者の被害救済努力の程度

(不競法) 裁判所は営業秘密侵害行為が故意的なものと認められる場合、損害と認められた金額の3倍を超えない範囲で賠償額を認めることができる。

賠償額を判断する際には次の事項を考慮しなければならない。

1. 侵害行為をした者の優越的地位の有無
2. 故意または損害発生の懸念を認識した程度
3. 侵害行為によって営業秘密保有者が被った被害の規模
4. 侵害行為によって侵害した者が得た経済的利益
5. 侵害行為の期間・回数など
6. 侵害行為による罰金
7. 侵害行為をした者の財産状況
8. 侵害行為をした者の被害救済努力の程度

以上のような内容は2015年に推進された特許法一部改正法律が2015年7月に国家産業通商資源委員会の法案審査過程で懲罰的損害賠償は弱者保護のための制度ではないという理由で通過できなかった部分を踏まえて侵害者が優越的地位を濫用する場合に懲罰的損害賠償を可能にするよう修正した部分に違いがある。

ハ. 評価及び発展方向

特許及び営業秘密侵害に対する懲罰的損害賠償の導入によって、今後特許権及び営業秘密侵害に対する正当な賠償体系が確立し、知的財産制度の実効性が高まることで、健全な知的財産生態系作りに大きく貢献できると期待される。

特許庁は懲罰的損害賠償の効果が正しく現れるように損害額算定方法の改善も持続的に推進する予定である。そのために侵害者の利益全額を特許権者の損害と見做す特許法の改正を2019年に推進する予定である。

3. 公正な競争秩序の確立に向けた不正競争防止法改正の推進

産業財産保護協力局 産業財産保護政策課 行政事務官 イ・ヒョンウォン

イ. 推進背景及び概要

零細・小商工人などが一定期間努力を傾けた結果、一般消費者に知られるようになった売り場の室内・室外装飾など営業の総合的な外観を無断で使用して零細・小商工人の営業に甚大な損害を与える不公正行為が多様な形態で発生している。しかし、現行の不正競争防止法では営業表示の対象に室内インテリアなどを明示的に表示しておらず、保護可否が不明な部分があり、それに対する改善必要性は持続的に提起されてきた。

また、中小・ベンチャー企業または開発者などの経済的価値を持つアイデアを取引相談、入札、公募展などを通じて取得し、それを何の補償もなく事業化して莫大な経済的利益を得る会社が存在する一方、開発者はむしろ廃業に追い込まれるなど企業の営業活動に深刻な被害をもたらしている。しかし、アイデア使用に対する明示的契約を締結しなかったり、特許など登録による保護のための具体的な要件を備えられなかった場合は相当な被害を被ることになっても救済できる明確な規定がなく、損害賠償はもちろん使用禁止を要請することも難しい状況であった。そこで、不正競争防止法の改正を通じて中小・ベンチャー企業及び開発者の斬新なアイデアを積極的に保護し、それを違反した行為に対して特許庁長が調査・是正勧告をすることで健全な取引秩序が維持できるようにする必要があった。

ロ. 推進内容及び成果

そこで次のように不正競争防止法の改正を推進した。

1) 国内に広く認識された他人の商品販売・サービス提供方法または看板・外観・室内装飾など営業提供場所の全体的な外観と同一・類似したモノを使用して他人の営業上の施設または活動と混同させる行為を禁止する(第2条第1号ロ)。

2) 事業提案、入札、公募など取引交渉及び取引過程で経済的価値を持つ他人の技術

的または営業上のアイデアが含まれた情報をその提供目的に違反して自身または第三者の営業上の利益のために不正に使用したり、他人に提供して使用させる行為を不正競争行為類型として新設し、提供を受けたアイデアが同種業界で広く知られたモノであったり、アイデアの提供を受けた者が提供を受ける当時既に知っていた事実を立証する場合には免責されるようにし、違反行為に対して調査・是正勧告の権限を付与する(第2条第1号リ新設、第7条第1項、第8条)。

これを具体的に見ると、アイデア奪取行為は「事業提案、入札、公募など取引交渉または契約など取引過程」で提供された技術的・営業上のアイデアが含まれた情報を保護対象とし、提供を受けたアイデアを直接不正使用したり、他人に提供して使用させる行為を規制する。そして、提供者の濫訴の懸念を解消するため、提供を受けた者が既に知っていたり、もしくは同種業界で広く知られたアイデアは保護対象から除外される。これは同種業界で広く知られているアイデアは保護対象になれないことを明示し、最小限の斬新さを備えたアイデアを保護しようとする趣旨である。

同時に、アイデア奪取行為に対する調査・是正勧告を可能にした。中小企業など社会的弱者は直接的な証拠収集及び提訴に脆弱であるため、専門行政機関による資料調査及び違反行為の該当性を優先的に判断する長所を活かすことができるためである。

このような内容を盛り込んだ不正競争防止法一部改正法律は2017年議員発議され、2018年4月17日に公布、2018年7月18日施行された。

ハ. 評価及び発展方向

中小・ベンチャー企業が事業提案、公募過程で奪い取られたアイデアの民事救済とともに、特許庁が調査・是正勧告することで、中小・ベンチャー企業、個人発明家が訴訟費用や証拠収集に対する負担を感じることなく紛争を解決することに大きく貢献できると期待される。調査過程で収集された資料は民事訴訟においても証拠として活用できると見られる。

また、人気を集めるフランチャイズなどを模倣する、いわゆる「ミートゥー(Me To o)ブランド」のただ乗り行為による小商工人及び消費者の被害が防止できると期待できる。

4. 紛争調停など代替的な紛争解決制度の活性化の推進

産業財産保護協力局 産業財産保護政策課 工業主事 イ・ドンヒョン

イ. 推進背景

最近知的財産権の出願・登録が増加し、産業財産権(特許権、実用新案権、商標権、デザイン権)の重要性が増していることから、それに伴って紛争件数も増加している状況である。訴訟を通じた産業財産権紛争は解決過程が複雑で、莫大な時間と費用が発生するため、個人発明家、零細企業及び中小企業などはその解決に頭を抱えている。特許庁の調査によれば、産業財産権侵害紛争発生の際は平均5,900万ウォンの対応費用と40カ月の期間がかかるという。経済的に余裕のない零細企業には産業財産権紛争は負担にならざるを得ないのが現状である。

産業財産権専門機関である特許庁は産業財産権紛争によって発生する国民の悩みの解消し、不必要な社会的費用を節減するため、1995年から産業財産権紛争調停委員会を設置・運営して関連紛争を低費用・短期間で解決できるようにサポートしている。

ロ. 推進内容

1) 産業財産権紛争調停委員会の運営

特許庁は産業財産権紛争を速やかに解決するため、産業財産権紛争調停委員会を設置して1995年から運営している。産業財産権紛争調停委員会は専門分野によって調停委員が構成されているが、基本的に3カ月内に手続きが終わるため、関連紛争を審判や訴訟を通じて解決するより迅速に解決できるメリットがある。調停が成立する場合、

調停調書を作成することになるが、調停調書は裁判所の確定判決と同じ裁判上和解の効力を持つ。最近紛争調停制度に対する関心が高まって需要も毎年増加している。2015年からは検察庁が捜査している事件の中で調停可能な事件を特許庁産業財産権紛争調停委員会に回付して処理する刑事連携調停も推進しており、紛争調停制度は持続的に活性化されている。

産業財産権紛争調停委員会の調停対象は産業財産権(特許権、実用新案権、商標権、デザイン権)、職務発明、技術上営業秘密に関連する紛争であり、これと関連して利害関係のある者は誰でも申請可能である。

＜産業財産権紛争調停委員会の処理件数＞

区分	1995～ 2000	2001～ 2005	2006～ 2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	計
申請	46	33	21	2	2	3	11	17	47	57	53	292

2) 産業財産権紛争調停委員会事務局の設置及び調停制度の広報

特許庁は韓国知的財産保護院に産業財産権紛争調停委員会事務局を新設(2017年)し、産業財産権紛争相談、申請事件の受付、紛争調停制度の広報などを推進している。産業財産権、職務発明、技術上営業秘密と関連する紛争発生の際に事務局を通じて相談することが可能であり、調停制度の利用を希望する場合はホームページ(<http://www.koipa.re.kr/adr/>)を通じて申請書をダウンロードして作成した後、ホームページや委員会の代表メールアドレス(ip.adr@korea.kr)を通じて申請できる。

産業財産権紛争調停委員会事務局は紛争調停制度の活性化のために多様な広報活動を展開している。SNS及び高速列車内のモニターを活用した広報動画の送付、ラジオ広告コンテンツの送付、地下鉄・バス停の広告、関係機関との協力を通じた制度説明会の開催など多くの国民が紛争調停制度を活用するように広報活動を展開している。

ハ. 評価及び発展方向

産業財産権紛争調停委員会は設立以後292件の産業財産権紛争事件を処理し、2018年には53件の事件を処理し、43%の調停成功率を記録した。これは民事本案事件の調停成功率である16%より高い数値で、産業財産権紛争調停委員会が産業財産権分野の紛争解決に貢献していると評価できる。

第四次産業革命によって特許を始めとする産業財産権は重要なキーワードとして取り上げられている。将来産業財産権の保護はさらに重要になり、産業財産権保護のための紛争もまた持続的に増えると予想される。このような紛争を迅速に解決できる紛争調停制度の重要性と利用率は益々高まり、特許庁は調停制度の活性化に向けて調停委員の拡大、特許審判院との連携調停の推進、不正競争行為及び経営上営業秘密まで調停対象としての拡大など多様な制度改善を準備しており、今後産業財産権紛争調停委員会の役割は益々大きくなる見通しである。

5. 営業秘密原本証明及び保護コンサルティングの支援

産業財産保護協力局 産業財産保護政策課 行政事務官 コ・ジナ

イ. 推進背景及び概要

技術及び知識が無限競争時代の核心的な生産要素として登場したことで、知的財産管理の重要性も増しているが、連日営業秘密や技術・アイデア奪取と関連する事件・事故が新聞の社会面を埋め尽くしている。特許庁が2013年と2016年の2回にわたって実施した営業秘密被侵害実体調査の結果によれば、営業秘密流出を経験した企業の比率は9.4%から14%に増加しているが、一方営業秘密流出時に何の対応もしていないと答えた企業の比率は31.1%から41.9%に増加し、国内企業の営業秘密流出紛争対応能力は依然として不十分な水準であることが分かった。新しいアイデアや技術を活用して市場で競争力を確保するためには、新しい技術を創り出すことと同様に外部に流出しないように企業の秘密を保護することが重要であるが、企業の営業秘密保護に対

する認識度及び管理能力は極めて不十分な水準であり、これに対する対策が求められている。

そこで、特許庁は2012年に営業秘密保護センター(www.tradeseecret.or.kr)を開所し、教育・相談・コンサルティング・広報など営業秘密保護基盤作り事業を遂行することで、韓国企業の営業秘密管理能力を強化し、保護の必要性を高める努力を傾けている。

<表Ⅲ-2-1>技術流出の状況

(出処：大検察庁統計年報)

区分	2013	2014	2015	2016	2017
処理件数(件)	459	412	467	528	403
人数(人)	1,156	972	1,129	1,125	791

ロ．推進内容及び成果

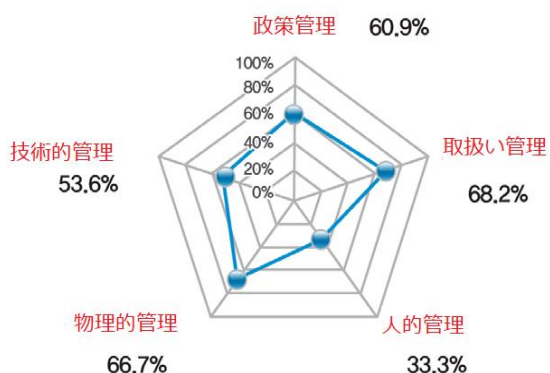
特許庁は営業秘密管理の重要性に対する認識を強化するため、出前訪問教育、地方所在企業密集地域を対象にした地域説明会などを実施し、オンライン教育コンテンツを制作して企業の教育アクセシビリティを拡大するとともに、毎月「営業秘密保護の日」キャンペーンの実施、営業秘密管理優秀事例の公募、企業協会との連携広報など多様な広報チャンネルを活用している。

また、企業に営業秘密診断コンサルティングを行って診断結果に適した管理方法を提示している。また、営業秘密管理システムを備えていない企業が最小の費用と人材で営業秘密が管理できるように営業秘密管理システム普及を拡大するなど、企業の営業秘密管理体系の構築を直接的に支援している。その他にも簡単に営業秘密文書等級を分類するための自己確認サービスを構築して普及しており、取引段階別・対象別に活用可能が契約書・秘密維持誓約書など標準様式を提供している。

<表Ⅲ-2-2> 2018年度営業秘密保護支援事業の実績

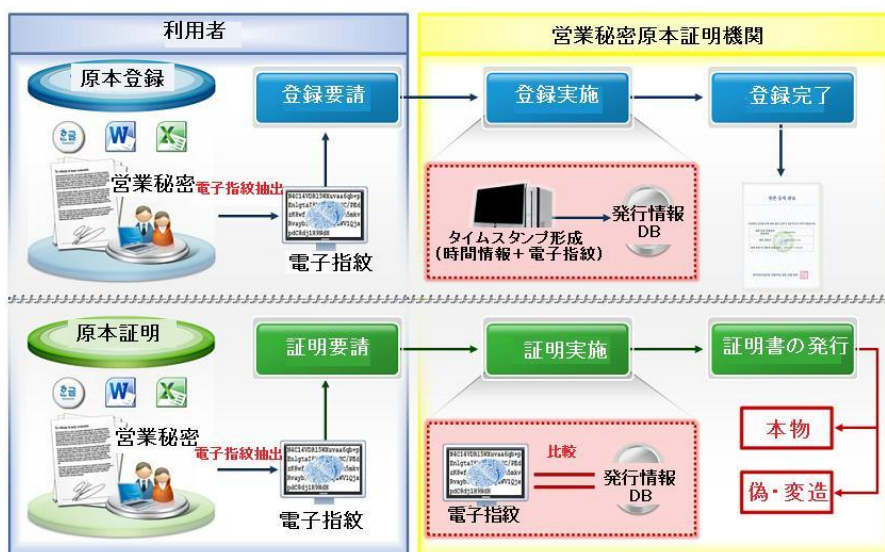
営業秘密保護コンサル ルティング	システム普及	訪問教育	地域説明会	セミナー
93社	108社	44社	38回	3回

<図Ⅲ-2-2> 営業秘密保護コンサルティング及び保護管理システム



のみならず特許庁は営業秘密侵害訴訟における営業秘密保有事実に対する立証負担を緩和するため、2010年度から電子文書から抽出した固有識別値と公認認証機関の時間情報を合わせてタイムスタンプを生成し、これを原本証明機関に登録することで該当電子文書の存在及び保有時点が立証できる制度である原本証明サービスを運営している。2015年1月には原本として登録された情報に対して原本証明書を発行する場合、該当情報の保有事実に対する推定効を持つという法的根拠を設けることで既存制度の不備点を補完し、韓国知識財産保護院と大中小企業農漁業協力財団を原本証明機関として指定して企業との接点を拡大している。2018年基準で原本証明サービスの累積件数は127,039件であり、原本登録の法的効力とともに複数の原本証明機関を運営することで、原本証明サービス利用における信頼性と効率性が高まり、今後企業の利用がさらに活性化すると期待される。

<図Ⅲ-2-3> 営業秘密原本証明制度



ハ. 評価及び発展方向

中小企業の技術奪取が社会問題として台頭したことで、2019年2月には産業部、中小企業部、検察・警察、公正取引委員会、特許庁など6省庁が合同で中小企業技術奪取根絶対策を発表した。営業秘密保護政策の所管省庁である特許庁は営業秘密侵害が故意的な場合は3倍以内で損害賠償額を賦課する懲罰的損害賠償制度の導入を推進し、営業秘密の認定要件である「秘密管理性」を緩和するなど経済的弱者の営業秘密保護の実効性を高めるための制度的装置を整備した。その結果、営業秘密管理体系の不備によって営業秘密性が認められなかった中小企業など経済的弱者の営業秘密保護にも大きく貢献できると予想される。

2019年にも特許庁は営業秘密保護基盤作りに向けた支援事業を強化していく予定である。特に、海外進出企業を対象にする営業秘密管理システム普及の活性化に向けて海外所在企業支援機関と連携して広報を強化し、支援を受ける企業の規模に合わせたオーダーメイド型コンサルティングを提供することで、営業秘密流出予防に向けた韓国企業の営業秘密管理体系の構築に集中する。また、営業秘密保護制度、管理方法、最新紛争事例などに関するコンテンツを制作してメディアチャンネルに掲載するなど、営業秘密保護広報活動を多角的に展開する計画である。

6. 社会的弱者のための公益弁理サービス支援

産業財産保護協力局 産業財産保護支援課 行政事務官 チョ・ヒョンス

イ. 推進背景及び概要

高価な弁理サービスが受けられない国民基礎生活受給者、障害者、国家功労者、学生、小企業などの社会的弱者と弁理サービスから疎外された地域住民に権利確保から紛争対応に至る全過程を支援することで、知的財産権分野における社会的衡平性を高め、彼らの産業財産権を創出・保護するため、2005年4月から公益弁理士による特許相談センターを開所して運営している。

公益弁理士特許相談センターは計12人(2018年末基準)の公益弁理士が相談、明細書など出願・審査・審判関連書類の作成支援、産業財産権関連説明会、審判・審決取消訴訟の直接代理及び紛争コンサルティングなどの業務を遂行している。

また、社会的弱者の産業財産権を保護するため、審判・訴訟代理費用を支援する特許法律救助事業を2001年から施行中であり、2011年からは「社会的弱者のための知的財産権保護支援事業」に改編して「公益弁理士特許相談センター」と統合・運営している。

ロ. 推進内容及び成果

社会的弱者に対する産業財産権保護支援を強化するために従来代理人費用を支援していた特許法律救助事業方法を改編し、2011年からは審判・審決取消訴訟の場合は公益弁理士が直接事件を代理している。

2015年からは審判・審決取消訴訟の直接代理に力を集中した結果、支援実績は2015年53件、2016年109件、2017年120件、2018年136件と持続的に増加し、勝訴率は2015年72.5%、2016年86.7%、2017年66.0%、2018年72.9%を記録している。

2017年度には権利者の権利濫用によって発生する非権利者である社会的弱者の被害救済のために商標・デザイン消極的権利範囲確認審判に対する支援根拠を設ける一方、民事侵害訴訟費用支援の場合は支援対象者の相手が大企業・中堅企業などである場合のみ支援可能にした。

＜表Ⅲ－2－3＞2018年審判・訴訟の支援実績(支援類型別)

(単位：件)

直接代理				民事侵害訴訟 費用支援	合計
審判代理	審決取消 訴訟代理	審決取消 訴訟上告代理	計		
116	17	3	136	2	138

＜表Ⅲ－2－4＞2018年審判・訴訟の支援実績(支援対象別)

(単位：件)

中小企業	零細個人 発明家	障害者	基礎生活 受給者	国家 功労者	学生	合計
102	17	9	1	5	4	138

公益弁理士特許相談センターの相談実績は特許庁顧客相談センター(1544-8080)及び政府統合コールセンター(110)との業務協力によって重複業務が調整され、2015年16,041件、2016年11,783件、2017年12,360件、2018年11,605件で減少傾向にある。また、2015年から複合紛争対応及び非権利者保護などのための特許紛争経営コンサルティングを新設して2015年37件、2016年80件、2017年67件、2018年77件を支援した。

書類作成支援の場合、紛争予防関連防御及び回避設計出願や今後紛争発生時に法的活用可能性の高い件などを優先的に支援するなど、2015年895件、2016年491件、2017年383件、2018年475件を支援した。

＜表Ⅲ－2－5＞2018年相談及び書類作成の支援実績(支援類型別)

(単位：件)

電話相 談	知財権関連相談				計	コンサル ティング	書類作成	知的財産 権説明会	合計
	オンライン相談	来訪者相談	巡回相談						
9,536	939	850	280	11,605	77	475	12	12,169	

＜表Ⅲ－2－6＞2018年相談及び書類作成の支援実績(支援対象別)

(単位：件)

小企業	学生	障害者	基礎生活 受給者	次上位 階層	国家 功労者	満19才 未満	軍服 務遂行者	その他	合計
5,410	904	773	314	130	597	170	64	3,718	12,080

そして、2018年には公益弁理士特許相談センターの支援対象に青年創業者、予備青年創業者、一人親家庭及び多文化家族を新たに加え、地域知的財産センターなど関係機関との業務協力及び小商工人放送など多様な媒体を通じた支援事業広報を通じて社会的弱者に対する無料弁理サービス支援の拡大に取り組んだ。

ハ．評価及び発展方向

公益弁理士特許相談センターは知的財産権関連紛争の際に審判・訴訟費用が負担となっている低所得者層、零細企業に実質的な支援になれるように審判・審決取消訴訟の直接代理を持続的に拡大している。また、特許・実用新案など出願方法や書類作成に悩んでいる社会的弱者には出願関連相談及び書類作成支援を通じて知的財産権の出願・登録において疎外されることがないようにする一方、社会的弱者であるにもかかわらず支援対象から漏れることがないように支援対象者の拡大も持続的に推進した。

今後より多い社会的弱者が支援を受けることができるように支援事業のニーズに積極的に応え、関係省庁及び関係機関との業務協力を強化していく計画である。

第3節 知的財産保護執行力の強化及び認識の向上

1. 特別司法警察を通じた知的財産保護執行の強化

産業財産保護協力局 産業財産調査課 行政事務官 チョン・ヒョンゴン

イ. 推進背景

韓国は特許、デザイン、商標など知的財産権出願において世界5位を記録し、知的財産権創出の面では米国、日本などと肩を並べる知的財産強国としての地位を固めている。このような国際プレゼンスの強化によって知的財産権保護分野における大韓民国の役割と責任がより強調されている。

2018年スイス国際経営開発院(IMD)が発表した世界競争力評価資料によれば、韓国の知的財産権保護水準は全体63カ国のうち39位となっている。韓国の知的財産権保護水準が主要先進国に比べて低く評価された原因の一つが国内における模倣品の流通が持続的に発生していることである。国内に模倣品が氾濫すれば健全な商取引秩序が崩壊し、国家ブランドの失墜による輸出競争力の減少及び外国人投資の萎縮など国家経済全般にわたって深刻な副作用を招かざるを得ない。

特許庁は模倣品流通を根絶するとともに知的財産権保護の基盤を強化するため、特別司法警察権の導入を積極的に推進した結果、2010年4月特許庁に特別司法警察権を付与する法律案が通過された。これによって特許庁は模倣品関連の犯罪を直接捜査できる特別司法警察権限を確保した。

ロ. 推進内容及び成果

特許庁は模倣品の犯罪を効率的に取り締るため、2010年9月に「商標権特別司法警察隊」を発足させ、3つの地域事務所(ソウル、釜山、大田)に捜査官を配置し、模倣品事犯に対する刑事立件を強化している。2013年9月には既存産業財産保護課内に所

属されていた特別司法警察隊を拡大し、模倣品取締り専門担当部署である産業財産調査課を新設した。一方、近年急増しているオンラインを通じた模倣品流通に対する強力な取り締りのため、オンライン捜査専門フォーレンシク (Forensics) 装備を備えた「オンライン捜査班」をさらに強化した。

特許庁は2018年の1年間模倣品に対する強力な取締り活動を展開して361人を刑事立件し、模倣品約54万点余りを押収するなど所期の成果を上げた。特に、2018年1月には大企業宅配代理店及び事務所で模倣品を流通及び販売した組織を検挙・拘束し、2018年6月には有名大企業の商標を盗用して味付け包装肉を製造及び流通した事犯を検挙するなど、特許庁特別司法警察は商標権専担捜査機関としての位置を固めている。これは商標権特別司法警察が専門性を持って小規模零細販売業者よりは模倣品製造業者及び大規模流通業者に対する取締りに注力した結果と分析できる。

<表Ⅲ-2-7> 模倣品取締状況

区分		2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	合計
刑事 立件	人数 (人)	45	139	302	376	430	378	351	362	361	2,744
	押収 (点)	28,629	28,589	131,599	822,370	1,114,192	1,197,662	584,094	691,630	542,505	5,141,270

*特別司法警察権の導入(2010.9.)以後の実績

2018年度に押収した主要品目を見ると、国民の健康及び安全と直結する化粧品類と電子部品類が多数であり、海外有名商標を模倣した衣類、カバン類なども持続的に流通及び販売されている。これを正規品の時価で換算すると364億ウォンに達する。

<表Ⅲ-2-8> 主要品目別の取締状況(2018)

(単位：点)

品目	衣類	かばん類	時計類	電子部品類	化粧品類	健康食品類	その他類	合計
押収量(点)	33,292	8,875	1,551	13,583	65,286	3,388	416,075	542,050

ハ. 評価及び発展方向

特許庁は商標権特別司法警察権を確保することで他の捜査機関に頼らず、独自に模倣品に対する強力な取締りを体系的に推進している。商標権特別司法警察はオン・オフラインを問わず猛威を振るっている模倣品を根絶するため、常習的な製造・流通業者及び模倣品流通頻発地域に対する集中取締りだけでなく、電子部品類、マスクなど国民の生命と健康を脅かす模倣品事犯などに対する企画捜査を強化する予定である。

2019年には「オンライン模倣品在宅モニタリング団」を運営し、多様なオンラインプラットフォームを利用した模倣品取引行為に対する取締りを拡大・強化する計画である。

一方、特許庁取締公務員に特許、営業秘密、デザイン侵害犯罪捜査権限を与えるため、「司法警察管理の職務を遂行する者とその職務範囲に関する法律」が2018年12月に改正された。それによっていわゆる「偽物」など商標侵害犯罪だけ捜査していた特許庁特別司法警察の業務範囲が大幅拡大し、2019年3月に「産業財産特別司法警察」を発足させ、知的財産侵害犯罪に積極的に対応する計画である。

<図Ⅲ-2-4> 模倣品取締のマスコミ報道



2. 不正競争行為に対する調査・是正勧告の施行

産業財産保護協力局 産業財産調査課 行政事務官 チェ・ヨンミ

イ. 推進背景

2004年不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律改正の際に商品の形態模倣行為を不正競争行為として新設した。これは商品形態模倣行為が正当な権利者の努力に無断で便乗して経済的な利益を追求するものであり、正当な権利者の権益侵害はもちろん、取引者や一般需要者にもその正当な権利者の商品と誤認、混同を招く懸念があるためであった。

但し、2004年不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律改正時には商品形態模倣行為に対する民事上救済のみ可能であったため、その実効性に限界があった。そこで2017年の法改正で商品形態模倣行為者に対する行政措置として特許庁に調査、是正勧告の権限を与え、刑事処罰の対象にすることで行政・民事的救済及び刑事的制裁手段を全て揃えるようになった。

また、2018年法改正では営業外観模倣によっても営業主体の混同及び著名商標の希釈化を招く懸念があることを規定し、取引交渉や取引過程で経済的価値を持つ他人のアイデアの奪取行為を新しい不正競争行為の類型として追加した。営業外観模倣規定を新設した理由は、他人が一定の努力を傾けて一般消費者に知られるようになった売り場の室内・室外装飾など営業の総合的な外観を無断で使用して損害を与える不公正な行為を防止する必要があるためである。また、アイデア奪取行為を新設した理由は、中小・ベンチャー企業または開発者の経済的価値を持つ技術・営業上のアイデアを取引相談、入札、公募展などを通じて取得し、それを何の補償もなく事業化して経済的な利益を得る一方、逆に開発者は廃業に追い込まれるなどの不公正な行為を防止する必要があるためである。営業外観模倣行為の場合、それによって営業主体の混同、著名商標の希釈化に至る場合は行政・民事的救済及び刑事的制裁を加えることができ、アイデア奪取行為に対しては行政的な救済が可能である。

ロ. 推進内容及び成果

2017年7月不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律を改正・施行した直後の2017年8月30日、あるメディアから「一時期大ブレイクしたフードテックスタートアップの涙」という記事が報じられた。同記事は商品形態模倣による企業間紛争を取り扱った内容で、不正競争行為に該当するかどうかを調査する必要があるという判断から職権調査を決定した。

特許庁は公正で信頼できる決定を下すため、事件当事者だけでなくペットボトル容器製作会社、金型会社などの意見を聴取し、裁判所の多様な判例分析及び内外専門家の意見聴取を経て不正競争行為に該当すると最終結論を出した。他人の商品形態を無断で模倣して製造・販売した中小企業とこれを流通した量販店に対して是正勧告決定書を通知(2017年12月4日)し、該当企業などは特許庁の勧告を受け入れて模倣商品の生産・販売を中断した。

上記の初の職権調査以来、2018年12月末まで91件が不正競争行為として申告された。その中で他人の商品形態を模倣した行為が45件で最も多かった。商品形態を模倣した行為の場合、不正競争行為を自主是正もしくは特許庁の是正勧告を受け入れる場合が約70%に達しているため、紛争対応力の足りない個人及び中小企業、スタートアップなどに効果的な紛争解決手段を提供した。

アイデア奪取行為に関する通報は商品形態模倣の次に多い29件が受け付けられた。通報人は全て個人・中小企業で、主に技術提案が活発であったり、下請取引関係が多いITや建設業分野からの通報であった。その後、特許庁が専門性を発揮して中小企業の微生物製剤技術を奪取した大企業に対して2018年12月初の是正勧告の決定を下したが、優越的な地位を利用した技術・アイデア奪取慣行に警鐘を鳴らして類似事例の再発防止にも寄与すると期待される。

< 図Ⅲ-2-5 > 商品形態模倣行為の調査・是正勧告(2017.12.4.)

商品形態模倣行為関連のマスコミ報道(毎日経済、2017.8.30.)及びブリーフィング(2017.12.5.)



ハ. 評価及び発展方向

他人の商品形態を模倣した行為に対して行政調査権を発動して是正勧告して以来、多様な不正競争行為で苦しんでいる中小・ベンチャー企業など社会的弱者が裁判所の裁判より迅速かつ手軽に行政救済が受けられるようになり、特許庁は今後も健全な取引秩序の確立と企業運営しやすい環境作りに向けて不正競争行為を積極的に取り締まっていく予定である。

3. 健全な取引秩序を確立するための特許虚偽表示の防止

産業財産保護協力局 産業財産保護政策課 行政事務官 コ・ジナ

イ. 推進背景及び概要

最近オンラインショップでのみならず新聞及びチラシなどの広告でも特許を受けていないのに特許を受けた製品として広告するなど、知財権の虚偽表示行為が頻繁に発生している。2015年6月特許庁が実施した特許虚偽表示実態調査の結果によれば、国内主要オンラインショップで特許を活用した広告の中で正しく表示した場合は56.9%、明らかに虚偽表示の場合は6.0%、特許番号を不明確に表示したり特許番号がない場合は37.1%(虚偽表示に該当する可能性が高い)であることが分かった。知財権虚偽表

示は消費者に間違った情報を提供し、製品の品質に対する誤認と混同を引き起こし、不良製品の購買による金銭的な被害を与える可能性が高い。

特許庁は知的財産権専担省庁としてこのような問題を解決するため、2015年7月に開催された国家知的財産委員会の案件として「健全な取引秩序を確立するための知的財産権表示改善策」を上程・議決した後、特許法施行規則を改正し、知財権虚偽表示通報センターを運営するなど、知財権全般に対する虚偽表示問題を防止し、正しい知財権表示文化の定着のために様々な政策を推進している。

ロ. 推進内容及び成果

知財権関連法令に従って正しい知財権表示方法に対する具体的なガイドラインを国民に提供するため、特許庁は「知的財産権表示ガイドライン」を制定・配布した。知財権虚偽表示による消費者の被害発生を防ぎ、正しい知財権表示文化を定着させるために法制を改善するなど多様な政策を推進する一方、知財権虚偽表示に対する行政的な対応を強化するため、2015年度から「知的財産権虚偽表示通報センター」を開所して運営している。

通報センター(☎1670-1279、www.ip-navi.or.kr)は知財権虚偽表示行為を通報したり、関連相談サービスが受けられる専担サービス窓口として、2018年まで計8,943件の通報が受け付けられ、8,661件の虚偽表示に対する是正が完了した。また、国民の健康と直接関連する分野で知財権虚偽表示が氾濫しないよう、女性用品(ナプキン)、歯科などを対象に特許虚偽表示広告集中調査及び啓道活動を推進し、多様な広報チャンネルを通じてオン・オフライン広報を展開した。

ハ. 評価及び発展方向

特許庁は虚偽表示通報センターの運営だけでなく、知財権虚偽表示を根絶するための専門家懇談会を半期毎に開催し、オンライン事業者、知財権関係機関、民間企業などとのネットワークを構築した。また、オンライン事業者に虚偽表示摘発件に対する

情報を共有し、掲示内容の削除、販売中止などオンラインショップで自主是正ができるようにインフラを構築することで、虚偽表示摘発件に対する是正の効率化に取り組んだ。

今後特許庁は知的財産権全般に対する虚偽表示問題を防止し、正しい知財権表示文化を定着させるため、多様な広報チャンネルを通じて多角的な国民向けキャンペーンと教育を拡大する予定である。特に、オンライン事業者、関係機関などとの協力体系を強化し、正しい知財権表示方法が効果的に広がるように取り組んでいく計画である。

4. 公正な商標使用体系の確立

商標デザイン審査局 商標審査政策課 行政事務官 キム・ワンゴン

イ. 推進背景及び概要

「商標ブローカー」とは自分の商品に使用する目的で商標を出願するのではなく、登録受けた商標権を根拠に他人に商標使用料または商標移転による示談金を要求するなど不正な目的で商標を出願する人を指す。2012年から2014年までこのような商標ブローカーによって小商工人など善良な商標使用者の被害が急増した。

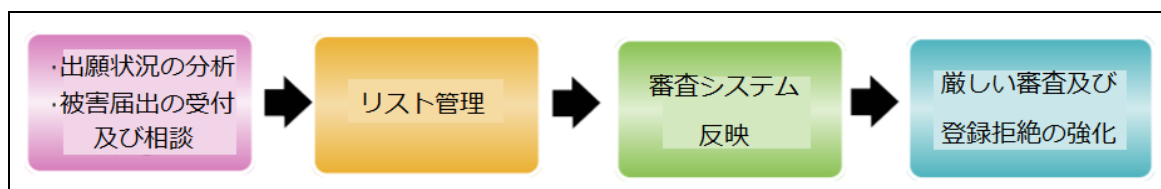
ロ. 主要内容及び成果

1) 商標ブローカーの商標権登録を防止するための職権調査の強化及び実態把握

特許庁は出願履歴、苦情、マスコミなどを通じて持続的に商標ブローカーに対する実態を把握し、商標ブローカーリストをアップデートして彼らの商標登録出願に対して特別に管理することで、不正な目的の商標ブローカー出願商標が登録されることを徹底的に防止している。また、商標ブローカーの商標登録出願でなくても全ての出願商標に対して審査官に職権で商標使用実態を調査させ、既に使用中の他人の商標を先占して不当な利益を得るなど、不正な目的で出願しないよう厳しく審査している。ま

た商標基準を改正して2015年1月から有名芸能人・番組名の先占目的出願などに対する拒絶決定を強化した。

＜図Ⅲ－2－6＞不正目的出願人の管理体系



また、商標法を改正して使用しない商品に対する商標登録の取消審判を誰でも請求できるように請求人の範囲を拡大(2016. 9.)した。

2) 商標ブローカー被害届出サイトの開設及び運営

商標ブローカーの商標登録を防止するために法制を改善するなど多様な政策を推進する一方、商標ブローカーが既に登録受けた商標で善意の商標使用者に被害を与えることを防止するため、2014年1月被害届出サイトを開設(<http://www.kipo.go.kr>)して被害届出を受けており、電話相談も実施している。商標ブローカーが登録受けた商標であっても「出願前から商標を使用してきた場合、登録商標とは関係なく引き続き使用する権利がある先使用权に対する案内及び警告状または告訴状の受付による対応方法など」を案内することで、商標ブローカー被害防止に実質的に寄与している。また、公益弁理士相談センターとの連携を通じて被害防止のための無効審判制度など商標制度を案内している。

ハ. 評価及び発展方向

2018年商標ブローカーによる新規出願は計185件で、2014年計6,319件に比べて97.1%(6,134件)減少した。また、登録件数もまた2014年計149件から2018年計38件に大きく減少し、間違った慣行の正常化として最も成功した事例として評価されている。

今後も商標ブローカーの行為に対する警戒心を高め、善意の商標使用者が不測の被

害を被らないようにするため、出願及び紛争事例を分析するなど商標ブローカーを常時モニタリングして商標ブローカー情報を維持・管理するだけでなく、被害防止のために様々な広報活動を持続的に展開して商標ブローカーを根本的に遮断する努力を続けていく計画である。

5. 模倣品通報褒賞金制度の運営

産業財産保護協力局 産業財産調査課 行政事務官 チョン・ヒョンゴン

イ. 推進背景

模倣品の流通を根絶するためには捜査機関の強力な取締りが求められるが、模倣品の不法性に対する国民の認識転換と官民協力が伴わないと限界を露呈せざるを得ない。そこで、特許庁は2006年から模倣品の不法性に対する国民の認識向上と模倣品流通行為に対する通報を活性化するために「模倣品通報褒賞金制度」を運営している。

ロ. 推進内容及び成果

通報対象は模倣品の製造業者や販売業者であり、国民誰でも通報可能で、通報の信頼性を確保するために実名通報を原則としている。

2018年8月には大規模事件の通報を呼びかけるため、最高支給額を4百万ウォンから1千万ウォンに引き上げ、褒賞金支給対象を特許庁に通報する者のみに制限するなど規定を一部改正した。

2018年の支給状況を見ると、73件の通報に対して計120.5百万ウォンの通報褒賞金を支給した。通報内容を類型別に見ると、卸・小売流通通報は48件(85.2百万ウォン)、オンライン販売は25件(35.3百万ウォン)が通報された。2006年模倣品通報褒賞金施行以来摘発された模倣品に対する正規品価額は計3兆7,163億ウォンで、褒賞金支給総額2,227百万ウォンに比べて1,669倍の効果が発生した。

＜表Ⅲ－２－９＞類型別褒賞金の支給状況（2012～2018）

（単位：件、百万ウォン）

区分	細部類型	2012年		2013年		2014年		2015年		2016年		2017年		2018年	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
流通業者	卸・小売流通	123	106	55	38.5	40	38	48	61.6	57	72.7	28	57.2	48	85.2
	オンライン販売	4	2	2	1	5	3.8	7	6.6	23	22.3	25	45.8	25	35.3
	倉庫	6	8	18	17.5	14	24.7	9	24.5	2	8.0	0	0	0	0
	小計	133	116	75	57	59	66.5	64	92.7	82	103	53	103	73	120.5
製造業者	製造工場	30	36.5	26	27	19	36.5	8	10.3	0	0	0	0	0	0
合計		163	152.5	101	84	78	103	72	103	82	103	53	103	73	120.5

ハ．評価及び発展方向

模倣品通報褒賞金制度の運営を通じて国民の自発的な通報を誘導し、模倣品の不法性及びその弊害の深刻さを国民に広く知らせる土台を構築した。

模倣品通報褒賞金制度の運営に必要な予算に比べ、模倣品の製造・流通業者に対する不法行為の抑制効果が非常に大きいため、この制度は模倣品の流通根絶のために必ず必要な制度であり、今後も引き続き維持・発展させていかなければならない政策である。

6. 官民協力を通じた知的財産保護活動の推進

産業財産保護協力局 産業財産調査課 行政事務官 チョン・ヒョンゴン

イ．推進背景

国内オンライン市場の規模が拡大し、SNS、ポータルサイトなどオンラインを通じ

た物品の取引が爆発的に増加していることから模倣品の流通・販売もまた急増している。特に、インスタグラムのような個人間コミュニケーション手段が多様化していることから模倣品取引のような不法行為は更に智能化しており、その対策が急がれる状況である。

そこで特許庁は官・民協力体系の構築などを通じた模倣品流通根絶に向けて2014年5月に模倣品の多い商標権保有企業26社、模倣品流通が頻繁に行われるオンライン運営企業12社、そして特許庁、警察庁、関税庁など6つの関係機関など計44機関で構成された「模倣品流通防止協議会」を公式に発足した。

同時に、特許庁は知的財産権保護の重要性に対する国民の認識と実践が不十分であると判断し、国民を対象に認識向上及び社会雰囲気作りに向けた多角的な政府政策活動を展開した。

そのため、2015年5月国家知的財産委員会、文化体育観光部、特許庁、関税庁などが主管し、Naver、SK Planet、e-bay Koreaなど民間が参加する官・民知的財産保護の日記念式など国民向け知的財産保護活動を推進した。

ロ．推進内容及び成果

1) 模倣品流通防止協議会の活動

これまで模倣品流通防止協議会は定期懇談会及び分科会議、模倣品取締り機関と常習販売地域に対する合同取締り、全体ワークショップなどを通じて模倣品流通根絶方策を模索してきた。

2018年定期懇談会(5月)及び分科会議(9月)で協議会運営に関する意見収集、模倣品流通に対する定期・随時情報共有を通じて協議会の運営及び知財権保護教育の方向、模倣品流通防止策を議論した。

9～12月偽携帯電話及び無線充電器合同取締りでは特許庁、関税庁、科学技術情報通信部など取締機関と協議会の主要会員社が参加し、協議会の会員社は模倣品可否の鑑定などを現場で速やかに実施することで、合同取締りのスムーズな進行をサポートした。

11月にはオンライン事業者と商標権者など会員社の大半が参加するワークショップを開催して模倣品の流通根絶に向けて相互協力をさらに強化し、商標法と不正競争防止法に対する理解強化教育及び国内外商標権紛争事例などに対する実務教育を通じて企業の商標権保護及び侵害対応力の向上を図った。

2) 政府レベルでの知的財産保護活動

特許庁は国家知的財産委員会、関税庁、民間企業などとともに政府レベルの知的財産保護活動を次のように推進した。

模倣品流通根絶のために個別的な捜査取締りの限界を克服し、関係機関間の協力に基づいた総合的な捜査を通じた取締り執行力を強化するため、国家知的財産委員会は政府レベルでの模倣品流通根絶年間実行計画を樹立した。同時に、検察庁は同種前歴のある模倣品事犯に対しては原則として懲役刑を求刑して常習侵害者の再犯を防止し、警察庁は各地域別の模倣品頻発流通地域に対する定期合同取締りを行い、大規模な製造・流通事犯が海外に逃走した場合はインターポールを通じた国際捜査協力を進めた。

そして、関税庁と科学技術情報通信部は官民協力体系を通じてオンライン上の不法模倣品販売の根絶を強化し、特許庁は国民健康と安全に係る品目及び大規模な模倣品製造・流通事犯事件に捜査力を集中するなど企画捜査を強化した。

＜図Ⅲ－2－7＞模倣品流通防止協議会の活動

協議会定期懇談会(2018. 5.)	協議会オンライン事業者懇談会 (2018. 9.)	協議会ワークショップの開催 (2018. 11.)
		

ハ. 評価及び発展方向

オンラインなどの模倣品流通根絶は特許庁のような取締り機関の活動だけでは限界があるため、民間との協力が欠かせない。模倣品流通防止協議会はこのような民間の自発的な模倣品流通根絶に向けた取組みを誘導するだけでなく、模倣品取締機関と協力して模倣品の根絶に取り組む官・民協力体である。今後、協議会を通じた多様な活動を展開して知的財産保護分野の代表的な協力モデルとして発展させていく予定である。

7. 知的財産認識向上に向けた市民運動及び広報の強化

産業財産保護協力局 産業財産保護政策課 工業主事 イ・ドンヒョン

イ. 推進背景

グローバル化が進む経済市場において模倣品の流通は企業の知的財産創出努力を阻害し、健全な商取引秩序を乱すだけでなく、韓国ブランドイメージを毀損して国家経済にマイナス影響を与えている。そこで、特許庁(特別司法警察)、警察庁などは不法模倣品の流通を取締っているが、オンライン、海外輸入・ダイレクト購入など流通経路が多様化しているため、取締だけでは効果的な対応が困難である。

さらに、技術奪取のように知的財産権侵害行為の方法が多様化し、侵害規模も大きくなっているが、それに対する国民の問題認識及び根絶認識は極めて低い水準である。したがって、特許庁は根本的に知財権侵害行為を根絶し、知的財産を尊重する社会雰囲気形成するため、知的財産保護認識向上事業及び多様な広報活動を展開した。

ロ. 推進内容及び成果

1) 全国巡回キャンペーンなどの認識向上活動

特許庁は市民参加を中心とする知的財産権尊重文化を形成するため、模倣品流通根絶のための巡回キャンペーンを開催した。キャンペーンは青少年・大学生・保護者・サラリーマンなどを対象に「ニセモノOUT、ホンモノOK」というスローガンを活用し、ソウル及び全国主要都市の模倣品頻発地域で行われた。学生たちの自発的な参加を通じて知的財産権保護に対する重要性を認識させるように知的財産権保護理論教育、実習教補材を活用した保護体験活動、模倣品の比較展示などの体験型知財権保護教育を運営することで、学生たちが知財権保護の重要性を肌で感じられるように取り組んだ。

また、関係機関及び自治体との協力を通じて全国模倣品流通頻発地域を対象に消費者及び販売者向け街頭キャンペーンを展開し、消費者の知的財産保護認識の強化だけでなく、販売者の模倣品不法流通行為の根絶を呼びかけた。2018年からはオンライン販売者を対象に模倣品の問題点、知財権侵害事例及び関連法規規定などを教育することで、知財権保護の重要性を知らせることに力を入れている。

同時に、国民が直接参加することで知財権保護の重要性を認識し、知財権尊重文化作りをリードしていけるように、知的財産権保護UCC及びカードニュース公募展を開催し、優秀作品を選定してメディア広報に活用した。

<図Ⅲ-2-8>2018知財権保護消費者キャンペーン協議会の活動



2) メディアを活用した知的財産権保護広報の強化

特許庁はTV、ラジオ、映画館スクリーン及び公共交通の媒体広告(SRT、地下鉄、バスなど)を活用して模倣品の不法性と弊害を知らせ、中小企業の技術奪取を予防するためのコンテンツを制作して知財権保護の広報を展開した。さらに、オンラインコミュニティ(ブログ、SNSなど)を運営して知財権保護情報を共有し、正規品消費文化を定着させるための様々なイベントを開催することで、双方向コミュニケーションを通じた消費者主導の知財権尊重ムード形成に力を入れた。

また、最近では知財権保護広報の内容を模倣品流通根絶に限らず、不正競争行為及び技術奪取行為の根絶など多様な知的財産権侵害行為にまで視野を広げ、知的財産権奪取の不当性とそれによる問題点を盛り込んだコンテンツを拠点産業団地などに発信して知的財産権に対する国民の認識を高めることに貢献している。

ハ. 評価及び発展方向

官・民合同の全国巡回キャンペーンは不法著作物と模倣品を追放する上で実質的な国民の参加を呼びかけ、知的財産権保護に対する政府の政策意志を対内外的に知らせる機会となった。また、現場体験学習、学習用コンテンツの開発・普及など今後消費主体となる青少年と一般市民に対する保護教育とその他認識向上活動などは市民の遵法意識及び知的財産保護認識強化のきっかけを設けた。生活と密接な関係にあるメデ

アイデアを活用した知財権保護広報活動を通じて模倣品流通根絶など知財権保護に対する社会的なコンセンサスを獲得した。

最終的にこのような多様な政策活動は知的財産の創出・活用を通じた企業の競争力確保を可能にし、さらには知的財産保護を通じた国家イメージ向上に肯定的な影響を及ぼす。

今後も知的財産尊重文化の拡散に向けて、特許庁は青少年・大学生・主婦・会社員など年齢別消費者を対象にオーダーメイド型教育・広報を推進し、放送・オンライン・モバイルなど多様な媒体を活用した広報を持続的に実施する予定である。また、模倣品根絶に止まらずアイデア及び技術奪取、不正競争行為の根絶など知的財産権保護内容を持続的に拡大することで、多様な知財権侵害行為根絶に向けた認識向上事業を展開する予定である。

第3章 海外知的財産権紛争の対応支援

第1節 概観

産業財産保護協力局 産業財産保護支援課 行政事務官 パク・ゾンピル

1. 推進背景及び概要

韓国は2017年に史上最大輸出(5,739億ドル)の達成、貿易規模1兆ドルの回復など貿易指標が大幅改善された。にもかかわらず米中貿易戦争で代表される国際的な保護貿易主義を打開し、輸出を通じて経済成長率を高めるために、政府は新しい輸出市場を積極的に発掘し、韓国企業の海外進出を牽引せざるを得ない当面課題に直面している。

知的財産権は新しい輸出市場の発掘と企業の活発な海外進出の必要条件の一つになり得る。海外で韓国企業が安定してビジネスを展開するためには、特許、商標など企業状況に適した知的財産権を取得しなければならない。そうでない場合、現地の競合社から警告状をもらうか、もしくは侵害訴訟の被告になるなど各種紛争に巻き込まれる恐れがあるためである。

最近韓国企業の対外輸出も大きく増え、2018年284件の国際特許紛争が発生するなど、毎年数百件の紛争が発生している。また、海外オンラインプラットフォームで流通している模倣品も数万件に達しているが、さらに最近は典型的な知的財産権侵害ではなく韓国企業のふりをしながら韓国商品の外観や携帯の誤認・混同を誘発する新しい類型の侵害まで発生している状況である。

海外での知的財産権の侵害及び紛争の激化は韓国企業の売上減少、対外イメージの下落、過剰な訴訟費用負担などにつながり、韓国経済の成長における直・間接的な足枷となっている。輸出過程で先進国においては特許保証の要求、展示会物品の押収などによる苦情が多く、途上国においては模倣品流通などによる被害が多く発生している。特に、現地人による韓国ブランドの先占は韓国企業の海外進出における大きな足

枷となっているため、海外進出を準備している企業及び政府には示唆を与えている。

2. 推進内容及び成果

特許庁はこのような海外知的財産侵害及び紛争に対する企業の対応を支援するため、従来消極的に企業申請に頼っていた支援方式から脱して革新成長輸出企業を積極的に発掘し、特許紛争予防戦略及び回避設計など海外進出に向けた総合的なコンサルティングを提供した。また、海外現地で知的財産権紛争が発生した場合、米国、中国など8カ国の14地域(2018年末基準)に設置されている海外知的財産センター(IP-DESK)を通じて効果的に対応できるようにし、知的財産権紛争頻発地域を中心に40の在外公館及び21のKOTRA現地貿易館に知的財産担当者を指定して現地での対応を支援した。一方、共同対応協議体の構成及び運営、知財権訴訟保険、海外模倣品流通モニタリング、韓流コンテンツ保護コンサルティングなど多様な事業を通じて海外進出企業を支援した。

特許庁は2018年に全体14のIP-DESKで7,590件の知財権法律相談を支援し、紛争コンサルティングで547社、9つの共同対応協議体の構成で82社の企業を支援した。また、中国オンラインショップで模倣品掲示物(URL)21,854件を削除することで、韓国企業の海外進出を積極的にサポートした。

3. 評価及び発展方向

大企業に比べて海外知的財産権紛争に対する認識と対応能力が不十分な中小企業を対象に紛争コンサルティング、訴訟保険支援、紛争情報を提供する政策的な努力を通じて、実際海外輸出の前後段階で発生した様々な紛争状況にうまく対処して良い成果をあげた事例が多く登場した。

しかし、国内市場に止まらず、海外市場の開拓を通じて生き残りと繁栄を図らなければならない韓国企業の経済的な環境を踏まえ、今後も持続的に海外知的財産紛争予防及び対応支援を拡大していく予定である。特に、量的には紛争コンサルティング支

援を受ける企業をさらに増やし、質的には知財権紛争情報を産業別に細分して提供するなど、様々な方法の実効的な政策を企画・遂行していく予定である。

また何より重要なことは海外進出を控えている企業はまず進出しようとする国で知的財産権を確保することが紛争予防の最善策であることである。最近韓流が人気を集めている地域であるアジア諸国を中心に商標権をめぐる紛争が持続的に増加していることを考慮し、韓国特許庁も韓国企業が商標権を先に確保してから進出するよう、企業及び業種団体と協力して多様な政策的支援を強化していく計画である。

第2節 海外知的財産権の保護強化

1. K-ブランド保護及び現地における支援体系の強化

産業財産保護協力局 産業財産保護支援課 行政事務官 ク・ジョンミン

イ. 推進背景及び概要

中国、ASEAN地域との貿易が活発になり、韓国ドラマ、K-POPなど韓流ブームでK-ブランドの認知度が高くなるにつれ、フランチャイズ、化粧品、衣類、食品など全産業にわたるK-ブランド侵害の被害も益々増加している。

これまで韓国企業は海外市場を開拓するため、まず輸出して輸出量が増加する過程で商標確保の必要性を認識し、商標権の確保努力を傾ける場合が多かった。このような状況を海外商標ブローカーが悪用し、海外韓国企業の商標を先登録して商標ロイヤリティを要求したり、海外流通市場進出を妨害するなどの被害事例が続出している。

特許庁は海外に進出した韓国企業の海外知的財産権の確保及び保護を目的に海外知的財産センター(IP-DESK)事業を運営している。2008年知識経済部と特許庁の共同運営を始めに、2009年からは特許庁が単独で中国、タイ、ベトナムなど7つの地域でIP-DESKを運営した。2012年LA、2013年ニューヨーク、2014年フランクフルト、2015年東京、2016年西安、2017年ニューデリー、ジャカルタにIP-DESKを追加開所し、2018年末基準で8カ国、14地域でIP-DESKを運営している。また、「海外商標ブローカー」による被害を防止するため、常時モニタリング体系を構築し、ブローカー摘発の際は関連情報を被害企業に提供することで被害拡散を防止し、異議申出・無効審判・回収(交渉)支援のための紛争対応コンサルティングを提供するなど商標侵害対応体系を構築することで持続的に海外商標ブローカーの商標先占による被害防止に向けて取り組んでいる。

ロ. 推進内容及び成果

1) IP-DESKの運営

海外での知的財産権紛争を予防するためには、まず先に現地において韓国企業の知的財産権を確保することが何より重要であり、紛争に適切に対応するためには侵害内容を正確に調査・把握し、現地の法律と手続きによる適切な戦略を立てることが重要である。

しかし、韓国の中小企業は「先輸出、後出願」という企業慣行によって海外における権利確保を通じた紛争予防努力も不十分であるだけでなく、知的財産権専門人材や管理戦略の不在によって知的財産権紛争対応能力も足りない状況である。

そこで特許庁はIP-DESKを通じて知的財産権無料相談とともに、現地商標出願費用など権利確保支援はもちろん、海外模倣品侵害調査及び取締費用の支援、現地取締公務員に対する模倣品識別セミナーとともに国内招請研修事業も展開するなど多様な形態の支援事業を行っている。

特に、2018年には冷え込んだ韓・中関係によって中断していた中国公務員招請研修を再開し、インドネシア知的財産権担当公務員を初めて韓国に招いて韓国企業が現地で経験している知的財産権問題を建議した。中国、タイ、ベトナムでは計7回にわたって模倣品識別セミナーを開催し、現地の取締公務員550人余りを対象に韓国企業の正規品と模倣品を区別する方法を伝授した。

また、中国食品市場の成長速度と輸入規模の上昇ぶりから、韓国企業の模倣品が多く流通する懸念があると見て、食品分野の模倣品流通分析報告書を発刊して関連業界に配布した。これを通じて中国に進出、もしくは進出を控えている食品会社が知財権紛争を事前に予防し、適時対応できるように支援した。

その他にも、IP-DESKが支援できる地域的な限界を補完するため、KOTRA韓国投資企業支援センターの企業説明会の際に知的財産権セッションを設けて連携説明会を開催

することで、IP-DESK未設置地域韓国企業の知的財産権に対する認識を高めると同時に、関連支援事業に対する広報を展開した。

<図Ⅲ-3-1>アリババ韓国ブランド商品識別セミナー(2018.8.)



<表Ⅲ-3-1>2018年IP-DESK支援状況

(単位：件)

細部事項	2018年	中国						タイ	ベトナム	米国		ドイツ	日本	インド	インドネシア	
		北京	上海	青島	広州	瀋陽	西安	バンコク	ホーチミン	LA	ニューヨーク	フランクフルト	東京	ニューデリー	ジャカルタ	
知的財産権 相談	7,590	592	510	599	533	191	103	301	349	2,048	467	450	1,023	221	203	
出願	受付	1,790	192	117	133	94	78	70	85	216	287	154	76	155	55	78
	出願	1,073	130	59	107	43	57	43	48	118	186	77	33	114	22	36
侵害調査	33	1	6	0	0	1	8	0	2	7	5	3	0	0	0	
説明会	68	6	1	6	8	1	14	1	3	8	10	7	1	2	0	
協力 チャンネル	87	16	11	2	32	1	3	9	0	0	0	2	10	1	0	
情報提供	192	20	3	24	10	3	11	5	13	30	23	13	14	9	14	

2) K-ブランド保護基盤の構築

2014年11月IP-DESKを通じた相談の中である個人出願人が韓国企業の商標125件を集団出願して商標ブローカーと疑われる状況を発見した後、特許庁はK-ブランド相談センターの独自調査及び外部専門機関調査を通じてブローカー被害状況を把握し、調査を通じて14人のブローカーを追加発見してその結果を被害企業に伝えた。

以後海外現地におけるK-ブランドの権利確保を通じた紛争予防と体系的な紛争対応体系の構築を通じた韓国企業の国際競争力強化を目的として、2014年12月国家知的財産委員会で関係省庁合同で樹立した「K-ブランド保護総合対策」を議決・発表し、商標無断先登録被害事例に対するマスコミ報道を通じてブローカーに心理的プレッシャーをかけることも並行した。

中国商標ブローカーによる被害の大きいフランチャイズ、化粧品、食品、衣類など業種別産業団体との協力の下で、該当団体の会員社を対象に被害事例を知らせ、特許庁長官とフランチャイズ企業CEO間の懇談会などを通じて商標ブローカーに対応するための意見交流の機会も拡大した。

商標ブローカーは法人を設立して法人名で自分の活動を隠し、類似商標、英文・中文など結合商標の制作、他の商品・サービス分類で出願して登録するなど多様かつ巧妙な方法で韓国企業の商標を無断先占している。現2018年末まで中国商標ブローカー181(個人及び企業)によって韓国企業の商標2,962個が先占され、1,330社が海外進出遅延、企業ブランドイメージの低下などの被害を被った。

3) 中国商標ブローカー無断先占早期警報体系の導入

2017年には中国商標局に出願されるハングル商標を毎月モニタリングして韓国企業無断先占と疑われる商標が発見されれば、被害企業が早期に法律対応できるように被害情報及び対応方法を提供する「中国商標ブローカー無断先占早期警報体系」を構築した。それによって、中国商標出願公告後3カ月以内のみ可能な異議申出など無断先

占対応可能件数が早期警報体系導入前より大幅増加した。

また、企業被害及び対応情報の伝達力を高め、随時変化する商標ブローカーの無断先占状況及び書誌情報に対する効果的な情報管理のために国際知財権紛争情報ポータルに海外商標ブローカー情報を提供するウェブページを構築した。

2018年からはモニタリング対象商標をハングル商標だけでなく中文・英文商標にまで拡大し、2018年の1年間企業355社の1,142件の商標が中国商標ブローカーによって無断先占されたことを発見してその内容を被害企業に提供した。

4)K-ブランドコンサルティング及び知財権紛争共同対応など連携支援

摘発された海外商標ブローカーの先占状況に対しては外部専門家が中国内の一般的な出願内容の確認、対応時限、法律的基础意見、韓国内権利状況など韓国企業の初期対応方向設定に必要な総合的な調査を行い、その結果を企業に提供することで迅速な対応を可能にした。

海外商標ブローカーの摘発ルートを中国商標局情報調査、IP-DESKを通じたモニタリング受付と産業団体を通じた被害事例の受付、企業が参加した各種懇談会を通じた事例受付などに多様化し、被害企業には「知的財産権紛争対応センター」を通じて類型別・段階別対応戦略を総合的に支援するとともに、必要に応じて「K-ブランドコンサルティング」と「知財権共同対応支援事業」に連携支援した。

商標ブローカーに対する中国商標法体系に適した法律的対応戦略及び改正中国商標法と関連する判例研究などを推進して出願公告中の商標に対する異議申出または登録商標に対する無効審判請求、不使用取消審判請求などの方法を検討し、これを「K-ブランドコンサルティング」を通じて被侵害企業に支援している。

また、海外商標ブローカーによる被害事例が発生した時に被害類型の類似する業種または企業間協議体を構成して段階別は無効審判など法的手段を活用できるように

することで、被害企業が侵害対応を通じて自社の権利が取り戻せるよう支援した。

その結果、2017年中国商標ブローカーを対象にした商標無効審判共同対応を通じて韓国企業11社の無効審判初勝訴を勝ち取り、2018年には中国商標ブローカーに対する大規模な共同対応に20社を連携支援した。

5) 海外商標ブローカーによる被害の予防・初期対応に向けた総合窓口の運営及び国民向け広報

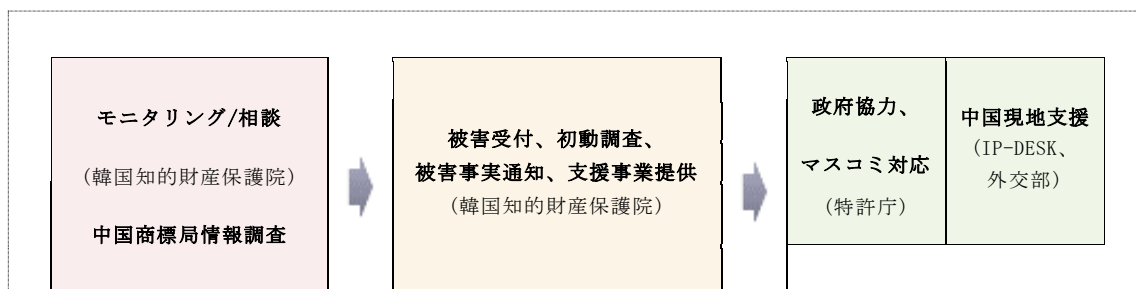
韓国知的財産保護院は商標ブローカー被害予防・初期対応のための海外商標ブローカー被害相談及び対応戦略の提示、中国商標検索サービスなどOne-Stopサービスを支援している。

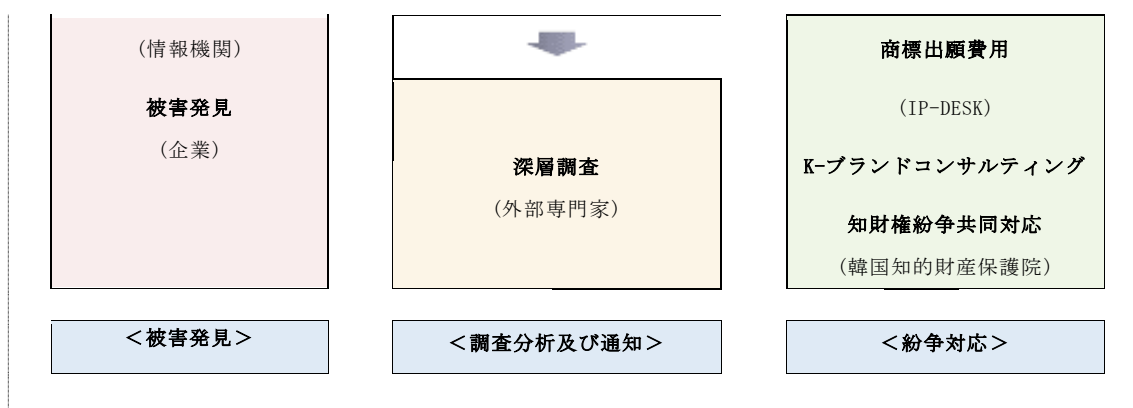
海外商標ブローカーによる被害の大きい5つの産業別団体と広報及び被害対応体系を共同で構築し、被害予防のための認識を高めるために放送局と日刊紙、寄稿文など各種媒体を活用した広報を強化した。また、産業分野別の特性を考慮した「K-ブランド保護」説明会・懇談会を開催して参加企業から関心を集めた。

そして、企業知的財産権担当者に適時に必要な情報を提供するため、ニュースレター(K-ブランドニュースレター、計12回)を提供し、IP-DESKを通じて海外現地説明会を開催するなど海外商標ブローカー被害及び対応戦略の共有・伝播を通じて韓国進出企業の海外商標確保の重要性に対する認識を広めた。

<図Ⅲ-3-2> 中国内商標ブローカーへの対応プロセス

<中国内商標ブローカーへの対応プロセス>





<図Ⅲ-3-3> 商標ブローカー根絶推進広報活動



<中国商標ブローカー対応ガイドブックの配布(2017. 1.)>



<商標ブローカー被害対応懇談会(2018. 7.)>



<中国に強い商標作り教育の開催(2018年計4回)>

ハ. 評価及び発展方向

政府省庁、関係機関との協力、権利確保の重要性を知らせるための認識向上活動などK-ブランド保護に向けた取り組みを通じて企業の「先輸出・後出願」の慣行が改善されつつある。その結果、IP-DESKを通じた海外商標出願申請件数は大きく増加した。

また、知財権紛争がIP-DESK設置国家だけでなく全世界的に発生している実態を反映し、KOTRA本社に海外知財権保護室を運営している。海外各地域にインフラを構築している全世界KOTRA貿易館を通じて現地で発生する知財権紛争に対するサービスを提供することとなった。特許庁では深みのある相談及び支援が行われるようにするため、IP-DESKに弁護士、弁理士など専門人材の採用を拡大する予定である。

今後、中国に続いて韓国の大衆文化が急激に広がりつつあるASEAN地域でも韓国企業の知的財産権被侵害事例が増加しているため、海外商標ブローカーによる商標無断

先占に対する対応体系を韓国企業の進出が多いベトナムなどASEAN主要国に拡大して運営する計画である。

特許庁は韓国企業の海外知的財産保護を強化するため、政府省庁及びKOTRA、韓国知的財産保護院など関係機関との協力の下で輸出競争力を高めるための各種支援施策を持続的に推進していく計画である。

2. 韓流に便乗する外国企業に対する調査及び対応体系の構築

産業財産保護協力局 産業財産保護支援課 行政事務官 イム・ジョンア

イ. 推進背景

最近爆発的に広がっている韓流は韓国企業には新しい機会となっている。韓流ブームの中心地である中国、ASEANが韓国有望消費財(化粧品、ファッションなど)全体輸出の40%以上を占めたという2018年関税庁の調査結果によれば、韓国大衆文化の拡散は国家イメージ上昇及び韓国商品のブランド競争力向上だけでなく、韓国企業の輸出拡大に寄与していると思われる。しかし、このように韓国商品の競争力が強くなるにつれ、海外知的財産権の侵害事例も続出している。特に最近では韓国ブランドを前面に打ち出して偽韓国商品を販売する外国企業(韓流便乗外国企業)が中国、東南アジアなど全世界に売り場を拡大しているため、韓国ブランドイメージが損なわれて消費財産業を中心にその被害が広がる恐れがある。

ロ. 推進内容及び成果

韓国中小企業は知的財産権侵害状況を把握するためのインフラ、対応戦略、専門人材などあらゆる条件が不十分であるため、適時対応に悩んでいた。そこで、企業は特許庁に関連現状調査と対応支援を要請した。

特許庁は韓流便乗外国企業に対する現状調査及び国家別販売方式に対する現地法律

検討を実施し、調査の結果、一部韓流便乗外国企業の違法性を確認した。その企業たちは売り場の商号やホームページに韓国と関連する文句を露出させ、韓国製品の容器とデザインの形態を模倣したり、粗悪な韓国語で製品説明書を記載した製品を販売し、現地の消費者が韓国企業または韓国製品として誤認するように誘導する営業方法を使っていた。

このような実態調査の結果を国内被害企業と共有し、被害企業は韓流便乗外国企業を対象に韓国製品の模倣製品販売中断を要求する共同警告状を発送したり、現地政府機関に取締りを申請するなどの共同対応ができるように支援した。

対応の結果、ベトナムとタイで韓流便乗外国企業に対する取締りが施行され、模倣製品が押収されるなどの成果があった。それによって、一部韓流便乗外国企業の売り場とホームページから韓国と関連する文句が削除され、模倣製品の販売が中断された。

ハ. 評価及び発展方向

海外での新しい侵害類型に対する企業と政府の対応に肯定的な変化が現れつつある。特許庁は海外進出企業の悩みを持続的にモニタリングし、政府省庁及びKOTRA、韓国知的財産保護院など関係機関との緊密な協力体系を維持し、韓国企業の海外知財権及び韓国ブランドイメージ保護のために持続的に努力を傾けていく予定である。

3. 海外進出企業の国際特許紛争対応能力向上

産業財産保護協力局 産業財産保護支援課 行政事務官 チャン・ソングック

イ. 推進背景及び概要

韓国企業の世界市場進出拡大によって外国企業からの特許攻勢が激化している。紛争の対象になる企業も大企業のみならず中堅・中小企業まで拡大しており、半導体・デジタル分野は売上高10億ウォン以下の小企業も紛争の対象となっている。海外競合

社からの過剰なロイヤリティ及びライセンスの要求によって韓国企業の価格競争力が低下している。一方、莫大な特許訴訟費用は韓国企業の輸出に足枷となっている。

しかし、韓国企業の知的財産権紛争に対する対応環境は不十分な状況である。2018年特許庁が実施した知的財産活動実態調査結果によれば、知的財産権専門担当人材を保有している企業は全体企業の約25.4%に止まるなど紛争対応インフラが不十分であり、紛争対応の際も過剰な時間と費用が発生するなど困難を感じていることが分かった。

そこで特許庁は韓国企業の知的財産権紛争の対応能力を強化するため、紛争情報及びコンサルティングの提供など紛争発生による産業被害を最小化するための様々な紛争対応支援政策を実施している。

ロ. 推進内容及び成果

特許庁は韓国企業が外国企業との知的財産権紛争に円滑に対応できるように知的財産権紛争情報インフラを構築し、特許管理専門会社の活動動向を随時把握する一方、関連データを体系的に整理して国内企業が紛争対応に活用可能な定期ニュースレター及び各種分析報告書を発刊している。また、海外進出(予定)企業を対象に専門コンサルティングなど紛争対応に必要な資源を提供した。

1) 国際知的財産権紛争関連情報の提供

国際的に発生している知的財産権紛争関連情報を迅速に提供するため、米国、中国など主要国から発生した紛争速報、知財権ニュース及び研究報告書などを提供している。

国内企業の特許管理専門会社(NPE)に対する対応力を強化するため、主要NPEを選定し、該当NPEの訴訟履歴、保有特許を分析して訴訟方向が予測できる報告書を提供した。また、IP Insight報告書を通じて最近海外知財権のイシュー判例を分析して実務

で直ぐに活用できる実用的な法律情報を提供した。

<参考> 特許管理専門会社(NPE:Non-Practicing Entity)とは?

NPEは様々な定義があるが、一般的に特許を活用して製品を生産せず、保有した特許権を行使して収益を創り出す企業を意味する。NPEは①特許権を企業に行使してロイヤリティをもらう攻撃型NPE、②攻撃型NPEに対応して今後攻撃を受け得る特許を買収することで将来特許紛争を遮断する防御型NPEに分類できる。最近 이슈 になっている Patent Troll は攻撃型NPEの一部に該当する。

また、輸出企業の現地における知財権保護強化のため、国別の知財権制度の動向及び戦略的紛争対応策を考慮して海外知財権保護ガイドブックを提供している。2018年にはイギリス、インドの知的財産権取得手続きと準備書類、審査進行過程、紛争対応方法などを詳しく収録し、海外進出(予定)の韓国企業実務者たちが簡単に理解して対応できるようにした。

<表Ⅲ-3-2> 海外知的財産権保護ガイドブックの発刊状況

(計30種：地域別27種、特性別3種)

アジア(13種)	中国、香港、シンガポール、台湾、日本、ベトナム、タイ、マレーシア、フィリピン、インド、アラブ首長国連邦(UAE)、インドネシア、イラン
ヨーロッパ(7種)	ドイツ、英国、オランダ、ロシア、トルコ、EU、フランス
アメリカ(5種)	米国、カナダ、メキシコ、ブラジル、チリ
オセアニア(1種)	オーストラリア
アフリカ(1種)	南アフリカ共和国
特性別(3種)	輸出企業チェックポイント、EU圏の保護実務ハンドブック、IP Business 契約書ガイドブック

2) 国際知財権紛争予防コンサルティング

2018年には知的財産権紛争発生の恐れがある、もしくは紛争が発生した中堅・中小企業547社を選定し、紛争予防・対応コンサルティング費用の一部(中小企業70%、中

堅企業50%)を支援した。コンサルティング支援事業に選定された企業はコンサルティングを通じて自社が他社の権利を侵害しているか否かを確認したり、他社の権利侵害主張にどのように対応していくのかに対する戦略を樹立することができた。

＜表Ⅲ－3－3＞国際知的財産権紛争予防コンサルティングの優秀事例

モノのインターネット(IoT)基盤のスマートベッドマットレスを開発するA社は海外進出に向けた紛争予防コンサルティング支援を受けた結果、紛争リスク特許5件を発見し、それに対する被侵害論理、回避設計、無効戦略の提供を受け、マットレス業界シェア第2位企業と供給契約などを締結して海外進出に成功。

3) 知財権訴訟保険の支援

国際特許紛争の全世界的な拡散、発展途上国における模倣品流通の急増などによって、特許庁は海外進出企業の紛争リスクの予防及び紛争費用負担の緩和のための訴訟保険支援事業を2010年から運営している。

中小・中堅企業が知財権訴訟保険に加入する際に加入保険料の一部を支援しており、支援比率は総保険料の最大50%(中小企業基準、中堅企業は30%)である。全世界を保障する総合保険とアジア・オセアニアと北米・ヨーロッパに進出する企業向け保険、商標・デザイン権保障専用特化保険、海外知財権審判専用保険を発売して多様な保険商品を運営しており、2018年には100社余りを支援した。

2019年からは保険ではなく共済を通じて知財権紛争費用が支援できるように特許共済支援事業を実施する予定である。

ハ. 評価及び発展方向

2018年には中国、ヨーロッパの知財権紛争情報提供の拡大、関心分野の細分化及び第4次産業(人工知能)特許紛争対応戦略報告書など特許紛争に対する韓国企業の先制的な対応を支援し、2019年からは訴訟活動が活発なNPE情報を国際知財権紛争情報ポ

ータルを通じて常時アップデート・提供する予定である。

一方、2009年から2017年までの国際知的財産権紛争予防コンサルティング支援を受けた企業を追跡調査した結果、コンサルティング支援を受けた後、該当企業は総売上高・輸出額の増加、国内外特許件数の増加、全体雇用人材及びIP専担人材の増加効果が現れ、輸出活動及び知財権紛争対応能力が高まったと分析された。（国際知的財産権紛争コンサルティング支援事業の経済的効果分析、2018. 12. 韓国生産性本部）

今後も韓国企業が自ら外国企業との知的財産権紛争を円滑に解決できるように知的財産権紛争関連情報を量的・質的に持続的に拡充してだけでなく、企業が情報を有用に活用できるよう積極的に支援する計画である。それによって今後には海外知的財産権保護ガイドブックを随時改訂することで常に最新のコンテンツを提供し、企業が「国際知的財産権紛争情報ポータル」が保有するデータベースを自社のデータベースのように自由に活用できるようにデータを積極的に開放する計画である。

また、国際知的財産権紛争予防コンサルティングでは権利種類を全て包括する範囲のコンサルティングを通じて現地ビジネスに最適化した保護戦略を提供し、韓流ドラマ・芸能など韓流コンテンツから派生する商品の知財権保護戦略コンサルティングもまた提供する一方、支援事業説明会及び知財権保護セミナーの開催を支援して知的財産権紛争対応の重要性に対する企業の認識向上に集中する計画である。

第4章 知的財産分野におけるグローバルリーダーシップの強化

第1節 概観

産業財産保護協力局 国際協力課 書記官 パク・ヒョンス

1. 概要

韓国企業の活動舞台が全世界に広がったため、知的財産分野における国際協力の重要性も増大しつつある。特許庁は実質的な国際協力の推進を目指して先進5カ国特許庁(IP5)協力を通じたグローバルリーダーシップの強化、二国間・多国間協力を通じた友好的な海外知的財産保護環境作り、知的財産行政韓流の拡散、知的財産行政サービスの国際競争力の強化など多様な事業を展開している。

2018年米国ニューオーリンズで開催された長官会合ではPCT国際調査報告書をIP5の5庁審査官が共同で協力して作成するPCT協力審査のパイロット事業の施行¹²に合意した。主要特許庁が初めて共に参加するPCT協力審査はIP5相互間の信頼と特許協力の限界を試す重要なテストになる見通しである。

また、2018年は二国間協力を通じて韓国企業に友好的な海外知的財産保護環境作りに向けて多くの努力を傾けた1年であった。中国、日本、ヨーロッパなど主要国と二国間会合を開催して持続的な協力関係を確認する一方、韓国企業進出が増加する新興国・途上国との協力も拡大した。特に、2018年3月にはブルネイで初めて「韓-ASEAN特許長官会合」を開催して知的財産権包括協力MOUを締結し、ASEANと知財権分野協力基盤を初めて構築した。また、企画財政部のKSP(Knowledge Sharing Program)を通じてASEAN加盟国のIPインフラ強化コンサルティング事業を始め、2019年7月完了する予定である。

¹² 施行日：2018年7月1日

知財権をめぐる国際関係はWIPOとWTOを主な舞台として知財権制度の強化を図る先進国と、開発アジェンダ(Development Agenda)の履行及び知財権制度の弱体化を図る途上国の立場の差が依然として存在する中、地理的表示の国際的な保護 이슈をめぐる旧大陸と新大陸という先進国間の新たな対立構図が一層複雑化している。韓国特許庁はこのような国際知財権力学関係の中で韓国と利害関係を共にする国家との協力関係を強化し、共同対応することで、国際機関の多国間規範的議論において韓国の国益を最大に反映するために戦略的かつ主導的な対応活動を展開した。

一方、自国の知的財産権が海外で安定的に保護されることを希望する各国の取り組みも強化されているが、貿易交渉において知的財産権分野を核心議題として持つていくことが代表的な事例である。それを反映して大半のFTAにおいて知的財産権分野は一つの独立したチャプターとして構成されるのが一般的である。2014年中国、ベトナムなどとのFTA妥結の際に、知財権分野の別途交渉を通じて未登録商標の保護など韓国企業を保護する方法を設け、現在進められているRCEP及び韓・中・日FTA交渉においても知的財産権分野の議論をリードしている。特に、2018年には韓-中米FTAが妥結し、韓-MERCOSUR FTA交渉がスタートするなど知財権分野の貿易交渉が持続的に拡大している。

韓国の高まったプレゼンスを基に特許行政サービスの輸出を拡大している。2016年、UAE政府がシステム構築費用を全額負担する輸出形態のシステム構築事業を開始し、2018年に開発を完了した。これは2011年モンゴル、2013年アゼルバイジャン、そして2015年にアフリカ広域知財権機関(ARIPO)に特許情報システム構築をODA財源などを活用して無償で完了した後に上げた最初の輸出成果である。

特許情報を活用した知的財産シェアリング事業も持続的に拡大している。途上国の生活問題の解決と所得増大のために、適正技術及びブランド開発を持続的に支援しており、国際知的財産教育を通じて途上国の知財権能力を強化し、知財権格差(IP-Divide)を解消すると同時に、ASEANなど支援を受ける国との協力関係を固めて政府レベルの新南方政策など政策基調にも寄与している。

2. 国際動向及び対応策

米国、中国、日本などの主要国は知的財産がを国家競争力強化における核心要素の一つとして認識し、知的財産競争力の強化に向けて国家レベルでの努力を傾けている。

イ. 米国

以前オバマ行政府はIT、ICT企業に対するパテント・トロールの無差別攻撃を規制することに集中したが、一方トランプ行政府は特許権の安定性と予測可能性を強調して特許保護を再び強化(Pro-Patent)する方へと政策方向を切り替えている。革新に基づいた強い知的財産を米国経済の持続的な競争力維持の鍵として認識し、発明家と企業の知財権を国内外的に厳しく保護することは米国の基本的な国家知財権戦略であった。トランプ行政府で新しく任命された米国特許商標庁(USPTO)の長官、次官は二人とも特許弁護士出身で強い知財権の創出が米国の革新と雇用創出に寄与すると力説している。

米国特許庁は「2010－2015知的財産戦略計画」、「2014－2018知的財産戦略計画」に引き続き、「2018－2022知的財産戦略計画」を履行している。今回の「2018－2022知的財産戦略計画」は知的財産で米国と世界をリードするというビジョンの下で、i)高品質の迅速な特許及び商標審査を行い、ii)信頼できる予測可能な知財権を作るための審判を遂行し、iii)知的財産政策を樹立して知的財産保護を強化し、iv)知的財産情報と教育を全世界に普及することで米国の革新、競争力及び雇用拡大を誘導するというミッションの達成を目指している。このようなミッション達成を通じて(1)特許品質と審査期間の最適化、(2)商標品質及び審査期間の最適化、(3)グローバル知的財産政策、執行、保護の向上に向けた国内外リーダーシップ提供などの戦略目標を成し遂げようとしている。

一方、米国特許庁は特許審査の効率性を高めるため、日本特許庁(JPO)及び韓国特許庁(KIPO)と其々「特許共同審査パイロットプログラム(Collaborative Search Pilot Program、CSP)」を2015年から実施している。また、審査滞積を解消するための特

許審査ハイウェー(PPH)プログラムの場合は、「IP5 PPHプログラム」をオーストラリア、韓国を含む27カ国と施行している。「二国間PPHプログラム」をアルゼンチン、ブラジルなどを含む10カ国と施行しているが、これを通じて先に審査が行われた特許庁の審査結果を残りの特許庁が活用して優先的に審査し、出願人に良質な審査サービスを提供している。

米国は知的財産権分野においてグローバルリーダーシップを確保するための多様な活動も続けている。2015年1月1日からEPOとともに新しい特許分類体系であるCPCを全面導入した。現在は韓国、中国、ロシアなど他の国にまでこのような分類体系が拡散しつつある。

また、国内外の知的財産認識を高めるため、米国特許庁傘下の国際知的財産研修院(Global Intellectual Property Academy)を通じて知的財産権関連の政府省庁、学界、中小企業知的財産権担当者など自国民約2,100人に対する教育訓練を実施しただけでなく、114カ国の5,000人以上に達する外国人訓練課程を運営した。知的財産に対する国際的な認識向上を通じて持続可能なグローバル知的財産システムを広げようとする米国の努力が垣間見える。

ロ. 日本

安倍総理が2018年知的財産推進計画で時代に応える人材とビジネスを養成し、創造活動を促進することを強調しただけに、日本特許庁の知財権政策は中小・ベンチャー企業の知財権活用を支援することで安倍政府の政策基調に応えるものと予想される。

宗像尚子特許長官は2018年の年頭所感で、中小企業に対する手数料減免、ベンチャー企業に対する専門家支援事業、デザインの重要性などを重点的に取り上げた。

同じ流れで、日本特許庁はスタートアップが直面する課題に対する国内外の事例を調査し、2018年4月に調査研究報告書を発刊することはもちろん、スタートアップ企業を対象にスーパー早期審査、IP戦略樹立支援、海外事業拡大のための支援、定期的

なセミナーなどを通じた情報の提供、手数料の減免など多角的な政策支援を行った。同時に、7月にはスタートアップを専担するチームを新設することで、スタートアップを更に効率的に支援できるように努力した。

特に、2018年6月からパイロットプログラムとして始めたスーパー早期審査は特許が与える戦略的優位性に対するベンチャー企業の期待感が高いことから起因するものであり、2018年の1年間685件のスーパー早期審査要請があったが、平均審査期間は0.7カ月に過ぎず、スタートアップの特許確保に肯定的な役割を果たしたと見られる。

人材養成と関連して、日本特許庁は2004年から2018年まで14年間毎年審査官100人余りを着実に増員することで、知財権審査の安定性を高めてきた。その結果、特許無効紛争で裁判所が特許の有効性を認める比率が高くなった。

デザインに対する需要者の期待に応えるため、デザイン経営の手段と効果性に対する研究である「デザイン経営」というレポートを発刊し、2018年8月にはデザイン首席、公共領域チーム、国内ユーザーチーム、海外ユーザーチーム、ユーザーインターフェース向上チームで構成されたデザイン経営プロジェクトを立ち上げるだけでなく、職員デザイン教育など全特許行政にデザイン経営を適用するための努力を傾けている。

また、第四次産業革命と関連してIoTの普及によって多様な装備をインターネットにつなぐ標準必須特許が増加することに対応するため、日本特許庁は標準特許交渉に関する指針を作成し、それを世界標準にするために力を入れると見られる。

一方、日本特許庁はその組織価値(SQN)である世界最高速度(Speed)、世界最高品質(Quality)、ネットワークの活性化(Network)のための努力も続けている。

審判品質を高めるために日本特許庁は20年以上の審判経験を持つ審判長出身の人事を審判する審判調査員として採用、3審合意制の実質的な運営と言える事前検討制、4人の弁護士と3人の弁理士で構成されたスタディグループを活性化している。これは企業の経営活動の範囲がグローバル化し、知財権紛争が日増しに熾烈になっているた

め、知財権分野における審判の重要性が大きくなったことによるものである。

日本は特許審査期間が長く、審査環境が劣悪なアジア新興国に日本式特許審査を普及して日本企業の進出活動を支援することを目標に掲げ、職員の長期派遣、審査実務教育を実施した。ASEAN10カ国特許庁との協力をもこのような戦略の一環であり、2012年以後毎年履行計画を樹立して協力事業を施行している。また、WIPO JAPAN Fundを通じてODA事業にも積極的に取り組んでおり、2018年30周年を迎えて各国のハイレベル(長官級)人事を日本に招請した。

ハ. 中国

2018年中国知財権分野のキーワードは知財権の保護である。習近平国家主席がボアオフォーラムで「知的財産権の保護は中国経済競争力を高める最高の方法」と言及するなど国家レベルの知的財産保護政策を展開した。中国政府の知財権保護政策は厳しい保護、大々的な保護、速い保護、同一な保護と要約可能であるが、これは米-中貿易戦争の原因と指摘される外国企業に対する知財権保護環境を改善する同時に、中国自国企業の知財権創出、金融方面の成果をうまく活用するため、知財権保護環境の改善が欠かせないという認識に基づいている。

ここ10年間余り中国政府は国家レベルでの知財権戦略を持続的に樹立・推進してきた。11・5規画(2006～2010)では大企業中心の量的知財権分野の成長を推進し、その際「国家知的財産権戦略要綱(2008)」を発表して国家知的財産政策の基本方向を提示した。12・5規画(2011～2015)では知財権の量的膨張成長戦略による知財権の品質低下、関連紛争の増加など諸問題に対する反省として知的財産分野の質的成長と保護及び活用を強調した。2016年には「第13次5カ年計画、2016-2020」を発表し、2020年まで世界水準に合う知財権強国の建設を国家的目標と設定した。2017年には「2017年國家知的財産権戰略深化實施及び知的財産権強國建設加速化に向けた知財権發展戰略の深化・拡大計画」を発表した。

2018年には知財権分野の効率的な業務推進のために大規模な政府組織改編を断行し

た。既存の工商行政管理総局を廃止し、企業登記、独占取引、消費者保護、市場秩序の維持、独占取引、消費者保護、市場秩序の維持、標準技術管理、安全監督を担当する国家市場監督管理総局を新設して知財権取締、不正競争防止業務を所管させ、国家知識産権局には既存の特許、デザイン業務に商標、地理的表示、知財権保護政策業務を追加管理させた。

それによって中国市場監督管理総局の執行取締局、価格監督検査及び反不正競争局は模倣品氾濫の抑制、市場の衡平かつ秩序ある競争の促進、創業の積極的な保護、消費者と権利者の合法的な権益の保護、商業環境改善を目標に掲げて業務を行うことになった。

このような中国の持続的な知的財産発展戦略の推進は目に見える成果として現われ始めている。商標分野では2018年年間商標出願件数が737.1万件で全世界出願件数の37.9%を占め、発明特許出願件数は154.2万件で全世界出願件数の42.5%を占めた。PCT国際特許出願もまた前年比14.5%成長して5.5万件を記録し、日本を追い越して1位の米国に近接する成果を上げた。

知財権保護もまた強化された。故意的な侵害に対する最高5倍までの懲罰的損害賠償を盛り込んだ特許法改正案が国務院を通過し、38の省庁合同で非正常的な特許出願、商標買い溜め、悪意的な商標登録行為をする個人及び企業を懲戒するための「知財権分野の深刻な信用喪失主体に対する懲戒方法」が樹立・配布された。また、「電子商取引分野の知財権保護取締業務深化方法」を樹立して上海市、浙江省、北京市、広東省、江蘇省を重点取締地域として選定し、各地方別知的財産権利保護協力体系を構築する一方、モバイル取引に対する情報化管理プラットフォームを構築してプラットフォームで知財権侵害行為を自動監視している。また、全国的に知財権保護センターと迅速保護センター計33カ所を開所した。その結果、2018年特許侵害及び模倣品取締件数は前年比15.9%増加した7.7万件、商標法違反取締件数は3.1万件(5.5億元相当)に達した。

増加する知的財産の出願量に対応し、中国は審査能力の向上に取り組んでいる。地

域別拠点に審査協力センターを開所して増加する審査物量を消化し、審査品質を高めて迅速・正確な権利を登録するための努力を傾けている。2018年には特許審査協力センター福建省センター及び鄭州商標審査協力センターを開所し、適時審査のために高付加価値特許審査期間を10%短縮、商標審査期間を6カ月以内に短縮した。また、PCT国際特許出願審査意見の問題発生率が1%未満に達した。

知財権活用分野においても中国の発展速度は驚くほどで、累積知財権担保融資金額が1,000億元を突破した。知的財産金融を活性化するため、深淺など8つの都市を知財権活用サービスシステム構築試験地域として新設し、財政部と共同で「知財権関連会計情報公示規定」の樹立、認監委と共同で「知財権認証管理方法」を樹立するなど法制度の改善も同時に進められた。

グローバル交流協力もまた持続的に拡大・強化した。習近平政府の中国と東南アジア、中央アジア、北アフリカ、ヨーロッパを道路、鉄道、海路などでつなぐ経済ベルト構築計画である一帯一路計画の下で周辺国と積極的に知財権協力を推進している。2018年8月、一帯一路知的財産権ハイレベル会議を開催し、第15回上海知財権国際フォーラムを開催するなど、国際でのプレゼンスを高めるために取り組んだ。このような努力によってPPH対象国は28カ国に増え、中国特許がカンボジア、ラオスに自動認定されるなどの成果を上げた。その他に、韓国、フランス、アルゼンチン、シンガポール、アフリカ広域知財権機関(ARIPO)など世界各国との交流を持続的に拡大した。このような取り組みから中国が知財権分野におけるグローバルプレゼンス強化のために多くの努力を傾けていることが分かる。

二. ヨーロッパ

ヨーロッパでは単一特許パッケージ(Unitary Patent Package)の議論が進んでいる。協定発効には特許出願件数基準で加盟国のうち上位3カ国であるイギリス・ドイツ・フランスを含む12カ国以上の批准が求められるが、2018年4月イギリスが統合特許裁判所協定(UPC Agreement)に対する批准書を寄託することで、2018年末基準でイギリスとフランスを含めて計16カ国が批准手続きを完了した。当初ヨーロッパ統合特許裁

判所準備委員会は2018年末には協定が発効すると予想していたが、ドイツの批准が遅れるなど発効時期が続けて先延ばしになっている。そして、ヨーロッパ統合特許裁判所準備委員会はまだ具体的な発効時点を明らかにしていない状況である。

韓国特許庁は2011年からヨーロッパの統合商標とデザイン出願に対する審査と登録を担当する欧州連合知的財産庁(EUIPO)と包括的MOUを締結して協力を続けている。また、毎年両側が年間業務計画を樹立して商標・デザイン分野の懸案を議論し、最新の情報を交換している。2018年にはEUIPO商品目録の韓国語サービス支援協力、両機関の知的財産権執行分野政策に対する情報交流実務議論を進めることに引き続いて、両審判院間の審判品質管理政策、効果的な紛争解決努力などを議題としてハイレベル会合を行った。3回の議論は全てテレビ会議で行われ、これは時間的・空間的な制限を克服し、効率的な業務協力が可能になるように両庁がともに努力した結果と言える。

EUは模倣品及び盗用に対する監視を強化するため、EU知的財産庁内に「ヨーロッパ知財権侵害監視機関」を設置し、知的財産権執行業務を行っている。2018年12月にはマーケット運営者、地方執行当局及び政府の知財権侵害取締措置を誘導し、模倣品購買に対するEU市民の認識を高めるため、EU執行委工商総局がEU初の「模倣及び違法コピー監視リスト(Counterfeit and Piracy Watch List)」を発表した。

ホ. 対応策

主要国は自国の知的財産権競争力強化のために多様な政策を樹立・推進している。これに対応するため、まず各国の知的財産権獲得手続の変更及び保護強化のために整備している知的財産権関連法制度の制定・改正状況に対する動向把握が必要である。変更される法制度を十分熟知せずに発生し得る不利益を予防し、変更された知的財産権保護関連制度と規定を十分活用するためには、現地情報に対する的確なアプローチが求められる。

さらに、激化している知的財産権紛争の流れを十分見極める必要がある。米中貿易戦争から触発された知財権の通商武器化とともに全世界的に景気低迷傾向が長期化し

ていることから、先進国を中心に技術保護主義が更に強まる見通しである。それによって海外進出あるいはグローバル市場において存在感を増している韓国企業は大中小企業を問わず海外競合社とパテントトロールの標的になる可能性が常に存在する。したがって政府レベルでは中長期的な観点から健全な知的財産生態系作りに向けた政策を展開し、企業の知的財産権関連競争力を高めていかなければならない。また、増えつつある中国での知的財産権紛争にも備える必要がある。最近中国内の知財権紛争件数が増加し、中国知財権専門裁判所が設置され、知財権に対する大衆の認識も向上している。また、中国は米中貿易戦争を解消するために知財権保護制度を強化している。一部韓国企業も中国現地企業との知的財産権紛争に巻き込まれていることを踏まえると、韓国企業の精巧な中国進出戦略が求められている。

韓国企業の海外進出が増えている東南アジア、中東、南米、東ヨーロッパのような途上国及び新興国との知的財産権協力も一層強化していく必要がある。韓国企業の海外進出が多角化していることから、知的財産権協力においても先進国中心の協力から脱し、協力対象国及び協力分野を多様化する必要があるためである。韓国企業が知的財産権侵害を恐れず、現地において思う存分活動できるよう新興国及び途上国の知的財産権機関との協力強化が一層要求されている。

さらに国際的な知的財産権規範に関する議論に積極的に参加し、効率的な知財権システムと制度の構築において寄与すべきである。韓国企業が多く活用しているPCT制度や特許審査ハイウェイ制度を韓国企業の実状に適するように改善し、共同審査のように庁間審査協力プログラムを拡大することで海外特許活動がより便利かつ迅速になるように支援しなければならない。また、特許法条約(PLT)、商標法に関するシンガポール条約のような国際的な知的財産権制度の統一化議論にも積極的に参加し、韓国企業に有利な方向に国際的な知的財産権規範が形成されるように取り組んでいかなければならない。

第2節 知的財産先進5カ国協力体制の強化

1. 特許先進5カ国特許庁(IP5)の協力体制

産業財産保護協力局 国際協力課 工業事務官 キム・ヨンフン

イ. 推進背景及び概要

知識基盤経済への経済体制の変化と先進国の知的財産重視政策によって世界全体の知的財産出願が着実に増加している。特に、韓・米・日・中・ヨーロッパなど先進5カ国特許庁の出願が世界全体出願の約80%を占めているだけでなく、2カ庁以上に対する重複出願比重が高くなるにつれ、IP5間の協力の必要性もまた高くなりつつある。

このような審査協力の必要性に共感した5カ国の長官は、2008年10月韓国済州で開催されたIP5長官会合において、IP5業務協力のビジョンとこのビジョンを実現するためのIP5の10大基盤課題樹立に合意し、IP5協力の実体的な議論が始まった。

ロ. 近年先進5カ国特許庁長官会合の主な成果

2017年マルタのバレッタで開催された長官会合ではIP5協力発足10周年を迎え、これまで10年間の成果を集約した成果報告書を発刊し、長官会合で発表された共同声明書には今後10年の向けた新しいIP5協力ビジョンを盛り込んで採択した。

新しい協力ビジョンは「IP5内で特許慣行と手続きの調和を図る」、「品質管理の最適化」、「IP5庁間の業務協力(work-sharing)の最大化」、「特許情報サービスの向上」など4つの主要事項を核心価値として明示している。

また、2008年10大基盤課題として発足したIP5協力課題が10年が経過する間で50個近くまで増加し、この課題を取り扱う4つの実務グループの運営効率性問題が提起されたため、今後1年間IP5協力課題を評価してこれを改編することにも合意した。

2018年米国ニューオーリンズで開催された長官会合ではPCT国際調査報告書をIP5の5庁審査官が共同で協力して作成するPCT協力審査のパイロット事業の施行¹³に合意した。主要特許庁が初めて共に参加するPCT協力審査はIP5相互間の信頼と特許協力の限界を試す重要なテストになると見られる。

ハ. 今後の推進計画

IP5協力がスタートした2007年に比べて今は5庁の審査着手期間が多く短縮された点で、IP5発足初期の主要目的である「審査滞積解消」はある程度達成されたと見られる。また、分類(CPC)、情報化(OPD)、審査協力(PPH)など各実務グループの主要成果はIP5特許庁を超えて全世界にそのメリットを広げている。現在IP5間で議論中であるPCT協力審査もまた安定的に定着すれば、国家間審査協力の新たな転機を迎えると期待される。IP5発足以後追加された制度調和(2012年～)、品質(2014年～)などのテーマもまた長期的にIP5議論で占める比重が高くなると見られる。発足から10年目を迎えたIP5協力は中長期的な観点で協力課題の効率的な履行方法を考え、必要であれば新しい協力体系の樹立を模索しながら、2019年韓国のIP5会合開催を足掛かりに5庁間協力の質的な面での跳躍が行われるよう体系的な対応が求められる。

2. 商標先進5カ国特許庁(TM5)の協力体制

商標デザイン審査局 商標審査政策課 行政事務官 ソン・キジュン

イ. 商標先進5カ国特許庁協力推進の経過

1) 推進背景

中国は近年10年間余り連続して商標・デザイン出願において他の国を圧倒する出願

¹³ 施行日：2018年7月1日

量を記録しており、伝統的な多出願国である米国、日本、ヨーロッパ、韓国のみならず最近ではインド、ブラジルなどの商標、デザイン出願もまた急増している。

各国の商標、デザイン出願の増加とともに注目すべきことは、一つの商標が複数の国に出願される多国出願が増加傾向にあるという点である。複数国において商品とサービスを販売している企業の立場からすると、一つの商標で複数国において登録を受けて使用する商標管理が必須の時代となっている。このような状況の中で韓国企業が主要出願国において商標・デザインの権利を簡単に確保できるように支援するため、商標、デザイン分野における国際協力の強化が求められるようになった。

2) 商標IP5体制の形成

商標・デザイン分野における国際協力の強化を求めるニーズに応え、韓国特許庁は2009年4月既存の米・日・ヨーロッパの商標先進3庁(TM3)体制への加入に対する議論を始め、2011年正式会員として加入した。また、2012年にはオブザーバーとしてのみ参加してきた中国の正式会員としての参加が決まり、4庁間協力体は先進5庁間の協力体制であるTM5に拡大した。

韓国特許庁は2011年に正式会員として加入して以来商標・デザイン分野の協力事業に積極的に参加し、TM5協力の進展に貢献した。その結果、2012年10月に開催された初のTM5定例会合では韓国特許庁が2013年TM5の議長国に選任され、2013年の中間会合と定例会合を開催した。

ロ. 最近商標先進5庁会議の主な成果

2017年にはEUIPOが主催するTM5中間会議(バルセロナ5月)・年次会議(アリカンテ、11月)に参加し、韓国特許庁の主導事業である「審査結果比較分析事業」及び「商品名称記載方法に対する情報提供事業」に対するパイロットケース分析結果を発表し、TM5ウェブサイトの改善事項を発表して会員国から好評を得た。また、ユーザーセッションではTM5ウェブサイトをテーマにユーザー代表団ウェブサイト建議事項を集め、

寄せられた意見は2018年ウェブサイト運営計画に反映した。

2018年TM5会議の議長国は韓国で、中間会議は6月済州島で、年次会議は11月ソウルで開催された。

TM5年次会議では海外商標出願の際に国内とは異なる商品名称のために商標登録が拒絶される問題を解決するための「共通認定商品目録の構築方法(米国)」及び海外出願の際に商品名記載関連情報を提供するための「商品名称記載方法(韓国)」などが議論され、新規事業として韓国が提案した「商標侵害認識向上」事業が共同協力事業として新たに採択された。

また、TM5年次会議では既存協力改題の他に第四次産業革命時代に登場する新しい革新的な商品やデザインを効果的に保護するために韓国が提案してこれまで議論してきた「TM5間の新しい協力ビジョンを盛り込んだ共同宣言文(Joint Statement)」も採択された。同時に、TM5年次会議の開催をきっかけとして10月30日から11月7日までの期間を「2018商標・デザイン週間」として定め、世界知識所有権機関(WIPO)、国際商標協会(INTA)などと共同でソウル国際商標・デザインコンファレンス、KIPO-INTA国際シンポジウム、マドリード国際商標出願コンファレンス、デザイン法研究公開セミナー、WIPOハーグ国際コンファレンスなど多様な国際イベントを引き続き開催した。

<表Ⅲ-4-1> TM5の主要協力事業

事業名		事業内容
KIPO	TM5 ウェブサイト	<ul style="list-style-type: none"> ・ TM5 公式ウェブサイトの構築・運営(2013～) － 国家別協力事業の紹介及び進捗状況の説明、機関別最新ニュース及び年報・統計資料のアップデート実施、TM5 会議日程・議題の掲載など実務者間業務協議など多様な機能の構築 － ユーザーセクションの新設など追加機能改善(2018)
	審査結果比較事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 5カ国共通出願審査事例の比較・分析 － 国家別主要拒絶条項(識別力など)など TM5 国家間の商標制度及び審査慣行を比較・分析して海外出願人の便宜を図る。 － パイロット事業 49件分析完了(2017)及び新規 50件分析(2018)

	商品名称記載方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ TM5 会員国の商品及びサービス業記載方法の分析 －商品名称に対する国家別拒絶理由、補正案などを分析して海外出願の際に活用できる具体的なガイドラインを提供 －パイロット事業200件分析完了(2017)、新規100件分析(2018)
JPO	悪意的な商標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 悪意的な商標出願事例の研究及び関連セミナーの開催 －国家別事例集の発刊完了(2017)及び追加事例分析の実施(2018)
	イメージ検索	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各国の図形商標検索システムの構築情報の共有 －同イシューに関する専門家会議を開催(2017)及び情報共有(2018)
EUIPO	Taxonomy	<ul style="list-style-type: none"> ・ Nice 商品・サービス業名称の階層的構造化 －ニース 11 版 Taxonomy 化実施(2017)、Taxonomy ユーザー意見収集後事業終了(2018)
	TM-view	<ul style="list-style-type: none"> ・ 商標出願・登録情報検索システムの構築・運営 －韓国、日本など 47 カ国加入(2017)、中国加入推進(2018)
	共通統計指標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 統計の収集及び共有：事業終了(但し、毎年アップデート実施) －国家別統計資料の収集及び共有(毎年)
	優先権書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 優先権証明関連制度の調査を図る：新規事業 －国家別優先権関連制度及び審査実務の把握(2018)
USPTO	共通認定商品目録	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会員国が認める商品名称目録の構築(毎月 30 個) －18, 151 個の共通認定名称 DB を構築(2017)、非会員国の加入推進(2018)
	共通状態指標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 商標出願の法的な処理状態の表示指標を構築：事業終了 －国家別システム反映(2017)、非会員国指標導入の推進(2018)
	非典型商標の Indexing	<ul style="list-style-type: none"> ・ 非典型商標関連の国家別索引(Indexing)基準の構築 －3D 商標関連のアンケート調査の実施結果を基にユーザーガイド制作(2018)
	詐欺性広告	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特許庁なりすまし、詐欺性広告事例の収集及び根絶方法研究：新規事業 －国家別関連事例の実態を把握(2018)
ヨーロッパ・日本	ユーザー参加	<ul style="list-style-type: none"> ・ TM5 会議の際にユーザー参加方法を模索 －第 1 次ユーザーワークショップ開催(2017)、第 3 次ユーザーワークショップ開催(2018)
	品質管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 品質向上関連情報交換を通じた改善策の模索：新規事業 －国家別品質向上制度関連のアンケート調査の実施及び共有(2018)

ハ. 今後の推進計画

2019年にはTM5会議の議長国として日本が選定され、東京で実務会議(9月)及び年次会議(12月)が開催される予定である。それに備えて、韓国側の新規事業に対するより

具体的な方向性を提示して事業履行を準備し、既存協力事業の充実化を通じた成果導出に万全を期する計画である。のみならず商標先進5カ庁協力体制を今後も強化し、長期的には制度の調和に対する基盤を構築していく必要がある。

3. デザイン先進5庁(ID5)の協力体制

商標デザイン審査局 デザイン審査政策課 行政事務官 ソン・ウンミ

イ. デザイン先進5庁会議の創立背景

韓国特許庁は2009年4月、既存の米・日・ヨーロッパの商標先進3庁(TM3)体制加入に対する議論を始め、2011年5月に開かれたTM3中間会議で韓国特許庁の正式会員参加が決まり、TM4に拡大された。2012年にはオブザーバーとしてのみ参加してきた中国の正式会員としての参加が決まり、4カ国特許庁間協力体は先進5カ国特許庁間の協力体系であるTM5に拡大された。

これまで先進5庁はTM5協力体制を通じて商標だけでなくデザイン制度に関する議論も活発に展開した。各国の相異なるデザイン制度と審査システムに対する理解を増進する中で、韓国特許庁は2012年年次会議で3Dファイルデザイン出願システムを紹介するなど積極的に参加してきた。各会員国は国家間デザイン図面提出要件が相異していることから発生する出願人の不便を減らすために共同の取り組みが必要と認識し、2013年ヨーロッパ知的財産権庁(EUIPO)の主導でデザイン図面提出要件の比較事業を展開した。

2014年TM5年次会議ではデザインの重要性が大きくなるにつれ、デザイン関連の議題を分離して独立的に議論する場が必要であるという認識を共にした。そこで、2015年12月米国でID5創立会議を開催し、TM5から分離した独自のデザイン分野先進5カ国(CNIPA、EUIPO、JPO、KIPO、USPTO)の協議体系を構成した。

ロ. デザイン先進5庁会議の主要成果

尖鋭なグローバル市場において産業デザインは企業の成敗を分ける重要変数として認識されている。同時に、産業デザインを制度的に保護できるデザイン権は国内だけでなく、諸国の利害関係が衝突する重要争点として浮上している。そこで、ユーザーに優しく全世界で相互互換可能な産業デザイン保護制度の定立が急がれる状況である。

そこで、2015年創立会議では各国共同の協力課題を提案し、2016年ID5年次会議で提案された13のプロジェクトのうち12課題を採択した。このプロジェクトは審査実務と統計情報保有、デザイン保護のための各国の手続きの比較、審査政策及び審査の一貫性向上、新しい分野のデザイン保護など5つの範疇に分けられ、2018年度まで8つのプロジェクトが完了した。

韓国特許庁はID5課題のうち国家別デザイン登録要件の比較研究事業とID5ウェブサイト開発事業を主導して完了し、デザイン分類政策及び実務研究事業は日本と共同遂行した。2018年度から「3Dプリンティングとデザインの保護」をテーマに新しい技術の発達によるデザイン侵害の様々な様子と対応策を模索する研究を推進している。新しいデザインの保護と関連して、特に韓国ソウルで開催された2018年度ID5会議では第四次産業革命に対応した新技術デザインに関する各国の協力を強化するID5共同宣言文を発表することで、デザイン分野の新しい挑戦課題に対する共に協力することを約束した。

ハ. 今後の推進計画

ID5は全世界デザイン出願の70%を占める主要5カ国で構成された協議体である。したがって、この協議会で議論される数多い議題は実質的に世界のデザイン権制度において重要な役割を果たしている。

韓国特許庁はID5の中で唯一審査と一部審査の2-Track審査を運営する国であり、ID5で議論されるデザインの国際規範構築のためにより合理的な意見を開陳できる位置に立っている。また、韓国特許庁はID5国家のうち審査主義国家としては初めてハー

グ協定に加盟し、実体的・手続的要件が調和を成す国際規範の形成に向けた制度整備の経験があり、他加盟国に比べて画像デザイン審査制度や3Dファイルの直接出願など実験的な制度を多数リードしてきた経験も蓄積している。

ID5加盟国は全て国家間デザイン制度の違いから起因する問題点を認識しており、今後互いに調和を成す制度運営に対する必要性を共感しているだけに、韓国特許庁の経験を基に国際社会に寄与する方向を探し、ID5協力課題を充実に履行するとともに、ID5加盟国間の友好的な交流を通じてデザインの国際規範形成において主導的な役割を果たしていく計画である。

＜表Ⅲ－４－２＞ ID5の主要協力事業

完了(+定期アップデート) 進行課題 2018.11新規承認課題

協力事業(主導庁)	主要内容
国家別デザイン関連統計情報の収集(JPO) デザイン図面要件カタログ(EUIPO)	・国家別デザイン関連の共通統計指標の開発及び交換 ・各国のデザイン図面提出要件を比較・整理
ID5ウェブサイトの開発及び運営(KIPO)	・ID5公式ウェブサイトの構築・運営
デザイン登録要件カタログ(KIPO) 新規性議題主張の実務研究(USPTO/JPO) 部分デザイン表示方法研究(USPTO/JPO)	・各国の法律に基づいてデザイン登録が受けられる要件の収集及び分析 ・国家別新規性喪失例外を主張する手続的、実体的要件の比較・整理 ・国家別部分デザインの表示方法及び権利範囲の解釈
新技術デザイン保護に関する研究(USPTO/EUIPO)	・新しいデザインの保護に対する国家別制度の比較
デザイン分類政策及び実務研究(JPO/KIPO)	・国家別デザイン分類システム運営状況の研究
経済要素と政策がデザイン出願に及ぼす影響研究(EUIPO)	・経済要素及び政府政策がデザイン出願にどのように影響を及ぼすのかに関する相関関係研究
電子的優先権書類交換の推進状況研究(USPTO/CNIPA)	・優先権主張書類の電子的交換に関する研究
物品名称の比較研究(EUIPO)	・国家別デザイン物品名称に対する比較研究
優先権主張の実務研究(CNIPA)	・優先権に対する各国の手続的、実体的要件の比較
デザインデータ保有状況(CNIPA/JPO)	・データの活用に関する会員国別制度の比較

2018年度知的財産白書

デザイン権の品質管理研究 (CNIPA/EUIPO)	・デザイン権利の品質管理状況に対する比較
新規性審査におけるインターネット参考 証拠の許容(JPO/CNIPA)	・インターネット参考証拠資料に対する会員国別審査実務の比 較
3Dプリンティングとデザインの保護 (KIPO)	・3Dプリンティングプロセス関連デザイン権の保護領域の比較
デザイン損害賠償制度研究 (USPTO/KIPO)	・会員国別のデザイン損害賠償制度の比較
ID5デザイン実務勸奨案 (USPTO/JPO)	・DLTの中にID5会員国のデザイン実務勸奨案を作成

第3節 二国間及び多国間協力の積極的な推進

1. 主要国との特許審査協力など二国間協力の強化

産業財産保護協力局 国際協力課 行政事務官 イ・ヘミン

イ. 推進背景及び概要

韓国の企業、研究院などが海外主要国に出願する国際出願が持続的に増加していることで、韓国の出願人が海外市場において特許権、商標権などの正当な保護を受け、事業を遂行するためには、海外での韓国知的財産権に対する保護基盤を強化する必要がある。そこで韓国特許庁は米国、日本、中国など韓国企業の進出が活発な主要国と持続的に二国間会合を開催することで、韓国企業が現地において知的財産を出願して保護を受ける上で支援が受けられるように協議を続けている。

特に、特許審査分野では特許審査滞積による経済損失が全世界的に重要問題として浮上していることから、特許庁間の業務協力(work-sharing)が審査滞積の解消のための効果的な解決策として注目されるようになった。そこで先進国特許庁を中心に外国特許庁との審査協力を通じてより早く、より品質の高い特許審査サービスを提供するための方策を模索することに至った。

主要国との二国間協力は相手国の特許庁長官と長官会合を開催し、二国間知的財産権関連の主要懸案及び協力事業の推進に合意し、これを基に両特許庁の該当実務部署が後続処置を取るプロセスで行われる。長官会合とともに両庁間局長レベル以上のハイレベル実務会合と課長レベル以下の実務会議も主要国との二国間協力のための重要なチャンネルとして活用されている。

ロ. 推進内容及び成果

2018年の1年間韓国特許庁は中国、米国、ヨーロッパなど世界各国の特許・商標所

管機関と長官会合を開催し、特許共同審査(CSP、Cooperative Search Program)協力、商標専門家会議の新設、AI特許行政システムの開発協力、特許適格性と関連する国際的な議論への参加などの合意に達した。

中国とは中国市場監督管理総局と局長レベルの不正競争協議体を構築し、MUMUSOなど模倣品流通企業の中国側調査に合意するなど知財権保護政策及び執行当局と協力体系を構築することで、韓国企業の知財権保護基盤を強化した。また、中国政府の組織改編によって商標業務が既存特許、デザインなどを管掌していた国家知識産権局に統合・移管されたことを契機に、両庁間の協力を商標及び知財権保護分野まで拡大し、知財権全般にわたる体系的な協力体系を構築した。同時に、韓一中CSP施行を通じて世界最大市場である中国で迅速な特許獲得が可能になったことで、中国に進出した韓国企業が技術競争力を確保し易くなった。また、世界最大特許出願国家である中国がCSPプログラムの初のパートナーとして韓国を選択し、CSP提案国家として韓国のプレゼンスを再確認すると同時に、今後他国へのプログラム拡大に向けた推進動力を確保できた。

韓・中・日協力と関連しては第7回韓・中・日首脳会談(2018.5.東京)の共同宣言文で史上初めて知財権が独立的な協力分野として明示され、3国知財権協力の重要性和3国特許長官会合の必要性に対して3国首脳レベルで承認と指示確保が可能になると期待される。一方、年次的に開催される韓・中・日特許長官会合では商標分野に対して新規協力することに合意し、韓・中・日知財権協力の裾野を広げた。

米国とは韓・米特許長官会合(2018.6.ニューオーリンズ)で韓・米二国間で進めている特許共同審査(CSP)及び特許分類体系(CPC)協議を持続的に推進し、審判分野の協力和特許適格性議論など新しい領域に協力範囲を拡大することに合意した。

ヨーロッパ特許庁(EPO)とは韓・EPO長官会合(2018.9.ジュネーブ)で未公開段階の特許情報交換関連パイロット事業の推進に合意し、これをIP5の新規議題として上程する方法に対しても相互協力することを決め、審査協力の新たな地平を開いた。

ヨーロッパ商標庁(EUIPO)とは韓・EUIPO長官会合(2018. 6. ジュネーブ)で商品目録の韓国語サービス支援協力、両機関の知的財産権執行分野政策に対する情報交流実務議論を進めると同時に、両審判院間審判品質管理政策、効果的な紛争解決のためにも努力することに合意した。

特許審査ハイウェイ(PPH)に関してはIP5 PPH及びグローバルPPH(26の特許庁が参加)など多国間PPHに参加し、2018年現在27の特許庁とPPHを施行中であり、PCT-PPHの場合にも27の特許庁と施行している(25カ国はPPH及びPCT-PPHを全て施行し、総施行国は29カ国)。制度の利用においても従来二国間協約に基づいたPPHとは違って、一つの申請書を通じて複数国にPPHを申請することが可能になり、ユーザーの利便性が大きく高まった。

このように主要国とPPHを施行することで、韓国企業が海外で特許登録をより早く、簡単に受けられる道が広がった。海外で特許登録を受けられる新しい「ハイウェイ」が開通されつつある。特許庁の観点から見ると、PPHは外国で登録を受けた特許出願の審査結果を審査官がより簡単かつ正確に活用できるようにすることで、審査の品質を高め、審査期間を短縮する効果が上げられる。PPH対象国家の拡大とともに、PPHが企業が海外で素早く特許登録できる効果的な手段であるという認識が広がりつつあり、このような観点からPPHは現在まで導入もしくは導入を議論しているグローバル審査協力プログラムの中で最も成功した制度として認識されている。

ハ. 評価及び発展方向

韓国企業の活動舞台が世界全体に広がったことで、知的財産分野においても国際協力の重要性が増大している。そこで韓国特許庁は韓国国民に実質的に役立つ国際協力の推進を目標として韓国企業の海外における知的財産権獲得及び保護のための多角的な協力事業を展開している。主要拠点国との二国間会合を通じて知的財産権協力基盤を持続的に拡大し、CSP、PPH及びPCT-PPH対象国の拡大を通じて韓国企業が海外においてより迅速かつ効率的に知的財産権を取得できるように支援した。今後も特許審査協力などの二国間協力は引き続き拡大される見通しである。

2. 新南方・新北方ASEANなど新興市場との戦略的協力の強化

産業財産保護協力局 国際協力課 行政事務官 チェ・ウンリム

イ. 推進背景及び概要

知的財産が成長エンジンであるという認識が広がり、韓国企業が知的財産権を獲得する国も多角化している。そこで韓国特許庁は韓国企業の進出・交流が拡大している主要途上国及び次世代有望経済圏国家を中心に知的財産行政韓流を伝播し、知的財産権外交の外延を拡張するために努力を傾けていく計画である。

ロ. 推進内容及び成果

2018年の1年間、韓国特許庁は米国、日本、中国、ヨーロッパなど主要パートナーとの二国間協力を持続的に推進するとともに、政府の新南方・新北方政策の基調に應えるため、アジア、ロシア・CIS(独立国家連合)地域を始め、中東、中南米地域へと知的財産権協力の外延拡大に向けて取り組んだ。

アジア諸国は韓国と地理的にも近く、韓国企業の進出と投資が活発に行われている。その中でASEANは韓国における第2位の貿易対象であり、特にムン・ジェイン政府の新南方政策によってその重要性がさらに注目されている。2018年3月にはブルネイで初めて「韓-ASEAN長官会合」を開催し、知的財産権包括協力MOUを締結して協力の基盤を整えた。また、企画財政部のKSP(Knowledge Sharing Program)を通じてASEAN加盟国のIPインフラ強化コンサルティング事業を始め、2019年7月完了予定である。これは加盟国の知財権実態を調査して現状を把握することで、効率的な協力を可能にするためのもので、今後の協力方向設定のための基礎資料になると期待している。

ベトナムとは模倣品取締など知財権執行业務を担当する市場管理総局及び密輸防止調査局と知財権保護及び執行強化のためのMOUを締結し、ベトナムにおける韓国企業

の知財権保護基盤を構築した。

新北方市場進出に向けた韓国特許庁と該当国特許庁間の知財権協力も活発に行われている。まず、ロシア特許庁とは2018年5月に開催した韓－ロハイレベル会合と2018年7月韓－ロ特許長官会合を通じて先行技術調査事業、3Dデザイン出願など二国間具体的な協力事項に対して合意した。特に、2018年6月には包括的な知財権分野協力MOUを締結し、MOU後続措置履行の一環として2018年11月には第1回韓－ロ商標分野専門家会議を開催して商標分野協力MOUを2019年中に締結することに合意したことで、二国間実質的な協力の土台を構築できた。

また、ユーラシア特許庁(EAPO)とは2018年6月に韓－EAPO長官会合を開催し、両庁の特許行政に関する一般状況を紹介し、PPH、人的交流など全般的な協力推進方向に対して議論した。以後議論が進展して2018年9月には知財権包括協力及びPPH協力MOUを締結した。以後2019年上半期に開催する韓－EAPO情報化分野Study visitを始めに二国間実質的な協力を持続的に行う予定である。

このような協力を通じて韓国特許庁が新北方地域の核心となるロシア、ユーラシア特許庁との協力関係を固め、これを基にウズベキスタン、ベラルーシ、アルメニアなど周辺国の特許庁へと協力の範囲を拡大し、最終的には韓国企業の新北方地域進出に友好的な環境を作ることができると期待している。

中東地域では韓国の特許行政サービスが広がりつつある。アラブ首長国連邦(UAE)では2016年2月に450万ドル規模で締結した特許行政情報システム開発事業が2年間の開発及び運営期間を終え、2018年2月現地で開通式を開催した。2018年12月には最初開発事業の契約期間が満了する2019年2月以後の情報システムのメンテナンスのための契約を締結した。

UAEとの知的財産協力の成功を基にサウジアラビアとの知的財産分野協力も本格的に進められている。2018年3月と5月に韓国特許庁実査団がサウジアラビア現地を訪問し、サウジアラビア知的財産生態系作りに向けた協力事業推進関連実務会議を開き、

以後2018年9月WIPO総会期間に開催された韓-サウジアラビア知的財産分野ハイレベル会合で韓-サウジアラビア知的財産協力のためのMOUを締結した。

南米知財権連合 (PROSUR) をリードしている国であるブラジルとは実務会議、ハイレベル会合及び長官会合を連鎖的に開催し、包括的協力MOU及びPPH MOU締結に合意した。PPH MOUが施行されれば、韓国企業がブラジル出願の際に特許登録をより迅速かつ簡単に受けることができると期待される。

ハ. 評価及び発展方向

2018年にはこれまで協力基盤構築のために取り組んできたASEANと公式的な協力体系を構築し、安定化した協力を開始したことに大きな意味があると言える。

また、韓国企業の進出が活発でK-ブランドの人気の日増しに拡散しつつあるアジア地域における審査協力の拡大はもちろん、「保護」分野までその協力の領域を拡張したと評価できる。

3. 知的財産分野の多国間交渉における能動的な対応

産業財産保護協力局 多国間機関チーム 行政事務官 ホ・ウォンソク

イ. WIPO(World Intellectual Property Organization、世界知的所有権機関)

1) 第58回WIPO総会

2018年9月24日～10月2日スイスジュネーブにて開催された第58回WIPO総会でキム・テマン韓国特許庁次官は基調演説を通じてAI、ビッグデータの発展など新しいIP環境に対処するために国際社会の努力を呼びかけ、WIPOの重要な機能及び役割であるグローバルIPサービス(PCT、マドリッド、ハーグなど)強化のための韓国地域事務所の新設必要性を強調した。また、韓国特許庁は第58回総会期間中に幼少年対象グローバル

知財権教育コンテンツである「発明王ポロロ」のアラブ語版及び新規エピソードの発売イベントを2018年9月25日に開催したが、WIPO事務総長は祝辞を通じて「発明王ポロロ」が子供たちの知財権に対する認識を高めるための効率的な手段として活用されている点を取り上げた。

第58回総会では2019年総会まで10カ国のWIPO地域事務所誘致希望国(韓国、インド、UAE、サウジアラビア、イラン、オマーン、トルコ、アゼルバイジャン、ルーマニア、コロンビア)を対象に2018～2019年度会期で4つの地域事務所新設に対する議論を続けることを決めた。デザイン法条約と関連しては、伝統知識など出処公開 이슈 に対する合意決裂でデザイン法条約外交会議の開催可否を次期総会で再議論することにし、遺伝資源、伝統知識及び伝統文化物保護に向けた政府間委員会(IGC)議論を持続していくことに合意した。そして、現在53カ国で構成された事業予算委員会及び83カ国で構成された調停委員会会員国数の拡大に向けた議論が次期総会でも続く予定である。

一方、韓国特許庁は特許長官－WIPO事務総長会合を通じて特許庁－WIPO間の協力、WIPO地域事務所の誘致、WIPOへの韓国特許庁職員の進出拡大など主要懸案を議論することで両機関間の協力を深めた。

<図Ⅲ-4-1>WIPO総会での基調演説



2) 特許法常設委員会(SCP)

WIPOは特許法の世界的統一化に向けて1998年から特許法常設委員会(SCP: Standing Committee on the Law of Patents)を通じて特許出願人の利便性向上、費用節減を図るため、2000年に特許手続きを統一する特許法条約(PLT)を妥結した後、実体的な特許要件の統一に向けて特許実体法条約(SPLT)に関する議論を進めているが、先進国

と途上国間の対立はもちろん、先進国間の意見対立によってなかなか合意点を見出せていない状況である。

2005年6月に開催された第11回SCPにおいて特許実体法条約(SPLT)の対象範囲の設定に関する合意に達することができず議論が中断された。2008年6月に3年ぶりに再開された第12回会議においては特許システムに関する今後の検討課題として技術移転など、18のイシューを選定して今後議論を行うことにしたが、「規範統一化」は議論の対象からは事実上除外され、以後第13回会議(2009年3月)～第27回会議(2017年12月)では各議題に対する先進国と途上国間の著しい立場の違いによって主要争点の大半に対して最終合意に達していない状況である。

2018年7月に開催された第28回会議と2018年12月に開催された第29回SCP会議でも国際特許システム報告書(各国制度の現状)、特許権の例外及び制限、特許の品質(異議申出及び取消申請制度を含む)、特許と公衆保健、依頼人と特許助言者間コミュニケーションに関する秘密保持(依頼人－代理人特権)、技術移転などの議題に対する議論が続いたが、先進国と途上国間の異見によって議論は進展がない状況である。

3) 商標法常設委員会(SCT)

各国の商標出願及び登録手続きの簡素化と統一化に向けた商標法条約をWIPOの主管で構築した後、WIPO加盟国は1998年3月に特定テーマの個別的な議論のために商標、デザイン及び地理的表示の法律に関する常設委員会(SCT: Standing Committee on the Law of Trademarks, Industrial Designs and Geographical Indications)を設置し、関連事項について持続的に議論している。

代表的に2005年からは特許出願及び登録手続の国際的調和を追及する特許法条約(PLT)と商標法条約(TLT)に相応するデザイン出願及び登録手続を国際的に調和させるためのデザイン法条約(DLT: Industrial Design Law and Practice Treaty)に対する議論が提起され、最近まで続いている。

これと関連して第27回会議(2012年9月)でEU国家を中心にデザイン法条約の採択に向けた外交会議の開催が本格的に取り上げられたが、途上国の技術支援問題を中心にアフリカグループとEUグループ間で意見の食い違いが続くだけでなく、第32回SCT会議(2014年11月)ではアフリカグループがデザイン法条約文案で遺伝資源、伝統知識、表現物関連新規条項の追加を提案したため外交会議の開催はさらに不透明になった。

以後第35回(2016年4月)～第38回(2017年10月)SCT会議でもデザイン法条約案と関連して、WIPO総会の勧告事項の履行に向けた加盟国間の努力にもかかわらず、既存立場の基本的な変化は見られず、国家名称保護及び地理的表示保護などと関連して国家間基本立場と同一であるため、議論の進展は見られない状況である。

4) 遺伝資源・伝統知識・民間伝承物の保護に対する政府間委員会(IGC)

WIPOは遺伝資源及び伝統知識の保護問題を議論するため、2001年4月に「遺伝資源・伝統知識・民間伝承物の保護に関する政府間委員会(IGC; Intergovernmental Committee on IP and Genetic Resources, Traditional Knowledge and Folklore)」を構成した。

2013年及び2014年IGCでは外交会議開催の可否及び遺伝資源などの効果的な保護方法について議論を続けた。途上国を主軸とする資源提供国は十分な議論がなされたことを理由にしてIGC活動を終了して外交会議を開催することを主張する立場である一方、韓国及び先進国を主軸とする資源利用国は依然として両グループ間の立場の差が大きいので外交会議の開催は時期尚早という立場であった。

以後2014年WIPO総会(2014年9月)で外交会議の開催可否及び2015年会議日程に対する会員国の合意に至らなかったことで、2015年IGC会議の開催は失敗した。そして、2015年WIPO総会(2015年10月)でIGC mandateの更新及び会議日程に合意したことで、2016～2017年計6回にわたるIGC会議が開催されたが、依然として先進国と主軸とする資源利用国と途上国を主軸とする資源提供国間の立場の違いは大きい状況で、2017年WIPO総会(2017年10月)でIGC mandate更新及び会議日程に合意したことで、関連議論が2

018年～2019年会期で引き続き議論することになった。

2018年には4回の遺伝資源・伝統知識・民間伝承物保護に対する政府間委員会が開催されたが、第35回(2018年3月)、第36回(2018年6月)会議では遺伝資源の保護を中心に議論が行われ、①定義、②遺伝資源の出处公開義務付けの適用範囲、③出处公開義務付け違反時の制裁方法などに対して活発な議論が行われたが、遺伝資源提供国と遺伝資源利用国間の意見が相違して合意には至らなかった。また、第37回(2018年8月)、第38回(2018年12月)会議では伝統知識及び伝統文化表現物保護を中心に議論され、①定義、②保護対象、③保護範囲などに対して途上国(強力な保護)と先進国(既存知的財産権体系を尊重)間の立場が依然として対立している。

5) 開発アジェンダ

WIPOは開発分野活動を拡大するため、2004年に開発アジェンダ(Development Agenda)を設立した。WIPO加盟国は開発アジェンダの議論を発展させるため、2005年に臨時委員会(PCDA)を創設し、2006年から2007年まで計4回の会議を開催した。2007年9月総会でWIPO公式活動領域に途上国支援を主な内容とする開発アジェンダ関連6つのクラスター(A～F)¹⁴、45の勧告を採択した。具体的な履行方法を議論するため、2008年開発委員会(CDIP: Committee on Development and Intellectual Property)を発足した。

2016年第17回(2016年5月)、第18回(2016年11月)CDIP会議では開発アジェンダ履行に向けた3件の新規プロジェクト(経済発展のための公共領域の情報活用、最貧国・途上国内の事業教育機関を通じた職業訓練と知財権教育協力と開発、視聴覚分野の発展に向けたプロジェクト2段階)を承認した。

2017年第19回(2017年5月)、第20回(2017年11月)CDIP会議では開発アジェンダ履行のための6つの進行事業に対する現状報告書を採択したが、開発アジェンダ勧告事項

¹⁴ Cluster A(技術的支援及び能力向上)、B(規範形成、柔軟性および共同政策と公共の領域)、C(技術移転、情報通信技術及び知識接近)、D(分析、評価、影響研究)、E(機構運営)、F(TRIPS第7条遵守)

の履行に向けて独立的な検討調査結果及び結論を基に計12個の勧告事項を提示する議題に対しては引き続き議論していくことにした。また、第19回会議(2017年5月)で出された「最貧国・途上国におけるビジネス発展のためのIPとデザイン管理プロジェクト」に関する評価報告書の後続措置を進めることにした。

2018年第21回(2018年5月)、第22回(2018年11月)CDIP会議では開発アジェンダ履行に向けて展開している事業(IP管理と技術移転など)5件及び完了済み事業1件に対する報告が行われ、技術援助に対するInteractive Dialogueセッションが行われたが、韓国は同セッションで韓国特許庁のWIPO韓国信託基金で運営中の適正技術コンペティション、途上国審査官教育などに対して紹介した。

ロ. APEC知的財産専門家会議(IPEG)

1996年に発足したAPEC知的財産専門家会議(IPEG; Intellectual Property Rights Experts Group)はAPEC貿易投資委員会(CTI; Committee On Trade And Investment)傘下の非拘束的会議体であり、知的財産関連の協力構想(Initiative)の採択及び事業遂行を通じて域内加盟国の知的財産権発展と相互協力を追及している。

IPEGは基本的にAPEC域内の知的財産権発展のための協力関係を追及するが、敏感なイシューに対しては国益によって立場が対立している。2012年第34回会議で米国が提案した「地理的表示制度：原則と勧告」、2012年第35回会議で日本、韓国、米国、メキシコが共同で提案した「知的財産権関連国際条約の加盟拡大」協力構想などが利害関係国の反対によって採択されなかったのが実例である。

従って、非拘束的協議体であるAPEC会議の特性を鑑み、APECを加盟国間の知的財産権政策情報交流の窓口として活用する一方、韓国の実質的な影響力の確保が可能な議題及び事業を発掘・提案することで持続的な協力を強化する必要があると判断される。そこで、韓国は第36回会議(2013年1月)で先進-途上国間の開発格差を減らし、APECレベルの適正技術開発事業モデルの発掘及び拡大を目標に「持続可能な成長のためのIP基盤知識シェア議題」を提案し、ベトナム、メキシコ、チリ、パプアニューギニアが

共同後援国となって最終的に採択された。

2014年にAPECは「未来指向的なアジア太平洋地域の同伴者関係構築」をその基調と定めて加盟国の協力を求めた。そこで韓国特許庁は2014年2月第38回 IPEG会議で2014年APEC基調と関連し、加盟国間の実質的な協力を導き出せる議題として「中小企業の革新及び知的財産権の活用促進に向けた協力構想」を提案し、本協力構想は万章一致で承認された。

2015年に韓国は同協力構想履行の一環として「中小企業の革新に向けたIPビジネスマニュアル」開発事業を提案し、APEC基金10万ドルの承認を受けた。2016年事業を進め、第44回会議(2017年2月)で加盟国に発表した。「IPビジネスマニュアル」は各国の中小企業対象のIP創出・活用促進支援政策を深層調査し、優秀事例を発掘してIP支援政策総合ガイドブックを製作する事業であり、先行技術調査、特許経営専門家の派遣などIP創出関連6つの事業、優秀発明試作品の製作、特許技術評価支援などIP活用関連12の事業で構成されている。其々異なる環境に直面しているAPEC加盟国が自国に適した政策を選択できるように難易度の低い政策から難易度の高い政策まで段階別に整理し、加盟国の政策担当者がマニュアルを見て該当事業を即時実行できるよう中小企業、政府及び関連機関の役割を具体的に提供した。

2018年に韓国特許庁は持続的に韓国の多様なIP制度及び政策を紹介し、韓国特許庁が施行している国際開発協力事業の成果を共有した。

このように韓国特許庁はAPEC知的財産権専門家会議(IPEG)において加盟国間の持続的な協力を導き出せる議題を提案し、会議を主導することで知的財産権先導グループとしての役割を果たすことに最善を尽くしている。今後も韓国特許庁は知財権と関連して韓国のプレゼンスを高めるために絶え間なく努力する予定である。

ハ. その他国際機関及び多国間交渉

1) WTO TRIPS理事会

世界貿易機関(WTO)創設以来、貿易の円滑化に向けた後続交渉が持続的に行われてきた。2001年11月カタールのドーハで開催された第4回WTO閣僚会議を通じて発足された世界貿易機関(WTO)ドーハ開発アジェンダ(Doha Development Agenda, DDA)の交渉は、WTO発足以後初の多国間貿易交渉である。「開発」という名がついた理由は、過去行われた交渉とは違って途上国の開発に重点を置くべきという途上国の主張を反映したためである。交渉開始当時の計画は2005年以前に交渉を一括妥結方式で終了させることであった。しかし、農産物に対する輸入国と輸出国の対立、工産品の市場開放に対する先進国と途上国間の対立等によって未だに交渉が続いている。

2018年に開催された理事会でもやはり生命工学 이슈、非違反状況提訴、知財権と交易など主要事案に対する加盟国間で明らかな異見を示し、持続的な協議が求められる。

2) 生物多様性条約(CBD)と遺伝資源へのアクセス及び利益共有(ABS)

1992年に生物多様性条約(CBD:Convention On Biological Diversity)が採択された。CBDは生物多様性の保全、生物多様性構成要素の持続可能な利用、生物遺伝資源の利用によって発生する利益に対する公平な共有を目的とする。CBDの採択によって国際社会は生物遺伝資源を含む自国の生物資源に対する主権的な権利を認めることになった。

CBDは先進国の生物資源の利用から正当な利益を分けてもらえず被害を受けたことを主張する途上国の立場が反映され、「遺伝資源の利用から発生する利益の公平な共有」を協約目的の一つとして採択した。また、遺伝資源を利用するためには遺伝資源提供国に事前通報承認(PIC:Prior Informed Consent)を求めなければならず、利用方法及び正当な利益の共有条件などに対して相互合意条件(MAT:Mutually Agreed Terms)に従うことを規定した。

2010年第9回ABS(Access and Benefit Sharing、アクセス及び利益共有)作業班会議

(2010年3月)において既存文案を改善した31条項の簡潔な議長修正案(カリ草案)が作成され、法的拘束力のあるABS議定書の採択が目に見えるようになった。第9回ABS作業班再開会議(2010年7月)ではカリ草案を基に主要論点に対する意見収集が行われ、2010年9月地域間交渉グループ会議を経て2010年10月30日第10回生物多様性条約当事国総会の最終日にABS議定書(名古屋議定書)が採択された。

2014年10月12日に名古屋議定書を正式発効され、2018年3月基準でEU、中国、ドイツ、インド、日本、韓国を含む105カ国が批准を終えた。韓国は環境部主管の下で名古屋議定書履行TFチームを構成して履行準備に取り掛かったが、最も重要なイシューである連絡機関(Focal Point)、責任機関(Competent National Authority)、点検機関(Check Point)など主要機関の指定、遺伝資源アクセス要求の際にPIC(事前通知承認書)を発行する責任機関の指定及び遺伝資源モニタリング機関である点検機関指定と関連して関係省庁間で議論が行われてきた。

その結果、遺伝資源のアクセス・利用及び利益共有に関する法律(案)が2016年2月国会を通過し、名古屋議定書批准同意案が2017年3月国会を通過したことで、「遺伝資源へのアクセス・利用及び利益共有に関する法律」が2017年8月17日から施行された。これによって海外の遺伝資源を利用しようとする者はこれに対する徹底した準備が求められる。

4. 環境変化による知的財産権分野の通商交渉対応

産業財産保護協力局 多国間機構チーム 工業事務官 チェ・ギョスク

イ. 推進背景及び概要

自由貿易協定(FTA:Free Trade Agreement)は特定国家間で排他的な貿易メリットを付与する協定であり、FTAに代表される地域主義(regionalism)はグローバリゼーションとともに今日国際経済を特徴づける明確な潮流となっている。

1995年WTO体制の発足を前後して、多国間貿易交渉などを通じて全般的な関税水準が低くなり、他の分野に協力領域を広げようとする傾向が強まり、FTAの適用範囲及び対象範囲が徐々に広がっている。このような傾向によって最近のFTAは商品の関税撤廃の他にもサービス及び投資自由化まで包括することが一般的であり、知的財産権分野が別途のチャプターとして含まれる場合がほとんどである。このような知的財産権分野の通商環境の変化によって、韓国特許庁はFTA交渉を通じて知的財産分野の通商摩擦を予防し、韓国の知的財産権が海外でより保護される環境づくりに取り組んでいる。

ロ. 推進内容及び成果

韓国と交渉中の国家として、韓・中・日、RCEP¹⁵、MERCOSUR¹⁶、イスラエル、エクアドルなどがある。韓・中・日FTAは2012年11月交渉開始を宣言し、追加交渉を行う予定である。RCEPは2012年11月交渉開始を宣言してから、2019年交渉妥結を目標に進められている。MERCOSURは2018年1月1次交渉が行われた後、追加交渉を控えている。韓－エクアドルとのFTAは2015年8月交渉を開始して以来計5回の公式交渉が開催され、韓－イスラエルFTAは2016年5月交渉開始以後6回の公式交渉を開催した。各FTAで相手国の知財権保護水準を強化するために多様な努力を傾けている。

一方、既に締結したFTAの活用度を高めるための取り組みも続けている。FTA知財権委員会の会議を通じてFTA履行を点検するための協議を続けている。代表的に「韓-中FTA知財権委員会」、「韓－英貿易作業班会議」、「韓 - EU FTA貿易委員会」にも対応した。また、海外進出企業及び一般国民のFTA知財権分野に対する理解を深めるため、2016年から「知的財産権分野FTA総合説明会」を開催し、FTA認識向上及び効率的な知財権戦略の樹立を支援した。

¹⁵ RCEP (Regional Comprehensive Economic Partnership; 東アジア地域包括的経済連携) : ASEAN10カ国、韓・中・日、オーストラリア、ニュージーランド、インドなどアジア/太平洋16カ国が参加する経済交流協定

¹⁶ MERCOSUR (スペイン語である「Mercado Comun del Sur (Common Market of the South/Southern Common Market)」の略語) : ブラジル、アルゼンチン、ウルグアイ、パラグアイなどが参加する南米国家間経済共同体

そして、保護貿易主義の拡散、TPP、RCEPなど巨大拠点市場中心のFTA拡大及び途上国・新興国へのパラダイムシフトなど国際通商環境の変化に適切に対応し、知財権分野FTAの効果을最大に引き上げるため、「知財権分野FTA総合戦略」を樹立している。これによって知財権分野交渉戦略を統合的に調整することが可能になり、知財権保護水準の強化、行政手続きの改善など韓国企業のニーズを最大に反映できる基盤を構築した。

＜表Ⅲ－4－3＞FTA協定の主要内容

区分	主要内容
韓・チリFTA (2004. 4. 1. 発効)	<ul style="list-style-type: none"> ・ (チ→韓) 韓国の人参、キムチ、寶城緑茶を地理的表示として保護 ・ (韓→チ) Pisco(葡、蒸), Pajareto(葡、蒸), Vino Asoleado(葡)の3つの地理的表示に対し独占権付与
韓・シンガポールFTA (2006. 3. 2. 発効)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 韓国特許庁をシンガポールPCT国際出願のISA/IPEA指定 ・ 韓国特許出願と同一なシンガポール出願の早い審査処理
韓-EFTA FTA (2006. 9. 1. 発効)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2008年までローマ協約など3つの国際条約に加入及び遵守 ・ GIの保護、未公開情報(undisclosed information)に保護
韓-ASEAN FTA (2007. 6. 1. 発効)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 知財権保護強化 ・ 知財権分野の情報交換及び協力強化
韓-米 FTA (2007. 6. 30. 署名、 2012. 3. 15. 発効)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 登録遅延による特許権存続期間延長制度の導入 ・ 特許公知例外適用期間を12ヵ月に延長 ・ 音、におい商標認定及び証明標章制度の導入 ・ 商標侵害に対する法廷損害賠償制度の導入 ・ 知財権侵害関連の民事訴訟において裁判所の権限強化
韓-インド FTA (2010. 1. 1. 発効)	<ul style="list-style-type: none"> ・ PCT ISA/IPEA指定、特許手続き簡素化などの分野で協力 ・ 両国特許庁間、別途協力のMOU締結推進
韓-EU FTA (2011. 7. 1. 暫定発効、 2015. 12. 13. 全体発効)	<ul style="list-style-type: none"> ・ GIは付属書*交換方式で保護及び今後追加可能 (使用が確立された先行商標は継続保障) ・ *(韓→EU) チーズ、ワインなど162個(EU→韓) 寶城緑茶など64個 ・ 医薬品分野の特許期間延長、資料独占は既存制度を維持

韓-ペルー FTA (2011. 8. 1. 発効)	<ul style="list-style-type: none"> ・GIは付属書*交換方式で保護 ・* (韓→ペ)Pisco Peruなど4個、(ペ→韓)寶城緑茶など82個 ・遺伝資源/伝統知識はCBD Textの宣言的内容などで妥結
韓-トルコ FTA (2013. 5. 1. 発効)	<ul style="list-style-type: none"> ・GIは付属書*交換方式で保護及び今後追加可能 ・* (韓→ト)Hereke, Bunyan(カーペット)、(ペ→韓)高麗紅参、高麗白参 ・有名商標の保護に関するパリー条約及びTRIPS義務遵守
韓-コロンビア FTA (2013. 2. 11. 署名)	<ul style="list-style-type: none"> ・音、におい商標など非視覚的商標の保護 ・有名商標の保護強化
韓-オーストラリア FTA (2014. 12. 12. 発効)	<ul style="list-style-type: none"> ・未登録有名商標の保護 ・公知例外適用期間を12ヵ月に延長など
韓-カナダ FTA (2015. 1. 1. 発効)	<ul style="list-style-type: none"> ・(カ→韓)高麗紅参、白参、水参、利川米を地理的表示で保護 ・(韓→カ)カナダウイスキー、カナダライ麦ウイスキーを地理的表示で保護
韓-ニュージーランドFTA (2015. 12. 20. 発効)	<ul style="list-style-type: none"> ・未登録有名商標保護、団体標章保護(特許条項は含まれない)
韓-ベトナムFTA (2015. 12. 20発効)	<ul style="list-style-type: none"> ・有名商標の保護強化 ・特許公知例外要件の緩和及び優先審査制度導入への取組みを明示
韓-中FTA (2015. 12. 20. 発効)	<ul style="list-style-type: none"> ・有名商標保護(中国内の消費者に広く知られている韓国企業の商標は中国商標庁に登録有無とは関係なく有名商標として保護) ・実用新案権紛争時に裁判所に根拠資料(評価報告書)の提出規定 ・知財検査チャプターの履行・協力などを議論するための知財権委員会の構成
韓 - 中米FTA (2018. 2. 21. 正式署名)	<ul style="list-style-type: none"> ・未登録有名商標の保護、特許優先審査の提供、公知例外期間12ヵ月、未登録製品形状保護などTRIPS以上保護水準の確保 ・知財権チャプターの履行・協力などを議論するための知財権委員会の構成

ハ. 評価及び発展方向

2018年4月発表された政府の「新通商戦略」によって、今後FTA交渉はさらに活性化
する見通しである。特に、近年FTAが二国間貿易自由化を超え、RCEP、CPTPP¹⁷などMeg
a-FTAが発足・進行され、中・南米など新興巨大市場(MERCOSUR)とのFTA推進によって
地域経済統合議論が一層加速化する見通しである。また、韓・中FTAとは別に、韓・
中・日FTAとRCEP交渉などが推進されており、近いうちに名実ともに東北アジアの経
済時代を迎えると見られる。

韓国は今後も戦略的にFTAに対応し、韓国が既に施行している制度の効果を最大に
引き上げ、海外における韓国企業の知財権の保護を強化するために引き続き努めてい
く予定である。

5. WIPO及び海外知財権教育機関との協力強化

国際知的財産研修院 国際教育課 行政事務官 パク・インピョ

イ. 推進背景及び概要

国際知的財産研修院は1987年開院以来国内外の知的財産人材養成のために精進して
きた。審査官、外国人及び学生・企業人など多様な教育対象に対面(face to face)
教育、オンライン教育、出前教育など多様な方法で知的財産教育を提供しており、こ
のような努力と成果に対する国際社会からの高い評価を基に2006年世界初のWIPO公式
パートナー教育機関として指定され、国内だけでなく海外でも知的財産分野のリーデ
ィング教育機関として地位を高めている。

これまで30年間余り蓄積してきたノウハウと名声を基に国際知的財産研修院は知的
財産教育を通じて国際社会に寄与できる方法を見つけ出すために努力している。実際

¹⁷ CPTPP(Comprehensive and Progressive Trans-Pacific Partnership;包括的・漸進的
環太平洋戦略的経済連携協定):オーストラリア、ニュージーランド、カナダ、メキシコ、
ペル、チレ、シンガポール、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、日本など12カ国が参加し
ているアジア・太平洋地域の関税撤廃と経済統合を目標とする多国間自由貿易協定

海外知的財産専門家養成に向けた教育は開院当時から毎年行ってきた。しかし、最近先進制度をベンチマークしようとする知的財産分野後発国家の動きが活発になり、このような外国のニーズと韓国の能力がマッチングする教育分野でより積極的に活動できる外部環境が作られた。

そこで国際知的財産研修院は重い責任感を感じながら知識基盤社会をリードする海外専門家を養成する上で中心的な役割を果たしている。特に、WIPO、KOICAなど関連機関との協力を通じて途上国の知的財産専門人材育成を支援するための知的財産シェアリング教育を大幅拡大することで、知的財産先進国として国際的なプレゼンスを高めている。

具体的には、WIPOの教育機関であるWIPO Academyと協力して海外の特許・商標・デザイン審査官を対象にした教育課程を運営しており、全世界IP分野大学生及び初めて社会に出た人たちのための「WIPO-KOREA Summer School on IP」など多数の共同外国人教育課程を運営している。また、WIPOのアジア・太平洋地域との協力の下で開院以来毎年「WIPOア・太地域セミナー」を開催している。その他にも毎年2～3つのKOICAグローバル研修プログラム(CIAT)を誘致して運営し、個別国家の知的財産教育機関との協力の下でオーダーメイド型知的財産教育を提供するなど国際教育分野における様々な取り組みに力を入れている。

また、中国の知的財産権培训中心(China Intellectual Property Training Center ; CIPTC)及び日本の工業所有権情報研修院(National Center for Industrial Property Information and Training ; INPIT)とMOUを締結し、3国の知的財産教育機関間の二国間及び多国間協力関係を維持している。毎年「韓・中・日IP研修機関長会合」を通じて新規協力事業を発掘するなど交流を深めており、民間対象の共同セミナーの開催、E-Learningプログラムの相互交換、講師派遣プログラムなど対外活動を通じた国内知的財産教育の充実化に向けた取り組みもまた並行している。

ロ. 推進内容及び成果

2018年国際知的財産研修院はWIPO協力課程、KOICA協力課程、オーダーメイド型教育課程など計11回の課程を運営して206人の海外専門家を教育し、1987年研修院の開院以後現在まで計3,507人の外国人教育生を輩出した。

具体的にはWIPOと共同でバングラデシュ、エジプト、インドネシアなど世界各国の特許及び商標審査官を対象に特許法と商標法専門教育課程を運営し、初めてデザイン分野特化教育課程である「WIPO-KIPO Training Course on Designs」課程を開設・運営することで、国際教育の外延を拡張した。

また、「WIPO-Korea Summer School on IP」課程を開催して世界各国の大学生及び初めて社会に出る人に知的財産分野の基本素養を教育し、2回にわたるKOICAグローバル研修プログラムを通じて多様な地域の知的財産権専門家が韓国の特許審査制度、発明教育政策などを学び、韓国の文化と産業発展様子を経験する機会を設けた。特に、11月開設された「ASEAN国家対象知的財産権制度課程」は最近韓国の主要通商戦略の一つである新南方政策と軌を一にする有意味なプログラムであった。

その他にも1988年から毎年WIPOと共同で途上国の国家知的財産戦略樹立に関連する有用な情報を提供するためのセミナーを開催している。2018年には各国の知的財産教育担当者を招き、知的財産教育全般に関する韓国の経験とノウハウを伝授することで、途上国が独自に持続可能な知的財産教育が行えるように支援した。

一方、国際知的財産研修院は主要国知的財産教育機関との協力にも力を入れている。まず、2018年12月12日中国武漢で開催された「第9回韓・中・日IP研修機関長会合」で小・中学生、企業人、IP活用人材を対象に各国の知的財産教育経験と情報を交換し、今後同分野で3機関が協力する方法を模索した。

また、8月国内で中国と日本の研修機関とそれぞれ二国間会合を実施して協力関係をさらに深めた。特に、済州島で開催された韓・中二国間会合では「各国進出企業向け知財権実務クロス教育の定例化」、「韓・中・英知的財産権用語辞典の編纂」など有意味な協力事業の実施に合意した。また、韓・日二国間会合と連携しては「AI関連

技術の特許審査ガイドライン」をテーマに共同セミナーを開催し、韓国の審査官、企業関係者、弁理士など100人余りの参加者に両国の審査制度に対する理解を高める機会を提供した。

湾岸協力会議特許庁(Gulf Cooperation Council Patent Office ; GCCPO)の研修機関であるGCC-IPTC(Gulf Cooperation Council-IP Training Center)との協力事業も欠かせない成果の一つである。12月両機関が協力してバーレーン現地に商標審査をテーマとする講師派遣教育プログラムを行うことで、教育生たちの商標審査能力を強化する一方、韓国の優秀な審査制度を海外に伝播するきっかけとなった。

国際知的財産研修院の対外協力分野でもう一つ注目すべき点はオーダーメイド型教育課程の開設要請が増加していることである。2018年に国際知的財産研修院は中国湖北省審査協力センターの特許審査官を対象にした教育課程を引き続き運営し、初めて韓国の科学技術連合大学院大学の外国人留学生向け知的財産権教育の要請を受け、オーダーメイド型プログラムを編制・運営した。また、シンガポール国際学校の学生を対象に発明教育を実施するなど、教育対象及びテーマを拡大しつつある。

<図Ⅲ-4-2> 2018年知的財産教育分野における国際協力



ハ. 評価及び発展方向

IP5体系構築の主役である韓国特許庁は国際的に知財権分野の先進国としてその能

力が認められている。しかし、それはそれだけの国際的な責任や義務も伴うことを意味する。

そこで国際知的財産研修院は現在の成果に満足せず、今後も知的財産教育分野の国際協力を通じて構築した相互信頼関係を基に研修生のニーズを把握して新規課程を開設し、カリキュラムを改善するなど知的財産権先進国として国家のプレゼンスを高め、優秀なグローバル人材を養成するための機関になるため努力を傾けていく計画である。

2019年からは既存のWIPO及びKOICA協力教育プログラムの他にも初めて司法研修院と協力してWIPOと共同で途上国の法官を対象に知的財産権関連紛争解決に対する教育課程を新設する予定であり、個別国家との協力関係を持続的に拡大して多様なオーダーメイド型教育課程を通じて韓国の進んでいる知的財産権分野に対する経験とノウハウを伝授し、途上国の知的財産権分野の発展をサポートするために力を入れる予定である。また、GCC-IPTCとの講師派遣教育協力事業を続け、その他にも低費用高効率の講師派遣型教育課程を他国(機関)にも拡大できるよう積極的なニーズ発掘活動を展開していく予定である。

これを通じて形成された国際知的財産分野の親韓ネットワークは今後国内企業の海外進出に肯定的な影響をもたらすと期待される。また、KIPO-SAIP(サウジアラビア知的財産権庁)間の協力関係構築によってサウジアラビアの特許・商標・デザイン審査官を対象にオーダーメイド型教育を実施するなど特許庁の多様な国際協力及び行政輸出事業と連携して戦略的に教育事業を展開することで、シナジー効果を出す方法を絶えず考えていく計画である。

韓・中・日IP研修機関間の協力は利益を享受する他事業とは違って、情報及び資料交換を通じて各機関の優れた部分をベンチマークして各国の知的財産能力強化に向けた協力事業を発掘・推進できるという点でその関係を持続的に強化していく必要がある。2019年からは2018年中国北京で韓国企業を対象に実施して好評を得た中国知財権保護専門教育課程を定例化して開催し、上海など韓国企業の活動が活発な中国内の他の都市でも開設することで、教育のアクセシビリティを高めていく計画である。また、

日本研修機関及びJETRO(日本貿易振興機構)との協力の下で、韓国企業の新技術が日本内で特許権を容易に確保できるように支援するため、日本の審査官教育プログラムに韓国企業から講師を派遣する方法を模索していく計画である。その他にも二国間及び3国間会合を続け、新しい協力事業を発掘し、可視化できるよう努力を傾けていく予定である。

同時に、他の外国政府及び海外IP教育機関との協力関係を新たに発掘・強化し、韓国企業の海外進出をサポートする一方、国際知的財産研修院が世界的に認められる知的財産人材養成機関として発展できるよう最善の努力を尽くしていく予定である。

<表Ⅲ-4-4>2018年国際セミナー及び外国人向け教育の運営状況

(単位：カ国、人)

区分	教育課程	期間	参加国	訓練人数
WIPO協力課程	WIPO-KIPO特許法・特許審査課程	04.16~04.27	13	18
	WIPOア・太地域セミナー	05.09~05.11	7	14
	WIPO-KIPOデザイン法課程	05.28~06.01	16	18
	WIPO-Korea Summer School on IP	07.09~07.20	15	24
	WIPO-KIPO商標法・商標審査課程	11.06~11.14	18	23
KOICA協力課程	KOICA創意発明教育課程	03.22~04.11	7	15
	KOICA知的財産制度課程	11.15~12.01	7	21
オーダーメイド型教育課程	シンガポール国際学校発明教育課程	03.13	1	27
	中国湖北省審査協力センター審査官課程	10.15~10.19	1	5
	GCCPO講師派遣課程	12.03~12.06	-	13
	USTオーダーメイド型知的財産教育課程	12.12~12.13	-	28
合計				206

第4節 グローバル特許行政情報化の先導

1. グローバル特許行政情報化に向けた海外協力の強化

情報顧客支援局 情報顧客政策課 工業事務官 シン・ソンチャン

イ. 推進背景及び概要

知的財産情報化分野の国際的な流れを見ると、持続的に増加している各国の審査・審判業務の負担を軽減するため、グループ別、地域別ブロック化を通じた協力が活発になっている。先進国は既存の3極(米・日・ヨーロッパ)体制から変わった5極(IP5: 米、日、ヨーロッパ、韓、中)体制の下で、庁間の業務協力のためのIT情報化インフラ構築活動に注力している。カナダ、イギリス、オーストラリアなどもバンクーバーグループ(Vancouver Group)を設立して審査結果を互いに活用する基盤を構築する活動に力の注ぎ、アジア途上国も東南アジア諸国連合(ASEAN: Association of Southeast Asian Nations)を通じて知的財産権協力を強化するとともに、ITインフラ拡充及び共通教育課程案の策定に集中している。

韓国特許庁はこのように急変するグローバル知的財産権の環境において、知的財産権情報化分野を持続的に先導するため、米国、ヨーロッパ、日本及び中国特許庁などの主要特許庁との情報化協力体系を持続的に強化している。韓国は米国、ヨーロッパ、日本及び中国特許庁と3極文書アクセスシステム(TDA: Trilateral Document Access)を通じて相互間の審査情報及び優先権書類を交換して審査結果の相互活用を増大し、行政効率を高めた。特に、韓国特許庁は2015年3月韓国国民が他国の審査進行情報を簡単に照会できるように審査官にだけ提供されていた審査情報統合照会システム(OPD: One Portal Dossier)を国民に拡大開放することで、グローバル特許情報に対する敷居を下げた。

また、IP5特許庁の一つとして、国際的なプレゼンスを高めるための活動も活発に

行っている。WIPOの統計によれば2018年韓国は特許協力条約(PCT)による国際特許を17,017件出願したが、これは米国、中国、日本、ドイツに続いて世界5位の多出願国に該当する。また、韓国特許文献が2007年4月から「PCT最小文献」として指定されたことで、国際調査機関(14の特許庁)がPCT国際出願を審査する場合、韓国特許文献を必ず事前検討するよう義務づけられた。2009年からは韓国語がPCT国際公開語として指定されたため、韓国語でもPCT出願書を作成・提出することが可能となった。

ロ. 推進内容及び成果

1) 主要国特許庁との情報化協力の強化

イ) IP5特許庁との情報化協力

全世界特許出願の急増による審査滞積と審査期間短縮がグローバルイシューとして台頭し、これを解消するためにIP5協力の必要性が増大された。このような中で韓国特許庁はIP5体制の発足を国際社会に提案し、2008年10月済州にてIP5特許庁長官会合を開催し、その後の実務会合を通じて審査協力に向けた10大基盤課題の推進に合意した。10大基盤課題のうち6つの課題が情報化に係わる課題であり、特許庁間の審査協力において情報化に関する支援が極めて重要な役割を占めていることを物語っている。

韓国特許庁は機械翻訳課題を主導する庁として、2011年にはIP5機械翻訳エラー検収事業を無事完了し、2012年にはエラー検収結果を反映するための機械翻訳の品質改善事業を遂行し、ヨーロッパ及び米国審査官が評価を通じて「先行技術調査に使用可能な品質」を達成したことを確認した。

また、審査官が一つの画面でIP5特許庁の審査進行情報を確認することができる審査情報統合照会システム(OPD: One Portal Dossier)を2013年8月に開発して審査官に普及し、2015年3月別途のウェブサイトを構築して国民へのサービス提供を完了した。また、2015年12月にはOPD審査官サービスのWIPO-CASEシステムと連携してIP5庁だけでなく、イギリス、カナダ、オーストラリアなどに照会サービス範囲を拡大した。

審査官の審査利便性を高めるためにOPDシステムの機能改善も持続的に推進している。2017年には効率的な審査を支援するために審査文献一括保存、OPD-審査システム連携機能を提供し、2018年には未公開出願の海外ファミリー審査情報照会機能などを追加した。また、国民向けOPDもまた審査官用と類似する水準にすることで利便性を高めている。

また、特許情報の自由な利用を骨子とする「IP5特許情報の普及政策(IP5 PI Policy)」と関連して、具体的な実現方策に対する合意に至った。先進5庁の特許公報、英文抄録、書誌事項をテキスト形態で配布することで、韓国国民が活用度の高い先進海外特許庁の特許文献により簡単にアクセスできると期待される。

2016年にはグローバルドシエ構築においてユーザーからのニーズを反映した5大優先課題¹⁸の推進方向が定まり、改善された範囲文書(scope documents)が2016年6月IP5長官会合で承認された。韓国特許庁の主導課題である出願人名称の標準化を推進するためにパイロットプロジェクトを進め、その結果をIP5特許庁と共有し、出願人名称と住所を各国の言語で記入するグローバルマッピングテーブルの構築を推進中である。

ロ)韓-日特許庁の情報化協力

2018年6月大田で開催された第21回韓・日情報化専門家会議では特許行政にAIを適用する方法などを議論し、OPD改善策、DASを活用したデザイン優先権交換などを共同で推進することを決めた。

ハ)韓-中特許庁の情報化協力

2018年7月大田で開催された韓・中特許庁間情報化専門家会議ではCSPのためのデータ交換様式に対して議論し、両特許庁間で交換されるデータに発生するエラーを改善

¹⁸ 5大課題：出願人名称の標準化(韓国)、通知サービス(ヨーロッパ)、XML基盤文書(日本)、法的状態情報(中国)、庁間文書交換(米国)

することに合意した。

二) 韓－ヨーロッパ特許庁の情報化協力

韓・ヨーロッパ特許庁(EPO)は2005年6月に両庁間で包括的な協力事項を盛り込んだ了解覚書(MOU)を締結した後、了解覚書の充実な履行のために毎年協力計画を樹立して体系的に情報化協力を推進している。

2018年9月両庁は審査期間の短縮によって未公開審査情報の交換が必要であることに認識を共にし、未公開段階審査情報交換パイロット事業の推進に合意した。

ホ) 韓－米特許庁の情報化協力

韓・米特許庁は2008年9月に包括的協力に向けた了解覚書(MOU)を締結してから、PCT文書の交換、仮想協業システムなど多様な協力事業を推進してきた。

2018年9月大田で開催された韓－米情報化協力実務会議では特許優先権証明書類交換方式の転換(PDX→DAS)及びデザイン優先権証明書類交換に対して両庁の制約事項を解決できる折衷案を設け、人工知能、電子出願改善など両庁間情報化協力分野の拡大可能性を確認した。

2) 国際機関との情報化協力事業の拡大

韓国特許庁は世界知的所有権機関(WIPO)と情報システムの連携、相互間文書送受信方式の電子化など多様な情報化協力事業を推進している。

2018年度には韓-WIPO情報化協力計画に合意したことでWIPOのePCT出願方法¹⁹と韓国特許庁がWIPOに電子的に送付する文書種類の拡大を行った。韓国特許庁は国内PCT出

¹⁹ 別途のS/Wダウンロードなく、ウェブ上で国際出願書式を作成

願人の利便性及び政府の役割を総合的に考慮してePCT出願サービスを隠している。特に、2019年からは出願人がePCTで作成した国際出願書を韓国特許庁出願システム(特許路)ではなく、ePCT上で直接出願できるようにすることで、出願人の利便性を高めた。また、2018年には従来韓国特許庁がWIPOに送付する国際出願中間書類を全て電子的に伝送するようシステムを改善することで、韓-WIPO間文書送付にかかる予算を節減した。

3) 国家間特許情報交換・活用システムの構築及び運営

世界特許分野において韓国のプレゼンスが高まったことで、2007年には韓国特許文献がPCT国際調査及び国際予備審査機関が必須的に参照すべきPCT最小文献として指定された。そこで韓国特許庁は韓国特許情報に対する海外特許庁審査官のアクセシビリティと理解を深めるため、2005年11月に韓国特許公報の韓・英機械翻訳サービス(K-PION:Korean Patent Information Online Network)を開始し、サービス品質を高めるための改善を持続的に推進している。

2018年にはIP5との優先権証明書類の交換もDASを通じてできるように合意した。また、2018年7月と12月には世界で初めて中国及び米国とDASを通じたデザイン優先権証明書類の電子的交換をスタートすることで、出願人の利便性を高めた。

ハ. 評価及び発展方向

韓国特許庁はK-PION及び3極文書アクセスシステム(TDA)を通じて韓国特許情報を海外に普及するなど、国内特許権を保護するために努力を続けている。また、IP5各特許庁の審査情報に対するアクセシビリティを改善するため、機械翻訳サービス品質を改善するための課題を持続的に推進している。

また、審査効率性を高める努力も続けている。審査情報統合照会システム(OPD)の開通以来、持続的な機能改善を推進し、その結果既存米国、ヨーロッパ及び日本特許庁の審査情報とともに中国特許庁の審査情報まで一目瞭然に見ることができるよう

なった。

韓国特許庁は今後も二国間及び多国間で多様かつ充実した情報化協力事業を推進する計画である。また、韓国型特許情報化システムの国際的な支持と信頼の確保に力を入れ、特許行政情報化分野における世界標準の定立に主導的な位置を確保し、さらに世界特許行政情報化の発展に寄与できるモデルを積極的に発掘し、国際機関との協力事業として推進して行く予定である。

2. 韓国型特許行政情報システムの海外拡散

情報顧客支援局 情報顧客政策課 電算事務官 カン・ソンホン

イ. 推進背景及び概要

今日世界各国の特許庁は特許出願を効率的に処理し、出願人の利便性を高めるため、特許情報化システムの高度化を重要な政策目標として定めて取組んでいる。IP5はもちろん近年特許出願が急増している途上国もまた特許行政情報システムに関心を寄せており、情報システムの構築のために様々な取り組みに励んでいる。

韓国は2010年OECD開発援助委員会(DAC: Development Assistance Committee)への加入をきっかけに持続的にODAを拡大することで、国際社会において経済規模に適した役割を遂行している。2018年のODA支援規模は前年比22.3%増加した26.8億ドルを記録し、国際社会に約束した援助規模の拡大を充実に履行している。特に、短期間で先進国仲間入りを果たした発展経験を基に、経済発展共有事業(KSP: Knowledge Sharing Program)などの韓国型ODAモデルを定立している。特許分野においてもODAを活用した韓国型特許情報化システムの海外普及活動を活発に展開している。これを通じて知的財産権行政情報化分野において技術標準の国際的主導権を確保し、発展途上国との戦略的パートナーシップを形成することで国際社会において国益優先の協力関係形成に向けた前哨基地を構築するとともに、韓国IT企業の海外市場への進出を支援することにその意義がある。

ロ. 推進内容及び成果

韓国特許庁が世界初に開発したオンライン基盤の特許行政情報システムである特許ネットは1999年から蓄積されたノウハウと技術を基にIP5を始めとする世界各国特許庁からベンチマークの対象となっている。このような特許ネットを基に世界各地で韓国型特許行政情報システムが進出している。

最近では知的財産を国家核心事業として推進している中東の拠点国家アラブ首長国連邦(UAE)とシステム構築協力MOUを2014年9月に締結して以来、UAE特許行政全過程に対するオンライン特許行政情報システム構築輸出契約を締結した。2018年2月現地で開通式が開催され、2018年12月には最初の開発事業の契約期間が満了する2019年2月以後の情報システムメンテナンスのための契約を締結した。システム開通以後UAEのオンライン出願率は90%以上を記録するなど構築されたシステムが現地で活発に利用されている。

UAEでのシステム構築成功経験を基にサウジアラビアとの協力も本格的に推進されている。2018年WIPO総会期間に開催された韓-サウジアラビア知的財産分野ハイレベル会合で二国間知的財産協力のためのMOUを締結した後、2019年中にはサウジアラビア知的財産情報システムの構築に向けたコンサルティング及びシステム構築契約を締結する予定である。

ハ. 評価及び発展方向

2009年アジア最大の電子商取引協議体であるア・太平洋電子商取引理事会のe-ASIA Awards公共電子ビジネス分野の優秀事例として選定されるなど、韓国特許庁の情報化レベルはAPEC、WIPOなど国際機関と海外特許庁から好評を得た。また、2016年にUAE政府とのシステム輸出契約締結は韓国特許行政情報システムの優秀性が世界的に認められるきっかけとなり、これを機に韓国型特許行政情報システムの海外進出がこれまでの無償援助方式から脱し、相手国政府が費用を負担する有償輸出方式に改善され

た点で意味がある。今後特許ネット基盤技術の海外拡散及び援助国としての国家プレゼンスを高めるため、韓国型特許行政情報システム構築モデルを多様化し、専門性を基に韓国特許庁のイニシアチブを強化して行く方針である。また、情報化標準議論において主導的な役割を果たすと同時に、主要特許庁との協力を深めることで知的財産権分野の先導特許庁として位置づけられるよう取り組んでいく予定である。

3. 高品質のグローバル知的財産権コンテンツの開発及び活用事業

産業財産保護協力局 多国間機構チーム 工業主事補 チョ・ボンヒョン

イ. 推進背景及び概要

韓国特許庁は知的財産先進5カ国の一員として、国際社会における知的財産権の格差問題を解消し、国内外知的財産権保護環境作りに寄与するため、知的財産権専門人材の養成を目標に、2006年から国際機関との協力を通じて知的財産権教育コンテンツを作成・普及し始めた。

ロ. 推進内容及び成果

韓国特許庁は途上国支援の一環としてIPパノラマ開発に関する協定を締結し、現在韓国版を含めて世界24の言語で普及している。このような努力の結果、2012年にはIPパノラマ初の海外民間企業(インド Reliance Industries社)とライセンス契約(8千ドル)を締結する成果を収めた。持続的なコンテンツの活用と拡散のため、世界知的所有権機関と共同で「IPパノラマ」を活用した英文教育課程を2010年から運営しており、2018年まで161カ国6,700人以上の受講生を対象に知財権教育を実施している。

また、2018年にはAPEC IPビジネス課程を新設し、APEC加盟国を対象に知的財産権関連政策を共有し、APECと共同開発した「IPビジネスワークブック」及び「IP Xpedite」を活用した知財権教育プログラムを導入した。

急速に広がりつつあるモバイル情報通信環境に柔軟に対処するための取り組みも行われている。2015年には「IPパノラマ」の教育内容を基に実際事例中心に再構成した英文版モバイル知的財産教育コンテンツである「IP Insight」を開発し、2017年には韓国語版を開発した。「IP Xpedite」も改訂版を開発して2018年にはモバイル環境で駆動できるようにアップデートを完了し、内容を最新のものに変えた。

韓国特許庁が開発した知的財産教育コンテンツは知的財産権に関心があれば誰でも利用できるよう、知的財産教育ポータルサイトであるIP Discovery(<http://ipdiscovery.net>)を通じて普及している。

ハ．評価及び発展方向

韓国特許庁は時代の変化及び要求によって多様な種類と方法でグローバル知財権コンテンツを提供してきた。これは知的財産先進国として知的財産格差問題の解消に大きく寄与したと評価できる。2019年にはこれまで開発してきた年齢別、対象別のオーダーメイド型知的財産教育コンテンツの活用を更に拡大し、国際知的財産教育市場において先導的な役割を果たしていく予定である。

4. 国内外特許情報の活用・拡散のための特許情報博覧会の開催

情報顧客支援局 情報顧客政策課 電算事務官 カン・ソンホン

イ．推進背景及び概要

特許情報が国家・企業競争力の核心要素として浮上したことで、特許情報を戦略的かつ体系的に活用するため、政府レベルの国際イベントが必要となった。そこで韓国特許庁は国内外の最新特許動向を共有し、特許情報会社にマーケティングの場を提供できる特許情報博覧会を企画し、第1回イベントを2005年11月にCOEXにて開催した。

ロ．推進内容及び成果

韓国特許庁は2005年から毎年特許情報博覧会 (PATINEX : Patent Information Expo) を開催している。イベントは大きく特許情報分野の主要イシューに対する国内外有識者による基調演説と講演、特許庁・特許情報会社・企業の特許情報普及政策及び活用実態を主に紹介するテーマ発表、特許庁・特許情報会社のサービスと商品を展示する展示ブースの運営、特許情報商品・サービスに対する専門的なコンサルティング及び教育が行われるワークショップで構成された。

PATINEX2018は2017年9月6日から7日まで二日間ソウルインペリアルパレスホテルで開催されたが、「未来をリードしていくための知的財産戦略－保護を超えて価値創出へ(Leveraging IP for Future Growth-from Defensive to Proactive Approach)」というテーマで3つのセッション、12のワークショップ及び企業21社の展示会で構成・開催された。

ハ. 評価及び発展方向

PATINEX2018はDOLBY社のAndy Sherman副社長の基調演説を始めに、各セッション別テーマに対する国内外講演者の講演を通じて特許情報を活用している多様な分野の企業・機関のノウハウを共有することで参加者の関心と参加を呼びかけ、パネルディスカッションと質疑応答セッションを通じて講演者－参加者間交流の機会を設けることでイベント満足度を高めるきっかけとなった。また、WIPS、WERT INTELLIGENCE、Iptizen、LexisNexisなど国内外特許情報サービス提供会社の展示イベントを通じて、参加者が特許情報の活用に関する国内外市場の動向が把握できるようにした。

これを基に翌年度のイベントは国内外著名スピーカーの渉外強化とバランスの取れたセッション構成、参加者と展示会社間のコミュニケーション機会の拡大を通じてコンファレンスの充実化と展示イベントの活性化により集中する計画である。

第5節 最貧・途上国に対する知的財産シェアリングの拡大

1. 推進背景

産業財産保護協力局 多国間機構チーム 行政事務官 キム・ヒョンテ

2015年9月国連開発首脳会議では2030持続可能開発議題(2030 Agenda for Sustainable Development)を公式採択し、17つの持続可能開発目標(SDGs)を提示した。既存のミレニアム開発目標(MDGs)が社会開発中心であったとすれば、持続可能開発目標では社会開発、経済開発、環境保全など開発の分野を多様化した。このような流れに歩調を合わせて、韓国は援助の効果を高めるために開発分野間で戦略的な統合推進体系の構築に取り組んでいる。特許庁もまたこのような基調に合わせてると同時に、知的財産5大先進国という国際社会における位置と期待に適合した知的財産分野の政府開発援助事業を推進するため、事業計画段階から経済開発と環境保存など多様な側面を考慮して事業を高度化するための努力を傾けている。途上国に適正技術を開発して提供する一方、途上国の優秀な商品に対してブランド獲得を支援する事業を通じて先-後進国間開発格差問題の解消を図り、韓国知的財産権の外交力強化に寄与した。

適正技術(Appropriate Technology)とは「高額投資の必要がなくエネルギー使用が少ない、誰でも簡単に習って使え、現地の原材料を使用し、小規模の人が集まって生産可能な技術」である。一言でいえば、先進国では活用価値が高くないが、途上国では効用が大きい技術のことである。飲料水の不足、コレラ、疫痢のような水系感染症で苦しんでいるアフリカ住民のため、一度に75リットルの水を汲んで簡単に転がして運搬できるように円柱形で設計された「キュードラム」と、汚染された浄水源から99.9%のバクテリアを除去できる携帯用浄水器である「ライフストロー」がまさに適正技術の代表的な製品である。

2. 主な推進成果

韓国特許庁は2010年からグッド・ネイバーズ、ハビタットなどのNGO及びWIPO、APE

Cなど国際機関と協力し、途上国に適正技術を開発普及してきた。また、韓国特許庁は途上国の農産品、特産品が優秀な品質であるにもかかわらず、ブランドの不備により適正な価額がもらえない問題を解決するため、途上国にブランドを開発して支援する事業を推進してきた。

2018年にはモンゴルに酷寒の季節にも作物栽培ができる冬温室とスマート制御器を普及した。温度及び湿度が自動コントロールできる計測器を設置し、温水が循環する方式で暖房の熱効率を上げる温室を提供することで、冬の気温がマイナス40度まで落ちる厳しい環境で農業生産性を高め、大気汚染も減らせる、環境に優しい最適な温室システムを提示した。

一方、シルク産業が経済において大きな比重を占めるベトナム広南省地域に既存の木織機より耐久性と生産性が改善されたシルク紡織機を開発・普及した。同時に、製品の付加価値を高めるため、地域シルク協会のブランドと品質認証マークを開発し、これを活用したビジネス戦略まで提示することで、適正技術とブランド間連携を通じてシナジー効果を生み出した。

<図Ⅲ-4-3>2018年適正技術開発事業の成果



開発されたスマート制御冬温室

(モンゴル)

開発されたシルク紡織機

(ベトナム)

1村1ブランドセミナー

(2018. 11. ベトナム)

<図Ⅲ-4-4>2018年ブランド開発事業の成果



ベトナム広南省地域のシルク紡織機品質認証マーク及びブランド

3. 知的財産シェアリング事業の国際的拡散

産業財産保護協力局 多国間機構チーム 行政事務官 キム・ヒョンテ

韓国特許庁は世界知的所有権機関(WIPO)と共同で2018年5月に国内外知財権分野の裁判外紛争解決(ADR; Alternative dispute Resolution)制度及び政策事例を紹介する「韓-WIPO共同裁判外紛争解決セミナー」をソウルで開催した。WIPO仲裁調停センターのIgnacio de Castro副局長及び弁理士、企業人、一般人など約130人余りが出席して産業財産権紛争調停委員会の紛争調停事例、知財権分野のADR手続きなどに大きな関心を示した。

また、韓国特許庁は2004年WIPOと「韓-WIPO信託基金設置に向けた機関間約定」を締結して以来、WIPO韓国信託基金出捐を通じて途上国及び最貧国の知的財産分野の能力強化及び認識向上のための支援事業を提供している。主な成果として2011年から毎年特許情報を活用した適正技術コンテストがあげられる。2018年にはドミニカ共和国で途上国の日常生活における問題の解決及び特許情報を活用した適正技術開発方法論の拡散を目標に同大会を開催したが、国営TVを始めとして多数のマスコミが取材し、適正技術コンテストの開催に対するドミニカ共和国国民からの高い関心を感じる事ができた。

そして、韓国特許庁は幼児用知財権教育アニメーション及び青少年発明教育用ゲームなどを製作・普及するなど需要者である子供及び青少年に慣れ親しんだキャラクタ

一を利用して面白く知財権を理解できる教育教材を開発してきた。

その他に韓国信託基金の支援で途上国審査官を対象にする特許法商標法及び審査実務などの教育を通じて知的財産格差問題を解消し、先進国と途上国間の知的財産権分野における架け橋の役割を果たした。

このように韓国特許庁は国際知的財産シェアリング事業を積極的に行うことで、途上国国民が知的財産を創出・活用する能力を高めて生活の質を改善するとともに経済発展が達成できるよう支援し、今後も知的財産5大強国として知的財産を活用した開発援助分野において国際的な責任を果たすことで国のプレゼンスを高めていく計画である。

第4編 優秀知的財産の事業化促進

第1章 知的財産金融の活性化及び事業化の促進

第1節 中小企業の知的財産金融・取引の活性化

1. 概観

産業財産政策局 産業財産活用課 行政事務官 ソン・ソクミン

韓国は国内出願及び国際出願の実績がそれぞれ4位(2017)、5位(2018)で、知的財産の創出にあたってはIP5(先進5庁)の地位にふさわしい成長を成しており、標準特許保有の順位も世界5位(2018)で、知的財産の質的な面でも着実に上昇傾向にある。しかし、知的財産に対する社会的認識が低く、知識財産の侵害に対する処罰が不十分であるため、知識財産取引市場が活性化していない。そのため、知的財産の保護を強化するために特許侵害に対する懲罰的損害賠償制度の導入など多様な政策を推進している。

また、最近多様な形態の特許管理専門会社が出現して活動領域を広げていることで、知的財産が実現された製品を生産・販売して価値を実現する活用形態から知的財産からキャッシュフローを創り出す直接的な収益化戦略へとビジネスモデルが変わるなど、知的財産市場の構造的な変化をもたらしている。²⁰

このような状況の中で政府は国政目標として「革新成長と雇用創出」を提示した。雇用創出の鍵であるグローバル競争力を備えた中小企業を通じて革新成長を実現するという計画である。そのためには活用価値の高い高品質の知的財産を創出し、創出された知的財産を保護しつつ積極的な活用を通じて付加価値を創出する知的財産好循環システムの構築が必要である。

これまでは政府調達、課題など各種政府支援政策を通じて中小企業の知的財産創出を誘引してきたが、これからは「創出された知的財産を如何に活用するのか?如何な

²⁰ チェ・チョル、IP金融を見る転換期的な観点、IP Insight Vol2(3)、4ページ、2013.9

る戦略で事業化を通じて価値を生み出していくのか？」という側面から、創出された知的財産が企業成長のエンジンとして作用するように支援することで雇用創出及び革新成長の実現に寄与する政策を講じるために取り組んでいる。

最近「知的財産活動実態調査」の結果によれば、中小企業にとって事業化における最も大きな問題は専門人材及び資金の不足であることがわかった。物的担保は不足しているものの優秀な知的財産権など技術を保有している中小企業が知的財産権だけで資金が調達できる機会を拡大するため、2012年知的財産を担保に資金確保の手段として活用できるように「動産・債権などの担保に関する法律」が施行された。2013年には既存の保証、投資用評価支援とともに担保貸出のための評価費用支援を本格的に施行した。

しかし、国内金融権の保守的な貸出慣行で依然として知的財産が金融に積極的に活用されておらず、優秀特許を保有しているものの不動産や信用度が不足している中小・ベンチャー企業が資金確保に悩んでいる状況である。

そこで、特許庁は2018年12月知的財産金融の再跳躍のために金融委員会と共同で「知的財産金融活性化総合対策」を発表した。同対策の主要内容は、銀行が知的財産担保貸出に積極的に乗り出すように債務不履行の際に担保IPを買取・収益化する回収支援事業を新たに推進し、ファンドーオブファンズを通じて毎年1千億ウォン以上のIP投資ファンドを造成する計画である。特に、特許庁と韓国成長金融が4年間5千億ウォン規模の技術金融投資ファンドを共同で造成する。また、知的財産基盤投資を阻害する規制も積極的に撤廃し、同対策で2018年4,537億ウォン水準にとどまっている知的財産金融規模を2022年2兆ウォンまで成長させる計画である。

また、国家公務員の職務発明に対する結果物である国有特許はこれまで量的成長にも関わらず、中小企業の売上増大及び事業化能力向上などが不十分であったため、特許庁など関係省庁は2018年10月中小企業競争力向上に向けた「国有特許活用革新方策」を発表する。同革新方策の主要内容としては、既存の画一化されていた実施料納付方式で選択の幅を広げる方向へと納付方法が柔軟になり、技術移転費用など直接費用を

先に控除した後、収入を配分する方式に改善される。また、国有特許の独占使用を阻害する規制が緩和され、国立研究機関の所管職務発明を研究所企業に出資できる法的根拠を作る。このような取り組みで2018年21.8%に過ぎない国有特許活用率を2022年35%まで引き上げる計画である。

特許庁は自ら事業化能力を高められるように企業の知的財産戦略樹立を支援するとともに、創出された優秀な知的財産が眠ることなく事業化につながるように技術取引市場を活性化し、国有特許の活用方策構築及び職務発明に対する認識向上など多様な活用政策を樹立するなど、知的財産中心の中小企業育成を持続的に支援する計画である。

2. 知的財産(IP)の価値評価及び金融支援の活性化

産業財産政策局 産業財産活用課 行政事務官 ムン・ウンジョン

イ. 推進背景及び概要

知的財産権は技術開発の代価として開発者に独占排他的な権利を付与するもので、知識経済時代の核心的な無形資産であり、技術事業化における必須要素として認識されている。しかし、知的財産として登録された技術が全て事業化及び資金確保などに活用されているわけではない。「2017年度中小企業金融利用及び問題実態調査」(2018.1.中小企業中央会)によれば、中小企業の金融機関貸出条件は不動産担保(41.2%)と信用度中心(35.2%)で、優秀特許を保有している中小企業が資金確保に難航していることが分かった。

また、創出された特許の活用率を高めるためには、特許が企業経営戦略の核心要素として働くように活用分野を多様化できる政策的な支援が必要である。そのためにはまず特許技術価値評価に対する信頼性と公正性が担保されなければならない。特許庁はこのような評価基盤を構築するために発明の評価機関を指定・運営しており、評価技法の開発と普及を持続的に推進している。

また、評価結果が技術取引、技術認証及び事業妥当性分析などに活用できるよう「事業化連携特許技術評価支援」及び金融(投資)機関との協力を通じて事業化資金が確保できるように「金融連携特許技術評価支援」事業を実施している。

ロ. 推進内容及び成果

特許技術評価費用支援は発明振興法第30条に基づいて施行されており、事業化連携特許技術評価支援事業の場合は技術評価にかかる評価費用の70%以内で申請者1人当たり年間5千万ウォン限度まで支援している。評価費用は事前相談(評価機関)→申込及び受付(韓国発明振興会)→審議→支援対象者の選定→契約締結→評価遂行→評価報告書の検収→補助金支給のプロセスで支援される。

評価費用が申請できる対象者は申請日現在、特許法、実用新案法によって登録された権利者とその承継人及び専用実施権者であり、個人、中小企業基本法第2条による中小企業は誰でも申請可能である。

評価費用の支援対象者は特許技術の技術性と活用性などを総合的に審議して選定する。また、職務発明補償制度の実施企業、国家功労者または障害者、特許庁が主催する発明関連行事で受賞した個人または企業などに対しては加点を付与している。

最近7年間の評価費用支援実績を見ると以下のとおりである。

<表IV-1-1>特許技術事業化評価支援の実績

(単位：件、百万ウォン)

区分	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018
予算	1,634	1,586	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600
支援件数	68	64	71	97	84	85	75

特許技術を評価する時は権利性、技術性、市場性、事業性に対する多角的な検討が行われる。この評価を通じて該当特許技術の優秀性と事業化の妥当性、そして特許権の金銭的な価値まで算定できるため、特許技術の譲渡、ライセンス(Licensing)のための適正移転取引価格の算定、技術投資、技術の財務証券化または貸出担保の設定、その他長期戦略的な経営計画の樹立、企業の破産または構造調整による資産評価、紛争・訴訟資料として使用できる。

特許庁は2006年から技術保証基金との業務協約を通じて創業初期企業など資金の確保が必要な中小企業を対象に保有特許に対する価値評価を通じて保証が行われるように保証連携特許技術評価費用を支援しており、2013年信用保証基金にまで協約機関を拡大した。

2013年特許庁が評価費用を支援して価値評価金額以内で知的財産(IP)だけを担保にして貸し出しを行うIP担保貸し出しを国内で初めて産業銀行を通じて実施して以来、2014年企業銀行、2015年国民銀行にIP担保貸出を拡大した。その他にも投資対象企業が保有する特許に対して投資機関のニーズに応えたオーダーメイド型評価報告書の作成を支援し、特許基盤投資活性化を誘導している。2018年には金融委員会と特許庁が共同で「知的財産(IP)金融活性化総合対策」を発表し、中小・ベンチャー企業が知的財産を活用して事業化資金をスムーズに調達できるように政策的な基盤を整えた。

このような努力の結果、本格的にIP金融が施行された2013年から最近6年間特許技術評価支援を通じて計1兆5,657億ウォン規模の資金を中小企業に支援し、これは同期間投入された予算(178億ウォン)に比べて約87.7倍の効果として現れた。最近6年間の詳細な金融連携実績は以下のとおりである。

<表IV-1-2>特許技術金融連携評価支援の実績

(単位：件、百万ウォン)

区分	2013	2014	2015	2016	2017	2018	合計
予算	1,650	2,310	3,570	3,270	3,270	3,770	17,840

連携金額	73,807	165,820	200,904	303,559	367,951	453,703	1,565,744
------	--------	---------	---------	---------	---------	---------	-----------

特許庁は評価報告書の信頼度を高め、政府補助金で行われる評価費用支援事業を円滑に運営するため、発明振興法第28条に基づいて国・公立研究機関、政府出捐研究所、民間企業研究所または技術性・事業性評価を専門的に行う機関を発明の評価機関として指定・運営している。また、発明の評価機関を指定する時は評価可能な技術分野、専門人材及び評価業務を遂行する上で必要な評価技法と施設の保有程度などを総合的に考慮している。

現在、特許庁は18機関(2018年基準)を評価機関として指定・運営しているが、評価機関の専門性を持続的に維持・管理するとともに評価機関の能力を高めるため、定期的に発明の評価機関運営協議会を開催している。

<表IV-1-3>発明の評価機関指定状況

指定機関
韓国産業技術振興院、韓国産業銀行、韓国発明振興会、技術保証基金、特許法人 Darae、特許法人 Dana、(株)WIPS、(株)ナイス評価情報、(株)ECREDIBLE、農業技術実用化財団、韓国建設生活環境試験研究院、韓国機械電気電子試験研究院、韓国産業技術試験院、韓国化学融合試験研究院、韓国科学技術情報研究院、信用保証基金、特許法人 Dodam、(株)KTG

ハ. 評価及び発展方向

中小企業の知的財産が死蔵されずに技術取引、技術認証など評価を通じて事業化につながるように支援し、IP金融を通じて事業化資金を確保させることで知的財産を通じて中小企業が成長できる基盤を構築した。

今後も発明の評価機関を民間中心に拡大することで公正な評価品質競争体制を構築し、金融機関のIP価値評価能力強化を支援することで、IP金融活性化に向けた基盤構築に力を入れる計画である。

また、中小企業がIP事業化における最も大きな問題として挙げている資金不足問題を解決するため、保証、担保貸出などIP金融を持続的に拡大する一方、優秀なIPを保有している企業に対する投資活性化に向けた投資用評価支援も拡大・実施する予定である。

3. オン・オフライン連携を通じた知的財産取引の支援

産業財産政策局 産業財産活用課 工業事務官 イ・ホンミン

イ. 推進背景及び概要

国家経済成長の鍵が有形資産から技術など無形資産に移動しつつあり、企業価値においても無形資産が占める割合が持続的に増加している。そこで、国家の持続可能な成長のためには核心技術開発のためのR&D投資と開発された技術に対する特許権を確保してビジネスに活用することで収益を生み出すことが重要である。

しかし、現代技術の多角化・高度化及び熾烈な技術革新競争によって技術の寿命が短くなっているのに対して、技術の融合化・複合化による技術開発の所要時間や費用は増加するなど技術革新環境は益々悪化している。このような環境の中で競争優位を確保するためには独自技術の開発に力を入れる慣行の代わりに、外部技術を積極的に導入して技術開発に必要な時間と費用を節減し、活用されない技術はライセンスングして活用する開放型技術革新が求められている。

特許庁は特許技術の活用促進及び開放型技術革新を支援するために知的財産取引情報システムを構築し、特許取引専門官を運営するなどオン・オフライン連携を通じた特許技術取引を支援することで、第四次産業革命時代における知的財産活用体系の先進化を通じた国家知的財産競争力強化をリードしている。

ロ. 推進内容及び成果

情報技術(Information Technology)と電子商取引の発達は産業の生産性を画期的に高め、顧客により便利で有用なサービスを提供するのはもちろん、政治・経済・社会・文化など全分野において新しいスタイルへの変化を促している。

特許庁は2000年4月に情報技術を活用して取引情報の交換及び提供を通じて技術取引が活性化できるように知的財産取引情報システム(www.ipmarket.or.kr)をオープンした。

2009年からは技術取引と関連する情報のアクセシビリティを強化するため、個別的に運営していた技術取引情報サイトを連携し、2015年には地域別革新センターで分散提供されていた開放特許を統合提供し、2016年には需要者・供給者観点のシステムに全面改編した。また、2017年には一般ユーザーが供給知的財産を簡単に選別できるシステムに高度化し、2018年には技術取引の主な障害要因である適正技術料算定の問題を解決するために技術分野別知的財産取引統計内訳を提供するなど、知的財産取引を希望する個人及び中小企業が活用できる多様なIP取引関連オンラインサービスを提供している。

知的財産取引情報システム(IP-Market)は現在17万件余りの移転希望特許技術の有効DBと5千件余りに達する知的財産取引市場事例情報を構築している。さらに、関心技術分野の類似特許を持っている潜在的な購買者情報や販売しようとする知的財産と類似する知的財産情報を一緒に提供することで、より効率的な特許技術需要・供給マッチングを支援している。

＜図IV-1-1＞知的財産取引情報システム(国家知的財産取引プラットフォーム)のホームページ



技術取引の特性上、両当事者は取引を希望しても特許技術価値(取引価格)に対する不一致及び手続きの専門性不在など実際取引に成功するまではあらゆる障害要因が存在する。また、国内企業は技術導入より独自開発の比重が高いため技術取引市場が狭く、特許技術の発掘、交渉、契約に至る全過程に対する情報と専門人材が不足しているため、知的財産取引のための自生的な生態系がつくられていない状況である。

そこで、特許庁は技術分野及び圏域別に構築された特許取引専門官(計17人)をソウル、釜山、光州、大邱、世宗など全国主要地域に拡大配置し、企業が常に技術移転相談が受けられるようなチャンネルを構築した。それによって、人材及び情報の不足で困っている個人や中小企業の知的財産取引が適材適所で行われるように支援することで、優秀特許技術が死蔵されずに事業化され、付加価値が創出できるよう支援している。

特許取引専門官は個人、中小企業を対象に需要発掘及び面談、適正供給技術のマッ

チング、仲介交渉及び契約関連の法律検討など技術取引全般に関する技術仲介サービスを提供しているが、取引成功の後もIP・技術金融、R&BDなど技術事業化に向けた支援事業とのフォローアップまで提供している。

これまでこのようなオン・オフライン知的財産取引支援事業を通じて成功した取引状況を見ると、2006年以後2018年末まで計3,057件に達している。

＜表Ⅳ－1－4＞権利別の知的財産取引実績

(単位：件)

取引実績	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	計
特許	19	40	55	92	112	119	132	171	185	275	416	458	531	2,605
実用新案	14	6	10	7	8	11	22	4	8	6	6	2	2	106
デザイン	1	-	7	1	12	17	18	26	51	27	9	27	19	215
商標	-	-	-	-	8	13	13	18	11	1	3	1	6	74
その他*	-	-	-	-	-	3	11	12	16	6	-	3	6	57
計	34	46	72	100	140	163	196	231	271	315	434	491	564	3,057

*ソフトウェア、半導体設計、ノウハウなど

＜表Ⅳ－1－5＞類型別の知的財産取引実績

(単位：件)

取引実績	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	計
権利譲渡	32	26	43	62	89	82	101	120	114	188	285	253	339	1,734
実施許諾	2	20	29	38	51	81	95	111	157	127	149	238	225	1,323
計	34	46	72	100	140	163	196	231	271	315	434	491	564	3,057

技術取引は特許権など無形資産を移転対象としているため、技術取引当事者間の情報インバランスが発生するケースが多い。合理的な技術仲介交渉を進めるためには、該当技術の優秀性を客観的に立証できる効果的な支援基盤の必要性が提起される理由で

ある。特許庁は2009年に「特許分析評価システム(SMART3)」を開発してこれに対する解決策を講じた。

特許分析評価システム(SMART3)は出願・登録、審査・審判情報など客観的かつ定量的な特許情報を活用して大量の特許を低費用、リアルタイムで評価し、技術購入者に供給技術に対する客観的な分析資料(権利性、技術性、活用性)をオンラインを通じて提供している。

2010年4月から国内に登録された特許を評価するサービスを開始して以来サービス範囲を拡大し、ユーザーの情報活用段階を持続的に改善してきた。2018年にはSMART3の韓国・米国・ヨーロッパ特許評価情報を民間に開放することで、知的財産サービス企業が多様なIPビジネスを創出してIP市場が活性化できるよう、積極的な支援政策を展開している。それによってSMART3サービス開始以後2018年12月現在まで計274(累積契約728件)の機関が81万1千件余りに達する評価サービス支援を受けるなど特許の質的評価活用は持続的に拡大されている。

<表IV-1-6>機関類型別特許分析評価システムの年間契約実績

(単位：件)

区分	民間技術取引機関/ 特許法人	企業	大学・ 公共研	公共機関	合計
2010	7	5	11	10	33
2011	12	4	16	11	43
2012	8	8	24	11	51
2013	10	3	30	18	61
2014	25	4	29	12	70
2015	41	5	46	27	119
2016	44	5	51	24	124
2017	40	1	50	24	115
2018	43	4	34	31	112
合計	230	39	291	168	728

＜表IV-1-7＞機関類型別特許分析評価システムの利用実績

(単位：件)

区分	民間技術取引機関/ 特許法人	企業	大学/ 公共研	公共機関	個人	合計
2010	6,046	3,364	3,444	13,864	455	27,173
2011	9,727	5,558	6,982	11,336	139	33,742
2012	6,046	5,464	7,084	13,276	258	32,128
2013	11,073	4,721	10,611	18,984	354	45,743
2014	40,170	4,858	13,453	53,260	978	112,719
2015	26,926	4,261	22,241	61,462	1,514	116,404
2016	77,320	802	20,565	67,308	1,759	167,754
2017	51,880	2,849	26,638	44,079	2,128	127,574
2018	50,689	629	25,791	70,462	522	148,093
合計	279,877	32,506	136,809	354,031	8,107	811,330

ハ．評価及び発展方向

IoT、人工知能、ビッグデータなど第四次産業革命をリードする技術の浮上によってグローバル市場の産業構造が急変しており、製造業、サービスと文化など産業間の境界が崩れ、連結と融合を通じて新しい産業と市場が誕生している。

そこで、グローバル企業は積極的な外部技術の導入と技術革新型M&Aなどのような知的財産取引を通じた戦略を通じて新事業の先取競争を加速化しているが、国内知的財産取引市場は知的財産に対する認識不足、特許の品質、小さな市場規模など本質的な問題によって活性化されていないのが現状である。

このような環境にもかかわらず特許庁のオン・オフラインを通じた特許技術取引支

援の実績が持続的に増加している。これは長期的な観点から特許技術取引基盤を構築し、効率的な支援政策を展開することで市場が拡大する可能性があることを示している。

今後特許庁は知的財産取引情報システムと特許取引専門官の連携を強化して特許技術の取引を希望する個人及び中小企業に対する有機的な支援体系を構築するとともに、他の技術取引機関及び事業との連携、需要技術の発掘拡大を通じて適材適所に必要技術が供給されるように支援する予定である。

また、IP需要者と供給者、仲介者と投資者をつなぐ知的財産活用ネットワークを第四次産業革命核心技術中心に拡大し、需要者・供給者間の信頼を基に行われた技術取引がIPに対する投資及び事業化にまでつながるように支援する予定である。官民合同知的財産取引プラットフォームを構築し、SMART3を基に民間IPサービス企業を支援するなど民間中心の知的財産取引市場生態系が作られるようにすると同時に、優秀事例の発掘及び関連情報の提供を目的とする知的財産活用戦略コンファレンスの開催で知的財産取引及び事業化に対する認識を持続的に高めていく予定である。

4. 知的財産活用戦略支援

産業財産政策局 産業財産活用課 工業主事補 チャン・ナムジン

イ. 推進背景及び概要

韓国は特許出願件数において世界最上位水準であるにも関わらず、毎年知的財産権貿易収支で赤字を記録している。これは特許の量的成長に比べて質的水準が足りない側面もあるが、企業の特許に基づいた付加価値創出能力が不足していることも大きな原因と言える。特許庁は知的財産に基づいた事業化で付加価値を創出するIP強小企業を育成するため、中小企業を対象に保有知的財産の戦略的な活用を支援している。

ロ. 推進内容及び成果

知的財産活用戦略支援はIP製品の革新及びIP事業化戦略の樹立のためのオーダーメイド型コンサルティングを提供するものであり、支援プロセスは事業公告→支援企業選定(書類及びPT審査)→コンサルティング遂行機関の選定(制限競争入札)及び契約締結→企業負担金の納付→IP活用戦略樹立及び実行方策の提示→事後管理という流れで行われる。

最近3年間の知的財産活用戦略の支援状況は以下のとおりである。

＜表IV-1-8＞知的財産活用戦略支援実績の細部状況

(単位：件、百万ウォン)

区分	2016	2017	2018
予算	2,940	3,234	3,884
支援件数	53	59	77

細部類型別に見ると、IP製品革新戦略コンサルティングは特許製品の技術的な問題を解決したり、新製品を開発するように、TRIZ(創意的問題解決理論)及び異種分野の特許検索方法論を活用して短期間内に革新的な解決策を提示している。既存のIPコンサルティングが回避設計及び権利侵害予防の観点で行われたのに比べて、同コンサルティングでは知的財産観点から製品の問題を解決し、消費者、市場トレンド及びIP分析などを通じて最適なIP製品商用化戦略を導き出すように支援している。

IP事業化戦略コンサルティングは中小企業のビジネス戦略と連携したIP経営戦略を樹立し、樹立された戦略を企業が独自に実行できるようIP経営体系の構築をサポートする事業である。IPを活用して国内外の市場シェアを維持・拡大しようとする企業、競合社から自社の事業領域を保護しようとする企業、特許費用の節減もしくはIPで収益を創出しようとする企業、企業の保有能力と外部資源の融合を通じて新事業を発掘したり、マーケティングチャンネルを構築しようとする企業、IPを基に金融連携支援を希望する企業などを支援する事業であり、企業のニーズを反映したオーダーメイド型

コンサルティングを行っている。

特許庁は毎年支援事業の成果を分析するため、過去3年間支援を受けた企業を対象に成果活用度調査を実施している。2018年調査の結果、97%以上の成果活用率を記録した。主な活用分野は研究開発(R&D)戦略の樹立、IP戦略樹立、研究開発(R&D)投資の拡大、新規事業の企画及び事業性の検討、デザイン開発を通じた新製品・改善製品の競争力強化、資金調達などであり、知的財産活用戦略の樹立が企業の製品開発及び市場競争力の強化に大きく貢献していることが分かった。

＜表IV-1-9＞知的財産活用戦略支援事業の活用率

(単位：%)

区分	2016	2017	2018	平均
活用率	90.67	95.12	97.26	94.35

ハ. 評価及び発展方向

特許庁は知的財産活用戦略支援を通じて中小企業の特許技術事業化能力を強化することで、優秀特許技術が資金、人材、情報などの不足によって死蔵されず、効率的に活用され付加価値の創出に寄与している。

IP製品革新方法論は中小企業が自分の能力では解決できなかった技術的難題をTRIZと他技術分野の特許情報を活用して低費用・短期間で解決できるように支援する。これは知的財産情報活用の目的と用途を既存の「登録可能性の検討」、「特許侵害予防」から「技術的難題の解決」にまで拡大したものと見られる。

2016年にIP製品革新マニュアルを制作し、2017年9回、2018年19回など計1,175人に対する製品革新方法論教育を行い、2019年にはIP製品革新方法論の普及・拡散に向けたオン・オフライン教育課程を拡大し、知的財産活用戦略支援を強化して異種分野特許技術の融合・複合を通じた製品の問題解決・改善だけでなく、消費者が希望する機

能を追加した新製品の開発も支援する計画である。また、関係省庁との協業を通じた事業化連携支援で中小企業のIP事業化に必要な資金調達、販路支援などを強化する予定である。

<図IV-1-2> IP製品革新マニュアル教材



5. ファンド・オブ・ファンズ特許アカウントの運営

産業財産政策局 産業財産活用課 行政事務官 キム・ナムギョ

イ. 推進背景及び推進方法

優れた技術と創意的なアイデアを備えたベンチャー企業は国家の産業地形を変えるくらいの潜在力を持っているが、失敗のリスクもまた高いため、資金調達が難しい。政府は民間ベンチャーキャピタル市場活性化における誘い水の役割を果たすため、2005年「ベンチャー企業育成に関する特別措置法」に基づいて韓国ファンド・オブ・ファンズを立ち上げた。

ファンド・オブ・ファンズとは、企業に直接投資せず、個別ファンドに出資するフ

ファンドであり、民間ベンチャーキャピタル市場が形成されていない、もしくはその規模が小さい状況で政府が一定規模の基礎資金を投資市場に提供する政策手段である。

ファンド・オブ・ファンズは毎年予算配分によってその都度投資予算が決められる方法から脱し、一つのファンドが投資後回収した財源を再び他のファンドに出資して投資に活用する再循環(リボルビング)方法で30年間運営される。このようなやり方で長期間安定的なベンチャー投資の財源確保が可能になる。

また、投資の専門性を高めるため投資財源の供給は政府が担当するが、個別ファンドの設立及び管理監督は韓国ベンチャー投資(株)、投資意思決定など個別ファンドの運営は民間専門投資会社であるベンチャーキャピタルが担当している。

ファンド・オブ・ファンズが各アカウントの特性に適したファンド作り計画を公告し、個別ファンドを運用するベンチャーキャピタルを選定すると、選定されたベンチャーキャピタルはファンド・オブ・ファンズ出資金の他に民間出資金を募集して子ファンドを結成し、個別企業に投資する。

特許庁も優秀特許技術を保有する中小・ベンチャー企業の資金調達を支援し、特許技術の事業化及び知的財産基盤の創業・投資を促進するため、2006年ファンド・オブ・ファンズに特許アカウントを開設した。2018年には3年ぶりに初めて200億ウォンを新規出資するなど、持続的な予算確保努力による出資を通じて2018年末まで総出資金1,800億ウォンを運営中である。

ロ. 推進内容及び成果

ファンド・オブ・ファンズの特許アカウントは出資金1,800億ウォンを基に2018年まで計1兆1,651億ウォン規模の子ファンド45個を結成し、653社に9,373億ウォンを投資した。

特許アカウント投資資金は優秀な特許技術を事業化するベンチャー企業がデスバレ

一(Death Valley)を克服して強小・中堅企業として成長する土台となっている。また、アイデアと特許の買入、特許開発、技術移転などを専門的に行う民間特許管理会社と知的財産関連サービス企業にも投じられ、国内特許ビジネスの活性化にも貢献している。

特許アカウントは2016年からIP価値評価連携投資を強化することで、経営実績及び信用等級はまだ不足しているものの技術及びアイデアが優秀な企業に対する投資を強化している。

ハ. 評価及び発展方向

特許アカウントは2006年開設以来特許技術に基づいた投資を行う多様な子ファンド作りを展開してきた。特許アカウントの子ファンドは一時流行りの容易い投資対象ではなく、優秀特許技術を備えた技術革新型ベンチャー中心の投資を通じて国家産業構造の革新に寄与してきた。

特許アカウントは今後も海外IPの確保及び収益化、企業のIP創出・保護支援、IP金融の民間への拡散、IP基盤創業活性化など産業革新のために欠かせないが民間資金が投じられ難い分野に先制的に資金を供給する役割を果たし続ける予定である。

また、政策資金のIP投資拡大、IP投資の高度化及び多様化、IP資産基盤流動化証券投資、IP投資促進のための規制緩和などIP投資拡大に向けて多角的な努力を傾けていく計画である。

最後に、大学・公共研・企業の海外IP出願・収益化、IP Sales & Licenses Back投資などIPそのもので収益があげられるようIP直接投資を持続的に拡大していく計画である。

このような取り組みを通じて特許に強いベンチャー・中小企業が多数登場すれば、特許の創出・保護・活用につながる知的財産生態系及びベンチャー投資・成長・回

収・再投資につながるベンチャー投資好循環生態系が同時につくられると期待される。

6. 国有特許活用革新方法の樹立

産業財産政策局 産業財産活用課 行政主事補 キム・ヨンジュン

イ. 推進背景及び概要

国有特許とは国家公務員が職務過程で発明したものを国家が権利を承継し、国家名義で出願して特許・実用新案・デザインとして登録された権利を指す。「公務員職務発明の処分・管理及び補償などに関する規定(大統領令)」を制定(1972. 12. 14制定・公布)することで国有特許制度を導入した。

発明振興法第10条第2項は公務員(国・公立大学内に専担組織が設置された国・公立大学の教職員は除く)がその職務に関して発明したものが国家または地方自治団体の業務範囲に属し、その発明行為が公務員の現在または過去の職務に属する場合、その職務発明に対する特許権などは国有または公有することを規定している。

また、発明振興法第10条第4項は国有となった特許権などに対して、特許庁長が処分または管理するように規定している。(自治体所属公務員の職務発明による特許権などは地方自治体が権利承継して処分・管理)

特許庁は「公務員職務発明の処分・管理及び補償などに関する規定」に基づき、国有特許として登録された場合は発明者である公務員に登録補償金を支給し、国有特許権または特許出願中である権利の通常・専用実施及び売却を通じて処分収入金が発生した場合は処分補償金を支給している。また、年間処分収入金が1,000万ウォンを超過する国有特許権または特許出願中である権利の発明機関には機関褒賞金を支給する。

ロ. 推進内容及び成果

1) 国有特許権の登録状況

2018年基準で国有特許権(実用新案、デザインを含む)は計6,873件が登録され、前年比約10%程度増加した。全体登録権利の中で特許権が5,954件(86.6%)で最も多く、実用新案権が155件(2.3%)、デザイン権が622件(9.0%)、海外登録国有特許権が142件(2.0%)を占めている。

2018年に新規登録された国有特許権は859件で、2017年767件に比べて約12%増加した。

＜表Ⅳ－1－10＞年度別国有特許権の保有状況

(単位：件、%)

区分	新規及び回復登録					消滅及び移転	累計				
	特許	実用 新案	デザイン	海外 特許	計		特許	実用 新案	デザイン	海外 特許	計
2014	676	34	51	8	769	74(特28、実43、デ3)	3,708	210	326	111	4,355
2015	601	16	85	25	727	106(特51、実31、デ17、海7)	4,258	195	394	129	4,976
2016	539	12	121	19	691	114(特59、実33、デ17、海5)	4,832	174	502	143	5,651
2017	651	19	76	21	767	151(特54、実29、デ16、海52)	5,429	164	562	112	6,267
2018	712	18	93	36	859	255(特187、実27、デ33、海8)	5,954	155	622	142	6,873

2) 国有特許権の活用状況

国有特許権の活用とは登録された国有特許権または特許出願中の権利を売却したり、専用実施権または通常実施権を設定して民間企業などが国有特許技術を活用できるようにすることを言う。

国有特許権に対して有償または無償で実施契約を締結した件数は、2016年1,057件、2017年1,185件であり、2018年には前年比約5.6%増加した1,252件の実施契約締結を

通じて国有特許技術を移転した。また、2013年10月から実施料を事前納付する方法から契約期間満了後に実施実績を精算して実施料を納付する「事後精算制」に改善することで中小企業の実施料負担を減らした。

＜表Ⅳ－1－11＞年度別国有特許権の実施状況

(単位：千ウォン)

年度	実施契約(件)			実施料収入
	登録	出願中	計	
2014	454	199	653	277,069
2015	646	201	847	629,769
2016	742	315	1,057	700,363
2017	925	260	1,185	559,630
2018	1,020	232	1,252	1,266,385

3) 中小企業の競争力向上に向けた「国有特許活用革新方法」の樹立

国有特許の保有件数は2015年4,976件から2018年6,873件へと38.1%増加したが、活用率は2018年基準21.8%で不十分な状況である。そこで、中小企業の革新成長及び雇用創出をバックアップし、国有特許制度の画期的な変化を模索するため、2018年10月「国有特許活用革新方法」を樹立した。

「国有特許活用革新方法」は制度的基盤作り、国有特許管理の効率化、補償・実施料納付体系の柔軟化、規制改善を核心推進戦略として優秀国有特許の創出及び活用率向上と中小企業成長エンジンの確保及び企業売上増大を目標としている。

細部推進課題としては市場観点の発明選別・出願を支援する需要基盤発明インタビューの導入、国家所属非公務員の職務発明補償制の導入、職務発明活性化に向けた教育の強化、国有特許専用実施処分の活性化など国有特許制度の画期的な変化を図り、規制を改善できるように設定した。特に、事業化の成功のために国有特許の独占的使

用(専用実施)を希望する企業のニーズを反映し、国有特許の専用実施権許容基準を明確にするために、今後「公務員職務発明規定」改正も推進する予定である。

＜表Ⅳ－1－12＞年度別国有特許補償金の支給状況

(単位：千ウォン)

区分	登録補償金		処分補償金		機関褒賞金	
	支給件数	支給額	支給件数	支給額	支給件数	支給額
2014	649(特585、実26、デ38)	306,445	670	763,620	26	65,191
2015	762(特677、実34、デ51)	358,144	99	239,502	11	14,871
2016	679(特602、実16、デ61)	317,815	267	241,563	19	53,421
2017	672(特539、実12、デ121)	297,295	121	228,231	19	84,505
2018	653(特558、実19、デ76)	299,895	189	224,887	16	88,097

ハ. 評価及び発展方向

国有特許権の創出・活用を促進するため、2010年から発明機関の職務発明担当者、中央省庁及び自治体公務員などを対象に国有特許制度に関する教育を実施している。国有特許実施希望者に国有特許権に対する技術性及び事業性などの情報を提供するため、2007年から国有特許権に対する選別評価を実施して知的財産取引情報システム(<http://www.ipmarket.or.kr>)及び特許庁ホームページに評価結果を載せた。また、未活用国有特許権の活用を促進するために様々な制度改善を続けている。

2018年には国有特許の運営・管理効率性を高めるため、「公務員職務発明の処分・管理及び補償などに関する規定」を改正し、専用実施業務もと特許庁が受託機関に委託できるようにした。今後も国有特許活用促進に向けた制度改善とともに、広報及び技術移転支援を拡大していく予定である。

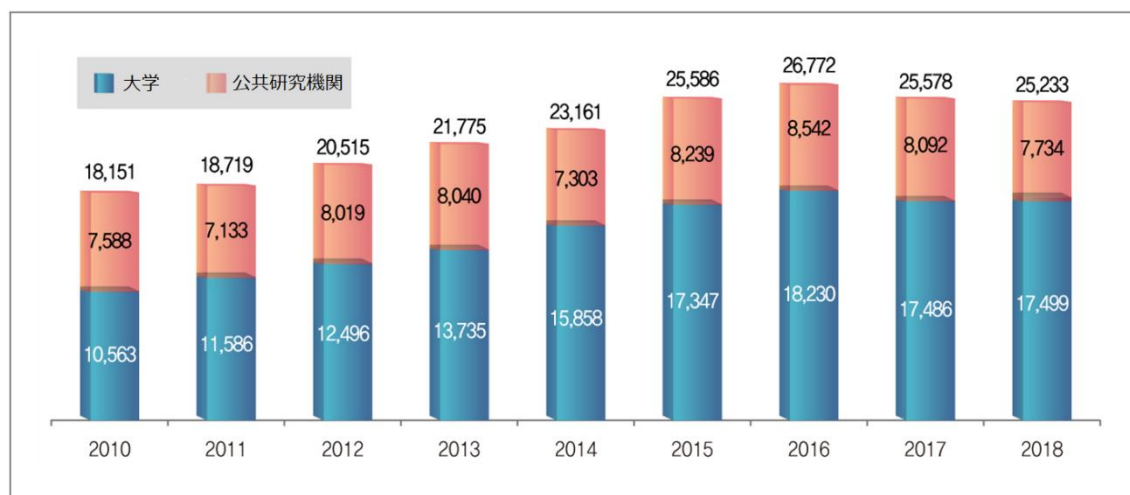
第2節 大学・公共研究機関の知的財産活用の促進

1. 概観

産業財産政策局 産業財産活用課 工業事務官 ソン・シギョン

国内大学・公共研究機関は政府R&D予算の68.5% (13.3兆ウォン)を使用し、博士級人材の76.4% (7万9千人)を保有(2017年基準)している技術革新の源である。大学・公共研究機関の特許出願件数は2010年に比べて39%以上増加した。したがって、大学・公共研の研究成果を強い特許で確保し、企業に効果的に移転させて事業化する時にこそ、革新成長と良質な雇用の創出が可能になると言える。

<図IV-1-3>年度別大学・公共機関における特許出願件数の推移



* 出処：特許庁の独自統計

特許庁はこのような市場からのニーズに応え、2006年から大学・公共研究機関の知的財産に対する認識向上と特許管理体系の整備などを通じて知的財産インフラの構築と能力強化を支援するための「特許管理専門家派遣事業」を始めた。有望な特許技術が死蔵されることを防止するとともに未活用特許技術の活用を促進するため、2013年から「発明インタビュー及び公共IP活用事業」を推進した。2017年には市場のニーズを中心に特許出願する需要基盤発明インタビューを試験的に導入し、2018年には全体

発明インタビューを需要基盤発明インタビューに転換した。2016年には企業が必要な特許を多数の大学・公共研から探し出してポートフォリオを構築して企業に移転する「製品単位特許ポートフォリオ構築事業」を推進し、2017年には需要企業の商用化における利便性を高めるために有効性検証まで支援し始めた。最後に、IP取引活性化のためにIP需要者－供給者－仲介者－投資者間情報交流の場である知的財産活用ネットワーク(IP-PLUG)を運営して優秀特許の創出及び活用基盤作りに力を入れている。

2. 特許経営専門家の派遣

産業財産政策局 産業財産活用課 工業事務官 ソン・シギョン

イ. 推進背景及び概要

2017年韓国大学の技術移転効率性(調査対象年度の技術移転収入/研究開発費支出)は1.24%で、4.61%の米国大学の1/3にも及ばない。国内大学・公共研究機関の技術移転・事業化専任人材も2.9人で米国の6.5人に比べて大きく不足しており、専門人材の不足によるIP経営能力の低下が知的財産活用成果低迷の原因と見られる。

そこで大学及び公共研究機関に知的財産分野に専門性を備えた特許経営専門家を派遣して知的財産経営インフラの構築と能力強化を支援している。

ロ. 推進内容及び成果

企業などが知識財産経営の経験豊富な特許専門家を大学・公共研究機関に派遣し、関連規定の整備、知的財産権経営プロセスの標準化、特許ポートフォリオ戦略の樹立など多様な活動を通じて大学・公共研究機関の状況に適した特許経営体系を構築し、セミナー及び説明会の開催、知的財産権相談及び諮問などを通じて知識財産に対する認識と能力を高めることに貢献している。

2018年計14人の特許経営専門家を派遣し、相談及び諮問539件、セミナー及び説明

会131件を実施し、技術移転252件の成果を達成した。

このうち1人は国家科学技術研究会に派遣され出捐(研)全般の研究IP経営能力強化を図った。

<図IV-1-4> 「特許経営専門家派遣事業」の優秀事例

<input type="checkbox"/> 三育大学技術持株 <ul style="list-style-type: none"> ◆ (成果) 研究会の拡大運営を通じた需要企業のニーズ反映で、技術移転3件、技術移転意向書1件など技術移転に成功 ◆ (今後の計画) 新規ビジネスモデルの発掘及び大学の後続 R&BD 連携の強化
<input type="checkbox"/> 国家科学技術研究会 <ul style="list-style-type: none"> ◆ (成果) 出捐(研) IP 経営戦略マニュアル及び機関別オーダーメイド型モデルの開発 ◆ (今後の計画) 出捐(研) IP 経営戦略の段階別強化及び高度化支援
<input type="checkbox"/> 国民大学 <ul style="list-style-type: none"> ◆ (成果) 特許経営専門家の派遣後、特許価値向上をリード(2016年 11百万ウォン/件 → 2018年 84百万ウォン/件) ◆ (今後の計画) 発明インタビュー制度の追加改善及び代理人管理能力の強化

ハ. 評価及び発展方向

2006年から実施中である特許経営専門家派遣事業が安定化段階に入ったことで、2010年からは大学のみならず知的財産経営能力が不足している公共研究所まで支援対象を拡大した。特許経営専門家は地域の産・学・研人材プールを構築し、自治体、特許情報・事業化コンサルタント、企業などとの協力を通じて技術需要や技術移転関連情報交流に積極的に邁進することで、大学・公共研究機関の技術移転及び事業化に多くの成果を上げている。

世界的に特許競争が過熱し、その様子も複雑になりつつある。また、大学・公共研究機関の知的財産能力が高くなるにつれ、特許経営専門家の役割も既存のインフラ構築と能力強化中心から技術移転・事業化及びIP戦略樹立中心に拡大している。

今後は知的財産能力が不足している中小型大学・公共研究機関を集中支援しつつ、

既に特許経営専門家を派遣した機関の知的財産能力を点検し、技術移転・事業化及びIP戦略樹立中心に強化していく計画である。

3. 発明インタビュー及び公共IP活用支援

産業財産政策局 産業財産活用課 工業事務官 ソン・シギョン

イ. 推進背景及び概要

2018年知的財産活動実態調査によれば、大学・公共研究機関の特許活用率は33.7%で保有特許の3分の2程度が活用されていない状況である。その主な原因は研究者が特許を企業で活用するよりは研究実績として提出するため、量中心に出願することで、特許数は多いものの使えそうな特許が不足しているためである。

国内大学の特許生産性(研究費10億ウォン当たり特許出願件数)は3.58(2017年基準)で、米国大学の0.20、日本の0.26に比べて非常に多い。また、発明届出対比特許出願比率は韓国が84%で米国の61%に比べてはるかに高く、事業化が有望な技術を選別せずにほとんど出願していることが分かった。

特許庁は出願前の相談・審議を通じて発明を補強し、事業化が有望な技術を中心に国内外の権利化と技術移転・事業化を推進するように「発明インタビュー制」の運営を支援し、活用されていない優秀な特許技術の産業界における活用を促進するために「公共IP活用」を支援している。

ロ. 推進内容及び成果

大学・公共研所有特許の活用度を高めるため、以前の「発明インタビュー」を「需要基盤発明インタビュー」に改善している。「需要基盤発明インタビュー」は出願前発明に対する事前技術マーケティング及び企業需要の発掘を通じて企業のニーズに適した技術を選別・出願し、残りの発明に対して外部専門家(IP専門家、技術専門家、

市場専門家)が参加する発明相談・評価・補強を通じて優秀発明を選別する方式で行う。企業需要が発掘された発明や選別された優秀発明に対しては特許分析、事業化戦略の樹立、特許補強、特許価値評価、需要企業の発掘及び技術マーケティングなどを通じて公共IP活用を支援した。

「需要基盤発明インタビュー」は2018年に30の大学・公共研究機関を支援し、計4,049件の発明届出件を審議し、1,238件の優秀技術(S、A級)を発掘した。同時に、特許性または事業性のない(D級)327件の発明に対して未承継決定を下すことで特許費用の浪費を防止した。また、「IP活用支援」を通じて60件、契約金額105億ウォンの特許技術を移転した。

<表Ⅳ－1－13>2018年度発明インタビューの支援実績

全体	S級	A級	B級	C級	D級
4,049件	209件	1,027件	2,122件	364件	327件
100.0%	5.2%	25.4%	52.4%	9.0%	8.1%

ハ. 評価及び発展方向

需要基盤発明インタビューを通じて市場で価値のある発明を選別・出願するように誘導し、特許明細書の高品質化及び海外出願の拡大などで特許管理の質を高めた。

また、発掘された有望技術に対しては特許技術マーケティングなど事業化を重点的に支援して優秀な技術移転・事業化成果を創出した。

今後も需要基盤型発明インタビューを通じて未活用特許の発生を減らしていく予定である。

4. 製品単位の特許ポートフォリオの構築

産業財産政策局 産業財産活用課 工業事務官 ソン・シギョン

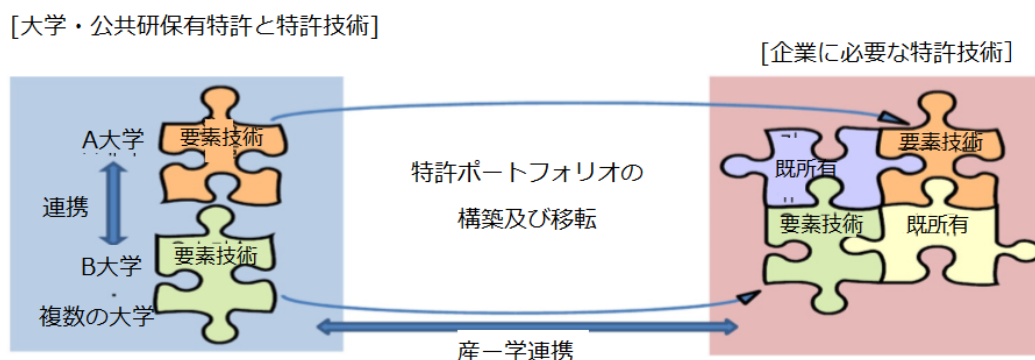
イ. 推進背景及び概要

最近技術の融合・複合が活発になるにつれ、単一特許では製品生産が不可能になっている。企業に技術を移転するためには、既に保有している技術だけでなく関連技術をポートフォリオで構成して移転するほうが有利である。

また、大学・公共研の技術は初期段階であるケースが多い反面、企業は直ぐに事業化可能な技術を希望するため、供給技術と需要技術間で技術成熟度の差が大きい。

したがって、複数の大学・公共研が保有している特許を市場ニーズに合わせてパッケージングし、商用化失敗の可能性が高い初期段階革新技術の場合は技術完成度を高めるために概念の検証及び試作品の検証など特許商用化検証を追加的に支援して公共IPの活用を促進しようというニーズが高まっている。

<図IV-1-5>特許ポートフォリオ構築・移転モデル



ロ. 推進内容及び成果

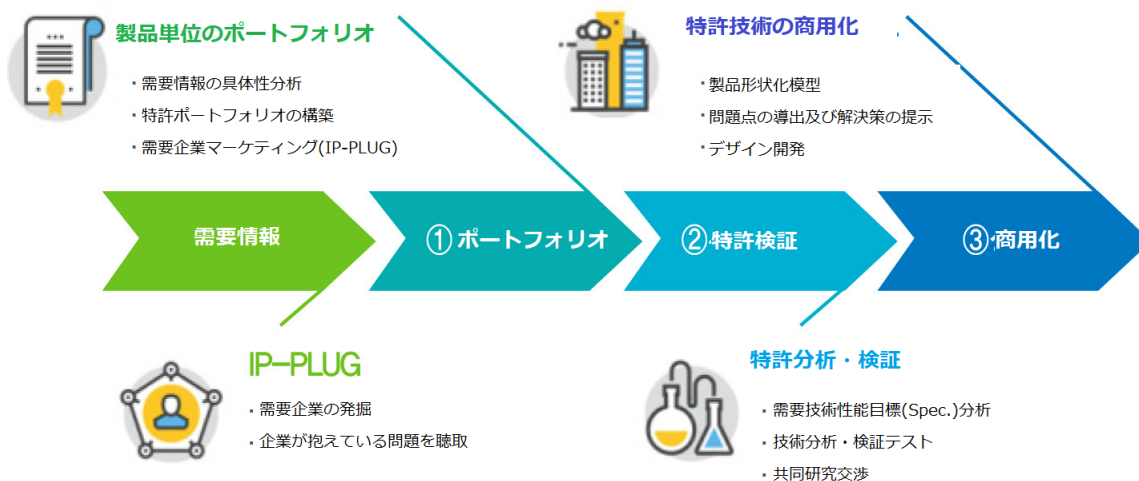
2011年から特許庁は多数の大学・公共研究機関が個別的に保有している特許技術を

産業界で簡単に活用できるようにするため、特定技術テーマ別ポートフォリオを構築して技術移転・事業化する「公共機関保有技術の共同活用支援事業」を推進した。

2016年には製品単位で特許ポートフォリオを構築して技術移転・事業化する「製品単位特許ポートフォリオ構築事業」に転換し、2017年には特許ポートフォリオ構築支援の他に商用化検証支援を追加した。

同事業は2018年に35件の特許ポートフォリオ課題を支援し、計82件の技術移転契約を通じて1,013億ウォンの契約成果をあげた。

<図IV-1-6>特許ポートフォリオ構築・移転及び事業化支援のプロセス



ハ. 評価及び発展方向

この事業は特許ポートフォリオの構築及び有効性検証を通じて企業のニーズに合わせて特許技術の価値を高めるため、大学・公共研の未活用特許の活用に効果的な方法論として評価されている。

今後大学・公共研が自らこのような特許技術事業化過程を行う体系を構築するように、特許移転収益を回収・再投資する特許ギャップファンド方式に事業を転換・拡大する予定である。

5. 知的財産活用ネットワーク (IP-PLUG) の運営

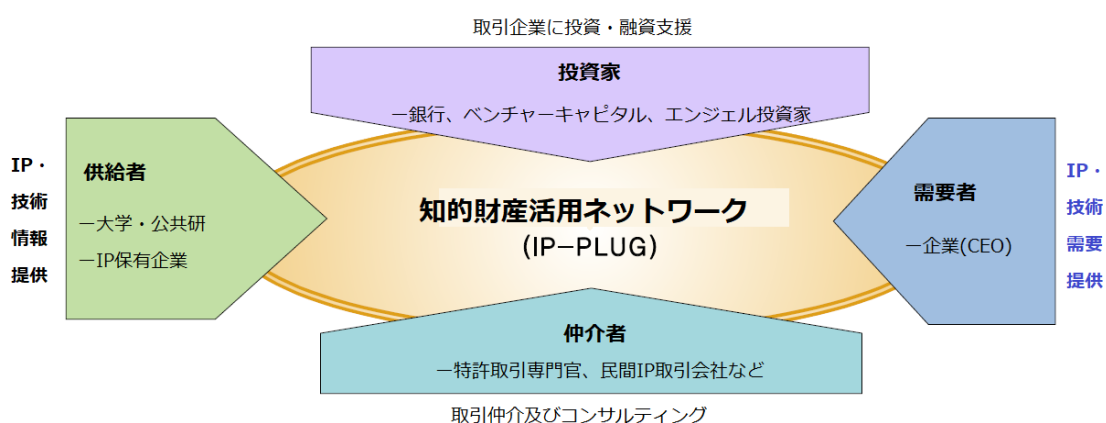
産業財産政策局 産業財産活用課 工業事務官 ソン・シギョン

イ. 推進背景及び概要

韓国のIP取引市場は供給者中心のIP取引政策、IP供給者－需要者間情報の非対称性（不均衡）、民間技術取引会社の未成熟などの理由で活性化されていない状況である。

そこで特許庁は技術需要者である企業が必要とする特許技術をスムーズに供給してもらえるようにするため、2015年9月からIP活用ネットワーク (IP-PLUG) 事業を推進している。IP-PLUGはIP需要者である企業、IP供給者である大学・公共研、投資者であるVC (Venture Capital) 及び銀行、IP仲介者である韓国特許戦略開発院と韓国発明振興会のIP活用専門家及び民間IP取引会社などが一堂に会して企業が悩みを抱えている技術を聴取し、情報を共有すると同時に必要な情報を適切につなげるヒューマンネットワークである。

<図IV-1-7> 知的財産活用ネットワーク (IPプラグ)



ロ. 推進内容及び成果

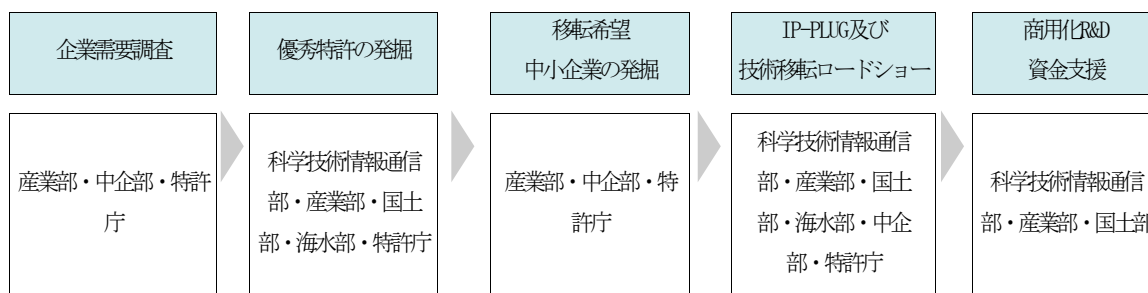
2015年9月医療機器、電子部品分野ネットワークの構築を始めに、2016年6つの技術

分野、2017年8つの技術分野に拡大・運営し、2018年にはIoT、無人運送、知能型ロボット、融合・複合素材、エネルギー・環境、バイオ、スマートヘルスケア、健康機能食品、ビックデータ・AI、AR・VR・MRなど10項目の技術分野のネットワークを運営した。

2018年には産業部、科学技術情報通信部など中央省庁及び自治体と協力し、IP需要企業の発掘、技術移転、後続研究開発 (R&D)などを支援した。ソウル、京畿、済州などで計14回のIP-PLUGイベントを開催し、企業の新規技術需要を498件発掘し、技術移転90件を成功させた。この過程で14件179億ウォンの投資・融資を連携し、技術移転及び事業化を支援した。

また、IP-PLUGの拡張モデルとして科学技術情報通信部、産業部、国土部、海水部、中企部、特許庁など技術事業化関連6つの政府省庁が協力した「公共技術移転ロードショー」を2回(5月、10月)開催した。

<図IV-1-8>省庁間の技術移転・事業化の協業体系



ハ. 評価及び発展方向

2018年にはIP-PLUG技術分野を10分野に拡大し、6つの省庁が共同開催した公共技術移転ロードショーを通じて商用化R&D資金支援の連携を強化した。

今後第四次産業革命中心の12の技術分野にネットワークを拡大する予定である。また、民間取引機関と技術分野別協会及び団体との交流を拡大し、民間取引機関の能力を高める場として活用する計画である。

第2章 知的財産基盤の強小企業の育成

第1節 地域の強小企業の発掘・育成

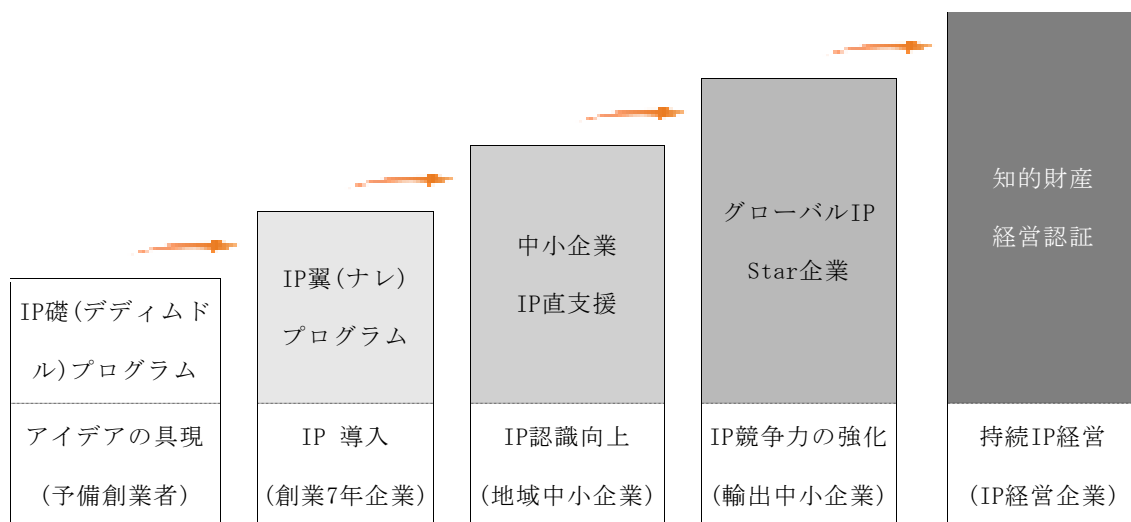
1. 概観

産業財産政策局 地域産業財産課 行政事務官 ユン・セギョン

第四次産業革命時代を迎えて中小企業支援政策はアイデア基盤の核心技術と知的財産の育成を通じた新付加価値の創出という新しいパラダイムに帰結している。これを通じて創業と雇用創出を誘因できる知的財産生態系作りは嘗てないほど重要になっている。

一方、このような動きは製造業を基に伝統主力産業を営んできた「地域」にも新しい変化を要求している。地方化時代と集約できるダイナミックな環境変化に合わせて、地域の積極的な知的財産権の創出と活用が進化する地域産業構造への転換と競争力のある地域強小企業育成の誘い水になり、地域発展と中小企業の育成を担保する新しい青写真として認識されている。

このような理由から特許庁は全国を対象に予備創業者を含む個人創業者から輸出中小企業まで企業成長の前段階をカバーする知的財産創出支援体系を構築し、地域中小企業の知的財産創出を集中支援することで、首都圏と非首都圏の知的財産格差問題の解消に取り組んでいる。



段階別に見ると、予備創業者のための「IP礎(デディムドル)プログラム」を始めに、7年以内創業企業を支援する「IP翼(ナレ)プログラム」、そして中小企業の海外進出を支援するための「グローバルIPスター企業育成」事業を経て、知的財産優秀中小企業に対する「認証」に至るまで、必要であれば有望な中小企業が知的財産基盤の強小企業として成長する上で段階別に持続的な支援を受けることができる。具体的な支援内容を見ると、予備創業者にアイデアの具体化・高度化コンサルティングを、初期創業企業に融合・複合IP技術と経営戦略コンサルティングを、一般中小企業を対象にIP経営コンサルティング及び懸案解決を、輸出(予定)中小企業には海外出願及び海外技術進出戦略の樹立などを支援した。また、中小企業の知的財産経営環境作りを誘引し、認証企業の対外信頼度を高めるため、知的財産経営認証制度を運営している。

2. 特許バウチャー事業の導入

産業財産政策局 地域産業財産課 行政事務官 カン・スング

イ. 推進背景及び概要

1) 推進背景

国家の未来成長エンジンの発掘及び持続可能な成長において技術に基づいた創業が

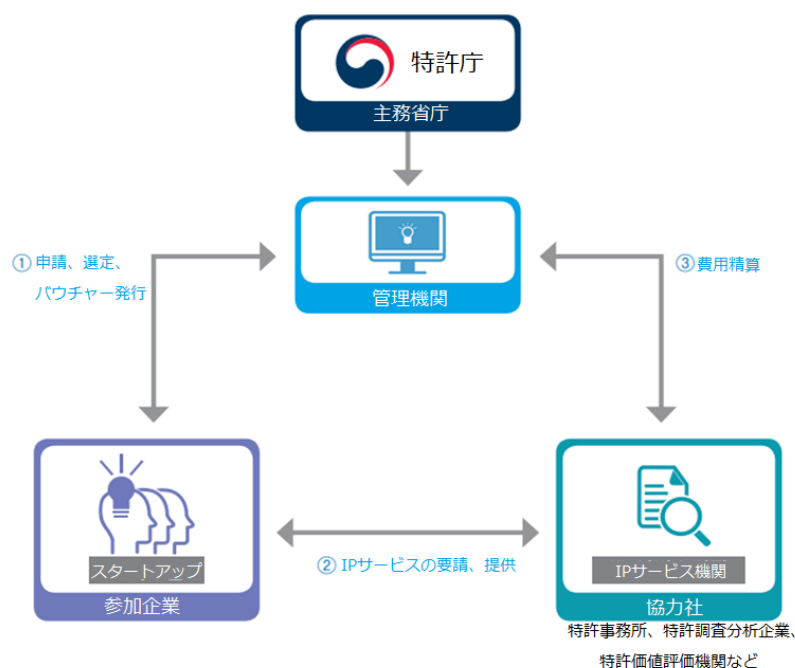
核心要素として台頭し、世界各国はスタートアップ支援に力を入れている。

国内でも政府レベルの創業支援政策が推進され、創業費用・リスク減少、投資拡大などスタートアップの生き残りと成長環境が改善されつつあるが、依然として国内スタートアップ生態系の生命力は先進国に比べて不十分であり、グローバルな成功事例も不足しているのが現状である。

また、IPがスタートアップの成長と成功における重要な要素であるにもかかわらず、IPサービスの高い費用によって多数のスタートアップが悩みを訴えながら支援を求めている。しかし、創業・中小企業IP支援施策が創出・保護・活用分野別に備えられているものの、スタートアップの柔軟な活用には限界がある状況である。

そこで、特許庁は一般中小企業の創業とは違って、事業アイテム・BM変更が頻繁でタイミングが重要なスタートアップの特徴を考慮し、従来の供給者観点から脱してタイムリーな支援が可能な新しい支援方式を設けることになった。

<図IV-2-1>スタートアップ特許バウチャー事業の推進体系



※ IPサービス機関は事業管理システムに登録されたPOOLの中からスタートアップが自由に選択

2) 概要

スタートアップ特許バウチャー事業は需要者自律選択型IPサービス統合支援を通じてスタートアップのIP競争力を強化し、自生的なスタートアップ生態系を構築することに意義がある。

スタートアップにバウチャーを発行すると、スタートアップはIPサービスメニューとPoolに登録されたサービス提供機関の中から自由に必要なサービス及び機関を選択して利用した後、バウチャーでサービス手数料を支払えば良い。

IPサービスメニューは大きく国内外IPの権利化、特許調査分析・コンサルティング、特許技術価値技術評価、技術移転の4つに分かれる。この時バウチャーはポイント形態で発行され、サービス費用は結果物確認など一定の精算手続きを経て管理機関がIPサービス機関に直接支給する。

支援対象は第四次産業革命関連または挑戦的な課題を追求する技術IP基盤スタートアップで、国内に設立された非上場会社でなければならず、予備創業者は除外される。

<表IV-2-1>スタートアップ特許バウチャー事業のIPサービスメニュー

IPサービス項目	細部内容
国内/海外IPの権利化	特許(PCT)、実用新案、デザイン(ハーグ)、商標(マドリッド)出願の弁理サービス
特許調査・分析及び コンサルティング	先行技術調査、無効資料及び侵害資料の調査・分析、特許マップ、IPコンサルティング
特許技術価値評価	移転・取引、金融、事業化、訴訟、技術上場などのための特許技術価値評価
技術移転	特許技術の販売・購買(またはライセンス)仲介

ロ. 推進内容及び成果

スタートアップ特許バウチャー事業は2018年スタートした事業であり、初年度に11

0社のスタートアップに特許バウチャーを支援した。

特許バウチャーの利用内訳を見ると、優秀技術力及び潜在力を保有したスタートアップが成功可能性を高めるように創出・保護・活用の全分野に対するIP統合サービスに使用された。

特に、特許バウチャーがIP権利化分野で費用負担の大きい海外出願(PCTなど)サービスに過半数以上活用され、スタートアップの海外IPポートフォリオ構築に寄与し、市場進出国に対する綿密な特許調査及び特許マップ分析で海外進出の足場を設けた。スタートアップはこのように確保したIPを通じて投資誘致を促進したり、技術性評価対比で企業上場(IPO)を推進し、国内外の各種大会で受賞・褒賞を獲得することに活用して競争力を強化した。

ハ. 評価及び発展方向

韓国特許戦略開発院が2018年スタートアップ特許バウチャー事業成果を分析した結果、特許バウチャー事業による売上増加効果は28.4%、輸出増加効果は34.8%であり、投資を通じた資金誘致比率は一般創業企業に比べて45倍、新規人材雇用創出は198人に達していることが分かった。

また、スタートアップにタイムリーで便利なIPサービスを提供することで、他の類似IP支援事業に比べて優秀性(80%以上肯定)及び高い満足度(88点)が立証された。2019年にもIP基盤スタートアップの成長のために100社余りのスタートアップを支援する予定であり、IPに対する専門知識が足りないスタートアップがバウチャーをより効率的に使用できるように管理機関の専門家がバウチャー使用に対するガイドや諮問を提供する計画である。

3. IP礎(デディムドル)プログラムの推進

産業財産政策局 地域産業財産課 工業事務官 ソン・サンヨン

イ. 推進背景及び概要

1) 推進背景

世界的な低成長基調と第四次産業革命という波に立ち向かうためには、新しい雇用を創出するための革新型技術創業が求められる。技術創業は生計を立てるための創業など一般の創業に比べて相対的に高い雇用効果と売上高の増加率を示し、このような技術創業を活性化するためには創業以前の段階から知的財産中心の創業を誘導する必要がある。

そこで特許庁はIP礎(デディムドル)プログラムを通じて予備創業者の単純な初期アイデアが知的財産に基づく事業アイテムとして育成できるようにすることで、予備創業者が創業で成功する上で「デディムドル」になることを期待している。

2) 概要

IP礎(デディムドル)プログラムは個人及び予備創業者のアイデアを熟成させて事業アイテムとして具体化し、特許権の確保、事業計画書の樹立を支援することで知的財産を活用する創業を支援するコンサルティング基盤のプログラムである。

支援対象は創意的なアイデアを保有する予備創業者で、事業申請は全国の広域市・道の地域知的財産センターを通じて年中随時受け付けている。また、オン・オフライン基礎相談を通じてアイデアの事業可能性診断を受けた後、参加申請書とアイデア要約書などを提出する必要がある。

事業の支援内容は①段階：IP創業ゾーン、創造経済革新センターなどのアイデア相談窓口で知的財産及び創業専門家と基礎相談を進行する。基礎相談を通じて同事業の支援対象を選定する。②段階：IP創業ゾーンでアイデア発想技法、創意的な問題解決方法、特許情報検索などの教育を通じて予備創業者に必要な知的財産と創業に対する

基本能力を備えさせる。③段階：アイデア高度化コンサルティングを通じて先行技術調査分析結果を基に技術が事業アイテムとして競争力を備えるようさらに発展させる。④段階：高度化されたアイデアを権利として保護し、経営・マーケティングに活用できる最適な特許技術として出願する。⑤段階：アイデアを実際具現可能な製品として発展させるために3D模型設計を支援する。⑥段階：創業コンサルティングを通じて事業計画書、ビジネスモデルなどを樹立し、他機関の資金・試作品製作などの支援が受けられるように連携する。

ロ．推進内容及び成果

IP礎(デディムドル)プログラムを通じて2017年には計758件のアイデアが事業アイテムとして導出され、2018年には計935件の知的財産基盤事業アイテムが導出された。これらの創業企業の売上高は2017年には計43億ウォン、2018年には計7億ウォンであり、2017年65人、2018年には47人を新規雇用して新しい雇用を創り出した。

また、創業コンサルティングを通じて他省庁の多様な創業支援事業に連携支援し、2017年には179件、2018年には221件が創業資金、試作品製作などの支援を受けた。

ハ．評価及び発展方向

IP礎(デディムドル)プログラムはアイデアはあるものの創業に困難を覚える地域住民が知的財産を基にする競争力のある事業アイテムで創業できるように支援することで、地域における新しい雇用創出に貢献した。同時に、地域の多様な関係機関との協力を通じて地域の特性に適した知的財産基盤の創業が活性化できるように運営していく予定である。

<図IV-2-2> IP礎(デディムドル)プログラムの進行プロセス



4. IP翼(ナレ)プログラム

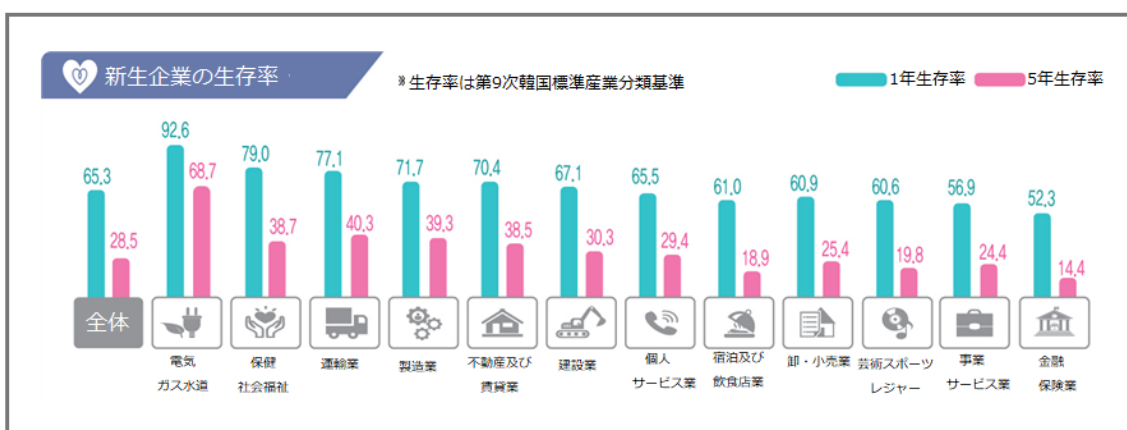
産業財産政策局 地域産業財産課 工業事務官 キム・キジョン

イ. 推進背景及び概要

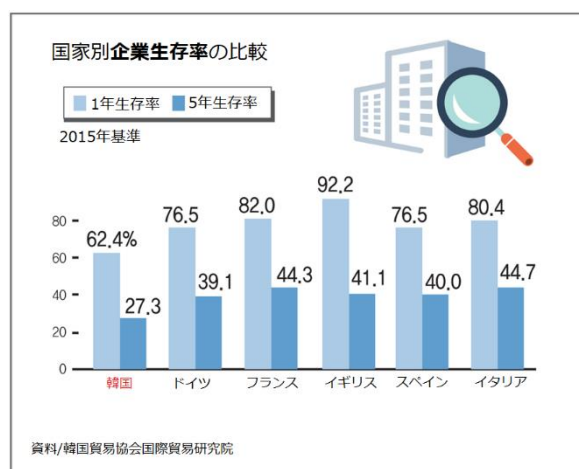
1) 推進背景

多様な創業育成政策にもかかわらず、多数創業企業の5年以内生存率が30%にも及ばない状況である。統計庁の「2017年基準企業生滅行政統計結果」報告書によれば、創業企業の約72%が創業後5年以内に廃業していることが分かった。また、2015年韓国貿易協会国際貿易研究院の資料によれば、他国に比べて国内創業企業の生存率が非常に低く、創業支援政策の画期的な転換が求められている。そこで、特許庁は単に費用を支援するのではなく、専門家IPコンサルティングを支援する「IP翼(ナレ)プログラム」の運営で創業企業の生存率を高め、健全な創業生態系作りのために取り組んでいる。

<表IV-2-2> 企業生滅行政統計



＜表Ⅳ－2－3＞主要国新生企業の1年/5年生存率



2) 概要

IP翼(ナレ)プログラムは全国地域知的財産センター(RIPC)を通じて運営されている。

IP翼(ナレ)プログラムは創業企業が直面している技術及び経営上の懸案に対してIP側面から問題解決を支援する事業であり、地域知的財産センターの担当コンサルタントが100日の課業期間の間BP(Business Producer)となって企業にIPコンサルティングを支援する。

まず、事業運営の面で課業期間100日の間8回の企業現場訪問コンサルティングを義務付け、地域コンサルタントがBPの役割を充実に果たせるようにした。

次に、事業遂行の面で、担当コンサルタントは8つのソリューション(強い特許権の創出、R&D方向設定、紛争予防戦略の樹立、IPオーダーメイド型教育、IP活用戦略の樹立、IP融合・複合戦略の樹立、職務発明制度・営業秘密戦略など知的財産管理戦略の樹立、知的財産経営認証など企業成長に向けた認証獲得及び活用戦略の樹立)の中から企業に必要なものを選別してオーダーメイド型コンサルティングを提供する。

支援を受ける企業はコンサルティング期間の間、担当コンサルタント及び専門家とチームを組んで企業の懸案事項に対して対策を講じることになるが、特許専門人材が

不足している創業企業にはこのような密着コンサルティングが干天の慈雨となっている。

ロ. 推進内容及び成果

2017年にスタートしたIP翼(ナレ)プログラムはここ2年間719社の企業にIPコンサルティングを支援した。2017年には636社が支援を申請し、2018年には1,258社が申請して事業の需要が爆発的に増加している。

ここ2年間IP翼(ナレ)プログラムを通じて特許出願だけでなくIP融合・複合を活用した商標、デザイン出願、海外出願も支援し、計1,021件の知的財産権の出願を支援した。

<表IV-2-4>2017~2018年IP翼(ナレ)プログラムの知的財産権出願支援件数

特許	商標	デザイン	海外	合計
810件	69件	71件	71件	1,021件

また、IP経営戦略コンサルティングを通じて政府機関の事業化支援、IP金融、エンジェル投資などから計1,291億ウォンの事業資金を確保し、計1,020人の新規雇用を創出することに直間接的に寄与した。

特に、このような雇用は知的財産戦略を通じて企業の成長を誘導する過程で生まれた雇用で、単純な雇用ではなく、企業の技術及び知的財産分野で創出した良質な雇用である点で意義がある。

<表IV-2-5>2017~2018年IP翼(ナレ)企業事業資金の確保状況

他機関連携	技術金融など融資	外部機関投資	合計
537億ウォン (277社)	314億ウォン (86社)	440億ウォン (65社)	1,291億ウォン

ハ. 評価及び発展方向

2018年IP翼(ナレ)プログラムコンサルティングに対するサービス品質を高めるため、支援企業に該当事業に対する品質及び満足度調査を実施した。その結果、満足度平均は90.8点で、支援企業の大多数がIP翼(ナレ)プログラムに対して満足していることがわかった。調査結果で足りない部分に関してはコンサルタント能力向上教育を通じてコンサルティングの品質向上を図る予定である。

<表Ⅳ-2-6>2018年IP翼(ナレ)プログラムコンサルティングの満足度

調査対象	回答企業	平均点数
425社	424社	90.8点

今後中小企業部との協業の下で翼優秀企業を中小企業部創業成長技術開発事業に推薦して連携支援できる方法を講じるなど関係機関協力を持続的に強化し、事業資金、技術開発、マーケティング支援など後続連携を通じてIP翼(ナレ)事業の確実な成果を創出する計画である。

5. 中小企業IP即時支援サービスの提供

産業財産政策局 地域産業財産課 行政事務官 ユン・セギョン

イ. 推進背景及び概要

中小企業は専門特許チームを保有する大企業より知的財産能力が不十分でIP専門家から知的財産権に対するコンサルティングを受け難い状況である。特に、地方中小企業の場合はその問題がより深刻で、地方中小企業には迅速な知的財産支援及び問題解決が必要である。中小企業IP即時支援サービスは中小企業のIP問題を探し出し、知的財産コンサルティング及び問題解決を通じて企業成長の障害要因を取り除くことを目

的として施行された中小企業支援事業である。

同事業は2010年からIP Start-up、IP Scale-up支援事業として施行されてきたが、年1回事業実施という従来の事業構造では中小企業の即時的な要求には対応できなかった。

そこで、中小企業の経営現場で発生する知的財産関連の急な問題に対して即時的に対応する必要があり、2017年から地域中小企業のIP成長における障害要因を取り除くために地域知的財産センターを通じた随時・即時支援事業に変更した。

ロ. 主要内容及び成果

中小企業IP即時支援サービスは中小企業に小規模の特許マップ、デザインマップ、ブランド開発、デザイン開発、特許技術広報映像などを支援し、地域知的財産センターのコンサルタントを通じて国内外IPコンサルティングを提供する事業である。中小企業はコンサルタント及び協力機関の専門家から企業の懸案課題の分析及び診断を受け、必要な事業の支援を受ける。この事業は2～3カ月以内に終了する。

2018年度中小企業IP即時支援サービスの支援実績は以下のとおりである。

<表IV-2-7>2018年度中小企業IP即時支援サービス

支援事業	支援件数
特許マップ	309
ブランド開発	165
デザイン開発	226
特許技術広報映像	95
海外出願	24
デザインモックアップ	18

国内・外IPコンサルティング

455

ハ. 評価及び発展方向

中小企業IP即時支援サービスは2018年計1,292件のIP問題に対して直ちに相談・支援を実施し、事業施行前(2005年)24.6%に過ぎなかった中小企業の特許出願比率が2017年基準で51.3%まで漸進的に上昇し、大企業と中小企業の間格差解消に寄与した。

また、同事業施行前(2005年)は21%に過ぎなかった非首都圏の特許出願比率が2017年38.5%まで上昇し、首都圏－非首都圏IP能力格差の解消に寄与した。

6. グローバルIPスター企業の育成

産業財産政策局 地域産業財産課 行政事務官 ユン・セギョン

イ. 推進背景及び概要

知的財産を活用する経営戦略が企業の競争力を左右しており、特許などの知的財産権を先取りした企業の紛争提起も増加傾向にある。大企業は知的財産専担組織を備え、自社の特性に適した知的財産経営モデルを独自に樹立して運営するなど知的財産基盤時代に着実に対応している。また、一部中小・中堅企業は積極的な知的財産権の確保及び活用を通じて持続的に成長している。

このように知的財産が企業の長期的な成長において欠かせない要素であるにもかかわらず、大半の中小企業は知的財産の重要性に対する認識が依然として不十分な状況である。そこで、特許庁は2010年から地域中小企業への知的財産創出及び活用強化に向けたIPスター企業育成事業を初めて導入・施行した。特に、特許庁は2017年から従来の「IPスター企業」を「グローバルIPスター企業」に変更し、輸出中もしくは輸出予定の中小企業に対するIP総合支援を通じて地域中小企業のグローバル能力を強化することで輸出実績の向上に向けて取り組んでいる。

韓国の場合、国内総生産(GDP)対比内需の比重が段々減っており、中小企業はこのように低迷している内需市場の状況を打開するために海外市場攻略に拍車をかけている。特に、主要研究の結果、輸出企業は内需中心の企業に比べて企業の成長及び良質の雇用創出において優れている。このような国内の状況に合わせて地域に所在する輸出中心の中小企業が海外市場に安定的に参入するための支援が重要になっている。

ロ. 主要内容及び成果

2018年グローバルIPスター企業育成事業はグローバル競争力のある地域の輸出(予定)中小企業を発掘して知的財産に対する総合支援を提供した。

知的財産総合支援は海外権利化支援、オーダーメイド型特許/デザインマップ提供、非英語圏ブランド開発、特許技術広報動画制作、特許・デザイン融合開発、デザイン開発、ブランド開発、企業IP経営診断などを通じた随時課題支援などで構成されている。このような細部課題を地域知的財産センターのコンサルタントを通じて集中支援することで、該当企業の輸出能力強化を通じて地域の代表的なグローバル企業として成長できるように支援する事業である。

特許庁は2010年のIPスター企業育成事業を導入して以来2018年現在まで計1,659社の地域有望中小企業を支援した。

<表IV-2-8> 支援対象の選定状況

選定年度	選定(社)
2010年	108
2011年	203
2012年	157
2013年	151
2014年	227

2015年	220
2016年	100
2017年	288
2018年	205
合計	1,659

特許庁は地方自治団体との協力の下で地域別の有望輸出中小企業を選定しているが、「グローバルIPスター企業」に選定されるためにはIP-Spectrum評価、現場実査、対面審査につながる厳しい審査手続きを全て踏む必要がある。支援対象として選定された企業はコンサルティング及び需要調査の結果によって上述した多様な支援プログラムを最大3年間受けることができる。

特にグローバルIP経営診断・構築の場合を例に挙げると、地域知的財産センターが中小企業を専担してIP資産構築戦略、IP事業化戦略、IPリスク管理戦略、ブランド経営戦略、デザイン経営戦略の計5つのモジュールを選択的に支援し、地域知的財産センターのコンサルタントは選択されたモジュールを基に企業のコンサルティング要求事項を反映して自由にコンサルティングを実施する。

2018年度「グローバルIPスター企業」に対する細部課題支援実績は以下のとおりである。

<表IV-2-9>2018年度グローバルIPスター企業の支援実績

支援事業	支援件数
海外出願支援	612
オーダーメイド型特許・デザインマップ	276
特許技術広報動画	126
デザインモックアップ	24
非英語圏ブランド開発	36

デザイン&特許融合	58
IP経営診断・構築	60
ブランド開発	81
デザイン開発	186
特許マップ(一般)	28

ハ. 評価及び発展方向

グローバルIPスター企業育成事業を通じて支援対象として選定された中小企業は毎年一般中小企業より高い成長を記録している。

2018年もまた全体中小製造企業に比べてグローバルIPスター企業の売上高、輸出額、雇用者数増加率などで高い成果を記録した(グローバルIPスター企業の92%が製造業分野)。特に輸出の側面で優れた成果をあげたが、支援前の未輸出企業43社のうち60%である23社が新規輸出に成功し、輸出対象国は1,648カ国から1,836カ国に11.4%増加、輸出額もまた8.2%増加した。

また、雇用創出においてもグローバルIPスター企業は2018年975人を新規採用することで予算1億ウォン当たり約5.7人の雇用効果が発生したことが分かった。

<表IV-2-10> グローバルIPスター企業の支援成果

	2018年グローバル IPスター企業	IPスター企業(2015 ～2017年平均)	中小製造企業(2015～ 2017年平均)
売上高増加率	8.2%	9.7%	4.2
輸出額増加率	8.6%	9.5%	△0.7
雇用者数増加率	8.1%	7.7%	△0.4

特許庁は今後もグローバルIPスター企業育成事業を通じて輸出中心の強小企業を持

続的に育成するために関連予算を拡大し、特に中小企業の海外進出と関連するIPニーズを直ぐに解決できるように時宜を得た支援事業を導入するために取り組んでいく予定である。また、第四次産業革命など融合技術が急激に発展する現状に合わせて、企業からのニーズを基に特許・デザイン・ブランドを融合したコンサルティングを地域知的財産センターのコンサルタントを通じて行い、海外オーダーメイド型コンサルティングの提供と事後管理体系構築を通じた知的財産経営を企業に導入していく計画である。

7. 知的財産経営認証

産業財産政策局 地域産業財産課 行政事務官 カン・スング

イ. 推進背景及び概要

第3次産業革命(ITと産業の結合)までの工場自動化は予め入力されたプログラムに従って生産施設が手動で動くものを意味していたが、第四次産業革命における生産設備は製品と状況によって能動的に作業方法を決め、企業の経営方法にも変化が予想される。しがたって知的財産の創出－保護－活動の知的財産ライフサイクルを活用した企業の知的財産管理も変化が求められている。

かつて知的財産の重要性に対する認識不足によって知的財産の確保努力が足りなかったが、最近知的財産権紛争が大きな 이슈 となって知的財産権に対する関心が高まっている。さらに、知的財産権を技術移転したり、移転してもらう事例も増加しているため、知的財産価値創出要素の重要性が増大している。同時に、知的財産は企業経営において価値創出を超えて多様な方法で管理・活用されている。もはや知的財産は企業の発生、変更、消滅の全領域において影響を及ぼしていると言える。

特許庁の中小企業に対する知的財産政策は限られた規模の予算・人材で多数企業の知的財産能力を高めるには限界があり、中小企業を対象にした既存の支援事業の他に中小企業現場に知的財産経営を広く伝播するための誘引策が必要である。

そこで、特許庁は知的財産経営を中小企業の普遍的な経営方法として広め、知的財産経営企業の信頼性を高めるため、2015年にパイロット事業を始め、2016年に知的財産経営認証事業をスタートした。

ロ. 主要内容及び成果

知的財産経営認証事業を推進するため、知的財産基本法、発明振興法及び同法施行令を改正して法的根拠を作り、特許庁告示で知的財産経営認証運営要領を制定して2016年4月28日に施行した。

体系的な審査及び認証のために自己診断、書類審査、現場評価、認証可否の決定を認証ホームページ(www.ipcert.or.kr)上で行い、申込企業及び認証状況を管理するためにオンラインシステムを構築した。

<図IV-2-3> 知的財産経営認証オンラインシステム



特に、2017年からは脱落企業に対する事後管理の側面から知的財産経営コンサルティングプログラムを設け、このプログラムを通じて2017年度には計33社のうち6社、2018年度には計41社のうち11社の企業が認証を獲得した。

また、認証企業の知的財産活用に必要な現業実務及び知的財産業務職群別の役割など社内で知的財産を管理するための知財権教育及び制度改善懇談会を開催し、知的財産教育の定例化、常時コンサルティング及び活性化方策などの意見を取り集めた。それに加えて、優秀事例を共有することで知的財産経営の一里塚を提供し、知的財産経営メンター団を運営して知的財産経営の導入及び活性化戦略を提示した。

＜表IV-2-11＞知的財産経営認証の実績

区分	2016	2017	2018	合計
申請企業	80	225	268	573
認証企業	53	150	180	383

知的財産経営認証の申請対象は中小企業基本法第2条に基づく中小企業であり、年中常時申請可能である。申請手数料は2017年までは制度活性化のために認証手数料を11万ウォンに引き下げたが、運営資金不足問題によって2018年6月から手数料を33万ウォンに上方修正した。

知的財産経営認証は2018年268社が申請し、そのうち180社が認証を受け、認証率は67.1%であった。認証申請率は首都圏が全体の41%で最も高く、認証企業は技術基盤中小企業の平均売上高(68.1億ウォン)の2.3倍、平均IP保有件数(23.7件)の1.5倍、平均従事者数(27.6人)の2.3倍高いことが分かった。

認証審査項目は国内外産業財産権の保有件数など10項目、100点満点で70点以上の場合認証企業となる。

＜表IV-2-12＞知的財産経営認証の審査項目

審査項目	配点
知的財産担当組織及び人材	10点
職務発明制度の導入及び運営	5点

役職員1人当たり国内外産業財産権の出願比率	12点
国内外産業財産権の保有件数	23点
知的財産権教育	5点
研究開発人材及び金額	12点
知的財産権の動向把握及び活用	18点
知的財産権適用製品の売上比重	5点
知的財産権の実施権など活用	5点
知的財産権紛争の事前点検	5点

制度の初期広報を通じてより多い企業を募集するため、2017年からは認証企業には特許庁の特許・実用新案・デザイン権年次料20%追加減免、特許庁が主管した一部支援事業参加時の加点付与、中小企業政策資金融資事業のうち開発技術事業化資金対象企業、韓国放送広告振興公社のテレビ・ラジオ放送広告費の70%割引などの認証施策が施行された。

ハ. 評価及び発展方向

知的財産経営認証企業の数には2017年に比べて2018年にも持続的な上昇率(20%)を記録したが、全国中小企業数(58万社)に比べて知的財産経営認証累積企業数(383社)は0.066%に過ぎず、持続的な広報と中小企業に必要な実質的なメリットを与えることが求められる。

また、認証企業に対して経済的・制度的に役立つ認証施策を持続的に拡大し、中小企業の知的財産経営導入を誘引できる施策を講じる必要がある。

最後に、認証審査の品質を維持するため、審査委員の教育及び中小企業知的財産経営関連の懸案問題、改善事項を導出し、認証審査に反映する方向で制度を運営していく必要がある。

8. 知識財産プロボノ事業の推進

産業財産政策局 地域産業財産課 行政主事 ユン・ゾンオ

イ. 推進背景及び概要

1) 推進背景

知的財産が企業の重要な資産として浮上し始め、企業は知的財産権の確保のために活発に動いている。特許庁は地域の中小企業を支援するために多様な知的財産経営支援政策を推進しているが、限られた予算と高い競争率で小企業、予備創業者など多くの零細企業は支援が受けられない状況にある。特に、零細企業は特許出願、ブランド、デザイン開発による費用負担で知的財産の経営に困難を覚えている。

そこで、特許庁は零細企業の知的財産活動を支援するため、自分が持っている才能を助けが必要な人にシェアする「プロボノ」を知的財産分野に取り入れ、「知的財産プロボノ」を2012年から推進している。

2) 概要

「知的財産プロボノ」は弁理士、デザイナー、教授など知的財産に関する才能及び専門知識を持つ個人又は団体が知的財産活動に困っている小企業、社会的企業、予備創業者などをサポートする活動である。プロボノを通じて支援が受けられる知的財産分野は知的財産相談、先行技術調査、知的財産教育、ブランド・デザイン開発などである。

<図IV-2-4>知的財産プロボノのCI



プロボノ又はサービスを受けたいと希望する者は各地域の知的財産センターに直接相談するか、もしくは知的財産プロボノホームページ(www.ripcc.org/ipnanum)を通じて申込可能である。申し込みが完了すれば、地域知的財産センターがプロボノ・才能受益者の適否を判断し、担当コンサルタントが分野毎に適合する才能寄付者と受益者のマッチングを行う。マッチングされた寄付者と受益者はプロボノ分野と細部進行事項などに対して協議を行い、以後プロボノを通じて知的財産活動を支援することになる。

<図IV-2-5> 知的財産プロボノの構造図



ロ. 推進内容及び成果

「知的財産プロボノ」は16の広域知的財産センターを通じて参加者を募集し、現在まで1,190件の知的財産プロボノが行われた。

2018年には379人の才能寄付者と186人の受益者を募集し、281件のプロボノを支援した。細部支援状況を見ると、知的財産相談74件、先行技術調査61件、知的財産教育14件、ブランド開発51件、デザイン開発63件、その他18件であり、参加者たちを通じて積極的に知的財産プロボノが行われた。

<表Ⅳ-2-13>2018年度知的財産プロボノの分野別状況

(単位：件)

知的財産 相談	先行技術 調査	IP教育	ブランド 開発	デザイン 開発	その他	合計
74	61	14	51	63	18	281

知的財産プロボノのために2013年には大韓弁理士会、サムスン電子、金&張法律事務所、第一特許法人などと業務協約を締結し、企業のプロボノへの参加を促し、2014年からは地域大学のデザイン学科の教授と学生が参加する産・学連携のプロボノを推進することで大学内のプロボノ文化の拡散と学生の実務能力向上に貢献している。さらに「知的財産プロボノ」以後、恩恵を受けた企業はプロボノを通じて得た収益又は製品を地域の脆弱階層に寄付するなどシェアリングの好循環につなげ、好循環のシェアリング文化の拡散に肯定的な役割を果たしている。

ハ. 評価及び発展方向

知的財産プロボノは知的財産活動に困っている零細企業を支援し、地域企業 of 知的財産競争力を高める上で大きな役割を果たしている。同時に、多様な観点から受益者オーダーメイド型寄付が行われるように、発明教師、R&D研究員、デザイナーなど多様な分野のプロボノ参加を呼びかけている。

同時に、才能をシェアする人たちが一堂に会してプロボノ事例とノウハウを共有し、プロボノの必要性を共感する場を設けることで、プロボノ参加者の功労を称えとともに地域へのプロボノ文化拡散にも寄与する計画である。

第2節 地域における知的財産インフラの構築

1. 概観

産業財産政策局 地域産業財産課 行政事務官 ユン・セギョン

特許庁は地域知的財産の創出・活用の戦略拠点として全国に「地域知的財産センター」を設置・運営している。地域知的財産センターは1978年から特許資料の利用を目的として15の市・道商工会議所を指定・運営していた「地方特許資料閲覧所」にその原点がある。2000年に同閲覧所を「地域特許情報支援センター」に改編し、特許情報サービス及び知的財産権関連の相談などを提供した。また、2004年1月に再び改編を行い、地域知的財産センターとして機能を強化し、地域の特性とニーズに合わせたオーダーメイド型サービスを提供している。

2. 地域知的財産センターの運営及びIP創造Zoneの構築

産業財産政策局 地域産業財産課 書記官 イ・ボムチョル
地域産業財産課 工業事務官 ソン・サンヨン

イ. 推進背景及び概要

特許庁は全国に23の地域知的財産センターを設置・運営(自立型知的財産センター3カ所を除く)している。そして、同センターを通じて知的財産権の総合相談、知的財産権の総合コンサルティング、出前知財権教育及び地域関係機関との多様な協力事業を展開している。

一方、2014年には江原、光州、大邱、釜山の地域知的財産センターに、2015年には仁川、全北の地域知的財産センターに、2016年には済州、忠南地域知的財産センターに、2017年には慶北、蔚山地域知的財産センターに、2018年には京畿、忠北、ソウル、

大田、慶南、全南地域に「IP創造Zone」を設置し、予備創業者のアイデアに対する知的財産・創業教育とコンサルティングを支援するプログラムを展開している。

ロ. 推進内容及び成果

特許庁は地方化時代を迎え、地域知的財産センターを地域の知的財産権創出支援と創業促進のための総合インフラとして機能させ、地域の発明ムードを作り出すと同時に知的財産権創出の促進や積極的な活用を図ることで、地域の競争力強化を通じた地域経済の発展と国家競争力の向上を図ることを目標に掲げている。

地域知的財産センターは特許、ブランド、デザインなど知的財産総合コンサルティング及び総合相談サービスを提供し、知的財産基盤を構築するための知的財産説明会及び教育課程を運営することで、地域の知的財産権に対するニーズを顧客の近い場所で満足させることで顧客価値経営を実現している。

2006年に本格的な自治体マッチング事業を始め、地域住民及び中小企業に対する知財権教育、特許情報総合コンサルティングなど様々な新規事業の開発と事業予算の拡大を通じて、地域における知的財産権創出の前進基地となった。2018年には地域の知的財産インフラ構築のために発明振興イベント34回、自治体公務員懇談会・ワークショップ22回、IP経営者クラブ93回を開催した。

このように地域知的財産センターという知的財産権総合支援体制の構築を通じたワンストップサービスを提供することで、地域知的財産権の創出・活用を促進して地域の経済活性化に貢献している。また、自治体との有機的な協力事業を推進して地域の特性に適した戦略的支援を強化している。

一方、「IP創造Zone」を通じてアイデア発想から特許調査を通じた事業アイテムの具体化、事業計画樹立教育、創業コンサルティングを通じた事業化連携支援を行っている。

2018年には計77期数、1,503人が教育を修了し、IP礎(デディムドル)プログラムを通じて199人の創業者を養成し、221件の事業アイテムが他事業につながって創業の夢を叶える土台となった。

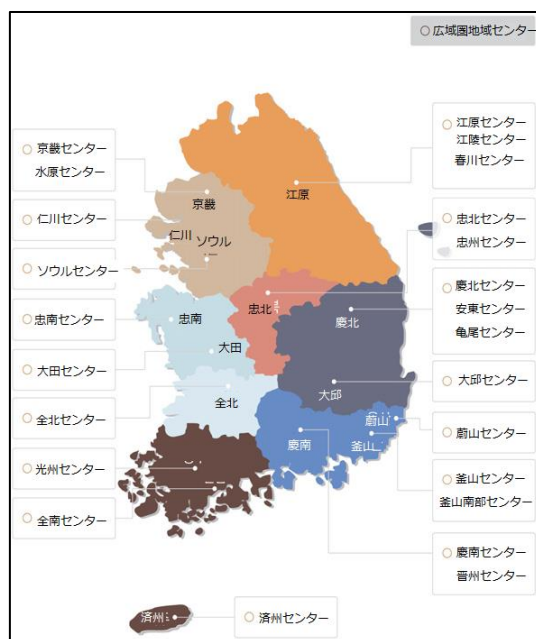
ハ. 評価及び発展方向

特許庁は地域知的財産センターの機能を知的財産の創出支援から保護・活用はもちろん新知的財産権分野まで包括させ、知的財産基盤の中小企業支援拠点として育成する計画であり、そのために地域環境に適したオーダーメイド型知的財産政策の樹立を支援し、産・官・学界の参加を呼びかける地域機関との共同事業及び協力体系をさらに強化していく計画である。

また、IP創造Zoneを通じて発掘されたアイデアに対する創業及び事業連携コンサルティング支援、創造経済革新センターを通じたアイデア相談窓口の運営など創造経済革新センターとの業務協力を続けていく予定である。

一方、地域知的財産センターを地域のIP拠点機関として発展させるため、専門コンサルタント中心のIPコンサルティングも強化していく計画である。

<図IV-2-6> 地域知的財産センターの状況



<表Ⅳ-2-14> 地域知的財産センターの設置運営状況

No	センター名	運営機関	連絡先	登録日	住所
1	ソウル知的財産センター	ソウル産業振興院	02) 2222-3860	2009. 2	ソウル市麻浦区ワールドカップ北路400ソウル産業振興院1F
2	京畿知的財産センター	京畿テクノパーク	031) 500-3043	2003. 10	京畿道安山市常緑区海岸路705、京畿テクノパーク4棟1階
3	仁川知的財産センター	仁川商工会議所	032) 810-2882	2001. 7	仁川広域市南東区ウンボン路60番ギル46、仁川商工会議所6階
4	江原知的財産センター	江原道産業経済振興院	033) 749-3327	2001. 7	江原道原州市好楮路47
5	忠南知的財産センター	忠南北部商工会議所	041) 559-5746	2001. 7	忠南天安市西北区広場路215、忠南北部商工会議所9階
6	全南知的財産センター	木浦商工会議所	061) 242-8587	2005. 7	全南務安郡三郷邑五龍3ギル2、中小企業総合支援センター4階
7	光州知的財産センター	韓国発明振興会光州支部	062) 954-3841	2001. 7	光州北区チュアム路249、光州INNO-BIZセンター7階
8	全北知的財産センター	韓国発明振興会全北支部	063) 252-9301	2014. 3	全北全州市徳津区盤龍路109、ベンチャー支援棟1F(105号)
9	済州知的財産センター	済州商工会議所	064) 755-2555	2001. 7	済州市チョンサ路1ギル18-4、済州地域経済革新センター1階
10	大田知的財産センター	大田テクノパーク	042) 930-4455	2003. 10	大田市儒城区テクノ9路35、大田知能ロボット産業化センター206~208号
11	忠北知的財産センター	清州商工会議所	043) 229-2732	2001. 7	忠北清州市上党区北党路106、清州商工会議所1階
12	釜山知的財産センター	韓国発明振興会釜山支会	051) 645-9683	2001. 7	釜山市沙上区ハッカムデロ257、ボセンビル3階
13	蔚山知的財産センター	蔚山商工会議所	052) 228-3087	2001. 7	蔚山市南区トジッ路97、蔚山商工会議所2階

14	大邱知的財産センター	大邱商工会議所	053)242-8079	2001.7	大邱市東区東大邱路457、大邱商工会議所5階
15	慶北知的財産センター	浦港商工会議所	054)274-5533	2001.7	慶北浦港市南区ボスコ大路333、浦港商工会議所2階
16	慶南知的財産センター	昌原商工会議所	055)210-3085	2001.7	慶南昌原市義昌区中央大路166、昌原商工会議所5階
17	水原知的財産センター	水原商工会議所	031)244-8321	2001.7	京畿道水原市長安区水城路311、水原商工会議所5階
18	富川知的財産センター	富川産業振興財団	070)7094-5483	2005.7	京畿道富川市遠美区平川路655富川TP401棟1503号
19	春川知的財産センター	韓国発明振興会江原支部	033)264-6580	2001.7	江原道春川市江原大学キル1、江原大学ボドゥム館403号
20	太白知的財産センター	太白商工会議所	033)552-4779	2005.11	江原道太白市黄池路188-1
21	江陵知的財産センター	江陵商工会議所	033)643-4413	2003.10	江原道江陵市総合運動場ギル88、江陵商工会議所5階
22	忠州知的財産センター	忠州商工会議所	043)843-7005	2005.7	忠北忠州市ウトム路31、忠州商工会議所会館1階
23	安東知的財産センター	安東商工会議所	054)859-3093	2005.11	慶北安東市祝祭場ギル240、安東商工会議所1階
24	亀尾知的財産センター	亀尾商工会議所	054)454-6601	2001.7	慶北亀尾市松亭大路120、亀尾商工会議所3階
25	晋州知的財産センター	晋州商工会議所	055)762-9411	2001.12	慶南晋州市東晋路255、晋州商工会議所3階
26	蔚山テクノパーク知的財産センター	蔚山テクノパーク	052)219-8505	2014.5	蔚山市中区ゾンガ路15(茶雲洞)テクノパーク本部棟

* 富川、太白、江陵、蔚山テクノパーク知的財産センター：人件費、事業費の国費支援なく運営機関が自律的に運営する「自立型知的財産センター」

3. 地域における知的財産権認識の向上

産業財産政策局 地域産業財産課 行政事務官 ユン・セギョン

イ. 地域知的財産フェスティバルの開催

1) 推進背景及び概要

特許庁は2006年から広域自治体と共同で地域の知財権状況に対して議論する地域巡回知財権フォーラムを開催し、2017年からは地域住民が参加する知的財産フェスティバルによる知的財産発掘を通じた地域への知的財産認識の拡散及び知的財産に親しみやすい雰囲気を作るために地域知的財産フェスティバルを開催している。

2) 推進内容及び成果

2018年には蔚山、江原、釜山、済州、慶北、慶南、仁川、全南など計8つの広域市・道とともに地域知的財産フェスティバルを開催した。

2018年地域知的財産フェスティバルには自治体の首長、市・道議会議員、国会議員など地域の政策リーダーが参加した中で地域の知的財産協力ネットワークを構築するとともに、産・学・研とともに地域住民が参加できる多様な知的財産イベントを発掘することで全住民の参加を促した。特に、2018年は総参加人数及び予算が前年比2倍近く増加するなど規模及び予算の拡大を通じて持続的な地域イベントとして位置づけられる年となった。

<表IV-2-5> 2018年地域知的財産フェスティバル

地域	日付	主要内容
蔚山	9. 11	発明(特許)アイデア優秀製品展示、知的財産講演、IR・技術取引相談、発明(特許)アイデア授賞式、企業IR発表授賞式など
江原	10. 10	展示・体験イベント、メイカソンコンペティション、科学バスキング、知的財産フォーラム、道内革新機関優秀成果物試演など
釜山	10. 16	釜山市優秀発明者/市民発明コンテスト褒賞式、知的財産専門人材採用博覧会、技術移転相談、発明創業相談、発明キット及び新技術体験など
済州	10. 19	IP企業採用博覧会、IP招請講演、IPチャレンジゴールデンベール、発明コンテスト授賞式、発明3Dデザインコンペティション、IP企業製品展示、発明体験、無料弁理相談など
慶北	10. 31	成果物展示及び体験、採用博覧会、発明コンテスト授賞式、幼児部及び学生部発明教室など
慶南	11. 9	全国IP経営者大会、IP採用博覧会、企業IR、慶南IP IU Convention授賞式及びIP功労者表彰、企業広報館及び体験館など

仁川	11. 22	学生発明キャンプ(学生アイデア発表会、親と共にする創意キャンプ、知的財産ゴールデンベール)、IP就業キャンプ優秀IP創業ゾーン、IP製品バザーなど
全南	11. 30	知的財産コンサート、知的財産ゴールデンベール、サイエンスバスキング、優秀製品広報ブース、発明・科学体験、関係機関説明会など

3) 評価及び発展方向

地域知的財産フェスティバルは地域の特色を表す知的財産イベントを通じて地域に知的財産の重要性を共有し、地域住民の知的財産に対する認識向上に貢献した。また、地域の特色・参加流入要因などを踏まえてIP採用博覧会、技術移転、発明体験など「IP融合・複合」をテーマに地域固有のIPフェスティバルを構成した。特に、2018年に地域に良質な雇用を創出するため、全開催地域で運営した「IP経営優秀企業採用博覧会」では慶北18人、慶南15人など計39人が採用される成果を収めた。今後特許庁は地域の他行事との連携、流動人口の多い場所を渉外して地域知的財産フェスティバルの活性化・大衆化に向けて取り組んでいく予定である。優秀IP製品バザー・IP採用館の運営など優秀な事例の共有を通じて地域知的財産フェスティバルの品質向上を図り、さらに地域企業及び産・学・研関係者と共に技術交流及び技術懸案を共有する知的財産ビジネスの場として拡大していく計画である。

ロ. 地域知的財産政策協議会の開催

1) 推進背景及び概要

特許庁は2013年4月、17の広域自治体とともに地域知的財産政策の発掘及び知的財産に優しい政策を地方政府に広げる方法を模索するために「地域知的財産政策協議会」を新設した。政策協議会を通じて特許庁は国家知的財産政策方向の共有、中央・地方政府間、自治体間の政策協議を通じた政策シナジー効果向上、地域間の知的財産格差問題の解消及び地域知的財産の活性化を誘導した。そこで特許庁は2013年4月11日に

第1回政策協議会を開催し、以後毎年定例政策協議会を開催している。

2) 推進内容及び成果

2013年4月第1回政策協議会を始めに、毎年定例的に17の広域市・道とともに知的財産政策協議会を推進している。

2018年8月済州で開催された「第10回地域知的財産政策協議会」では特許庁次長の主宰の下で15の広域自治体の担当者と16の広域地域知的財産センター長が出席した。その場では知的財産創出支援及び創業促進事業の運営計画と地域知的財産センター評価指標の変更、センター発展方法を案件として話し合った。それを受けて自治体は事業予算の拡大を通じた地域知的財産産業活性化の必要性和地域における固有事業の拡大、企業のR&D初期企画段階から成果管理まで一貫した知的財産政策支援の必要性を提起した。また、知的財産フェスティバルなど地域内知的財産イベント開催の際に中央省庁と自治体間の緊密な協力が必要であることを話し合い、特許庁と広域自治体間で地域の知的財産発展を図ると同時に意見交換できる有意義な場が設けられた。引き続き行われた企業支援優秀事例の共有の場と自治体及び地域知的財産センター職員などこの分野業務担当者の専門性を高めるために行われた特別講演などは参加者から好評を得た。

3) 評価及び発展方向

知的財産政策に対する中央と地方の情報共有及び政策連携のために2013年初めて設立された「地域知的財産政策協議会」はこれまで計10回開催された。これは知的財産の創出・保護・活用体系の先進化政策を地方自治体と共に議論し、地域知的財産センターを中心とする協力案及び地域知的財産ガバナンス構築の第一歩と言える。

今後も特許庁は知的財産の創出・保護・活用体系を先進化し、地域間知的財産不均衡の解消、地域知的財産の活性化を通じた知的財産行政サービスの提供を目指して自治体及び関係機関との知的財産政策協議会を定例開催する計画である。主要懸案事項

は「IP政策フォーラム」にイシュー提起を通じて新しい政策代案を模索する予定である。

第3節 知的財産サービス産業の育成

1. 概観

産業財産政策局 産業財産活用課 行政事務官 ソン・ソクミン

知的財産サービス産業とは知的財産の創出・保護・活用を支援して新しい財貨やサービスを創り出す産業であり、調査・分析、取引、評価、コンサルティング、翻訳、教育など伝統的な事業領域から管理・経営・金融など高付加価値分野へその領域が広がりがつつある。

知的財産サービス産業は知的財産強国の実現に向けた国家知的財産政策の核心産業であり、企業経営における知的財産権紛争の増加、企業価値における知的財産比重の増加などで知的財産の重要性が増しており、今後成長可能性の高い産業である。また、知的財産サービス産業の育成は国家知的財産基本計画の20大戦略目標の中の一つであり、知的財産を基に技術間の融合が求められる第四次産業革命時代を迎えてその重要性は更に増している。

知的財産サービス産業は研究開発段階から活用(事業化)段階に至るまで知的財産を創出・保護・活用する過程で発生する中間需要を支援するため、全産業にわたって影響を及ぼしている。このような産業的特性によって付加価値と雇用誘発効果が高い。IPサービス業の付加価値率は70.1%(全産業平均:37.8%)、付加価値誘発係数は0.916(全産業平均:0.726)で他産業より高い付加価値を持つ。また、IPサービス業に対して10億ウォンを投資すると21人の雇用誘発効果があると推定される。(IPサービス業の経済的な効果に関する研究、2012、韓国知的財産研究院)

韓国は特許出願世界4位(2017年)、GDP対比内国人特許出願世界1位(2017年)であることを考えると、今後知的財産サービス業の成長可能性が非常に高い。しかし、国内IPサービス産業は知的財産の重要性に対する社会的な認識と知的財産侵害に対する問題意識の不足及び制度上の処罰不足などでまだ市場が活性化されていない状況である。

したがって国家知的財産の競争力を確保し、良質な雇用を創出するためには、市場形成及びIPサービス業全般の能力強化に向けた政策支援が求められる。

2. 知的財産サービス市場の需要拡大

産業財産政策局 産業財産活用課 行政事務官 ソン・ソクミン

イ. 推進背景及び概要

最近特許出願及び紛争などの増加によって海外では知的財産サービス産業が主要産業として浮上しているが、2017年基準で国内知的財産サービス産業の市場規模は約9,914億ウォン(知的財産出願・登録及び紛争・訴訟代理を除く)、雇用規模も約14,124人に過ぎないものと推定されている。これは国内サービス業全体の売上高(1,900兆ウォン、2016年)の0.05%に過ぎない水準で、知的財産サービス市場がまだ初期段階であり、関連企業もまた零細な状況である。

このように市場が成熟しておらず、まだ基盤が整えられていない状況の中でIPサービス企業は生き残りに苦戦している。特に、海外市場の場合個別企業の能力だけでは市場進入に限界があるため、政策を通じた体系的な支援が求められている。

これを通じて知的財産サービス市場が成長し、高品質のサービスが提供されれば、企業、大学、研究機関など国家全体の知的財産競争力が高まると期待され、雇用創出及び経済発展にも寄与すると見られる。

ロ. 推進内容及び成果

1) 知的財産サービス産業の支援根拠作り

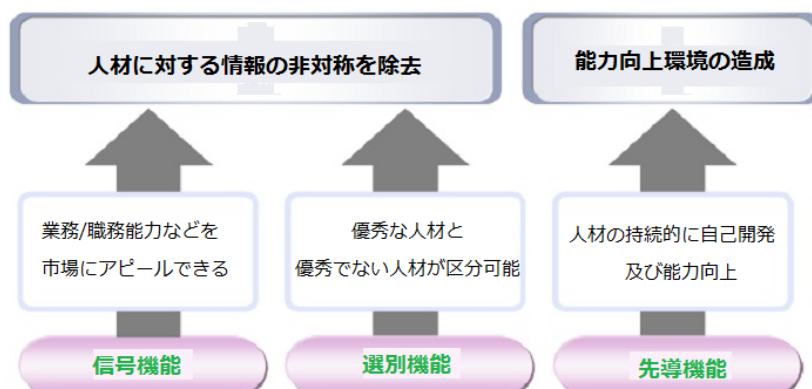
特許庁は2014年1月に発明振興法を改正して知的財産サービス支援政策の推進根拠を作ると同時に育成分野を具体化した。

既存法律(知的財産基本法)に政府は知的財産サービス業を育成しなければならないという内容が盛り込まれていたが、その主体が具体的に特定されておらず、実質的な政策につながらない限界があった。そこで、発明振興法では特許庁に知的財産サービス業育成施策を樹立させて関連業務を行わせることで、知的財産の主務省庁として支援政策が推進できる根拠を作った。また、既存法律上知的財産サービス業は調査・分析過程で作られる情報を加工して財貨やサービスを創出するサービスだけを指していたが、改正法律はそれに加えて教育・相談・広報・金融・保険などの業務を含めて支援分野を拡大した。

2) 知的財産サービス資格検定制度の施行

特許庁は知的財産サービス分野における優秀・高級人材の識別体系を構築し、高級人材を持続的に養成するための基盤を構築するため、専門資格制度を2013年から施行している。

<図IV-2-7> 資格制度の機能



知的財産検定試験の導入に関する研究委託の結果と知的財産問題銀行を基に知的財産教材を開発して特許事務所及び専門会社など知的財産サービス従事者たちに教育を実施するとともに、資格制度専門家会議を通じて細部検定運営・管理方策を樹立し、IP情報サーチャー、IP情報分析士及びIP翻訳士資格検定試験を施行している。

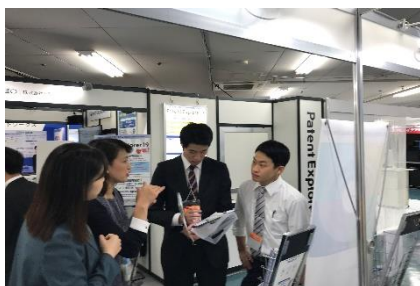
＜表IV-2-16＞資格検定試験の施行状況

2018年実施資格検定		受験者数 (人)	合格者数 (人)	合格率(%)	備考
IP情報サーチャー (IPS)	一般	649	372	57.3	定時2回、随時27回
	プロ	179	144	80.4	定時3回
IP情報分析士(IPA)		36	24	66.7	定時2回
IP翻訳士 (IPT、韓→英)	2級	15	8	53.3	定時1回
	3級	54	31	57.4	定時1回、随時1回

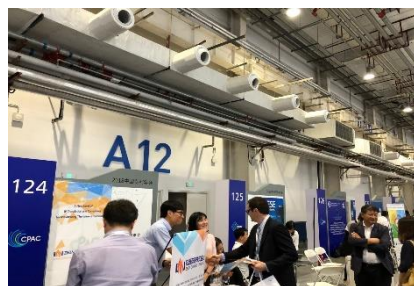
3) 知的財産サービス産業の海外進出及び国内販路開拓支援

特許庁は零細な国内知的財産サービス企業の海外進出及び国内販路開拓を促進するため、海外有名展示会と国内主要セミナーに知的財産サービス企業が参加できるように支援している。

海外進出の場合、個別企業の努力だけでは限界があるため、企業、関係省庁、関係機関で構成された協議体を構成して総合的な支援を実施し、韓国知的財産サービス協会を通じて中国特許コンファレンス(CPAC)、日本特許情報フェア&コンファレンス(PIFC)など海外主要国展示会への参加を支援し、国内企業の広報、海外動向把握、ネットワーク形成などの機会を提供した。

＜図IV-2-8＞日本特許情報フェア&
コンファレンス

＜図IV-2-9＞中国特許コンファレンス



＜図IV-2-10＞米国特許情報ユーザー
コンファレンス



＜図IV-2-11＞EPO特許情報コンファ
レンス



また、国内市場活性化のために企業・機関内の知的財産・R&D関係者など特許情報ユーザーを対象に特許・商標DB及びソリューション関連コンファレンスを開催して企業の参加を支援した。

このような努力の結果、最近国内特許翻訳企業(2社)が外国系大企業が受注していた世界知的所有権機関(WIPO)の翻訳事業者として選定され、今後5年間160億ウォンの収益が期待できるようになった。

＜図IV-2-12＞第8回知的財産情報サービスShow&Fair



ハ. 評価及び発展方向

特許庁は零細な知的財産サービス産業を育成するため、具体的な法的根拠を設けると同時に、知的財産調査・分析及び翻訳資格検定制度を施行することで知的財産サービス人材の能力向上を支援した。また、海外進出及び国内販路開拓の支援を通じて知的財産サービスに対する認識向上と需要活性化に寄与した。

しかし、国内の知的財産サービス産業はまだ初期市場段階で自発的な需要が不十分であり、政府の積極的な支援が必要な状況である。したがって特許庁は知的財産サービス業の競争力を強化するため、知的財産サービスの高度化・多様化、知的財産サービス市場の拡大、知的財産サービス産業インフラの革新などの観点から今後具体的に強化された支援政策を講じて推進する計画である。

3. 知的財産サービス業関連専門人材の養成

産業財産政策局 産業財産活用課 行政事務官 ソン・ソクミン

イ. 推進背景及び概要

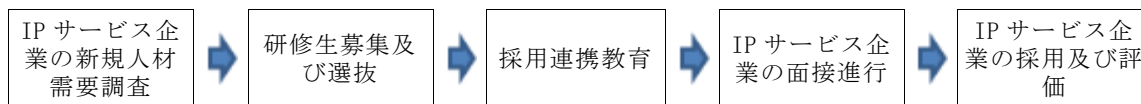
知的財産サービスは高度の専門知識と能力を備えた専門人材の確保が欠かせないが、初期段階である国内の知的財産サービス市場では知的財産サービス能力と専門技術知識を備えた専門人材の確保が難しく、知的財産サービス企業への就職を支援するための教育インフラが不十分な状況である。専門人材の不足及び人材養成体系の不在は知的財産サービス業界において大きなネックとなっており、国内知的財産サービス関連企業を対象にした調査では全体の39.5%（2018知的財産サービス産業の国内外現状実態調査）が知的財産専門人材が不足していると認識していることが分かった。そこで特許庁は知的財産サービス市場における専門人材の不足及び人材養成体系の不在という問題を解決する一方、雇用創出のために2011年から採用連携教育支援を推進している。

ロ. 推進内容及び成果

特許庁は未就業大学生、R&D退職人材などを研修生として選抜して知的財産サービス市場が求めている実務中心の教育を実施し、以後教育修了生が知的財産サービス企業に就業または創業するよう誘導することで、知的財産サービスの発展に寄与する専門人材を養成・支援している。採用連携教育課程はIPサービスアカデミー、IP翻訳ア

カデミー、IP事務管理員課程に分けて実施する。

<図IV-2-13> 知的財産サービス採用連携教育のプロセス



1) 教育広報及び研修生の選抜

教育広報及び優秀研修生の選抜のために全国の主要大学及び韓国特許戦略開発院、韓国特許情報院などの関係機関ネットワークを活用し、採用情報サイト及び就職関連コミュニティなどを通じて本教育の趣旨と内容を広報した。また、R&D退職人材を選抜するため、ハイキャリア科学技術者、研究開発特区支援本部などのホームページを活用した。

研修生募集の結果、計360人が教育参加を志願し、1.4 : 1の競争率を記録した。このうち知的財産専門人材養成という教育の趣旨を活かすため、知的財産サービス市場で好まれる理工系卒業生及びR&D退職人材などを優先して研修生を選抜した結果、計254人の研修生を選抜した。

<図IV-2-14> 研修生選抜の優先順位



2) 知的財産教育の実施

採用連携教育課程はIPサービスアカデミーとIP翻訳アカデミーに分けて実施した。各教育課程はIPサービスに対する専門的な内容を提供すると同時に、採用支援教育とすることを踏まえて研修生が就業後に必要な職場及びビジネスマナー、プレゼンテーションスキルなどの内容を加えることで、就職に実質的に寄与した。

IPサービスアカデミー6回、IP翻訳アカデミー1回、IP管理員課程2回の教育が行われた。全体教育修了生は252人で、修了者のうち男性(112人)より女性(140人)の比率が高かった。

<図IV-2-15> 2018IPサービスアカデミー



3) 知的財産サービス企業採用との連携

採用連携教育の趣旨を活かすため、教育開始前から採用を希望する企業を把握した後、教育が始まると企業に研修生リストを提供した。書類審査を経て採用意思のある企業は教育1週目から面接を始め、教育終了後まで引き続き採用プロセスを進めた。

<図IV-2-16> 採用連携プロセス



このような採用連携教育の結果、計177人(70.2%)が採用される成果をあげた。こ

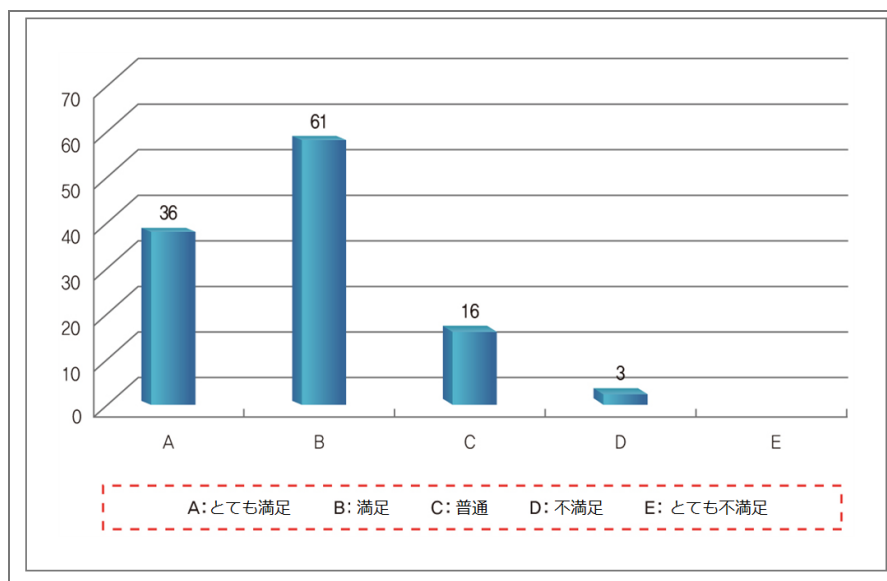
れを課程別に見ると、IPサービスアカデミーを通じて127人、IP翻訳アカデミーを通じて25人、IP事務管理員課程から25人が其々採用された。

ハ. 評価及び発展方向

知的財産サービス採用連携教育に対するアンケート調査を行った結果、教育に84%が満足していることがわかった。特に、知的財産サービス業の多様な職務に対する理解と知的財産サービス業界へと就職方向を決める上で大いに役立ったという意見が多く、教育効果が非常に高いことが確認できた。

<図IV-2-17>採用連携教育の満足度

(単位：人)



教育運営に対するアンケート調査の結果、個人/チームプロジェクト実習など実習教育に対するニーズが高く、持続的に実習中心の教育運営を目指すとともに、特許一般及び翻訳分野の他に専門人材養成が難しいものの企業採用需要はある分野の課程を追加開発して運営する予定である。

また、教育満足度だけでなく採用連携率(就業率70.2%)も高く、事業成果が大きいことがわかった。そこで特許庁は知的財産サービス人材の新規採用需要を調査して採

用連携教育を拡大し、知的財産サービス企業への採用連携とともに中小・ベンチャー企業に対する採用連携を同時進行して専門人材の知的財産サービス市場への流入を拡大することで、知的財産サービス産業の競争力強化に貢献すると期待される。

第3章 中小・ベンチャー企業の知的財産能力の強化

第1節 知的財産権創出・活用インフラの強化

1. 中小企業特許共済制度導入の基盤構築

産業財産政策局 産業財産政策課 行政事務官 ソン・ウンジョン

イ. 推進背景及び概要

特許共済は中小・中堅企業が知的財産費用の負担を分散・緩和することで企業の成長及び海外進出を支える公的共済制度であり、中小企業団体を中心に持続的に制度導入の必要性が提起されてきた。

第四次産業革命とグローバル競争の加速化によって中小企業が特許紛争に巻き込まれる可能性は高くなっているが、企業は費用負担または専門人材の不在及び能力不足によって知的財産紛争に効率的に対応し難い状況である。特許紛争の場合、損害賠償金の他に訴訟費用も2億ウォン程度かかるため、資金繰りに悩んでいる中小企業にはさらに莫大な経営リスクをもたらしてきた。

また、直接的な訴訟費用の他にも紛争予防に向けた特許戦略の樹立、海外進出に向けた特許の確保などは中小企業に新たな費用負担となっている。中小企業の特許出願・維持費用は2013年4千2百万ウォンから2017年8千万ウォンへと約2倍増加し、輸出契約の際に当事国では当事国に特許を登録して特許保証してくれることを求めているため、特許登録にかかる費用及び特許保証費用が必ず発生し、その費用も増加傾向にある。

一方、訴訟費用及び海外出願を支援する政府支援事業は支援対象を選定する基準が厳しく、手続きが複雑であるため、緊急な需要に対する即時支援が困難で、支援範囲も予算の制約で限られている。

このような政府支援の限界及び知的財産費用の負担が増加する状況の中で、第四次産業革命時代において強小企業育成に向けた中小・中堅企業のセーフティネットとして特許共済制度の導入を推進する運びとなった。

ロ. 推進内容及び成果

特許庁・中小企業中央会・韓国知的財産研究院は産業財産権を保有する中小・中堅企業2,045社を対象にしたアンケート調査・インタビュー(2015.12.～2016.10.)を実施し、約53%企業の加入希望意思を確認した。特許庁は法務法人を通じてWTO補助金協定の違反状況を検討(2015.12.)し、政策研究委託(2016.5.～10.)を遂行して特許共済制度導入の妥当性を検証した。

現場からの意見聴取と妥当性検証の結果を基に、特許共済制度の導入を2016年12月第2次国家知的財産基本計画に重点推進課題として反映することとなった。

一方、2016年12月キム・キソン議員が発明振興法に特許共済施行根拠を設ける改正案を発議し、特許庁と中小企業団体を中心に国会と関係省庁を説得した結果、2017年11月国会本会議で改正案が議決され、2018年5月には改正された発明振興法が施行された。発明振興法改正案は「特許庁が知的財産権関連の共済事業を管理・運営できる条項(第50条の4)」及び「特許共済事業の委託及び資金造成などに関する条項(第50条の5)」を新設する内容を盛り込んでいる。

ハ. 評価及び今後の計画

2018年は特許共済制度の下位法令及び訓令など事業推進のための根拠を作り、予算確保、細部推進計画の樹立などで事業を本格的に推進するための土台を構築した。細部推進計画を通じて運営組織・人材構成及び加入者確保のための広報案などを作成した。また、2019年事業初期運営費に充てるための政府出捐金を確保した。

中小・中堅企業が相互扶助を通じて自動的に知的財産費用負担を分散・緩和する基盤が整えられた。

今後機関信認度・共済運営ノウハウ・資産管理の専門性を総合的に考慮して委託機関を選定し、本格的な事業を迅速に施行することで中小・中堅企業の資金負担を減らす予定である。

<表IV-3-1> 発明振興法改正案の特許共済制度の主要内容

第50条の4(知的財産権関連共済事業の管理・運営) 特許長官は産業財産権の国際出願費用、国内外知的財産権関連訴訟費用など知的財産権関連費用負担による財務的なリスクを分散・緩和するために、中小企業及び中堅企業を対象に共済事業を管理・運営することができる。

第50条の5(特許共済事業の委託及び資金の造成など) ① 特許長官は特許共済事業を効率的に運営するために次の各号の機関または団体に事業運営を委託することができる。

1. 中小企業中央会 2. 大統領令で定める機関または団体

② 特許共済事業を運営するための資金は次の各号の財源で造成する。

1. 加入者が納付する共済賦金 2. 企業、知的財産関連機関・団体などの出捐金

3. 初期運営費を充てるための政府の出捐金・補助金 4. その他に大統領令で定める財源

③ 第1項及び第2項で規定した事項の他に必要な事項は大統領令で定める。

2. 知的財産税制改編の推進

産業財産政策局 産業財産政策課 書記官 カン・ギョンサン

イ. 推進背景及び概要

中小企業の知的財産競争力強化に向けた特許庁の取り組みは多方面で行われている。このような取り組みの一環として、知的財産関連費用及び所得に対する税制上の支援

方法を講じることは企業の負担を減らす役割を果たすと同時に、企業の知的財産経営活動を奨励する誘因策として機能する。

産業財産権によって発生する所得や費用に対する税制上の支援を可能にするため、発明振興法第40条では「政府は「租税特例制限法」で定めることに従って、発明の振興、産業財産権の出願と登録または産業財産権の譲渡と実施などによって発生する所得や費用に対する税制上の支援が可能である」と規定し、その法的根拠を設けている。しかし、現行の租税特例制限法規定では知的財産の活性化のための租税支援には限界があり、税制メリットに対する追加的な要請が必要な状況である。そこで、特許庁は企業の知的財産競争力向上と関連する租税制度の改善に向けて持続的に努力を傾けている。

ロ．推進経過

特許庁では企業の知的財産活動を奨励するための租税支援策を模索し、それを関係省庁に建議する作業を持続的に行っている。

このような努力の結果、2014年には技術移転及び貸出所得に対する税額減免制度が導入され、R&D成果を拡散させて技術移転が活性化できる基盤が整えられた。2018年には職務発明補償金の非課税限度額を300万ウォンから500万ウォンに増やして研究者の課税負担を減らした。

2017年には知的財産税制改善を今後5年間(2017～2022年)施行される第2次知的財産基本計画の長期課題として定めたが、特許調査・分析費用、技術取得金額に対する税額控除、技術移転所得及び技術貸出所得に対する税額減免拡大などがそれに該当する。

ハ．評価及び今後の計画

租税特例制限法には企業のR&D投資に対して技術・人材開発費、準備金などに対する税額控除規定を設けている。研究開発投資に対する租税支援の主な目的は租税減免

を通じた企業の研究開発活動の促進である。しかし、残念なことに研究開発活動と密接な関係にある知的財産活動に対する租税支援は不十分な状況である。

R&D活動を通じて強い知的財産を創出するためには事前企画段階での技術調査・分析が必要である。「特許情報の調査・分析」は既存国内外特許情報を分析することで競合社の特許技術を回避し、最適な研究開発の方向を提供することができると同時に、技術的な問題に対する多角的な解決方法が導出できるため、普遍的なR&D過程の一環として位置づけられている。政府もR&D投資の効率性を高めるため、政府R&D事業で特許動向調査、先行技術調査など特許調査・分析を義務付けているにもかかわらず、特許などに対する事前技術調査・分析の費用は税額控除対象から除外されている。特許庁は知的財産競争力を強化するため、特許情報調査費など知的財産関連調査分析費用に対するR&D税額控除を可能にするために持続的に力を入れる計画である。

強い知的財産を創出した後は海外特許の確保を通じて企業がグローバル競争力を備えるように支援する必要がある。そのため、特許庁は海外特許の出願・登録費用に対する税額控除の導入を推進し、韓国企業が輸出国で市場競争力及び特許紛争対応能力が確保できるように支援する計画である。

また、開放型革新環境の中で中小・中堅企業が必要とする技術を円滑にアウトソーシングし、未活用技術は売却して資金が調達できるようにする計画である。さらに、知的財産サービス業の活性化に向けた税制支援、職務発明補償金の所得控除の拡大などを推進する計画である。

特許庁は知的財産の活性化のために多様な租税支援策を講じており、今後も引き続き取り組んでいく計画である。

3. 職務発明補償制度活性化の推進

産業財産政策局 産業財産政策課 書記官 カン・ギョンサン

イ. 推進背景及び概要

職務発明とは従業員、法人の役員または公務員(以下「従業員など」とする)がその職務に関して発明したものが、性質上使用者・法人または国家や地方自治体(以下「使用者など」とする)の業務範囲に属し、その発明をした行為が従業員などの現在または過去の職務に属する発明である(発明振興法第2条第2号)。すなわち、職務発明は発明振興法上の概念で、一般的に従業員などが業務遂行過程で創り出した発明といえる。また、発明振興法上の発明とは特許法、実用新案法またはデザイン保護法によって保護される発明、考案及び創作であるため(発明振興法第2条第1号)、職務発明には特許法上保護される発明のみならず、実用新案法またはデザイン保護法上保護対象になる考案及び創作が含まれる。

韓国で職務発明に対する権利は発明者である従業員などに帰属(発明者主義)することになっており、従業員などの職務発明に対する権利を使用者などが承継したり、専用実施権を設定するためには、契約や勤務規定に基づいて正当な補償をしなければならない(発明振興法第15条)。したがって、職務発明補償制度は従業員などの職務発明に対する権利を使用者などが承継(設定)する代わりに、それに対する正当な補償をする制度といえる。但し、職務発明の場合、従業員などが職務発明を創出できる基盤である研究費や研究施設などを提供するなど使用者などの寄与があつてこそ可能であるため、従業員などと使用者など間の合理的な利益調整が必須であるという点で一般的な権利移転による反対給付の提供とは区別される。

職務発明が重要である理由は、今日大半の核心・源泉技術が企業・研究機関及び大学など法人の主導の下で開発され、法人で開発される発明の大半は職務発明であるというところにある。

<表IV-3-2>韓国における法人の特許出願の推移

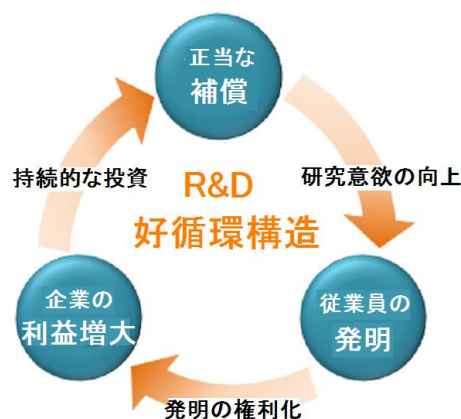
(単位：件、%)

区分	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018

個人出願(A)	36,940	38,433	39,041	41,972	41,057	41,671	42,510
法人出願(B)	151,975	166,156	171,251	171,722	167,773	163,104	167,482
計(C)	188,915	204,589	210,292	213,694	208,830	204,775	209,992
法人出願比重(B/C)	80.5%	81.2%	81.4%	80.4%	80.3%	79.7%	79.8%

職務発明制度を通じて使用者などは職務発明を迅速かつ簡単に権利化し、独占的な権利を基に迅速に事業化することで売上を高めて利潤を創出する。一方、従業員などは職務発明に対する正当な補償を受け取ることで、創造的な発明に邁進できるため、使用者などと従業員などが共にウィンーウィン(Win-Win)できる。

＜図IV-3-1＞職務発明制度のメカニズム



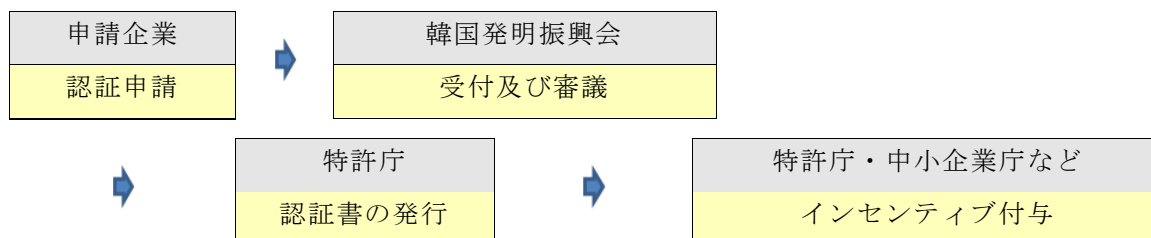
そこで特許庁は国内企業が職務発明補償制度を手軽に導入して運営できるようにするため、職務発明補償優秀企業認証の施行、中小・中堅企業に対する職務発明制度無料コンサルティング、職務発明補償制度説明会、職務発明制度の改善に向けたフォーラム及び恩恵を受けている企業の懇談会開催など多様な支援を施行している。

ロ. 推進内容及び成果

特許庁は職務発明制度が韓国の産業発展及び知的財産に対する正当な補償文化の基礎になるという認識の下で、発明振興法令の改正を通じて職務発明補償優秀企業を選定・支援できるようにし、2013年4月から職務発明補償優秀企業認証を実施して2018

年末基準で計771社を優秀企業として認証した。

<図IV-3-2>職務発明補償優秀企業の認証プロセス



2013年4月から職務発明補償優秀企業として認証を受けた企業は特許、実用新案及びデザイン出願に対する優先審査資格付与と4～6年次登録料に対して追加20%減免を受けると同時に、特許庁、中企部及び科学技術情報通信部の支援事業に参加する際に加点が与えられる。

<表IV-3-3>職務発明補償優秀企業に対するインセンティブ状況

- ▶ 政府支援事業に参加する際に加点を付与
 - (特許庁) 事業化連携特許技術評価支援事業、優秀発明品優先購買推薦事業、IP-R&D 戦略支援事業
 - (中小ベンチャー企業部) 創業成長技術開発、工程・品質技術開発、産学研協力技術開発、製品サービス技術開発、中小企業商用化技術開発、中小企業技術革新開発、中小企業 R&D 能力向上
 - (科学技術情報通信部) グローバル SW 専門企業育成事業
- ▶ 特許・実用新案及びデザイン出願に対する優先審査対象
- ▶ 特許・実用新案及びデザインの4～6年次登録料20%追加減免

一方、専門人材や専門組織がなく職務発明制度の導入や運営に困難を覚えている中小・中堅企業を支援するため、専門家が直接企業の職務発明と関連する現状を診断して企業に適した職務発明補償規定を整備したり、職務発明制度の運営と関連する問題解決を支援するため、職務発明制度コンサルティングを行った。さらに、職務発明制度に対する国内企業の理解を深めるため、企業の従業員や役員を対象に職務発明制度に対する説明会を開催し、特許庁ブログ及びSNSに職務発明制度の紹介及びメリット

などを案内するカードニュースを掲載して職務発明制度の認識向上に向けて取り組んだ。

<図IV-3-3>職務発明制度説明会



また、「職務発明制度革新研究会」、「受益企業懇談会」を開催して職務発明制度と関連する法令の改正事項と国内外の重要懸案に対する情報を共有し、支援事業の改善方法、制度運営上の問題など意見収集を通じて改善方向を模索する機会を設けた。

同時に、2018大韓民国知的財産大典、G-FAIR KOREAなど展示会内に職務発明制度広報館を運営し、広報館の来客を対象に職務発明制度の現場相談などを行うことで、職務発明制度の拡散に力を入れた。

<図IV-3-4>職務発明制度広報館の運営



<表IV-3-4>国内企業の職務発明制度の導入比率

年度	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
企業全体	43.8	46.2	51.5	55.6	60.2	65.0	64.5

大企業	72.9	74.5	84.4	77.7	91.7	92.6	91.2
中堅企業	-	87.5	75.0	71.6	86.1	91.6	85.2
中小企業	32.9	35.0	41.1	46.2	48.8	60.2	58.7

* 出処：知的財産活動実態調査(韓国知的財産研究院)

ハ. 評価及び今後の計画

特許庁は今後企業内の職務発明制度の導入拡散だけでなく、制度そのものの不合理と非効率性を改善するために取り組んでいく予定であり、そのために2018年12月国家知的財産委員会の案件として「職務発明補償制度の改善案」を上程・議決した。改善案にはまず国家や地方自治体に所属している非公務員身分研究者の職務発明に対する補償を強化する内容が盛り込まれている。国家や地方自治体は企業が運営する職務発明制度とは異なる法規が適用される(公務員職務発明の処分・管理及び補償などに関する規定)。しかし、同規定が公務員が行った職務発明に対する承継と補償のみを規定しているため、非公務員身分研究者の職務発明補償には不十分であった。特許庁は今後国家機関内で差別のない職務発明補償が行われるように関連法規を整備する計画である。また、大学・公共研が保有する特許及び国有特許の活用率が低く、優秀特許が事業化されずに死蔵されるケースが多いが、研究機関が放棄した特許を発明者が取得できる機会を与え、海外特許出願などのための予算支援を拡大していく計画である。また、優秀特許が死蔵されないように法令を改正し、国有特許専用実施が活発に行われるように規制を改善していく計画である。

4. 知的財産権貿易収支を基にした知的財産政策の樹立

産業財産政策局 産業財産政策課 書記官 カン・ギョンサン

イ. 推進背景及び概要

知的財産権貿易とは知的財産権の提供者と受領者間の国際取引に対する契約と条件

によって金銭的な補償が伴う取引を指し、既存の知的財産関連貿易統計は国際通貨基金(IMF)の基準による「知的財産権使用料収支」と経済協力開発機構(OECD)の基準による「技術貿易統計」があった。

しかし、既存統計は国際基準に囚われているため、知的財産権の輸出入状況を正確かつ具体的に把握するには限界があるという問題が持続的に提起された。このような状況の中で特許庁は韓国の知的財産権国際取引状況を総合的・体系的に分析できる貿易統計を算出するため、韓国銀行と2014年5月にMOUを締結し、相互業務協議を経て2015年「知的財産権貿易収支」を新規開発して公表した。

2015年5月から韓国銀行の経済統計システム(ECOS)を通じて提供される「知的財産権貿易収支」統計は知的財産権に特化した貿易収支統計であり、既存の知的財産権関連の貿易収支統計より構成項目や編製方法などでより包括的・体系的である。何よりも特許権、デザイン権、著作権など全類型に対する使用料と売買取引が含まれているため、既存統計より包括的な取引内容が分かる。

知的財産権貿易収支が開発されて以来、韓国の場合は知的財産権貿易収支赤字が続いているが、2018年知的財産権貿易収支は7.2億ドル赤字で、前年の16.9億ドル赤字に比べて9.7億ドル改善された結果となっている。

<表IV-3-5>年度別知的財産権の貿易収支

(単位：億ドル)

区分	2013	2014	2015	2016	2017	2018	
貿易収支(輸出-輸入)	△53.4	△45.3	△40.0	△16.6	△16.9	△7.2	
輸出	知的財産権の輸出	64.1	83.7	100.3	108.9	122.7	135.2
輸入	知的財産権の輸入	117.5	129.0	140.4	125.5	139.6	142.4
貿易取引量(輸出+輸入)	181.6	212.7	240.7	234.4	262.3	277.6	
貿易収支費(輸出/輸入)	0.55	0.65	0.71	0.87	0.88	0.95	

* 出処：韓国銀行経済統計システム、2018年数値は暫定値

ロ. 推進内容及び成果

知的財産権の国際取引に対する包括的な統計を作成することはそのものでも意味があるが、外国為替取引情報へのアクセスが不可能で知的財産権貿易収支赤字に対する解釈及び改善策を講じる上で限界があった。そこで、統計の有用性及び政策的な活用度を高めるため、外国為替資料に対するアクセシビリティを高めるための取り組みを続けてきた。その結果、発明振興法第20条の8(産業財産権統計と指標の調査・分析)改正を通じて産業財産権と関連する外国為替取引情報アクセスに対する法的根拠作りが行われ、2018年に初めて知的財産権貿易収支に対するより具体的な実態が把握できた。

産業財産権取引が一定規模以上(1年間100万ドル以上)の機関の2017年産業財産権貿易活動を機関類型別に調べてみた結果、国内機関は特許・実用新案権収入が全体産業財産権収入の88.7%を占めたが、一方外国投資企業は商標及びフランチャイズ権取引が全体産業財産権収入の83.8%を占めて対比となった。また、国内機関と外国投資企業はいずれも産業財産権収支で赤字を記録した。産業財産権輸出入上位10大機関が全体取引で占める割合は其々輸出の89.0%、輸入の75.7%で、商品輸出入の10大機関が全体取引で占める割合(商品輸出の33.9%、商品輸入の24.9%)に比べて貿易集中度が非常に高いことが分かった。国家別に見ても米国からの産業財産権輸入が全体取引の50%以上で、商品取引(輸出・輸入でいずれも約10%を占める)に比べて取引の偏り現象が大きいことが分かった。

産業別に見ると、特定産業への集中現象が目立つが、電気電子製品分野が全体産業財産権貿易取引量の約63%以上を占める中で、特許・実用新案権関連輸出は全体産業財産権輸出の60%以上、関連輸入は全体産業財産権輸入の65%以上を占めることが分かった。電気電子製品分野の産業財産権輸入活動は標準特許などを保有するグローバル企業との取引比重が大きく、輸出活動は海外子会社などとの取引が主となっているが、MPEG LAなど標準特許保有機関に対する輸出も着実に増加しており、標準特許の確保などに向けた努力の結果と判断される。

ハ. 評価及び発展方向

グローバル市場において特許など知的財産権関連市場規模が急成長している中で、「知的財産権貿易収支」統計は韓国の知的財産権国際取引状況を把握する上で有用な情報になると期待される。今後持続的な実態把握を通じて知的財産取引の主要特徴と推移を導出し、産業別細部分析も続ける予定である。特許庁は知財権貿易収支の実体把握を通じて出た結果を知的財産の政策樹立に積極的に反映し、知的財産権貿易収支の改善に向けて取り組む予定である。

第2節 知的財産政策の国家レベルでの推進

産業財産政策局 産業財産政策課 施設事務官 ユ・ヨンシン

1. 推進背景

ハイパーコネクテッド・ハイパーインテリジェントに基づく第四次産業革命時代の到来を受けて、主要先進国及び企業は知的財産中心の国家戦略を推進し、グローバル競争体制に積極対応している。先進グローバル企業は核心知識の蓄積・開発・活用に力を集中させ、持続的な競争優位の確保に乗り出している。米国、日本など主要国政府は実質的な国富の創出主体である知的財産政策を多角的に推進している。

韓国も知的財産強国として跳躍するためには知的財産を国家革新成長エンジンとして活用し、知識基盤の高付加価値経済体制に素早く転換する必要があり、そのためには何よりも国家レベルでの知的財産政策の推進が求められる。

2. 推進内容及び成果

特許庁は2017年11月に「第四次産業革命時代における知的財産政策方向」を樹立し、急変する第四次産業革命関連新技術の創出と保護強化に向けた今後5年間のIP政策方向と戦略を講じた。

同時に、第21次(2018. 3.)及び第23次(2018. 12.)国家知的財産委員会に「革新成長のための国家特許競争力強化方法」と「職務発明補償制度改善方法」を其々上程して発表するなど、知的財産分野別のIP戦略も樹立した。

3. 今後の推進計画

今後も特許庁は韓国の革新成長をリードするための知的財産政策を講じ、知的財産保護体系の改善、知的財産基盤スタートアップの育成、IP金融の活性化、知的財産専

門人材の養成などを持続的に推進し、主要政策 이슈が政府レベルで議論され、政策化できるよう、現場の声を積極的に聞き入れて 이슈化する計画である。

また、知的財産政策を樹立する過程で他省庁・自治体・企業などと多様な協力を推進して政策効果を最大に引き上げるために持続的に取り組んでいく予定である。

第3節 知的財産権政策の強化に向けた基盤作り

産業財産政策局 産業財産政策課 書記官 カン・ギョンサン

1. 知的財産政策研究の強化

イ. 推進背景及び概要

知的財産権中心の企業経営活動が活発になるなど社会全般において知的財産権の重要性が増している。急変しつつある知財権の動向を迅速に把握し、最適な対策を構築・普及して国家・産業競争力の向上に貢献するためには、政策環境の変化に一步先に対応することが必要である。

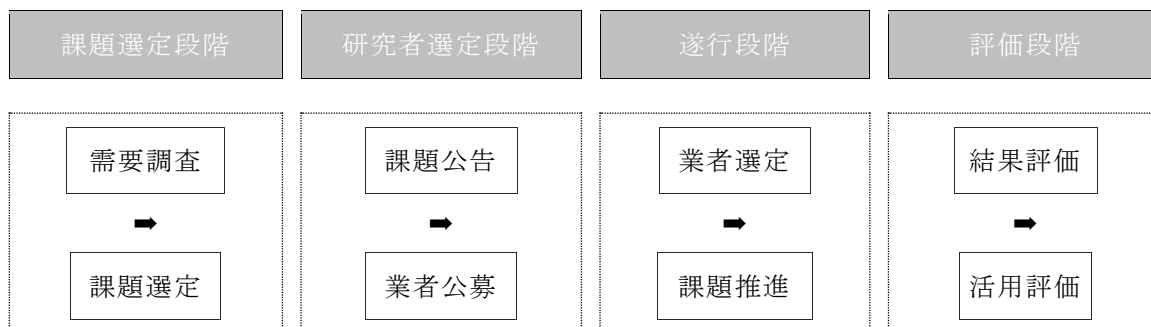
特許庁は米国・日本・欧州・中国など主要国の知的財産関連の法令・制度及び政策動向などを分析して政府の法・制度の改善策を導き出し、政府レベルの知財権政策の樹立に積極的に活用している。

ロ. 推進内容及び成果

国家の中長期的な知的財産政策の方向を提示するため、特許庁内部・学界・企業などの需要に基づいて政策研究課題のテーマを選定している。

政策研究テーマは政策研究審議委員会が選定し、公開競争を通じて該当分野の専門機関(専門家)と研究契約を締結して行っている。政策研究の推進プロセス及び運営は以下のとおりである。

<表IV-3-6> 政策研究の推進プロセス及び運営



※特許庁政策研究管理規定(特許庁訓令第909号)運営

2018年度に行った研究課題は以下のとおりである。研究結果報告書は特許庁ホームページ(<http://www.kipo.go.kr>)または政策研究委託管理システム(<http://www.prism.go.kr>)から誰でも閲覧できる。

<表IV-3-7> 2018年知的財産政策研究テーマ

No	課題名
1	政府業務評価の改編など環境変化による特許庁成果目標及び管理課題の適切性検討
2	知的財産サービス産業の国内外現状実態調査
3	第四次産業革命時代に必要な知的財産分野別専門人材の養成方策
4	特許、デザイン及び営業秘密特別司法警察運営方策
5	不正競争行為判断基準及び行政調査に関する研究
6	第四次産業革命をリードするための知的財産統計サービス先進化細部方策の研究
7	審査品質の向上に向けた産業財産権及び非特許データサービス発展方策の研究
8	商標・デザイン調査分析発展方法研究
9	第四次産業革命に基づいた創作デザインのデザイン保護法上保護研究
10	バイオヘルス産業の特許環境分析及び保護方策に関する研究
11	「知能型ロボット」分野の出願制度及び審査基準制定に関する研究
12	無効審決予告制の導入方法研究
13	放射性廃棄物の生物学的処理関連の特許先占戦略の研究
14	弁理サービスの品質向上に向けた弁理士制度改善策
15	オンライン模倣品取締りの実効性を高めるための商標法上間接侵害制度改善方法の

	研究
16	特許権・商標権侵害者の利益法理など損害賠償制度の改善方法研究
17	韓国企業の不正競争行為被害の実態調査
18	特許行政の効率性を高めるための書式簡素化方法の研究
19	主要商品別使用による識別力認定基準標準案の作成及び使用による識別力判断事例D Bの構築
20	ニース(NICE)商品目録に対する韓・日類似群コードの比較研究(10~13類、19類)
21	営業秘密技術奪取防止のための特許法の共同発明改善案の研究
22	国際知的財産研修院の教育プログラム総合評価及び改善方法の研究
23	スタートアップ事業戦略を樹立するための主要IT大企業の特許分析

ハ. 評価及び発展方向

これまで政策研究の結果が知財権政策を樹立する上で直接反映できるように努力した結果、2017年～2018年(上半期)「知的財産政策研究事業」を通じて行われた課題の政策活用率は97.8%で、2016年(94.6%)、2017年(95.5%)に引き続き活用率が右肩上がりの傾向にある。今後も重複研究を防止するための重複性の事前検討、課題中間点検の充実化など研究管理を強化し、研究課題報告書の品質を改善して活用率を高めていく計画である。

2. 知的財産政策研究基盤の構築

産業財産政策局 産業財産政策課 書記官 カン・ギョンサン

イ. 推進背景及び概要

知的財産は国家及び企業の核心的な資産として認識され、第四次産業革命時代における勝者の要件と言われているため、その重要性が浮き彫りになっている。国際的な知的財産権政策動向を持続的に把握し、体系的に分析することで、知的財産生態系の環境変化に先んじて対応し、知的財産を戦略的に活用するために政策開発の基礎資料

を蓄積する活動が必要である。特許庁は国内唯一の知的財産権専門研究機関である韓国知的財産研究院を通じて知的財産研究のインフラ構築に向けた多様な事業を推進している。

ロ．推進内容及び成果

1) 知的財産動向の収集・普及

2018年には米国、ヨーロッパ、日本、中国など主要知的財産強国の他にも東南アジア、オーストラリア、シンガポール、カナダ、インドなど国際的な影響力の強い国家を中心に知的財産動向情報を収集し、主要内容を提供した。その他にも世界知的所有権機関(WIPO)、経済協力開発機構(OECD)、世界貿易機関(WTO)など多様な国際機関の知的財産情報を収集・提供し、国内外の知的財産情報提供データベースを定期的にモニタリングして国家政策の開発、企業経営戦略の樹立に有意な資料を国家知的財産委員会、工学翰林院、産業通商資源部などに提供した。

知的財産動向情報を提供するため、「Issue & Focus on IP」、「National IP Policy」、「国家別年間知的財産政策の分析」など3種のウェブ発刊物と「知的財産政策」、「深層分析報告書」、「Global IP Trend2018」など3種の発刊物を普及した。

収集された知的財産関連情報のうち政策的に示唆する点が多いものは別途整理して「Issue & Focus on IP」で毎週提供した。また、「深層分析報告書」は外国の関連政策と企業の知的財産動向など知的財産関連情報を独自分析したもので、2018年には第四次産業革命、南北問題など懸案中心の報告書提供を通じて、政策開発者、政策立案者、政策利用者などに直・間接的に役立つ資料を提供(36回)した。年末には収集された知的財産動向情報を国家別に整理して「国家別年間知的財産政策分析」を提供した。

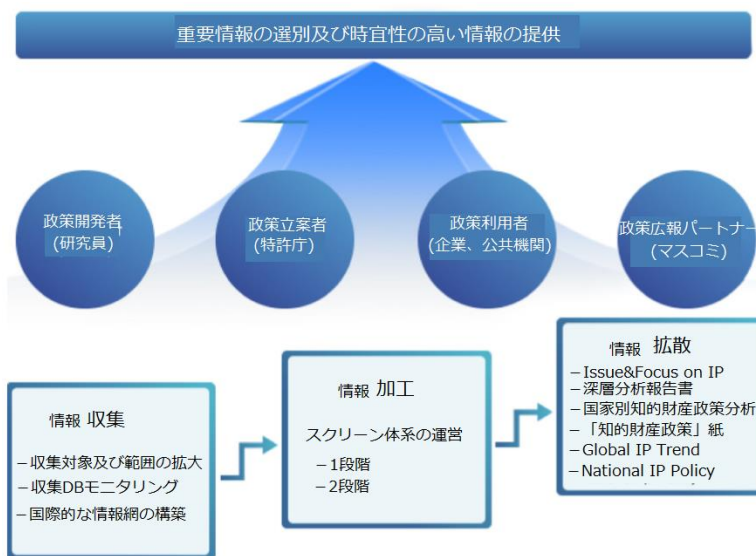
「知的財産政策」は四半期ごとに年4回(3月、6月、9月、12月)発刊しているが、主な知的財産政策 이슈や懸案課題に対する座談会を開催し、主要 이슈及びトレ

ンドを分析して提供した。特に、2018年には人工知能、ブロックチェーン、貿易戦争など最新懸案に対する知的財産 이슈を発掘することに寄与し、迅速な政策対応のための誘い水の役割を果たした。世界知的財産の主要報告書及び政策資料の原文翻訳本である「National IP Policy」(26回)をウェブで提供し、「Global IP Trend2018」には2018年選定された国内外の知的財産主要 이슈に対する専門家の見解を盛り込んで提供した。

また、オンラインシステムを通じて国内外知的財産関連情報を収集・加工して政策立案資料及び企業経営戦略の樹立に活用できるサービスを提供する「知的財産政策情報サービス」を構築・運営している。

大学、企業、政府機関、法曹機関、研究機関などを含めて会員数は13,916人に達しており(2018.12.基準)、ホームページの利用件数は月平均288,413件(ページビュー)で2017年に比べて約30%程度上昇した。ウェブマガジン及び毎週発送するニュースレターなどを通じてユーザーの情報サービス利便性を高め、論文、動向、人材など多様な分野の知的財産学術情報DBを構築することで知的財産分野の学術振興に向けた総合的なネットワークの構築を目指している。また、知的財産政策情報サービスを通じてユーザーに国内外の知的財産分野の計61,679件の学術情報を提供している。

<図IV-3-5> 知的財産動向の収集・普及の流れ図



2) 知的財産研究の底辺拡大

特許審判院の開院20周年を記念して世界知的財産分野をリードしている5カ国(韓国、米国、中国、ヨーロッパ、日本)の審判機関長と世界知的所有権機関(WIPO)が初めて一堂に会し、「知的財産審判制度の役割と未来」というテーマで「2018知的財産国際シンポジウム」を開催した。また、このシンポジウムを通じて「特許協力多国間会議」を開催して5カ国審判機関が参加する定期審判協力協議体の新設を提案し、各国の協力意思を確認した。また、知的財産政策を提言・補佐するために立法機関である国会議員室との協力の下で知的財産政策フォーラム(2回)を開催し、第四次産業革命と知的財産の重要性を強調するとともに認識を高める場を設け、知的財産関連主要政策 이슈に対して産・学・研・官が共同で実践的な政策方向に対して議論できる専門家フォーラム(5回)を開催した。

知的財産関連の懸案を議論するためのシンポジウム、政策フォーラム、専門家フォーラムなどを活発に開催し、政策立案者、政策開発者、政策利用者、マスコミなど多様な利害関係者の参加を誘導して知的財産研究の裾野を広げ、知的財産関連研究者、専門家たちのネットワーク構築及び情報共有を活性化することで専門性を強化した意見収集の場として活用した。

<表IV-3-8> 2018年フォーラム、シンポジウムなどの開催内容

行事名
2018知的財産国際シンポジウム(知的財産審判制度の役割と未来)
2018知的財産政策フォーラム(第四次産業革命の核心技術と知的財産、2018知的財産主要 이슈と未来展望)
2018知的財産専門家フォーラム(国家研究開発事業と知的財産の連携強化)

知的財産権に対する大学(院)生の関心と研究意欲を高め、研究人材を発掘するために「第13回大学(院)生知的財産優秀論文公募展」を開催した。公募展参加申請学生たちを対象に論文作成法教育、研究方向に対するメンターリングを実施し、その結果論

文投稿率が2017年に比べて31%増加した。また、行政安全部は災難安全分野の創意的な政策を発掘するための論文公募展を活性化するために、知的財産優秀論文公募展の広報方法、審査基準などをベンチマークした。

知的財産関連の専門学術誌である「知識財産研究」は知的財産関連法、経済・経営、科学・技術分野の研究成果を発刊・普及するための季刊誌で、年4回(3月、6月、9月、12月)発刊された。現在韓国研究財団の登載誌として運営されており、2018年には韓国研究財団の「国内学術誌支援事業」対象として選定され、知的財産分野学術誌の中で最も高い引用率を維持している。

知的財産専門図書館は知的財産を研究する上で必要な専門資料を収集・整理・蓄積し、研究者に迅速に提供するために設立され、現在単行本約11,471冊、研究報告書4,439冊、フォーラムセミナー資料575冊、定期刊行物7,631冊など計24,116冊に達する膨大な資料を提供している。また、国内IP関係機関との図書館利用協定締結を通じてIP専門情報に対するアクセシビリティの向上及び資料利用の拡大を推進している。そして、図書館訪問でのみ利用可能であった学術DBを自宅やオフィスなど外部からもアクセスできるように遠隔アクセスシステムを導入するなど持続的に利用者の利便性を高めている。その結果、毎月500人余りが利用しており、文化体育観光部が主管する2018年全国図書館運営評価で609個の専門図書館の中で最優秀専門図書館として選定されて長官賞を受賞した。

<表IV-3-9> 大学(院)生知的財産優秀論文公募展の受付状況

区分		2016年	2017年	2018年
受付チーム数	大学生	11チーム	20チーム	25チーム
	大学院生	15チーム	16チーム	22チーム
合計		26チーム	36チーム	47チーム

＜図Ⅳ－3－6＞知的財産専門図書館



＜知識財産専門図書館の内部＞



＜知識財産専門図書館の書架＞

3) 知的財産基礎研究の支援

第四次産業革命によって産業環境に根本的な変化が発生すると予想される中で、中長期的な観点から「既に来ている未来」に対応する必要がある。中長期研究を含む知的財産分野の基礎研究を通じて知的財産関連法制度及び政策推移を持続的に把握する一方、関連状況を体系的に分析して基礎資料を提供し、実証的な研究を通じて国家知的財産政策及び企業の知的財産権戦略の樹立を支援している。

知的財産権制度及び政策の国際的な推移を持続的に把握し、体系的に分析するため、海外主要国の知的財産関連の法・制度を研究しており、国際規範の形成過程において能動的・先制的に対応するための対外協力研究、知的財産紛争・ライセンス関連情報など国家及び企業の戦略的意思決定に有用な調査・分析、知的財産創出・活用と革新に対する実証分析研究などを通じて基礎資料の蓄積と方法論の開発が行われている。特に、第四次産業革命など技術環境の変化による新しいパラダイムに対応するための制度改善方策に対する中長期研究計画が樹立され、2017年から続いている。

知的財産の基礎研究を通じて蓄積された研究結果は国内の知的財産及び技術革新関連の研究を活性化する土台となり、知的財産政策とあらゆる経済部門との関連性分析、特許政策の効果に対する分析を通じて政策執行妥当性の確保及び新しい政策開発の基本資料として活用されている。特に、2018年の1年間93件のマスコミ報道で研究結果が引用され、49件が学術的に活用された。その他にも知的財産関係法令の制定・改正、

国家知的財産委員会の案件開発、FTA・WIPO交渉案の樹立などに直・間接的に活用されており、研究結果の拡散及び成果活用度の向上のためにオン・オフラインを通じた多様な方式の広報を強化した結果、報告書の利用件数が毎年25%以上増加するなど民間利用が広がっている。

<表IV-3-10>2018年知的財産基礎研究の主要内容

区分	課題の概要
未来戦略研究	第四次産業革命による環境変化をマクロ的に眺めて変化に対応し、知的財産パラダイムをシフトするための理論的根拠に関する研究
法・制度研究	国内法の改正経過と関連国法との比較法的検討を通じて対外環境変化に能動的に対処できる基盤構築、関連国の知的財産関連法律・判例・政策の理解と対応
対外協力研究	国際通商、国際協力及び国際調和などと関連する多様な国際関係イシューに対応するため、国際動向を踏まえた知的財産政策及び対応戦略の樹立研究
調査・分析研究	韓国企業の国際知財権紛争状況及び対応活動実態を把握して関連政策を効果的に設計する上で必要な基礎資料を生成
革新・経済研究	企業の革新活動を実質的に活性化できる租税支援方法の構築及び知的財産観点での研究開発(R&D)効率性強化のための実証分析など知的財産政策及び戦略方向設定のための情報提供

ハ. 評価及び発展方向

知的財産インフラ構築事業を通じて提供される知的財産関連の懸案イシューに対する情報サービスは、主要国政策の核心内容に対する深層分析を通じて韓国政府に政策的な示唆点を提案すると同時に、国民向け情報サービスを提供することで情報アクセシビリティを高めている。また、国内外知的財産専門家間の交流・協力を支援し、法・経済・経営・科学技術など各学問分野と関連するテーマを選定して融合研究を行うことで、多様な研究が可能になるように研究範囲を拡大している。そして、国家と企業の知的財産戦略、知財権関連の国内外紛争に対する効率的な対応策の樹立を支援することで、韓国の国家知的財産競争力の向上に貢献するために取り組んでいる。

特許庁は知的財産研究基盤を構築するため、知的財産制度及び関連イシューに対する情報及び分析結果を多様な形態で提供することで、知的財産研究情報に対する一般人・専門家・政策立案者など多様な需要者からのニーズに応えられるよう努力を傾けていく計画である。

特に、知的財産研究の土台となる中長期基礎研究を強化する上で、第四次産業革命など技術環境の急激な変化が続くと予想されることから、それに対応するための研究を引き続き推進し、貿易戦争など国際情勢に対応するための研究を新たに推進する予定である。また、国家競争力の側面から知的財産の重要性が一層浮き彫りになるだけに、知的財産の経済的な波及効果に対する中長期研究を推進する計画である。

第5編 知的財産人材養成及び国民向けサービスの改善

第1章 国民向け知的財産教育環境の構築

第1節 知的財産専門人材の養成

1. 概観

産業財産政策局 産業財産人材課 工業事務官 キム・キョンナン

2016年に開催された世界経済フォーラム(WEFダボスフォーラム)で経済問題ではなく、科学技術のテーマである「第四次産業革命」について討論が行われた。その議論の中でもとりわけ「柔軟な知的財産制度」について大きく取り上げられた。この議論を通して経済専門家たちは、第四次産業革命が技術分野だけの問題ではなく、技術に取り入れるソフトウェア・コンテンツ・アイデアを含めた知的財産権分野の拡大を検討していることを推測することができる。今後は知的財産を理解して作り出せる多様な技術分野での創意的な人材養成が国際競争力の基盤となるため、そのための準備が必要である。

特許庁はこれまで知識を基盤とする経済革新の主体である起業家精神と創意的で融合的なマインドを備えた人材養成が国際競争力の中核要素として重要であると見て、政府省庁合同で協力体系を構築し、知的財産専門人材養成に向けた中長期総合計画(第2次国家知的財産人材養成総合計画(2017~2021))を策定し、推進している。

特許庁は大学における知的財産教育を十数年間実施してきており、創意的な知的財産人材養成に向けて理工学部を知的財産能力を備えた研究者に養成する教育と、医薬学部、デザイン学部、商経学部など学部ごとの知的財産講座を開設するなどの支援を行ってきた。また、第四次産業革命時代の到来前から複合的な問題を解決するために知的財産を基盤とする複数学部間における融合教育を実施し、大学における知的財産専担教授の任用などを通じ、大学の自立的な知的財産教育の基盤を構築できるよう大学を支援してきた。また、体系的かつ標準化された知的財産教育に向けて知的財産標準教育課程を開発して全国の大学に普及するとともに、大学教授を対象に知的財

産の基礎から上級までの多様な教育課程を運営して認識向上及び専門性の強化に努めている。

さらに、キャンパス特許戦略ユニバーシアード、大学創意発明大会、D2Bデザインフェアなど、企業と大学が協力して創意的なアイデアを発掘して問題を解決する開放型革新(Open Innovation)形態の多様な産学協力プログラムを運営している。このプログラムを通じて参加企業は多様なアイデアを活用して企業の問題を解決するだけでなく、優秀な知的財産の人材を確保することができ、学生は知的財産を基盤とするアイデアの発掘及び商品化の経験などを通じ、就業・創業の競争力を高めることができる。

そして、現在熾烈に行われているグローバル特許戦争に効果的に対応し、企業の知的財産経営基盤の構築及び競争力の向上に向け、多様な実務事例を内容に、一部の大学を指定して知的財産専門修士課程の運営ができるよう支援している。また、地域における中小企業と地域大学を連携して実務型の知的財産教育、企業の実務者及びCEO向けの知的財産教育を実施している。

2. 知的財産権に強い大学(院)の人材養成

産業財産政策局 産業財産人材課 工業事務官 キム・キョンナン

イ. 大学(院)における知的財産教育の運営

1) 推進背景及び概要

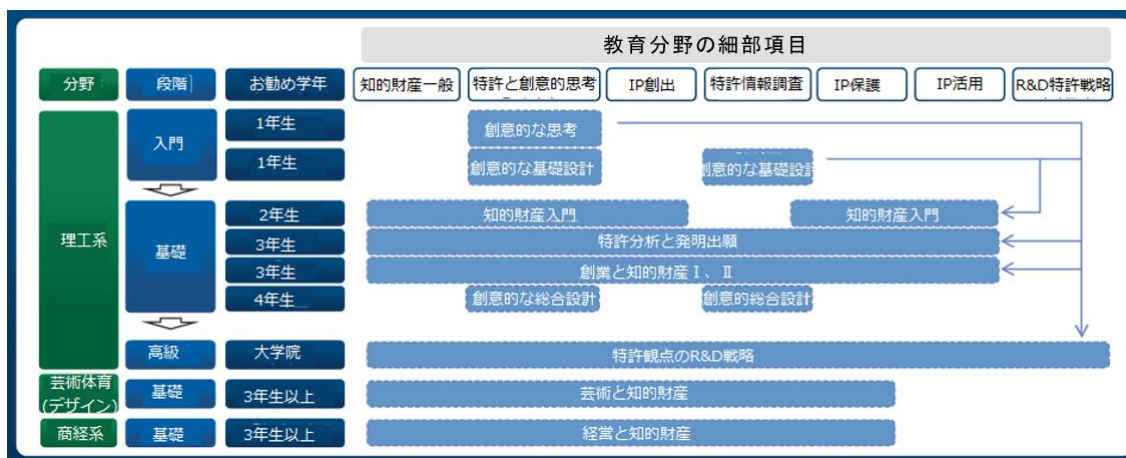
コア特許、収入源となる特許の創出は研究者の創意的な能力だけでなく、特許に対する事前調査を通じた特許戦略の樹立によって成否が左右される。日増しに増加する韓国企業に対する海外先進企業と、特許パテントトロールによる特許紛争も、特許に対する事前調査と適切な特許戦略の樹立を通じて被害を最小化することができる。よって、該当技術分野の専門知識と特許活用能力を備えた研究者と特許専担人材の養成

が必要である。

これを受けて、特許庁は大学(院)生の知的財産教育を強化するため、2006年に「知的財産に関する講座支援事業」(同事業は2017年に終了)、2012年に「知的財産教育の先導大学事業」を新設して推進してきた。

2) 推進内容及び成果

<図V-1-1> 大学(院)における知的財産教育の履修体系



知的財産教育先導大学事業は、大学における知的財産能力を強化し、大学自ら体系的な知的財産教育の実施ができるように知的財産専門教授を採用・運営する事業である。2012年に江原大学、仁荷大学、全南大学(1次)をスタートに、檀国大学、釜慶大学、ソウル大学(2次)、公州大学、金烏工科大学、東国大学(3次)、慶熙大学、国民大学、牧園大学、安東大学(4次)、群山大学、大真大学、東亜大学(5次)、ソウル科学技術大学、延世大学、嶺南大学、済州大学(6次)、京城大学、成均館大学、漢城大学(7次)、崇実大学、安養大学(8次)など25の大学を知的財産教育先導大学として指定した。2018年には1~7次大学の計17大学において1,410の知的財産に関する講座を開設し、45,178人が受講するなど、知的財産教育先導大学を運営する前と比べ講座数が17倍、受講者数は13倍も増加した。また、校内の教授など教職員向けに独自に教育を行い、知的財産に対する認識を高め、地域における大学及び企業と連携して特別講義及び産学連携プログラムを通じて地域への知的財産の拡大活動を展開した。

また、体系的な教育を実施するために大学の現状に合わせた教材を開発して活用しており、慶熙大学、国民大学、大真大学、済州大学、漢城大学などは独自に知的財産教育の活性化に向けて知的財産教育センター、知識創業教育センター、IP-R&Dセンターなどを開設して活発に運営している。そして、創意的な融合型人材養成のために多様な学問領域にわたる融合講座も開設し、問題解決を通じて特許創出などができる教育も実施しており、企業が求める実務中心の現場型知的財産人材養成に向けてIP-R&D教育課程も拡大し開設している。

＜表V-1-1＞知的財産教育先導大学の運営結果

次数	大学	2012年		2013年		2014年		2015年		2016年		2017年		2018年	
		講座 (個)	受講者 (人)	講座 (個)	受講者 (人)	講座 (個)	受講者 (人)	講座 (個)	受講者 (人)	講座 (個)	受講者 (人)	講座 (個)	受講者 (人)	講座 (個)	受講者 (人)
1次 (20 12 年)	江原大学*	26	1,084	29	1,042	38	1,434	33	1,042	42	1,206	-	-	-	-
	仁荷大学*	31	1,407	54	2,130	58	2,544	62	3,166	62	2,228	79	2,889	-	-
	全南大学*	26	950	27	1,167	31	1,288	33	1,253	37	1,278	41	1,329	46	1,421
2次 (20 13 年)	檀国大学*			54	2,362	61	2,806	-	-	-	-	-	-	-	-
	釜慶大学*			21	508	24	753	30	790	31	941	35	1,160	-	-
	ソウル大学*			15	429	15	526	14	525	14	559	17	621	-	-
3次 (20 14 年)	公州大学**					79	2,348	89	2,259	76	1,971	-	-	-	-
	金烏工科大学					36	1,101	64	1,757	74	1,707	62	1,258	75	1,465
	東国大学*					76	3,202	88	3,349	87	3,132	109	3,832	110	3,771
4次 (20 15 年)	慶熙大学							26	883	32	1,441	38	1,447	42	1,910
	国民大学							85	2,157	82	2,162	117	3,001	103	2,718
	牧園大学							56	1,743	69	1,946	75	2,199	76	1,897

年)	安東大学							31	1,104	32	1,117	34	1,173	36	1,320
5次	群山大学									186	3,870	181	3,888	183	3,837
(20	大真大学									44	1,419	42	1,842	42	1,683
16	東亜大学									155	3,959	102	2,857	112	3,281
年)															
6次	ソウル科技 大学											161	2,891	120	3,026
(20	延世大学											74	3,920	74	3,791
17	嶺南大学											67	3,786	60	3,901
年)	済州大学											217	5,571	209	6,857
7次	京城大学													36	814
(201	成均館大学													51	2,127
8年)	漢城大学													35	1,359
合計	計	83	3,441	200	7,638	418	16,002	611	20,028	1,023	28,936	1,451	43,664	1,410	47,178

* 壇国大学(2015年～)、東国大学(2019年～)は知的財産専門学位課程へと転換、江原大学・公州大学は2016年末に事業終了、仁荷大学・釜慶大学・ソウル大学は2017年末に支援が終了し、全南大学は2018年末に支援が終了した。

3) 評価及び発展方向

大学(院)の知的財産講座は2006年から本格的に実施され、その後量質ともに着実に成長しており、先導大学の講座を含め、大学(院)全体における知的財産講座は2006年48講座から2017年1,410講座に29倍増加した。

知的財産先導大学で教育を受けた生徒の感想

知的財産について全く知らなかったが、IP講義を受講してから知的財産の重要性を悟りました。専攻科目とIPを融合させることが重要であると学べてよかったと思います。

【K大学2年生 ジョン・〇〇】

知的財産という単語について聞いたことはあります。あまりにも不慣れで、学べば学ぶほどもっと知りたくなる分野です。今後、企業の知的財産専担部署への就職を目標にしたいと思います。

【D大学4年生 イ・〇〇】

また、多様な学問領域の融合教育を運営することにより、2018年は374件を出願(特許・実用新案・デザイン)し、96件の試作品を製作する成果を収め、第四次産業革命時代に適した人材を養成する教育方向へと進展している。また、IP-R&D教育を運営し、2018年には211講座に拡大・開設して企業が求める知的財産人材を養成する教育体系を構築している。

今後は教養授業又は理論中心の教育から脱して、工学認証プログラム、専門科目との連携や知的財産を基盤とする工学、経営、医学、デザイン系列など多様な学問領域にわたる融合を通じて知的財産教育を持続的に推進することにより創意的で融合型の人材を養成し、特に、産業現場においても優秀IP企業が採択しているIP-R&Dなど、技術競争力の確保に実質的に役立つ教育が運営できる土台を構築できるよう、先導大学をさらに拡大して支援する計画である。

ロ．知的財産専門学位課程の運営

1) 推進背景及び概要

近年国内外における知的財産紛争の激化によって、知的財産保護と知的財産権基盤の戦略的なR&D・技術投資戦略の樹立に従事する知的財産専門人材の養成が必要となっている。知的財産専門人材は工学的な知識だけでなく、知的財産に対する法学と経営戦略に対する総合的な理解が求められるが、このような人材を養成するためには大学院レベルの学問間融合教育を実施することが望ましいものの、既存の工科大学、法

科大学、経営大学間の融合教育は難しい部分が多かった。

そこで、特許庁は2009年から知的財産専門人材養成のために特化された大学院修士課程である「知的財産専門学位課程」を支援することになった。1次としてKAISTと弘益大学が運営大学として選定され、2010年に初めて新入生を募集し、本格的に知的財産専門人材養成に乗り出した。

その後、KAIST、弘益大学は特許庁の支援終了後も独自で知的財産学位課程を運営しており、現在は高麗大学、壇国大学など2大学に対し修士学位課程の運営を支援している。

2) 推進内容及び成果

KAISTと弘益大学は支援終了後も独自で知的財産専門学位課程を引き続き運営している。高麗大学は2014年に選定され、2015年～2018年の間に78人の新入生を選抜して修士学位の知的財産専門学位課程を運営しつつ、知的財産に関する研究活動のために国内外の企業及び大学と活発に交流を行っている。壇国大学は2015年に選定され、2016年～2018年の間に73人の新入生を選抜して修士学位の知的財産専門学位課程を運営しつつ、グローバルIP専門家養成のため、海外の優秀大学との協約を基盤に2019年から共同学位課程を導入する予定である。

<表V-1-2> 知的財産専門学位課程の運営状況

大学	学位名称	授業形態別	授業年限	単位	登録者数	
KAIST	工学修士 経営学修士 (知的財産権法 専門)	週末	2年 (6学期)	33単位 (論文修士) 39単位 (教科修士)	2011年45人 2012年58人 2013年48人 2014年45人	2015年48人 2016年48人 2017年63人 2018年53人
弘益大学	知的財産学 修士	平日夜間/ 週末昼間	2年 (4学期)	36単位	2011年44人 2012年45人 2013年26人 2014年30人	2015年12人 2016年26人 2017年22人 2018年6人
高麗大学	工学修士(知的 財産専門学位)	週末 (夜間可能)	2年 (4学期)	34単位(研究 指導単位別 途)		2015年20人 2016年19人 2017年20人

						2018年17人
壇国大学	工学修士(知的財産専門学位)	週末 (夜間可能)	2年 (4学期)	33単位 (論文)/ 39単位 (教科修士、 研究指導)		2016年28人 2017年26人 2018年21人

知的財産専門学位課程を受けた生徒の感想

本学位課程を通じて知的財産管理政策について多くの情報を得ることができ、現在の職場で技術経営コンサルタントとしての業務に大変役立ちました。また、教科課程の中で学んだ特許分析は、業務の一つである技術ロードマップ作制の際に、量的・質的な面で業務に大きく役立っています。

【K大学2期 ジョン・〇〇】

外部の特許法律事務所に全的に一任し、頼っていた特許出願、登録に関する業務を学位課程終了後は該当業務に関心を持つことによって、より良質の特許を既存より低い費用で遂行することができました。

【D大学4年生 イ・〇〇】

3) 評価及び発展方向

知的財産専門学位課程では、韓国で初めて知的財産分野における専門家を養成するために工学-法学-経営学間の融合教育を実施している。この課程を修了した専門人材は、特許戦略の樹立、特許紛争に対する戦略的な対応、知的財産の創出及び活用などにおいて、企業と国の知的財産競争力の強化に重要な役割を果たすものと期待される。今後、大学別に特性化された課程を強化するとともに、社会から求められる教育を実施するなど、さらに活発な活動を展開していく計画である。

ハ. 知的財産教授向け教育の運営

1) 推進背景及び概要

大学における知的財産に関する知識と、これを活用する能力は学生よりも教授に対してより必要なものである。特に理工系の教授は知的財産に関する理解を基に教育を実施すべき知的財産教育者であり、科学技術研究の最前線に立つ研究開発者でもある。

大学に開設される知的財産講座はほとんどが特許庁の支援により弁理士など特許関連専門家を招聘して講義が行われている。その理由は、多くの理工系大学において専門分野と融合して知的財産に関する教育ができる教授がいない、もしくは不足しているからである。そして、教授が研究開発を行う場合、知的財産を基盤とする研究戦略を樹立して推進することにより、収入源となる強い特許権が創出できるなど、成果を最大化することができる。そのためには研究教授が知的財産に関する基本的な素養と能力を備える必要がある。

従って、教授の知的財産に関する能力を高めるため、知的財産講座を運営する理工系教授を主な教育対象に知的財産に関する教授教育を施行している。

2) 推進内容及び成果

大学教授が教育課程を修了した後、これを教育や研究に活用できるように段階別・分野別の教育プログラムを構築し、実際の講義に適用できるように事例中心の教育を実施した。

教育への参加が難しい教授の便宜を図るため、大学へ直接出向いて講義をするプログラム、中間テスト期間や夏・冬休みを利用した短期集中教育プログラムを運営した。また、知的財産教育に関する認識向上と知的財産に関する 이슈を伝えるため、韓国知的財産教育研究会など計5つの専門学会と協力して定期学術大会において知的財産セッションを開設し、イシューとなる分野の特許動向や研究戦略の発表を行い知的財産に関する講義を実施した。

2008年に初めてスタートしたこの教育課程は、知的財産の必要性を認識した教授の参加が徐々に増え、2018年まで計2,985人が教育を受けるなど、大学内の知的財産教

育の底辺拡大に寄与した。教育全般に対する満足度は90点以上で高い満足度を示した。

但し、2016年からは関連予算が削減され、知的財産教授教育という別途のプログラムの代わりに、知的財産教育先導大学を通じて大学内における独自教授教育を運営することにより、2016年は1,413人、2018年は3,019人が大学の独自運営による教授教育を受け、先導大学内の教授教育が活性化となり、教育を受けた人数の増加以外にも他大学の教授を招聘して連合教育を実施したり、他大学に出向いて教授教育を進行するなど、地域におけるIP教育の拠点としての役割を遂行している。

今後も知的財産教育先導大学などの知的財産に関する教育基盤を活用し、大学教授向けの知的財産教育を持続的に運営することで、教授が自律的に大学における知的財産教育の拡大を図り、自分の研究成果も創出できるよう支援していく計画である。

<表V-1-3>大学における知的財産教授教育(短期集中課程)の状況

区分	主要内容	2013年		2014年		2015年		2016年		2017年		2018年	
		大学	人数	大学	人数	大学	大学	人数	大学	人数	大学	大学	人数
出前教育	知的財産権基本	4	108	2	45	8	67	-	-	-	-	-	-
短期集中教育 (課程別12時間 以上)	知的財産権基本、 特許情報調査分析 など	64	268	88	303	84	350	61	179	54	210	43	145
合計		68	376	90	348	92	417	61	179	54	210	43	145

<表V-1-4>大学における知的財産教授教育プログラム

先導大学独自の教授教育				短期集中教育		
・(2018)大学別独自教授教育の状況				・教授の知的財産能力向上及び特許活用能力の強化		
区分	運営実績			区分	課程名	教育内容
	教育回数	教育時間	教育人数	1次	知的財産権	知的財産権の概要 特許権の理解

全南大学	12	50	138
金鳥工科大学	8	16	105
東国大学	2	9	74
慶熙大学	4	4.5	113
国民大学	6	14	119
牧園大学	2	4	27
安東大学	10	38	190
群山大学	7	8	320
大真大学	16	27.2	234
東亜大学	16	35.5	242
ソウル科技 大学	7	14	81
延世大学	5	16	93
嶺南大学	29	32	821
済州大学	7	20	190
京城大学	4	8	138
成均館大学	7	51	33
漢城大学	9	25	101
合計	151	372.2	3,019

	基本	デザイン権の理解
		商標権の理解
	特許情報 調査分析	特許情報調査の理解
先行技術報告書の実習		
報告書レビュー		
2次	知的財産 権 基本	知的財産権の概要
		特許及び実用新案権
		著作権
		商標権及び不正競争
		デザイン権
		営業秘密
	特許明細 書の理解 及び作成 実習	特許明細書の理解
		特許情報調査
		特許明細書の作成方法
		特許明細書の作成戦略
		実習及び明細書レビュー
3次	特許技術 価値評価 とIP活用	技術価値評価の遂行方法
		ロイヤルティ率の決定と交渉 原理
		価値評価と特許権の活用事例
		技術取引及びライセンスング
		技術取引契約書レビュー
		知的財産金融及びマーケティング

知的財産教授教育を受けた感想

公共機関において実施する教育の中で最も満足度が高い教育です。知的財産に関する重要度も高くなっている中、未だ大学はIPとの距離が遠く感じます。短期課程ではあるが、集中的に研修を受けたことは実際の研究及び講義を行う上で大きく役立ちました。年間教育の回数を増やして頂ければと思います。 【H大学 ジョン・〇〇教授】

特許明細書の理解及び実習課程を通じ、これまで具体的な知識がなく特許明細書を参照だけしていたレベルであったが、請求項の構成及び作成方法に関する内容を学習したことによって一段階レベルをアップさせることができました。継続的に特許関連の教授教育に参加したいと思います 【D大学 イム・〇〇教授】

3) 評価及び発展方向

教授向けの知的財産教育プログラムに参加した教授は、本人の研究及び発明にも知的財産教育を適用するだけでなく、本人が教える学生に対しても熱情を持って知的財産教育を行い、また、教授教育を受けた教授が知的財産教育研究学会を設立して運営するくらいに教授たちの熱意が高い。しかし、依然として先進国に比べ知的財産教育に関する認識が普遍化しておらず、大学(院)において知的財産教育を専門的に教える教授のプールが非常に不十分である。知的財産教育プログラムを修了した教授は計3,164人(2018年基準)であり、全国における教授68,702人(2018年4年制専任教員基準)に比べ4.6%に過ぎず、知的財産創出の中核人材である大学教授向けの教育を強化する必要がある。

より多い教授が教育に参加できるように誘導するためには、知的財産に関する認識を広範囲に拡大する方策を講じる必要があり、教育対象を理・工系教授以外の他専攻(デザインなど)の教授へと拡大する必要がある。特許庁主導の教育プログラム運営だけでなく、先導大学などの独自教育を奨励する一方、学会などで専門研究を基盤にした知的財産教育を実施することが望ましいと言える。

技術分野別、レベル別、専攻別プログラムを体系化・多様化にし、教授が容易に参

加できるようにするとともに、知的財産教育研究学会など多様な知的財産関連の学会との協力を拡大して知的財産に関する認識向上を図り、知的財産に関する教授間のネットワーク構築を推進して知的財産教育に対する情報と教案の共有、研究活動の活性化などを図れば、より一層効果的であるはずだ。

3. 企業・大学間の産学協力プロジェクトの推進

産業財産政策局 産業財産人材課 工業事務官 キム・キョンナン

イ. キャンパス特許戦略ユニバーシアード

1) 推進背景及び概要

キャンパス特許戦略ユニバーシアードは、大学において特許教育の関心を高めると同時に、大学の実用的な特許教育を拡大することで、企業が必要とする特許に強い人材を養成し、大学の斬新なアイデアを産業界に供給する目的で推進された。企業は問題の出題及び審査、賞金を負担、大学(院)生は指導教授とともに特許ビックデータを分析して将来の有望産業と技術に対する特許獲得戦略を提示、特許庁は大会の運営を支援する。キャンパス特許戦略ユニバーシアードは、企業、大学、政府の実質的な産、学、官の協力事例である。企業が大学のアイデアを選択して企業経営に適用することは、企業内部に限られたR&Dから果敢に脱して外部の技術やアイデアを積極的に活用し、内部の革新につなげる開放型革新(Open Innovation)の事例である。

イ) 競合部門

キャンパス特許戦略ユニバーシアードの競合部門は、特許戦略樹立部門、先行技術調査部門の2部門である。特許戦略樹立部門は細部的な技術主題に対し国内外の特許データを分析し、研究開発戦略及び特許獲得の方向を樹立するものである。先行技術調査部門は産業別に仮想の出願書または発明要約書に対し関連のある先行技術を調査した後、特許可能性の判断や出願書の作成・補正をすることである。

但し、2018年からは関連予算の削減により特許戦略樹立部門だけ運営している。今後理工系列だけでなく、経商、デザイン、社会系列などでも特許などの知的財産に強い人材が養成できるように企業・研究機関などと協力して新規競合部門を発掘して推進する予定である。

ロ)参加資格

韓国内の大学(院)生を対象に、特許戦略樹立部門は3人以内のチームまたは個人で参加することができ、必ず指導教授1人が一緒に参加しなければならないが、先行技術調査部門は個人で参加することができる。

ハ)審査手続き

審査は書類審査、書面審査、発表審査、最終審査の順で行われる。書類審査は申請資格の有無、指導教授の確認書(参加確認書)などについて基礎審査を行い、書面審査は企業が提出された答案を審査基準に従って受賞者数の2倍の人数を選抜する。発表審査は書類審査で選抜された者を対象に、自分で作成した論文の発表によって最終順位を決める。最終審査では企業が推薦した最優秀学生を対象に特許庁長官賞以上の受賞者を選定する。

ニ)審査基準

審査基準は競合部門別に書類審査基準と最終審査基準を定めて評価を行う。先行技術調査部門の書面審査基準は先行技術検索、請求範囲の作成・補正を中心に細部評価指標を定め、特許戦略樹立部門は先行特許調査及び分析、特許戦略樹立を評価項目として評価指標を定めた。

<表V-1-5>競合部門別の書面審査基準

部門	評価項目	評価指標	詳細内容
先行技術調査部門	先行技術の検索	先行技術調査の達成度	効果的な検索方法の使用有無、先行技術調査結果の達成度など
		検索先行技術の適正性	検索先行技術の問題出題意図との適合性
	請求範囲の作成・補正	請求範囲の作成・補正の適正性	最も広い独立項の作成、適切な従属項の使用など
		特許要件に関する意見の妥当性	新規性及び進歩性などに関する説得力のある意見開陳を行ったか否か
特許戦略樹立部門	先行特許調査及び分析など	技術開発及び産業動向などの分析	技術・市場・産業動向分析の適正性など
		先行特許調査(定量、定性分析)など	主要技術に対する先行特許調査などの細部モジュール別、国別、出願人別の分類など、コア特許の導出など
		コア特許の導出、選別、分析など	主要特許の検索レベル、選別・分析の適正性など
	特許戦略樹立など	将来の技術開発方向、戦略などの提示	将来の技術開発に向けた基本方向、戦略提示の適正性など
技術獲得戦略樹立の具体性・適正性など		コア特許確保のための特許戦略の提示など、回避技術設計方案など独自開発、外部導入戦略などの判断	

＜表V-1-6＞競合部門別の最終審査基準

部門	評価項目	評価指標	細部内容
先行技術調査部門	学生 答案	先行技術の検索など	先行技術調査の達成度レベル 検索先行技術の適正性など
		請求範囲の作成・補正など	請求範囲作成の適正性、特許要件判断の適正性など

	企業	問題解決における寄与度	問題出題の目的・意図符合性など 該当産業分野などに対する波及効果の程度など
	成果	発展可能性など	今後の研究課題採択の可能性、実務適用計画など
特許 戦略 樹立 部門	先行特許 調査及び 分析など	技術開発及び産業動向などの分析	技術・市場・産業動向分析の適正性など
		先行特許調査(定量・定性分析)など	主要技術に対する先行特許調査など 細部モジュール別、国別、出願人別分類など コア・基本特許の導出など
		コア特許の導出、選別、分析など	重要特許の検索程度、選別・分析の適正性など
	特許戦略 樹立など	将来の技術開発方向・戦略などの提示	将来の技術開発に向けた基本方向・戦略提示の適正性など
		技術獲得戦略樹立の具体性・適正性など	コア特許の確保に向けた特許戦略の提示など 回避(空白)技術の設計方策など 独自開発、外部導入戦略などの判断 短期、中・長期開発の可否判断など
	特許分析と戦略樹立(回避設計)間の論理的な関係性など		

ホ)2018年の授賞内訳

2018年におけるキャンパス特許戦略ユニバーシアードの授賞は、特許戦略樹立部門では特許庁長官賞以上の上位の賞に学生4チームと指導教授4人、後援機関優秀賞は27チーム、後援機関奨励賞は50チームが各々選定され、計81チーム(203人)が選定された。団体賞には最多受賞大学賞に漢陽大学(エリカ)、最多応募大学は金鳥工科大学が受賞した。授賞式には大学総長、企業CEOなどの社会的に著名な有職者200人余りを含め計350人余りが出席した。

<表V-1-7>2018年の授賞内訳

区分	特許戦略樹立	
	学生	指導教授
産業通商資源部長官賞	1チーム(1千万ウォン)	1人(250万ウォン)
韓国工学翰林院会長賞	1チーム(1千万ウォン)	1人(250万ウォン)
特許庁長賞	2チーム(各1千万ウォン)	2人(各250万ウォン)
後援機関長賞	優秀賞 1問題当たり1チーム (6百万ウォン)	-
	奨励賞 1問題当たり2チーム (2百万ウォン)	-
最多応募大学賞 (韓国発明振興会長賞)	1大学(2百万ウォン)	
最多受賞大学賞 (韓国工科大学長協議会長賞)	1大学(2百万ウォン)	

2) 推進内容及び成果

イ) 参加状況

特許戦略ユニバーシアードには2010年43企業、2011年46企業など毎年40余りの企業が参加し、2018年度は28企業が参加(受賞者就業優遇企業13社)した。

※2018年のキャンパス特許戦略ユニバーシアード参加企業(28社)

サムスン電子(株)、現代自動車、ロッテケミカル株式会社、(株)LG化学、(株)LGディスプレイ、POSCO、ソウル半導体、DOOSANインフラコア、現代重工業、大宇造船海洋、サムスン重工業、現代三湖重工業、現代尾浦造船、ソンドン造船海洋、韓進重工業(韓進TMS)、テソン造船、現代製鉄株式会社、SKハイニックス、SKシルトロン、サムスンディスプレイ、サムスン電気株式会社、韓国科学技術研究院(KIST)、韓国機械研究院(KIMM)、韓国原子力研究院(KAER)、高麗亜鉛(株)、(株)HUROM、(株)サムスンSDI、(株)タサンコンサルタント、(株)ユニーク

※受賞者に対する就職優遇企業(13社)

現代自動車、(株)LG化学、(株)LGディスプレイ、ソウル半導体、現代重工業、大宇造船海

洋、サムスン重工業、現代尾浦造船、韓進重工業(韓進TMS)、ソンドン造船海洋、SKシルトロン、(株)HUROM、(株)ユニーク

一方、大学の積極的な参加によって、2012年度に101の大学から3,423チームが参加を申し込み、2013年度には106の大学から3,844チーム、2014年度には109の大学から3,757チーム、2015年度には113の大学から3,572チーム、2016年度には147の大学から3,415チーム、2017年度には154の大学から3,608チーム、2018年度には57の大学から956チームが各々参加を申し込んだ。このうち46の大学460チームが論文を提出し、24の大学81チームが受賞者として選定された。

<表V-1-8>参加及び受賞状況

区分	特許戦略の樹立	
	大学	チーム(人)
参加申込	57	956(1,527)
論文提出	46	419(727)
発表審査	34	138(340)
受賞者	24	81(203)

ハ)大学別の受賞者状況

2018年におけるキャンパス特許戦略ユニバーシアードで受賞者を出した大学は24大学(81チーム、203人)である。最多受賞大学賞は漢陽大学(エリカ)、最多応募大学賞は金鳥工科大学であった。

<表V-1-9>最多受賞大学及び最多応募大学

最多受賞大学	最多応募大学
漢陽大学(エリカ)	金鳥工科大学

3) 評価及び発展方向

2018年におけるキャンパス特許戦略ユニバーシアードに参加した企業及び学生は、同大会について肯定的な評価をした。後援企業は「コア特許に対する分析技法に優れ、知的財産確保のための戦略提示が具体的であり、結果物が該当分野の特許専門家も参考にするくらい優秀であった」、「技術に対する理解度が高く、論理的な受賞者の答案は実務に活用する計画だ」と評価した。また、主催・主管機関は後援企業の参加を誘導し、次世代の知的財産リーダープログラムを運営して受賞者が大会参加後も多様な思考と知識を交流するとともに、知的財産教育を持続的に受けられるよう努めた。

参加した学生たちは「大会を通じて特許データを分析し、技術発展方向を予測する経験をしただけでなく、専攻に対する深度ある勉強ができた」、「就職または創業する際に大会で学んだ知識が役に立った」と述べ、大会に参加した主体全てがキャンパス特許戦略ユニバーシアードに対し肯定的な評価をした。

ロ. D2Bデザインフェア

1) 推進背景及び概要

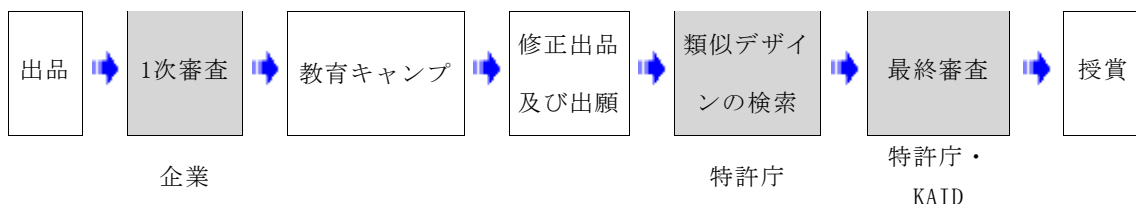
「D2Bデザインフェア」はデザイン権に関する認識向上を通じて国家産業競争力の強化を目的に、2006年に開催された大学生デザイン公募展(Design & Right)からスタートした。2008年にその対象と運営方法を画期的に変え、デザイン権公募展(Design Right Fair)に大会の名称を変え、出品資格を大学生から一般人にまで拡大した。韓国貿易協会と共同で主催し、輸出企業のデザインを支援している。

その他のデザイン公募展は各企業の広報と安価な費用で優秀なデザインとアイデアを得ることが目的であるため、出品者はすべての知的財産権を主催側に受け渡し、所定の賞金だけを受け取ることが現状であった。しかし、「D2Bデザインフェア」出品作のデザイン権などは知的財産権の創作者であるデザイナーが所有し、デザイン権を媒介に企業がデザイナーから創意的なデザインを得るオープンイノベーション(Open

Innovation)であることが最も大きな特徴である。

この公募展は新しいデザインが必要な物品について企業側から提示すると、デザイナーはこの物品のデザインを出品する方法で行われる。企業の1次審査を通過したデザイナーらはD2Bサマースクールに参加し、企業のデザイナーと意見を交換してデザイン権に関する教育を履修する。このような過程を通じてデザイナーらは本人のデザインの問題点を修正して2次出品する一方、自らデザイン登録出願を終える。2次審査後、特許庁の類似デザイン検索が終われば、韓国産業デザイナー協会 (KAID)所属のデザイン教授で構成される審査委員団が最終受賞作を選定するが、この過程において企業の意見を最大限に反映する。企業が受賞作を商品化する場合、受賞者と企業はライセンス契約を締結し、受賞者は製品売り上げによるロイヤリティを受けることになる。

<表V-1-10>D2Bデザインフェアの審査手続き



2) 推進内容及び成果

2018年における「D2Bデザインフェア」は24企業が出品課題を提示し、75大学で5,578品が出品され、デザイン134件を出願した。また、2件に対してライセンスを締結する予定である。

<表V-1-11>2018年D2Bデザインフェアの受賞者現況

区分		出品者	作品名
大賞	産業通商資源部長官賞	アン・ミンギユ	はしごととして利用可能な トラック積載箱の羽
金	特許長官賞	チェ・シヨン	spoid T

賞			(旅行用化粧品パッケージ)
		ノ・ヒョク	Bibimbap spoon bowl (ビビンバスプーン器)
	韓国貿易協会会長賞	キム・ジョンウク	Paper-Cat House
銀賞	韓国産業デザイナー協会会長賞	イ・ヘウォン	逆さの蓋
		イ・シピョン、オ・ジョンビン	Octo
		グァク・ミレ	CHACA
	韓国発明振興協会会長賞	ヤン・ヨンハ	WINIX AiRbar
		ジョン・エリン、ジン・ファジョン	Bubble Roket
		コン・ウヨン	CoS
	韓国産業デザイン振興院長賞	キム・ヘジョン	サンセベリア照明空気清浄機
		イ・チャンギョ	Aloofroom、スタンディング ほうきセット
		チェ・ナヨン	一人世帯のための 植木鉢型傘立て

<図V-1-2> 2018年の大賞(はしごととして利用可能なトラック積載箱の羽、左)及び金賞(ビビンバスプーン器、右)受賞作



3) 評価及び発展方向

2018年の出品作は5,578品であり、大会開催以来最も多い数が出品され、持続的な企業対象のライセンス及び商品化に関する相談を通じて24企業が参加するなど着実な成長を見せた。

また、金賞を受賞した「ビビンバスプーン器」と銀賞を受賞した「犬のマスク」は企業とライセンスの契約及び商品化が進められ実質的な成果を収めた。これだけでなく、ソウルを始め10圏域、21大学の産業デザイン学科と視覚デザイン学科の専攻者1,600名余りを対象に全国大学巡回説明会を開催し、優秀なアイデア及び作品を募集するために積極的な広報を実施した。

しかし、企業のデザイン品目が製品のデザインに止まっており、今後視覚デザインとマルチメディア分野への出品作の多様化及び大学と企業の積極的な参加を促すために広報戦略の多角化が求められる。

今後、知的財産権に関する教育と企業・専門家のマンタリングを通じ、参加者のデザインに関する知的財産権利化及び活用能力をより強化し、受賞作品に対するライセンスの管理及び試作品の製作と販路開拓などを通じた創業支援も拡大する計画である。

ハ. 大学における創意発明大会の開催

1) 推進背景及び概要

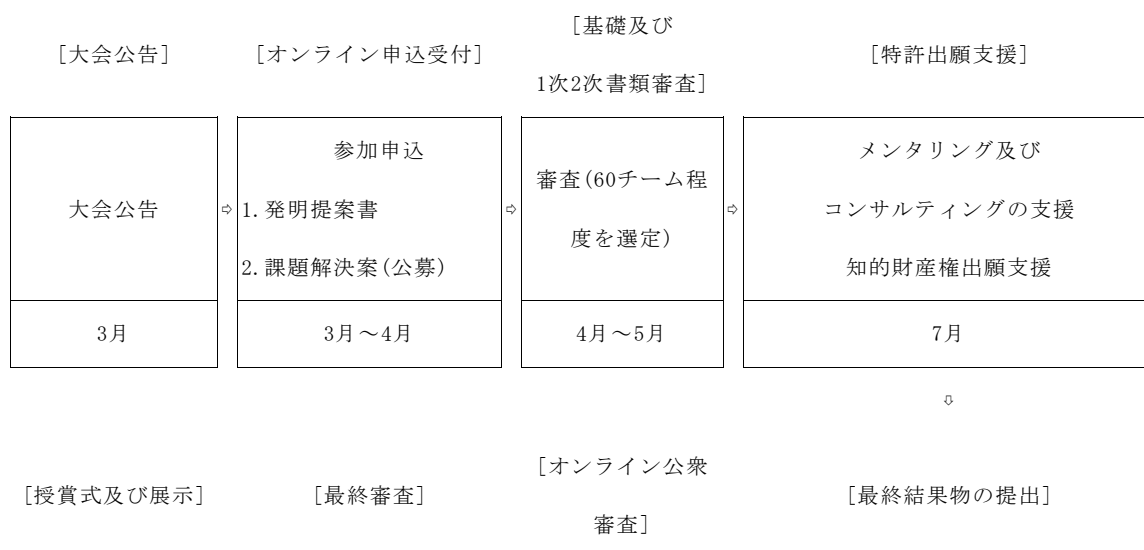
知財戦争に勝つためには特定分野における工学的知識と創造力、知的財産に関する能力を兼ね備えた人材が必要である。学生たちが工学的知識を基に技術課題に対して創意的な解決策を講じる過程、知的財産と連携した研究計画の樹立及び発明の事業化などR&D過程を総合的に経験できれば、研究開発人材、青年起業人材としての能力を高めることに大きく役立てるはずである。

このような認識の下で知的財産に強い創意的な発明人材を養成し、大学における発明活動の活性化及び大学生発明の権利化・事業化のため、2002年から行ってきた学部生及び発明サークル中心の「全国大学発明競合大会」と、2009年に開催された大学院生中心の「大学IPオーシャン公募展」を統合し、2010年から「大学創意発明大会」を運営している。

2013年からは「発明研究部門」、「発明特許部門」、「発明公募部門」の3部門に分けて開催していた大会を、周辺問題を解決するための「自由部門」と参加企業の課題解決のための「公募部門」に簡素化させ、誰もが簡単に参加できるように利便性を高めた。

また、韓国科学技術団体総連合会と共催し、科学技術に関心のある発明人材の参加機会の幅を広げるとともに、科学技術情報通信部、産業通商資源部だけでなく、韓国科学創意財団を始め、大韓機械学会、大韓電気・電子学会など7つの工学専門学会及び中小企業技術イノベーション協会が後援企業として参加して成功的な大会の基盤を構築している。

<表V-1-12>大会の主要日程及びプロセス



授賞式及び 展示会	受賞作の 最終選定	オンライン 公衆審査	1. 修正・補完された発明提案書(自由) 2. 修正・補完された課題解決案(公募)
11月	9月	9月	8月

特に書類審査を通過した作品に対しては、知的財産専門家による先行技術調査及び特許明細書の作成教育などを提供し、参加者のアイデアが知的財産権として出願できるよう積極的に支援する。また、優秀作品に対しては特許費用、事業化などの支援を行う。

2) 推進内容及び成果

2018年の大会では計125大学から4,959件が出品され、その中から計35件を選定して授賞した。大統領賞は「回転させて使用するインダクション」を出品した清州大学のチャン・ウンソ学生が、最多申込サークル賞には金烏工科大学の「甲船神話」、最多受賞サークル賞は清州大学発明サークルの「TRIZER」が受賞した。

<表V-1-13> 大学創意発明大会の出品状況

区分	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
申込件数	3,030	3,442	3,961	4,284	4,636	5,006	4,959
参加大学	115	94	124	127	134	135	125

<表V-1-14> 2018年大学創意発明大会における優秀発明受賞作の状況

賞名	発明の名称	名前	所属
大統領賞	回転させて使用するインダクション	ジャン・ウンソ	清州大学
国務総理賞	市場商人のためのモジュール型 市場カート	チェ・ウヨン	清州大学
最優秀賞	Spin Valveを利用した低下型隠し探知機	ダン・ヒョンシキ	高麗大/ソウル

(科学技術情報 通信部)		ファン・ミンソ	科学技術大
	ヘルスケア・ツール	キム・キョンス チョウ・ソンウク キム。ジンス	清州大学
最優秀賞 (産業通商資源部)	ウィムスハースト起電機の原理を 利用した二重微細粉塵の空気清浄機	キム・ヒョンミン	忠北大学
	火災ゴーグルマスク	キム・サンヒョン イ・スンホ グァク・ドヨル	金鳥工科大学
最優秀賞 (特許庁)	CPR CARD	ムン・スンヒ ソ・テチョル シン・ダソル	鮮文大学
	船舶事故が発生した時、船体が傾けば はしごになる非常誘導灯	キム・グァンフ パク・ジェフン	清州大学

3) 評価及び発展方向

2018年まで持続してきた大学創意発明大会を通じて大会の安定化・充実化を図り、大学内における発明文化の拡大基盤を構築した。参加者は大会の過程で発明特許教育、メンタリング、試作品製作、チームワークなどを経験しながら、R&D及び知的財産創出・活用方法を直接経験することができた。また、大学発明サークル活動を支援することにより、大学生の自発的な発明活動を促し、発明ノウハウと知識を共有することができた。

今後も大会受賞者のために持続的な支援を行い、優秀出願作の技術取引サイトへの搭載、事業化の連携、技術移転などの後続支援を拡大していく計画である。

4. 中小・中堅企業における知的財産専門人材の養成

産業財産政策局 産業財産人材課 行政事務官 ヨム・ミョンファン

イ. 推進背景及び概要

知識基盤社会の到来によって知的財産が付加価値創出の主な基盤となり、企業競争力を左右する中核要素として注目されている。

最近知的財産を巡る企業間の紛争が急増していることから知的財産の創出、活用、保護のための総合的な対応戦略の樹立が求められ、このような業務がますます高度化・専門化している。そこで知的財産に関する専門知識を備え、企業の知的財産業務を円滑に遂行できる知的財産専門人材の養成が急がれる。

しかし、現実を見ると一部の大企業を除いた大半の韓国内企業は知的財産の人材基盤が弱く、急変する知的財産環境に適切に対処できていないのが実情である。2018年の知的財産活動に関するアンケート調査によれば、知的財産専門担当組織を保有している企業の割合が6.0%に過ぎず、この割合も前年度の4.7%より増加したものである。知的財産専門担当人材を保有している企業の割合も25.4%であり、前年度の23.6%より小幅増加したが依然として不足な状況である。²¹資金と人材が不足する中小企業の場合は知的財産紛争において無防備に露出されているため、知的財産専門人材養成のための基盤構築が切実な状況である。

従って、特許庁では中小企業を支援する関係機関との協力体系を拡大するとともに、企業現場内における知的財産教育の需要を発掘し、需要オーダーメイド型知的財産教育を提供するなど、IP専門人材養成のための政策を推進している。

²¹ 2018年度の知的財産活動実態調査、2018年韓国特許庁

<知的財産人材養成のための関係機関との協力体系拡大構築>



ロ. 推進内容及び成果

1) 訪問による知的財産オーダーメイド型教育の運営

訪問による知的財産オーダーメイド型教育は、企画・R&D・製品生産など企業全般にわたって特許を戦略的に活用し、企業において特許経営ができるよう知的財産管理能力を強化するための教育である。研究開発部署と特許部署の有機的な連携を図り、企業の強い特許創出を誘導するため、教育対象は企業のR&D研究人材及び特許担当者などを含めた。教育を受けられる企業は、知的財産権の保有状況、知的財産専門担当組織及び人数、R&D研究人材規模など、企業の知的財産活動及びインフラなどを総合的に評価して選定した。

弁理士などで構成される専門家グループが約5カ月間6回の企業訪問教育を実施した。まず、企業の知的財産状況及び経営実態、能力レベル、R&D政策方向に関するアンケート(面談)などで診断を行い、その後で企業の教育ニーズに合うカリキュラムを構成した。教育の際には教育を受けた企業の実務事例を活用することによって教育効果を極大化して現業に役立つように運営した。2018年には25企業を選定して支援した。オフライン教育以外にもオンライン教育を別途提供し、前年に比べオフライン教育の回数を縮小(8回→6回)したことによる教育提供レベルの差を最小化することに努めた。

＜表V-1-15＞訪問による知的財産オーダーメイド型教育のプロセス

区分	準備	診断	教育	評価/ フィードバック
主な活動	<ul style="list-style-type: none"> ◦企業募集及び選定 ◦企業－専門家 マッチング 	<ul style="list-style-type: none"> ◦企業の事前診断 ◦カリキュラムの設計 	<ul style="list-style-type: none"> ◦問題解決中心 の教育 ◦実務中心教育 	<ul style="list-style-type: none"> ◦満足度調査など ◦事後管理

2) 海外知的財産に関する実務人材養成課程の運営

海外の出願が多く、海外における特許紛争が予想される中小企業の人材に対し、グローバル知的財産紛争対応能力を強化させるため、韓国内で海外主要国の知的財産制度及び訴訟手続きなどを教育する「海外知的財産紛争及び交渉課程」を開設・運営した。

2018年には出願、紛争及び訴訟などを経験した国内外の弁理士及び弁護士、実務を備えた企業の役職員を講師として選定することで講義の品質を高め、知的財産に関する海外先進国の特許・商標などの出願戦略、特許侵害事例や紛争解決に向けた交渉戦略などに関する教育を行った。米国への特許出願戦略、紛争及び訴訟手続き教育7回、中国知的財産の紛争動向14回、分野別の国際特許ライセンス契約及び交渉3回、ヨーロッパ特許動向及び出願戦略2回、東南アジアにおいて紛争が予想されるベトナム課程を1回開設するなど計27回の教育を実施し、中小企業人材の海外知的財産実務能力を強化した。本課程においても中小企業の費用負担を減らし参加率を高めるため、中小企業人材に限って教育費の80%を支援した。

＜表V-1-16＞2018年海外知的財産実務人材養成課程の運営状況

区分	課程名	教育日	全体教育者数 (中小・中堅企業人材)
1	中国の知的財産紛争に対する企業の対応戦略	2. 22 (木)	27
2	成功する米国への特許出願戦略	3. 13 (火)	18

3	中国の知的財産動向及び出願戦略	3. 15(木)	15
4	ヨーロッパの知的財産動向及び出願戦略	3. 20(火)	12
5	米国の特許出願実務及び OA 対応策	4. 10(火)	16
6	中国の知的財産紛争動向及び対応戦略	4. 12(木)	52
7	中国の知的財産紛争動向及び対応戦略	4. 17(火)	13
8	中国の知的財産紛争動向及び手続き	4. 19(木)	14
9	中国の知的財産動向及び紛争対応戦略	5. 10(木)	23
10	ライセンス契約及び交渉戦略(IT分野)	5. 15(火)	13
11	ライセンス契約及び交渉戦略(SW/コンテンツ/ ゲーム分野)	5. 24(木)	9
12	ベトナムの知的財産動向及び出願戦略	6. 19(火)	25
13	米国の特許侵害分析及び紛争対応戦略(基礎)	7. 10(火)	10
14	中国の知的財産動向及び段階別の特許出願実務 (基礎)	7. 12(木)	10
15	中国の知的財産紛争動向及び対応戦略	7. 17(火)	22
16	中国進出企業の商標管理及び紛争対応事例	7. 19(木)	23
17	米国特許侵害訴訟の手続き及びライセンス/交 渉戦略(中級)	8. 17(金)	9
18	中国の知的財産紛争動向及び段階別の紛争対応 実務(中級)	8. 21(火)	13
19	ヨーロッパの知的財産紛争動向及び対応戦略	9. 11(火)	9
20	米国特許訴訟の段階別ガイドライン(初、中級)	9. 13(木)	9
21	中国 IP 出願から訴訟まで One-Stop 対応戦略	10. 16(火)	20
22	米国の特許訴訟実務及び国内企業の防御戦略 (中、高級)	10. 23(木)	14
23	中国進出企業の商標権確保、管理及び紛争対応 事例	10. 25(木)	9
24	中国進出のために必ず知るべき知的財産戦略事 例	11. 6(火)	33
25	ライセンス契約及び交渉戦略(バイオ/製薬分 野)	11. 08(木)	24
26	事例で見る中小企業の中国知的財産権保護戦略	12. 12(水)	33
27	米国特許紛争 Trend/対応戦略及び Patent Engineering	12. 14(金)	24

同課程は国内外の知的財産専門家を招請し、海外の特許出願及び訴訟制度など実務中心の高級レベルの教育を実施することにより、受講生の海外知的財産制度に関する理解に大きく役立ち、増えつつある企業の国内外における知的財産紛争に備え、知的財産管理人材の知的財産能力を高める機会となった。

海外課程教育の優秀事例

スポーツ製品関連のスタート業企業を運営している金代表は、過去の3～4年の間に海外知的財産実務人材養成課程を全て受講したことにより、国内の特許はもちろんのこと、海外への進出のための強い特許を基盤にグローバル事業化を推進することになった。

キム代表は海外実務課程を通じ、特許紛争に対応するアイデアを得ることができただけでなく、権利化に対する積極的な姿勢を持つことになった。現在、出願10件(国内3件、海外7件)を進行しており、登録(国内50件、海外13件)された63件の産業財産権を保有している。

3) 中小企業支援機関と連携した知的財産教育課程の運営

企業現場の知的財産に関する認識度を高め、実務能力の強化を支援するため、中小企業支援機関である中小企業中央会、INNOBIZ協会、大中小企業農漁業協力財団、韓国著作権委員会、韓国産業団地公団、韓国産業技術振興協会、知能情報産業協会、韓国新薬開発研究組合などと業務協力体系を構築した。企業を支援する外部機関との連携を通じて教育対象別、技術分野別、知的財産教育の需要を発掘して需要オーダーメイド型教育を実施した。「知的財産概論」から「特許情報を活用したR&D戦略」、「AIなど第四次産業革命技術に関する知的財産教育」などを通じて企業の競争力強化を支援した。(計22回、1,257人を教育)

<表V-1-17>2018年中小企業支援機関連携のIP教育推進状況

区分	連携機関	教育内容	教育日付	地域	受講者数 (人)
1	INNOBIZ協会	職務発明制度の導入及び節税方案	2月23日	京畿	62
2	INNOBIZ協会	職務発明制度の導入及び節税方案	3月30日)	ソウル	30
3	韓国著作権委員会	中小企業の技術保護のための特許及び 営業秘密活用戦略	4月6日	全北	63
4	中小企業中央会	中小企業のIP保護及び活用戦略	4月10日	ソウル	10

5	韓国著作権委員会	中小企業の技術保護のための特許及び営業秘密活用戦略	4月12日	忠北	40
6	韓国著作権委員会	中小企業の技術保護のための特許及び営業秘密活用戦略	4月18日	全南	33
7	韓国産業団地公団、 知能情報産業協会	主要企業のAI秘書に関する特許動向	4月25日	ソウル	50
8	大中小企業農漁業 協力財団	知的財産の理解	4月26日	ソウル	189
9	大中小企業農漁業 協力財団	知的財産の理解	4月27日	仁川	82
10	大中小企業農漁業 協力財団	知的財産の理解	5月3日	釜山	87
11	大中小企業農漁業 協力財団	知的財産の理解	5月4日	大邱	81
12	大中小企業農漁業 協力財団	知的財産の理解	5月10日	大田	70
13	中小企業中央会	企業価値を高める強い特許の創出戦略	5月10日	ソウル	73
14	大中小企業農漁業 協力財団	知的財産の理解	5月11日	光州	60
15	韓国産業技術振興協会	異種分野の特許情報を活用した将来のR&Dイノベーション戦略	6月8日	釜山	18
16	韓国産業技術振興協会	中小企業が知るべき特許紛争の理解	9月4日	釜山	12
17	韓国新薬開発研究組合	優秀技術を活用したグローバル新薬開発戦略	10月23日	ソウル	83
18	韓国著作権委員会	中小企業の技術保護のための特許及び営業秘密活用戦略	11月9日	大邱	24
19	韓国新薬開発研究組合	製薬バイオのグローバル成長のためのライセンスアウト戦略	11月21日	ソウル	75
20	韓国著作権委員会	中小企業の技術保護のための特許及び営業秘密活用戦略	11月28日	大田	43
21	韓国著作権委員会	中小企業の技術保護のための特許及び営業秘密活用戦略	12月1日	釜山	20
22	中小企業中央会	中国特許、商標制度の紹介及び最近の動向	12月11日	ソウル	52

5. 生涯教育である知的財産単位銀行制度の運営

国際知識財産研修院 教育企画課 行政事務官 パク・ソンヨン

イ. 推進背景及び概要

科学技術の高度化、国家間競争の熾烈化によって知的財産の重要性もますます増大している。

これに伴って知的財産専門人材の養成及び知的財産大衆化の実現に向けて知的財産分野の生涯教育制度の導入が必要となった。

また、これまでの知的財産教育は部分的・散発的に行われ、具体的で体系的に実施されなかった。特に研究所、企業など関連業務従事者中心の教育が行われていたため、一般大衆が体系的に関連知識を習得することに限界があった。従って、最近の傾向に合わせてパラダイムを国民向けの教育にシフトさせ、知的財産の創出・活用・管理・保護教育のための体系的な知的財産専門家養成教育プログラムが求められるようになった。

韓国特許庁が2013年1月に発表した「第2次国家知的財産人材養成の総合計画」によると、2013年から2017年までの5年間で約93万人に知的財産に関する教育需要が発生し、その中で知的財産の管理及びサービスなど専門分野に8万人の人材が必要になると推定している。それにもかかわらず、現在国内の知的財産に関する教育課程は学士課程と大学院課程を合わせて光雲大学、京畿大学など17の大学にしかない。また、教育カリキュラムもまた理工系科目と法学科目を融合しているわけではなく、理工系または法学中心の科目に偏っているため、市場で求める人材を養成するには限界があった。

そこで、国際知識財産研修院では国家生涯教育制度である単位銀行制度の標準教育課程に「知的財産学」専攻の34科目を新設し、知的財産分野に関心のある国民であれば誰でも「知的財産学学士号」を取得できるようにした。

ロ．推進内容と成果

単位銀行制度は大学と同様に1科目(30時間)修了時に3単位が認められ、計140単位を履修すれば、単位取得の所要年数と関係なく「知的財産学学士号」が取得できる。

他専攻学士号及び専門学士号の所持者は専攻科目48単位を取得すれば同学位を取得することができ、弁理士資格証を持っている者はより簡単に上記の学位を獲得することができる。

2012年に「知的財産教育に関する生涯教育制度の導入方策」を設け、2014年5月に標準教育課程に専攻必須10科目、専攻選択21科目の計31科目で構成された「知的財産学」専攻を新設した。

＜表V-1-18＞知的財産単位銀行制度の知的財産一般科目

区分	科目名	主な内容	他専攻との連携
専攻必須	知的財産概論	－産業財産権及び著作権の基本概念	法学史
専攻選択	発明の理解	－発明のための理解及び創意的な発想技法	
	デザイン論	－デザイン理論の概念、傾向、歴史など	産業デザインなど10科目
	インターネットと知的財産権法	－インターネットと商標・著作権・特許・パブリシティ権	
	特許明細書の作成実務	－特許明細書作成実務の教育	
	特許情報の調査と分析	－先行技術調査及び特許分析	
	知的財産出願の実務	－産業財産権出願実務の教育	
	知的財産審判訴訟の実務	－知的財産権審判制度の実務	
	国際出願の実務	－主要先進国の出願実務	
	国際知的財産権	－主要先進国の制度及び国際条約	
	文化産業法	－映画、講演、音楽、ゲームなどにおける知的財産権	
	デザイン経営とブランド戦略	－ブランドとデザインを通じた経営戦略	産業デザインなど3科目

＜表V-1-19＞知的財産単位銀行制度の法学科目

区分	科目名	主な内容	他専攻との連携
専攻必須	特許法	－特許制度の基本的理解	－
	商標法	－商標制度の基本的理解	－
	デザイン保護法	－デザイン保護制度の基本的理解	－
	著作権法	－著作権制度の基本的理解	
	法学概論	－法学に対する基本的理解	法学史
専攻	民法総則	－民法に対する基本的理解	法学史

選択	知的財産と競争法	－独占と独占禁止の相互関係	
	不正競争防止及び営業秘密保護法	－法の基本的理解	－

＜表V-1-20＞知的財産単位銀行制度の理工系基礎科目

区分	科目名	主な内容	他専攻との連携
専攻必須	自然科学概論	－現代科学に対する基本的理解	－
専攻選択	物理学概論	－大学物理	物理治療学など3科目
	化学概論	－大学化学	化学工学など7科目
	生物学概論	－大学生物学	臨床病理学など5科目
	地球科学概論	－大学地球科学	教養科目
	工業設計	－大学機械構造設計一般	機械設計工学
	材料科学	－大学材料科学概論	金属工学など3科目
	生物資源保護論	－新品種保護制度、生物資源保護・活用	－
	遺伝子と遺伝工学	－大学遺伝工学概論	教養科目
	電機電子工学概論	－大学電気電子工学概論	機械工学4科目

＜表V-1-21＞知的財産単位銀行制度の研究開発・経営に関する科目

区分	科目名	主な内容	他専攻との連携
専攻必須	技術経営論	－工学と経営学の統合、技術開発及び管理	
	研究開発と知的財産	－研究者が知るべき知的財産権	
	知的財産権管理論	－知的財産管理戦略	
専攻選択	技術移転とライセンスの理解	－技術の事業化戦略、交渉手続き・戦略	

上記の知的財産単位銀行制度の施行によって「知的財産概論」科目が国際知識財産研修院の教育場で2014年8月に開設され、2015年には初めて遠隔基盤の知的財産学単位銀行制度を通じて運営された「知的財産概論」科目が新設された。以降毎年運営科目を追加している。2018年にも3科目を追加で運営し、1学期に5,308人、2学期に2,521人が受講した。また、知的財産単位銀行の拡大のために忠南大学、東明大学、仁済大学、韓国産業技術大学、啓明大学、全北大学、漢城大学、慶一大学、済州大学、漢拏大学及びカトリック関東大学、建陽大学と単位交流のために業務協約を締結した。開設を希望する大学との協議を通じて協力大学を増加させるために努力を傾けている。

ハ．評価及び発展方向

知的財産に関心のある国民であれば誰でも手軽に教育を受けることができ、知的財産と関連した理工系、法学科目及びこれらを融合した総合科目など、知的財産に関する国際的な能力を強化する課程まで取り入れて設計されているため、体系的に優秀な知的財産人材を養成することができると期待される。

2019年には遠隔基盤単位銀行制度を通じ、専攻必須10科目（「知的財産概論」、「法学概論」、「特許法」、「商標法」、「デザイン保護法」、「著作権法」、「自然科学概論」、「研究開発と知的財産」、「知的財産権管理論」、「技術経営論」）及び専攻選択6科目（「インターネットと知的財産権法」、「特許明細書作成の実務」、「特許情報調査と分析」、「技術移転とライセンスの理解」、「知的財産審判訴訟の実務」、「デザイン経営とブランド戦略」）を開設し、知的財産単位銀行制度を通じて受講できる科目を拡大する計画である。

また、2019年には知的財産学学士号の取得者を対象に、実務能力の強化に向け「不正競争防止及び営業秘密保護法」科目を開発する計画であり、他専攻学号を輩出するための最小科目(16科目)が完成され、知的財産学士の輩出に向けた土台が構築される見込みである。

今後も引き続き単位交流大学を拡大し、全国市道の生涯教育振興院、大学の生涯教育院など国内の教育専門機関に「知的財産学」科目など単位銀行制度の科目開設を支援し、一般大衆の「知的財産学」学位取得が容易にできるように取り組む予定である。

6. 弁理士の専門性強化のための制度改善

産業財産政策局 産業財産人材課 行政事務官 カン・ヒョンジ

イ．推進背景及び概要

2018年には、2019年の弁理士試験から施行される実務型の問題を出題するために諸般事項などの準備を行うとともに、弁理士義務研修を履行していない弁理士に対し過料を賦課した。また、既存の規定に対する不備な部分を補完するために弁理士実務見習規定を改訂するなど、幾つかの弁理士関連制度を改善した。

ロ. 主要内容及び成果

1) 実務型の問題出題のための準備

2019年の弁理士試験から初めて施行される実務型の問題出題により、受験生に混乱を起こさせないための諸般事項などを準備した。

まず、弁理士試験の受験生を対象に11月に3回にわたり2019年度の試験から変更する主要事項を案内した。そして、実務型の問題と関連するQ&A資料を作成して配布し、初めて施行される実務型の問題に対する疑問点を解消できるようにした。また、実務型の例示問題を開発して事前にテストをしてみる模擬試験の機会を提供することにより、実務型の問題に対する受験生の予測可能性を高め、新しい類型の問題に対する不安を最小化させるために努めた。

2) 義務研修未履修の弁理士に対し過料を賦課

弁理士法と弁理士施行令などの下位法令では、弁理士の専門性と倫理意識を高めるため、一定期間の義務研修を履修しなければならない制度があり、これを違反した弁理士には過料を賦課すると規定されている。

上記の規定によって義務研修を履修しなかった弁理士には、過料を賦課できることを事前に通知及び意見提出の機会を与えるとともに、義務研修の履修案内を行い、このような過程を経た後も正当な理由なしに義務研修を履修しない弁理士を対象に10月に過料を賦課する通知を行った。

3) 弁理士実務見習規定の改訂

弁理士法及び下位法令により弁理士試験を合格した者は、集合教育と現場研修による実務見習課程を経なければ弁理士資格は付与されない。上記の関連法令のうち、「弁理士の資格取得のための実務見習規定」に一部不備があって、これを補完するための改訂を行った。

まず、実務見習教育生が集合教育の途中で受講を中止した場合、中止申請書を提出した時点を基準に受講しなかった残りの集合教育の費用返還ができるようにし、公暇の出席認定可否を集合教育機関の長が決められるように改訂するなど、関連規定が現実的に多少合わなかったり空白がある事項を明確に整備した。また、集合教育生がA型インフルエンザなど感染症にかかり複数から隔離が必要な場合には公暇を認める規定を新設して教育生の健康権と学習権を補償できるようにした。

4) その他改善事項

既存の弁理士1次試験科目のうち、英語能力検定試験の種類にトーフル(TOEFL)、トイック(TOEIC)、ジテルブ(G-TELP)、テップス(TEPS)、フレックス(FLEX)の5通りを試験に含めたが、2019年の試験からはアイエルツ(IELTS)試験を追加した内容で弁理士法施行令を改訂し、アイエルツ(IELTS)受験者がこれまで他の英語テストに再受験しなければならない不合理な面を無くした。

ハ. 評価及び発展方向

2018年に行われた弁理士制度の改善は、弁理士の専門性強化と教育履修中である見習弁理士及び弁理士試験の受験生に対する満足度を高めることにより、知的財産における法律消費者の満足度を向上させることに大きく貢献できるものと見込まれる。

ただ一つ残念なことは、2017年に発議された弁理士でない者が産業財産権に関する鑑定や海外出願などの諮問・斡旋する行為に対し処罰できる条項が未だ国会に係留中であることや、2018年に弁理士の業務範囲を産業財産権の相談、諮問、仲介、斡旋にまで拡大する条項が発議されたことについても早急に処理する必要がある。

7. 弁理士実務見習のための集合教育課程の運営

国際知識財産研修院 教育企画課 施設事務官 キム・チョルホ

イ. 推進背景及び概要

2016年1月27日に弁理士法(法律第13843号)が改正され、2016年8月29日に弁理士法施行令(大統領令第27466号)、2016年9月1日に弁理士法施行規則(産業通商資源部令第214号)が改正・施行されたことにより、国際知識財産研修院は改正弁理士法施行規則第2条に基づき集合教育を実施している。

弁理士実務見習制度は弁理士としての専門性及び資質を培養し、弁理業務に関する実務経験を蓄積できる機会を与えるために法で制定・施行している制度である。弁理士実務見習集合教育の目的は、弁理士試験合格者及び弁護士資格者が実務・実習中心の教育を受けて弁理業務を円滑に遂行できるようにすることである。

これを受けて、国際知識財産研修院は法律改正後に弁理士試験の合格者及び弁護士資格を取得した者を中心に弁理士実務見習集合教育を実施している。

集合教育の内容は弁理士法施行規則第2条第1項で規定しており、具体的には素養教育10時間、産業財産権法実務50時間、産業財産権出願実務120時間(以上共通科目)、審判・訴訟実務又は科学技術の理解70時間(以上選択科目)で構成されている。素養教育では弁理士法・制度、弁理士職業の理解、企業の知的財産戦略・支援制度などについて教育を行い、産業財産権法実務教育では国内外産業財産権関連の法・制度などについて教育する。産業財産権出願実務教育では先行技術検索実習、特許・商

標・デザイン出願実習及び国際出願関連の手続きなどについて教育を行い、審判・訴訟実務教育では審判及び審決取消訴訟実習、侵害訴訟、国際紛争、交渉及び契約などについて教育するが、出願実務教育と審判・訴訟実務教育は主に実習中心で行われる。また、科学技術の理解教育は非理工系出身弁護士に対する科学技術の理解を深めるとともに、弁理士としての専門性を高めるために自然科学概論及び最新の技術動向などについて教育する。

ロ. 主要内容及び成果

1) 弁理士試験合格者対象の教育

2016年1月27日に弁理士法が改正されて以来初めて2016年弁理士試験合格者を中心に、2016年12月19日から2017年2月3日までの7週間、国際知識財産研修院で集合教育を実施した。また、2018年には2017年の弁理士試験合格者を中心に、2018年1月2日から2月22日までの間に集合教育を実施した。本教育には2017年の弁理士試験合格者205人及び2016年以前の弁理士試験合格者10人、2017年の弁護士試験合格者3名(全員理工系)など計218人が教育に参加した。参加者に対しては分野別にクラスを分けて教育を行ったが、機械分野クラス20人、電気電子分野クラス52人、化学生命分野クラス142人に分けて教育を行った。教育の結果、218人中211人が全科目を修了し、7人は部分終了した。また、教育期間中に産業財産権制度、特許請求範囲の作成及び意見書・補正書の作成、特許模擬審判の評価などを実施し、12人の教育生に対して褒賞を実施した(学業評価優秀者11人、教育運営支援功労者1人)。

弁理士実務見習集合教育は実際の弁理業務中に活用できる内容で実務中心に教育を運営し、弁理士の実務能力を培うことに重点を置いた。よって参加者の実習講義に対する満足度が高く、特に弁理士が現業において直ちに活用できる特許・商標・デザイン関連の出願書・明細書及び意見書・補正書の作成に関する実習時間を十分に確保して実務適応力を高めようとした。

2) 弁護士資格者を対象にした教育

2017年下半期には弁理士法改正以後初めて弁護士資格者を対象にした単独教育を設計し、2017年10月30日から12月15日までの7週間、集合教育を実施した。また、2018年には2017年の弁護士試験合格者を中心に2018年11月1日から12月10日まで集合教育を実施した。本教育には2018年の弁護士試験合格者35人、2017年の弁護士試験合格者4人及び2017年の司法研修院修了者1人など計40人が参加した。理工系出身が11人、非理工系出身が29人であった。弁護士対象の教育は参加者の大半が産業財産権教育に対する履修経験が不足している点を考慮し、特許法、商標法、デザイン保護法など産業財産権法に対する理論教育を行った。教育の結果、40人のうちの36人が全科目を修了、3人は部分修了、1人は未履修であった。教育期間中に産業財産権法、特許請求範囲の作成及び意見書・補正書の作成評価、特許模擬審判または自然科学概論の評価を実施し、計5人の参加者に対して褒賞を実施した(学業評価優秀者4人、教育運営支援功労者1人)。

2018年の弁護士資格者を対象とした集合教育では、科学技術の理解科目運営の際に2018年8月に開発した「特許で見る科学技術の理解」を標準教材として活用したが、実際に特許において頻繁に活用される自然科学の理論について教育を行い、自然科学理論が適用される特許明細書の事例を提示し、発明内容の把握及び特許性の判断について討論を行うことで業務活用度を高めるようにした。よって、単純な自然科学理論について教育を行った2017年に比べ科目の満足度が大きく向上できた。

ハ. 評価及び発展方向

去る2年間の弁理士実務修習集合教育を通じ、弁理士試験の合格者だけでなく、弁護士資格者を対象に教育を実施したことによって、制度の施行初期の混乱を克服でき、制度を安着させたことは成果として評価できる。特に長期間の教育過程で集中力が落ちてしまう可能性もある状況の中で、弁理士、弁護士、審査官、審判官、判事など実際に関連業務を遂行する講師を招いて、現場のリアルな感覚が垣間見る教育を行うことで業務に対する理解度及び共感度を高めたことも成果として挙げられる。また、参

加者の懇談会など参加者との持続的な疎通を通じて教育課程の運営に対する要求を随時に反映することによって教育初期の施行錯誤を最小化した。

ただ残念なことは、教育修了の唯一な基準が出席時間であり、学業評価の結果が終了に影響されないため、教育への参加度が若干落ちた点である。これを改善するためには参加者の教育に対する関心及び参加を高めるために全体教育課程を実習・討論・発表など参加型の授業を中心に編成することで、勉学ムードを盛り上げるなどの努力が求められる。

第2節 創意的な発明人材育成のためのインフラ拡大

1. 概観

産業財産政策局 産業財産人材課 行政事務官 イ・トンフン

第20代国会において第1号法案として制定された「発明教育の活性化及び支援に関する法律(2017.9.15.施行、以下、発明教育法)は、新たな産業革命に対応して個人の創意力を高めるために教育革新が必要な時期において大きな価値を持つと言える。過去の概念習得に傾いていた教育から現在の教育政策への主な方向は、創意的な活動に基盤を置き、学ぶことを楽しむ幸せな教育へと教育のパラダイムが変わった。特定分野への知識偏重現象を減らし、社会現象に対する統合的な理解ができるよう、各分野と細部な技術知識がまたがる統合と融合教育が大きな軸となっている。

韓国特許庁が80年代からスタートした発明教育は、科学的な思考方式と知識を基盤とする人文学的な素養を培うとともに、発明の活用価値を計るための経営学的な判断力などを備える複合的な融合教育である。特定教科目間の境界に縛られず、科学・数学・工学・芸術分野の融合を通じて拡散的な思考訓練ができ、創意性及び共同精神を高める教育である。

海外先進国においても創意的な人材養成に向けて類似した教育支援政策を樹立して実践しており、次のように要約することができる。

米国は米国特許庁のプロジェクトを基盤に小・中学生向けの標準教材を開発して普及し、融合教育を全国的に実施する中で、プロジェクトと実習中心のアイデア創出、発明教育などを実施している。最近では創意発明教育と起業家精神の融合が次第に活性化となり、融合、発明、起業家精神教育が混合したSTEMIE(STEM融合教育+Invention発明教育+Entrepreneurship起業家精神教育)教育を強化している。

日本は発明協会と各自治体が連携して発明サークルを支援しており、農業高等学校、

商業高等学校など専門系高等学校を協力学校として指定して発明教育を実施している。イギリスはデザインと技術という正規科目があり、発明教育と類似する技術と芸術の融合、アイデアの実体化などを教育しており、ロシアではTRIZ発想法を小学校の時から教育している。

韓国国内の場合、全国における学校のうちの15.2%が校内発明サークルを運営しており、調査によると全国の発明英才教育機関は計147機関であった(2018年)。また、韓国ギャロップで実施した「発明教育に関する国民の認識調査」の結果によると、発明教育の必要性に対して一般国民の87.3%が必要だと答え(2012年)、企業などを対象にした調査では「発明・特許教育を履修した学生を優遇・採用する意向がある」と答えた企業が73.6%に達した(2011年)。発明教育は全ての教科において共通する、創意・融合的な思考を培うという現在の教育方向と教育理念に非常に合致するため、その教育的効果が期待され、今後それに対する需要も持続的に増加すると見られる。

2. 発明教育の制度化及び活性化の基盤構築

産業財産政策局 産業財産人材課 行政事務官 イ・トンフン

イ. 推進背景及び概要

韓国特許庁は第四次産業革命を先導する将来の発明家たちの潜在力を呼び起こし、韓国の将来を担う優秀発明人材の発掘及び養成に向けて発明教育の基盤を構築するため、発明教育の正規教科への反映を推進し、発明教育センターの運営などを推進している。

ロ. 推進内容及び成果

1) 発明教育の正規化

これまで発明教育は正規教育ではない特別活動の形態で運営されていたため、父兄

及び学生の関心不足、発明教師の意欲低下などで発明教育の底辺拡大に限界があったが、関連の学界や教育機関及び教員の努力によって教育部の「2007年の教育課程編成」及び「2009年の教育課程編成」において、小・中・高等学校の正規教育課程に反映され、発明教育の量的・質的転換の契機となった。

また、「2015年の文系・理系の統合型教育課程」において、「知的財産一般」科目が高等学校の独立教科目として新設され、知的財産保護に関する内容も小学校課程に含まれた。2018年に施行した教育課程編成により、小中高校において発明のアイデア導出技法から知的財産紛争・事業化までレベル別に体系的な教育が実施されるものと期待される。

2018年からは知的財産一般教科の優秀事例を発掘し、これを全国の高等学校へ拡大するために先導学校の運営支援事業を実施している。2018年には計22高校を先導学校に指定し、指導教師の職務能力強化に向けて教科専門家によるコンサルティングを支援し、教授学習資料の提供及び教員職務研修(計7回、150時間)を実施した。

また、市道教育庁の協力を得て採択学校の現場調査を実施した結果、知的財産一般教科を採択する予定であると答えた学校が94校であり、今後知的財産一般教科を採択する学校が増える見通しである。

<表V-1-22> 教育課程への反映状況

<p><2009年の教育課程編成「発明単元」の反映状況></p> <p><input type="checkbox"/> 小学校の実生活課程(必須)5～6年生課程:生活と技術(大単元)(2015年適用)</p> <p><input type="checkbox"/> 中学校技術・家庭(必須)1～3年生課程:技術と発明(大単元)(2010年適用)</p> <p><input type="checkbox"/> 高等学校技術・家庭(選択)1～3年生科目:技術革新と設計(大単元)(2013年適用)</p> <p><input type="checkbox"/> 高等学校工学技術(選択)課程:工学と創意的な問題解決(中単元)(2012年適用)</p> <p><2015年の編成教育課程の新規反映及び先導学校支援現況></p> <p><input type="checkbox"/> 高等学校知的財産一般(選択)(2018年以降適用): (2018年)先導学校22校、 (2019年)23校運営</p>
--

2) 発明教師の専門性向上及び教育機会の拡大

発明教育の品質を担う教師の役割は発明教育において非常に重要である。そこで韓国特許庁は発明教育の活性化において何より重要な発明指導教師の専門能力及び政策満足度の向上に向けて多様な政策を展開している。発明教師のオン・オフライン職務研修、発明教師の研究能力を高めるための研究大会及び研究会支援、発明教師ワークショップの実施などを支援している。2009年には発明教師の職務研修を大幅に拡大することで発明教育の正規教科への反映に備えて発明教育のクオリティを高めた。

3) 発明教師の教育センター運営

これまで発明教育指導教師は発明教育に関心のある小・中・高の現職教師が特許庁の職務研修課程、市・道教育庁の教育研修院及び一部大学における発明教育職務研修を通じて発明教育の指導教師となった。

教育課程の改正、自由学期制のような体験教育の強化などによって発明教育の需要に備えると同時に、教師の教育体系総括管理機能の強化に向け、2015年12月に教育部から(民間)総合教育研修院として韓国発明振興会を指定し、首都圏を含んだ教師研修をさらに拡大して全国的に展開している。

イ) 予備教師向け発明教科の開設

予備教師向け発明教育は学部課程に発明教育の理論及び実習など各々2単位以上の正規講座を運営している。

ロ) 現職教師向け職務研修課程の運営

各3大圏域別の地域における現職教師向けに、学校の休み期間中に発明教師基礎課程(30時間)と発明教師上級課程(30時間)など教師職務研修課程を運営した。

ハ) 発明教育文化の拡大に向け独自のプログラム運営

地域の発明教育文化を活性化するため、地域教育庁、各学校の教育管理者(奨学官、奨学士、校長、教頭など)向けに、発明教育優秀事例の発表会、小・中・高校の学生発明大会の開催、大学内の発明サークル運営及び発明教育のプロボノなどを実施した。

また、8つの学会が参加して発明教育関係者(学生、父兄、発明教育指導教師、学界関係者など)向けに創意発明教育に関する連合学術祭を運営し、各学会の定期学術大会と連携して発明教育をテーマとする学術活動(講演、コロキウム、教師ワークショップなど)を通じて認識を高めるために努力している。

ニ) 発明教師認証制度の施行

一方、教師の専門性を高め、発明教育活動を続ける動機付けのために、発明教育職務研修、発明関連教育及び大会の指導、講義経歴、研究及び特許実績などと連携して教師の専門性と能力を認証する制度を施行することになった。教育・研修の実績や発明関連大会の指導経歴などの一定基準を満たした教師に対し、発明教師認証制度の等級によって資格を認証する発明教師認証制度が2014年1月に初めて施行され、発明教育認証を受けた教師が初めて輩出された。

発明教師認証制度は発明教育の実績によって2級⇒1級⇒マスターの3段階で運営される。専門家レベルであるマスターは発明教育の経歴が7年以上、発明大会入賞指導10件以上、研究・特許実績など多様な条件を満たす者に与える発明教師の最高等級であり、2018年まで計15人のマスターが輩出された。

<表V-1-23> 発明教師認証制度における等級別の認証基準

区分	必須領域		選択領域(2項目選択)			検定試験
	単位/研修履修	発明教育実務経歴	発明教育講義実績	発明大会入賞指導	研究・特許実績	
2級	4単位/60時間	-		-	-	2級検定試験
1級	120時間以上	3年	20時間	5件	150%	1級検定試験

マスター	180時間以上	7年	40時間	10件	300%	1級検定試験、深層面接
------	---------	----	------	-----	------	-------------

3. 学生の特性別・学校のレベル別オーダーメイド型発明教育の推進

産業財産政策局 産業財産人材課 行政事務官 イ・トンフン

イ. 推進背景及び概要

韓国特許庁は1995年から教育庁と共同で設置した全国201の発明教室センター(旧発明教室)を通じて全国の小・中・高校生を対象に発明教育を実施している。

また、個別発明教育センターで自主的に行っていた発明英才教育が本格的に実施できるように関係省庁との協力を強化した。教育部が中心となって樹立した「第2次英才教育振興総合計画(2008～2012)」及び「第3次英才教育振興総合計画(2013～2017)」に積極的に参画し、発明教育センターを活用した発明英才教育の拡大推進など、発明英才の養成に向けた推進根拠及び基盤を整え、2008年から発明英才選抜ツール及び発明英才の教授学習資料を毎年開発して普及している。特に、2017年からは英才教育に関連のある全ての行政関係省庁と英才教育機関が参加する定期協議体が構成されたが、特許庁は発明英才教育担当機関として「第4次英才教育振興総合計画(2018～2022)」樹立のような懸案に対する対策議論及び英才教育ネットワーク構築に積極的に参加している。

一方、政府レベルで推進している「政府省庁による特性化専門系高校の育成」事業の一環として、2008年の発明特許特性化高校として4校を選定し本格的な支援に突入した。2016年には計6校を対象に支援を行った。同事業を通じて高校段階における体系的な発明及び特許分野の専門教育を通じて創意的かつ問題解決力の優れた学生を養成し、関連産業界の技術開発及び特許管理分野の実務人材としての進出が期待される。

ロ. 推進内容及び成果

1) 発明教育センター(旧発明教室)の運営支援

発明教育センターは1995年にソウル・奉天中学校(現、仁峴中学校)に試験的に設置されてから、全国市・郡・区の教育庁別に1ヵ所ずつ設置することを目標に推進された。各市・道教育庁と連携して毎年平均16のセンターを設置し、2006年には24の発明教育センターを設置して計182の発明教育センターを設置することで、第1次事業が完了した。

2007年以降は市・道・教育庁の主官で19の発明教育センターを追加設置し、現在全国において201の発明教育センターが設置されている。

＜表V-1-24＞年度別発明教育センターの設置状況

年度	1995～ 2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	計
設置数(センター)	189	1	3	1	2	-	3	-	2	201

特許庁は2006年まで発明教育センター設置事業を完了し、その後は発明教育センターの充実した運営のために運営費支援を持続的に行っている。

このような発明教育センター設置などのインフラ構築だけでなく、充実した教育課程の運営のためにも力を入れている。発明教育センターの設置初期には1回2～3時間の教育を通じて発明に対する認識転換を中心に教育課程を運営したが、最近では初級、中級、上級の3段階教育課程を10～40時間程度で運営することにより教育の品質を一層高めた。また、学生だけではなく父兄など一般人向けの教育にまで拡大し、地域における発明教育と知的財産権に対する認識向上にも寄与している。

＜表V-1-25＞発明教育センターの利用者状況

区分	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
学生	151,896	191,661	230,284	216,143	338,492	486,753	556,670
父兄・一般	6,715	21,344	16,804	17,720	15,875	10,182	13,903
教師	12,334	16,569	12,410	9,780	8,729	5,162	8,047

利用者の合計	170,945	229,574	259,498	243,643	363,096	502,097	578,620
--------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

* 調査期間(前年12月～該当年度、11月末基準)

発明教育センターは単純な理論教育だけではなく体験と実習中心の教育方法を行っており、変わりつつある教育トレンドを反映するために教育施設及び機資材などの改善が求められている。

よって、2006年～2009年まで1次発明教育センターの現代化が、特許庁と教育部、並びに市・道教育庁の協力で行われ、その後2014年から新たに現代化事業が再開され、2018年まで計76ヵ所における発明教育センターで現代化の支援が行われた。

また、2018年からは地域の児童センターなど、教育脆弱階層の青少年を対象に発明教育を拡大し、発明教育における死角地帯の解消及び社会的な価値実現のために努めている。

2) 発明(英才)教育プログラムの教材開発・拡散

韓国特許庁は学生向けに発明に対する創意力の開発と発明を日常的なものにするため、数年間にわたり学校向けに多様な教授・学習の資料を開発し、発明教育の拡散に貢献している。発明(英才)教育プログラム及び教材は、小・中・高校生が学校の現場で発明活動を通じて創意・融合的な思考及び問題解決の能力が高められるよう多様な形態で開発されており、認定教科書、正規教科との連携プログラム、政府の教育政策との連携教材などで分けられる。

イ) 認定教科書の開発及び拡散

これまで開発された発明教育の教授・学習資料は、国レベルの教育課程に発明教育が盛り込まれたことから認定教科書となったが、2010年から高校レベルにおいて「発明とデザイン」、「発明と問題解決」、「高校の特許分析と調査分析」などが開発さ

れ、これを選択した特性化高校において教科書として活用された。

さらに、2015年には小学校の実生活教科に発明内容が反映・活用され、2015年の改正教育課程で技術・家庭群に知的財産一般教科が新たに追加された。また、2018年から高校で正規科目の一つとして教育が行われ始めた。

教科指導教師による授業効果を高めるために、教師用の指導書、多様な形態のマルチメディア教授・学習資料、教授・学習活動事例集などを開発し、知的財産一般の先導学校を中心に配布を行い教科の拡散を支援している。

ロ) 正規教科など学校との連携プログラム

一方、2015年から科学及び進路教科などの正規教科と連携した発明教育プログラムを開発してきた。代表的には科学教科と連携した発明教育プログラムの一環として開発された小学校(科学発明王)、中学校、高校(科学の中の発明)向けのプログラムは、科学教育の科学的な知識と理解を基に、創意性と課題解決に対する執着を高められるよう体系的に考案されたプログラムであり、教師用の指導書と学生用の教材で構成されている。

また、「将来の発明CEO探索」プログラムは、知的財産を基盤とする将来の発明CEOの養成を目的に、企業のCEOに要求される能力分析を基盤に、その能力を体系的に強化させる各々の能力別のプログラムを開発した。

その結果、2015年から2018年まで計8プログラムを能力別に教師用及び学生用プログラムを開発したが、2018年にはビックデータなどデータ分析の能力及び知的財産専門性の能力を高めるプログラムが追加された。

これらのプログラムは、全国における正規科目の授業、小・中・高校の英才クラス(例：発明若しくは科学)、発明サークル及び中・高校の進路授業などに普及されて活発に活用されている。また、教員研修も併行して進行することによって発明教育の拡

散に寄与している。

ハ) 政府の教育政策と連携した教材及びモジュール

全国における発明教育センターでは「2018年の小学発明」を含めたプログラムが順次開発され、学校レベル別(小・中・高)、段階別(基礎・上級・応用)、専門領域別(リーダシップ、情報通信技術、工学的設計、知的財産権、研究学習)に連携した教育を提供している。

この他にも政府の主要教育政策である「自由学期制度」のための教材をABCDの4つの教育モデルを樹立及び開発し、これを市・道教育庁に知らせ教育の必要性を提案した。

また、国家職務能力標準(NCS)項目のうち、3つの分類である「知的財産管理」、「知的財産情報調査分析」、「知的財産評価取引」の学習モジュールを開発し、知的財産と関連する特性化高校及び高等教育の現場において必要な職務を指導することができる教授学習資料を開発し配布している。

<表V-1-26> 主要発明(英才)教育プログラムの教材

年度	教材類型	対象	資料名	遂行処
2010	ワークブック	幼児	幼児用の発明ワークブック5種類	大邱教大
	指導書	中・高・大学生	次世代の知的財産基盤英才起業家共通プログラム及び運営ガイド	ソウル大
	ワークブック	小・中学生	創意と遊ぼう:3テーマ別のチームプロジェクト	忠南大
	ワークブック	中学生	問題解決(人文社会/数理科学/発明):チームプロジェクト中心の創意的な問題解決プログラム3種類	崇実大
	ワークブック & 指導書	小・中・高校生	発明設計との出会い/探求/拡張3.0の3種類	光州教大
	認定教科書	高校生	発明とデザイン	忠南大
	認定教科書	高校生	発明と問題解決	忠南大
2011	指導書	小・中・高校生	発明英才教育指導ガイドの3種類	光州教大
	ワークブック	小・中・高校生	創意と発明:問題発見を通じた発明問題の解決の3種類	忠南大
	認定教科書	高校生	高校の特許情報調査分析	(株)アイピープル

2013	ワークブック &指導書	小・中・高校生	体験中心の発明教育プログラム11種類	韓国発明振興会
	指導書	小・中・高校生	発明英才の対人関係増進プログラム	韓国相談学会
2014	ワークブック &指導書	小学生	発明王ポロロ:生活素材の発明を通じた 問題解決8種類	韓国発明振興会
	ワークブック &指導書	小・中・高校生	TRIZ技法を利用したトントン博士の面 白い発明物語2種類	韓国発明振興会
2015	ワークブック &指導書	小・中・高校生	科学+発明(How to make GREAT Ideas for INVENTIONS)4種類	WIPO、韓国発明 振興会
	ワークブック &指導書	中学生	自由学期制度と連携の創意発明プロ グラムABCD4種類	韓国発明振興会
	ワークブック &指導書	成人	国家職務能力標準(NCS)学習モジュ ール:知的財産管理、知的財産情報調査分 析2種類	韓国発明振興会
	ワークブック &指導書	中学生	科学教科連携の発明教育プログラム4種 類	韓国発明振興会
	ワークブック &指導書	小・中・高校生	将来の発明CEO探索(I)プログラム	韓国発明振興 会、KAIST、 POSTECH
2016	ワークブック &指導書	成人	国家職務能力標準(NCS)学習モジュ ール:知的財産評価取引	韓国発明振興会
	ワークブック &指導書	小・中・高校生	将来の発明CEO探索(II)プログラム4種 類	韓国発明振興会 KAIST, POSTECH
	ワークブック &指導書	小学生	科学発明王(小学校):科学教科連携の発 明教育プログラム教師用教材2種類	韓国発明振興 会、京畿教育庁 など
2017	ワークブック &指導書	小・中・高校生	将来の発明CEO探索(III)プログラム4種	韓国発明振興会
	ワークブック &指導書	高校生	科学中の発明:科学教科連携の発明教育 プログラム教師用教材2種類	韓国発明振興会
	認定教科書教 師用指導書	高校生	知的財産一般教科書、教師用指導書、 マルチメディア教授・学習資料	韓国発明振興会
2018	ワークブック &指導書	小学生	発明教育センターの共通教材:小学発明	韓国発明振興会
	ワークブック &指導書	小・中・高校生	将来の発明CEO探索(II)プログラム4種 類	韓国発明振興会

3) 発明英才教育

特許庁は「第2次英才教育振興総合計画(2008～2012)」、「第3次英才教育振興総合計画(2013～2017)」に引き続き、2018年からスタートした「第4次英才教育振興総合計画(2018～2022)」の樹立に積極的に参画し、未来社会の人材養成に備え発明英才を含む英才概念の再定立に関する論文寄稿などで、今後の発明教育の計画を提示した。

イ)市・道教育庁における発明英才教育の支援

2008年から発明英才の選抜ツールを開発して市・道教育庁に配布することで発明英才の選抜を支援し、選抜された発明英才を指導できる教授・学習プログラムも開発し普及した。

2010年にソウル、大邱、慶南において発明英才クラスを運営し、世宗市を除く16の市・道において発明英才クラスを運営している。2018年の発明英才学生数は前年度の4,536人から4,118人に減少したものと把握された。

＜表V-1-27＞発明英才教育の状況

年度	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
発明英才クラス数	242	237	230	243	240	243	270	238
発明英才学生数	4,650	4,568	4,361	4,474	4,548	4,410	4,536	4,118

発明英才学生の教育プログラムとして、2008年は小・中学の初級レベルプログラム各1種類(計2種類)を開発・普及し、その後も毎年小、中、高向け発明英才教育プログラムを開発して普及した。2015年から2018年までシリーズ型として開発された8種類のプログラムである「将来の発明CEO探索(I~IV)」を基盤に、学校の適用性を高めるために教師の研修も並行して実施した。

＜表V-1-28＞教師研修の状況

年度	2016年	2017年	2018年
教師研修に参加した教員数	150	276	174

特に、2017年からプログラムを拡大して適用できるよう、全国17の市・道教育庁と協業して訪問型の教師研修を実施した。2018年には京畿道教育庁と協業して教師研究会とプログラムの研修及び適用を結合して実施したことによって学校におけるプロ

プログラムの適用を図るとともに、プログラムの適用のために地域別ネットワークの構築とコンテンツを共有する機会を提供した。

2008年からは発明英才の選抜を支援するために発明英才選抜ツール4種類を開発して配布した。選抜ツールの活用率は毎年増加傾向であり、2018年は全体発明英才機関147機関のうちの134機関(91.2%で活用)が選抜ツールを活用した。

また、全国200ヵ所にある発明教育センターの選抜問題の開発に係る現場の要求を取りまとめて、2018年にモデルとして、4つのグレード別に筆記問題を2つ開発して普及した。

ロ) 知的財産基盤の次世代英才起業家の育成

韓国特許庁は創意性に優れた少数精鋭の中・高校生の発明英才を、今後新成長産業を創出できる知的財産基盤の英才起業家として育成するため、KAISTとPOSTECを次世代英才起業家教育院として指定し運営している。

次世代の英才起業家教育院は、書面審査と選抜キャンプを通じて中・高校生を教育対象者として2009年に第1期の教育生181人を選抜し、2010年から2年を基本課程とする教育を運営している。2018年11月に第10期の教育生168人を選抜し運営中である。

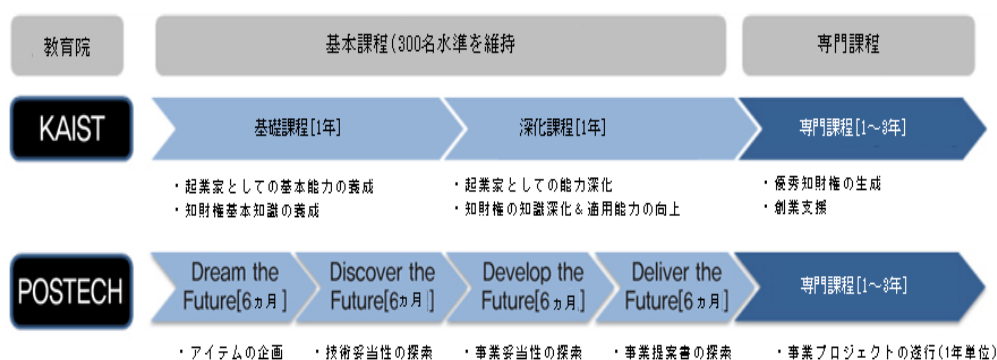
両教育院を通じて中核能力である創意的な問題解決力・未来技術・起業家精神・知的財産専門性などを兼ね備えさせるために多様な教育プログラムを提供している。特に選抜された学生が未来社会において求められる融合型人材として成長できるよう、工学・人文学・芸術など多岐にわたる教育を提供している。

<表 V-1-29> 次世代英才起業家教育院の教育課程

	KAIST教育院	POSTECH教育院
教育目標	・ 価値あるIPを創り出し、時代の流れを先導する創造的な起業家の養成	・ 将来の市場を創り出す破壊的な技術革新を主導する起業家の養成

方式	<ul style="list-style-type: none"> オンライン講座受講後、課題提出及び提出課題に対する意見提示(2週単位) ※未来通信環境に馴染むようツイッター、グーグルBuzz、グーグルDocsなどを通じた討論及びフィードバックを同時に運営 オフラインキャンプの運営(週末に年3回、学期休み中4泊5日、年2回) 	<ul style="list-style-type: none"> 毎週省察日誌など課題提出及び学習結果物に対するフィードバック(1週間単位) ※学習メンターによる個人別学習結果物に対する持続的なフィードバック及び動機付けを通じて円滑な自己主導的な学習支援 オンオフラインキャンプの運営(学期休み中6泊7日、年2回)
教育内容	<ul style="list-style-type: none"> 未来の技術変化に対するビジョンを育てる未来技術教育 企業発達史などの人文学教育 知的財産を創出できる能力を培うための知的財産教育 企業を設立・運営するリーダーシップを培う企業家精神の教育など 	<ul style="list-style-type: none"> Dream the Future:未来技術の先見及びアイテム企画 Discover the Future:アイテムの実現に向けた技術検索・開発 Develop the Future:ビジネスポートフォリオの作成、マーケティング、事業化 Deliver the Future:アイテムを選定して実際に設計・事業化プロジェクト

<図 V-1-3> KAIST・POSTECHの次世代英才起業家教育院の教育体系



3) 知的財産創出能力を備えた産業技術実務人材の育成

韓国特許庁は高校レベルでの体系的な発明及び特許分野の専門教育を通じ、関連産業界の技術開発及び特許管理分野の実務人材として養成するため、「発明・特許特性化プログラム支援校」を選定し支援している。

現在第3次支援事業(2018~2022)のために6校の発明・特許特性化高校が選定されており、2018年は発明・特許特性化高校支援事業の10周年を迎える年でもあって、これまでの特性化高校の発明教育を通じて発掘された優秀な学生事例を紹介する優秀事例集を発刊した。また、学生の安定的な就業基盤を構築するために職務発明プログラム

と産業機能要員制度を持続的に運営した。

同プログラムを通じて学生がチームを組んで企業の懸案課題を解決し、該当アイデアを知的財産権として出願することで、知的財産創出能力と職務発明能力を兼ね備えた創意的な技術人材として成長でき、これを通じて協力企業に2018年は108人の発明・特許特性化高校の学生が就職することができた。そのうち特性化高校の卒業生77人が44社に産業機能要員に選抜され、就業だけではなく兵役問題まで解決することができた。

＜表V-1-30＞2018年の企業連携職務発明プログラムの参加状況

区分			2018年参加企業状況
産業機能要員	3者協約締結	企業(社)	56
		学生(人)	112
	兵役企業指定	企業(社)	44
		人数割当 (人)	77
企業連携プログラム	参加企業(社)		64
	就業連携(人)		108

ハ. 評価及び発展方向

発明教育センターを通じた発明教育の拡大と多様な学生を対象とする教育開発事業などは発明教育の正規教科への反映に寄与し、発明教育法の制定と「第1次発明教育基本計画(2018～2022)」の樹立につながり、発明教育の振興領域を広げることに貢献した。

今後も発明教師教育、発明英才教育、特性化高校の発明教育をより拡大するため、市・道教育庁との協力を通じた成果を評価して意見を取りまとめ、学生レベル別・学校レベル別・地域別の体系的な実行計画の遂行をモニタリングをする計画である。ま

た、教育部や大統領直属の第四次産業革命委員会など関係省庁との業務協力もまた強化していく予定である。

4. 優秀発明活動の学生及び教員の発掘・拡大

産業財産政策局 産業財産人材課 行政事務官 イ・ドンフン

イ. 推進背景及び概要

韓国特許庁は創意力の優れた優秀発明人材を発掘して発明意識を高め、望ましい発明人材像を定立するため、さまざまな発明・創意性大会を運営し、優秀発明活動の学生と教員を選抜して支援を行っている。

<表V-1-31> 優秀発明学生及び教員の発掘・拡大活動

発明・創意性大会	優秀発明活動学生及び教員の選抜・支援
<ul style="list-style-type: none"> ・ 発明フェスティバル* ・ 大韓民国学生発明展示会 ・ 大韓民国学生創意力チャンピオン大会 ・ 青少年発明家プログラム (YIP) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大韓民国発明教育大賞

* 「大韓民国学生展示会」及び「大韓民国学生創意力チャンピオン本選大会」を同時開催

これまで分離して運営されていた「大韓民国学生発明展示会」と「大韓民国学生創意力チャンピオン本選大会」、「青少年発明家プログラム」を2014年から「青少年発明フェスティバル」として同時に開催し、発明教育体験など創意的な活動を通じて発明教育の拡大にシナジー効果を生み出した。

大韓民国学生発明展示会は、創意性のある発明品の考案及び製作を通じて学生の発明に対する創意性を啓発し、発明を身近で日常的なものにすることで、知識基盤社会の主役となる将来の発明家を発掘・養成することを目的に1988年から開催している。

大韓民国学生創意力チャンピオン大会は、共同による問題解決の過程を通じて青少年の幅広い思考力と創意力の向上を目的に2002年から韓国特許庁が開催している。この大会は4～6人の学生がチームを組み、事前に与えられた課題(表現課題、制作課題)と大会現場で与えられる課題(即席課題)の解決過程における学生の創意性を評価することが特徴である。

青少年発明家プログラム(YIP)は、発明能力を備えた青少年を対象にIP創出に向けた特許教育及びコンサルティングの支援により知的財産権利化に取り組み、IP活用のために創業能力を備えられるように支援する教育プログラムであり、創造力、協同精神、起業家精神を基盤に将来の技術価値を創造する青少年発明家を育成している。

2011年度から発明教育者の志気と自負心を高めるために大韓民国発明教育大賞を新設し、発明教育の拡大及び発明文化作りに貢献した教育者を発掘・授賞している。

ロ. 推進内容及び成果

1) 青少年発明フェスティバル

これまで分離して開催した大韓民国学生発明展示会、大韓民国学生創意力チャンピオン大会、青少年発明家プログラムを2014年からは同時に開催した。また、発明トークコンサート、発明体験プログラム、青少年対象に教育コンテンツの提供、発明e-ラーニング広報館など多様な見どころを提供することによって、3万人余りの観覧客が参加するなど発明教育の大衆化に寄与した。

イ) 大韓民国学生発明展示会

大韓民国学生発明展示会は小・中・高校生の優秀な発明品に対するアイデアを発掘・授賞・展示する大会であり、2018年で31回目を迎えた。

同大会の出品対象は小・中・高校生の発明及び考案品であり、予備審査→1次類似作品審査→書類審査→先行技術審査→公衆審査→作品審査→深層先行技術調査→2次類似作品審査→総合審査の過程を経て受賞作が選定される。

優秀な発明品は大統領賞、国務総理賞、教育部長官賞などを授賞し、上位受賞者には賞状及び賞金の他にも海外研修プログラムなどの機会が与えられる。

2018年に開催された第31回の大韓民国学生発明展示会では9,119件の出品作が受付られた。審査過程を経て選抜された241件の出品作の中で主な受賞作は161件で、2018年7月20日から7月22日まで京畿KINTEXにて展示された。そして、大統領賞、国務総理賞及び特別賞を受賞した学生及び指導教師には海外研修を支援し、先進発明文化の学習、学生発明の活性化を図り、発明指導への意欲を高めた。

<表V-1-32>大韓民国学生発明展示会の出品件数

年度	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
受付作品(件)	9,768	8,485	9,538	8,466	7,884	8,010	9,445	9,119

ロ)大韓民国学生創意力チャンピオン大会(旧大韓民国学生創意力オリンピック)

2002年から特許庁で主催している大韓民国学生創意力チャンピオン大会は、青少年の問題解決能力、意思疎通能力など創意性の中核となる能力を涵養し、知識基盤社会を先導する人材養成を目標にしている。2018年には一山KINTEXにおいて新たに実施し、参加チームの数が昨年に比べ15.4%増の1,054チームが参加した。

参加したチーム全体の中から書面審査及び6月に開催された全国市・道予選大会を実施した後、7月20日から22日まで一山KINTEXにおいて本選大会を開催した。各チームは4～5人の構成で、指導教師1人が同伴して表現課題と制作課題、即席課題を解決する。本選大会はさまざまな発明アイデアの展示及び発明体験プログラムなどで構成し、学生と父兄、教師が楽しめる発明フェスティバルの場として運営した。

＜表V-1-33＞大韓民国学生創意力チャンピオン大会の参加チーム数

年度	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
参加チーム	1,273	1,256	1,132	898	839	913	1,054

ハ)YIP(Young Inventors Program:青少年発明家プログラム)

YIPが初めてスタートした2009年にはDUOBACKコアなど2社、134人の学生が参加したが、2017年にはLGディスプレイなど12社、838人の学生が参加し、飛躍的な事業参加の成果を上げた。選定されたチームのアイデアは教育とコンサルティング、アイデアの改善過程を経て特許出願を完了した。

このように、発展と成長を重ねて同事業形態の変化を試み、2018年から優秀人材に対する知財権・事業化能力を高める教育プログラムとして全面的な改編を行い、創意的アイデア創出の能力を備えた青少年にもう一ランク成長させて予備青少年発明家・創業家に育成している。

＜表V-1-34＞YIP(青少年発明家プログラム)の状況

年度	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
後援企業数	2社	6社	8社	8社	9社	11社	11社	10社	12社	-
申込チーム数	134	386	586	822	1,087	1,123	928	947	838	185
参加チーム数	10 チーム	30 チーム	40 チーム	50 チーム	80 チーム	66 チーム	70 チーム	70 チーム	70 チーム	50 人

*2018年から発明能力を備えた青少年の新規アイデアの提案、チームではない個人参加形態に事業内容を変更

2) 大韓民国の発明教育大賞

2011年に新設された大韓民国発明教育大賞は、教育現場において発明教育に献身する優秀な発明教員を発掘し、そのモデルを広め励ますために行われた。

受賞者は候補者の推薦を受けて書類審査と公開検証、面接審査を経て選定されるが、2016年には計8人の受賞者が選ばれた。選抜基準は教育活動の実績及び貢献度、教育方法の優秀性、現場波及性、教育への熱意及び持続性などであり、過去3年間の功績を対象に評価した。

ハ. 評価及び発展方向

韓国特許庁は発明・創意性大会の運営を通じて国民を対象とする発明認識の拡散と発明文化の活性化に向けて多様な努力を傾けている。

また、毎年大会の制度改善と褒賞の拡大に取組み、大会への参加動機を高めるために努力したことで、各々の大会への申請、参加者数が大幅に増加した。

今後は発明教育に対する教育界と社会の関心に対応するとともに、増加する大会参加ニーズに合わせて、これまで成し遂げた量的拡大とともに質的な面においても充実度を高める計画である。また、より公正かつ透明な大会運営のために多様な努力を傾けていく計画である。

5. 知的財産スマート教育²²を活用した全国民向け知的財産常時学習の推進

国際知識財産研修院 教育企画課 行政事務官 パク・ソンヨン

イ. 推進背景及び概要

²² 最上の情報通信技術を基盤に人間中心のソーシャルランニング、オーダーメイド型学習を取り入れたオンライン学習形態

韓国政府は知的財産基本法の制定以降、「第3次国家知的財産人材養成総合計画(2018～2022年)」を樹立して具体的な教育実行計画を推進している。これを受けて知的財産に関する教育の一軸を担当している国際知識財産研修院では、知的財産スマート教育(e-ラーニング)を通じてより多くの国民が知的財産教育が受けられるように運営しており、知的財産社会を先導する優秀な知的財産人材の養成に力を入れている。

国際知識財産研修院では、知的財産スマート教育事業を通じて需要者オーダーメイド型コンテンツを開発して実務中心の知的財産教育を拡大し、小・中・高校生を創意的な知的財産の将来の主役として育成するなど、知的財産分野の中核人材を養成している。知的財産スマート教育事業は、e-ラーニング教育を通じて急増する教育需要に効率的に対応しつつ、多様な階層に知的財産の学習機会を提供し、企業が必要とする知的財産専門人材を養成している。

ロ. 推進内容及び成果

国際知識財産研修院は知的財産教育が必要な6分野を支援してきた。①創意力中心の青少年、②実務人材中心の企業役職員、③知的財産権が必要な理工系の大学生、④発明教育を指導する教員、⑤発明の拡大に取り組むべき特許関連機関、⑥審査・審判の専門性が必要な特許庁公務員などを対象に生涯周期別の生涯教育を実施している。これを通じて2018年には企業の在職者、研究員、大学生、青少年、教員など約37万2千人を教育した。

インターネット基盤のフラッシュアニメーション及び動画で作られた313個の学習コンテンツを提供すると同時に、教育効果を高めるために必要な時は集合教育などと併行するFLIPPED-LEARNING教育を実施している。

このような教育は国家知的財産教育ポータル([www. IP-Academy. net](http://www.IP-Academy.net))を通じて行われ、知的財産教育情報統合システム、教授要員登録システム、ポータル内に「知的財産教育情報資料室」を運営して名実共に国内知的財産教育総合ポータルの役割を果たすことで、教育の信頼性と知的財産教育の民間活用度を高めた。

また、ポータル内に「知的財産ストーリーセンター」を構築し、国民なら誰でも手軽に楽しく知的財産関連の主要 이슈や時宜を得たコンテンツにアクセスできるように、情報と感性が融合した知的財産ストーリーコンテンツ78個をサービスした。また、国内最大規模のポータルサイトであるNAVERのTVキャストに開設された「IPストーリーセンター」を通じて、「第四次産業革命時代、AIロボットの発明も特許が受けられるのか?」、「進化するNPE、特許私掠船警戒令」、「商標と戦争—商標は誰の名前で申請すべきか?」のように時宜を得た内容を全国民がアクセスできるように普及した。

また、ストーリー映像コンテンツの拡散に向けてSNSチャンネル(Youtube、Facebookなど)を運営し、新規コンテンツのランチング記念イベントなど多様なイベントを開催して参加を呼びかけた。

大学には知的財産スマート教育サービスを通じて256講座を開設し、7,777人に対して良質な知的財産教育を提供した。

また、小学生から高校生まで発明に関心のある青少年のために発明記者団を運営して計454件の発明記事を作成させた。発明体験活動とこれに関する作文などを通じて発明の原理と理論的な思考を培っている。また、このような発明記者団の活動はオンライン運営とオフライン支援(取材、教育)により実施され、多くの父兄や青少年から反響を呼んでいる。

一方、発明教師の職務教育は2,370人が研修を受けた。この課程は発明教育の必須的な履修課程として認識されて発明教師の参加率が高い。特に、15時間と30時間課程の「遠隔職務研修」は発明教師が必要な単位を無理せず取得できるよう支援している。

社内の職務教育を希望する企業や役職員の知的財産教育が必要な企業を対象に、需要者が希望する知財権コンテンツを団体教育として提供した。計303機関を対象に企業団体教育(B2B)を実施し、内部のオンライン教育システムを備えている企業や機関

には、コンテンツを貸すことで知的財産eーランニングコンテンツの活用を拡散した。

ハ. 評価及び発展方向

多様な階層が参加できる知的財産スマート教育の常時学習体系は、青少年から大学生、教員、中小企業など企業体の従事者、一般国民にに至るまでライフサイクルに合わせた教育を提供することで、知識基盤社会に対応できる社会的能力を高めることに一翼を担っている。

教育環境が相対的に劣悪な中小企業のためにオーダーメイド型知的財産スマート教育を提供することで、中小企業の知的財産競争力の向上に寄与した。

青少年発明教育分野では、オンライン先行学習の後にオフラインで創意的思考力を育てる学習法であるFLIPPED-LEARNING技法を初めて活用した発明教育コンテンツを「知的財産eーランニング先導学校」6校と共に開発した。開発されたコンテンツと学習資料はオンラインを通じて全国の学校へ普及し、オン・オフラインで連携した学校現場発明教育の新しい地平を開いた。

発明と知的財産に関心のある小・中・高生の青少年を対象に発明記者団活動を展開し、発明と関連のある関係機関を探訪するなど多彩な取材活動と記者教育を支援した。取材した内容を記者団のカフェに自分の記事として作成して共有する経験は、発明記者にとっては創意的な人材として成長できる原動力に作用するはずである。

発明教員の遠隔職務研修は効率性を改善して86.8%の高い終了率を達成した。

2019年にはオン・オフラインの連携教育を活性化させ、中小企業の経営者及び中核人材を対象に運営するオン・オフラインが混合されたIPリーダFLIPPED-LEARNING課程を一般人にまで拡大して2回運営した。また、知的財産eーランニング先導学校を6校運営してこれと関連する優秀コンテンツの制作を支援し、青少年のための知的財産オンライン教育資料の普及を推進する計画である。また、知的財産スマート教育活性化

のための優秀受講生の支援、広報説明会など多様な教育支援を推進する計画である。

また、企業体と一般人の需要者を対象にした実用的な知的財産教育コンテンツの開発を目標に、特許情報に関する認識向上コンテンツ及び中小企業担当者のための知財権コンテンツなどを開発して普及し、大韓民国の知的財産人材養成の基盤拡大に寄与できるものと期待される。

<表V-1-35> 知的財産スマート教育の対象別運営状況

(単位：人)

教育対象	教育形態		教育運営現況		
			教育課程形態	運営方法	受講者数 (2018年基準)
企業体	B2C	一般人	開かれた教育	知的財産認識向上	25,892人
	B2B	大企業	団体教育	基礎、企業職務教育	55,612人 (30社)
		中小・中堅企業	団体教育	基礎、企業職務教育	91,509人 (185社)
		公共機関	団体教育	基礎、職務教育	8,052人 (18機関)
		公共機関 －弁理士及び職員	団体教育	見習弁理士職務教育 と連携(集合教育2 期、下半期)	353人 (1機関)
		地域知識財産センタ ー連携企業、機関	団体教育	基礎、職務教育	61人 (24地域センター)
		産学協力団	団体教育	基礎、職務教育	3,019人 (4産学協力団)
		研究機関(政府出資 (研)含む)	団体教育	基礎、職務教育	8,500人 (7研究機関)
		コンテンツ賃貸	団体教育	基礎、職務教育	6,951人 (5機関賃貸)
		その他(特許法律事 務所、社団法人な ど)	団体教育	基礎、職務教育	7,551人 (34機関)
大学生	B2B	理工系	団体教育	単位課程と連携	5,256人 (218講座)
		デザイン	団体教育		71人 (3講座)
		教大/師範大	団体教育		723人 (10講座)
		人文大/法大/経商大 /賃貸など	団体教育/コン テンツレンタル		1,727人 (25講座)
青少年	B2C	青少年	開かれた教育	自律受講	10,692人

2018年度知的財産白書

	B2B	小学生	団体教育	正規授業、放課後活動、裁量活動、学生生活指導などと連携	11,422人 (44校)
		中学生	団体教育		12,740人 (32校)
		高校生	団体教育		34,133人 (2校)
		地域教育など その他	団体教育		69,537人 (154教育機関)
発明教員	B2B	小学生	教育庁団体教育	年5期数、職務教育	1,680人
		中学生			632人
		幼稚園/その他			58人
公務員	B2B	特許庁	個別教育	年中常時、特別課程	8,092人
計		コンテンツ313個			364,263人 (オンライン教育受講者)

第3節 発明振興イベントの開催を通じた発明活動促進及び国民の認識向上

1. 概観

産業財産政策局 産業財産政策課 行政事務官 チョウ・ヒョンド

「発明の日」の記念式は優秀発明家及び発明功労者を表彰することで、発明家と科学技術者の士気を高め、国民に発明ムードを広げるために開催するイベントである。2018年には「発明による革新成長、特許による職場づくり」というテーマで、東大門デザインプラザ2館(ソウル市中区所在)にて開催した。

2018年「発明の日」記念式では金塔産業勲章を含む政府褒賞など79個の授賞が行われ、この中で今年の発明王の受賞者には褒賞金の支給、トロフィーの授与、「発明家の殿堂」の献納などの副賞が授賞された。

国内に登録された特許及びデザインを対象に優秀発明を発掘して授賞する特許技術賞は、2018年には12個の発明と2個のデザインを選定し、ルメルディアンソウルホテルにおいて特許庁と中央日報が共同で授賞した。計226件の応募で16:1の競争率を記録し、計14件の受賞作の中で個人及び中小企業が10件を占めた。

2011年度から統合して実施している大韓民国発明特許大典及び商標・デザイン権展、ソウル国際発明展示会は、国内の優秀特許と商標・デザインだけでなく、世界各国の発明品を展示する国内最大規模の知的財産権展示会である。2018年には30,235人以上の観覧客が展示会場を訪れ、国内90社(人)から90点、国内外32ヵ国から604点を出品及び展示し、国内外発明家の交流拡大及び国際ネットワーク構築の機会を提供した。

2. 第53回「発明の日」記念式の開催

産業財産政策局 産業財産政策課 行政事務官 チョウ・ヒョンド

イ. 推進背景及び概要

知識情報化社会における知的財産の創出・活用及び保護に至る知的財産の好循環構造確立の有無は、国家と企業の競争力における主な基盤となっている。

このような循環のスタート時点である知的財産創出を促すためには、社会における各界各層へと知的財産創出の底辺を拡大する法的・制度的・文化的インフラが構築されなければならない。そのために発明家に対する尊重とともに、発明と知的財産の重要性に対するコンセンサスを拡大し、国民の間で発明ムードを作っていくことが必要である。

政府は知的財産に対する認識の重要性を高め、発明の生活化を定着させるため、1957年に世宗大王が世界初の測雨器を発明した日(1441年5月19日)を記念し、5月19日を「発明の日」と定めて法定記念日に指定した。発明の日の記念式典では発明家の士気を高めるために功労者に対する褒賞、記念パフォーマンス、優秀発明品の展示など多様なイベントを行っている。

ロ. 推進内容及び成果

2018年の第53回「発明の日」記念式典は「発明による革新成長、特許による職場づくり」というテーマで主要人事及び発明功労者、優秀発明企業、発明学生及び指導教師など約600人余りが参加した中で、5月16日に東大門デザインプラザ2館で開催された。

特許庁長官が国務総理の祝辞を代わりに読み、知的財産基盤の職場づくりに対する政府の支援意志を表明した。

記念式典では発明及び特許分野に貢献してきた功労者に対して特許庁長官が金塔産業勲章など政府褒賞を行い、大韓民国を代表する発明家1人を今年の発明王として選定して証書とともにトロフィーを授与した。

特に、第 53 回発明の日ではお祝いムードを盛り上げるため、ビーボーイ、打楽器、パフォーマンスの公演など多様なプログラムを運営した。

<図 V-1-4> 特許庁長官(国務総理
代行)の授賞



<図 V-1-5> 記念映像の上映



<図 V-1-6> 2018年今年の発明王授賞



<図 V-1-7>ブリッジ公演



ハ. 評価及び発展方向

2018 年第 53 回の発明の日記念式典では世宗大王即位 600 周年を迎え、大王の愛民精神を称えるために褒賞者の展示以外に「暖かい発明」をテーマに企画展示も実施し、見物及びイシュー化に成功した。下半身障害者のための義足ロボットと露天商たちが簡単に物を移動したり販売できる移動式販売台など先端技術や経済成長に寄与する発明だけでなく、多くの人々に利益を与える暖かい発明品などを展示してその意味を深めた。一部褒賞者の場合は家族(夫人)と共同受賞を通じて受賞者の士気を高め、優秀

発明品展示ゾーンと参加者/観覧客対象のインタビューゾーン及びフォトゾーンを運営して参加者たちが楽しめる発明の日であったという評価を受けた。

3. 2018年特許技術賞の授賞

特許審査企画局 特許審査制度課 工業事務官 キム・スヒョン

イ. 推進背景及び概要

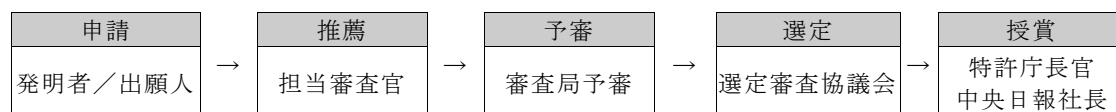
特許庁と中央日報は1992年から発明者と創作者の士気を高め、国民全体に発明ムードを広げることで産業の技術競争力を高め、さらに、国民経済発展に貢献するために毎年上・下半期2回にわたって特許庁に登録された発明・考案またはデザインの中から優秀な発明などを発掘して特許技術賞を授賞している(発明振興法第6条第6号に基づく)。

特に、2014年には予算不足、事業化に対する専門性不足などで可視的な事業成果を収めることができず、各種発明関連授賞において頭角を現し難い個人や小企業の優秀な特許技術が死蔵されることを防ぎ、事業の活性化を誘導するために「洪大容賞」を新設した(「機械式渾天儀」などを発明し、地球自転説を主張した朝鮮時代の発明家であり実学者である洪大容の名を取ったもの)。

特許技術賞は世宗大王賞(1件)、忠武公賞(1件)、池錫永賞(2件)、丁若鏞賞(デザイン、1件)、洪大容賞(2件)で構成されている。従来は世宗大王部門と洪大容部門に区分して申込みを受付けて別途の審査を進めたが、2つの部門において重複する申込みが多く審査の区分が不必要と考え、2019年からは2つの部門を統合して申込みと審査を進行する予定である。

特許技術賞の受賞者には賞金とともに体系的な創業支援プログラムへの参加機会と特許技術賞受賞マークを提供し、受賞発明の事業化マーケティングを支援している。

＜表V-1-36＞特許技術賞の施行日程



ロ．推進内容及び成果

2018年特許技術賞受賞者には中小ベンチャー企業部の創業跳躍パッケージ、創業成功パッケージ及び創業先導大学支援事業と連携した創業企業支援特典を提供し、多少硬直した授賞式の雰囲気を一変させ、受賞者たちが一緒に楽しめる授賞式となった。

2018年上半期には韓国原子力研究院のイ・スンヨプ責任研究員などが発明した「セシウムイオンの生鉱物学的除去方法及び装置」が世宗大王賞に選定された。該当発明は、放射能汚染水と原電解体時に排出する廃棄物に含まれる放射性セシウムを自然微生物を利用して低廉で容易に分離・処理できる環境にやさしい技術であり、一般的に化学的に沈殿が不可能だと知られているセシウムを固いクリスタル結晶体で作り沈殿させる世界初の技術である。この技術は原電安定性向上に大きく貢献し、今後原電排水処理時にほとんど輸入に依存している吸着剤の代わりになるものと見込まれる。

2018年下半期には(株)フュービスのパク・ソンユン研究所長などが発明した「接着強度が向上したバインダー用ポリエステル繊維」が世宗大王賞に選定された。該当発明は、産業全般に渡り多様に使用される接着用ポリエステル繊維に関するものであり、原料費に対する依存性が高い化学繊維市場において世界最初にイソフタル酸を使用せず新しい原料物質を使って繊維の生産に成功した。この技術で生産された接着用繊維は常温及び高温において接着力が従来の素材に比べ優秀であり、接着後の形態の安定性もかなり高いものと評価され、今後バインダー用ポリエステル繊維素材技術の持続的な競争力確保が可能になる見通しである。

<図V-1-8>2018年上半期受賞作の試演



<図V-1-9>2018年上半期授賞式



<図V-1-10>2018年下半期受賞作の
試演



<図V-1-11>2018年下半期授賞式



ハ. 評価及び発展方向

特許庁は特許技術賞制度を通じて1992年から2018年下半期まで計372件の優秀発明・デザインに対して授賞し、優秀な特許技術が事業成果を出せるよう持続的な支援を提供している。

2019年からは既存の1ヵ月前後であった申込み期間を3ヵ月までに拡大して申込み部門を統合する一方、審査官の推薦手続きを改善してより多様な候補作を公募することによって受賞作の質的向上を図る予定である。また、特許技術賞の趣旨に合わせて事業化などに関連した評価基準を縮小して権利範囲と技術性などを総合的に鑑み、優秀な特許技術が選定されるよう運営する予定である。

4. 2018大韓民国知的財産大典の開催

産業財産政策局 産業財産政策課 行政事務官 チョウ・ヒョンドウ

イ. 推進背景及び概要

大韓民国発明特許大典、商標・デザイン権展及びソウル国際発明展示会を「2018大韓民国知的財産大典」という名前に統合して開催した。大韓民国知的財産大典は知的財産権に対する国民の認識を高め、発明ムードを広め、国内外発明家の交流を拡大して国際的なネットワークを構築することにその目的がある。さらに、展示会を通じて優秀発明品を一般国民に広く知らせ、販路を切り開くことで流通が活性化できる。また、技術先進国への跳躍に向けて1年間の発明と特許を決算して授賞することで新技術を発掘でき、ますますその価値が重要となっている商標とデザインの発展を図る効果もある。

これまで大韓民国発明特許大典は1982年から毎年開催され、今年で第37回目を迎えた。商標・デザイン権展は2006年から毎年開催され、第13回目を迎えた。ソウル国際発明展示会は2002年から2008年まで隔年開催であったが、2009年からは毎年開催となって14回目を迎えた。

ロ. 推進内容及び成果

2011年から大韓民国発明特許大典及び商標・デザイン権展、ソウル国際発明展示会を同時に開催し、国内の優秀な特許と商標及びデザインのみならず、世界各国の発明品を共に展示することで、名実共に韓国における最大規模の知的財産権展示会となった。これを通じて国内外発明特許イベントのプレゼンス及び国際的イメージの向上に大きく貢献した。

大韓民国発明特許大典は受賞作90社90点の製品展示と共に、多様な見どころを提供することで一般国民の関心を引き起こし、展示会のプレゼンスを高めた。また、受賞作中心のメイン展示館の他にソウル市優秀製品ゾーン、中小企業振興公団館、創業移

民人材養成館、知的財産トレンド館、知的財産ワンストップサービス館、職務発明広報館、国民安全チャレンジ館、知的財産経営認証館など多様な付帯展示館を運営することで、参加者に製品(技術)に対する評価と販路拡大の機会を提供するとともに、職務発明制度の相談も提供した。

商標・デザイン権展は商標・デザイン権受賞作展示館、説明館をはじめ、商標・デザイン権トレンド館、紛争事例館など様々な構成を通じて多様な年齢層の観客のために様々な工夫をした。

ソウル国際発明展示会は10年連続で30ヵ国以上の参加と過去3年平均600件を超える出品作の紹介で、世界的な発明展示会として位置づけられた。2018年には国内185点を含め、世界32ヵ国から604点を出品及び展示し、世界的な発明展示会として国内外発明家の交流拡大及び国際ネットワークの構築のための良い機会を提供した。また、知的財産ワンストップサービスゾーン内のバイヤーマッチング館を通じて現場における相談を実施することで参加者の発明品を広報するだけでなく、事業化の実績向上にも貢献した。

<図V-1-12>大韓民国知的財産大典
の開催



<図V-1-14>授賞式の授与場面

<図V-1-13>知的財産トレンド館の
展示全景



<図V-1-15>商標デザイン権展の展示
全景



<図 V-1-16> 知的財産の説明会場



<図 V-1-17> ソウル展授賞式の全景



ハ. 評価及び発展方向

今回のソウル国際発明展示会では、海外発明特許関連機関初のGCC(湾岸協力会議) Patent Officeへの参加誘致により、湾岸諸国(バーレーン、オマーン、アラブ首長国連邦など)が参加する成果があった。また、従来の広報方法と共に海外広報も積極的に行い計1,024件の国内外報道(国内324件、海外680件)がなされ、この他にもKBインベストメント、新世界TVショッピング、韓国生活健康など6人のベンチャーキャピタルを含む計19人の専門家が参加するワンストップゾーン内におけるバイヤーマッチング館を運営することにより、参加企業の広報及び販路開拓に役立てるよう努めた。

今後は従来の参加国の他に、米国及びヨーロッパ諸国の出品誘致増大のために外国で実施する国際発明展示会において参加企業を対象に積極的に広報する予定である。

5. 第1回国民安全発明チャレンジの開催

産業財産政策局 地域産業財産課 行政主事 ユン・ジョンオ

イ. 推進背景及び概要

セウォル号、堤川火災など国民の生命と財産に膨大な被害を及ぼす大型災難に効果的に対応するため、災難現場の意見を反映した装備・技術開発の必要性が台頭した。特許庁は災難現場公務員の創意的なアイデアを発掘し、そのアイデアが知的財産権コンサルティングを通じて価値ある技術となり、その優秀技術が現場において実際に活用されるとともに、零細な民間安全産業体に技術移転されて安全産業市場が活性化となるよう積極的に支援している。

韓国特許庁は2016年から海洋警察庁と「海洋警察発明展事業」を運営した。海洋安全に関するアイデアを海洋公務員及び国民を対象に発掘し、そのアイデアに対する知的財産コンサルティング及び現場活用・民間技術移転を支援した。海洋警察発明展の成功的な運営を土台に、国民安全を担当する警察庁と消防庁において関心を持ち災難、治安分野公務員を対象に拡大運営を提案することによって、2018年には国民安全を担当する警察、消防、海洋警察公務員まで拡大して国民安全発明チャレンジを開催した。

ロ. 推進内容及び成果

韓国特許庁は2018年2月に政府ソウル庁舎において警察庁、消防庁、海洋警察庁と国民安全発明チャレンジの運営及び知的財産協力増進のために業務協約を締結した。


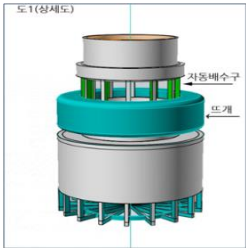
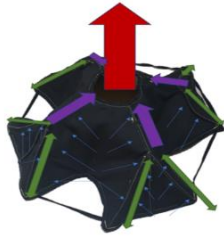
業務協約の結果、特許庁は国民安全に向けた現場アイデアの持続的な発掘基盤造成のために警察庁、消防庁、海洋警察庁の公務員を対象に知財権訪問教育及びオンライン研修課程を開設した。2018年には消防及び海洋警察関連機関を対象に5回の訪問教育を行い計188人が訪問教育を受講した。このような知的財産権訪問教育を通じて国民安全分野公務員の職務発明に対する認識及びアイデアのレベルを高めた。また、国家知的財産教育ポータル(IPアカデミー)にオンライン教育課程を新設して非弾力的な

日程にある現場公務員が知財権教育を常時受講できるよう支援した。

また、事業広報会、SNS広報を進めて第1回国民安全発明チャレンジを公報し、現場のアイデアを積極的に収集した。

第1回国民安全発明チャレンジには、現場公務員が関心と熱意を持って支援したことから計966件のアイデアを受付けた。受け付けられたアイデアは、安全及び知的財産専門家の公正な審査を経て優秀アイデア33件を発掘して専門遂行社の高度化及び権利化の支援により優秀技術として育成し、国有特許22件と自治体特許11件が最終的に出願された。また、韓国発明振興会の知的財産仲介所を通して受賞作の中から1件を民間企業に技術移転し技術事業化を成し遂げた。本大会の授賞式を国会において大韓民国安全産業発展コンファレンスと連携して開催した。授賞式期間に国会のロビーに受賞作を展示し、憲政記念館において授賞式が行われ受賞者の自負心を鼓吹させた。さらに、授賞式後に安全産業発展コンファレンスを開催して技術移転の締結式を行い、省庁協力事業の優秀事例として共有でき、現場中心の安全技術育成・活性化方案セミナーを運営した。また、その後に受賞作は行政安全部とKINTEXで主管する「2018年大韓民国産業安全博覧会」、特許庁がCOEXにて主管する「2018年大韓民国知的財産展」を通して国民向けに展示し、現場公務員の職務発明活動及び国民安全のための努力を知らせた。

<図V-1-18>国民安全発明チャレンジの最優秀受賞作

出入口非常開放装置(警察)	自動排水用ソフトバルブ(消防)	携帯用防爆装備(海洋警察)
		

ハ. 評価及び発展方向

国民安全発明チャレンジは国民安全のために勤務する公務員が自分の勤務経験を基に直接アイデアを出し、安全に役立つ製品を開発するという点において意味深いイベントと言える。また、特許庁はこれらのアイデアが具体化されるよう助け、知的財産に対する教育を提供することによって、省庁間の良い協業事例となったことに大きな意味がある。

韓国特許庁は第1回国民安全発明チャレンジの成果を土台に、今後国内だけでなく国外の技術移転も推進し、韓国の優秀国民安全技術を海外に知らせて治安韓流を造成する予定である。これを受けて2019年には優秀受賞作の海外出願(PCT)を支援して海外の権利を保護し、優秀受賞作が需要のある海外へと進出できるよう積極的に支援する予定である。

第4節 女性発明教育及び女性発明振興活動の展開

1. 概観

産業財産政策局 産業財産政策課 行政事務官 チョウ・ヒョンドウ

過去5年間の女性の特許出願件数は毎年増加趨勢を見せたが昨年は小幅減少した。

韓国の女性経済活動参加率も2017年基準で59.0%であり、OECD会員国の平均である64.0%と比べると依然と低いレベルである。高い教育水準と優れた才能を持つ女性人材を適材適所にうまく活用できないことは国家的に大きな浪費である。また、韓国は急速な少子高齢化によってますます労働力が不足していく状況の中で、女性の経済活動参加を促すために多様な女性発明振興事業に取り組むべきであるという必要性が提起された。

韓国特許庁は韓国女性発明協会の支援事業を通じて女性の知的財産に対する認識を高めるため、全国で女性向けの知的財産権教育を実施している。女性の発明アイデアが死蔵されず、産業界で積極的に活用できるよう、世界女性発明大会、生活発明発掘支援、女性発明品博覧会など多様な支援政策を推進している。

女性の潜在力と創意力の開発は国家産業発展の新しいエンジンであるだけに、女性特有の創意性とアイデアが特許として具体化され、その特許が商品化に繋がることで、女性発明・女性起業家の成功事例がより多く誕生するよう、多様な女性発明振興に向けて積極的に取り組んでいく計画である。

2. 女性発明の底辺拡大及び知的財産認識の向上

産業財産政策局 産業財産政策課 行政事務官 チョウ・ヒョンドウ

イ. 推進背景及び概要

女性の社会経済活動に対する関心の増大と持続的な支援により、韓国の女性の経済活動参加人口は着実に増加している。しかし、女性経済活動参加率は依然としてOECD 会員国の中で最下位にとどまっており、出産と育児の時期である30代に発生する経歴断絶現象も未だに続いている。そのため女性の経済活動促進に向けて多様な女性発明振興事業を積極的に推進する必要性が提起された。

そこで、政府は女性特有の創意性と創造力の開発のために、女性向けの体系的な知的財産権教育及び情報提供、生活発明発掘支援などを通じて女性発明の底辺拡大及び発明人材の育成に取り組んでいる。

ロ．推進内容及び成果

1) 女性向けの知的財産権教育

特許庁は女性発明に対する社会的な関心とムードを呼び起こし、潜在力のある女性発明家の発掘及び育成のため、各地方自治体、地域女性団体などと協力して発明に関心のある主婦、就職・創業を準備している女性、父兄、女子大生などを対象に知的財産権教育である「女性発明創意教室」を運営している。

弁理士、発明教育現場の専門家、成功した女性発明家などを講師として招いて運営する女性発明創意教室は、知的財産権に関する概要及び事例、女性の創意性及び潜在力開発の価値、発明技法及び要領、女性発明家の発明体験事例などを主な内容として講義を行う。講義を通じて知的財産権に関する認識を高めると同時に、発明の底辺を広げる上で大きく貢献している。2018年には知的財産に関する認識もレベルと就業・創業、職業、進路など教育対象の特徴によってオーダーメイド型カリキュラムを編成して教育を行った。

女性発明創意教室は2008年から2018年まで計599回実施し、37,499人が参加した。

2) 生活発明コリアの運営

2014年から女性に対する創造経済支援プロジェクトとして「生活発明コリア(www.womanidea.net)」システムを新たに構築し、女性の生活発明発掘支援事業を推進している。2018年には1月29日から4月5日まで女性の生活の中のアイデアを公募した結果、計1,409件のアイデアが受け付けられた。受け付けられたアイデアに対してはオンライン書類審査、先行技術調査、アイデアの発表及び面接など3段階の審査を通じて最終支援大賞作として39件を選定した。

未出願アイデアに該当する<参加部門1>の選定作は、オーダーメイド型メンタリングを通じて知的財産権の出願、技術及びデザイン開発などを体系的に支援した後、試作品を製作して11月8日にオンライン上で公開し、11月21日まで予備消費者の評価を実施した。それに続いて11月23日にCOEXにて生活発明コリアの最終審査及び授賞式を開催した。公開オーディション形態で行われた最終審査では、関連分野の専門家で審査委員会を構成し、25人の提案者が自分の開発製品について説明・紹介した後、現場の審査委員会の点数に事前に実施されたオンラインユーザー評価を合算して最終順位を決め、最高の賞である大統領賞受賞者には発明奨励金として1千万ウォンを授与した。出願発明に該当する<参加部門2>の選定作は、試作品製作支援の後、創業及び事業化に関するオーダーメイド型コンサルティングを提供した。また、2017年度選定作のうち25件に対して展示博覧会参加支援を行い、3件に対して個人別オーダーメイド型コンサルティングを行うことで、女性発明起業家として成長できるよう支援した。

3) 女性発明情報ウェブマガジンの発刊

女性発明イベント及び支援情報、発明界の各種ニュース、政府の知的財産権創出促進事業の紹介などのため、ウェブマガジン「発明する人たち」を毎月発刊してEメールニュースレター形式で配布した。女性発明振興事業への参加案内、特許庁及び関係機関のニュース、生活発明コリアイベントの成果、女性発明起業家インタビューなど新しい情報と多様なニュースを発明家、政府機関、地方自治体、女性団体、関係機関、

全国大学発明サークル、女性出願人及び登録者などに提供した。

ハ．評価及び発展方向

女性発明振興事業はより多くの女性が知的財産権を有し、経済活動に参加することによって、韓国の産業発展を促進するという目標の下で展開された。また、創意的な女性発明家を育成・活用し、優秀な女性発明の出願及び事業化を支援するため、体系的な女性発明教育と多様な振興事業を推進してきた。特に、2018年には女性の生活の中の発明アイデアに対する権利化及び事業化のために推進する「生活発明コリア」が5回目を迎え、事業に対する大衆的な認知度が大きく向上した。これにより前年比アイデアの受付件数、ネチズン投票者数、公開イベント参加申込み数、サイト訪問者数、サイト加入者数が大幅に増え、発明に対する関心と参加ムードが拡大した。

3. 女性発明の事業化支援

産業財産政策局 産業財産政策課 行政事務官 チョウ・ヒョンドウ

イ．推進背景及び概要

21世紀は土地・資本など有形資産が競争力の基盤となる産業社会から、情報・知識に基づく技術力・ブランド・デザインなど無形資産中心の知識基盤社会へとシフトする、知識を活用した新しい産業が成長エンジンとして台頭する時点である。特に、このような状況下において、少子高齢化社会に入った韓国の場合、女性の経済活動は新しい活動主体としてその重要性はますます増大している。

そこで、女性発明の事業化を通じた国際競争力の向上に向けて、製品化支援、販路開拓及びビジネスマッチングの機会提供のための世界女性発明大会及び試作品製作、女性発明品博覧会などを通じた支援が求められるようになった。

ロ．推進内容及び成果

1) 女性発明品博覧会及び世界女性発明大会の開催

女性発明品の販路開拓及びブランド認知度の向上を通じて女性の企業活動の活性化に寄与するため、女性発明品博覧会と世界女性発明大会を開催している。特に、2018年にはイベントの名称に対するブランディングを推進し、「女性発明王EXPO」という新しいネーミングとロゴを開発して効率的に広報活動を展開した。

第18回の女性発明品博覧会は2018年6月28日～7月1日までKINTEXにて開催し、国内の女性発明家・企業96社が102ブース規模で参加した。展示場内に事業化支援館を運営し、参加企業を対象に4日間で技術取引・評価及び流通戦略相談サービスを125回提供した。

博覧会において同時開催される世界女性発明大会は2008年から世界知的所有権機関(WIPO)の後援でスタートし、韓国が知的財産強国として国際的なリーダーの役割を果たす上で大きく貢献した。また、国内女性発明家に国際大会の受賞及び幅広い海外ビジネスマッチングの機会を提供しシナジー効果を出した。2018年には海外27ヵ国で148点、国内で225点が出品され、グランプリを始め本賞298点に対して授賞した。

<図V-1-19>大韓民国女性発明品博覧会



<図V-1-20>大韓民国世界女性発明フォーラム



2) 世界女性発明フォーラム、アカデミーの開催

世界女性発明大会と連携して2008年から世界女性発明フォーラムと、2009年からグローバル女性IPリーダーシップアカデミーを開催している。女性発明起業家の国際交流の拡大及びビジネスマッチングを通じてグローバルIP女性企業を育成することに貢献してきた。

2018年には世界知的所有権機関(WIPO)の支援で、世界知的所有権機関中小企業局諮問官、モロッコ国立漁業研究所長、ジャマイカビジネス開発院専門官、スリランカWalyamba大学教授、スイス・シンガポール・ケニア企業のIP専門官などを講師に招いてフォーラムを開催した。

アカデミーは6月2日と3日にロッテホテルL7江南で開催し、国内外の女性発明起業家及び理工系大学生など80人余りが参加した。WIPOの後援で海外の専門講師を招請、ビジネスのためのIPシステムの活用、ライセンス・フランチャイズ・マーチャンダイジングを通じたIP資産の活用などをテーマに理論講義及び討論、体験学習を提供した。

ハ. 評価及び発展方向

世界知的所有権機関(WIPO)との緊密な協力を通じて世界的な規模の唯一な女性発明大会を韓国で開催することで、特許強国としての大韓民国のプレゼンスを高めることに寄与し、国内外の女性発明品を国際的に広報することで販路開拓及び海外進出の機会を提供した。

特に、2018年には世界女性発明大会の参加者及び出品作数が国内と国外ともに大幅に増加して史上最大の参加規模を記録し、28カ国の参加により多様性の幅が広がった。女性発明品博覧会の参加企業に対する特典も増え、女性発明品に対する投資を誘致するための模擬投資説明会「IPピッチングデー」を開催することで優秀な女性発明品を紹介でき、生中継を行いオン・オフラインで同時に広報する「商品レビューライブショー」、女性発明王3人の発明ストーリー「セバニョトークショー」など付帯イベン

トを設け観覧客の見どころを多様化して女性発明に対する一般人の関心を高めた。

女性の潜在力と創意力の開発は国家産業発展の新しい原動力であるだけに、女性特有の創意性とアイデアが特許として具体化され、そのような特許が商品化につながって女性発明・女性起業家の成功事例がより多く誕生するよう、女性発明振興に向けて多様かつ積極的な努力を傾けていく計画である。

第2章 知的財産行政サービスの改善

第1節 特許行政情報システムの高度化

1. 概観

情報顧客支援局 情報顧客政策課 放送通信事務官 ハ・ジョンフン

イ. 概要

韓国特許庁は1999年に世界初のインターネット基盤特許出願システムを開通した。2005年からは通年24時間体制の電子出願サービスを運営している。2013年にはクラウド技術を基盤とする第3世代特許ネットシステムの開発を完了した。特許ネットシステムは出願・審査・審判・公報発刊など全ての特許行政業務を電算化した知的財産総合情報システムであり、知的財産法・制度改正事項の反映など特許ネットシステムを持続的に改善することで特許行政業務の効率的・安定的な運営を図っている。

また、国内外の産業財産権情報をより簡単・便利に利用できるように特許情報検索サービス(KIPRIS、www.kipris.or.kr)を高度化するなど、世界最高水準の迅速かつ正確な審査・審判サービスの提供を目標に特許ネットシステムを持続的に発展させている。

特許庁が保有している国内外知的財産情報を民間企業などで積極的に活用できるよう、特許情報活用サービス(KIPRISPlus)を通じて大容量データ(Bulk Data)、開放型共有体制(Open API)、リンクトオープンデータ(LOD)など多様なサービス方法で開放している。

特許情報検索サービスは知的財産情報の活用と拡散のために国内の特許・実用新案・デザイン・商標情報はもちろん、米国とヨーロッパ、日本など海外の特許情報も迅速かつ正確に検索・閲覧できるサービスであり、特許庁内部の審査官・審判官が利

用する審査官用検索サービス (KOMPASS) と誰でも簡単・便利に検索できる一般向け検索サービス (KIPRIS、www.kipris.or.kr) を提供している。

また、特許ネットシステムの開発及び運営における長い経験を基に、特許庁は知的財産権分野情報化システムの海外拡散にも力を入れている。2016年2月には450万ドル規模の費用をアラブ首長国連邦 (UAE) 政府が負担する条件でUAE特許行政全過程に対するオンライン特許行政情報システム構築の輸出契約を締結した。該当の輸出件はシステムの構築とともに韓国特許庁情報化専門家を派遣するなどの内容で、韓国電子政府輸出の優秀事例として挙げられる。先進情報通信技術を基にアジアとアフリカ地域の主要途上国の特許行政情報システム構築を手助けするなど、韓国型特許行政情報システムの拡散に取り組んでいる。

さらに、特許庁は急変している知的財産環境の中で米国、ヨーロッパ、日本、中国など主要国特許庁及び世界知的所有権機関 (WIPO: The World Intellectual Property Organization) と特許情報化分野における協力を強化している。特に、主要国特許庁 (米国、ヨーロッパ、日本、中国) とは、定期的に二国間及び多国間情報化専門家会議を開催して世界特許情報化分野を先導する国家間の主要情報化 이슈に対する共同対応方案を議論している。

2. 特許行政分野別情報化中長期計画の策定

情報顧客支援局 情報顧客政策課 放送通信事務官 ハ・ジョンフン

イ. 推進背景及び概要

第四次産業革命時代、新しい付加価値の創出を促進する電子政府エコシステムを作り上げるため、高付加価値を持つ知的財産情報を取り扱う特許庁の情報化未来モデルの設計は何よりも重要であると言える。そこで、特許庁は庁内外の多様な特許ネット使用者の意見収集と過程を通じて2018年8月に「特許行政情報化ビジョン及び方向性」を策定した。その後、中長期情報化戦略計画の策定のために外部の専門家コンサルテ

イングを実施し、より具体化させて2018年12月に次世代スマート特許ネット構築5カ
年計画を最終的に策定した。

次世代スマート特許ネット構築計画は2019年から2023年まで5年にかけて推進する
情報化総合計画であり、特許行政の品質と効率性、民間サービスの利便性を高めるた
めに特許ネット人工知能基盤の知能型システムに世代交代するものである。

ロ. スマート特許ネットの方向性

今回の次世代スマート特許ネット構築計画は、知的財産をめぐる国内外の政策環境
を綿密に分析して使用者の要求事項を反映して構築された。

まず、内部環境は審査・審判官が参照すべき国内外の先行技術文献が急速に増加す
るにつれ、迅速で正確な審査・審判サービスを維持するための負担がますます加重し
ている。また、代表的な国民サービスである電子出願の場合、使用者がPCに電子出願
用ソフトウェアを必ず設置しなければならない、書式改訂とシステム変更ごとにアップ
デートしなければならない不便事項があった。

外部的には米国など主要先進特許庁はAI基盤の特許検索、自動分類、機械翻訳サー
ビスなど知能情報技術を活用して特許行政を知能化、効率化する政策を積極的に取組
んでいる。

次世代スマート特許ネット構築計画には、「スマート特許ネットと共により良い特
許強国をつくる」というビジョンを持って、第4大推進戦略の下に次の26の細部推進
課題が含まれている。

その一つ目の戦略は、知能情報技術を活用して特許行政を知能化することである。
技術成熟度が高いAI機械翻訳、商標イメージ検索及びチャットボット相談を優先的に
導入して審査品質を向上し、24時間無中断相談サービスを提供して接近性と利便性を
高める計画である。一方、技術成熟度が低いAI特許検索、自動分類、ビッグデータ基

盤統合管制システムは十分な研究と実証を経た後に段階的に推進していく計画である。

二つ目の戦略は、システムを改善して特許行政を効率化にすることである。迅速で正確な審査を支援するために検索システムと欠陥点検機能を強化し、化学発明の化学式と合金発明の造成比検索システムを新たに構築して検索の正確度を高めていく予定である。

三つ目の戦略は、サービスと連携及び標準化を通じて使用者の利便性を向上することである。スマートフォンなどでいつでもどこでも特許・商標などの出願ができ、進行結果の照会と手数料の納付も可能にするモバイル電子出願システムを構築する計画である。また、公認認証書以外に諮問、虹彩、イメールなど多様な政府標準認証体系を電子出願サービスに適用してアクセスの利便性を高めていくとともに、国民に簡素化した書式で弁理に出願できるよう電子出願サービスをウェブ基盤のシステムで再構築し、出願書作成時に先行技術の存在有無と各種誤謬などを自動に点検できる機能も支援する計画である。

一方、知的財産情報サービス企業がAI基盤の高付加価値サービスを開発できるよう活用価値が高い機械翻訳学習データ、特許図面符号などを加工して構築し、民間と共有する計画である。

最後に、インフラ拡充を通じてシステムの性能を高度化することである。膨大なデータの高速処理が要求されるAI学習、ビッグデータ分析などを円滑に支援できる電算資源をコンピューター環境で構築する計画である。また、民間で開発した最新技術と公開ソフトウェアなどをシステムに適用して活用できるよう特許ネットをオープンアーキテクチャーに転換していく予定である。

今後特許庁は、次世代スマート特許ネット構築5ヵ年計画を基盤に技術発展の速度とトレンドを反映した細部計画を策定し、システムの設計と構築を段階的、体系的に推進する計画である。特許庁は出願人、知的財産情報サービス業者、システム運営者など使用者すべてが満足するスマート特許ネットを成功的に構築できるよう持続的に

努力していく予定である。

3. 第3世代特許ネットシステムの構築・運営

(1) 第3世代特許ネットシステムの構築及び高度化

情報顧客支援局 情報システム課 放送通信事務官 イム・ミンソプ

イ. 推進背景及び概要

韓国特許庁は1999年1月2日に特許行政情報化において記念すべきことである特許ネットシステムの開通に成功した。特許ネットシステムは産業財産権の全分野に対する出願、及び事務処理自動化システムである。特許ネットシステムの開通によって書面による手作業の業務処理方法から電子文書による自動化業務処理方法に変わった。

その後、多様化、高級化した特許顧客の情報化要求に応じていつ(Anytime)どこでも(Anywhere)利用可能な「U-特許庁(Ubiquitous特許庁)の実現」を目標に2003年から2005年まで3年かけて特許ネットⅡを構築した。特許ネットⅡでは24時間電子ユーザーサービスと世界初のオンライン在宅審査制度などを導入した。これにより特許ネットシステムを一段とアップグレードした。

しかし、知財権規範の国際的な統一化に歩調を合わせ、国内の知的財産権関連法が全面改正されたことで、特許ネットシステムの全面改編が避けられなくなった。また、最初の特許ネット開通以降、法制度の変更などやむを得ない状況によって持続的なシステムの改善が継続して行われ、特許ネットシステムの規模や複雑性が増加し、システムのモジュール化や軽量化に対するニーズが発生した。

ロ. 主要推進内容及び成果

2012年に第3世代特許ネットの開通後、知的財産権の環境変化及び高品質審査支援

のためのシステム改善作業を持続的に取組んできた。2014年には電子出願ソフトウェアを全面的に再構築して多数の出願ソフトウェアを統合明細書作成機と統合書式作成機に単純化させた。また、国際デザインシステムを構築することによって、特許庁は知的財産権先進5カ国の中で初めて特許、商標、デザインにわたる知的財産3権に対するグローバル情報システムを完成した。2015年～2016年には出願書及び通知書の誤謬自動分析システム、商標審査システムの自動化・標準などを完了した。

2018年にはデザイン審査メモ及びPCT通知書作成環境をウェブ基盤で再構築し、世界的所有権機関(WIPO)との連携を通じて出願人がWIPOサイト(ePCT)において一回のクリックでPCT出願ができるように改善した。

二. 評価及び発展方向

第3世代特許ネットシステムはインターネット基盤の電子出願と24時間365日のユーザーサービスを提供した特許ネットⅠ、Ⅱシステムに引き続き、世界最高レベルの特許行政情報システムの地位を維持するため、スマート出願・審査環境を構築する意欲的な事業である。また、急変する知的財産権の環境に対応して持続的に高度化した。今後はユーザーからの多様なニーズに応じたオーダーメイド型サービスの提供で顧客を満足させ、知的財産権分野における国際的な統一化の流れに適時対応することで、国際競争力を高めていく計画である。

(2) 特許ネットシステムの運営

情報顧客支援局 情報システム課 放送通信事務官 コ・サンホ

イ. 推進背景及び概要

特許ネットシステムの運営を民間の情報技術企業に委託した目的は、民間専門企業の情報技術ノウハウを活用して特許ネット運営の効率を図り、最新の情報技術を適時にシステムへ反映させ、庁内外ユーザーのニーズに迅速に対応することで、特許行政

業務処理の効率と顧客満足度の向上を図ることにある。特許ネットシステムの民間委託運営は1998年3月当時、企画予算処の情報システム運営に対する民間委託指針に基づき公共機関としては初めて特許庁が1999年1月に特許ネットの開通と同時にスタートした。しかし、特許ネットシステムの公共性、保安性の側面において安定的な維持管理を行うため、特許ネットシステムの中の基盤システム部門は2012年に、応用システム部門は2016年から公共機関である特許情報院にそれぞれ移管されて委託運営している。

特許ネット応用システム部門は出願・登録・審査・審判など特許行政の22システムで構成され、一般行政システム部門は知識管理・成果管理・ホームページなど13システムで構成されている。

ロ．推進内容及び成果

1) 特許行政応用システム部門

特許ネット応用システムの運営部門は、特許行政分野における22の応用システムを安定的かつ効率的に運営するとともに、知的財産権法制度の改正及び業務プロセス変更に伴う機能改善を特許ネットシステムに適時反映することで、特許ネットが世界最高レベルの特許行政情報システムとして評価される上で重要な役割を果たしている。

2012年からは従来の特許ネットを全面改編した第3世代特許ネットの開通を支援し、持続的な機能テストの実施を通じてシステムの品質を高め、2016年には商標法の全面改正に伴うシステム改善(2016年7月施行)とウェブ基盤の商標審査点検表の構築など、商標審査システムの高度化に取り組んだ。また、特許取消申請制度の導入のための改正特許法(2017年3月施行)及び韓米特許共同審査制度の支援のためのCSPシステムの構築など、特許行政サービスの向上のために法制度の変更事項を反映した特許ネットシステムの改善を充実に行った。

2017年には特許出願書及び審決文上の誤謬を自動検証するスマート審査・審判機能

を構築した。そして、国民の不便を解消するために別途のソフトウェア設置なしで出願人が常用ワードプログラムで作成した明細書をウェブ環境で変換及び検証できるXML(Extensible Markup Language)変換機を開発した。

2018年にはウェブ基盤(HTML) PCT通知書の開発を通じてPCT審査業務の効率性を増大させ、また、ePCTと特許路の連携を通じて一つのサイトにおいて出願書の作成及び提出サービスを提供することによってPCT出願手続の段階を縮小した。

2) 一般行政システム部門

一般行政システム運営部門は13の一般行政システムを効率的に運営・メンテナンスを行い、法制度の改正及び業務プロセスの変更による改善事項をシステムに適時反映することで、行政業務の効果的な遂行と職員同士の意思疎通の改善に重要な役割を果たしている。

主要業務はオンナラ電子文書システム、知識管理システム、メッセージャー、成果管理システムなど内部行政業務用システムの運営と代表ホームページ、ユーザーサービス窓口、特許顧客相談センターホームページなど外部サービス用システム運営に分けることができる。

2018年にはホームページ、オンナラ、経歴開発システムの老朽化したサーバーを政府電算統合センターにおいて運営するG-クラウド環境に移管することによって電子資源運営の柔軟性及び安定性を強化した。

ハ. 評価及び発展方向

特許庁は特許行政情報システムの単純な運営から脱し、一定規模の機能改善に対しては別途の開発事業ではなく委託運営事業で遂行した。また、特許庁内部の情報化人材による運営管理体系を強化し、特許ネット委託運営事業の効率性をさらに改善していく計画である。

また、高品質の特許ネット運営サービスを提供するため、既存サービスレベルの指標を大幅に改正して新規指標を新たに発掘するなど、成果中心の特許ネット運営サービスの提供を通じてサービスレベルを高めていく計画である。同時に、基盤システムとの協業を通じてハードウェア部分のシステム構成を改善して反応速度を高め、システムの安定性と性能向上に向けて持続的に努力していく計画である。

(3) 特許ネット基盤システムの運営及びインフラの高度化

情報顧客支援局 情報システム課 電算事務官 キム・イルコン

イ. 推進背景及び概要

韓国特許庁は韓国知的財産分野の中核インフラである特許ネットの安定的な運営及び利用環境改善に向けて特許ネットシステムインフラの高度化を持続的に推進している。

物理的な構成観点から見た特許ネットインフラは次のとおりである。現在、電子出願、審査、登録、審判、検索など大半の特許行政情報システムは光州統合電算センターで稼動中である。災害復旧センターは大田統合電算センターに構築され、災害・災害に備えたリアルタイムのデータバックアップが行われており、災害が発生した場合は3時間以内に自動的に転換できる復旧体系を構築している。また、特許庁電算センターには政府統合電算センターで運営している特許ネットサービスを支援するために必要な統合サービスの管制、品質管理・メンテナンス・開発システムなどの運営支援及び開発に必要な最小限の情報システムがある。

<表V-2-1> 特許ネットシステムの稼動時間

区分	平日	土曜日	日曜日	公休日
既存の運営時間	08:00～23:00	08:00～23:00	運営しない	運営しない
現在	07:00～24:00	07:00～18:00	14:00～20:00	07:00～24:00

* 公休日の特許ネットサービス利用者数は平均141人であり、平日対比12.2%利用中

ロ. 推進内容及び成果

審査・審判業務の生産性を最大に引き上げるために2011年から特許ネット稼働時間を大幅に延長した。また、特許ネットのユーザー業務環境をサーバー基盤コンピューティング(SBC)環境に構築、特許ネット異常兆候に対して早期に対応できる24×365サービス管制体系を構築した。また、法制度改善に伴う特許ネットシステムの高度化など運営における安定性を高めるための改善を持続的に取組んできた。

2018年には老朽サーバーの交替(24台)と統合DBのアップグレードなどの電算装備高性能化を通じて業務処理の効率性を増進させ、KIPRIS中間書類ファイルサーバーの二重化、電子出願XML変換サーバーの4重化及びホームページシステムのG-クラウド自動資源拡張プール転換を通じて運営における安全性を強化した。

<図V-2-1>特許情報システムインフラの構成図



<表V-2-2> 電算設備の運用状況

(2018年12月末基準)

区分	主要施設及び設備
	*サーバー471台、ディスク51台、ネットワーク設備574台、バックアップ設備3台、ユーザーパソコン3,144台など
特許電算センター (特許庁、8階)	<ul style="list-style-type: none"> ◦サーバー (UNIX:37台、NT:56台、Linux:170台) ◦ストレージ28台 (DISK 24台、SAN 4台) ◦ネットワーク設備441台、その他421台 (コールセンター75台、コンソールなど346台)
統合保安管制センター (特許庁、8階)	<ul style="list-style-type: none"> ◦侵入遮断システム20台、侵入探知システム3台、侵入防止システム3台 ◦その他保安装備 (VPN、CONTENTSFILTER など)37台
国家情報資源管理院 光州センター	<ul style="list-style-type: none"> ◦サーバー (UNIX:82台、NT:39台、Linux:62台) ◦ストレージ31台 (DISK:7台、SAN:6台) ◦ネットワーク設備92台 ◦その他17台 (バックアップ設備:2台、保安装備:15台)
災害復旧センター (国家情報資源管理院 大田センター)	<ul style="list-style-type: none"> ◦サーバー (UNIX:10台、NTなど3台) ◦ストレージ8台 (DISK:6台、SAN:2台) ◦ネットワーク設備6台、その他5台 (スーパードームコンソール:3台、保安装備:2台)
特許文書電子化センター (ソウル事務所)	<ul style="list-style-type: none"> ◦サーバー (UNIX:2台、NT:10台) ◦ストレージ2台 (DISK:1台、SAN:1台) ◦ネットワーク設備35台、その他30 (バックアップ設備:1台、コールセンター交換機:1台、保安装備:3台、一般設備:25台)
特許行政用ユーザー PC及びプリンター	<ul style="list-style-type: none"> ◦パソコン3,144台、モニター4,563台、ノートパソコン132台 ◦プリンター453台、スキャナー141台、バーコードリーダー/プリンター74台

ハ. 評価及び発展方向

2018年まで特許庁は情報システム運営環境の安定化と快適な特許行政サービスを提供するために電算環境の最適化、電算資源の増設、審査協力型の先行技術調査環境の構築など多様なインフラ改善活動に取り組んできた。特に、特許ネットとインターネットのネットワークを分離してシステムの保安性を強化した。

2019年には審査官及び先行技術調査員の増員に備えて持続的に基盤環境を拡充する予定であり、審査官の特許・実用新案検索システムの性能を重点的に点検・改善して審査効率性を高めることに力を入れる予定である。また、今後も特許庁情報システムの安定性及び利便性向上のために持続的なインフラ改善活動を行う予定であり、HW及び常用ソフトウェアを段階的にアップグレードして電子出願作成機サーバーの二重化

など国民・審査官が安定的に利用できる特許ネットを作るために努力する計画である。

4. オーダーメイド型検索システムの構築・運営

情報顧客支援局 情報システム課 放送通信事務官 イム・ミンソプ

イ. 推進背景及び概要

審査官用検索システム(KOMAPASS)は国内及び世界各国の特許、商標、デザイン、審判文及び非特許文献などを迅速・正確・便利に検索できるよう構築された情報検索システムであり、特許庁の審査官及び審判官、外部の先行技術調査機関が利用している。

正確な審査・審判を支援するためにKOMPASSを通じて検索可能な文献を持続的に拡充している。現在、国内の特許公報だけではなく23カ国及び機関の特許公報及び国内外の商標・デザイン文献を提供している。

これまで特許庁は品質の高い審査・審判を支援するためにKOMPASSを持続的に改善してきた。審査官の情報アクセスにおける言語の壁を解消するために英・日・中→韓の機械翻訳サービスの提供及び持続的な翻訳品質の改善を進めており、審査対象の後出願件の検索除外、既閲覧図面の一括照会など、オーダーメイド型の情報を提供することで品質の高い審査・審判の基盤を整えた。

<表V-2-3>2008年～2018年検索システム高度化推進の経過

年度	内容
2008年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 未来型検索システム構築事業の推進(1年目) - 英→韓自動翻訳システムの構築及び翻訳品質の高度化 - 特許及び非特許文献が一括検索できるワンクリック検索サービスを実現 - 国内及び海外検索データの標準化及び再構築
2009年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 未来型検索システム構築事業の推進(2年目) - 検索システムの検索性能及びユーザー利便性の改善を通じたサービスの高度化 - 公開・未公開DBの分離などDBセキュリティー強化及び国民に対する検索セキュリティー強化

2010年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検索システムの高度化 - 英韓、日韓機械翻訳品質の高度化 - THOMSON INNOVATION など有料 DB の構築範囲拡大
2011年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検索システムの高度化 - 標準文書(3GPP) DB 一部を構築
2012年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検索システムの高度化 - 商標イメージ及び日韓機械翻訳照会スピードの改善 - 中国特許公報の照会及び中国デザイン検索サービスの構築
2013年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検索システムの高度化 - 中→韓機械翻訳システムの構築及び翻訳品質の高度化 - 標準技術文書(3GPP、IETF)DBの拡大構築(731,000件)、非特許文献統合検索システムの構築
2014年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検索システムの高度化 - 最新検索技術が反映された次世代検索エンジンの交替 - スーパー引用文献検索、IPCシソーラス検索の提供 - 先行技術調査機関用の検索システムの構築
2015年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検索システムの高度化 - 審査対象後出願件の検索除外機能、既閲覧図面の一括照会機能の提供 - 米国、日本の過去の特実文献に対するOCRデータの提供 - 次世代UIプラットフォーム導入を通じてオーダーメイド型利用者検索環境の提供
2016年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検索システムの高度化 - 中国特実文献に対する参証保存の改善、中国文献代表図面サービスの提供 - ロシア特許文献の全文照会、イメージ公報サービスの開始 - 次世代検索システムの先行技術調査機関への開放
2017年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検索システムの高度化 - 類似特許とキーワード検索の長点を結合したハイブリッド検索の提供 - 引用情報グラフィックビューサービスの提供、代表化学式の照会機能の提供 - 米国、EP、WO特許文献に対する国文検索の提供
2018年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検索システムの高度化 - 非特許文献活用利便性の向上及び提供範囲の拡大 - 有害物質及び禁止食品の自動点検機能実現 - 代理人による技術盗用疑いの件について自動検出する機能実現

ロ. 推進内容及び成果

1) 検索性能・利便性の改善

審査官の検索業務における正確性及び効率性を高めるために審査対象の後出願件の検索除外機能、既閲覧図面の一括照会機能の提供及び米国・日本のイメージ公報のキーワード検索拡大などを提供した。また、検索業務の効率化を図るために次世代UIプラットフォームを導入した。

2014年には新しい検索技術を反映した次世代検索エンジンを導入した。これを基に

検索の正確度及び利便性が改善され、新しい検索機能を備えた次世代審査官用の検索システムを2015～2016年にかけて構築した。2017年には類似特許とキーワード検索を結合したハイブリッド検索機能と引用情報グラフィックビュー、代表化学式照会機能を提供し、米国、ヨーロッパ、WIPOの英文特許文献に対する国文検索サービスを開始した。

2018年には非特許文献の重要性が増したことにより、自動添付など非特許文献の活用性を高め、通信標準分野のメール情報を追加するなどDBを拡充した。また、有害物質及び禁止食品の自動点検機能を実現させ、審査官が特許対象の安全性を容易に検討できるようにした。

2) KOMPASSの先行技術調査機関への開放

先行技術調査報告書の品質向上のため、KOMPASSと同じDB、検索エンジンで構成される先行技術調査機関用の検索システムを構築して先行技術調査機関に全面開放した。

3) 資源利用の最適化

商標・デザイン・審判決文の検索DBであるKOMPASS及びKIPRIS(国民向け特許検索システム)の共同活用体系を構築することで、データの重複解消、整合性の確保、データ搭載プロセスの簡素化などを実現し、電算資源の再配置を通じた資源利用の最適化を実現した。

ハ. 評価及び発展方向

特許庁は先行技術調査の迅速性・正確性を高めるために持続的に機能の高度化を図っている。品質の高い審査を支援するために検索項目の加重値の適用、予約検索、検索式の共有など、検索サービスを持続的に高度化することで利便性を強化してきた。その結果、2018年のKOMPASS利用件数は738万件余りで、2017年に比べて22%増加した。今後も高品質の審査・審判のための先行技術調査の重要性が増加すると見られる。そ

のために審査・審判官が簡単かつ迅速に希望する検索ができるようにシステムを持続的に改善していく計画である。

5. 情報保護体系の強化

情報顧客支援局 情報顧客政策課 放送通信事務官 イ・サンユン

イ. 推進背景及び概要

韓国特許庁はサイバー攻撃への対応レベルを強化するために多角的な保安全管理業務を行っている。2005年に特許部門保安管制センターを構築して以来、24時間365日サイバー攻撃をリアルタイムで監視しており、2006年情報保安国際認証であるISO27001を獲得した。2013年から傘下機関に対する情報保安全管理実態評価を実施し、2014年からその対象を先行技術調査機関にまで拡大して国家知的財産である特許情報をより体系的に保護するための基盤を整えた。このような持続的な努力の結果として、「情報保安有功」の大統領機関表彰を2009年、2010年、2016年に受賞するなど、特許庁の情報保安能力に対するプレゼンスを高めている。

特許庁は現在も行政機関最高の情報保安レベルを維持するため、情報保安政策、組織及び技術などの各分野において情報保安業務が有機的につながるよう多角的な努力を続けている。

ロ. 推進内容及び成果

まず第一に、ハッキングなどサイバー攻撃から業務資料の流出防止及び業務の効率性を高めるためにネットワーク環境を整備した。2018年には従来構造のメリット(クラウドを利用した審査業務の便宜、在宅勤務者などのためのモバイルオフィス環境、データの中央管理など)を維持しつつ、これまでの構造的な限界(特許行政業務の処理性能、政府協業サービス参加困難など)を克服するためにネットワークを内部の業務ネットと外部のインターネットを統合して改編した。これにより情報保安とともに多

様な側面で業務の利便性を同時に強化した。

第二に、サイバーの侵害事故を予防し、リアルタイムで探知・対応するために2005年に特許部門保安管制センターを設立した。2009年にはこのセンターを侵害事故対応専門担当チームであるKIP0-CERTに拡大改編して現在まで運営している。2018年には保安管制及び弱点を点検する専任人材を補充して弱点要素の発掘など保安管制能力を一層強化できる基盤を構築した。

第三に、庁職員の情報保安に対する認識を高めると同時にサイバー攻撃に対する対応手続きを熟知させるため、政府レベルのサイバー攻撃対応訓練とは別に、ハッキングメールの対応訓練、侵害事故の対応訓練、個人情報流出事故の対応訓練など、独自の模擬訓練を2018年にも行った。また、国家情報保安政策の共有及び最新サイバー攻撃の動向に対応するためのユーザー注意事項を「情報保安及び個人情報保護政策説明会」を通じて伝えた。

最後に、改正された「個人情報保護法」義務事項の遵守及び政府レベルの個人情報保護努力に積極的に参画している。特許ネットサーバーに保存されている出願人の住民登録番号に対する暗号化措置を完了し、個人情報処理システムに対する権限及びアクセスを技術的に統制できる体系を構築することで、個人情報保護体系を強化した。2017年から毎年職員の業務用PCに保存されている個人情報に対する一斉点検及び整備を実施して法的保有根拠のない個人情報に対しては破棄措置を完了し、個人情報処理特許システムに対する災難・災害時の復旧マニュアルも設けた。特に、特許庁は最近急増している個人情報流出事故を予防するため、本庁のみならず傘下機関の個人情報保護改善にも努めている。傘下機関を対象に個人情報の管理実態に対して一斉点検及び現場実査を行い、個人情報保護責任官会議を開催して個人情報に対する責任意識を高めた。また、個人情報を取り扱う者のために特許庁が個人情報保護ガイドラインを別途作成し、個人情報保護・管理強化に万全を期している。

ハ．評価及び発展方向

特許庁は最高の情報保安レベルを維持するために多角的な努力を傾けた結果、中央行政機関を対象とした国家情報院及び行政安全部の2018年「情報保安及び国民サービス情報保護」分野の政府業務評価において最上位圏の優秀な成績を達成した。しかし、最近のサイバー攻撃がますます知能化・多角化しているだけに、現在の成果に満足せず、情報保安管理体系を持続的に強化して特許情報が安全に保存・処理できるよう最善を尽くす予定である。

第2節 ユーザー中心のサービスシステム体制の構築

1. 概観

情報顧客支援局 情報顧客政策課 行政事務官 パク・ソンチョル

イ. 概要

特許庁はユーザーのニーズに応じた特許行政サービス体系の構築、ユーザーの不満及び隘路事項の解消に向けた制度改善、高品質相談サービスの拡大、出願・登録サービスの改善、ユーザーの負担緩和及び納付利便性の向上に向けた手数料システムの改善などに取り組んできた。

特許庁は毎年ユーザーサービス総合推進計画の樹立・施行を通じて国民の不満を体系的に改善・是正し、出願人住所の自動変更制度の導入、手数料減免制度の持続的な拡大、権利一部抹消申請時の印鑑証明書提出の廃止、手数料納付の利便性向上などを推進した。

また、特許庁はユーザー行政サービスを高めるために特許顧客満足度調査を毎年実施しており、弁理士会、韓国知的財産保護協会などの外部専門家もともに参加して特許行政全般を点検する特許行政モニター団も運営している。

特許庁は何時何処でも手軽に特許行政サービスが利用できるように24時間電子ユーザーサービスの「特許路」システムを提供している。24時間提供されるサービスは書類の受付、特許庁発送の通知書閲覧、登録原簿などの各種証明書の申込み及び発行、審査進行情報の閲覧、出願番号及び提出書類処理過程の通知などで、大半の電子ユーザーサービスが該当で、それに対するサービスは当日即時処理で提供している。

特許庁はユーザーの利用満足度及び利便性の拡大、効率的な特許行政サービスを提供するために今後も申込書類の簡素化など各種サービス制度を改善し、合理的な手数

料体系を構築するとともに、システム整備を持続的に行っていく計画である。

2. ユーザー指向的な手数料体系の改編

情報顧客支援局 情報顧客政策課 行政事務官 パク・ソンチョル

イ. 推進概要及び概要

特許庁は中小企業など特許ユーザーが知的財産を基に競争力を備えるよう、ユーザーの立場に立って手数料に関する制度改善事項を常に発掘し、適期に制度と慣行を改善するための手数料政策を樹立・施行している。

ロ. 推進内容及び成果

これまで特許庁は経済力のない個人・中小企業などのために中小企業などが保有する特許権・実用新案権・デザイン権に対する年次登録料減免を拡大・推進した。

2018年には第四次産業革命時代を迎え、韓国の中小企業などが保有しなければならない中核特許権などの権利維持に伴う経済的負担を緩和するために年次登録料の減免体系の改編を推進した。

ロ. 評価及び発展方向

特許庁は需要者の立場からより便利に特許行政サービスの利用ができるようにサービス基盤を持続的に改善した。手数料減免制度をさらに拡大して経済的弱者の負担を緩和し、各種証憑書類の提出負担を緩和することで権利者の行政的負担も減らした。今後も特許庁は顧客の立場から権利維持の負担を緩和するなど手数料関連制度を樹立し、制度と慣行を改善する努力を続けていく計画である。

3. 顧客の意見を反映したサービス・制度の改善

情報顧客支援局 情報顧客政策課 行政事務官 パク・ソンチョル

イ. 顧客サービス総合推進計画の策定

特許庁はユーザ中心のオーダーメイド型サービス強化に向けて毎年顧客サービス総合推進計画を策定して施行している。2018年には需要調査、懇談会などを通じて政策及び制度改善需要者の意見を取り集め、審査・審判強化、出願・登録手続きの改善、手数料の整備、知財権の保護・活用、情報化機能改善の4大分野19の細部課題を策定して推進した。顧客サービス向上推進計画の成果は、外部リサーチ専門機関が実施する顧客満足度調査を通じて点検を行い、顧客満足度が落ちたり低迷している分野に関しては顧客類型別の懇談会及び特許行政モニター団のモニタリング活動を通じて集中点検するなど、需要者中心の顧客サービス提供の水準を持続的に高めている。

ロ. 顧客の意見を反映したサービス制度の改善

1) 推進背景及び概要

特許庁は特許行政に対する特許顧客の積極的な参加を誘導し、制度改善課題を発掘するため、2018年5月に特許顧客を対象に制度改善に関する提案公募を実施した。

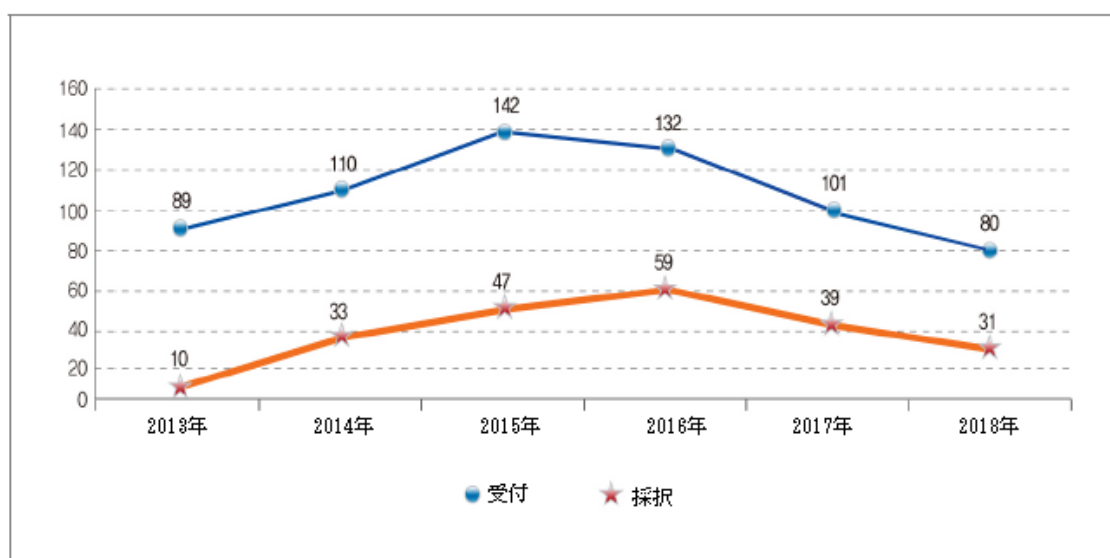
2) 推進内容及び成果

国民提案公募を通じて計80件の提案を受け付け、この中から31件の制度改善課題を採択した。2008年から実施している提案公募は毎年提案件数と採択率が上昇している。採択された課題は所管部署の検討を経て即時施行可能な提案なのかどうか、中・長期的な検討が必要な案件なのかどうかを判断して実施の時期を決め、実施が完了した後は国民シンムンゴ(苦情申立窓口)などを通じて実施結果を提案者に通知した。

3) 評価及び発展方向

制度改善の提案公募を通じて出願・登録・手数料など多様な部門において制度改善事項が発掘され、一般国民の特許行政アクセシビリティ向上と利便性の向上に寄与した。今後も特許庁は顧客からの提案を拡大するために公募提案及び特許行政モニター団の運営を更に活性化させる計画であり、単純に採否だけを決定するのではなく、一度提案された顧客からの意見が大切に管理されるよう、多様な管理方策を講じる予定である。

<図V-2-2> 過去6年間の提案公募件数及び採択率の推移



ハ. 特許行政モニター団の運営

特許行政モニター団は需要者中心の特許行政サービスの実現に向け、専門性と参加度の高い外部顧客をモニター団として選定して特許行政全般にわたるモニタリングなどを行い、顧客からの現場の声を反映するコミュニケーションの窓口役割を果たしている。

2018年には企業、特許事務所、学生、公共機関、傘下機関、一般人など30人の一般顧客参加型のモニター団で構成された第4期特許行政モニター団が活発なモニタリング活動を行った。

第4期特許行政モニター団は与えられた課題を特定期間の間にモニタリングする課題付与方法と自由課題に対して常時モニタリング方法を併行した。また、庁内部署別のモニタリング課題需要調査を通じて充実した政策モニタリングのために努力した結果、計276件の提案を受け付け、所管部署の検討を経て172件を採択して措置を取る成果を収めた。

二. 顧客サービスの常時モニタリング及びモニタリング結果のフィードバック

1) 顧客満足度調査

特許庁は分野別の特許行政サービスの水準を正確に診断し、顧客の意見を取り入れて制度改善に反映するために毎年2回の特許顧客満足度調査を実施している。出願・登録・審査・審判など特許行政全分野において、出願人、代理人、請願人など約3,400人余りを対象に特許行政全般に対する満足度調査を実施している。評価の公正性を確保するため、外部リサーチ専門機関に評価を委託して施行しており、評価結果は顧客サービスを改善するための基礎資料として活用している。特許顧客満足度は毎年右肩上がりの傾向を維持しており、2018年度には79.48点を記録した。

<表V-2-4>過去5年間の特許顧客満足度推移

(単位：点)

区分	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
満足度	76.18	79.16	78.46	79.72	79.48

2) 国民に対する行政サービスの評価

行政安全部と国民権益委員会は2018年に42の中央行政機関を対象に国民に対する行政サービスの評価及び国民シムンゴ(苦情申立窓口)の運営評価を合同実施した。行政サービス体系分野は行政サービス戦略及び遂行体系と制度運営の状況の評価し、国

民シムシゴ(苦情申立窓口)運営評価はサービス満足度の向上、苦情受付の迅速程度、処理期間の遵守などの指標を評価した。サービス総合評価は全体中央行政機関に対するサービス品質を測定して競争的かつ国民指向的な行政サービスの実現を通じて国民に対する行政サービスの質的向上を図るためのものである。特許庁は顧客満足サービス推進計画の策定、毎月サービス状況の分析・報告など、顧客満足のための多様な内部点検体系を運営している。今後も特許庁は需要者中心の特許行政サービスの実現に向けて多様な顧客満足度向上方策を講じて施行する計画である。

4. 24時間電子ユーザーサービスの提供

情報顧客支援局 情報システム課 放送通信事務官 コ・サンホ

イ. 推進背景及び概要

特許庁は1999年から世界初のインターネット基盤の電子出願サービスを提供し始めたが、電子出願のサービス時間が勤務時間内に限られていたため、ユーザーからサービス時間に対する拡大要請が多く寄せられた。

そこで、特許庁はユーザの要望に応じて24時間365日いつでもどこでも電子ユーザーサービスの利用ができるように特許ネットシステムを改善することにし、まず24時間365日Non-stop電子出願サービスを提供するためのマスタープランを策定した。2002年に策定されたマスタープランに基づいて2003年から特許ネットシステムをリアルタイムサービス体系に切り替える作業に着手すると同時に関連法制度を改善し、2005年11月から24時間電子ユーザーサービスを提供することになった。

また、オンライン出願支援システムである「特許路」はユーザーのコンピューティング環境の変化に敏感であるため、運営体制(OS)のアップグレード、ウェブブラウザー(IE、Chrome、Firefoxなど)の多様化など、国内外ユーザーのコンピューティング環境の変化による特許路システムへのアクセシビリティ改善が求められるようになった。

ロ. 推進内容及び成果

2018年には特許庁専用の明細書作成プログラムを設置せずに常用ワードで明細書を簡単に作成できるように「明細書提出ファイルの転換機」を開発して提供し、WIPOのウェブ方式PCT電子出願システムであるePCTと特許庁を連携してPCT出願書を一回クリックするだけで提出できるように提出方法を簡素化した。また、紙で印刷し発給していた登録書をPDFフォーマットの電子ファイルで発給が受けられるように電子登録証のサービスを開発してユーザーの利便性を向上した。

＜表V-2-5＞24時間電子ユーザーサービスの段階別開通時期

区分	夜間サービス	休日サービス	24時間サービス(3段階)	
	(1段階)	(2段階)		
時期	2005.2～2005.6	2005.7～2005.10	2005.11～2017.11	2017.11～
サービス 時間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平日：08～24時 ・ 土曜日：08～24時 ・ 公休日：なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平日：06～24時 ・ 土曜日：06～24時 ・ 公休日：09～21時 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平日：00～24時 ・ 土曜日：00～24時 ・ 公休日：09～21時 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平日：00～24時 ・ 土曜日：00～24時 ・ 公休日：10～24時

＜表V-2-6＞2018年に完了した主要改善事項

推進分野	推進内容
電子出願 ソフトウェア	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特許庁専用明細書作成プログラムの設置なしで、常用ワードで明細書を簡単に作成できるように「明細書提出ファイルの転換機」を提供 - 常用ワードで作成した明細書を特許庁出願標準XMLフォーマットに自動変換するウェブ基盤サービスであり、明細書作成プログラムと常用ワードとの互換性問題、設置/アップデートなどの不便解消
特許路	<ul style="list-style-type: none"> ・ WIPOのウェブ方式PCT電子出願システムであるePCTと特許庁を連結してPCT出願書を一回クリックするだけで提出できるように提出方法簡素化 - ePCTと特許顧客情報の事前連動によりePCT書類作成後にダウンロードして特許路に

	<p>アップロードするプロセスからePCT書類作成後にそのまま提出するワンストッププロセスに簡素化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政安全部政府24*と特許路サービス2種(特許出願情報の照会、特許登録原簿写本の照会)を連携して特許行政サービスのアクセシビリティを向上 <p>*政府24(gov.kr):機関別に分散している行政サービス・政策情報を国民が一つの窓口で利用できる中心統合ポータル(行政サービス統合提供システム)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・紙で印刷して発給をうけていた登録証をPDFフォーマットの電子ファイルで発給をうけられる電子登録証サービスを開発
--	--

ハ. 評価及び発展方向

これまで電子出願中心の電子ユーザーサービス高度化によって、特許顧客の電子出願満足度及び電子出願率は持続的に上昇している。今後は顧客オーダーメイド型の電子ユーザーサービスだけでなく、高付加価値特許情報の活用を最大化するために特許情報普及インフラの拡大及びその情報提供の範囲を持続的に拡大していく計画である。

第3節 特許情報DBの構築

1. 概観

特許庁は国民と特許庁の審査官が必要な知的財産情報を簡単に活用できるように様々な特許情報DBを構築して提供している。民間からは公共機関が保有している情報の開放及び共有を持続的に要求しており、特許庁はこれに応じて知的財産情報の民間への開放・共有の拡大により、国内外における知的財産情報の活用促進に向けて持続的な努力を傾けている。

特許庁は国際協力の強化により米国、日本などIP5国の特許情報だけでなく、新興国の特許情報入手及びDB構築に取り組んでおり、海外の特許情報DB構築と共に国内の特許情報の国内外における活用強化に向けてインターネット特許公報を発刊し、審査官及び一般向け検索システムを通じて海外の特許情報と統合検索を提供している。また、海外において韓国特許を迅速かつ正確に活用できるように韓国特許英文抄録を発刊して海外に普及している。

また、書面で受け付けられる全ての書類を電子文書に転換し、特許行政の全過程を紙のない(PAPERLESS)行政を目指している。このような特許行政過程において発生する全てのデータは品質管理過程を経てデータの誤謬を整備しており、品質管理過程を通じて国民が信頼して使用できる特許データの構築のために努力している。

特許庁は多様な特許顧客の要求事項を分析・取り集め、今後はより有用かつ高品質の特許情報を持続的に提供する予定であり、開放された特許情報の民間活用促進のためにも持続的に力を入れていく計画である。

2. 知的財産権データの拡充及び管理・活用

情報顧客支援局 情報管理課 電算事務官 イ・ウォンソク

イ. 知的財産権のデータ構築

1) 推進背景及び概要

特許庁は国民と審査官が先行技術検索のために活用できるように1999年から国内及び海外の知的財産権検索DBを構築している。現在、米国特許商標庁などIP5国(韓国、米国、ヨーロッパ、日本、中国)を含め、海外56カ国から知的財産権データを入手しており、その中で米国、ヨーロッパ、日本など主要知的財産先進国の特許技術データを検索DBに搭載して検索に活用している。2017年にはユーラシア、スペインなど新規13カ国のデータを拡大して搭載し計26カ国のデータをサービスしている。2018年12月末基準で検索DBに搭載された国内及び海外の知的財産権データは41,099万件に達し、これは前年比3,864万件が増加したもので、毎年3,304万件以上増加している。

2008年には世界各国の特許庁が国際特許審査過程において調査が義務付けられているPCT最小限文献に韓国特許文献が含まれ、韓国の検索DB品質が重要な事項として台頭した。これを受けて韓国特許庁は2009年に事前検証DBを構築することで、国内外から入手したデータを検索DBに搭載する前にデータエラーなどを体系的に整備・加工するシステムを整えた。また、2009年には「データ品質管理システム」を構築し、エラーデータの発生を未然に防ぎ、既存データのエラーを自動的に探知して整備できる体系も整えた。2012年にはデータフローを統制し、システム間の連携を通じてエラーの発生原因をより簡単に追跡・分析できる「データフローを管理する情報システム」を構築した。

このような体系的なデータ品質管理システムにより、2017年の行政安全部が主管する公共データ品質管理評価において全体受検機関(41機関)の中で最高点(4.88)を獲得し、2018年には公共データ管理優秀機関に選定されて知的財産権データの対外信頼度を高めた。

2) 検索DBの構築状況

＜表V-2-7＞特許及び実用新案検索DBの構築状況

(2018年12月末基準、単位：件)

区分	資料種類	構築年度	資料形態	累計	国家別件数
国内 特許	書誌	1983～1998	Text	8,457	8,734,553
	公開情報	1983～1998	Image	826,192	
		1983～2005	SGML	1,090,296	
		2005～	XML	1,902,211	
	公告公報	1948～1998	Image	288,924	
		1979～2005	SGML	459,910	
		2005～	XML	1,437,097	
英文抄録(KPA)	1979～	SGML/XML	2,721,466		
国内 実用	書誌	1950～1998	Text	155,963	2,041,210
	公開情報	1983～1998	Image	746,250	
		1983～2005	SGML	278,842	
		2005～	XML	86,928	
	公告公報	1948～1998	Image	142,879	
		1979～2005	SGML	376,784	
		2005～	XML	108,002	
日本	書誌	1975～1998	Text	8,236,452	68,070,779
	特許公報	1971～1982	Text	2,760,296	
		1983～2003	SGML	10,021,973	
		2004	XML	8,551,274	
		1950～1996	Image	22,570,115	
	特許抄録イメージ	1975～1996	Image	5,159,435	
	特許英文抄録(PAJ)	1976～	SGML	10,771,234	
ヨーロッパ	DOCDB 2.0	1974～	Text	125,690,912	132,250,175
	ヨーロッパ公開 (ESPACE-A)	1978～1999	Image	914,216	
		1975～2004	SGML	1,477,357	
		2004～	XML	2,094,444	
	ヨーロッパ公告 (ESPACE-B)	1980～1999	Image	355,636	
		1980～2004	SGML	742,263	
		2004～	XML	975,347	
	国際公開パンフレット (ESPACE-WORLD)	1978～	Text	442,421	
2000～2002		SGML	346,683		
1978～1999		Image	458,235		
WIPO	国際公開パンフレット (ESPACE-WORLD)	1978～	Text	442,421	4,668,201
		2000～2002	SGML	346,683	

		1978～1999	Image	458, 235	
	国際公開パンフレット (IMPACT RULE87)	2002	XML	3, 420, 862	3, 205, 712
米国	特許公告	1790～	Image	13, 506, 614	33, 636, 052
		1920～1975	OCR Text	2, 496, 453	
		1976～2004	SGML	3, 045, 731	
	特許公開	2005～	XML	3, 335, 689	
		2001～	Image	5, 736, 609	
		2001～2004	SGML	760, 938	
		2005～	XML	4, 754, 018	
台湾	特許公開書誌/抄録	2003～	XML	682, 228	4, 713, 880
	特許公開書誌/抄録	1993～	Image	569, 363	
	実用書誌/抄録	1997～	Image	452, 909	
	登録公報イメージ(書誌/抄録)	2003～	Image	692, 454	
	登録公報イメージ(書誌/抄録)	2001～	Image	880, 802	
	公開明細イメージ(請求項、明細書)	2003～	Image	689, 532	
	登録明細イメージ(請求項、明細書)	1988～	Image	746, 592	
イギリス	特許公開	1991～2007	SGML	197, 827	300, 615
		2007～	XML	102, 788	
中国	特許公開/公告 (英文抄録)	1985～	Image	10, 843, 292	51, 083, 288
	特許公開	1985～	Image	8, 807, 738	
		1985～	XML	8, 899, 295	
	特許登録	1985～	Image	3, 091, 198	
		1985～	XML	3, 104, 491	
実用登録	1985～	Image	8, 124, 023		
	1985～	XML	8, 213, 251		
カナダ	特許公開/公告	1999～2007	SGML	410, 104	2, 208, 301
		1969～	XML	1, 798, 197	
オーストラリア	特許公開/公告	1946～	SGML	2, 079, 907	3, 379, 940
		1946～	Image	1, 300, 033	
ドイツ	特実公報	1877～	XML	6, 765, 714	13, 798, 872
		1877～	Image	7, 033, 158	
フランス	特許公報	1981～	XML	901, 871	1, 400, 415

		1981～	Image	498,544	
ロシア	特実公報	1997～	XML	998,095	1,854,184
		2005～	Image	856,089	
ユーラシア	特許公報	2010～	XML	46,007	91,869
			Image	45,862	
スペイン	特実公報	2010～	XML	130,004	203,041
			Image	73,037	
イスラエル	特許公報	1970～	XML	208,733	208,733
ポルトガル	特実公報	2006～	XML	16,051	32,102
		2006～	Image	16,051	
オーストリア	特実公報	1992～1999	Image	15,565	66,385
		1997～2006	SGML	15,296	
		2007～	XML	15,296	
デンマーク	特実公報	2014～	XML	4,006	8,012
			Image	4,006	
ポーランド	特実公報	1924～	XML	233182	466362
			Image	233182	
コロンビア	特実公報	1995～	XML	12,800	25,083
			Image	12,283	
スロベニア	特許公報	1998～	SGML	6,090	6,090
フィリピン	特実公報	2014～	XML	21,574	21,574
スイス	特許公報	2014～	Image	11,571	19,092
		2000～2006	SGML	6,231	
		2007～2008	XML	1,290	
スウェーデン	特許公報	2014～	XML	9,021	9,021
セルビア	特実公報	1921～	XML	95,602	191,204
			Image	95,602	
計				329,489,033	329,489,033

＜表V-2-8＞デザイン検索DBの構築状況

(2018年12月末基準、単位：件)

区分	資料種類	構築年度	資料形態	累計	国家別件数
国内	先出願	1960～	Image (JPG, TIFF)	6,427,840	31,428,178
	先出願全文イメージ	1960～1998	Image (TIFF)	169,017	
	国内公報	1966～	Text	1,101,126	
			Image (JPG, TIFF)	7,099,014	
	国内公報全文イメージ	1966～1998	Image (TIFF)	244,616	

	拒絶包装袋全文イメージ	1992～1998	Image (TIFF)	36, 073	
	登録書類綴全文イメージ	1966～1999	Image (TIFF)	236, 700	
	登録原簿全文イメージ	1948～1991	Image (TIFF)	132, 542	
	カタログ(全文イメージを含む)	1980～	Text	4, 705, 402	
			Image (JPG)	7, 479, 613	
	画像デザイン	2003～	Text	182, 256	
			Image (JPG)	182, 256	
	フォント(typeface)	2004～	Text	34, 498	
			Image (JPG)	77, 055	
	実用新案デザイン	1970～	Text	490, 883	
			Image (JPG, TIFF)	2, 573, 779	
	平面デザイン	1976～	Text	127, 754	
Image (JPG)			127, 754		
日本	1965～1999	Text	898, 235	8, 177, 518	
	1997～	SGML	560, 110		
	1965～	Image (TIFF)	6, 719, 173		
ドイツ	1988～	Text	743, 392	2, 000, 963	
		Image (JPG)	1, 257, 571		
WIPO	1999～	Text	227, 411	943, 986	
		Image (JPG)	716, 575		
EUIPO	2003～	Text	1, 065, 348	5, 212, 076	
		Image (JPG)	4, 146, 728		
過去海外デザイン(米国、ベネルクスなど)	1975～2004	Text	798, 076	1, 867, 684	
		Image (JPG)	1, 069, 608		
米国デザイン	1997～	Text	377, 840	755, 679	
		Image (JPG)	377, 839		
中国デザイン	2010～	Text	398, 407	2, 814, 239	
		Image (JPG)	2, 415, 832		
海外平面デザイン	1960～	Text	89, 739	179, 478	
		Image (JPG)	89, 739		
計			53, 379, 801	53, 379, 801	

＜表V-2-9＞商標検索DBの構築状況

(2018年12月末基準、単位：件)

区分	資料種類	構築年度	資料形態	累計	国家別件数
国内	書誌	1950～	Text	3, 850, 912	10, 440, 092
	見本イメージ	1950～	Image (JPG)	3, 708, 326	
	出願公告全文イメージ	1998～	PDF	1, 799, 842	

	登録公報全文イメージ	2016～	PDF	271, 217	
	拒絶包袋全文イメージ	1989～1998	Image (TIFF)	151, 147	
	登録書類綴全文イメージ	1974～1999	Image	452, 273	
	登録原簿全文イメージ	1952～1991	Image	206, 375	
海外	米国	1823～	Text	9, 494, 022	9, 494, 022
	カナダ	1872～2012	Text	1, 274, 897	1, 274, 897
	日本	1969～	Text	3, 973, 160	3, 973, 160
	オーストラリア	1906～	Text	1, 267, 513	1, 267, 513
	EUIPO	1996～	Text	1, 681, 164	1, 681, 164
計				28, 130, 848	28, 130, 848

3) 評価及び発展方向

世界最高レベルの特許情報サービス体系の実現に向け、国内外から入手している特許データを持続的に拡充する一方、高品質のデータを対外に提供するためにサービスを実施する前にデータの1次的な検証ができる「事前検証DB」と、体系的なデータ品質管理のための「データ品質管理システム」を新設して国内外の特許データ品質管理基盤を構築した。これを基盤にデータ品質管理体系を持続的に整備及び高度化し、高品質の特許情報サービスの提供及びユーザー満足度向上のために持続的に努力している。

今後も特許庁は国民と審査官がより膨大かつ品質の高い知的財産権データを活用できるように検索DBに搭載する海外のデータを拡充しつつ、7千個余り構築されている特許データの検証式(Business Rule)を通じてデータの監視範囲の拡大とデータ重要度を反映した品質整合度の向上を図り、持続的にデータ品質管理体系を高度化していく計画である。一方、外国特許庁が自国の検索DBに韓国のデータを搭載して活用する際に不都合が発生しないよう、データ普及及び技術支援体系も強化していく計画である。

ロ. データ管理専門担当組織の運営

1) 推進背景及び概要

1999年1月から本格的に稼動した特許ネットシステムが安定化され、特許情報データを一元化されたデータ管理組織を通じて体系的に生産・整備・分析・加工し、データエラーを検証・整備するため、2002年5月にデータ管理専門担当組織を構成した。

特許庁は効率的な組織運営及び予算節減のため、同専門担当組織を特許情報専門機関である韓国特許情報院と公開入札を通じて民間業者に委託運営している。専門担当組織は特許情報DBの構築、インターネット公報の発刊、特許情報の普及・交換、データの整備、データの品質管理業務を遂行している。

2) 推進内容及び成果

2017年にはデータ関連の複雑性が増し、開放データの重要度が高まっていることから、特許庁内・外の連携データ品質強化に向けて連携データ管理体系3ヵ年計画を樹立・推進した。また、知的財産データ保有量とデータ複雑度の増加によってデータの重要度を考慮した新規品質管理評価指標を設け、事前検証DBとデータ普及用DBを品質管理対象として拡大した。

2018年には、2017年に樹立した「連携データ管理体系樹立計画」を基盤に特許庁内部と外部のデータ連携情報DBを構築し、データ間の連携を点検できる検証体系を構築した。このような努力により2006年397件であった特許データ検証式が2018年基準で7,565件に増加し、特許ネット誤謬データ監視範囲を拡大することでデータ品質の正確度は毎年増加して99.84%となった。

<表V-2-10> 2018年度教育及び広報状況

教育対象	開発企業		運営企業		現業部署		傘下機関		データ担当官 懇談会	外部機関 ベンチマーク
	回数	時間	回数	時間	回数	時間	回数	時間		
実績	2	4	2	4	2	4	1	2	2回	5回

＜表V-2-11＞年度別データ品質の正確度

年度	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
データ品質 正確度(%)	99.35	99.41	99.56	99.63	99.70	99.75	99.80	99.84	99.84

＜表V-2-12＞2018年度データ管理業務処理の状況

(単位：千件)

区分	データ品質管理				特許情報DB構築	
	検証式(件)	エラーデータ の分析(件)	エラーデータ の整備	顧客要請処理	国内	国外
実績	350	25	231,317	25	3,370	35,271

3) 評価及び発展方向

品質の高い特許データは特許審査品質の向上につながり、信頼度の高い特許行政サービスのための礎石となる。データ管理専門担当組織を中心にデータ品質管理自動化システムの安定的な運営とデータ標準及び構造管理などの活動を展開しており、エラーデータの流入を遮断するために特許データを常時監視している。また、データにオーナーシップ(OWNERSHIP)を付与して現業部署と情報化部署の協力の下でデータを管理することで、特許庁全体のデータ品質重視文化を作り上げており、優秀データ担当官及び品質改善活動優秀者に対する多様な支援策を講じてデータ品質管理を活性化していく予定である。

今後もデータ管理専門担当組織を通じて特許データの構築・加工・普及などの管理体系を改善するとともに、特許庁全体のデータ品質統制管理が持続できるようにデータ品質管理システムを高度化し、データ管理制度及び手続きを持続的に先進化していくことで、世界最高水準の特許行政サービス実現に向けた基盤を提供する計画である。

3. 韓国特許英文抄録の構築

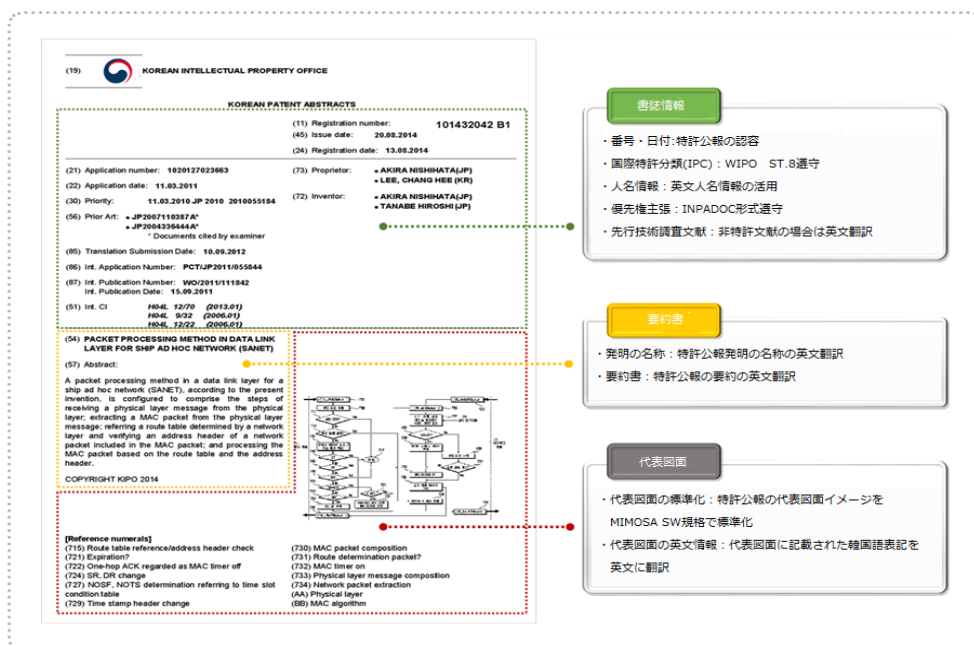
イ. 推進背景及び概要

特許庁は海外で国内の知的財産を保護し、特許最多出願国としてのプレゼンスを高めるため、国内で出願された特許技術の内容を英文で記載した韓国特許英文抄録KPA (KOREAN PATENT ABSTRACTS)を発刊している。発刊された韓国特許英文抄録は海外における韓国の特許技術を保護するため、先行特許技術調査及び技術動向を把握するための資料として、海外特許庁及び国際調査機関に迅速に普及している。

韓国特許文献が2005年10月のWIPO総会でPCT最小限文献に含まれたことで、韓国は2007年4月から韓国特許英文抄録を国際調査機関にPCT最小限文献として提供している。

韓国特許英文抄録は、特許公報に記述されている発明の主要内容を海外の審査官及びユーザーが迅速かつ正確に理解できるように英文で記載した英文要約書であり、書誌事項、要約書及び代表図面で構成されている。

<図 V-2-3> 韓国特許英文抄録の構成項目



ロ. 推進内容及び成果

特許庁は1979年から登録特許を対象に冊子形態で韓国特許英文抄録を発刊し、1997年からは特許3極(米国・ヨーロッパ・日本)が共同で開発したMIMOSA S/Wを活用して検索照会が可能なCD-ROM形態で普及している。2000年から国内出願技術の海外保護機能を強化するために発刊対象を公開特許まで拡大し、2010年にはデータ形式標準をSGMLから国際的なデータ形式標準であるXMLに変更した。これまで登録特許の先行技術調査文献情報(2011年)、代表図面に存在する韓国語に対する英文翻訳(2013年)、PCT国際出願書誌情報及び出願人国籍情報(2014年)、新規CPC書誌情報の追加提供(2016年)など、韓国特許英文抄録の活用度を高めるためにユーザーが求めるコンテンツを持続的に拡大した。特許庁はこれまで韓国特許英文抄録の発刊及びDB構築のために計727億ウォンを投入し、2018年に発刊した131,811件を含めて計2,717,670件の英文抄録を発刊した。

＜表V-2-13＞韓国特許英文抄録のDB構築状況(2018年12月末基準)

(単位：件)

区分	1979～1999年	2000～2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	合計
登録特許	82,086	257,652	20,258	28,936	35,471	33,391	40,367	35,744	35,884	568,789
公開特許	-	1,371,987	109,340	127,653	100,737	102,817	135,904	103,526	96,927	2,148,891
小計	82,086	1,629,639	129,598	156,589	136,208	136,208	176,271	139,270	131,811	2,717,680

韓国特許英文抄録はCD-ROMで製作して61の海外特許庁と国際調査機関及び国立中央図書館など国内11機関に無料で普及している。そして、迅速な普及のためにオンライン(FTP)普及先を2012年から中国(1カ国)から2018年まで米国、ヨーロッパ、日本、台湾、ロシアなど31カ国に順次に拡大した。

＜表V-2-14＞韓国特許英文抄録の国内外配布機関の状況(2018年12月末基準)

区分	内容
----	----

海外 (61カ所)	特許庁 (54カ国)	그리스(FTP)、南アジア共和国、台湾(FTP)、デンマーク(FTP)、ドイツ(FTP)、ロシア(FTP)、ルーマニア、マレーシア、メキシコ、米国(FTP)、ミャンマー(FTP)、バングラデシュ(FTP)、ベネズエラ、ベトナム、ベラルーシ(FTP)、ブラジル(FTP)、セルビア、スリランカ、スウェーデン(FTP)、スペイン(FTP)、スロバキア(FTP)、シンガポール、アルゼンチン(FTP)、アゼルバイジャン(FTP)、アンゴラ、エチオピア、エルサルバドル、イギリス、イエメン、オーストリア、ヨルダン、ウルグアイ(FTP)、ウクライナ、イスラエル、エジプト、イタリア、インド、日本(FTP)、中国(FTP)、チェコ、チリ、カンボジア(FTP)、コスタリカ、コロンビア(FTP)、クロアチア(FTP)、キルギスタン、タイ、トルコ、パナマ、ペルー、ポーランド、フランス、フィリピン(FTP)、ハンガリー(FTP)
	関係機関 (7カ所)	APCTT, CIPTC, INPIT(FTP), WIPO(FTP), ARIPO(FTP), EAPO(FTP), EPO(FTP)
国内(11カ所)		国家情報院、国立中央図書館、国会図書館 など11カ所

また、外国審査官と外国人が韓国特許英文抄録を無料で利用できるように特許情報ネットKIPRISとK-PION(韓国特許情報照会サービス)で検索サービスを提供している。2014年からは製作工程の簡素化及び出願人の意図を反映するために出願人提出要約書を翻訳・製作しており、書誌情報の提供周期の短縮及びオンライン(FTP)普及先の拡大を通じて迅速に海外へ英文抄録を普及している。このような努力や韓国特許英文抄録に対する需要の増加により外国審査官は持続的に韓国特許英文抄録を活用しており、過去3年間の平均10万回を検索した。

<表V-2-15> 過去5年間の韓国特許英文抄録の検索状況(2018年12月末基準)

(単位：回)

区分	2013	2014	2015	2016	2017	2018
KIPRIS	2,506,529	1,887,137	5,108,439	1,575,660	1,535,332	1,270,622
K-PION	175,490	189,167	161,200	127,046	104,288	63,160

*外部リンク：PatentScopeなど他の検索サービスとのリンクサービス

ハ. 評価及び発展方向

国際競争力の中核要素として知的財産の重要性が増しており、グローバル特許紛争が激化していることから、米国、日本などの主要先進国は知的財産政策を国の最優先課題として推進している。知的財産政策の一環として日本、中国、台湾、ロシアなど

非英語圏の国は自国の特許に対する英文抄録を持続的に発刊して海外普及に努めている。

これまで韓国も外国審査官と外国人が韓国特許技術情報を活用できるように韓国特許公報に対する英文抄録を適期に発刊して迅速に普及し、海外における韓国特許技術の保護に貢献した。

今後も外国審査官などが特許審査の際に韓国特許英文抄録を積極的に活用し、韓国の特許技術を先行技術として引用できるように顧客が求めるコンテンツを持続的に拡大し、迅速な普及に向けてオンライン(FTP)普及先を拡大するなど、多様な取組みを持続的に展開する計画である。

<表V-2-16>各国における韓国特許英文抄録の活用状況

(2018年12月末基準)

区分		対象国家
自国検索システム活用	審査官用	(15カ国)米国、日本、EPO、中国、ロシア、エジプト、台湾、ベラルーシ、ドイツ、ポーランド、ハンガリー、キルギス共和国、スウェーデン、フィンランド、バングラデシュ (1機関)ユーラシアン特許機構(EAPO)
	一般用	(6カ国)日本(IPDL)、中国(CNIPR)、ヨーロッパ(Esdacenet)、ドイツ(DEPATISnet)、ロシア、ハンガリー (1機関)WIPO(Patentscope)
海外検索システム*活用		ギリシャ、ノールウェー、オランダ、台湾、ドイツ、ルーマニア、リトアニア、メキシコ、米国、ブルガリア、ベルギー、セルビア、スイス、スペイン、スロバキア、オーストリア、ヨルダン、ウクライナ、イラン、イスラエル、イタリア、インドネシア、日本、中国、チリ、カナダ、ケニア、コスタリカ、クロアチア、タイ、フィンランド、フィリピン、ハンガリー、オーストラリアなど
特許庁検索システム活用	KIPRIS	米国、ヨーロッパ、日本、中国、台湾など90カ国余り
	K-PION	米国、ヨーロッパ、日本、中国など40カ国余り

*海外検索システム：Patentscope、Espacenet、EPOQUE、EAPATISなど

4. 知的財産権公報の発刊

情報顧客支援局 情報管理課 行政事務官 キム・キョンテ

イ. 推進背景及び概要

特許庁は発明の技術内容を公衆に公開することで発明者の産業財産権を保護し、技術の進歩を促進するため、1948年から産業財産権公報を発刊している。1998年5月からは公報をCD-ROMとして発刊し、2001年7月から世界初のインターネット公報サービスを提供した。誰でもインターネット公報サービス(特許庁ホームページwww.kipo.go.kr)を通じて公開公報及び登録公報を発刊と同時に無料で閲覧できる。プログラムを別途設置する必要もなく、インターネット環境で閲覧できるようにPDF文書形式で発刊している。また、毎月定期的にDVD及びFTPで16ヵ国及び機関(国内3、海外13)に配布している。

ロ. 推進内容及び成果

2018年には約576千件余りの公報を発刊し、出願人の権利保障及び海外における韓国的財産権の保護に寄与した。また、インターネット公報メールサービスを利用する加入者数は約1万2千人、発送したメール件数は約840万件に至るなど、毎年公報サービスを利用する規模が持続的に増加している。

＜表V-2-17＞2018年度の公報発刊件数

(2018年12月末基準、単位：件)

公開特許	登録特許	公開実用	登録実用	公開デザイン	登録デザイン	出願公告 商標	登録公告 商標	その他 広告	計
138,548	117,680	3,690	2,695	1,663	51,415	137,490	115,561	7,316	576,058

＜表V-2-18＞インターネット公報のメーリングサービス加入者及びメール配信件数

(2018年12月末基準、単位：名/件)

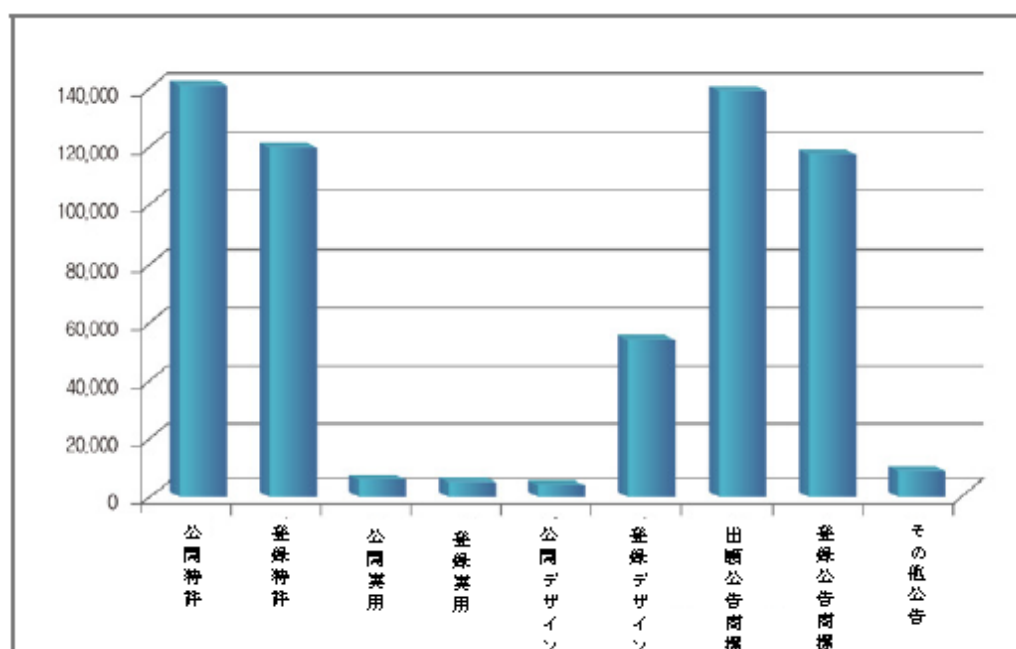
区分	2002～ 2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
加入者数	10,868	11,240	11,425	11,548	11,748	11,819	11,906	11,949	12,054
配信件数	4,380,697	6,083,659	6,827,983	7,597,503	7,965,950	8,051,153	8,129,960	8,252,361	8,403,438

ハ. 評価及び発展方向

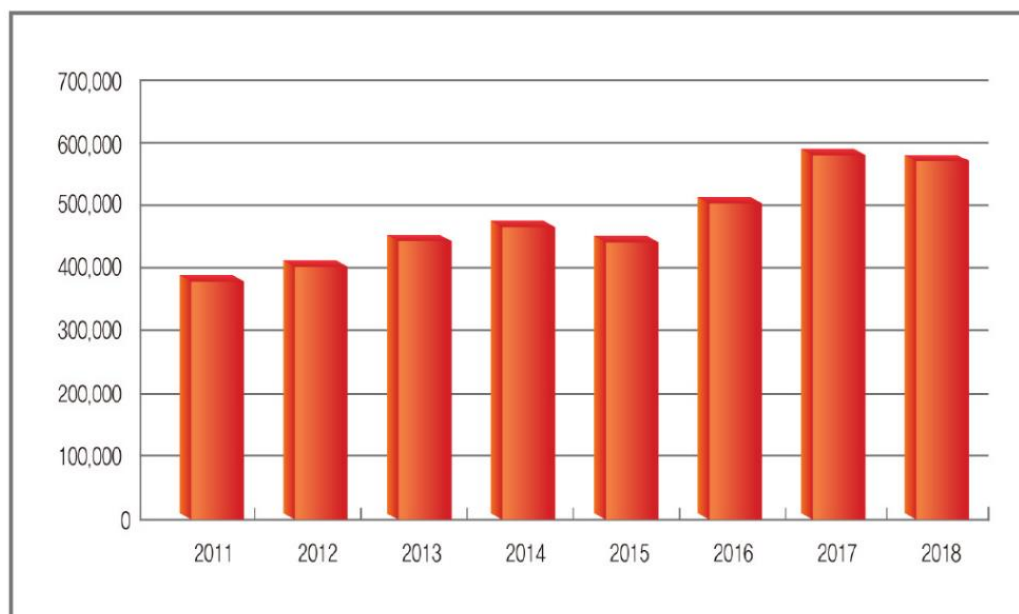
現在特許庁は発明家、企業及び研究員、弁理士など特定分野の最新特許技術情報が必要なユーザーのために新たに発刊した公報と関心分野の情報リストを電子メールで配信する「関心分野メールサービス」を実施している。出願人には自分の産業財産権公報に対する発刊予定日をメールで事前に通知する「公報発刊予告サービス」を導入してサービスを行い、国民が公報サービスを理解して活用しやすくするために公報書式を改正するなど、ユーザーの便宜を図るために持続的に努めてきた。

韓国特許庁は今後も出願人を始め、ユーザーの利便性向上及び権益保護、韓国知的財産権国際競争力の向上に向け、国際標準とIT新技術が反映された世界最高レベルの公報サービスを提供するために引き続き努めていく計画である。

<図V-2-4> 種類別の公報発刊件数



＜図V-2-5＞年度別公報発刊の動き



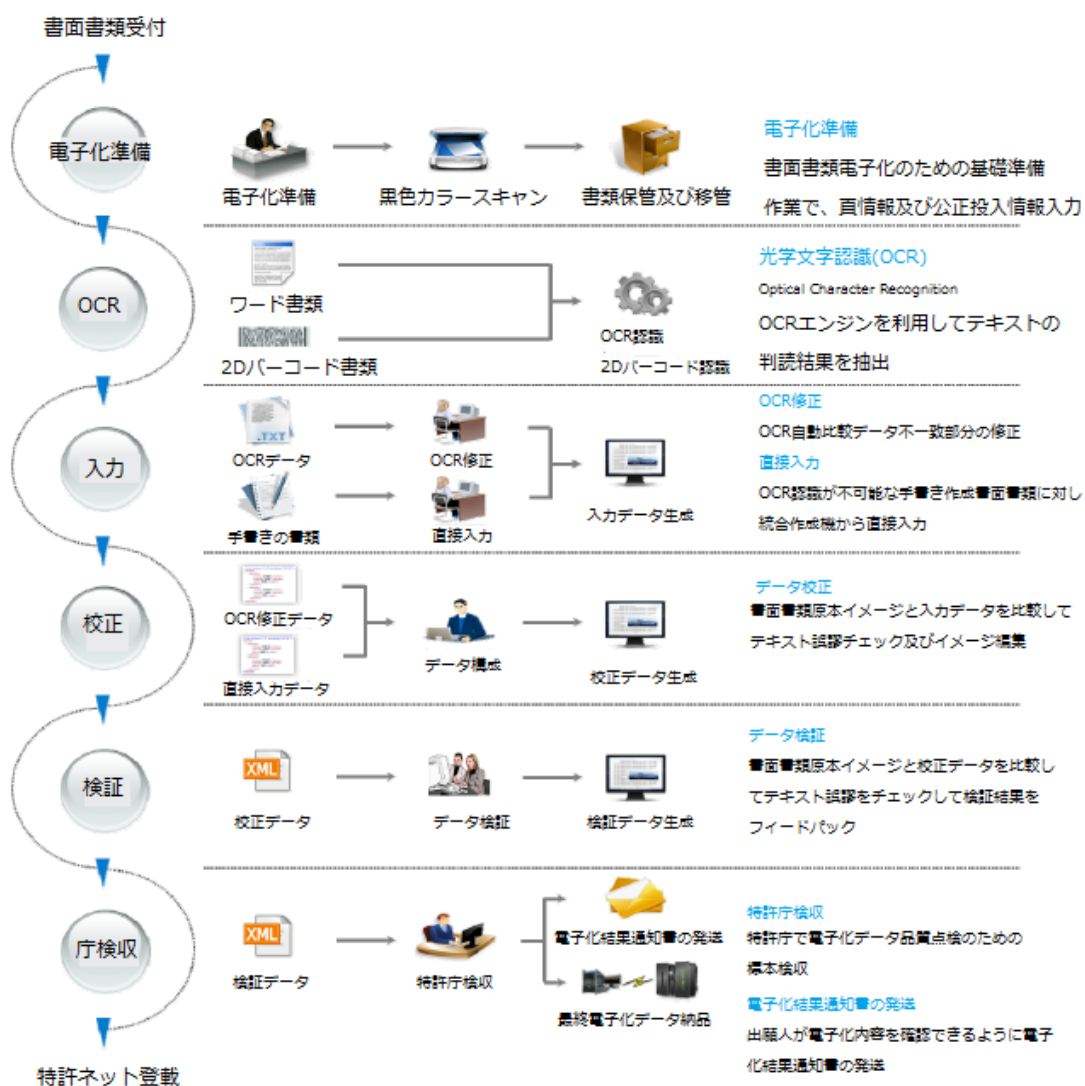
5. 特許文書電子化センターの運営

情報顧客支援局 情報管理課 放送通信事務官 コ・サンホ

1) 推進背景及び概要

特許庁は紙のない(Paperless)特許行政に向けて、全ての産業財産権に関する書面書類を電子化にしている。そのため、特許法に基づいて1997年10月に韓国特許情報院を特許文書電子化機関に指定し、2001年1月に特許文書電子化センター(以下、電子化センター)を設立して電子化事業を委託している。電子化センターでは特許庁に提出される全ての産業財産権に関する書面書類(出願書、補正書、登録申請書、審判請求書など)及び電子書類(商用ワード明細書、審決文など)を特許ネットで活用できるように迅速・正確に電子化しており、特許情報の疎外階層を対象に無料特許情報検索及び電子出願教育を実施することで、特許情報の活用及び電子出願の利用拡大に貢献している。

<図 V-2-6> 電子化処理工程フロー



2) 推進内容及び成果

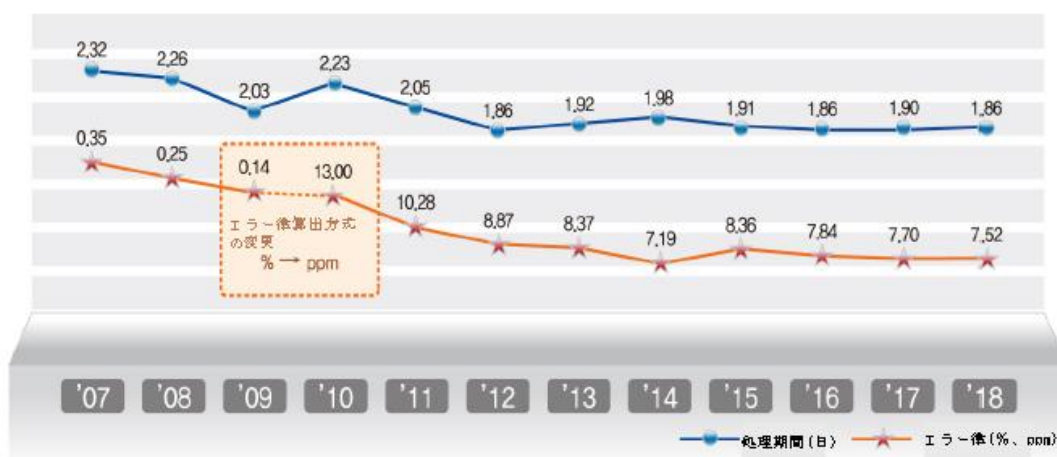
これまで17年間の電子化により紙文書の保管及び公報制作費などに必要な所要費用を約442億ウォン節減した経済効果とともに、紙の無い特許行政処理で約131トンの炭素排出量が減少した環境改善の効果をもたらした。

特に2014年には、特許文書電子化システム高度化事業の推進により導入した新規電子化システムで、未公開書面書類に対する情報セキュリティを強化し、OCR認識率の

向上など電子化業務の効率を高めた。

これを基に2018年は1,100種余りに至る電子化対象書類334,645件を電子化にし、品質の高い審査・審判業務の基盤を提供するために電子化処理期間及びエラー率を中核成果指標(KPI)として管理することで、処理期間1.86日、エラー率7.52ppm²³を達成した。

<図V-2-7> 年度別の電子化処理期間及びエラー率の状況



また、個人を始め大学、中小企業、創業インキュベーションセンターなど機関のIP需要者を対象に訪問型出願支援教育を実施している。2018年には202回(6,164人)の教育を通じて需要者中心のオーダーメイド型教育サービスを実施した。

<図V-2-8> 年度別の訪問型特許情報検索・電子出願教育の教育回数・受講者数

²³ PPM(PPM, Parts Per Million):百万分率、電子化データ100万ライン(line)当たり発生したエラーラインの割合



3) 評価及び発展方向

1999年にインターネット基盤の電子出願システムである特許ネットを開通して以来電子出願率が持続的に上昇し、2018年には98.1%を達成したが、高齢層及び情報化疎外階層が存在する限り書面による出願が一定水準で維持されるものと見込まれ、書面出願に関する電子化作業は今後も続くものと見られる。2014年ウェブ基盤の電子化システム高度化を基にシステムユーザー環境の最適化を持続的に推進し、今後も電子化処理期間の安定的な維持と無欠点電子化データの確保に向けて持続的に努力する計画である。

また、知的財産権大衆化に向けて地域知的財産センターなどを通じた地域別の拠点教育体系を構築し、創造経済革新センターなどの外部機関との協業を通じてオーダーメイド型出願支援教育サービスを拡大していく予定である。

第4節 知的財産情報サービスのレベル向上

1. 概観

情報顧客政策局 情報管理課 電算事務官 キム・ヘス

最近第四次産業革命時代に対応した民間活用の向上及び新しいサービス市場の創出を支援するための公共情報の民間開放・共有拡大が重要となっており、特許庁もまたそれに応じて知的財産情報の民間開放・共有拡大を通じた国内知的財産情報の国内外における利用活性化及び新サービス市場の創出に向けて持続的に力を入れている。特に知的財産情報の開放・共有の拡大に向けて「特許情報DBの構築」と「知的財産情報サービスのレベル向上」を重点的に推進している。

特許庁は全世界特許出願件数の80%を占めるIP5の一員として、出願量だけでなく特許審査品質の向上にも努力を重ねている。そのために「審査支援の再創造」を宣言（2014.4）し、特許審査官に良質の多様な特許・非特許情報を提供するために努めており、R&D研究人材、個人発明家などの出願前の先行技術調査及びIP戦略樹立支援などのために国民向け検索サービスを拡大し提供も推進している。

国際協力の強化を通じて米国、日本などIP5国の特許情報だけでなく、ロシア、ポーランドなど新興国特許情報の入手及びDB構築を拡大しており、論文、標準技術文書、アイデア公募展の受賞作など多様な非特許文献のDBも持続的に拡充している。非特許文献を特許審査に活用するため、2013年には審査官向けの非特許統合検索システムを構築し、2014年からサービスを開始して審査品質の向上に寄与している。また、2013年に新規構築した標準技術文書DBは特許情報ネットKIPRISを通じて民間にも開放している。

海外特許情報のDB構築だけでなく、国内特許情報の国内外における活用強化のためにインターネット特許公報を発刊し、審査官及び国民向け検索システムを通じて海外特許情報と統合検索を提供している。また、海外で韓国特許を迅速かつ正確に活用で

きるよう、韓国特許英文抄録を発刊して海外に普及している。

DB構築とともに一般国民のためにモバイル検索サービス及び海外特許検索サービスの拡大、知的財産統合検索の支援などを通じて、特許情報オンライン検索サービス活用の活性化にも力を傾けている。

特許庁は高品質の審査・審判を支援するために海外引用文献の言語障壁を最小化し、海外特許に対する国民のアクセシビリティ向上及び国内企業の国際競争力強化のために多様な翻訳サービスを提供しており、翻訳の品質向上に向けて持続的に努力を傾けている。

特許庁は多様な特許ユーザーからのニーズを分析して取り入れることで、今後より良質で便利な特許情報サービスを提供し続ける予定であり、韓国特許情報の海外における保護強化のためにも持続的に努める計画である。

2. 顧客指向型の特許情報検索サービス (KIPRIS) の運営

情報顧客支援局 情報管理課 行政事務官 オ・ジェサン

イ. 推進背景及び概要

特許制度は国が一定期間発明家に独占排他的な権利を付与する代わりに、出願内容を一般人に公開して技術発展を促進することで、産業発展に貢献する制度である。そこで米国、日本、ヨーロッパなどの先進特許庁は自国技術の保護及び技術活用の増大のために特許情報の普及に努めている。韓国特許庁は2000年1月1日から特許情報ネットキプリス (KIPRIS : Korea Intellectual Property Rights Information Service) を通じて国内外の特許情報を一般国民に無料でサービスしている。また、多様な連携情報及びユーザーオーダーメイド型サービスを提供することで、国民の知的財産情報の活用強化に努めている。

ロ. 推進内容及び成果

1) 特許情報普及の促進

特許庁は特許情報の活用拡大に重点をおいた多様な政策を持続的に展開している。2006年から中小企業、研究機関などのホームページにKIPRIS検索窓を生成する「訪問型特許検索サービス」を実施し、2018年末現在、特許事務所、中小企業、研究所、学校など計587機関で活用している。また、2012年には多様な階層が特許情報に手軽にアクセスできるようにKIPRISのホームページ及び機能を全面的に改編した。また、2013年にはKIPRISモバイルウェブサービスを開始してサービスを行っている。

2) 検索及び照会情報の拡大

特許情報ネットキプリス(KIPRIS)が提供する情報は初期国内特許に限られていたが、2002年から国内商標、デザイン情報を追加で提供し、2003年には海外特許、2011年には国内審判及びインターネット技術告示、2013年には海外商標及びNDSL、非特許情報、IP-NAVI紛争情報、2014年には海外デザイン、アイデア公募展など持続的にサービスの提供範囲を拡大して2018年には現在27カ国の産業財産権情報と非特許文献情報を提供している。

3) 普及及び使用方法の改善

このようなデータ提供範囲の拡大とともに、ユーザーの利便性を考慮したサービス政策及び機能改善を持続的に推進した。

2018年には中・日本語PCT文献に対する機械翻訳の提供及び英・日・中国語を除外した13カ国10の言語で作成した要約に対するグーグル無料翻訳サービスの提供により海外特許文献に対する利用利便性を強化した。また、国内特許・実用新案の検索結果を重要情報として構成した要約を一括で見る、最近の公報に便利に接近できる「本日の公報」サービスなどのサービス改善を通じ、知的財産情報のアクセシビリティ及び利便性を強化している。

また、キプリス (KIPRIS) の活用方法案内を強化するために、2013年にはKIPRISに習う教材を製作してオン・オフラインチャンネルを通して配布した。2017年には検索類型及び初歩ユーザーを考慮した利用案内の動画を製作・配布し、2018年には初歩ユーザーの検索サービス用ガイドブックを製作し・配布してサービス案内のコンテンツを拡大した。

4) これまでの成果

このような特許情報の活用及び拡大政策によって特許情報ネットKIPRISの利用実績も毎年順調に増加している。KIPRISの主要利用指標である年間検索回数を調べて見ると、2001年88万回に過ぎなかったのが、2002年203万回、2004年686万回、2006年11月に史上初の年間検索回数1,000万回を超え、2018年には5,626万回に達した。また、全世界217ヵ国でKIPRISを活用するくらい、KIPRISは知的財産権情報検索分野における韓国の代表サービスである。特許情報の普及が国と産業界が進むべき産業発展の方向を提示する指針を提供し、研究開発の重複を未然に防げるツールとしてその比重と重要度が日増しに増加していることから、KIPRIS利用者は今後も持続的に増加するものと期待される。

ハ. 評価及び発展方向

特許庁は一般国民が知的財産権情報を迅速・正確・簡単・便利に利用できるよう、常に顧客の声に耳を傾けてきた。2012年には国民向け特許情報検索サービスであるKIPRISを初心者など多様な階層がより便利に利用できるように大幅な改善を行い、その結果として2012年にインターネットエコアワードサービス革新大賞を受賞した。また、情報脆弱階層(障害者、高齢者)のためにウェブアクセシビリティを毎年再認証を行っている。今後も特許庁はより多様な情報を国民が便利に閲覧できるよう最善を尽くし、持続的なサービス改善を通じて国民が知的財産権情報を簡単に便利に活用できるように最善を尽す予定である。

<表V-2-19> KIPRISの利用状況

(2018年12月現在)

区分	2001~ 2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
KIPRIS検索 回数(千回)	37,575	16,107	18,699 (16%)	23,785 (27%)	27,675 (16%)	27,361 (-1%)	33,085 (21%)	40,805 (23%)	49,053 (20%)	50,170 (2%)	51,173 (2%)	52,742 (3%)	56,257 (3%)

<表V-2-20> モバイル検索サービスの利用状況

(2018年12月現在)

区分	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
モバイルKIPRIS S検索件数	1,828,642	2,801,810	4,037,124	5,685,052	5,891,908	6,884,198

<図V-2-9> モバイルKIPRISの画面

< モバイルKIPRIS >



< 모바일KIPRISの検索結果 >

公開全文		公告全文	
発明情報			
発明の名称	乾式ペイント転写工程及び装置 DRY PAINT TRANSFER PROCESS AND PRODUCT		
Int. Cl.	B05D 7/02 (2006.01)		
出願番号(日付)	1019880701550 (1988.11.26)		
公開番号(日付)	1019890700404 (1989.04.24)		
公告番号(日付)	1019950000329 (1995.01.13)		
登録番号(日付)	1000855860000 (1995.06.09)		
原出願番号(日付)			
Family出願番号(日付)			
最終処分内容	登録決定(一般)		
登録状態	消滅(存続期間満了)		
審判事項	-		
代表図面		拡大	



3. 特許文献翻訳サービスの拡大

情報顧客政策局 情報管理課 電算事務官 キム・ヘス

イ. 推進背景及び概要

特許庁は高品質の審査・審判を支援するために海外引用文献の言語障壁を最小化し、国民の海外特許に対するアクセシビリティの向上及び国内企業の国際競争力強化のために翻訳サービスを提供している。審査品質の強化と審査期間の短縮及び業務効率化のための海外特許文献翻訳サービス翻訳品質の高度化事業を推進し、特許情報ネット KIPRIS国民向けサービスの海外技術文献翻訳サービスに対して審査官と同品質の翻訳サービスを提供するための基盤を構築した。

主要5ヵ国特許庁であるIP5特許庁間における審査情報の共有拡大及び審査品質向上を目指して、海外特許文献の機械翻訳活用が広がりつつある。韓国特許に対する世界的関心の増加及び国内特許の保護強化のためには特許公報の言語的アクセシビリティ向上及び翻訳品質の管理が非常に重要である。

＜表V-2-21＞翻訳サービスの提供状況

区分	審査官用	国民用	連携検索サービス
日→韓機械翻訳	2001～	2008～	KOMPASS、KIPRIS
韓→英機械翻訳	2006～	2007～2014(有料)、 2014～(無料)	K-PION ²⁴ 、KIPRIS
英→韓機械翻訳	2008～	2008～	KOMPASS、KIPRIS
中→韓機械翻訳	2013～	2015～	KOMPASS、KIPRIS

ロ. 推進内容及び成果

特許庁は新規技術用語など特許文献内において頻繁に登場する単語に対する翻訳辞書を持続的に構築して翻訳の品質を高めている。2015年は国内特許技術の海外保護強化のために審査官用の検索システムで提供されていた中韓機械翻訳を国民向け検索システムで提供した。

²⁴ K-PION(Korean Patent Information Online Network)：韓国特許情報照会サービス

＜表V-2-22＞翻訳辞書の構築状況

(単位：万件)

区分	基本辞書 ²⁵	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	合計
英韓辞書	300	30	35	20	9	-	-	-	-	1	1	396
韓英辞書	310	30	-	-	20	5	3	3	-	-	-	371
日韓辞書	123	30	31	10	6	-	-	-	1	1	1	203
中韓辞書	30	-	-	-	-	30	26	21	21	32	32	192
計	763	90	66	30	35	35	29	24	22	34	34	1,162

2009年から持続的に施行してきた英韓・日韓機械翻訳品質改善事業によって、海外特許文献の引用文献活用件数は2012年に比べ2018年現在、英語、日本語、中国語各々54.1%、33.9%、4040%に大幅に増加した。ただし、過去の2年間は人工知能機械翻訳を導入する予定で、規則基盤の機械翻訳活用率は例年水準を維持している。

＜表V-2-23＞海外特許文献の引用文献活用推移

(単位：件)

区分	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
英語圏	27,476	33,146	31,767	35,709	43,165	42,361	42,346
日本語圏	78,194	88,264	88,580	104,425	120,185	111,935	104,711
中国語圏	86	197	436	1,213	2,666	3,446	3,560

ハ. 評価及び発展方向

特許庁は今後国民向け中韓翻訳サービスの拡大提供のために中韓機械翻訳辞書DBを約32万個追加構築して中国特許文献の活用性を強化する予定であり、また、英韓及び日韓翻訳辞書も持続的に整備することで、全体的な翻訳品質管理を地道に続けていく

²⁵ 基本辞書は機械翻訳エンジンが内部に搭載された基本辞書のうち技術用語辞書を意味する。

計画である。

また、2019年には英韓、韓英、その他の言語(ドイツ、フランス語)の人工知能機械翻訳サービスを導入してサービスする予定である。

4. 知的財産情報統合検索の支援

情報顧客支援局 情報システム課 電算事務官 キム・イルコン

イ. 推進背景及び概要

特許庁は知的財産情報が国家経済成長と技術革新のエンジンとして認識されることにより、国民が簡単にアクセスして活用できるように多様な分野の知的財産関連サイトを構築して提供している。ユーザーは知的財産サイトにアクセスして良質の特化された情報を簡単に手に入れることができる。しかし、多数のサイトを個別的にアクセスして情報を得なければならない不便によって、情報間相互連携性の確保及び融合情報への活用が困難であった。

そこで、特許庁は国民に役立つ有用な知的財産情報をより簡単に総合的にアクセスできるよう、知的財産分野のポータルサイトである知的財産情報統合サービス(IPIS、www.ipis.or.kr/ipis)を構築した。現在ユーザーが求める知的財産情報とともに利用度の高い非特許文献を持続的に発掘して追加連携し、検索機能を高度化してオーダーメイド型サービスを提供している。

ロ. 推進内容及び成果

1) 知的財産情報統合・連携サービスの拡大

多様な知的財産情報をワンストップで提供するため、従来(2013年)提供していたIP情報サービス(特許分析報告書、知的財産政策情報、伝統知的情報など)に公共データ

ポータルサイト (data. go. kr) を通じて活用度の高い非特許文献である著作権登録情報サービスを追加連携し、計24種IP情報の統合検索ができるようにサービスしている。

2) 検索品質向上のための改善

既存サービスからデータ連携方法と検索エンジンを再整備して検索結果の正確性と検索速度をより高め、連携されたデータの定期的な最適化を通じてユーザーが複雑で難しい情報を一度アクセスするだけで簡単にアクセスできるように改善した。

＜表V-2-24＞知的財産情報統合サービス (IPIS) の連携状況

年度	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
連携IP情報数	12個	24個	25個	25個	25個	25個	24個
連携データ件数	7,508,963件	143,984,269件	156,959,303件	168,031,648件	175,739,192件	186,328,846件	200,158,962件

＜図V-2-10＞知的財産情報統合サービス (IPIS) の連携拡大



ハ. 評価及び発展方向

各種知的財産情報サイトで個別に提供されていた知的財産情報を統合・再構成し、関連情報を総合的に照会できる窓口を構築した。これによってユーザーは知的財産情報統合サービス(IPIS)を通じてより手軽に欲しい情報を手に入れることができる実質的な支援を行っている。今後もユーザーが希望する高品質の知的財産情報を持続的に発掘してサービス連携を拡大し、需要階層別のオーダーメイド型コンテンツ分析を通じて融合情報の提供など、ユーザーからのニーズを積極的に反映して知的財産関連の代表ポータルサイトとして発展させていく計画である。

5. オープンプラットフォーム方法の公共データ開放の拡大

情報顧客支援局 情報管理課 電算事務官 キム・ヘス

イ. 推進背景及び概要

国内外公共データの開放政策によって活用価値の高い知的財産データに対する民間からの開放要求は益々増加しており、産業的な波及効果の高い未来戦略産業として知的財産情報産業が注目されている。

しかし、国内の知的財産情報産業はまだ成長初期段階に止まっており、企業特許戦略の樹立、特許紛争への対応など活用価値の高い特許情報に対する民間の開放への需要は持続的に増加している一方、これまでの特許情報の開放努力は供給者中心の特許情報DB開放、断片的な民間活用支援などに止まっており、民間活用には限界があった。

そこで、特許庁は第四次産業革命時代を迎えて雇用誘発効果の大きい知的財産サービス業を集中的に育成するため、付加価値の高い知的財産データを拡大開放し、開放ロードマップ(インフラ高度化及び意見収集体系)に従って特許情報商品開発から創業、マーケティング・広報まで雇用創出のために段階別民間活用支援政策を推進した。

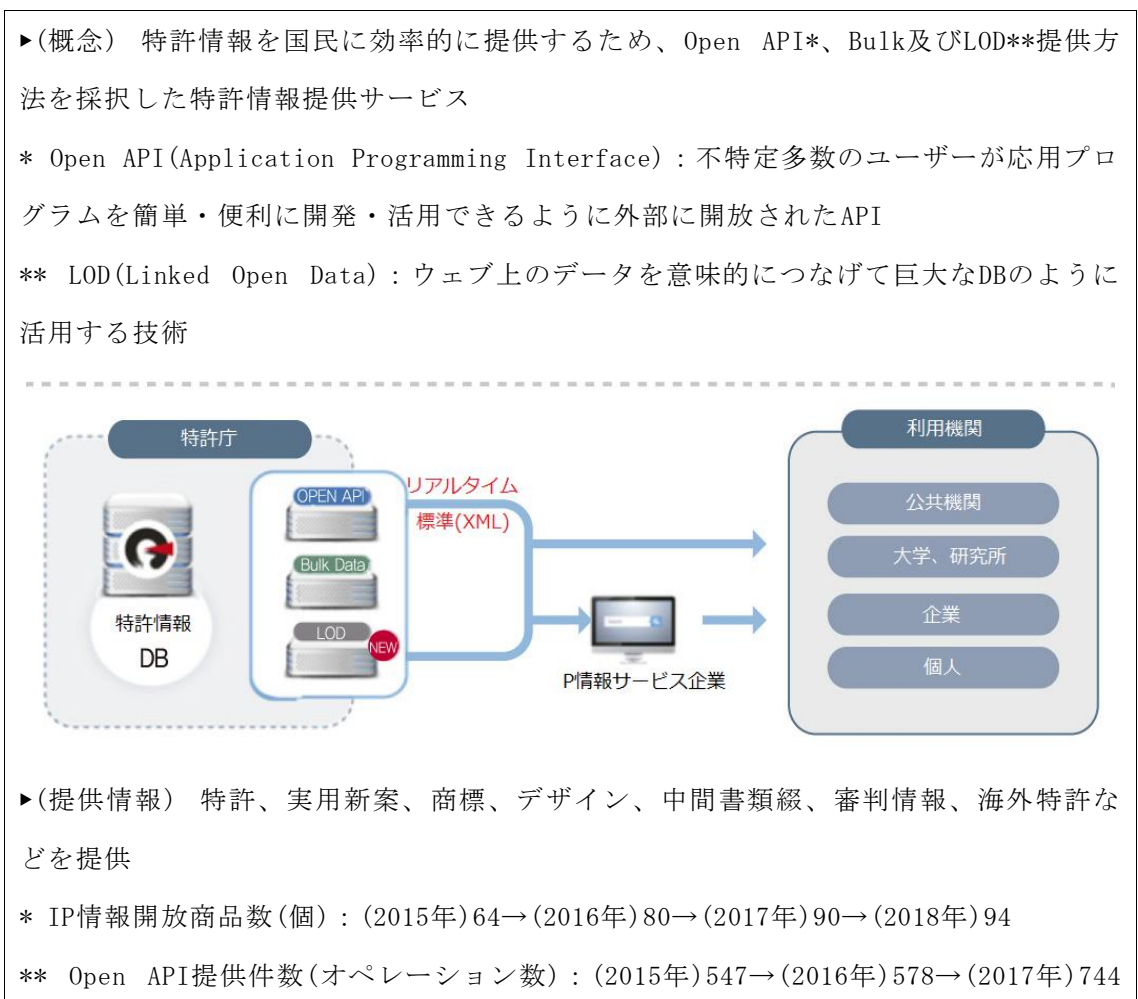
ロ. 推進内容及び成果

1) 計画の樹立及び開放インフラの整備

特許庁はまず民間からの需要に基づいた特許情報開放・段階別民間活用支援のための開放計画を樹立(2018年2月)し、特許情報開放・流通ポータル(KIPRIS^{Plus})を通じて出願人(法人)の名称変更履歴情報、出願人(法人)の権利別技術分野情報など民間から需要の多い行政・加工データを開放した。

また、産業財産権情報のアクセシビリティ・活用性増大のために伝送スピードの速いRest方法のOpen APIを追加開発(2018年末累計333個)した。

<図V-2-11>KIPRIS^{Plus}(Plus.kipris.or.kr)の概要



→(2018年)805

2)段階別に民間活用の支援

知的財産情報活用を通じて創業を促進するため、中小企業部(創業振興院)、発明振興会との協力の下で創業支援プログラムを拡大運営し、特許権利化支援、創業教育、試作品の製作、市場検証及び事業化に至るまでの全周期創業支援が行われるように拡大した。

また、知的財産分野の創業促進及び成長支援のために、初期(予備)創業企業を対象に最大3年間IPデータを無償で提供する「IPデータギフト制度」を構築(2017年5月施行)・運営(常時)し、創業・事業化成長支援を強化した。

<図V-2-12>知的財産(IP)データギフト制度

- ▶(概念) 初期(予備)創業者を対象にIP情報サービス分野の商品開発に必要なIPデータを創業型及び成長型に区分して最大5年まで無償で提供
- (創業促進型) 予備創業者を対象に、1年間無償で提供(創業の際は成長型に連携)
- (成長支援型) 創業7年以内の小企業を対象に、最大4年間無償で提供



<表V-2-25>機関協業後続支援プログラム

協業機関	プログラム名	支援内容
------	--------	------

中小ベンチャー企業部 (創業振興院)	実践創業教育	教育+試作品製作(最大1千万ウォン相当)
	初期創業パッケージ	資金(最大1億ウォン)
	創業跳躍パッケージ	資金(最大3億ウォン)
	予備創業パッケージ	資金(最大1億ウォン)
特許庁 (発明振興会)	IP礎(デディムドル)	IP創出+製品化支援

<表V-2-26> IP情報活用生態系作りに向けた官・民協力活動

イベント名(主管)	イベントの概要	支援内容
公共データ活用 コンペティション	-行政部主管で公共データを活用した創意的なアイデアと公共データビジネスモデルの発掘及び創業支援のための優秀アイデアを公募(2018. 2. 26~2018. 4. 17)	-IPデータ活用アイデアコンペティションの大賞受賞作を本選に推薦
IP情報サービス SHOW&FAIR	-特許庁主催、韓国知的財産サービス協会主管で国内企業の特許情報サービス広報のための展示・コンファレンスの開催(2018. 5月)	-需要者マッチング及び商品の広報
国際特許情報 コンファレンス (PATINEX)	-毎年国内外の最新特許情報を活用して付加価値を創出するために国内外企業戦略の共有及び展示広報ブースの運営など(2018. 9月)	-スタートアップ企業共同広報館の運営支援

3) 意見反映体系の構築及び広報の強化

特許庁は「IP情報サービス利用機関統合懇談会」、「IP情報活用諮問委員会」、「KIPRIS^{Plus}利用実態及び満足度調査」などを通じてVOC及び政策諮問を求め、現場訪問を通じて民間活用時の問題点をモニタリングするために積極的に取り組んだ。

また、特許情報の開放・流通ポータル(KIPRIS^{Plus})内のオンラインIP Help-Deskを通じて透明かつ迅速にデータクレームに対応している。

ハ. 評価及び発展方向

このような知的財産情報の開放・活用支援に向けた努力を通じて2017年KIPRIS^{Plus}サービス利用機関数が2017年183機関から2018年201機関へと9%増加し、Open API利用件数は2017年940百万件から2018年958件へと増加した。また、IP情報商品の活用件

数は2017年849件から2018年1,075件へと21%が増加した。

また、開放ロードマップの樹立を通じた体系的な知的財産データ開放の拡大によって、開放データの商品種類を2017年90種から2018年94種に拡大した。

2018年に知的財産情報を活用して新規サービスを開発しようとしている27の予備/初期創業者(企業)に対してIPデータを無償で支援し、新規創業4企業、商品開発(試作品含む)12企業、産業財産権創出22件の成果を挙げた。それにより計27企業120名余りの雇用創出があった。

2018年からは全体特許情報の商品を購入する時に86%値下げした手数料で利用できるよう手数料の告示を改正(2017.11)し、民間企業がデータを活用してサービスを開発しようとする際のデータの購入費用を緩和した。

特許庁では今後も政府の基調に符合する知的財産情報の開放・流通活性化に向けて多様な支援政策を推進する予定である。

第一、需要者オーダーメイド型知的財産情報商品を持続的に拡大して開放する予定である。国内特許情報サービス企業の技術開発を促進するため、特許分野学習用データ(請求項分析データなど)を含む国内外の特許データを開放して民間の新規IP商品の発掘を支援する計画である。

同時に、3ヵ月間の国内特、実公報を対象に利用者が直接ウェブ環境でダウンロードできるようにオンラインデータダウンロードサービスデータバージョンを開発・提供してサービス中である。

第二、KIPRIS^{PLUS}を通じてサービスする知的財産情報に対するデータ整合性の検証などIP情報開放データの品質改善、開放データに対する意見反映、Open API技術支援などユーザーに便利な機能の改善及び高品質の知的財産データの提供に向けて力を入れる計画である。

6. 知的財産統計サービスの提供

情報顧客支援局 情報顧客政策課 電算事務官 コン・ソクフン
 情報顧客政策課 農業主事 パク・キジュン

イ. 推進背景及び概要

知的財産情報は国や企業の未来技術競争力を支える中核要素である。そこで、特許庁は知的財産及び科学技術分野の政策樹立と特許技術動向把握を支援するため、迅速・正確な統計の生産・分析・普及業務を行っている。

ロ. 主要推進成果

特許庁は国内外の知的財産データを基に統計刊行物を周期的に発刊・普及している。「知的財産統計年報(国家統計第138001号)」は1976年8月に初めて作成され、知的財産統計に関する中心的な役割を果たしており、2018年の年報は国家間の比較が可能な統計指標など44指標を追加して23の主要統計指標に対するインフォグラフィックを適用して可読性を強化した。

また、統計ユーザーの立場から知的財産統計情報を誰もが理解しやすくするため、デザイン側面を強化した「知的財産統計FOCUS」を2013年から年2回発刊しており、知的財産に対する深みのある統計分析情報を提供するために「統計で見る特許動向」を年1回発刊している。特許動向は年度別、地域別、技術分野別に細部的な統計分析情報を提供して知的財産権に対する戦略的なアプローチを支援した。

一方、特許庁は知的財産統計の普及体系を強化するための活動として、多様な加工が可能な基礎統計データのオンラインサービスを運営・管理している。また、知的財産と産業・経済情報の連携点を見つけるための努力として、2012年から製造業を中心に韓国標準産業分類(KSIC)と国際特許分類(IPC)の連携表を構築し、知的財産と産

業・経済を連携した研究の活性化に寄与した。

最後に、韓国の知的財産統計の品質を高めるために国際協力を強化している。韓国、米国、中国、日本、ヨーロッパなど特許先進5カ国 (IP5) では、各々の庁の特許出願、登録、審査関連の統計と行政情報などを含む「IP5統計報告書」を毎年共同で発刊しており、このためにIP5では統計実務グループを構成・運営している。2012年に韓国で第1次実務会議をスタートに、中国、日本、米国、ヨーロッパの順で開催し、特に2017年第6回実務会議を成功裏に開催し、韓国のプレゼンスを高めた。

ハ. 今後の発展策

特許庁は第四次産業革命のリードを支援する知的財産統計サービス先進化のために多様な政策を推進している。主な内容は高品質統計指標の創出、統計品質の革新、統計情報サービスの構築、統計インフラの拡充などで、2022年までIP5最高の統計サービス体系を確立する計画である。

第6編 産業財産権における出願・登録及び審査・審判の統計状況

第1章 国内出願分野の状況

第1節 産業財産権における出願全般

1. 産業財産権における出願動向

情報顧客支援局 出願課 行政事務官 キム・ジヘ

2018年の産業財産権における全体出願件数は480,245件(PCT、マドリード、ハーグなど国際出願を含む)であり、2017年の457,955件に比べ4.9%(22,290件)の増加となった。

各権利別の出願動向を見ると、実用新案登録出願は6,232件で前年度に比べ△8.5%の減少となったのに対し、特許登録出願は209,992件、デザイン登録出願は63,680件、商標登録出願は200,341件で前年度に比べそれぞれ2.5%、0.4%、9.5%の増加となった。

<表VI-1-1> 過去5年間の権利別出願状況

(単位：件、%)

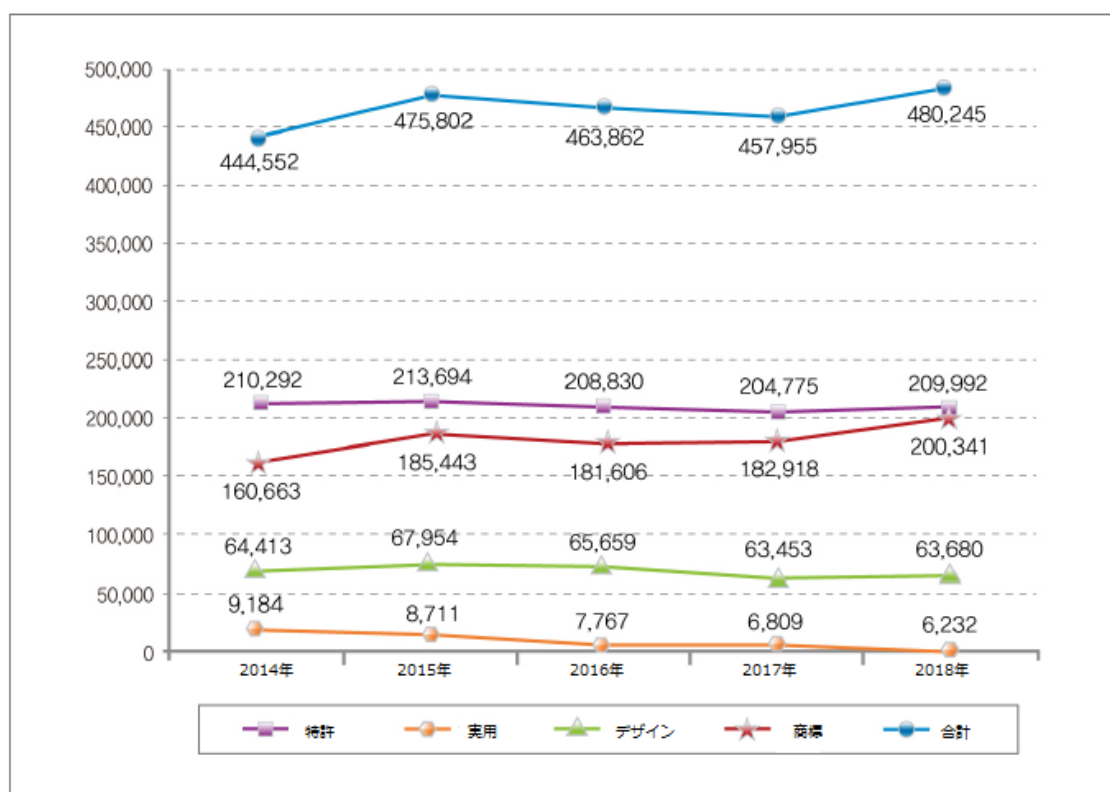
区分	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
特許	210,292	213,694	208,830	204,775	209,992
増減率	(2.8)	(1.6)	(△2.3)	(△1.9)	(2.5)
実用新案	9,184	8,711	7,767	6,809	6,232
増減率	(△16.3)	(△5.2)	(△10.8)	(△12.3)	(△8.5)
デザイン	64,413	67,954	65,659	63,453	63,680
増減率	(△3.8)	(5.5)	(△3.4)	(△3.4)	(0.4)
商標	160,663	185,443	181,606	182,918	200,341
増減率	(0.9)	(15.4)	(△2.1)	(0.7)	(9.5)
合計	444,552	475,802	463,862	457,955	480,245
増減率	(0.6)	(7.0)	(△2.5)	(△1.3)	(4.9)

* 出願書受付基準

* PCT、マドリード、ハーグなど国際出願(指定官庁・指定国基準)を含む。

産業財産権における年度別出願動向は、2014年44万5千件、2015年47万6千件と持続的に増加傾向であった出願件数が、2016年46万4千件、2017年45万8千件と減少傾向を見せ、2018年に48万件に転じた。その原因は、2015年の下半期から始まった大企業の出願活動の減少が続いたが、2017年に入ってからには中小企業と個人の出願活動も増加し始め、出願件数の割合が大きい企業と個人の出願件数が増加したため、全体の出願件数が増加へと転じた。

<図VI-1-1> 過去5年間の権利別出願推移



2. 外国人による出願状況

情報顧客支援局 出願課 行政事務官 キム・ジヘ

2018年の外国人による全体出願件数は67,445件であり、産業財産権の全体出願件数465,015件に対し14.5%を占め、前年度に比べ8.0%の増加となった。

権利別に見ると、前年度に比べ特許登録出願は 3.7%増、デザイン登録出願と商標登録出願はそれぞれ 19.6%増、実用新案登録出願は 28.9%で前年度に比べ大幅な増加となった。

<表VI-1-2> 韓国人・外国人別の出願状況

(単位：件、%)

区分		2017年		2018年		前年比 増加率
		件数	比率	件数	比率	
特許	韓国人	159,031	77.7	162,566	77.4	2.2
	外国人	45,744	22.3	47,426	22.6	3.7
	計	204,775	100.0	209,992	100.0	2.5
実用新案	韓国人	6,449	94.7	5,768	92.6	△10.6
	外国人	360	5.3	464	7.4	28.9
	計	6,811	100.0	6,232	100.0	△8.5
デザイン	韓国人	590,81	94.5	58,700	93.4	△0.6
	外国人	3,447	5.5	4,123	6.6	19.6
	計	62,526	100.0	62,823	100.0	0.5
商標	韓国人	155,652	92.3	170,536	91.7	9.6
	外国人	12,904	7.7	15,432	8.3	19.6
	計	168,556	100.0	185,968	100.0	10.3
合計	韓国人	380,213	85.9	397,570	85.5	4.6
	外国人	62,455	14.1	67,445	14.5	8.0
	計	442,668	100.0	465,015	100.0	5.0

*国内出願対象(ハーグ、マドリッドは含まない)

3. 法人及び個人による出願状況

情報顧客支援局 出願課 行政事務官 キム・ジヘ

2018年の法人による出願件数は299,300件、個人による出願は165,715件で前年度に比べそれぞれ3.9%、7.1%の増加となった。

2018年の個人による出願の割合は35.6%で、2017年の34.9%に比べ0.7%p増加したが、その原因は商標登録出願における個人による出願の割合が相対的に大きく増加したのによる。

<表VI-1-3>法人、個人別の出願状況

(単位：件、%)

区分	法人			個人			全体		
	2017年	2018年	増減率	2017年	2018年	増減率	2017年	2018年	増減率
特許	163,104 (79.7)	167,482 (79.8)	2.7	41,671 (20.3)	42,510 (20.2)	2.0	204,775	209,992	2.5
実用 新案	2,191 (32.2)	2,081 (33.4)	△5.0	4,618 (67.8)	4,151 (66.6)	△10.1	6,809	6,232	△8.5
デザ イン	32,389 (51.8)	32,748 (52.1)	1.1	30,139 (48.2)	30,075 (47.9)	△0.2	62,528	62,823	0.5
商標	90,325 (53.6)	96,989 (52.2)	7.4	78,231 (46.4)	88,979 (47.8)	13.7	168,556	185,968	10.3
計	288,009 (65.1)	299,300 (64.4)	3.9	154,659 (34.9)	165,715 (35.6)	7.1	442,668	465,015	5.0

* ()は法人・個人別の構成比である。

4. 女性及び学生による出願状況

情報顧客支援局 出願課 行政事務官 キム・ジへ

2018年の女性による出願は40,857件で前年度に比べ11.2%の増加となり、学生による出願は3,281件で前年度に比べ6.9%の減少となった。

女性出願のために特許庁では女性だけを対象に全国において知的財産権教育を実施し、女性の発明アイデアが死蔵されずに産業的に積極活用できるよう、世界女性発明

大会、生活発明コア、試作品の製作支援、女性発明品博覧会などの多様な支援政策を継続して取り組んでいる。

学生の場合は出願手数料の減免において変化があった。これまで出願件数 50 件に対し出願手数料 100%の減免を受けていたものを、2009 年からは年間 10 件に対してのみ減免が受けられ、また、2014 年からは学生の減免対象から大学生は除外した。これにより学生による出願件数は、2015 年以降から毎年減少している。

<表VI-1-4>女性及び学生による出願状況

(単位：件、%)

区分	2014 年	2015 年	2016 年	2017 年	2018 年
女性	32,520 (△1.1)	37,053 (13.9)	35,959 (△3.0)	36,734 (2.2)	40,857 (11.2)
学生	3,839 (6.1)	3,889 (1.3)	3,655 (△6.0)	3,524 (△3.6)	3,281 (△6.9)

* () は前年比の増減率

5. 代理人有無別の出願状況

情報顧客支援局 出願課 行政事務官 キム・ジへ

2018 年の代理人全体出願件数は 393,122 件であり、産業財産権の全体出願件数の 465,015 件に比べ 84.5%を占め、直接出願の全体件数は 71,893 件であり、全体出願件数の 15.5%を占めた。また、代理人による出願は過去 5 年間で 82%から 84%台を維持する動きを見せ、2015 年に 0.3%減少したが 2016 年からは小幅に増加している。

<表VI-1-5>代理人有無別の出願件数

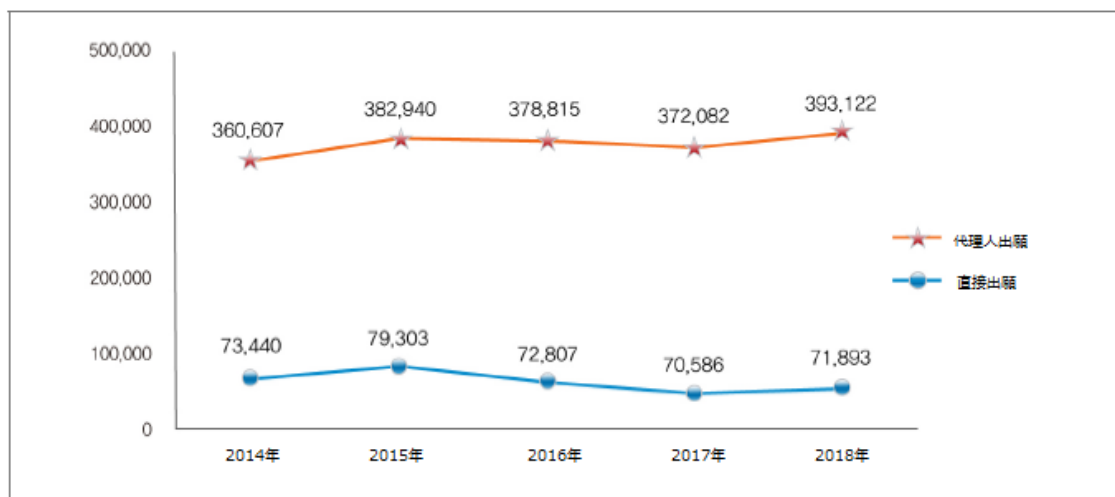
(単位：件、%)

区分	2014 年	2015 年	2016 年	2017 年	2018 年
代理人出願	360,607 (83.1)	382,940 (82.8)	378,815 (83.9)	372,070 (84.1)	393,122 (84.5)
直接出願	73,440	79,303	72,807	70,598	71,893

	(16.9)	(17.2)	(16.1)	(15.9)	(15.5)
計	434,047 (100)	462,243 (100)	451,622 (100)	442,668 (100)	465,015 (100)

* ()は代理人有無別の構成比である。

<図VI-1-2>代理人有無別の出願推移



6. 主要国(米、日、中、ヨーロッパ)による特許出願状況

産業財産保護協力局 国際協力課 工業主査補 ソ・ジュン

産業財産権主要4カ国(米・日・中・ヨーロッパ)の過去5年間の特許出願を見ると、2017年に最も多い特許出願件数を記録した国は中国であり、過去5年間(2013年～2017年)の全体出願件数が5,575,274件であった。その次に多い国は米国、日本、ヨーロッパ(EPO)の順であった。

特に、中国の場合は開放化及び産業化の影響により急激な出願増加率が続いており、7年連続で世界特許出願件数基準で1位を占めた。2015年には世界初の年間出願件数100万件以上を記録し、その以降も増加が続き高い水準を維持している。

<表VI-1-6>主要国による過去5年間の特許出願状況

(単位：件、%)

区分	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
中国	825,136 (26.4)	928,177 (12.5)	1,101,864 (18.7)	1,338,503 (21.5)	1,381,594 (3.2)
米国	571,612 (5.3)	578,802 (1.3)	589,410 (1.8)	605,571 (2.7)	606,956 (0.2)
日本	328,436 (△4.2)	325,989 (△0.7)	318,721 (△2.2)	318,381 (△0.1)	318,479 (0.0)
ヨーロッパ (EPO)	147,987 (△0.4)	152,662 (3.1)	160,028 (4.8)	159,358 (△0.4)	166,585 (4.5)

*WIPO ホームページ参考

*()は前年比の増減率

7. 韓国の主要国(米国、日本、中国、ヨーロッパ)に対する特許出願状況

産業財産保護協力局 国際協力課 工業主査補 ソ・ジュン

<表VI-1-7> 過去5年間の韓国の主要国への特許出願状況

(単位：件、%)

区分		2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	平均 増加率 ²⁶
中国	韓国人 出願	10,866 (20.9)	11,528 (6.1)	12,907 (12.0)	13,764 (6.6)	13,180 (△4.2)	8.3%
	中国 全体出願	825,136 (26.4)	928,177 (12.5)	1,101,864 (18.7)	1,338,503 (21.5)	1,381,594 (3.2)	16.5%
米国	韓国人 出願	33,499 (13.6)	36,744 (9.7)	38,205 (4.0)	37,341 (△2.3)	35,565 (△4.8)	4.0%
	米国全体 出願	571,612 (5.3)	578,802 (1.3)	589,410 (1.8)	605,571 (2.7)	606,956 (0.2)	2.3%
日本	韓国人 出願	6,134 (7.5)	5,682 (△7.4)	5,222 (△8.1)	5,216 (△0.1)	4,735 (△9.2)	-3.5%
	日本全体 出願	328,436 (△4.2)	325,989 (△0.7)	318,721 (△2.2)	318,381 (△0.1)	318,479 (0.0)	-1.4%
ヨーロ ッパ (EPO)	韓国人 出願	6,342 (10.9)	6,162 (△2.8)	6,410 (4.0)	6,824 (6.5)	6,455 (△5.4)	2.6%
	ヨーロッパ (EPO)全体 出願	147,987 (△0.4)	152,662 (3.2)	160,028 (4.8)	159,358 (△0.4)	166,585 (4.5)	2.3%

²⁶ 2013～2017年の5年間の増減率平均

*WIPO ホームページ参考、

*（ ）は前年比の増減率

第2節 権利別・産業部門別の出願

1. 特許・実用新案登録の出願状況

情報顧客支援局 出願課 行政事務官 キム・ジヘ

特許出願の産業部門別の構成割合を見ると、韓国人はコンピュータプログラミング、情報サービス業(9.1%)、事務用以外の一般機械(7.0%)分野の順で出願の割合が高く、外国人の場合は医療用物質及び医薬品製造業(10.2%)、半導体製造業(9.2%)、事務用以外の一般機械(6.4%)分野の順で出願の割合が高かった。

また、実用新案登録出願の産業部門別の構成割合を見ると、韓国人は家庭用機器(9.5%)、その他製品製造業(8.7%)分野の順で出願の割合が高く、外国人の場合は事務用以外の一般機械(14.2%)、家庭用機器(8.0%)、その他製品製造業(7.8%)分野の順で出願の割合が高かった。

<表VI-1-8> 産業部門別の特許、実用新案登録出願状況

(単位：件、%)

区分(特許)	韓国人		外国人		計	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
農林漁業	2,582	1.6	247	0.5	2,829	1.3
鉱業	228	0.1	40	0.1	268	0.1
食料品製造業	3,757	2.3	252	0.5	4,009	1.9
飲料製造業	133	0.1	20	0.0	153	0.1
タバコ製造業	322	0.2	363	0.8	685	0.3
繊維製品製造業	391	0.2	94	0.2	485	0.2
衣服、アクセサリー及び毛皮製品製造業	557	0.3	62	0.1	619	0.3
皮、ガバン及び履物製造業	833	0.5	120	0.3	953	0.5
木材及び木の製品製造業：家具除外	732	0.5	26	0.1	758	0.4
パルプ、紙及び紙製品製造業	141	0.1	70	0.1	211	0.1

印刷及び記録媒体複製業	200	0.1	68	0.1	268	0.1
コークス、練炭及び石油精製品製造業	223	0.1	93	0.2	316	0.2
基礎化学物質製造業	1,294	0.8	919	1.9	2,213	1.1
肥料及び窒素化学物製造業	148	0.1	6	0.0	154	0.1
合成ゴム及びプラスチック物質製造業	2,338	1.4	2,207	4.7	4,545	2.2
殺虫剤及びその他農薬製造業	260	0.2	129	0.3	389	0.2
インク、ペイント、コーティング及び類似製品製造業	720	0.4	335	0.7	1,055	0.5
洗剤、化粧品及び光沢剤製造業	1,968	1.2	542	1.1	2,510	1.2
その他化学製品製造業	2,100	1.3	1,338	2.8	3,438	1.6
化学繊維製造業	249	0.2	72	0.2	321	0.2
医療用物質及び医薬品製造業	6,778	4.2	4,825	10.2	11,603	5.5
ゴム製品及びプラスチック	4,138	2.5	1,110	2.3	5,248	2.5
非金属鉱物製品製造業	4,915	3.0	1,565	3.3	6,480	3.1
1次鉄鋼製造業	1,022	0.6	594	1.3	1,616	0.8
1次非鉄金属製造業	32	0.0	14	0.0	46	0.0
金属鑄造業	279	0.2	60	0.1	339	0.2
救助用金属製品、タンク、蒸気発生器製造業	644	0.4	109	0.2	753	0.4
武器及び銃砲弾製造業	226	0.1	34	0.1	260	0.1
その他金属加工製品製造業	2,198	1.4	715	1.5	2,913	1.4
半導体製造業	7,445	4.6	4,382	9.2	11,827	5.6
電子部品製造業	3,087	1.9	1,291	2.7	4,378	2.1
コンピュータ及び周辺装置製造業	2,901	1.8	909	1.9	3,810	1.8
通信及び放送装備製造業	8,142	5.0	2,935	6.2	11,077	5.3
映像及び音響機器製造業	3,984	2.5	1,255	2.6	5,239	2.5
マグネチック及び光学媒体製造業	28	0.0	20	0.0	48	0.0
医療用機器製造業	8,510	5.2	2,219	4.7	10,729	5.1
測定、試験、航海、制御及びその他精密製造業	7,515	4.6	1,999	4.2	9,514	4.5
眼鏡、写真装備及びその他光学機器製造業	1,900	1.2	1,623	3.4	3,523	1.7
時計及び時計部品製造業	75	0.0	51	0.1	126	0.1
電動機、発電機及び電気変換、供給、制御装置製造業	2,334	1.4	564	1.2	2,898	1.4

一次電池及び蓄電池製造業	3,263	2.0	1,069	2.3	4,332	2.1
絶縁線及びケーブル製造業	2,352	1.4	624	1.3	2,976	1.4
電球及び照明装置製造業	1,381	0.8	172	0.4	1,553	0.7
家庭用機器製造業	4,938	3.0	626	1.3	5,564	2.6
その他電気装備製造業	2,189	1.3	308	0.6	2,497	1.2
事務用機械及び装備製造業	595	0.4	163	0.3	758	0.4
事務用以外の一般機械製造業	11,302	7.0	3,017	6.4	14,319	6.8
特殊機械製造業	7,317	4.5	2,662	5.6	9,979	4.8
自動車製造業	5,759	3.5	1,269	2.7	7,028	3.3
船舶製造業	1,703	1.0	188	0.4	1,891	0.9
鉄道装備製造業	364	0.2	43	0.1	407	0.2
航空機製造業	589	0.4	108	0.2	697	0.3
戦闘用車両製造業	4	0.0	0	0.0	4	0.0
モーターサイクル製造業	104	0.1	16	0.0	120	0.1
その他分類されない運送装備製造業	358	0.2	33	0.1	391	0.2
家具製造業	1,237	0.8	80	0.2	1,317	0.6
その他製品製造業	4,233	2.6	431	0.9	4,664	2.2
電気、ガス、重機、水道	1,002	0.6	159	0.3	1,161	0.6
下水、廃棄物処理、原料再生、環境復元	1,589	1.0	142	0.3	1,731	0.8
建設業、建築技術サービス	5,190	3.2	185	0.4	5,375	2.6
コンピュータプログラミング、情報サービス業	14,776	9.1	1,827	3.9	16,603	7.9
その他	6,992	4.3	1,027	2.2	8,019	3.8
合計	162,566	100.0	47,426	100.0	209,992	100.0

*特許出願の取下げ・放棄、IPC未分類の件数を含む。

区分(実用新案)	韓国人		外国人		計	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
農林漁業	301	5.2	4	0.9	305	4.9
鉱業	1	0.0	1	0.2	2	0.0
食料品製造業	35	0.6	4	0.9	39	0.6
飲料製造業		0.0		0.0		0.0
タバコ製造業	14	0.2	9	1.9	23	0.4

繊維製品製造業	4	0.1		0.0	4	0.1
衣服、アクセサリー及び毛皮製品製造業	155	2.7	8	1.7	163	2.6
皮、ガバン及び履物製造業	138	2.4	7	1.5	145	2.3
木材及び木の製品製造業：家具除外	52	0.9	3	0.6	55	0.9
パルプ、紙及び紙製品製造業	11	0.2		0.0	11	0.2
印刷及び記録媒体複製業	42	0.7		0.0	42	0.7
コークス、練炭及び石油精製品製造業		0.0		0.0		0.0
基礎化学物質製造業	2	0.0		0.0	2	0.0
肥料及び窒素化学物製造業	1	0.0		0.0	1	0.0
合成ゴム及びプラスチック物質製造業	2	0.0	1	0.2	3	0.0
殺虫剤及びその他農薬製造業	1	0.0		0.0	1	0.0
インク、ペイント、コーティング及び類似製品製造業	1	0.0		0.0	1	0.0
洗剤、化粧品及び光沢剤製造業	4	0.1		0.0	4	0.1
その他化学製品製造業	17	0.3	4	0.9	21	0.3
化学繊維製造業	1	0.0		0.0	1	0.0
医療用物質及び医薬品製造業	5	0.1		0.0	5	0.1
ゴム製品及びプラスチック	383	6.6	21	4.5	404	6.5
非金属鉱物製品製造業	210	3.6	12	2.6	222	3.6
1次鉄鋼製造業	14	0.2		0.0	14	0.2
1次非鉄金属製造業		0.0		0.0		0.0
金属鑄造業	3	0.1		0.0	3	0.0
救助用金属製品、タンク、蒸気発生器製造業	44	0.8	2	0.4	46	0.7
武器及び銃砲弾製造業	16	0.3	1	0.2	17	0.3
その他金属加工製品製造業	126	2.2	4	0.9	130	2.1
半導体製造業	10	0.2	35	7.5	45	0.7
電子部品製造業	23	0.4	17	3.7	40	0.6
コンピュータ及び周辺装置製造業	60	1.0	9	1.9	69	1.1
通信及び放送装備製造業	54	0.9		0.0	54	0.9
映像及び音響機器製造業	37	0.6	3	0.6	40	0.6
マグネチック及び光学媒体製造業	3	0.1		0.0	3	0.0
医療用機器製造業	413	7.2	33	7.1	446	7.2
測定、試験、航海、制御及びその他精密製造業	107	1.9	9	1.9	116	1.9
眼鏡、写真装備及びその他	23	0.4	8	1.7	31	0.5

光学機器製造業						
時計及び時計部品製造業	12	0.2		0.0	12	0.2
電動機、発電機及び電気変換、供給、制御装置製造業	56	1.0	5	1.1	61	1.0
一次電池及び蓄電池製造業	17	0.3	3	0.6	20	0.3
絶縁線及びケーブル製造業	151	2.6	16	3.4	167	2.7
電球及び照明装置製造業	114	2.0	5	1.1	119	1.9
家庭用機器製造業	550	9.5	37	8.0	587	9.4
その他電気装備製造業	44	0.8	1	0.2	45	0.7
事務用機械及び装備製造業	5	0.1		0.0	5	0.1
事務用以外の一般機械製造業	357	6.2	66	14.2	423	6.8
特殊機械製造業	240	4.2	21	4.5	261	4.2
自動車製造業	190	3.3	13	2.8	203	3.3
船舶製造業	63	1.1	1	0.2	64	1.0
鉄道装備製造業	13	0.2	1	0.2	14	0.2
航空機製造業	19	0.3	1	0.2	20	0.3
戦闘用車両製造業		0.0		0.0		0.0
モーターサイクル製造業	12	0.2		0.0	12	0.2
その他分類されない運送装備製造業	35	0.6	1	0.2	36	0.6
家具製造業	246	4.3	12	2.6	258	4.1
その他製品製造業	504	8.7	36	7.8	540	8.7
電気、ガス、重機、水道	29	0.5	18	3.9	47	0.8
下水、廃棄物処理、原料再生、環境復元	43	0.7	1	0.2	44	0.7
建設業、建築技術サービス	343	5.9	5	1.1	348	5.6
コンピュータプログラミング、情報サービス業	38	0.7	2	0.4	40	0.6
その他	374	6.5	24	5.2	398	6.4
合計	5,768	100.0	464	100.0	6,232	100.0

* 実用新案出願の取下げ・放棄、IPC未分類の件数を含む。

2. デザイン登録の出願状況

情報顧客支援局 出願課 行政事務官 キム・ジヘ

2018年のデザイン登録の出願状況を見ると、韓国人は衣服及び身の回り品14.7%、事務用品及び販売用品12.8%、住宅設備用品12.0%で出願の割合が比較的に高く、外国人は電気・電子・通信機械器具分野が25.3%で最も高い割合を見せた。また、韓国

人・外国人を含む全体の衣服及び身の回り品が14.6%、事務用品及び販売用品が12.4%、住宅設備用品が11.7%の順で出願の割合が高かった。

＜表VI-1-9＞デザイン部門別のデザイン登録出願状況

(単位：件、%)

区分	自国民		外国人		計	
	件数	構成比	件数	件数	構成比	件数
加工食品及び嗜好品	244	0.4	2	0.05	246	0.4
衣服及び身の回り品	8,607	14.7	560	13.6	9,167	14.6
生活用品	6,060	10.3	495	12.0	6,555	10.4
住宅設備用品	7,042	12.0	304	7.4	7,346	11.7
趣味・娯楽用品及び 運動競技用品	2,477	4.2	195	4.7	2,672	4.3
事務用品及び販売用品	7,525	12.8	243	5.9	7,768	12.4
運輸及び運搬機械	1,655	2.8	257	6.2	1,912	3.0
電気・電子機械器具及び 通信機械器具	5,658	9.6	1,044	25.3	6,702	10.7
一般機械器具	3,044	5.2	422	10.2	3,466	5.5
産業用機械器具	3,535	6.0	365	8.9	3,900	6.2
土木、建築用品	5,169	8.8	52	1.3	5,221	8.3
その他基礎製品	5,078	8.7	113	2.7	5,191	8.3
その他物品	224	0.4	7	0.2	231	0.4
その他	2,382	4.1	64	1.6	2,446	3.9
計	58,700	100.0	4,123	100.0	62,823	100.0

*国内出願対象(ハーグ、マドリッドは含まれてない)、単流基準

3. 商標登録の出願状況

情報顧客支援局 出願課 行政事務官 キム・ジヘ

NICE分類による2018年の商標登録の出願状況を見ると、韓国人による出願はサービス業が43.6%で最も高い出願の割合を記録し、化学品・薬剤・化粧品13.1%、機械・電気機械・輸送機械機具と食品、飲料がそれぞれ12%で出願の割合が比較的に高かった。

外国人による出願の場合もサービス業が27.8%で最も高く、その次に機械・電気機械・輸送機械機具19.6%、化学品・薬剤・化粧品16.6%の順で出願の割合が比較的に高かった。

<表VI-1-10>NICE分類別の商標登録出願状況

(単位：件、%)

区分	韓国人		外国人		計	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
化学品、薬剤、化粧品	27,267	13.1	4,011	16.6	31,278	13.5
一般金属材、建築材料、手動利器類、非金属製建築材料	2,771	1.3	427	1.8	3,198	1.4
機械、電気機械、輸送機械器具	25,008	12.0	4,742	19.6	29,750	12.8
繊維、繊維製品、衣類	12,248	5.9	1,883	7.8	14,131	6.1
家具、敷物類、台所用品	7,873	3.8	1,148	4.8	9,021	3.9
貴金属、時計、皮革、カバン類	6,496	3.1	1,073	4.4	7,569	3.3
楽器、玩具、運動器具、タバコ	4,736	2.3	1,103	4.6	5,839	2.5
紙、文房具、印刷物	4,722	2.3	551	2.3	5,273	2.3
菓子、食品、飲み物	24,990	12.0	2,347	9.7	27,337	11.8
ゴム、プラスチック材料	591	0.3	146	0.6	737	0.3
サービス業	90,742	43.6	6,727	27.8	97,469	42.0
その他	505	0.2	2	0.0	507	0.2
計	207,949	100.0	24,160	100.0	232,109	100.0

第3節 公共機関及び大学における特許出願

1. 公共機関における特許出願状況

情報顧客支援局 出願課 行政事務官 キム・ジヘ

公共機関における特許出願は、2018年は10,550件で前年度に比べ0.8%の減少となった。2014年から2018年まで公共機関の中で特許最多出願1位の機関は10,770件を出願した韓国電子通信研究院で公共機関における全体出願件数の20.3%を占め、その次の機関が韓国科学技術研究院、韓国生産技術研究院、国防科学研究所、韓国機械研究院の順であった。

<表VI-1-11> 公共機関における特許出願状況

(単位：件、%)

年度	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
公共機関の特許出願	10,630	10,372	10,841	10,638	10,550
前年比の増減率	△7.7	△2.4	4.5	△1.9	△0.8

* 出願番号基準

<表VI-1-12> 公共機関における特許最多出願順位

(単位：件、%)

順位	機関名	2014～2018年の出願件数	特許占有率
1	韓国電子通信研究院	10,770	20.3
2	韓国科学技術研究院	2,941	5.5
3	韓国生産技術研究院	2,678	5.0
4	国防科学研究所	2,600	4.9
5	韓国機械研究院	2,287	4.3
その他	その他	29,584	55.8
合計	-	53,031	100.0

* 共同出願は各々の出願人ごとに1件として処理

* 公共機関：公共機関、研究機関、公企業などを含む。

2. 大学における特許出願状況

情報顧客支援局 出願課 行政事務官 キム・ジへ

大学における2018年の特許出願件数は19,866件で前年に比べ1.6%の増加となり、2014年から2018年までの大学における最多出願一位の大学は5,558件を出願した韓国科学技術院で大学の全体出願に対し5.7%を占め、ソウル大学、延世大学が各々2位と3位を占めている。

上位5位までの大学が占める割合は22.3%であり、知名度の高い一部の理工系大学の特許出願の割合が比較的に高かった。

＜表VI-1-13＞大学における特許出願状況

(単位：件、%)

年度	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
大学の特許出願	17,732	19,649	20,344	19,555	19,866
前年比増加率	13.0	10.8	3.5	△3.9	1.6

* 出願番号基準

＜表VI-1-14＞大学における特許最多出願順位

(単位：件、%)

順位	機関名	2014年～2018年出願件数	占有率
1	韓国科学技術院	5,558	5.7
2	ソウル大学産学協力団	4,690	4.8
3	延世大学産学協力団	4,102	4.2
4	高麗大学産学協力団	3,929	4.0
5	漢陽大学産学協力団	3,403	3.5
その他	その他	75,464	77.7
合計	-	97,146	100.0

* 共同出願は各々の出願ごとに1件として処理

* 大学：大学、学校法人などを含む。

第4節 韓国人・外国人による地域別・企業別の出願

1. 韓国人による出願

情報顧客支援局 出願課 行政事務官 キム・ジヘ

イ. 地域別の出願状況

2018年の韓国人による全体出願は397,570件であり、このうちのソウル、仁川、京畿などの首都圏が272,952件で全体出願の68.7%を占め、その他の地域は124,618件で31.3%を占めていることが分かった。これは大半の国内企業が首都圏に本社を置き、本社の住所地から出願をしているので、首都圏に出願件数が集中していると判断される。

<表VI-1-15> 韓国人による地域別の出願状況

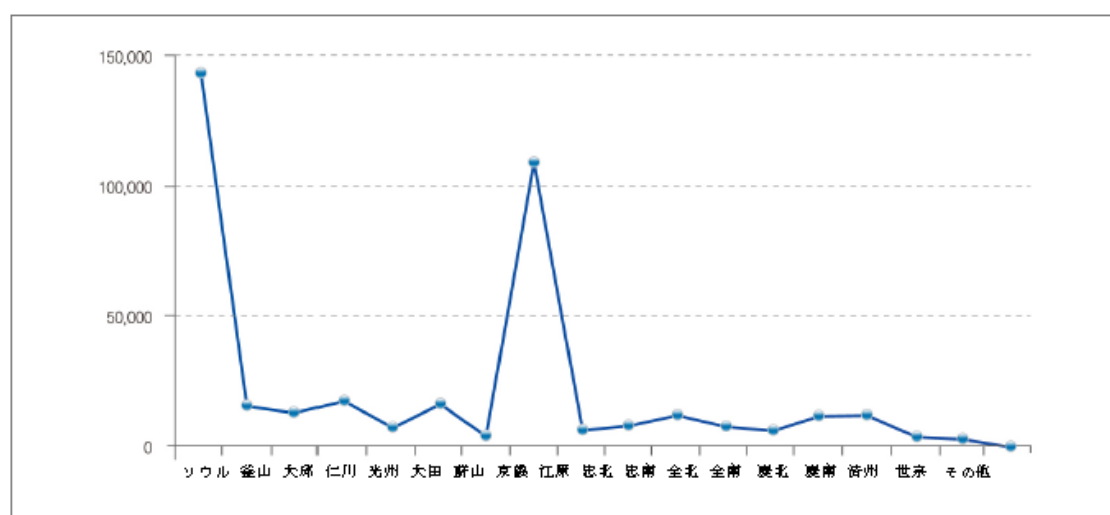
(単位：件、%)

区分	特許		実用新案		デザイン		商標		合計		占有率	
	2017年	2018年	2017年	2018年	2017年	2018年	2017年	2018年	2017年	2018年	2017年	2018年
ソウル	45,482	47,149	1,679	1,400	19,512	18,713	72,762	79,357	139,435	146,619	36.7	36.9
釜山	6,422	6,167	309	293	2,743	2,648	5,809	6,314	15,283	15,422	4.0	3.9
大邱	4,779	4,627	251	195	3,903	3,543	4,222	4,409	13,155	12,774	3.5	3.2
仁川	6,195	6,245	386	360	3,139	3,440	5,506	6,688	15,226	16,733	4.0	4.2
光州	3,279	3,442	99	102	1,180	1,133	1,971	2,452	6,529	7,129	1.7	1.8
大田	10,734	10,805	240	194	1,445	1,457	3,631	4,050	16,050	16,506	4.2	4.2
蔚山	2,267	2,351	110	102	546	485	972	1,103	3,895	4,041	1.0	1.0
世宗	46,133	47,161	2,094	1,989	18,161	18,829	38,090	41,621	104,478	109,600	27.5	27.6
京畿	2,572	2,671	107	104	843	806	2,489	2,809	6,011	6,390	1.6	1.6
江原	3,166	3,498	149	138	965	1,016	2,789	3,049	7,069	7,701	1.9	1.9
忠北	6,046	6,481	175	136	1,517	1,540	3,531	3,780	11,269	11,937	3.0	3.0

忠南	4,121	3980	149	114	935	940	2,351	2870	7,556	7,904	2.0	2.0
全北	2,902	3220	168	144	659	748	1,969	2370	5,698	6,482	1.5	1.6
全南	6,764	6612	180	152	1,443	1245	3,157	3281	11,544	11,290	3.0	2.8
慶北	6,609	6521	300	266	1,572	1630	3,449	3623	11,930	12,040	3.1	3.0
慶南	817	830	19	22	323	381	2,233	1819	3,392	3,052	0.9	0.8
済州	736	793	34	30	189	139	693	914	1,652	1,876	0.4	0.5
その他	7	13	-	27	6	7	28	27	41	74	0.01	0.02
計	159,031	162,566	6,449	5,768	59,081	58,700	155,652	170,536	380,213	397,570	100.0	100.0

<図VI-1-3> 2018年韓国人による地域別の出願推移

(単位：件)



ロ．国内における最多出願企業別の出願状況

2018年の国内における最多出願企業のうち、上位10位圏内企業の全体出願件数は27,616件であり、企業全体の出願件数に対し13.7%を占めている。特に、特許出願の場合は10位圏の最多出願企業の出願件数が国内における企業全体の出願件数92,388件のうち23,279件で25.2%を占めている。

最多出願企業を見ると、サムスン電子、LG電子、LG化学、現代自動車、サムスンデ

ディスプレイがそれぞれ1～5位を占めた。

<表VI-1-16> 国内10位圏内の最多出願企業の出願状況

(単位：件、%)

順位	企業名	特許	実用	デザイン	商標	合計
1	サムスン電子株式会社	5,761	2	670	299	6,732
2	LG電子	4,558	-	675	171	5,404
3	LG化学	4,169	-	18	7	4,194
4	現代自動車株式会社	2,678	-	199	86	2,963
5	サムスンディスプレイ株式会社	1,848	-	63	1	1,912
6	LGディスプレイ株式会社	1,525	-	14	1	1,540
7	LG生活健康	168	26	103	1,190	1,487
8	POSCO	1,321	-	8	-	1,329
9	㈱AMORE PACIFIC	291	-	142	623	1,056
10	LGイノテック株式会社	959	-	22	18	999
	小計 (企業全体出願中の占有率)	23,279 (25.2)	28 (1.8)	1,914 (7.0)	2,395 (3.0)	27,616 (13.7)
	全体企業の出願合計	92,388	1,526	27,308	79,702	200,924

* 共同出願は各々の出願ごとに1件として処理

2. 外国人による出願

情報顧客支援局 出願課 行政事務官 キム・ジヘ

イ. 出願人の国籍別出願現況

2018年の最多出願国を見ると、2017年に続いて米国と日本がそれぞれ1位と2位を占め、外国人(法人含む)全体出願の半分以上である50.4%を占め、依然として強みを見せた。主な上位最多出願国の順位は2017年と同様の順位を維持している。

権利別では、デザインと商標部分においては米国、特許部分では日本、実用新案部分では中国が優位を見せている。

＜表VI - 1 - 17＞外国(法)人の国籍別出願状況

(単位：件、%)

順位	区分		特許	実用	デザイン	商標	計		2017年の順位
							件数	占有率	
1	米国	2018年	13,019	22	1,287	6,860	21,188	25.6	1
		2017年	13,497	45	1,151	6,274	20,967	27.0	
2	日本	2018年	15,606	26	1,043	3,839	20,514	24.8	2
		2017年	15,044	15	1,173	3,527	19,759	25.4	
3	中国	2018年	3,140	209	781	6,382	10,512	12.7	3
		2017年	3,015	101	429	4,908	8,453	10.9	
4	ドイツ	2018年	4,381	10	155	2,136	6,682	8.1	4
		2017年	4,012	8	312	1,999	6,331	8.1	
5	フランス	2018年	1,701	-	117	1,377	3,195	3.9	5
		2017年	1,747	3	192	1,397	3,339	4.3	
6	スイス	2018年	1,307	-	145	1,132	2,584	3.1	6
		2017年	1,159	3	195	1,162	2,519	3.2	
7	イギリス	2018年	1,228	7	85	1,213	2,533	3.1	7
		2017年	1,028	7	155	1,163	2,353	3.0	
小計		2018年	40,382	274	3,613	22,939	67,208	81.3	
		2017年	39,502	182	3,607	20,430	63,721	82.0	
その他の国		2018年	7,044	190	1,367	6,866	15,467	18.7	
		2017年	6,242	178	765	6,836	14,021	18.0	
計		2018年	47,426	464	4,980	29,805	82,675	100	
		2017年	45,744	360	4,372	27,266	77,742	100.0	

ロ. 最多出願企業別の出願状況

外国人の10大多出願企業は日本企業が5社、米国企業3社、中国企業1社、台湾企業1社が含まれている。

最多出願順位を見ると、米国のクアルコムが1位、中国のHuawe Technology Co.,Ltdが2位、日本の東京エレクトロンが3位、米国のアップルリンクが4位、日本のキヤノン株式会社が5位を占めた。

＜表VI-1-18＞外国人の10位圏内最多出願企業別の出願状況

(単位：件)

順位	出願人	国名	特許	実用	デザイン	商標	合計
1	クアルコムインコーポレイテッド	米国	862	0	0	3	865
2	Huawe Technology Co., Ltd.	中国	501	0	6	53	560
3	東京エレクトロン株式会社	日本	531	0	7	0	538
4	アップルインク	米国	311	0	171	38	520
5	キヤノン株式会社	日本	488	0	10	0	498
6	アプライド マテリアルズインコーポレイテッド	米国	424	3	5	2	434
7	ソニー株式会社	日本	356	0	25	3	384
8	Taiwan Semiconductor Manufacturing Company Limited	台湾	383	0	0	0	383
9	トヨタ自動車(株)	日本	371	0	6	3	380
10	株式会社半導体エネルギー研究所	日本	373	0	0	2	375

* 共同出願は各々の出願人ごとに1件として処理

第2章 PCT、マドリード及びハーグ国際出願分野

第1節 PCT国際出願

1. 全世界におけるPCT国際出願状況

情報顧客支援局 国際出願課 書記官 キム・キョンオク

WIPOが発表した統計資料(暫定)によると、2018年のPCTシステムを利用した国際特許出願は、2017年の243,500件に比べ3.9%増加した253,000件を記録した。よって、PCT国際出願は1990年以降から29年連続増加率を維持しており、発明の海外特許出願のためのツールとして毎年重要性が増している。

近年のPCT国際出願推移及び増加率で分かるように、興味深い現象として、全体出願においてアジア諸國が占める割合が持続的に増加している。2018年には、特に中国のPCT出願の増加率が目覚ましく増加し、全体PCT出願件数の増加を牽引する役割を果たした。中国は2017年に比べ9.1%が増加した53,345件のPCT国際出願の実績を見せ、日本の49,702件の出願件数を超え2位となった。日本のPCT出願は2017年の48,208件に比べ3.1%の増加となり、韓国は17,014件の出願実績を記録し、2017年に比べ全体の国際出願の増加率より高い8.0%の高い増加率を見せた。

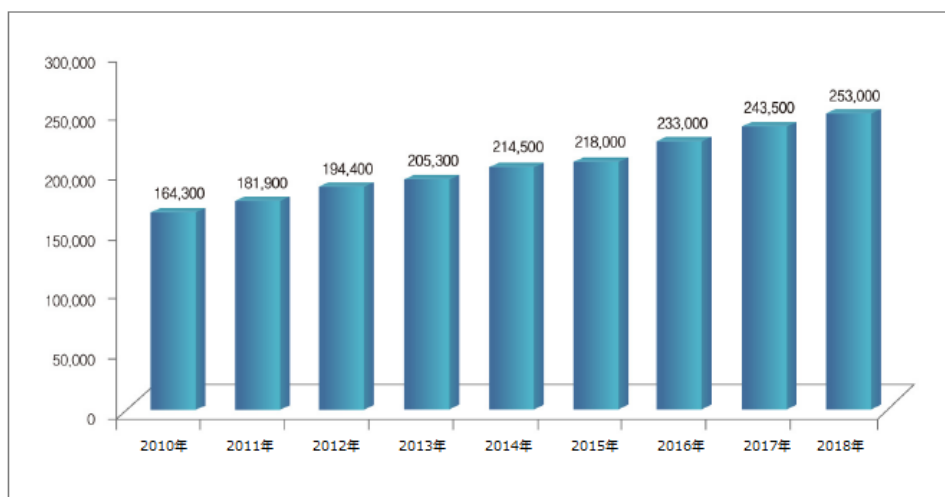
一方、米国は2017年に比べ0.9%の小幅増加した56,142件の出願件数を記録して出願停滞傾向を見せ、フランスも同様に件数が停滞するなどアジア諸國の増加率に及ばない傾向を見せた。

2016年に3位であった中国のPCT出願件数が2017年、2018年にそれぞれ5,714件、4,458件と大幅な増加となって日本を追い越したのを見ると、数年内に米国も追い越すものと予想される。このような出願増加率の大陸間の差により、2018年の全体PCT出願においてアジア諸國が占める割合は半分に該当する50.5%で、2017年の49.1%より一層拡大された。反面、ヨーロッパは24.5%、北米は23.1%の割合を占め、2017年の

各々24.9%、24.2%の割合より小幅増加した。このようなアジア諸国のPCT出願割合増加の傾向は中国における目覚ましい増加率とともに一定期間継続して続くものと見込まれる。

<図VI-2-1>全世界におけるPCT国際出願状況

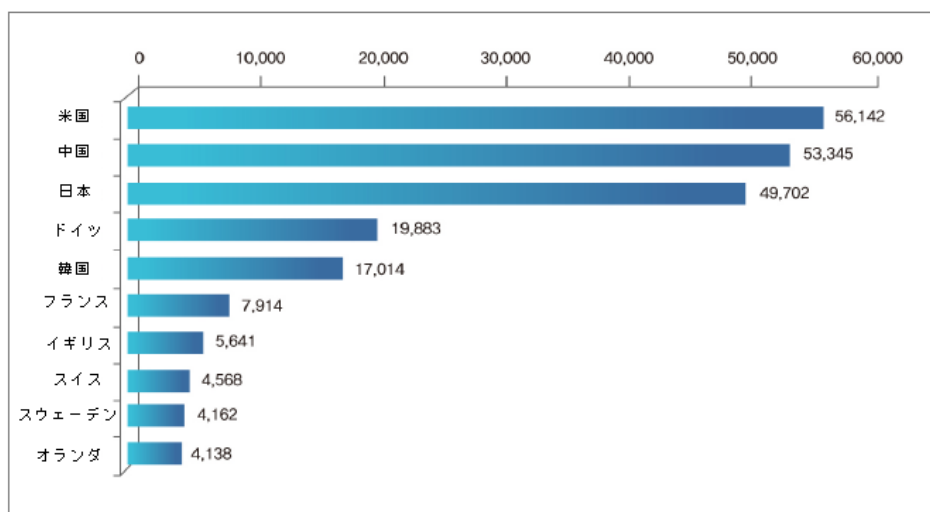
(単位:件)



*資料出所：WIPO（WIPO資料は変動可能性があり、韓国特許庁の受付資料と異なる場合がある。）

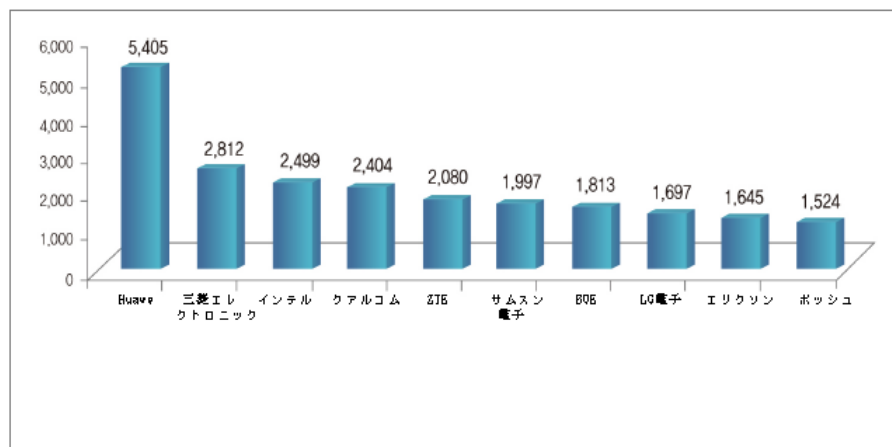
<図VI-2-2>2018年の全世界PCT最多出願国の順位

(単位:件)



*資料出所：WIPO（WIPO資料は変動可能性があり、韓国特許庁の受付資料と異なる場合がある）

＜図VI-2-3＞2018年の全世界PCT最多出願企業の順位



* 出所：2018. 3. WIPO発表(暫定)資料

2. 韓国におけるPCT国際出願状況及び見通し

情報顧客支援局 国際出願課 書記官 キム・キョンオク

イ. 韓国人によるPCTによる海外出願(受理官庁)

2018年に韓国特許庁が受理官庁²⁷として受理したPCT国際出願は16,991²⁸件であり、2017年の15,790件に比べ1,201件が増えた7.6%の増加率を記録した。これは2017年の全体PCT出願における大半の国に比べ大幅に増加した点から見みと持続的な増加傾向を維持している。

韓国が増加傾向を保っているのは、海外への特許出願の方法として、PCT制度が持つメリットに対する認識拡大と、世界経済の不況の中でも海外において特許権を確保して競争力を高めるために最善を尽くす韓国企業と研究所、大学などの努力の結果であるといえる。ただし、近年の韓国の特許出願及び特許権確保の傾向を見ると、必須的な特許だけを選別して出願を行い確保する傾向にあり、そのためPCT国際出願もあ

²⁷ 国際出願を受理する国内(又は地域)官庁であり、韓国出願人の場合は通常韓国特許庁、国際事務局も受理官庁として役割を果たす。

²⁸ 韓国特許庁受付日基準の統計であり、WIPO統計(国際事務局の受付日基準)との差が生じる可能性がある。

る程度の影響を受るものと予想される。よって、特許庁は、今後もこのような増加傾向を維持できるよう、水準の高い国際調査及び国際予備審査機関としての役割を果し、PCT国際出願制度を簡単かつ便利に利用できるようにサービスとシステムを持続的に整備・改善する一方、PCT国際出願の説明会及び企業訪問コンサルティングのような政策的努力を傾けるべきである。

＜表VI-2-1＞韓国におけるPCT国際出願件数

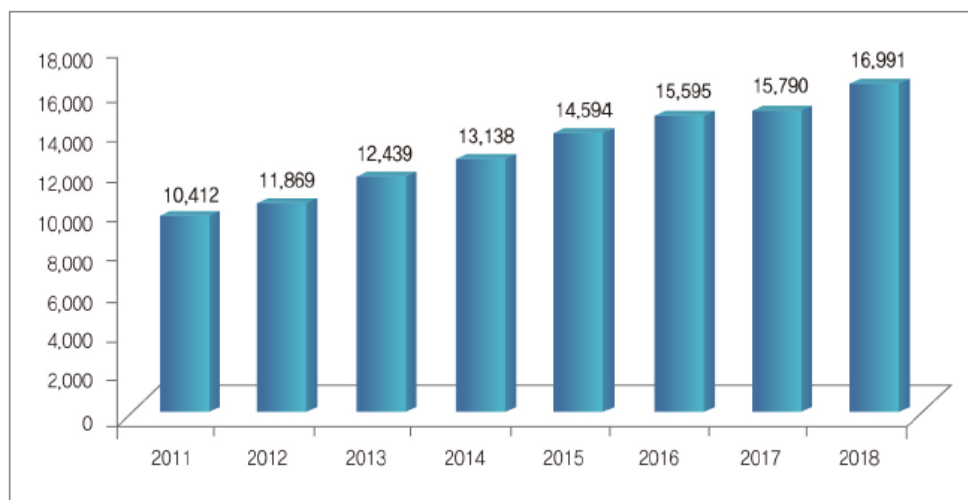
(単位：件、%)

年度 区分	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
出願件数	10,412	11,869	12,439	13,138	14,594	15,595	15,790	16,991
増加率	8.0	14.0	4.8	5.6	11.1	6.9	1.2	7.6

* 韓国特許庁の受付日基準であり、WIPO統計(国際事務所の受付日基準)と若干の差が発生する可能性がある。

* 資料出所：特許庁の特許情報統計システム

＜図VI-2-4＞韓国におけるPCT国際出願状況



* 韓国特許庁の受付日基準であり、WIPO統計(国際事務所の受付日基準)と若干の差が発生する可能性がある。

* 資料出所：KIPO特許情報統計システム

ロ．韓国国内10位圏内のPCT最多出願法人(企業)の状況

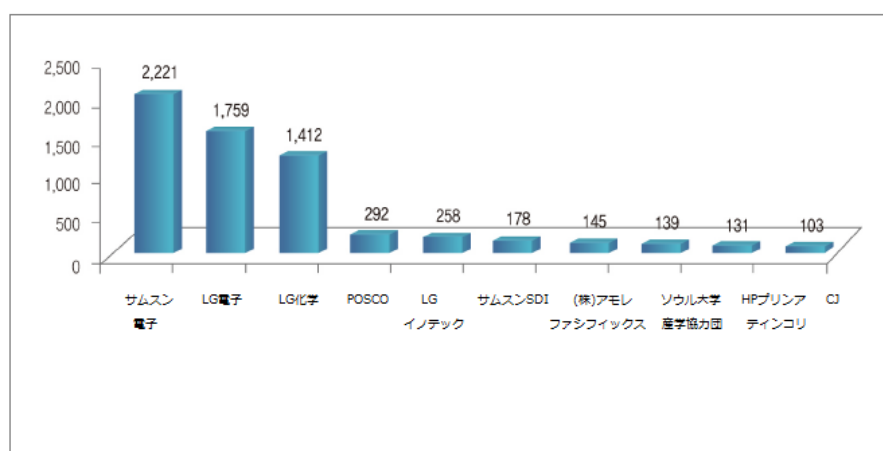
2018年の韓国国内PCT最多出願法人(企業)別の状況を見ると、サムスン電子(2,221件)が1位を占め、LG電子(1,759件)がその後に続いて2位となった。LG電子は昨年度の1,590件より10.6%が増加したけれどサムスン電子も22.8%の増加となり、2018年の国内PCT国際出願最多企業となった。また、前年に比べ10位圏内の8つの企業の出願が増加傾向を見せ、その中でもLG化学が2017年の950件から2018年1,412件の出願により3位に上った。

大学及び研究所分野においては、ソウル大学産学協力団が139件で8位となった。ソウル大学産学協力団は2017年に比べ22.9%の増加となり、大学・研究機関では唯一に2018年の10位圏内に入った。大学・研究機関としては、韓国科学技術院が1994年に国内大学では初めてPCT出願が行れ、その後着実に最多出願の順位に名を入れたが、2018年には10位圏内の順位に入れなかった。

10大最多出願企業の出願件数は6,638件であり、全体出願件数の39.1%の割合を占め、前年度の35.1%に比べ増加しており、サムスン電子、LG電子などの大企業がPCT出願のほとんどの部分を占める現象が続いている。

<図VI-2-5> 2018年の国内最多出願法人(企業)別のPCT国際出願状況

(単位：件)



*資料出所：特許庁の特許情報統計システム

ハ．個人対法人のPCT国際出願状況

2018年のPCT国際出願件数は16,991件で、そのうち個人のPCT国際出願件数は2,031件を占め、2017年の2,077件に比べ小幅ながら減少したが、全体出願において占める割合も13.2%から12.0%に減少した。しかし、依然と法人出願がPCT出願の多数を占めており、言語、手続き、費用の面において個人がPCT制度を利用することにおいて不便な状況であることが分かる。

しかし、韓国語がPCT国際公開語として適用された以降、PCT国際出願書類の作成などを韓国語で行うことができ、言語に対する負担が軽くなった。特許庁で提供するPCT出願説明会などの広報及び教育と地域知識財産センター支援事業の政策が持続的に拡大され、個人も創意的なアイデアや技術さえあれば、PCT出願制度を利用して幾らでも外国において特許権を確保することができる道が開かれている。

＜表VI-2-2＞個人対法人のPCT国際出願状況

(単位：件、%)

区分	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
個人	2,041	2,102	1,986	1,982	2,234	2,186	2,077	2,031
(割合)	(19.6)	(17.7)	(16.0)	(15.1)	(15.3)	(14.0)	(13.2)	(12.0)
法人	8,371	9,767	10,453	11,156	12,360	13,409	13,713	14,960
(割合)	(80.4)	(82.3)	(84.0)	(84.9)	(84.7)	(86.0)	(86.8)	(88.0)
計	10,412	11,869	12,439	13,138	14,594	15,595	15,790	16,991
(割合)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)

*資料出所：KIPO特許情報統計システム

二．出願方式別のPCT国際出願状況

2018年のPCT出願の中で書面による出願の割合は4.2%であり、2014年以降着実に増加した。これは2015年7月からPCT-EASYモード(出願書・要約書を電子的媒体に保存して提出する過渡期的な電子出願方式)を利用した出願方法が終了し、On-line受付方

式において追加で、2017年に新たなウェブ基盤提出方式であるePCTの受付が開始され、書面出願の割合に影響を及ぼしたものと判断される。

＜表VI-2-3＞媒体別のPCT国際出願状況

(単位：件、%)

年度 区分	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
On-Line (割合)	9,616 (92.4)	10,936 (92.1)	11,228 (90.3)	11,979 (91.2)	13,660 (93.6)	15,003 (96.2)	15,191 (96.2)	16,278 (95.8)
FD(PCT-EASY) (割合)	611 (5.9)	757 (6.4)	998 (8.0)	977 (7.4)	478 (3.3)	-	-	-
その他(書面 など)(割合)	185 (1.8)	176 (1.5)	213 (1.7)	182 (1.4)	456 (3.1)	592 (3.8)	599 (3.8)	713 (4.2)
計 (割合)	10,412 (100.0)	11,869 (100.0)	12,439 (100.0)	13,138 (100.0)	14,594 (100.0)	15,595 (100.0)	15,790 (100.0)	16,991 (100.0)

*資料出所：特許庁の特許情報統計システム

*2005年2月からオンライン出願施行(PCT-SAFE、ePCT含む)

PCT国際出願を電子出願方式で出願する場合には、国際出願手数料のうちの300スイスフラン(約340,000ウォン)の減免が受けられるので手数料の節減効果が期待できる。

*2017.4.10. スイスフラン売買基準率1,133ウォン基準

ホ. 言語別のPCT国際出願状況

2018年のPCT国際出願の中で、韓国語による出願は15,086件で全体の88.8%を占め、英語による出願は1,904件で全体の11.2%を占めた。日本語による出願は1件であった。韓国語による出願の割合は2008年までは60%を若干上回ったが、2009年に70%を超え、2011年からは80%を維持している。これは2009年から韓国語がPCT国際公開語に適用されることとなり、すべての国際出願関連の書類を韓国語で作成して出願することが可能となったからと判断される。韓国語の国際公開言語の採択によって韓国語出願後の優先日から14ヵ月以内に英語翻訳文を提出していた手続きがなくなったことによつて、国内の出願人の負担が大きく緩和された。

＜表VI-2-4＞言語別のPCT国際出願状況

(単位：件、%)

年度 区分	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
韓国語 (割合)	8,394 (80.6)	9,628 (81.1)	10,227 (82.2)	10,890 (82.9)	12,522 (85.8)	13,760 (88.2)	14,129 (89.5)	15,086 (88.8)
英語 (割合)	2,018 (19.4)	2,241 (18.9)	2,209 (17.8)	2,243 (17.1)	2,070 (14.1)	1,832 (11.8)	1,661 (10.5)	1,904 (11.2)
日本語 (割合)	- (-)	- (-)	3 (-)	5 (-)	2 (-)	3 (-)	0 (-)	1 (-)
計 (割合)	10,412 (100.0)	11,869 (100.0)	12,439 (100.0)	13,138 (100.0)	14,594 (100.0)	15,595 (100.0)	15,790 (100.0)	16,991 (100)

*資料出所：KIPO 特許情報統計システム

3. 国際調査・国際予備審査の状況及び見通し

特許審査企画局 特許審査企画課 工業事務官 イ・キョンチョル

イ. 韓国特許庁に対するPCT国際調査及び国際予備審査の請求状況

韓国特許庁は、1997年にPCT総会で国際調査機関及び国際予備審査機関として指定され、1999年12月から同業務に取り組んできた。2018年末基準で米国を始めとする17カ国の特許庁と業務協定を締結し、これらの国の出願人のPCT国際調査及び国際予備審査業務に取り組んでいる。

※業務協定締結国(17カ国):フィリピン(2002)、ベトナム(2002)、インドネシア(2003)、モンゴル(2004)、ニュージーランド(2005)、シンガポール(2006)、マレーシア(2006)、米国(2006)、スリランカ(2009)、オーストラリア(2009)、タイ(2009)、チリ(2010)、ペルー(2012)、サウジアラビア(2015)、メキシコ(2016)、コロンビア(2017)、UAE(2018)

2018年に韓国特許庁で受付けた国際調査は全体で25,915件であり、2017年の25,159件に比べ3.0%の増加となった。その中で韓国出願人が申請した件数は16,264件で2017年に比べ9.9%の増加となり、米国を始めとする外国の出願人が申請した件数は9,651件で2017年に比べ6.9%の減少となった。

また、米国出願人が申請した件数は9,119件となり、韓国特許庁で受付けた全体国際調査の35.2%で、外国出願人が申請した国際調査物量の94.5%を占め、米国出願人の割合が圧倒的である。

特に、インテル、ハリバートン、3Mなど多数の米国グローバル企業が、PCT国際出願を韓国特許庁に国際調査を依頼している。これは韓国特許庁の国際調査報告書の品質に満足していることが分かる。

<表VI-2-5>PCT国際調査使用写本の受付状況

(単位：件、%)

年度 区分	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
韓国 (割合)	8,830 (38.9)	9,950 (38.8)	10,736 (39.6)	11,971 (40.5)	12,442 (41.3)	13,579 (47.7)	15,016 (53.8)	14,798 (58.8)	16,264 (62.8)
米国 (割合)	13,319 (58.7)	15,167 (59.1)	15,778 (58.3)	16,968 (57.5)	17,162 (56.9)	14,480 (50.9)	12,491 (44.8)	9,992 (39.7)	9,119 (35.2)
その他の国 (割合)	558 (2.4)	549 (2.1)	566 (2.1)	592 (2.0)	556 (1.8)	409 (1.4)	397 (1.4)	369 (1.5)	532 (2.1)
計	22,707	25,666	27,080	29,531	30,160	28,468	27,904	25,159	25,915

*資料出所：韓国特許庁 特許情報統計システム

2018年に韓国特許庁で受付けた国際予備審査は124件で、2017年の163件に比べ23.9%の減少となった。減少の要因は国際調査の段階において先行技術に対する調査とともに特許性に対する検討資料が提供されるため、必須的な手続きではない国際予備審査を出願人が行う必要がなくなったからであると見られる。

＜表VI-2-6＞PCT国際予備審査の請求状況

(単位：件、%)

区分 \ 年度	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
国際予備審査 請求書受付	270	226	302	253	236	208	179	163	124
増減率	△20.8	△16.3	33.6	△16.2	△6.7	△11.9	△13.9	△8.9	△23.9

*資料出所：KIPO 特許情報統計システム

ロ．韓国における出願人の国際調査機関指定状況

韓国特許庁を受理官庁として出願した出願人は、韓国特許庁 (ISA/KR) 以外に、オーストリア特許庁 (ISA/AT)、オーストラリア特許庁 (ISA/AU)、日本特許庁 (ISA/JP) を国際調査機関 (ISA) に指定して国際調査を受けることができる。

2018年に韓国特許庁を受理官庁とするPCT国際出願において、韓国特許庁を国際調査機関に指定した件数は16,969件で、全体件数に比べ99.9%に達しているのに対し、外国特許庁を国際調査機関に指定した件数は21件 (0.1%) に過ぎない。これはオーストリアやオーストラリアより手数料が安く、国際調査報告書の品質に対する満足度が高いからであると見られる。

＜表VI-2-7＞PCT国際調査機関の指定状況

(単位：件、%)

年度 \ 区分	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
大韓民国 (KR) (割合)	9,422 (97.8)	10,334 (99.2)	11,828 (99.6)	12,386 (99.6)	13,068 (99.5)	14,537 (99.6)	15,549 (99.7)	15,758 (99.8)	16,969 (99.8)
その他の国 (割合)	217 (2.2)	78 (0.8)	41 (0.4)	53 (0.4)	69 (0.5)	55 (0.4)	46 (0.3)	31 (0.2)	21 (0.1)
計	9,639	10,412	11,869	12,439	13,137	14,592	15,595	15,789	16,990

*資料出所：WIPO IP statistics database

4. PCT国際出願の韓国内段階への移行状況

情報顧客支援局 国際出願課 書記官 キム・キョンオク

イ. PCT韓国内段階(指定官庁)への移行(出願)件数

PCT国際出願を通じて大韓民国で特許権(実用新案権)を獲得するために、韓国国内段階へ移行するPCT国際出願件数は2018年38,340件で、2017年の37,325件に比べ2.7%の増加となった。

＜表VI-2-8＞PCT国際出願の韓国国内段階(指定官庁)への移行件数

(単位：件、%)

分析 \ 年度	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
出願件数	29,158	31,007	31,729	33,405	34,080	37,158	37,325	38,340
増減率(%)	4.7	6.3	2.3	5.3	2.0	9.0	0.4	2.7

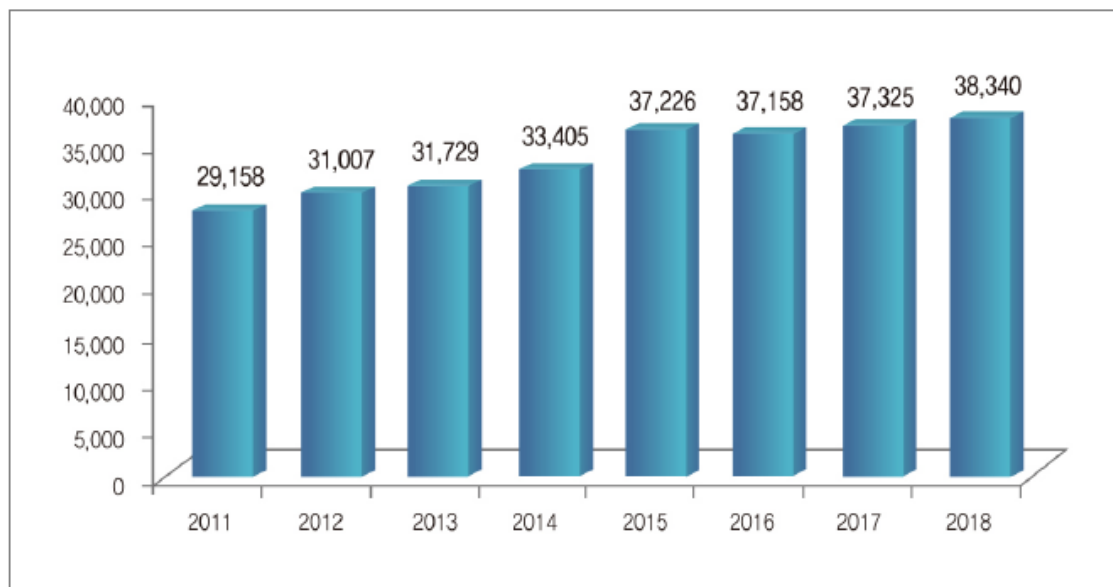
*資料出所:KIPO 特許情報統計システム

ロ. 韓国国内段階(指定官庁)への移行動向

2009年は韓国へ移行されたPCT国際出願がグローバル景気低迷の影響により25,685件となり、2008年に比べ14.5%と急減したが、その後回復を見せて国内への移行件数が持続的に増加している。2015年から2017年までは移行件数が約37,000件に留まっていたが、2018年に38,000件を突破した。。

<図VI-2-6>PCT国内段階(指定官庁)移行状況

(単位：件)



*資料出所：韓国特許庁特許情報統計システム

第2節 マドリード国際商標出願

1. 世界における国際商標出願状況

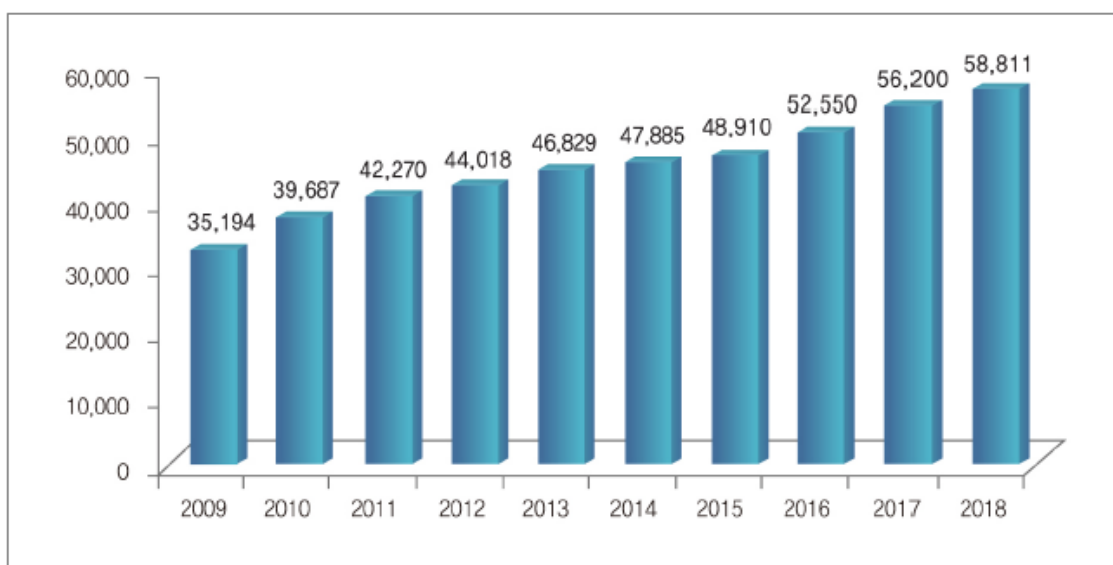
情報顧客支援局 国際出願課 行政事務官 キム・ジョング

イ. 世界におけるマドリット国際商標出願の状況

WIPOで発表した資料(暫定)によると、2018年の世界マドリード国際商標出願件数は58,811件であり、2017年の56,200件に比べ4.6%の増加となっており、2009年以降からは持続的な増加傾向にある。

<図VI-2-7>年度別の世界国際商標出願状況

(単位：件)

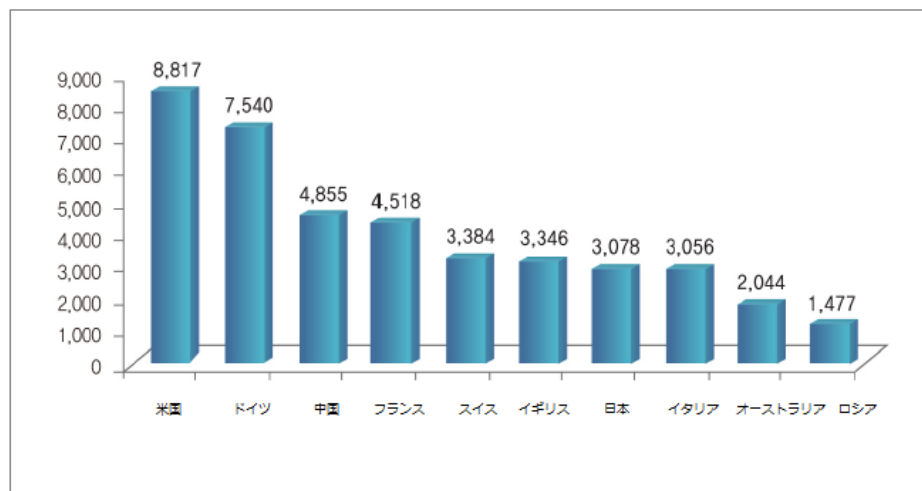


*資料出所:WIPO統計システム(暫定)

2018年のマドリード国際出願において最も大きな割合を占めている出願人の国籍は米国で15.0%(8,817件)を占め、その後に続いて、ドイツ12.8%(7,540件)、中国8.3%(4,855件)である。韓国は1,286件で2017年(1,032件、15位)に比べ254件(2.2%)の増加となり、順位は2017年より一ランク上がった14位を占めた。

<図VI-2-8>2018年の世界マドリード国際商標10位圏内最多出願国の状況

(単位：件)



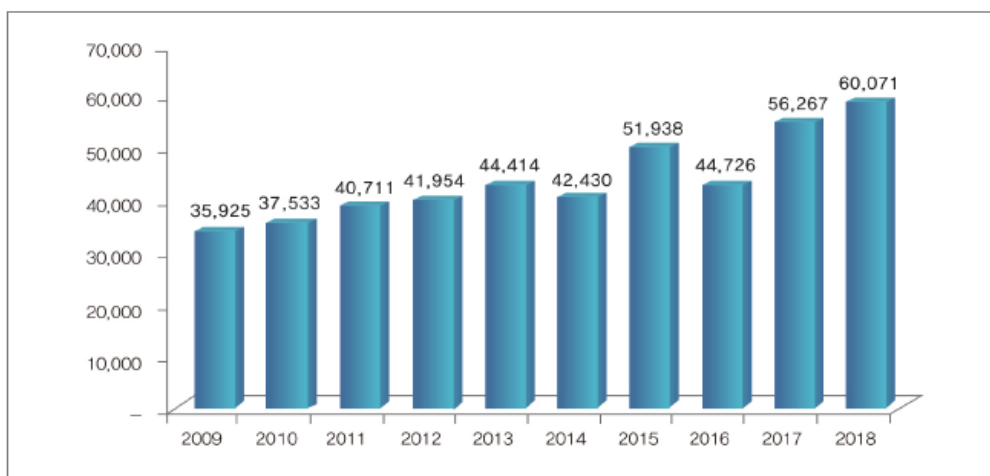
*資料出所:WIPO統計システム(暫定)

ロ. 世界における国際商標登録状況

2018年のマドリード国際登録商標の総件数は60,071件であり、この中で、韓国を本国官庁とするマドリード国際出願は1,174件国際登録された。

<図VI-2-9>年度別の世界国際商標登録状況

(単位：件)



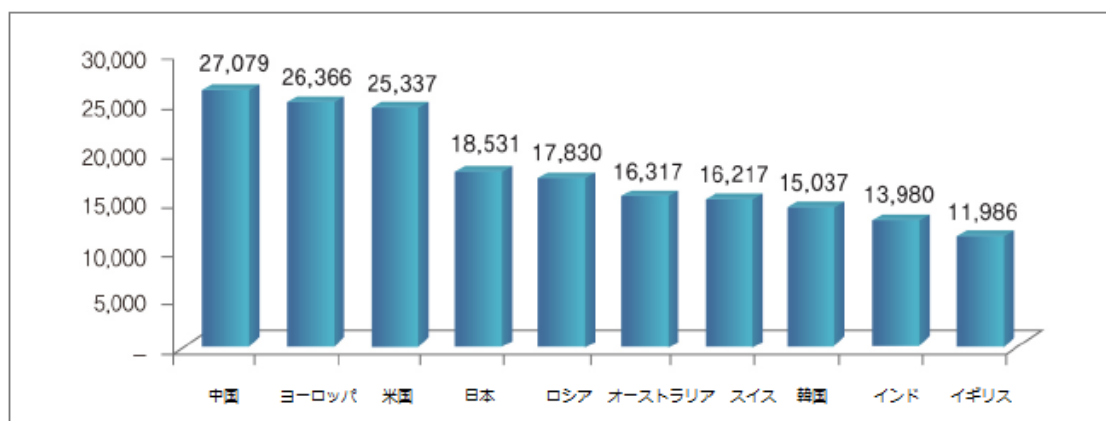
*資料出所:WIPO統計システム(暫定)

ハ．世界10位圏内の指定国状況

2018年のマドリード国際商標出願を通じて指定した国の順位は中国が27,079件で1位を占め、ヨーロッパ連合(26,366件)、米国(25,337件)、日本(18,531件)などがその後続いた。外国出願人が韓国を指定した件数は15,037件(国際登録13,268件、事後指定1,769件)で世界8位を記録した。

<図VI-2-10>2018年の世界10位圏内の指定国状況

(単位：件)



*資料出所:WIPO統計システム(暫定)

2. 韓国を本国官庁とした国際商標出願の状況

情報顧客支援局 国際出願課 行政事務官 キム・ジョング

イ．韓国における出願人の国際商標出願状況

2018年の韓国特許庁を本国官庁として受付けたマドリード国際商標出願は1,322件であり、2017年の1,053件に比べて25.5%の増加となった。

＜図VI-2-11＞年度別の韓国における国際商標出願状況

(単位：件)



*資料出所：KIPO 特許情報統計システム

*WIPO統計はWIPO受付基準であり、KIPO統計はKIPO受付基準のため、統計数値が一致しない場合がある。

ロ．韓国における出願人の国際商標電子出願状況

2003年4月にマドリードシステム制度の施行時から実施されたオンライン電子出願は、施行初期の利用率が30%台に過ぎなかったが、マドリード国際出願書の書式作成機であるMM書式機及び関連プログラムを持続的に改善した結果、2014年以降からは着実に95%を維持し、2018年には99.5%が電子出願を利用した。

＜表VI-2-9＞年度別の韓国における国際商標電子出願状況

(単位：件、%)

年度区分	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
電子出願 (占有率)	258 (91.5)	384 (94.8)	510 (95.1)	544 (98.7)	583 (94.6)	688 (97.5)	959 (96.7)	930 (98.7)	1,032 (98.0)	1,315 (99.5)
書面出願 (占有率)	24 (8.5)	21 (5.2)	26 (4.9)	7 (1.3)	33 (5.4)	18 (2.5)	31 (3.3)	12 (1.3)	21 (2.0)	7 (0.5)
計	282	405	536	551	616	706	990	942	1,053	1,322

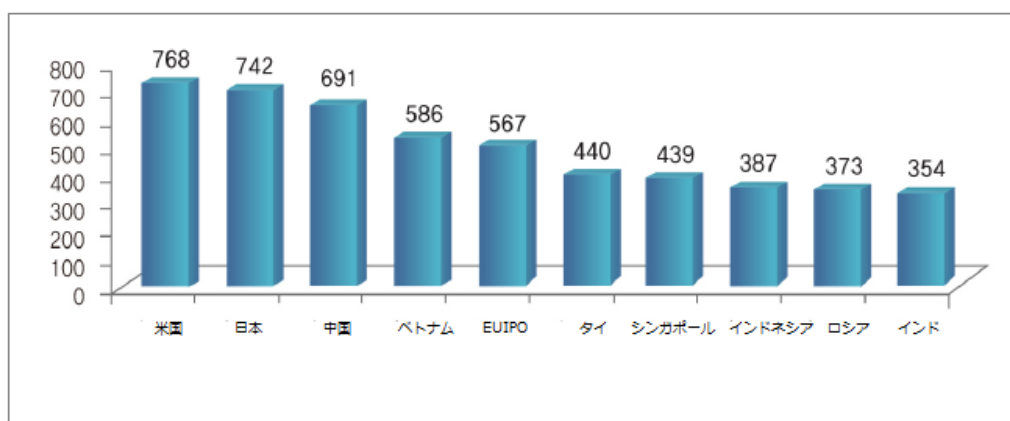
*資料出所：韓国特許庁 特許情報統計システム

ハ. 韓国における出願人の国際商標出願10位圏内の指定国状況

2018年にマドリード国際商標出願による韓国における出願人の外国指定件数は9,437件で、2017年の6,552件に比べ44%が増加した中、米国(768件)、日本(742件)、中国(691件)、ベトナム(586件)などを多く指定した。

<図VI-2-12>2018年の韓国における出願人10位圏内の指定国状況

(単位：件)



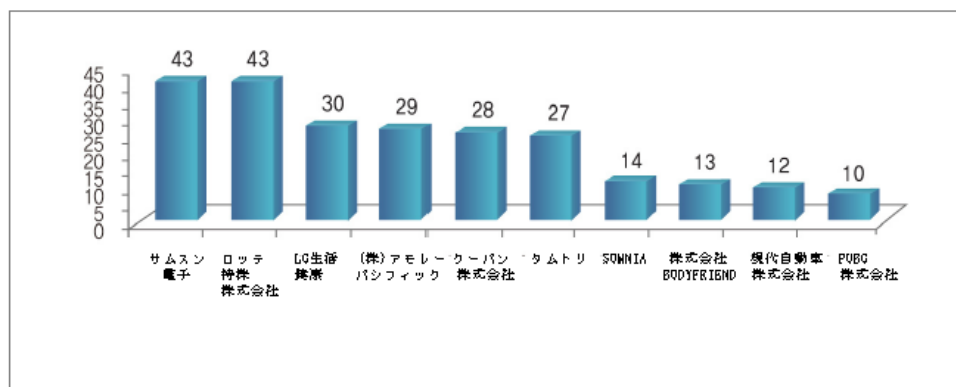
*資料出所：韓国特許庁 特許情報統計システム

二. 韓国における10大国際商標多出願企業の状況

2018年の韓国マドリード国際商標最多出願企業は、サムスン電子(株)、ロッテ持株株式会社、LG生活健康、(株)アモレーパシフィックの順であった。

<図VI-2-13> 2018年の韓国における10位圏内の国際商標最多出願企業状況

(単位：件)



*資料出所：韓国特許庁 特許情報統計システム

3. 韓国を指定国の官庁にした出願状況

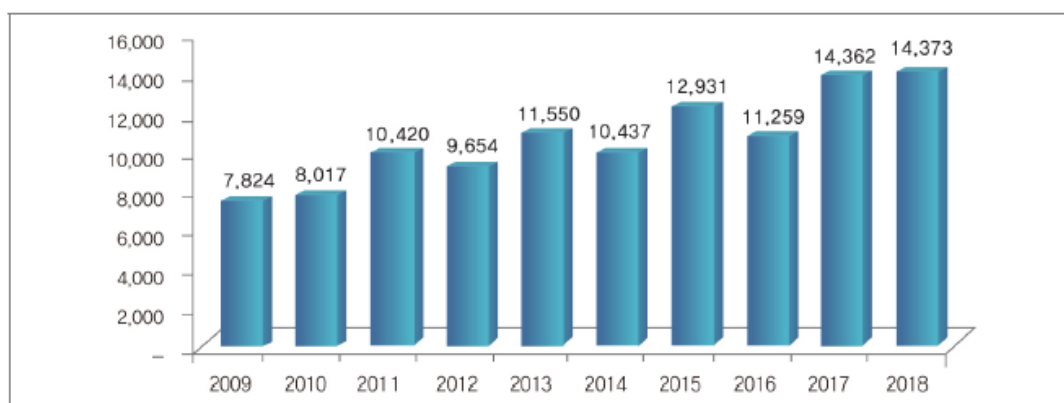
情報顧客支援局 国際出願課 行政事務官 金・ジョング

イ. 外国人が韓国を指定した国際商標登録の出願状況

2018年の外国人が韓国を指定したマドリッド国際商標登録出願は14,373件で、2017年の14,362件に比べ11件の増加となった。

<図VI-2-14> 年度別の外国人が韓国を指定した国際商標登録の出願状況

(単位：件)



*資料出所：韓国特許庁 特許情報統計システム

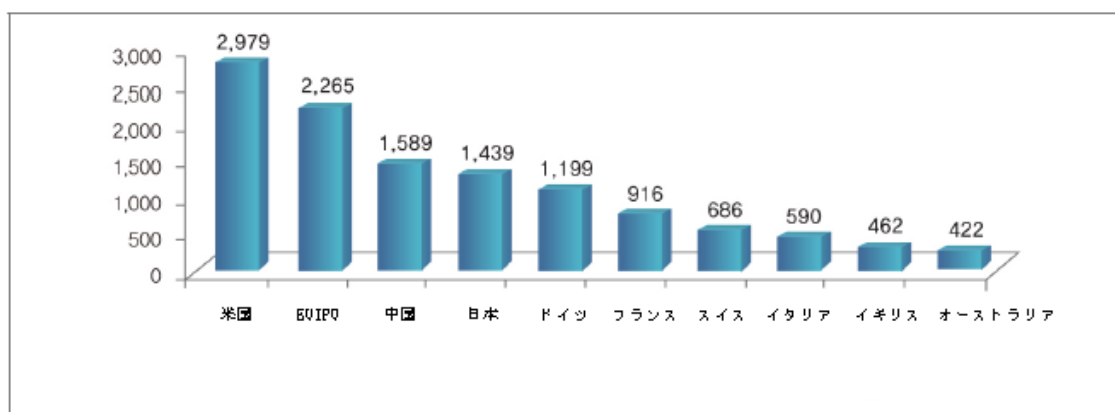
*WIPO統計はWIPO受付日基準であり、特許庁特許統計システムの統計は特許庁受付日が基準であるため、統計数値が一致しない場合がある。

ロ．韓国を指定した10位圏内国の状況

2018年のマドリード国際商標登録出願を通じて韓国を指定した10位圏内の国は米国(2,979件)、ヨーロッパ連合(2,265件)、中国(1,589件)、日本(1,439件)の順であった。

<図VI-2-15>2018年の韓国を指定した10位圏内締約国の状況

(単位：件)



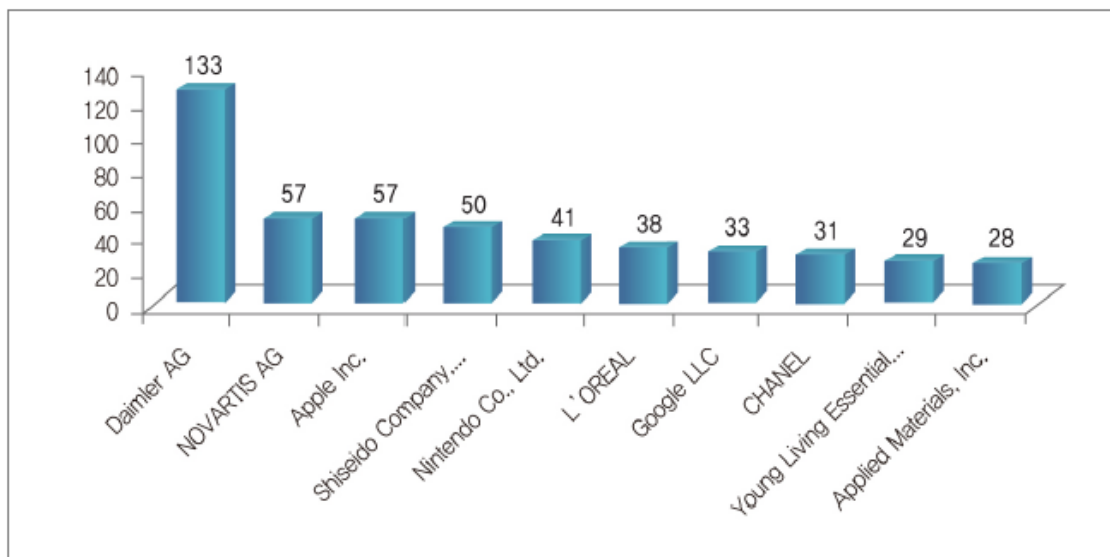
*資料出所：韓国特許庁 特許情報統計システム

ハ．韓国を指定した10大外国多出願企業の状況

2018年のマドリード国際商標登録出願を通じて海外で韓国を指定した外国企業の中で、Daimler AGが133件、NOVARTIS AGとApple Inc. が57件の順で多く出願した。

<図VI-2-16> 2018年の韓国を指定した10位圏内外国最多出願企業の状況

(単位：件)



*資料出所：韓国特許庁 特許情報統計システム

第3節 ハーグ国際デザイン登録出願

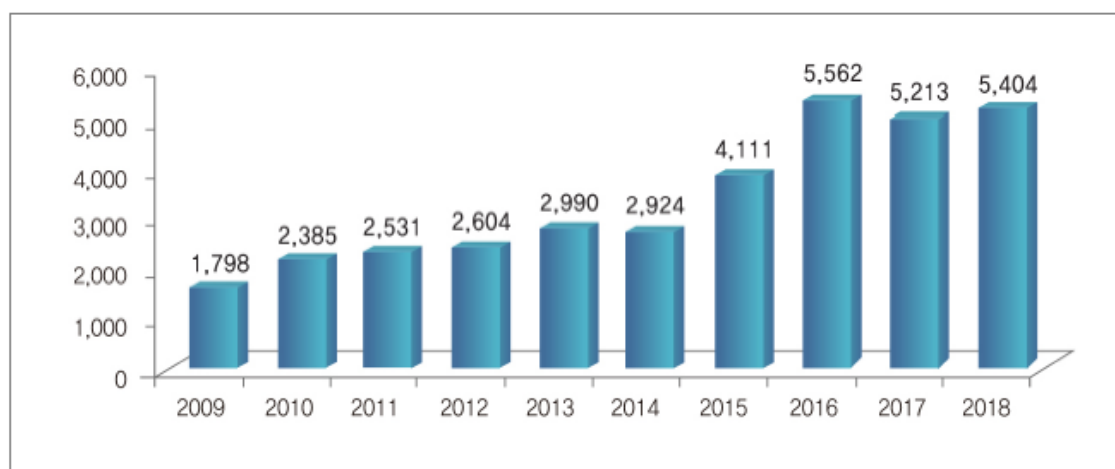
1. 世界における国際デザイン登録出願状況

情報顧客支援局 国際出願課 行政事務官 キム・ジョング

WIPOが発表した資料(暫定)によると、ハーグ国際デザイン出願は着実に増加しており、2018年(5,404件)は、2017年(5,213件)に比べ増加(3.7%)となった。一方、2018年のハーグ協定を通じて出願されたデザイン件数は計19,296件であり、1出願あたりの平均デザイン件数は約3.6件である。

<図VI-2-17>年度別の世界ハーグ国際デザイン出願状況

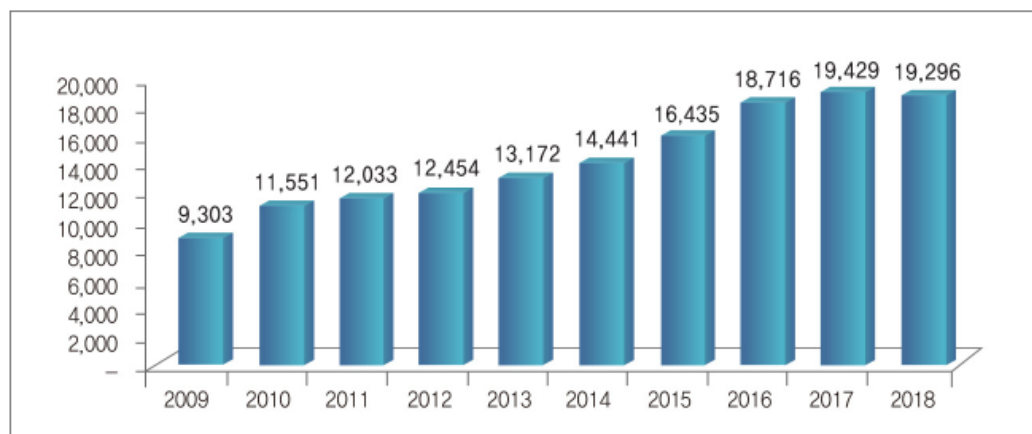
(単位:件)



*資料出所：WIPO 統計システム(暫定)

<図VI-2-18>年度別の世界ハーグ国際出願デザイン件数の状況

(単位:件)

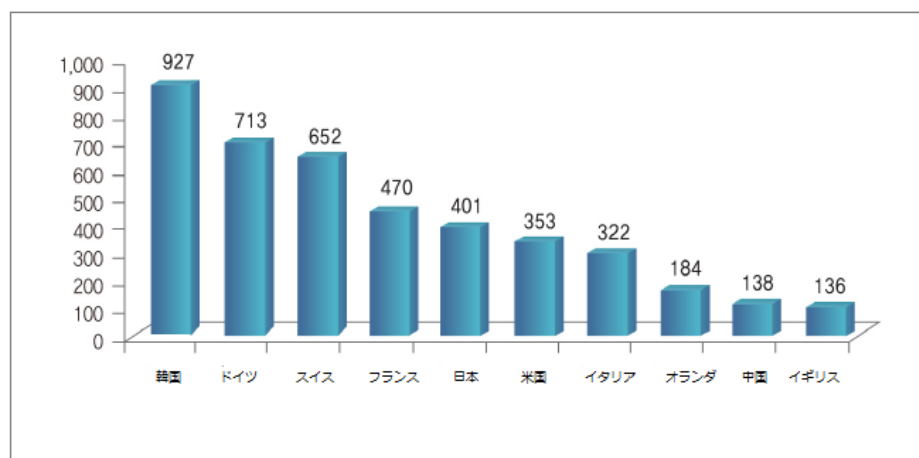


*資料出所：WIPO 統計システム(暫定)

2018年のハーグ国際出願における最多出願国の順位は、国際出願件数を基準に韓国が1位を占め、ドイツ、スイスがその後に続き、デザイン件数の基準ではドイツ、スイス、韓国の順であった。特に、韓国は2014年7月にハーグ協定が施行された後、4年目に国際出願件数の基準で1位となり、デザイン件数の基準で3位を占めたという点において注目すべきことである。

<図VI-2-19>2018年の世界ハーグ国際出願10位圏内の最多出願国(国際出願件数基準)

(単位:件)

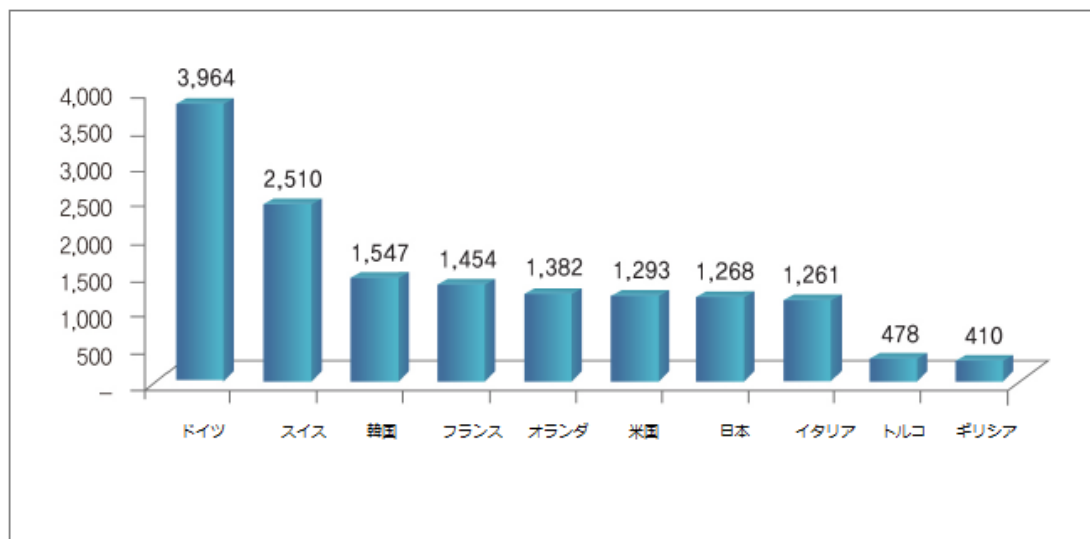


*資料出所：WIPO 統計システム(暫定)

* 国は出願人の住所基準

＜図VI-2-20＞2018年のハーグ国際出願10位圏内の最多出願国(デザイン件数基準)

(単位:件)



* 出処: WIPO 統計システム(暫定)

* 国は出願人の住所基準

2. 韓国を指定官庁にした国際デザイン登録出願状況

情報顧客支援局 国際出願課 行政事務官 キム・ジョング

イ. 韓国を指定官庁にした出願状況

2018年に外国人が韓国特許庁を受理官庁として指定したハーグ国際デザイン登録出願件数は2,287件で、2017年の2,388件に比べ4.2%の減少となった。国別にはドイツ(502件)、米国(321件)、スイス(260件)の順で韓国を多く指定した。

＜表VI-2-10＞年度別の韓国を指定した国際デザイン登録出願状況(デザイン件数基準)

(単位:件)

年度	2015年	2016年	2017年	2018年
件数	1,991	2,589	2,388	2,287

* 出処：KIPO特許情報統計システム

<表VI-2-11> 2018年の海外国別韓国指定状況(デザイン件数基準)

(単位：件)

ドイツ	米国	スイス	フランス	日本	その他	合計
502	321	260	248	236	720	2,287

* 出処：韓国特許庁 特許情報統計システム

第3章 登録分野

第1節 産業財産権全般について

1. 産業財産権登録動向の概要

2018年の産業財産権設定登録件数は計286,657件で、2017年の289,653件より小幅減少したが、過去の3年間は大きな変化はなく安定的な水準を維持している。

2. 2018年の登録細部状況

情報顧客支援局 登録課 行政事務官 チェ・ジョンフン

イ. 過去5年間の設定登録状況

2018年の新規設定登録は286,657件で、前年比1.0%の減少となった。それぞれ権利別に見ると、特許、実用新案、商標は前年に比べそれぞれ1.4%、9.3%、1.4%の減少となったのに対し、デザインは1.2%の増加となった。

<表VI-3-1>過去5年間の登録状況

(単位：件、%)

年度別 権利別	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
特許	129,786 (1.9)	101,873 (△21.5)	108,876 (6.9)	120,662 (10.8)	119,012 (△1.4)
実用新案	4,955 (△16.8)	3,253 (△34.3)	2,854 (△12.3)	2,993 (4.9)	2,715 (△9.3)
デザイン	54,010 (14.2)	54,551 (1.0)	55,603 (1.9)	49,293 (△11.3)	49,905 (1.2)
商標	99,791 (△0.3)	114,747 (15.0)	119,256 (3.9)	116,705 (△2.1)	115,025 (△1.4)
合計	288,542	274,424	286,589	289,653	286,657

	(2.8)	(△4.9)	(4.4)	(1.1)	(△1.0)
--	-------	--------	-------	-------	--------

* ()は前年比の増減率

ロ. 権利別の設定登録状況

1) 産業部門別の特許・実用新案設定登録状況

2018年の特許・実用新案の新規設定登録件数は121,727件である。産業部門別の特許・実用新案の設定登録状況を見ると、2017年と同様に電気通信分野(39.7%)、機械分野(17.2%)で占有率が他産業分野に比べて高い割合を占めている。その次に化学13.0%、飲料衛生10.7%、土木建設6.2%などの順で高い割合を占めた。

<表VI-3-2> 2018年の産業部門別特許・実用新案設定登録状況

(単位：件、%)

区分		機械	化学一般	繊維	電気通信	土木建設	採鉱金属	飲料衛生	事務用品印刷	農林水産	雑貨	その他	合計
2018年	件数	20,976	15,875	1,905	48,318	7,572	3,972	13,027	437	2,216	5,030	2,399	121,727
	占有率	17.2	13.0	1.6	39.7	6.2	3.3	10.7	0.4	1.8	4.1	2.0	100.0
2017年	件数	20,755	15,983	1,673	49,986	7,260	4,315	13,706	498	2,076	4,752	2,651	123,655
	占有率	16.8	12.9	1.4	40.4	5.9	3.5	11.1	0.4	1.7	3.8	2.1	100.0
前年比の増減率		1.1	△0.7	13.9	△3.3	4.3	△7.9	△5.0	△12.2	6.7	5.9	△9.5	△1.6

2) 物品群別のデザイン登録状況

2018年のデザイン新規設定登録の総件数は49,905件である。物品群別の登録占有率を見ると、衣服身の回り品14.6%、電機電子機械器具及び通信機械器具12.6%、事務用品及び販売用品12.2%、住宅設備用品10.7%、生活用品9.1%などであった。前年比の増減率を見ると、一般機械器具が18.2%で最も高いものと分析された。

＜表VI-3-3＞2018年の物品群別デザイン登録状況

(単位：件、%)

区分		加工嗜好食品	衣服・身辺用品	生活用品	住宅備用品	趣味娯楽及び運動競技用品	事務用品及び販売用品	運輸又は運搬機械	電機電子機械器具及び通信機械器具	一般機械具	産業用機械具	土木及び建築用品	その他	計
2018年	件数	144	7,287	4,529	5,341	2,173	6,077	2,044	6,294	3,039	3,428	4,238	5,311	49,905
	占有率	0.3	14.6	9.1	10.7	4.4	12.2	4.1	12.6	6.1	8.5	10.4	0.2	100.0
2017年	件数	138	6,921	4,609	5,533	2,143	6,017	2,128	6,123	2,570	3,214	4,334	5,563	49,293
	占有率	0.3	14.0	9.4	11.2	4.3	12.2	4.3	12.4	5.2	6.5	8.8	11.3	100.0
前年比増減率		4.3	5.3	△1.7	△3.5	1.4	1.0	△3.9	2.8	18.2	6.7	△2.2	△4.5	13.9

3) 部門別の商標登録状況 (NICE分類)

2018年の商標新規設定登録件数は115,025件であり、部門別の登録占有率を見ると、サービス業22.8%、化学品・薬剤17.9%、機械・電気機械16.7%、菓子・食品・飲料11.7%などの順である。部門別の前年比登録増減率を見ると、化学品、薬剤が4.5%で最も高いものと分析された。

＜表VI-3-4＞2018年の部門別商標登録状況

(単位：件、%)

区分		化学品・薬剤	一般金属材料、建築材料	機械、電気機械	繊維、衣類	家具、厨用品	貴金属、時計、ガパン類	楽器、玩具、たばこ	紙、文具	菓子、食品、飲料	ゴム、プラスチック材料	サービス業	その他	計
2018年	件数	20,565	2,097	19,207	7,162	4,718	4,250	3,087	2,741	13,416	464	26,181	11,137	115,025
	占有率	17.9	1.8	16.7	6.2	4.1	3.7	2.7	2.4	11.7	0.4	22.8	9.7	100.0

	率													
2017年	件数	19,677	2,151	19,140	7,536	4,737	4,294	2,970	2,785	13,686	456	26,872	12,401	116,705
	占有率	16.9	1.8	16.4	6.5	4.1	3.7	2.5	2.4	11.7	0.4	23.0	10.6	100.0
前年 比 増減 率		4.5	△2.5	0.4	△5.0	△0.4	△1.0	3.9	△1.6	△2.0	1.8	△2.6	△10.2	△1.4

ハ．個人・法人別の登録状況

2018年の設定登録件数を個人・法人で区分すると、個人28.0%、法人72.0%の割合であった。

権利別に区分すると、特許の場合は個人15.3%、法人84.7%であり、法人登録の割合が相当高いことが分かった。これは、産業の高度化と構造的な変化・調整により資本力と体系的な研究基盤が整った大企業の研究所などが産業財産権の発展を主導しているからである。デザインと商標も同様に開発能力を整えた法人登録の割合が目立つが、個人の産業財産権に対する認識の変化と、個人出願人に対する出願登録料の各種手数料に対する減免拡大などにより、個人登録も一定の割合を維持している。

ただし、実用新案の場合は、個人登録(52.2%)が法人登録(47.8%)より多いのは、特許に比べ相対的にハイレベルでない発明の登録が相対的に容易であるためである。

<表VI-3-5> 2018年の個人・法人別登録状況

(単位：件、%)

区分	個人		法人		計	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
特許	18,243	15.3	100,769	84.7	119,012	100
実用新案	1,417	52.2	1,298	47.8	2,715	100
特・実小計	19,660	16.2	102,067	83.8	121,727	100

デザイン	20,374	40.8	29,531	59.2	49,905	100
商標	40,230	35.0	74,795	65.0	115,025	100
計	80,264	28.0	206,393	72.0	286,657	100

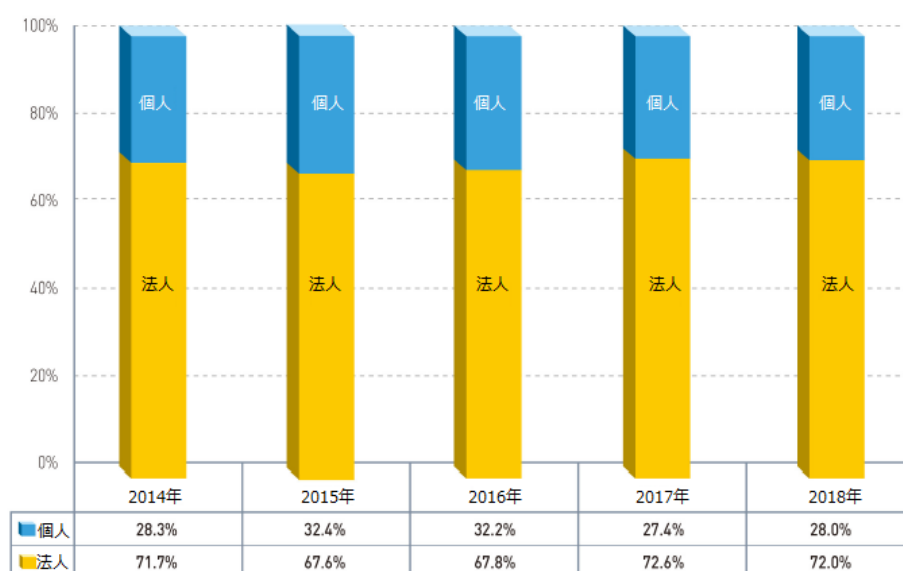
過去の個人・法人別の登録推移を見ると、個人・法人共に増減を繰り返しており、2018年には前年に比べ個人は1.0%の増加、法人は1.8%の減少となった。

<表VI-3-6>過去5年間の個人・法人別登録状況

(単位：件、%)

区分	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	前年比 増減率
個人	81,565 (28.3)	88,847 (32.4)	92,193 (32.2)	79,489 (27.4)	80,264 (28.0)	1.0
法人	206,977 (71.7)	185,599 (67.6)	194,393 (67.8)	210,164 (72.6)	206,393 (72.0)	△1.8

過去5年間の個人・法人別登録状況



二. 代理人有無別の登録状況

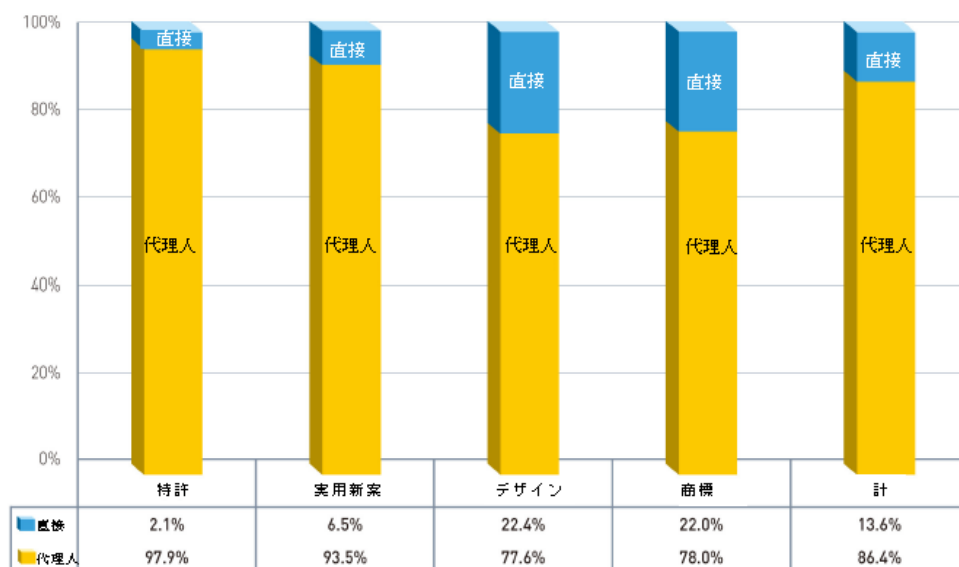
2018年の場合、代理人が登録手続きを行った割合が86.4%、権利者が直接登録手続きを行った割合が13.6%であった。権利別に見ると、特許が97.9%で他の権利に比べて代理人を選任した登録の割合が高く、デザインが77.6%で最も低いことが分かった。

＜表VI-3-7＞2018年の代理人有無別登録状況

(単位：件、%)

区分		特許		実用新案		デザイン		商標		計	
		代理人登録	直接登録	代理人登録	直接登録	代理人登録	直接登録	代理人登録	直接登録	代理人登録	直接登録
2018年	件数	116,549	2,463	2,538	177	38,732	11,173	89,729	25,296	247,548	39,109
	構成比	97.9	2.1	93.5	6.5	77.6	22.4	78.0	22.0	86.4	13.6
2017年	件数	118,139	2,523	2,804	189	37,759	11,534	91,078	25,627	249,780	39,873
	構成比	97.9	2.1	93.7	6.3	76.6	23.4	78.0	22.0	86.2	13.8
2016年	件数	106,534	2,341	2,657	197	42,235	13,367	92,440	26,815	243,866	42,720
	構成比	97.8	2.2	93.1	6.9	76.0	24.0	77.5	22.5	85.1	14.9
2015年	件数	99,288	2,585	3,015	238	40,868	13,683	89,355	25,392	232,526	41,898
	構成比	97.5	2.5	92.7	7.3	74.9	25.1	77.9	22.1	84.7	15.3
2014年	件数	126,556	3,230	4,523	432	42,363	11,647	81,180	18,611	254,622	33,920
	構成比	97.5	2.5	91.3	8.7	78.4	21.6	81.4	18.6	88.2	11.8

2018年の代理人有無別登録状況



ホ. 韓国人・外国人別の登録状況

2018年の設定登録状況について韓国人と外国人別に区分してみると、韓国人は230,430件(80.4%)で前年度より1.8%減少し、外国人は56,227件(19.6%)で前年度より2.3%増加した。

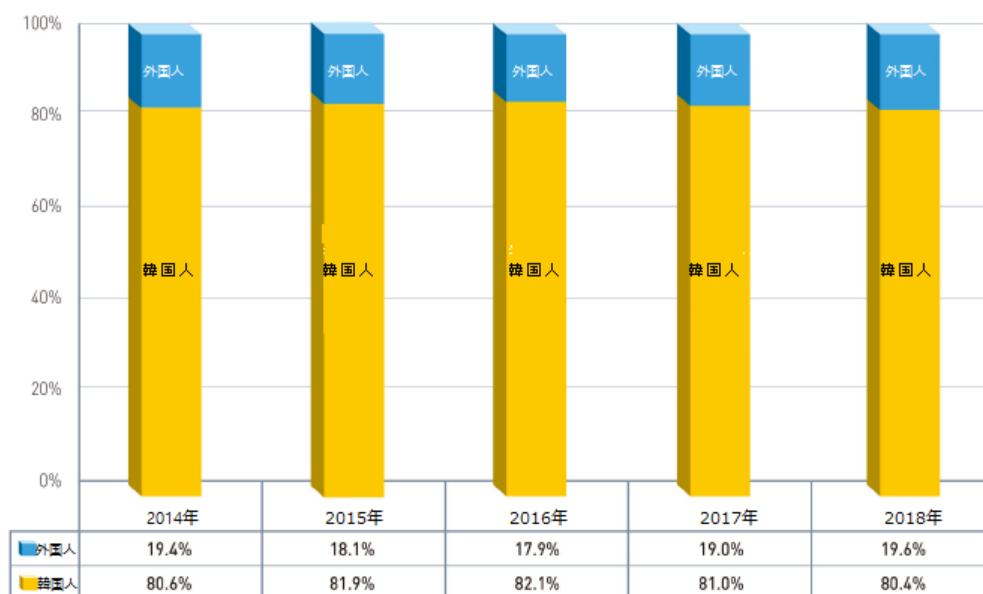
<表VI-3-8> 過去5年間の韓国人・外国人登録状況

(単位：件、%)

区分	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	前年比増減率
韓国人	232,477 (80.6)	224,814 (81.9)	235,270 (82.1)	234,702 (81.0)	230,430 (80.4)	△1.8
外国人	56,065 (19.4)	49,632 (18.1)	51,316 (17.9)	54,951 (19.0)	56,227 (19.6)	2.3
合計	288,542 (100.0)	274,446 (100.0)	286,586 (100.0)	289,653 (100.0)	286,657 (100.0)	△1.0

* ()は占有率

過去5年間の韓国人・外国人登録状況



へ. 韓国人による地域別登録動状況

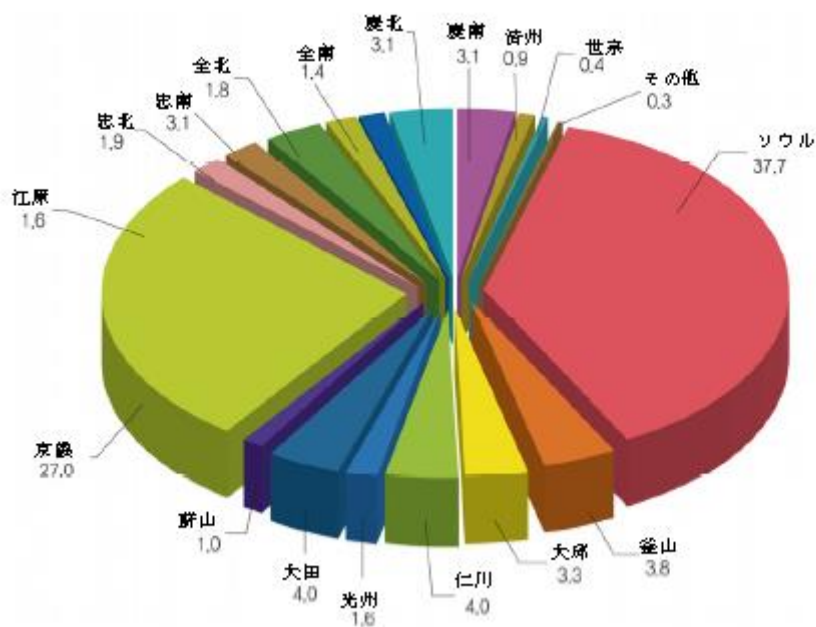
2018年の韓国人登録状況を市・道別住民登録上の住居地基準で見ると、ソウル37.7%、京畿27.0%でソウル・京畿地域の居住者が64.7%で最も高く、ソウル・京畿以外の地方自治体の中では仁川市4.0%、大田市4.0%、釜山市3.8%の順で高かった。

<表VI-3-9> 2018年の市・道別登録状況

(単位：件、%)

区分	ソウル	釜山	大邱	仁川	光州	大田	蔚山	京畿	江原
件数	86,762	8,642	7,611	9,323	3,779	9,197	2,322	62,308	3,714
構成比	37.7	3.8	3.3	4.0	1.6	4.0	1.0	27.0	1.6
区分	忠北	忠南	全北	全南	慶北	慶南	済州	世宗	その他
件数	4,392	7,193	4,114	3,259	7,045	7,040	2,028	919	782
構成比	1.9	3.1	1.8	1.4	3.1	3.1	0.9	0.4	0.3

2018年の市・道別登録状況



ト. 外国人による国別設定登録状況

2018年の新規設定登録件数において、外国人による登録を国別に見ると、計56,227件のうち日本が15,511件(27.6%)、米国が14,334件(25.5%)を占め、これら2カ国の登録件数が53.1%を占めている。

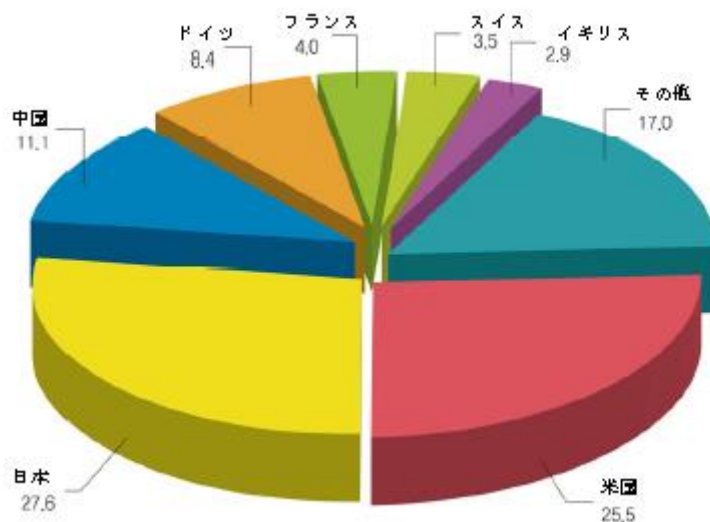
＜表VI-3-10＞2018年の外国人による国別登録状況

(単位：件、%)

区分	米国	日本	中国	ドイツ	フランス	スイス	イギリス	その他	合計
特許	7,912	11,239	1,801	2,854	933	658	524	3,864	29,785
実用新案	25	22	54	11	-	1	4	77	194
特・実小計	7,937	11,261	1,855	2,865	933	659	528	3,941	29,979
デザイン	1,548	1,374	481	487	338	367	221	939	5,755
商標	4,849	2,876	3,904	1,399	995	914	882	4,674	20,493
合計	14,334	15,511	6,240	4,751	2,266	1,940	1,631	9,554	56,227
構成比	25.5	27.6	11.1	8.4	4.0	3.5	2.9	17.0	100

*商標は国際商標(マドリッド)含む、デザインは国際デザイン(ハーグ)を含む。

2018年の外国人による国別登録状況



チ. 最多登録法人の状況

2018年の韓国人最多登録法人は、サムスン電子(株)、LG電子(株)などの順であった。

最多登録順位20位圏内の電子・自動車分野の法人は主に特許権の割合が高く、生活密着形用品分野の法人は主にデザイン・商標権に相対的に登録の割合が高かった。これは、法人が注力する製品分野と密接な関連があると分析される。

＜表VI-3-11＞2018年の韓国内最多登録法人の状況

(単位：件)

順位	法人名	特許	実用新案	デザイン	商標	計
1	サムスン電子	28,601	13	7,742	3,666	40,022
2	LG電子	25,969	2	4,708	6,273	36,952
3	現代自動車	19,927	0	2,248	1,424	23,599
4	POSCO	16,296	0	33	891	17,220
5	AMORE PACIFIC	1,681	498	1,409	12,410	15,998
6	LGディスプレイ	15,141	5	216	48	15,410
7	LG生活健康	1,253	58	1,463	11,620	14,394
8	LG化学	11,642	2	138	324	12,106
9	サムスンディスプレイ	9,401	4	165	47	9,617
10	KT	4,687	4	242	3,238	8,171
11	CJ	691	52	3,538	3,856	8,137
12	KIA自動車	4,975	0	2,002	1,135	8,112
13	サムスン重工業	6,563	263	220	228	7,274
14	LGイノテック	5,538	9	594	34	6,175
15	韓国科学技術院	5,405	3	18	166	5,592
16	大韓民国	4,842	143	587	0	5,572
17	SKテレコム	3,351	2	93	1,773	5,219
18	韓国電子通信研究院	4,719	0	58	86	4,863
19	ソウル大学産学協力団	4,334	3	47	363	4,747
20	LG UPLUS	1,746	6	151	2,329	4,232

*韓国法人を対象、共同権利者基準

第2節 年次登録の状況

情報顧客支援局 登録課 行政事務官 チェ・ジョンフン

産業財産権は新規設定登録の後も、権利存続期間の間は所定の年次登録料を納付することにより権利が存続できる。権利者の産業財産権保有・活用意志を表す指標の年次登録件数は、2018年は800,357件で前年比4.3%の増加となり、権利別には、特許、デザインがそれぞれ3.7%、8.5%増加したのに対し、実用新案は11.2%の減少となった。

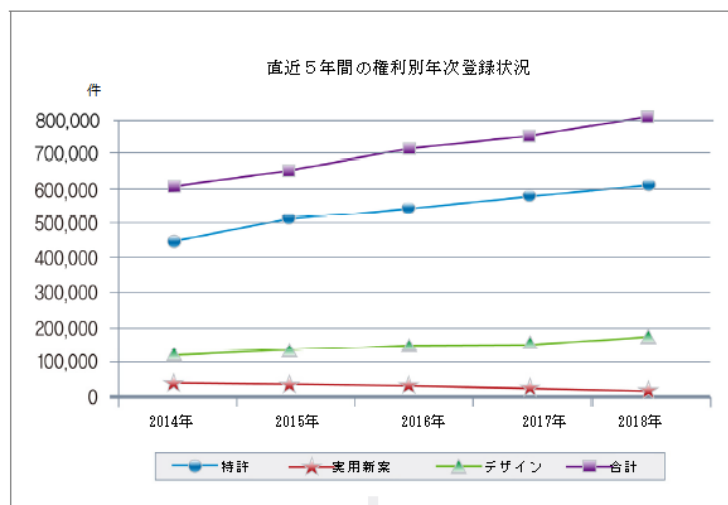
＜表VI-3-12＞過去5年間の権利別年次登録状況

(単位：件、%)

権利別 年度別	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
特許	457,909(6.7)	500,471(9.3)	549,893(9.9)	590,768(7.4)	612,701(3.7)
実用新案	24,090(△17.0)	21,065(△12.6)	18,536(△12.0)	17,839(△3.8)	15,844(△11.2)
デザイン	125,040(8.9)	135,439(8.3)	144,932(7.0)	158,394(9.3)	171,812(8.5)
合計	607,039(6.0)	656,975(8.2)	713,361(8.6)	767,001(3.3)	800,357(4.3)

* ()は前年比の増減率

過去5年間の権利別年次登録状況



第3節 存続権利の状況

情報顧客支援局 登録課 行政事務官 チェ・ジョンフン

韓国の産業財産権登録は1948年の11件(特許4件、実用新案2件、デザイン5件)であったのが、2018年末現在は全体で5,176,924件が登録され、このうち存続期間満了、登録料の未納、権利放棄、無効審決などで消滅した権利は2,567,286件であり、存続権利件数は2,609,638件である。

韓国人と外国人を区別すると、韓国人は総件数4,115,735件のうちの2,046,905件であり、外国人は全体件数1,061,189件のうち562,733件を維持している。

＜表VI-3-13＞2018年現在の存続権利状況

(単位：件、%)

区 分		韓国人		外国人		合計	
		件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
特許	登録	1,348,946	100	539,839	100	1,888,785	100
	消滅	591,587	43.9	288,789	53.5	880,376	46.6
	存続	757,359	56.1	251,050	46.5	1,008,409	53.4
実用新案	登録	444,034	100	15,645	100	459,679	100
	消滅	419,437	94.5	14,577	93.2	434,014	94.4
	存続	24,597	5.9	1,068	7.3	25,665	5.6
デザイン	登録	884,086	100	80,102	100	964,188	100
	消滅	571,260	64.6	44,425	55.5	615,685	63.9
	存続	312,826	35.4	35,677	80.3	348,503	36.1
商標	登録	1,438,669	100	425,603	100	1,864,272	100
	消滅	486,546	33.8	150,665	35.4	637,211	34.2
	存続	952,123	66.2	274,938	64.6	1,227,061	65.8
合計	登録	4,115,735	100	1,061,189	100	5,176,924	100
	消滅	2,068,830	50.3	498,456	47.0	2,567,286	49.6
	存続	2,046,905	49.7	562,733	53.0	2,609,638	50.4

第4節 マドリード国際商標登録の状況

情報顧客支援局 登録課 行政事務官 チェ・ジョンフン

韓国は2003年4月10日にマドリード議定書に加入した後、2004年4月27日に初めて国際商標が登録され、2018年末現在の全体の登録件数は100,948件である。国別の国際商標最多登録国は米国、ドイツ、日本、フランス、中国などの順であった。

2004年には新規設定登録業務だけ行ったが、2005年以降からは国際商標登録と関連した商標権の移転、変更、放棄などの諸般登録業務も併行している。

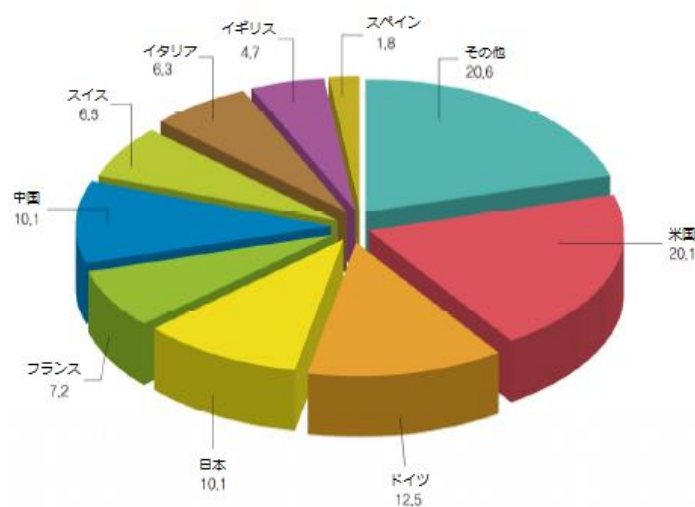
2018年の国際商標登録件数を見ると、全体件数9,343件のうち、米国1,945件(20.1%)、ドイツ1,214件(12.5%)、日本978件(10.1%)であった。

＜表VI-3-14＞2018年の国別国際商標(マドリード)登録状況

(単位：件、%)

区分	米国	ドイツ	日本	フランス	中国	スイス	イタリア	イギリス	スペイン	その他	合計
登録	1,945	1,214	978	698	976	633	606	459	177	1,995	9,681
構成比	20.1	12.5	10.1	7.2	10.1	6.5	6.3	4.7	1.8	20.6	100.0

2018年の国別国際商標(マドリード)登録状況(構成比)



第5節 ハーグ国際デザイン登録の状況

情報顧客支援局 登録課 行政事務官 チェ・ジョンフン

2014年に韓国はハーグ協定に加入以降、2014年7月1日から2018年末まで登録された国際デザイン出願件数は、全体で5,164件であった。国別の国際デザイン最多登録国はドイツ、フランス、米国、スイスの順であった。

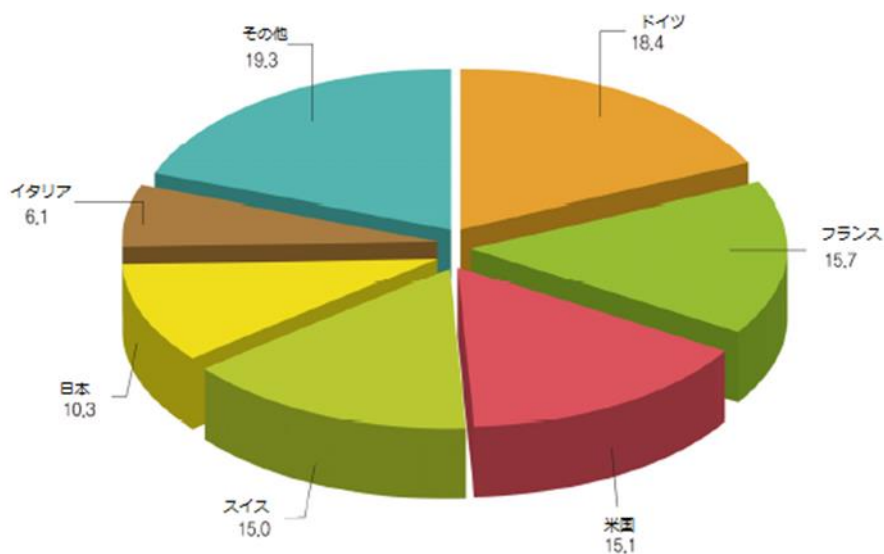
2018年の国際デザイン登録件数を見ると、全体登録件数1,597件のうちドイツ294件(18.4%)、フランス251件(15.7%)、米国241件(15.1%)であった。

<表VI-3-15> 2018年の国別国際デザイン(ハーグ)登録状況

(単位：件、%)

区分	ドイツ	フランス	米国	スイス	日本	イタリア	その他	合計
登録	294	251	241	240	165	98	308	1,597
構成比	18.4	15.7	15.1	15.0	10.3	6.1	19.3	100.0

2018年の国別国際デザイン(ハーグ)登録状況(構成比)



第4章 審査分野

第1節 総括

特許審査企画局 特許審査企画課 工業事務官 ファン・インソン

2018年の産業財産権1次審査処理の全体件数は44万5千件余りであり、2017年に比べ小幅増加となった。権利別に見ると、特許16万2,689件、実用新案5,647件、商標21万6,961件、デザイン6万670件の審査処理を行った。特許、実用新案の審査処理件数が前年度に比べ5.3%の減少となった反面、商標、デザインは審査処理件数が3.6%の増加となった。

PCT国際調査申請件数は前年度に比べ3.0%の増加となったが、PCT国際調査報告書の作成件数は24,104件で、前年度の25,920件より7.0%の減少となった。

一方、審査処理期間については、特許・実用新案10.3ヵ月、商標5.5ヵ月、デザイン4.9ヵ月を達成し、前年度の水準を維持した。

<表VI-4-1>権利別の審査処理状況

(単位：件)

区分	特許及び実用新案			デザイン	商標	計
	特許	実用新案	小計			
2005年	131,115	49,317	180,432	40,820 (41,987)	124,892 (171,000)	346,144 (393,419)
2006年	195,395	45,270	240,665	46,381 (48,369)	128,457 (172,045)	415,503 (461,079)
2007年	129,147	14,407	143,554	56,584 (58,587)	127,709 (171,858)	327,847 (373,999)
2008年	95,504	13,824	109,328	50,117 (51,492)	117,796 (162,697)	277,241 (323,517)
2009年	94,300	11,208	105,508	41,484 (43,769)	89,638 (109,245)	236,630 (258,522)

2010年	125,633	12,307	137,940	48,023 (49,778)	106,945 (133,212)	292,908 (320,930)
2011年	174,283	17,953	192,236	55,081 (60,550)	123,773 (153,322)	371,090 (406,108)
2012年	163,246	13,615	176,861	62,834 (65,039)	113,136 (137,674)	352,831 (379,574)
2013年	181,871	12,063	193,934	64,421 (67,021)	145,072 (172,607)	403,427 (433,562)
2014年	166,915	9,341	176,256	68,847 (71,851)	147,602 (178,240)	392,705 (426,347)
2015年	164,773	7,569	172,342	65,284 (69,399)	164,583 (198,981)	402,209 (440,722)
2016年	174,792	7,321	182,113	62,938 (66,706)	160,035 (192,422)	405,086 (441,241)
2017年	171,112	6,633	177,745	59,728 (63,245)	163,883 (204,689)	401,356 (445,679)
2018年	162,689	5,647	168,336	57,213 (60,670)	169,612 (216,961)	395,161 (445,967)

*1次審査処理基準である。

*デザイン・商標の場合、()は複数デザイン・多類商標の基準である。

*特・実は、その他処分(審査請求前の取下げ、放棄、無効など)含み、デザイン・商標は、取下げ、放棄、無効は含まない。

第2節 特許及び実用新案の審査

1. 特許出願の審査状況

特許審査企画局 特許審査企画課 工業事務官 ファン・インソン

2018年の特許出願1次審査処理件数は16万2,689件で、2017年に比べ4.9%の減少となった。その中で5.9%に該当する9,657件が1次審査と同時に登録決定され、92.0%に該当する14万9,686件に対し意見提出通知書が通知された。審査請求した日から1次審査まで必要とされた特許審査処理期間は主要国レベルである10.3ヵ月を維持した。

<表VI-4-2> 特許の1次審査処理状況

(単位：件)

区分	計	登録決定	意見提出の通知	その他の通知	取下げ・放棄	審査処理期間
2011年	174,283 (100%)	17,280 (9.9%)	153,326 (88.0%)	676 (0.4%)	3,001 (1.7%)	16.8ヵ月
2012年	163,246 (100%)	17,115 (10.5%)	141,890 (86.9%)	477 (0.3%)	3,764 (2.3%)	14.8ヵ月
2013年	181,871 (100%)	18,713 (10.3%)	158,828 (87.3%)	431 (0.2%)	3,899 (2.1%)	13.2ヵ月
2014年	166,915 (100%)	15,798 (9.5%)	146,913 (88.0%)	879 (0.5%)	3,325 (2.0%)	11.0ヵ月
2015年	164,773 (100%)	10,433 (6.3%)	149,484 (90.7%)	947 (0.6%)	3,909 (2.4%)	10.0ヵ月
2016年	174,792 (100%)	7,872 (4.5%)	163,347 (93.5%)	991 (0.6%)	2,582 (1.5%)	10.6ヵ月
2017年	171,112 (100%)	9,891 (5.8%)	158,013 (92.3%)	1,012 (0.6%)	2,196 (1.3%)	10.4ヵ月
2018年	162,689 (100%)	9,657 (5.9%)	149,686 (92.0%)	1,210 (0.7%)	2,136 (1.3%)	10.3ヵ月

1次審査処理時に意見提出の通知なしで登録決定される割合は、2005年以降は約20%台を維持していたが、2013年10.3%、2014年9.5%、2015年6.3%、2016年4.5%、

2017年5.8%、2018年5.9%の減少傾向を維持している。これは、2008年6月に世界的な審査品質重視の基調に合わせ、審査品質中心の特許審査政策のパラダイムへと転じた後、さまざまな審査品質向上に向けた政策を施行した結果と分析される。

2018年の特許出願における審査終結処理の全体件数は16万5,902件であり、2017年に比べ6.3%の減少となった。このうちの64.3%に該当する10万6,716件が登録査定となり、33.5%に該当する5万5,631件が拒絶査定となった。これは、前年に比べ登録査定の割合が3.3%の減少、拒絶査定の割合が11.5%の減少となったからである。出願の取下げ・放棄・無効は3,555件で、全審査終結処理の全体件数の2.1%に該当し、2017年に比べ7.4%の減少となった。

<表VI-4-3>特許審査の終結処理状況

(単位：件)

区分	計	登録査定	拒絶査定	取下げ・放棄・無効
2011年	151,184 (100%)	98,979 (65.5%)	49,204 (32.5%)	3,001 (2.0%)
2012年	163,912 (100%)	108,236 (66.0%)	51,912 (31.7%)	3,764 (2.3%)
2013年	179,794 (100%)	121,866 (67.8%)	54,029 (30.1%)	3,899 (2.1%)
2014年	177,289 (100%)	120,353 (67.9%)	53,611 (30.2%)	3,325 (1.9%)
2015年	149,620 (100%)	92,748 (62.0%)	52,963 (35.4%)	3,909 (2.6%)
2016年	172,053 (100%)	101,678 (59.1%)	66,055 (38.4%)	4,320 (2.5%)
2017年	177,118 (100%)	110,408 (62.3%)	62,869 (35.5%)	3,841 (2.2%)
2018年	165,902 (100%)	106,716 (64.3%)	55,631 (33.5%)	3,555 (2.1%)

2. 実用新案登録出願の審査状況

実用新案登録出願の1次審査処理件数は、1999年7月に実用新案先登録制度の施行前に出願された出願量の審査請求が減少したことで、2005年17件、2006年10件と審査処理件数が減少したが、2006年10月に実用新案先登録制度が廃止され、実用新案審査主義に転換したことで、実用新案の審査請求件数が増加し、2017年には6,633件、2018年は5,647件が審査処理された。

＜表VI-4-4＞実用新案の1次審査処理状況

(単位：件)

区分	計	登録査定	意見提出通知	その他通知	取下・放棄
2011年	17,796 (100%)	2,220 (12.5%)	14,968 (84.1%)	72 (0.4%)	536 (3.0%)
2012年	13,549 (100%)	1,714 (12.7%)	11,352 (83.8%)	51 (0.4%)	432 (3.2%)
2013年	12,018 (100%)	1,451 (12.1%)	10,085 (83.9%)	41 (0.3%)	441 (3.7%)
2014年	9,329 (100%)	874 (9.4%)	8,015 (86.0%)	45 (0.5%)	395 (4.2%)
2015年	7,560 (100%)	425 (5.6%)	6,854 (90.7%)	32 (0.4%)	249 (3.3%)
2016年	7,319 (100%)	317 (4.3%)	6,848 (93.6%)	23 (0.3%)	131 (1.8%)
2017年	6,633 (100%)	337 (5.1%)	6,161 (92.9%)	13 (0.2%)	122 (1.8%)
2018年	5,647 (100%)	252 (4.5%)	5,275 (93.4%)	12 (0.2%)	108 (1.9%)

実用新案の審査最終処理件数も2005年158件、2006年7件と減少が続いたが、2018年には6,111件を記録した。実用新案の登録査定率は2005年53.2%、2006年42.9%に減少したが、2007年の74.7%を除外すると2011年45.1%、2018年43.2%で、2011年以降2018まで40%台を維持している。

＜表VI-4-5＞実用新案の審査終結処理状況

(単位：件)

区分	計	登録査定	拒絶査定	取下げ・放棄
2011年	15,559 (100%)	7,013 (45.1%)	8,010 (51.5%)	536 (3.4%)
2012年	14,894 (100%)	7,003 (47.0%)	7,459 (50.1%)	432 (2.9%)
2013年	12,719 (100%)	6,086 (47.8%)	6,192 (48.7%)	441 (3.5%)
2014年	10,398 (100%)	5,067 (48.7%)	4,936 (47.5%)	395 (3.8%)
2015年	7,228 (100%)	3,204 (44.3%)	3,775 (52.2%)	249 (3.5%)
2016年	7,417 (100%)	2,935 (39.6%)	4,214 (56.8%)	268 (3.6%)
2017年	7,003 (100%)	3,040 (43.4%)	3,729 (53.2%)	234 (3.3%)
2018年	6,111 (100%)	2,638 (43.2%)	3,283 (53.7%)	190 (3.1%)

3. PCT国際調査及び予備審査状況

2018年のPCT国際特許出願の国際調査報告書は、2017年に比べ7.0%減少した24,104件を作成し、PCT予備審査報告書は、2017年に比べ22.5%減少した131件を作成した。

＜表VI-4-6＞PCT国際調査及び予備審査状況

(単位：件)

区分	PCT国際調査		PCT予備審査
	国際調査報告書	不作成宣言書	予備審査報告書
2011年	22,986	180	224
2012年	29,704	215	253
2013年	34,234	197	263
2014年	30,128	95	250

2018年度知的財産白書

2015年	27,958	89	232
2016年	28,107	69	209
2017年	25,920	35	169
2018年	24,104	19	131

第3節 商標及びデザイン審査

1. 商標登録の出願審査状況

商標デザイン審査局 商標審査政策課 主務官 オム・ジェシク

イ. 韓国における商標審査

2018年の商標登録出願1次審査処理件数は188,161件であり、この中で55.3%に該当する104,135件は出願公告決定、44.7%に該当する84,026件は意見提出通知を行った。1次審査の処理期間は、2018年は5.3ヵ月で、2017年の4.8ヵ月より0.5ヵ月増加した。

<表VI-4-7> 商標登録出願の1次審査処理状況

(単位：件、%)

区分	計	出願公告	意見提出	審査処理期間
2012年	137,674 (100)	63,777 (46.3)	73,897 (53.7)	9.1ヵ月
2013年	172,607 (100)	81,674 (47.3)	90,933 (52.7)	7.9ヵ月
2014年	178,240 (100)	94,136 (52.8)	84,104 (47.2)	6.5ヵ月
2015年	198,981 (100)	108,511 (54.5)	90,470 (45.5)	4.6ヵ月
2016年	192,422 (100)	107,586 (55.9)	84,836 (44.1)	4.9ヵ月
2017年	182,396 (100)	102,559 (56.2)	79,837 (43.8)	4.8ヵ月
2018年	188,161 (100)	104,135 (55.3)	84,026 (44.7)	5.3ヵ月

*多類商標基準、審査処理期間は12月末基準

* ()は構成比

最終的な審査処理件数は181,209件で、この中で82.3%である149,050件が登録査定、17.7%である32,159件が拒絶となり、前年度に比べ登録査定率が小幅増加した。

＜表VI-4-8＞商標登録出願審査の終結処理状況

(単位：件、%)

区分	計	登録査定	拒絶査定
2012年	136,371 (100)	103,660 (76.0)	32,711 (24.0)
2013年	168,759 (100)	130,158 (77.1)	38,601 (22.9)
2014年	168,837 (100)	134,745 (79.8)	34,092 (20.2)
2015年	193,023 (100)	154,615 (80.1)	38,408 (19.9)
2016年	191,980 (100)	155,726 (81.1)	36,254 (18.9)
2017年	181,596 (100)	147,387 (81.2)	34,209 (18.8)
2018年	181,209 (100)	149,050 (82.3)	32,159 (17.7)

*多類商標基準、()は構成比

ロ. 国際商標審査

国際商標の1次審査処理件数は28,800件で、この中で20.3%に該当する5,848件は出願公告決定、79.7%に該当する22,952件は意見提出通知をした。1次審査処理期間は2018年6.4ヵ月であった。

＜表VI-4-9＞国際商標登録出願の1次審査処理状況

(単位：件、%)

区分	計	出願公告	意見提出	審査処理期間
2012年	19,807 (100)	5,510 (27.8)	14,297 (72.2)	6.0ヵ月
2013年	20,692 (100)	5,838 (28.2)	14,854 (71.8)	5.4ヵ月

2014年	24,447 (100)	6,450 (26.4)	17,997 (73.6)	5.8ヵ月
2015年	22,621 (100)	4,858 (21.5)	17,763 (78.5)	5.5ヵ月
2016年	26,431 (100)	4,935 (18.7)	21,496 (81.3)	4.7ヵ月
2017年	22,293 (100)	4,474 (20.1)	17,819 (79.9)	6.7ヵ月
2018年	28,800 (100)	5,848 (20.3)	22,952 (79.7)	6.4ヵ月

*多類商標基準、審査処理期間は12月末基準

* ()は構成比

最終的な審査処理件数は23,725件で、この中で80.9%である19,187件が登録査定され、19.1%である4,538件が拒絶された。

<表VI-4-10> 国際商標登録出願の審査終結処理状況

(単位：件、%)

区分	計	登録査定	拒絶査定
2012年	20,274 (100)	15,594 (76.9)	4,680 (23.1)
2013年	21,143 (100)	15,878 (75.1)	5,265 (24.9)
2014年	21,667 (100)	16,650 (76.8)	5,017 (23.2)
2015年	21,078 (100)	15,866 (75.3)	5,212 (24.7)
2016年	22,857 (100)	17,298 (75.7)	5,559 (24.3)
2017年	24,781 (100)	19,576 (79.0)	5,205 (21.0)
2018年	23,725 (100)	19,187 (80.9)	4,538 (19.1)

*多類商標基準、()は構成比

2. デザイン登録出願の審査状況

商標デザイン審査局 商標審査政策課 主務官 オム・ジェシク

デザイン登録出願1次審査処理件数は60,670件で、この中で47.3%に該当する28,708件は登録査定、52.7%に該当する31,962件は意見提出通知をした。1次審査処理期間は2018年4.9ヵ月であった。

<表VI-4-11>デザイン登録出願の1次審査処理状況

(単位：件、%)

区分	計	登録査定	意見提出	審査処理期間
2012年	65,039 (100)	31,168 (47.9)	33,871 (52.1)	8.8ヵ月
2013年	67,021 (100)	30,757 (45.9)	36,264 (54.1)	7.3ヵ月
2014年	71,851 (100)	34,149 (47.5)	37,702 (52.5)	6.5ヵ月
2015年	69,399 (100)	29,000 (41.8)	40,399 (58.2)	4.4ヵ月
2016年	66,706 (100)	32,755 (49.1)	33,951 (50.9)	4.7ヵ月
2017年	63,245 (100)	30,598 (51.6)	32,647 (51.6)	4.9ヵ月
2018年	60,670 (100)	28,708 (47.3)	31,962 (52.7)	4.9ヵ月

*複数デザイン基準、審査処理期間は2009年までは12月末基準/2010年以降は年平均基準

* ()は構成比

最終的な審査処理件数は60,839件で、この中で86.7%に該当する52,750件は登録査定、13.3%に該当する8,089件は拒絶査定された。

<表VI-4-12>デザイン登録出願の審査最終処理状況

(単位：件、%)

区分	計	登録査定	拒絶査定
----	---	------	------

2012年	63,037 (100)	52,560 (83.4)	10,477 (16.6)
2013年	64,919 (100)	53,538 (82.5)	11,381 (17.5)
2014年	73,036 (100)	61,323 (84.0)	11,713 (16.0)
2015年	69,139 (100)	59,067 (85.4)	10,072 (14.6)
2016年	67,800 (100)	58,304 (86.0)	9,496 (14.0)
2017年	61,458 (100)	53,480 (87.0)	7,978 (13.0)
2018年	60,839 (100)	52,750 (86.7)	8,089 (13.3)

*複数デザイン基準、()は構成比

3. 異議審査の状況

商標デザイン審査局 商標審査政策課 主務官 オム・ジェシク

商標登録出願、デザイン登録出願及び国際商標登録出願に対する異議申立件数及び異議申立率、異議認容率などは、以下の表のとおりである。商標登録出願を基準として見ると、2018年の商標登録異議申立件数は1,552件で出願公告件数の1.5%に該当し、異議決定件数のうち異議申立に理由があると認容された割合は36.8%であった。

<表VI - 4 - 13> 異議申立件数、異議申立率及び異議認容率

(単位：件、%、ヵ月)

区分	2016年			2017年			2018年		
	商標	国際商標	デザイン	商標	国際商標	デザイン	商標	国際商標	デザイン
公告/登録件(A)	95,180	3,741	11,171	102,559	4,474	9,732	104,135	5,848	9,746
異議申立件(B)	1,918	46	42	1,712	44	35	1,552	45	34
異議申立率(B/A)	2.0	1.2	0.4	1.6	1.0	0.4	1.5	0.8	0.4
異議決定件(C)	1,985	39	44	1,960	39	39	1460	43	44
異議認容件(D)	849	9	20	888	9	21	537	4	32

異議認容率(D/C)	42.8	23.1	45.5	45.3	10.0	53.9	36.8	9.3	72.7
------------	------	------	------	------	------	------	------	-----	------

第5章 審判分野

第1節 審判請求及び処理状況

1. 権利別の審判請求及び処理件数状況

特許審判院 審判政策課 工業事務官 ユ・チョルジョン

審判請求件数は2018年10,151件であり、前年に比べ4.9%の減少となった。これは拒絶決定不服審判請求が前年度の6100件余りから2018年5300件余りに減少したからである。権利別に見ると、商標、デザインがそれぞれ13.3%、8.9%の増加となり、特許、実用新案がそれぞれ15.9%、14.1%の減少となった。

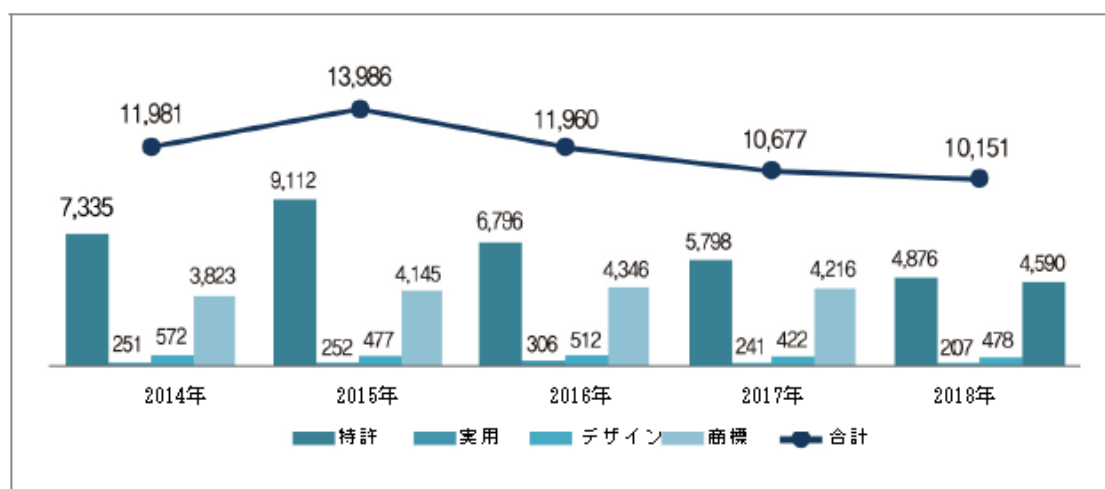
<表VI-5-1>権利別の審判請求状況

(単位：件、%)

年度		2014	2015	2016	2017	2018
請求 (増加率)	特許	7,335 (△9.6)	9,112 (24.2)	6,796 (△25.4)	5,798 (△14.7)	4,876 (△15.9)
	実用	251 (△25.3)	252 (0.4)	306 (21.4)	241 (△21.2)	207 (△14.1)
	デザイン	572 (26.0)	477 (△16.6)	512 (7.3)	422 (△17.6)	478 (13.3)
	商標	3,823 (△7.1)	4,145 (8.4)	4,346 (4.8)	4,216 (△3.0)	4,590 (8.9)
	計	11,981 (△7.9)	13,986 (16.7)	11,960 (△14.5)	10,677 (△10.7)	10,151 (△4.9)

*2017年3月に施行された特許取消申請265件を含む。(2017年請求111件、2018年請求154件)

<図VI-5-1>権利別の審判請求状況



審判処理件数は2018年10,546件で、前年度に比べ7.0%の増加となった。権利別にはデザインのみ2.3%減少し、特許13.0%、実用新案19.1%、商標0.6%の増加となった。

<表VI-5-2>権利別の審判処理及び審査前置登録状況

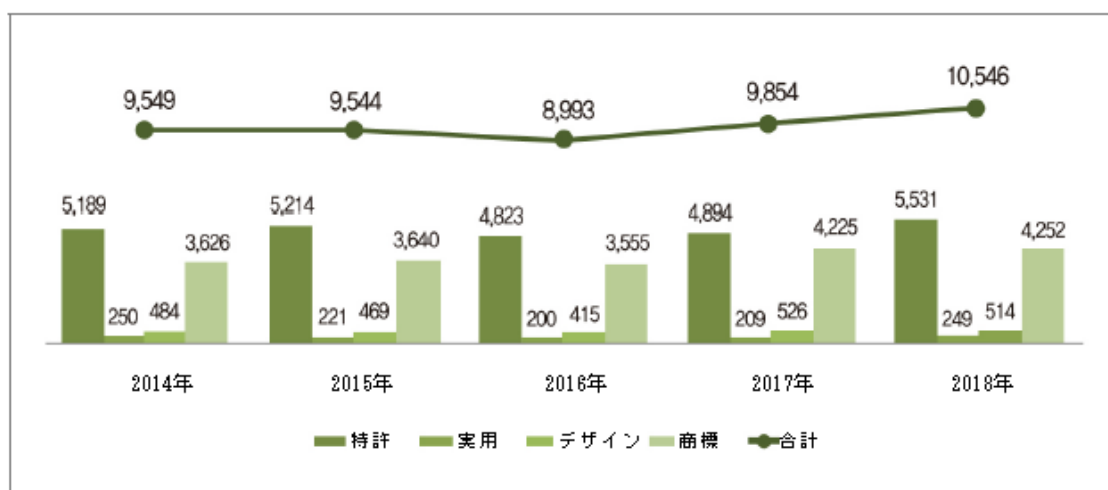
(単位：件、%)

年度		2014	2015	2016	2017	2018
処理 (増加率)	特許	5,189 (△3.1)	5,214 (0.5)	4,823 (△7.5)	4,894 (1.5)	5,531 (13.0)
	実用	250 (△32.4)	221 (△11.6)	200 (△9.5)	209 (4.5)	249 (19.1)
	デザイン	484 (4.1)	469 (△3.1)	415 (△11.5)	526 (26.7)	514 (△2.3)
	商標	3,626 (△9.5)	3,640 (0.4)	3,555 (△2.3)	4,225 (18.8)	4,252 (0.6)
	計	9,549 (△6.3)	9,544 (△0.1)	8,993 (△5.8)	9,854 (9.6)	10,546 (7.0)
審査 前置登録 (増加率)	特許	2,476 (△29.6)	1,786 (△27.9)	1,122 (△37.2)	257 (△77.1)	71 (△72.4)
	実用	1 (△95.0)	0 (△100.0)	0 (-)	0 (-)	0 (-)
	デザイン	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)

	商標	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
	計	2,477 (△30.0)	1,786 (△27.9)	1,122 (△37.2)	257 (△77.1)	71 (△72.4)

*処理は無効処分及び前置登録件数は除外

<図VI-5-2>年度別の審判処理状況



2. 審判請求人別の審判請求状況

請求人別審判請求件数の割合は、韓国企業39.9%、外国企業31.1%であり、韓国人・外国人を合わせた個人が25.4%を占めた。

<表VI-5-3>審判請求別の審判請求状況

(単位：件、%)

年度		2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
韓国個人	特許	731	805	832	901	910
	実用	129	147	192	153	122
	デザイン	198	194	224	170	176
	商標	924	933	974	1,052	1,287
	計	1,982 (16.5)	2,079 (14.9)	2,222 (18.6)	2,276 (21.3)	2,495 (24.6)
外国個人	特許	48	50	41	42	31
	実用	1	1	1	-	-
	デザイン	6	1	-	1	2
	商標	54	50	50	55	49

	計	109(0.9)	102(0.7)	92(0.8)	98(0.9)	82(0.8)
韓国企業	特許	2,819	4,706	2,754	2,425	1,992
	実用	114	93	108	84	73
	デザイン	313	234	235	202	240
	商標	1,486	1,615	1,619	1,620	1,748
	計	4,732 (39.5)	6,648 (47.5)	4,716(39.4)	4,331(40.6)	4,053(39.9)
外国企業	特許	3,952	3,253	2,864	2,148	1,631
	実用	7	11	4	3	6
	デザイン	45	45	53	47	57
	商標	1,511	1,523	1,676	1,458	1,462
	計	5,515(42.4)	4,832(34.5)	4,597(38.4)	3,656(34.2)	3,156(31.1)
公共研究機関	特許	113	145	111	93	74
	実用	-	-	-	-	2
	デザイン	-	1	-	1	3
	商標	12	3	10	9	39
	計	125(1.0)	149(1.1)	121(1.0)	103(1.0)	118(1.2)
大学	特許	129	147	180	177	141
	実用	1	-	1	1	1
	デザイン	2	2	-	-	
	商標	12	14	6	6	
	計	144 (1.1)	163 (1.2)	187(1.6)	184(1.7)	142(1.4)
その他	特許	22	6	14	12	97
	実用	-	-	-	-	3
	デザイン	-	-	-	1	
	商標	11	7	11	16	5
	計	33(0.3)	13(0.1)	25(0.2)	29(0.3)	105(1.0)

*その他:国、自治団体など

* () は構成比(%)

3. 韓国人・外国人間での当事者系の審判請求状況

2018年の当事者系審判は全体件数で4,542件が請求され、この中で韓国人と韓国人間での審判請求は3,063件(67.4%)、韓国人と外国人間での審判請求は1,305件(28.7%)、外国人と外国人間での審判請求は174件(3.8%)であった。

<表VI-5-4> 韓国人・外国人間での当事者系審判請求状況

(単位:件)

年度	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
----	-------	-------	-------	-------	-------

韓国人 と 韓国人	特許	765	889	795	771	741
	実用	124	127	97	55	41
	デザイン	382	320	370	309	360
	商標	1,157	1,474	1,413	1,502	1,921
	計	2,428	2,810	2,675	2,637	3,063
韓国人 と 外国人	特許	270	1,970	359	401	213
	実用	3	2	-	1	
	デザイン	3	8	6	-	3
	商標	146	194	184	211	223
	計	422	2,174	549	613	439
外国人 と 韓国人	特許	20	15	19	9	15
	実用	1	2	-	-	
	デザイン	18	19	20	21	12
	商標	585	750	939	739	839
	計	624	786	978	769	866
外国人 と 外国人	特許	17	11	7	20	4
	実用	-	2	-	-	
	デザイン	-	-	-	-	
	商標	118	162	179	195	170
	計	135	175	186	215	174
合計	特許	1,072	2,885	1,180	1,201	973
	実用	128	133	97	56	41
	デザイン	403	347	396	330	375
	商標	2,006	2,580	2,715	2,647	3,153
	計	3,609	5,945	4,388	4,234	4,542

*韓国人と韓国人:請求人が韓国人・被請求人が韓国人

*韓国人と外国人:請求人が韓国人・被請求人が外国人

*外国人と韓国人:請求人が外国人・被請求人が韓国人

*外国人と外国人:請求人が外国人・被請求人が外国人

4. 韓国企業・外国企業間での審判請求状況

2018年の韓国企業と外国企業間での審判請求全体件数は860件であり、前年度に比べ8.2倍の減少となった。外国企業の審判請求は512件(59.5%)で、韓国企業の審判請求の348件(40.5%)より高く、外国企業が審判請求した512件の中には、商標事件が498件(97.3%)で多数を占め、韓国企業が請求した348件の中には、特許事件が212件(60.9%)で多数を占めている。

＜表VI-5-5＞韓国企業・外国企業間での審判請求状況

(単位：件)

区分			2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
請求人	被請求人	権利別					
韓国企業	外国企業	特許	251	1,939	341	395	212
		実用	3	-	-	1	-
		デザイン	1	8	4	-	3
		商標	104	119	118	114	133
		計	359	2,066	463	510	348
外国企業	韓国企業	特許	18	15	17	8	12
		実用	-	-	-	-	-
		デザイン	7	6	7	5	2
		商標	317	425	600	414	498
		計	342	446	624	427	512
合計		特許	269	1,954	358	403	224
		実用	3	-	0	1	-
		デザイン	8	14	11	5	5
		商標	421	544	718	528	631
		計	701	2,512	1,087	937	860

5. 中小企業・大企業間での審判請求状況

中小企業と大企業間での審判請求件数は、2018年は全体件数が117件となり、前年度に比べ17.0%の増加となった。権利別には商標が87件で74.4%を占め、中小企業と

大企業間の商標分野において最も紛争が多く発生している。

<表VI-5-6> 中小企業・大企業間での審判請求状況

(単位：件)

年度	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
特許	77	26	31	24	27
実用	4	-	2	-	-
デザイン	5	-	2	3	3
商標	111	79	90	73	87
計	197	105	125	100	117

* 中小企業：中小企業基本法に基づく企業

(2015年以降からは大企業において中堅企業を除外)

6. 審判処理期間の状況

審判処理期間は、2018年は12.0ヵ月で前年比1.5ヵ月が増え、特許と実用新案は平均15.6ヵ月、商標デザインは9.0ヵ月かかることが分かった。これは、2015年に急増した当事者系審判事件を2015年から優先処理しているため、査定系審判処理期間が遅れ、全体的な審判事件の処理が遅れているためである。

<表VI-5-7> 年度別の審判処理期間状況

(単位：ヵ月)

年度	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
特許・実用	9.4	7.2	10.0	11.9	15.6
商標・デザイン	7.3	6.4	8.9	9.1	9.0
計	7.9	6.9	9.5	10.5	12.0

第2節 特許裁判所の訴訟提起及び判決状況

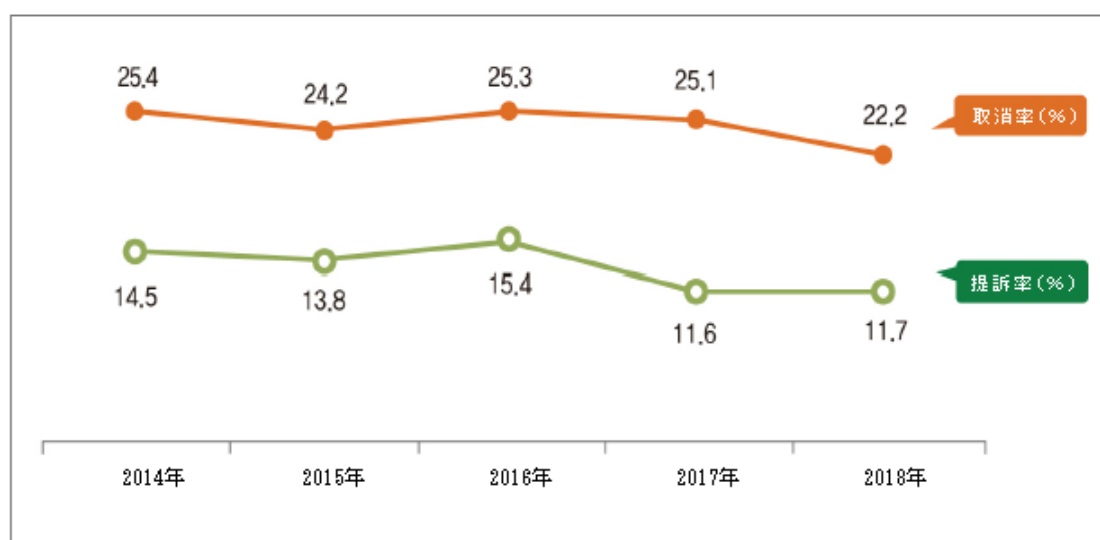
特許審判院 審判政策課 工業事務官 ユ・チョルジョン

1998年に特許裁判所が設立されて以来、特許審判院の審決に対し特許裁判所に訴を提起した割合は15%台を維持してきたが、2017年以降大幅に減り11%台に減少した。特許裁判所の判決の中で特許審判院の審決を取消した割合である審決取消率は2018年22.2%で、前年度に比べ2.9pの減少となった。

＜表VI-5-8＞特許裁判所の訴訟提起及び判決状況

(単位：件、%)

年度	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
訴訟提起可能審決	6,567	6,347	6,417	7,389	7,473
訴訟提起	954	873	987	859	877
提訴率(%)	14.5	13.8	15.4	11.6	11.7
判決件数	971	817	889	971	887
取消判決	247	198	225	244	197
取消率(%)	25.4	24.2	25.3	25.1	22.2



第3節 最高裁判所への上告提起及び宣告状況

特許審判院 審判政策課 工業事務官 ユ・チョルジョン

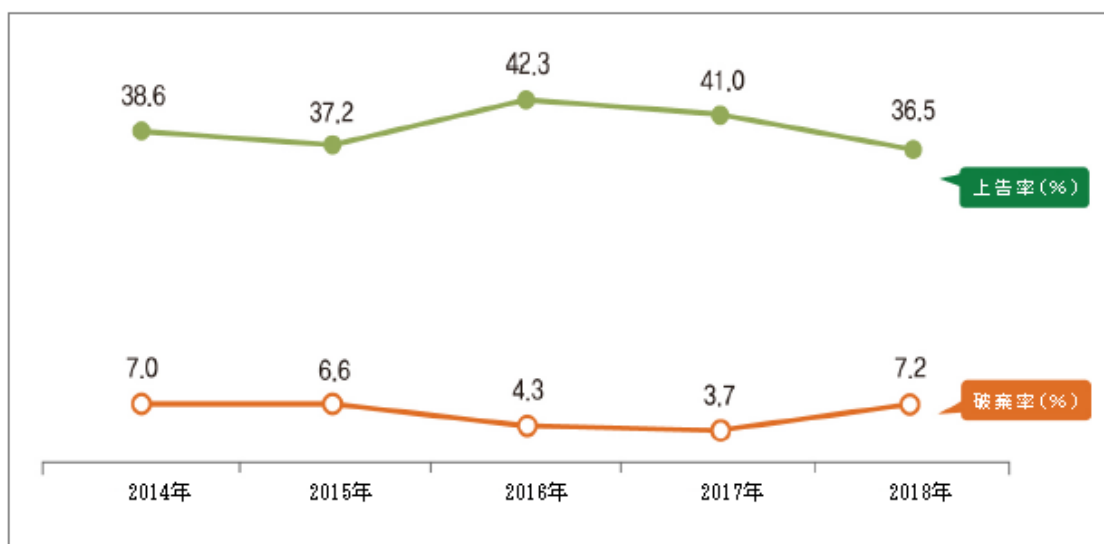
2018年の特許裁判所判決に不服して最高裁判所に上告した割合は、前年度に比べ4.5%p減少した36.5%であり、上告審で特許裁判所の判決を破棄した割合は2018年7.2%で、前年度に比べ3.5%pの増加となった。

＜表VI-5-9＞最高裁判所への上告提起及び宣告状況

(単位：件、%)

年度		2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
特許裁判所判決		736	646	755	788	684
上告	件数	284	240	319	323	250
	上告率(%)	38.6	37.2	42.3	41.0	36.5
高裁判所宣告		315	257	278	297	276
破棄	件数	22	17	12	11	20
	上告率(%)	7.0	6.6	4.3	3.7	7.2

*特許裁判所の判決件数：全体判決件数のうち、認容、棄却、却下を意味する。



付録

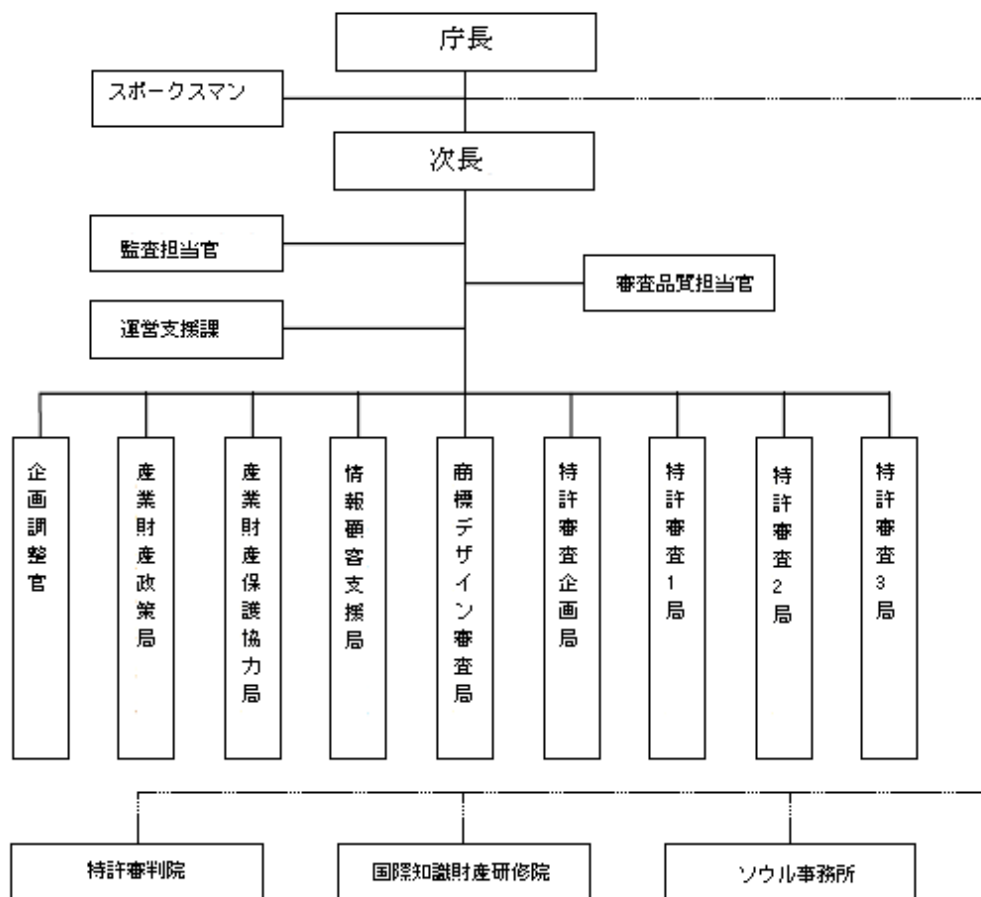
1. 歴代庁長

歴代	氏名(漢字)	任期期間	任命前の直前経歴
初代	裴相穢	1977. 3. 12～1977. 12. 23	工業団地管理庁長
2代	安永哲	1977. 12. 23～1978. 12. 30	特許庁次長
3代	李相燮	1978. 12. 30～1982. 12. 18	商工部次官補
4代	洪性佐	1982. 12. 28～1985. 10. 19	商工部第1次官補
5代	車秀明	1985. 10. 19～1988. 3. 4	商工部第1次官補
6代	朴弘植	1988. 3. 5～1990. 3. 19	特許庁次長
7代	金喆寿	1990. 3. 20～1991. 9. 18	商工部第1次官補
8代	金泰俊	1991. 9. 20～1993. 3. 3	商工部第2次官補
9代	安光吞	1993. 3. 4～1995. 12. 25	商工部第2次官補
10代	鄭海洙	1995. 12. 26～1996. 12. 23	通産部次官補
11代	韓憲洙	1996. 12. 24～1997. 3. 6	通産部通商貿易室長
12代	崔弘建	1997. 3. 7～1998. 3. 8	通産部企画管理室長
13代	金守東	1998. 3. 9～1999. 5. 26	特許庁次長
14代	吳剛鉉	1999. 5. 26～2000. 8. 11	産業資源部次官補
15代	林来圭	2000. 8. 11～2002. 2. 4	特許庁次長
16代	金光琳	2002. 2. 5～2003. 3. 3	予算決算委首席専門委員

17代	河東万	2003. 3. 3～2004. 9. 3	国務調整室経済調整官
18代	金鍾甲	2004. 9. 3～2006. 1. 31	産業資源部次官補
19代	全湘雨	2006. 2. 1～2008. 4. 30	特許庁次長
20代	高廷植	2008. 5. 1～2010. 4. 30	産業資源部 エネルギー 資源政策本部長
21代	李秀元	2010. 5. 1～2012. 4. 30	大統領室非常経済状況室長
22代	金昊源	2012. 5. 1～2013. 3. 17	国務総理室国政運営2室長
23代	金榮敏	2013. 3. 18～2015. 3. 17	特許庁次長
24代	崔東圭	2015. 5. 12～2017. 5. 11	駐ガーナ韓国大使館特命全権大使
25代	成允模	2017. 7. 27～2018. 9. 20	国務調整室経済調整室長
26代	朴原住	2018. 9. 28～現在	産業資源部 エネルギー 資源室長

2. 機構・定員・予算現況

イ. 機構：1官8局52課15チーム、3所属機関



ロ. 定員：1,661人(本庁1,448人、所属機関213人)

(2018.12.31. 基準、単位：人)

区分	政務職	高位公務員団	3・4～4級	4・5～5級	6級以下	管理運営	計
計	1	23	98	1,075	421	43	1,661
本庁	1	10	53	978	371	35	1,448
特許審判院	-	12	41	85	16	-	154
研修院	-	1	3	9	18	4	35
ソウル事務所	-	-	1	3	16	4	24

ハ. 予算：2018年歳入・歳出予算は7,023億ウォン(2017年対比10.3%増加)

(百万ウォン、%)

区分		2017年 予算(A)	2018年 予算(B)	増減 (B-A)	増加率
合計		636,888	702,278	65,390	10.3
歳入	○手数料収入	481,849	505,617	23,768	4.9
	○その他収入	155,039	196,661	41,622	26.8
歳出	○主要事業費	262,589	279,758	17,169	6.5
	■審査・審判サービスの提供	85,587	81,782	△3,805	△4.4
	■知的財産創出基盤の強化	92,383	91,498	△885	△1.0
	■知的財産権保護及び活用促進	47,735	69,951	22,216	46.5
	■知的財産行政の情報化	32,320	31,811	△509	△1.6
	■知的財産行政の総合支援	4,564	4,716	152	3.3
	○公共資金管理基金預託金	41,213	52,967	11,754	28.5
	○機関運営経費	144,173	151,459	7,286	5.1
	○公務員年金など	188,913	218,094	29,181	15.4

3. 特許庁所管の法令現況

法律(9)	大統領令(12)	付属令(9)	所管部署
特許法	特許法施行令	特許法施行規則	特許審査制度課
	特許権などの登録令	特許権などの登録令施行規則	登録課
	特許権の受容実施などに関する規定		産業財産政策課
		特許料などの徴収規則	情報顧客政策課
実用新案法	実用新案法施行令	実用新案法施行規則	特許審査制度課
デザイン保護法	デザイン保護法施行令	デザイン保護法施行規則	デザイン審査政策課
商標法	商標法施行令	商標法施行規則	商標審査政策課
発明振興法	発明振興法施行令		産業財産政策課
	公務員職務発明の処分・管理及び補償などに関する規定	公務員職務発明の処分・管理及び補償などに関する規定施行規則	産業財産政策課
不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律	不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律施行令		産業財産保護政策課
半導体集積回路の配置設計に関する法律	半導体集積回路の配置設計に関する法律施行令	半導体集積回路の配置設計に関する法律施行規則	産業財産創出戦略チーム

弁理士法	弁理士法施行令	弁理士法施行規則	産業財産人材課
発明教育の活性化及び支援に関する法律	発明教育の活性化及び支援に関する法律施行令		産業財産人材課

4. 2018年庁長のマスコミ広報活動

報道日付	報道内容	報道媒体	備考
1. 1	防弾少年団と特許韓流	ファイナンシャルニュース	寄稿
1. 4	高品質の特許で、イノベーション成長・職場づくり・公正経済を支援する	デジタルタイムズ	インタビュー
1. 7	財源となる強い特許で、第四次産業革命の勝機をつかむ。	ハローディデー	インタビュー
1. 15	知的財産権を守ることで、平昌オリンピックが成功する	中央日報	寄稿
1. 16	第四次産業革命は知的財産が導く	ニューストマト	インタビュー
1. 16	第四次産業革命時代、知的財産政策にその答えがある	大田日報	寄稿
1. 26	財源となる強い知的財産で、第四次産業革命を主導	電気設備	インタビュー
2. 13	第四次産業革命と新特許分類	大田日報	寄稿
2. 20	経済的弱者に対する知的財産保護の強化	アジア経済	インタビュー
2. 26	革新的な経済成長に向けて特許品質の向上	ファイナンシャルニュース	インタビュー
3. 6	傾いた知的財産の運動場を正す	ソウル新聞	寄稿
3. 6	財源となる強い知的財産の保護強化…第4次産業時代の革新成長・職場創出を主導	イデイリ	インタビュー
3. 8	知識と特許	ソウル経済	寄稿
3. 13	第四次産業革命時代の知財権、海外サービスの槍と盾	大田日報	寄稿
3. 15	エジソンと知的財産(IP)金融	ソウル経済	寄稿
3. 22	二十歳になった特許審判院	ソウル経済	寄稿
3. 29	匂い・音も財産だ	ソウル経済	寄稿
4. 5	猿の写真とAI発明	ソウル経済	寄稿
4. 10	第四次産業革命はと知的財産基盤革新エコシステム	大田日報	インタビュー
4. 12	ビートルズと商標権	ソウル経済	寄稿
4. 16	第四次産業革命はスピード…AIなど7分野の特許権優先審査	国民日報	インタビュー
4. 16	UAE輸出、外交セールスの成功事例	マネーTODAY	インタビュー

4.19	ワットとボルト	ソウル経済	寄稿
4.23	天然真珠の教訓と特許	毎日経済	寄稿
4.24	傾いた特許の運動場を正す	ネイル新聞	インタビュー
4.25	建設神話の「烈士の土地」 中東に知的財産の韓流	東亜日報	インタビュー
4.26	韓国デザインの力	ソウル経済	寄稿
5.5	特許はR&Dに羽を付ける、財源となる知的財産の創出	韓国経済	インタビュー
5.8	第四次産業革命、特許行政知能情報化戦略を策定	大田日報	寄稿
5.15	韓国版アイアンマン、発明英雄のために	東亜日報	寄稿
5.29	財源となる強い知的財産創出関連事業化を促進させ、よい職場をつくる	朝鮮日報	インタビュー
6.1	財源となる特許を作れば職場が増える	月刊朝鮮	インタビュー
6.1	IP office interview: KIPO 「Talking bout a revolution」	World review	IP インタビュー
6.5	国民が体感する特許審判革新	大田日報	寄稿
6.13	IP5、特許審査協力の新しい場を開く	電子新聞	寄稿
6.20	IP5審査参与は韓国審査レベルの検証機会	ソウル新聞	インタビュー
6.25	世界共通特許の産室となる韓国を夢見る	毎日経済	寄稿
7.2	IP担保貸出の拡散「邪魔になるもの」を取り除く	マネーTODAY	インタビュー
7.2	韓国革新企業の資金難は依然…IP金融拡散・定着させる	電子新聞	インタビュー
7.5	S, Korea's IP Leadership to play key role in innovative growth	Korea Herald	インタビュー
7.6	ミシシッピ川で特許を話す	ソウル経済	寄稿
7.10	知的財産強国のIP5会員国…「特許コリア」が主導	アジア経済	インタビュー
7.11	特許分析により新事業の発掘、中小・中堅企業の競争力を高める	ソウル経済	インタビュー
7.13	第四次産業革命時代を導く	KTV	放送出演
7.24	間違えて納付した特許手数料を職権で払い戻す	亜州経済	インタビュー
8.13	専門性活用調査権を積極行使、大企業のアイデア奪取を防止する	デジタルタイムズ	インタビュー
8.20	知的財産、正當に払う文化の安着	ファイナンシャルニュース	寄稿
8.22	韓国、知財権強国になる…海外市場進出の新たな突破口になる	電子新聞	インタビュー
10.1	第四次産業革命、革新的技術・知的財産確保が競争力	デジタルタイ	インタビュー

	を左右	ムズ	ー
10.4	知的財産侵害に懲罰的損害賠償制度の導入を推進	国民銀行	インタビュー
10.10	知的財産政策革新…第四次産業革命を牽引する	ファイナンシャルニュース	インタビュー
10.30	知的財産、競争と協力「二つの羽」が必要だ	東亜日報	寄稿
11.7	最初の冷蔵庫は二階建ての大きさ	ネイル新聞	寄稿
11.22	国際特許はない？	ネイル新聞	寄稿
12.10	ワインリコルキンとブランドの管理	ネイル新聞	寄稿
12.17	「生活の中の特許」の創出・保護強化…知的財産の底辺を拡大	ソウル経済	インタビュー

5. 2018年庁長の現場における疎通活動

日付	場所	内容	報道媒体
1.9	ノボテルアンバサダー	発明特許人新年会	グローバルニュース通信
1.16	ベトナム	韓-ベトナムの特許庁長官会談	連合ニュース
1.16	ベトナム	ベトナム科学技術部次官との懇談会	連合ニュース
1.29	国際知識財産研修院	特許路1番街で開かれた討論会	ニューシス
2.1	韓国科学技術研究院	特許庁-韓国科学技術研究院のMOU	ニューシス
2.2	韓国貿易保険公社	特許庁-韓国貿易保険公社のMOU	連合ニュース
2.5	大田地方警察庁	大田地検特許犯罪捜査部の看板式	ニュース1
2.6	スラチェ	中小企業の知的財産政策懇談会	中道日報
2.7	政府ソウル庁舎	特許庁・警察庁・消防庁・海洋警察庁のMOU	ニューシス
2.9	特許庁ソウル事務所	駐韓ヨーロッパ大使と懇談会	ニューシス
2.13	中里市場	伝統市場を訪問し激励	Moneytoday
2.23	特許庁ソウル事務所	特許庁-地域児童センター中央支援団の業務協約	ニューシス
2.23	エルタワー	大韓弁理士会の総会	ニューシス
2.28	ドバイ	UAE特許情報システムの開通式	デジタルタイムズ
2.28	ドバイ	UAE次官と会談	ソウル経済
3.6	朝鮮ホテル	第1回IP戦略フォーラム	韓国経済
3.6	韓国知識財産センター	YOUME科学文化賞の授賞式	デジタルタイムズ
3.7	特許庁ソウル事務所	知的財産未来戦略委員会の第3次フォーラム	連合ニュース

3.13	政府大田庁舎	特許庁-調達庁、創業・ベンチャー企業販路支援のMOU	ヘラルド経済
3.23	(株)KAT	IP-R&D支援参加企業の現場訪問	ニューシス
3.27	ブルネイ	韓-ブルネイ特許庁の長官会談	ファイナンシャルニュース
3.27	ブルネイ	韓-ASEAN特許庁の長官会談	連合ニュース
4.5	国会議員会館	「第四次産業革命中核技術と知的財産」の政策討論会	ENEWS TODAY
4.6	特許庁ソウル事務所	知的財産政策記者団の発足式	ニューシス
4.12	(株)広開土研究所	IPサービス業界の現場訪問	ENEWS TODAY
4.17	忠南大学	女性科学技術人の知財権アカデミー	ENEWS TODAY
4.23	特許法院	特許法院開院の20周年記念式	ニュース1
4.25	イムペリオルパレス	知的財産国際シンポジウム	連合ニュース
4.26	ラマダプラザ済州	「第四次産業革命時代の知的財産政策方向」について講演	ニュース1
4.26	(株)PNIカンパニー	IPスター企業の現場訪問	ニューシス
4.26	朝微笑牧場	IPスター企業の訪問	アジア経済
4.27	西帰浦産業科学高校	発明特性化高校の現場訪問及び発明特性化高校校長と懇談会	ニューシス
4.27	済州IP創業ゾーン	済州IP創業ゾーンの現場訪問	ENEWS TODAY
5.3	大田コンベンションセンター	2018韓国生産製造学会の特許発明展	ニューシス
5.10	ソウルSCコンベンション	全国中小企業の知的財産経営人クラブ総会	ニューシス
5.11	KTチェンバーホール	青少年発明記者団フェスティバル	連合ニュース
5.11	エルタワー	大学知的財産教育の拡大コンファレンス	ENEWS TODAY
5.16	東大門デザインプラザ	第53回発明の日記念式	連合ニュース
5.18	国会	キム・チャンジュン政経アカデミーで特別講演	連合ニュース
5.30	韓国科学技術会館	知的財産サービス産業の発展懇談会	ニューシス
5.30	韓国知識財産センター	国際知識財産保護協会の会長団懇談会	ニューシス
5.30	韓国科学技術会館	2018知的財産情報サービスSHOW & FAIR	連合ニュース
5.30	韓国科学技術会館	知識財産サービス協会の10周年記念式	ENEWS TODAY
6.1	(株)Wilus標準技術	標準特許創出支援事業参加機関の訪問	ニュース1
6.4	光州GwangCheon小学校	光州GwangCheon小学校の発明教育	ニューシス

		センター訪問	
6. 4	(株)Seyein ENS	光州IPスター企業の訪問	ENEWS TODAY
6. 5	全南イムジャジュン	発明体験広場	連合ニュース
6. 7	ウェスティン朝鮮ホテル	第8回国際知的財産権及び産業保安 コンファレンス	ファイナンシャル ニュース
6.12	米国ニューオルリオンジュ	韓・米特許庁の長官会談	ニューシス
6.14	米国ニューオルリオンジュ	IP5特許庁の長官会談	ニューシス
6.21	ロシアモスクバ	韓・ロシア特許庁の長官会談	ニュース1
6.21	ロシアモスクバ	韓・ユーラシア (EAPO) 特許庁の長 官会談	ニュース1
6.26	ロッテホテルソウル	IP戦略フォーラム	連合ニュース
6.27	ルメリディアンホテルソウ ル	2018上半期の特許技術賞授賞式	中央日報
6.28	KINTEX	2018女性発明王エキスポ	ニュース1
6.29	ザープラザ	2018グローバルIP金融コンファレ ンス	毎日経済
7. 5	政府大田庁舎	韓・ロシア特許庁の長官会談	ニュース1
7.18	政府大田庁舎	タイ知的財産権局と懇談会	ニューシス
7.20	KINTEX	2018青少年発明フェスティバル	イデイリー
7.20	コリアナホテル	特許庁・教育部のMOU	連合ニュース
8. 9	COEX	グローバル産業競争力フォーラム 及び価値創意財産の発足式	電気新聞
8.10	大韓弁理士会館	大韓弁理士の懇談会	アジア経済
10.24	63コンベンションセンター	第21回韓国電気文化大賞の授賞式	ニューシス
10.29	(株)Biototech	知的財産R&D企業の訪問	アジア経済
10.30	イムペリアルパレス	国際商標・デザインフォーラム	ニュース1
10.30	グランドウォーカーヒル	韓・中特許庁の長官会談	連合ニュース
10.31	慶北道庁	2018慶北知的財産フェスティバル	ニューシス
10.31	(株)バンカンFNB	慶北IPスター企業の訪問	ニューシス
11. 1	イムペリアルパレス	商標・デザイン先進5カ国会議	連合ニュース
11.12	イムペリアルパレス	国際特許審査協力コンファレンス	ファイナンシャル ニュース
11.12	国会議員会館	第1回国民安全発明チャレンジ	ENEWS TODAY
11.15	大韓弁理士会	大韓弁理士の懇談会	ファイナンシャル ニュース
11.22	(株)ヒョーシンテック	仁川IPスター企業の訪問	ファイナンシャル ニュース
11.22	松島セントラルパークホテ	2018仁川知的財産フェスティバル	ファイナンシヤ

	ル		ルニュース
11.23	COEX	2018生活発明コリア	連合ニュース
11.26	保健産業革新創業センター	保健医療R&D創出のための特許庁・福祉部のMOU	ニューシス
11.27	国会議員会館	韓半島知的財産競争力強化のための未来戦略討論会	ニュース1
12.3	JWマリオット	特許庁IP保護コンファレンス2018	ニュース1
12.4	特許庁ソウル事務所	駐韓EU大使と面談	ソウル経済
12.5	国会議員会館	南北知的財産交流と北朝鮮制裁討論会	Moneytoday
12.6	COEX	2018大韓民国知的財産大典	ニューシス
12.6	特許庁ソウル事務所	韓・UAE知財権分野のMOU	ニューシス
12.10	国会議員会館	特許品質保護宣言大会及びIP優秀議定活動授賞式	ファイナンシャルニュース
12.13	中国武漢ぶかん	韓・中・日特許庁の長官会談	連合ニュース
12.14	中国上海	特許庁長官・上海副市長の会談	ニューシス

2018年度知的財産白書

発行日：2019年5月

発行人：朴原住(パク・ウォンジュ)

発行処：特許庁

〒35208

大田広域市西区庁舎路189

(政府大田庁舎4棟)

- ◆本冊子は著作権法により保護される著作物であり、無断転載や複製は禁じております。
- ◆本冊子に関する問い合わせなどがありましたら、以下の連絡先までお問い合わせください。
 - － 特許庁企画財政担当官室、電話：042-481-5288